

48-R 007

医療機器システム開発の基本構想

(社会開発システムに関する調査研究報告書①)

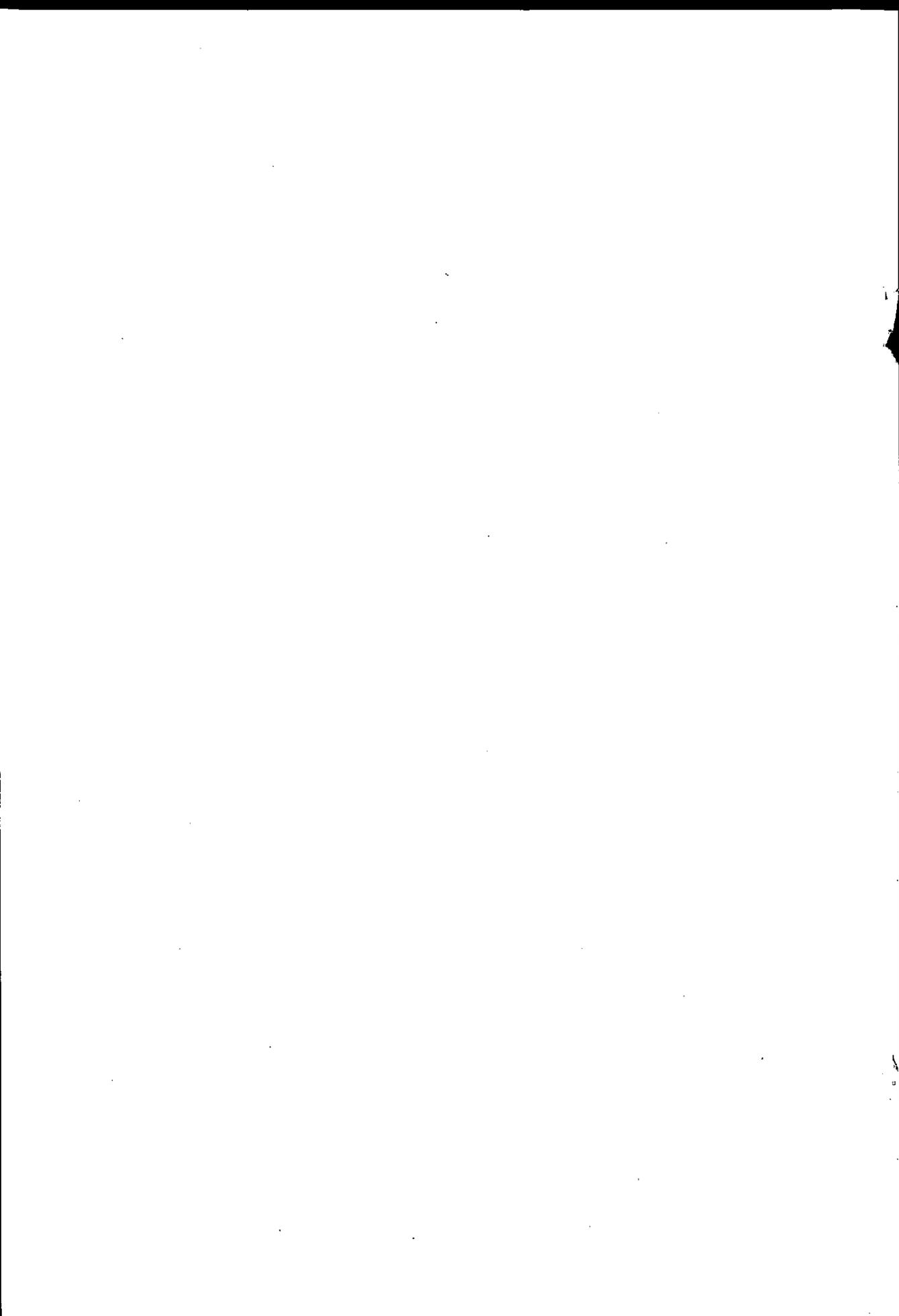
昭和 49 年 6 月



財団法人 日本情報処理開発センター

この報告書は、日本自転車振興会から競輪収益の一部である機械工業振興資金の補助を受けて昭和48年度に実施した「社会開発システムに関する調査研究」の一環としてとりまとめたものであります。





序

近年、科学技術の進歩はまことにめざましくなかでも情報処理や電子工学技術においては、とくに著しいものがあります。

一方、国民の間には福祉向上に対する期待がますます強まり、これとともに、これら科学技術の進歩を直接、国民の福祉に役立てようとする機運も高まってまいりました。

こうした情勢から、当財団では、かねて情報処理技術の立場から公共性の高いシステムの開発あるいはこれに関する調査研究をすすめてまいりましたが、昭和48年度におきましては、このうち国民の健康に密接な関わりをもつ医療の分野への適用について調査研究を実施いたしました。

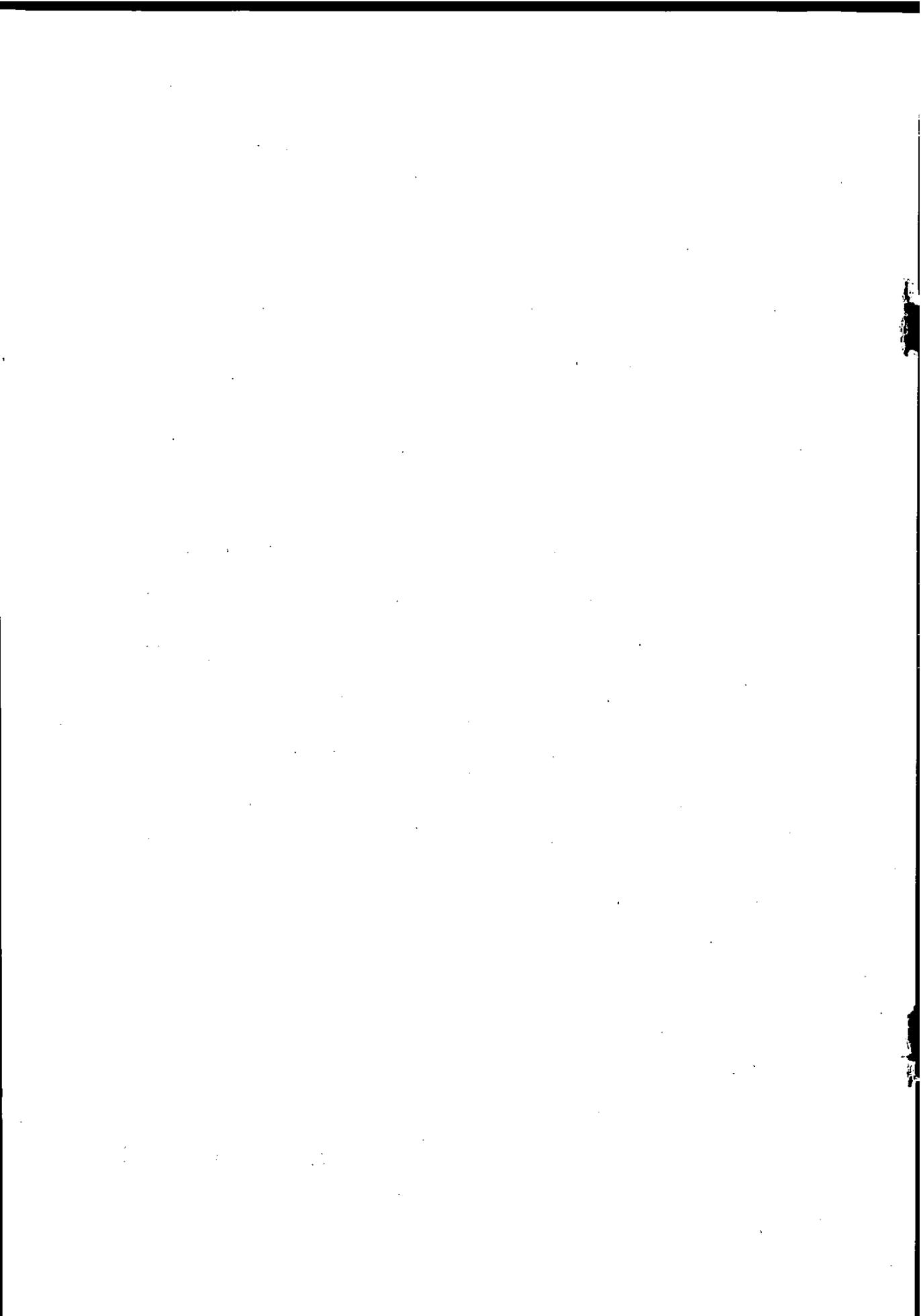
本報告書はその成果の一環としてとりまとめたものであります。

この成果が、今後わが国における医療のシステム化へ寄与し、ひいては国民の医療サービス向上に貢献し得ますよう、念願する次第であります。

おわりに、この調査研究の実施にあたり、ご協力賜りました各位に深く感謝の意を表します。

昭和49年6月

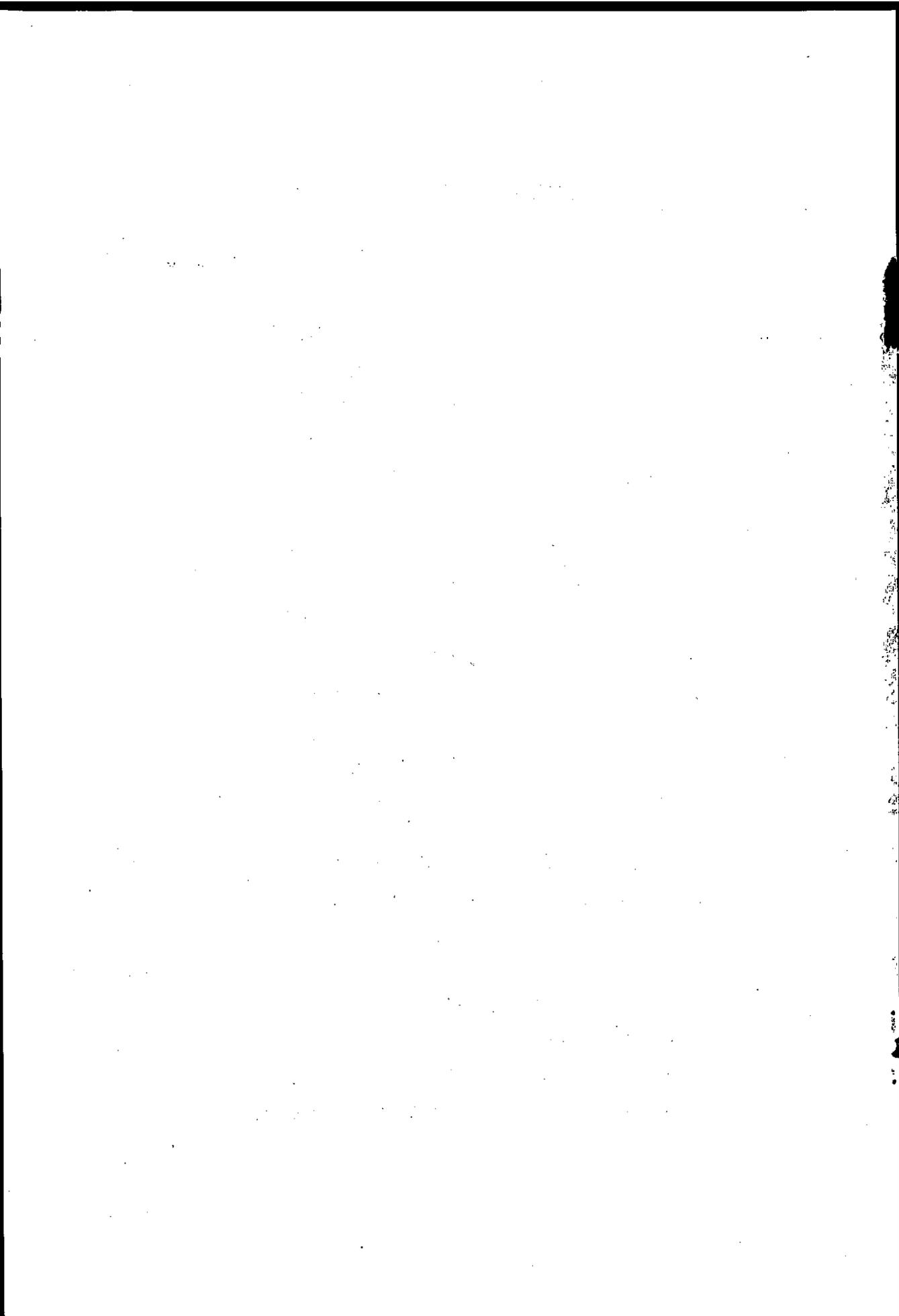
財団法人 日本情報処理開発センター
会長 中 島 征 帆



医療機器システム開発委員会

(五十音順, 敬称略)

委員長	阪本捷房	東京電機大学学長
委員	樺山貞登	東京工業大学工学部助教授
	渥美和彦	東京大学医学部教授
	阿部裕	大阪大学医学部教授
	岩井喜典	東京芝浦電気(株)取締役
	江見康一	一橋大学経済研究所教授
	大島正光	東京大学医学部教授
	榎田良精	国際医学情報センター理事
	勝沼晴雄	東京大学医学部教授
	倉田正一	慶応義塾大学医学部教授
	小泉明	東京大学医学部教授
	甲本幸男	(株)日立メディコ取締役副社長
	小松国男	通商産業省機械情報産業局電子政策課長
	斉藤正男	東京大学工学部助教授
	杉崎真	日本電気(株)情報処理産業システム営業本部 本部長代理
	高柳晃	日本電信電話公社データ通信本部副本部長
	馬場行雄	前自治省大臣官房情報管理官
	藤沢正輝	日本医師会常任理事
	藤本和男	通商産業省機械情報産業局電子機器電機課長
	三輪博秀	富士通(株)応用開発部長
	宮脇一男	大阪医療システム研究会代表
	渡辺文明	三菱電機(株)電子事業部電子計画部長
	和地洋平	沖電気工業(株)取締役技術本部長



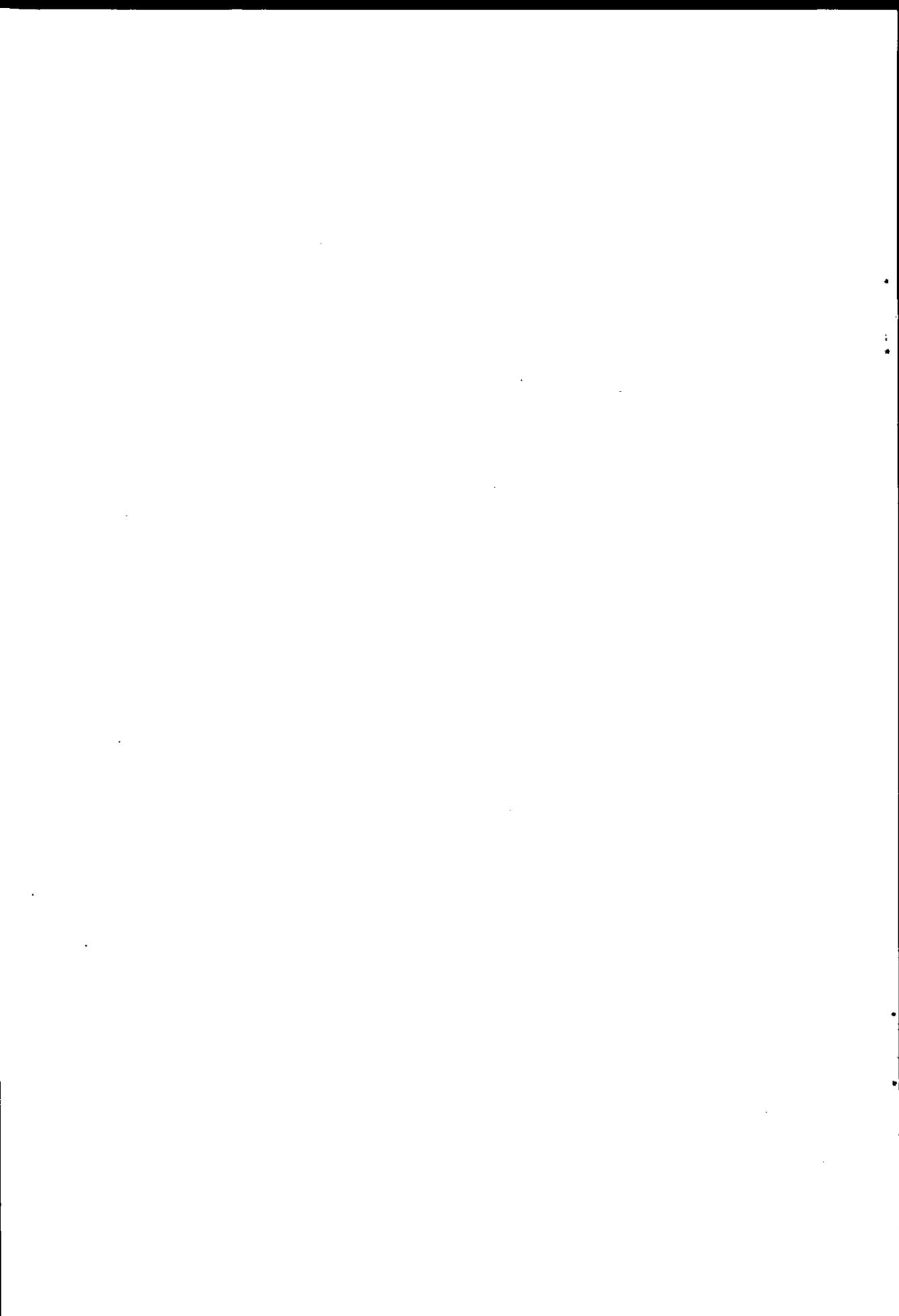
目 次

第1章 医療機器システムの必要性	1
1. 僻地医療の現状	1
1.1 わが国における保健需要の変化	1
1.2 僻地における保健需要	7
1.3 医療資源	10
2. 僻地医療改善の方策	11
3. 諸外国における現状	12
第2章 医療機器システム開発のプロジェクト	15
1. 医療サービス改善の技術的可能性	15
1.1 僻地における医療環境の改善	16
1.2 医療資源の有効利用	17
2. 医療機器トータルシステム	18
2.1 開発のためのプロジェクト	18
2.2 調査研究の進め方	18
3. 医療機器システムの基本的性格	19
第3章 医療機器システムの基本設計	23
1. システムの機能および範囲	23
1.1 システムの目的および位置	23
1.2 サービスの対象	25
1.3 システムの機能	26
2. システムの基本構成	28
2.1 システムの構成とレベル	28
2.2 各レベルの機能	30
2.3 必要な資源	35
3. システムの態様	44
3.1 一般診療補助	44
3.2 救急診療	45
3.3 健康管理	46
3.4 コンサルテーション	47
3.5 住民への保健教育	48
3.6 医師の生涯教育	48

3.7	物品管理など	49
4.	利用の可能性ある技術要素	49
4.1	効率的伝送に関する技術	53
4.2	効率的情報検索に関する技術	53
4.3	高密度画像情報の蓄積方式に関する技術	54
4.4	高解像度カラー画像伝送方式に関する技術	55
4.5	電算機と医用電子機器とのインターフェース設定に関する技術	55
5.	システムの管理・運営	57
5.1	本プロジェクトの組織	57
5.2	他機関との関係	61
5.3	年次計画	61
第4章	医療機器システムをとりまく諸問題	67
1.	医療機能に関連する法律上の問題	67
1.1	医事法規解釈の基本的立場	67
1.2	実施上の留意事項	68
1.3	事故発生時における責任とその所在	80
2.	地方公共団体との関係	97
2.1	へき地に対する施策	97
2.2	システムに関連する法律	109
2.3	地方公共団体との関連における問題点	115
3.	通信回線の利用および電波の割当てに関する問題	124
3.1	電気通信法令の体系	124
3.2	公社回線の提供を受ける場合	125
3.3	私設回線を設置する場合	146
3.4	電波の割当ての可能性	148
4.	救急業務および災害救助活動との関連	155
4.1	救急医療の現状	155
4.2	救急業務の実例	165
4.3	救急医療の問題点	171
4.4	自衛隊の災害救助活動	173
付録	システムに関連する法規等	179
1.	医療機能に関連する法規等	179
2.	地方公共団体に関係する法規等	186

2-1	地方公共団体関係の法律	186
2-2	広域市町村圏設定状況	192
2-3	都道府県別(過疎地域)振興方針の概要	243
2-4	救急業務実施市町村の状況	253
3.	通信回線の利用と電波の割当てに関する法規等	283
3-1	通信回線の利用に関する法規等	283
	(1) 有線電気通信設備設置届書の一例	283
	(2) 電々会社の提供するサービス等	287
3-2	電波の割当てに関する法規等	303
4.	救急業務および災害救助に関する法規等	336

第1章 医療機器システムの必要性



第1章 医療機器システムの必要性

1. 僻地医療の現状^{*}

1.1 わが国における保健需要の変化

わが国における平均寿命は、昭和46年現在男70.17才、女75.58才となった。これは世界的にみてもわが国の健康の水準が非常に高いものとなったことを意味する。ちなみにこれを第2次世界大戦の直後の昭和22年のわが国における平均寿命、男50.06才、女53.96才と比べてみると、この20数年の間の健康状態の改善の早さにも驚くのである。

このような急速で大きな健康水準の改善の内容は死亡率の減少、とくに若年者層の死亡率の減少が著しいことによっている。(図1-1参照)

さらにこれを疾病の構造という観点からみると、図1-2に示すように、全結核、肺炎および気管支炎による死亡の激減が著明である。とくに結核は戦後指数関数的に減少し、現在では5才区分でみると、図1-3にみるように、0才～4才までの部分を例外とすると、死亡率は全く年齢順になった。つまり結核は高令者の疾病となってしまった。

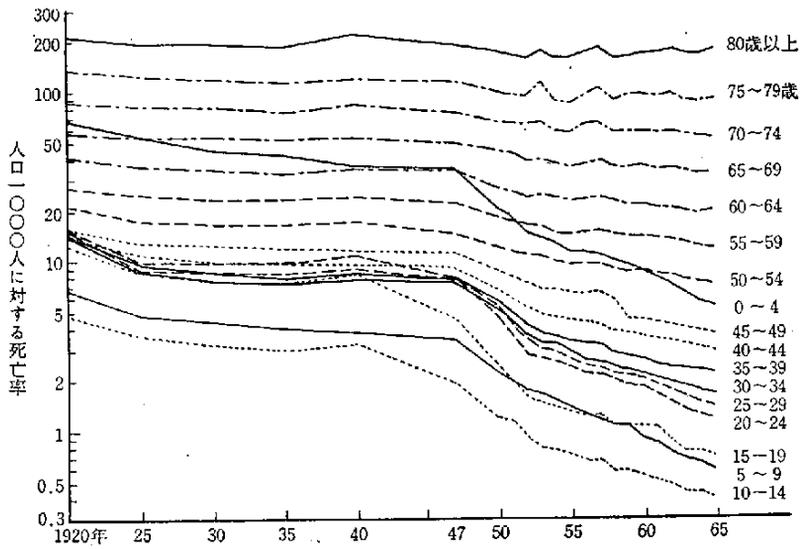
肺炎、気管支炎および胃腸炎による死亡率の変化もほぼこれと似たような急激な減少を示している。¹⁴⁾

心臓についてはこれまでのパターンと異なり、若年および壮年層で改善がみられ、高令者層では増加している。(図1-4)

*ここでいう「僻地」とは一般的に「医療サービスにめぐまれていない、へんびな地域」を指し、都市部に比べ交通や生活、文化、経済などの諸条件が未整備なため、医療施設や保健施設が不足し、その地域の住民が十分な医療サービスをうけることが困難な地域をいう。

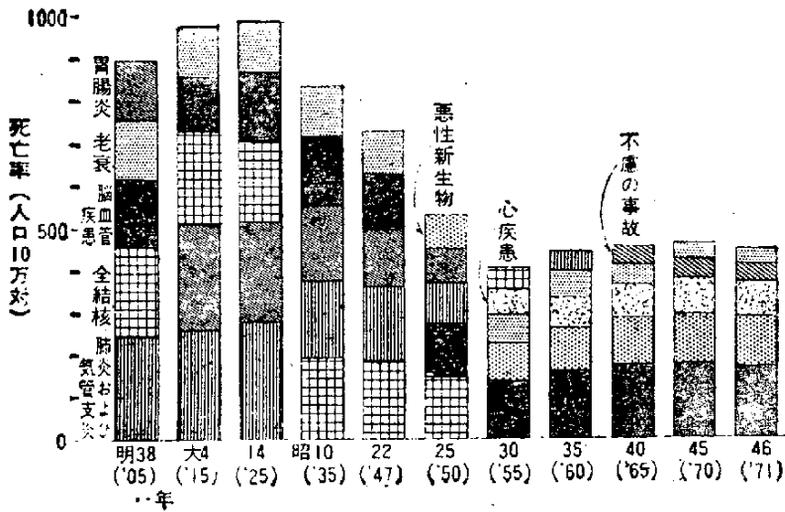
このような概念を法律あるいは行政上の定義から参照すれば離島振興法にいう「離島」、山村振興法にいう「山村」、過疎対策緊急措置法にいう「過疎地域」、辺地に係る財政上の特別措置に関する法律にいう「辺地」、へき地教育振興法にいう「へき地」、豪雪地帯対策特別措置法にいう「豪雪地帯」および「特別豪雪地帯」、等が、また行政上の定義にしたがえば厚生省の行なり、無医地区調査にいう「無医地区」が、ほぼ、これに相似しているものと考えられる。

(離島振興法、山村振興法、過疎対策緊急措置法等に関しては、本報告書の第4章2節の「地方公共団体との関係」において詳述する。)



文献14)より引用

図1-1 年齢別にみた死亡率の変化



文献1)より引用

図1-2 死因順位の年次推移

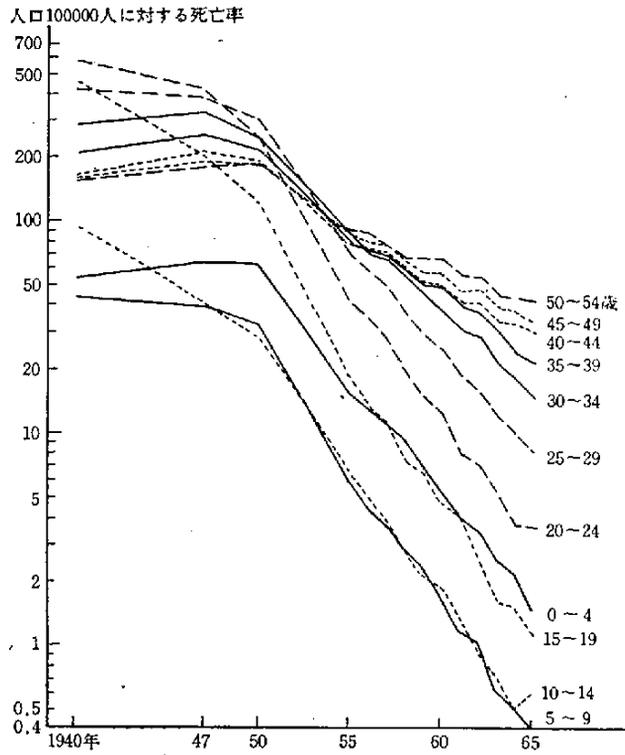


図 1-3 結核による死亡率の変化

文献 14) より引用

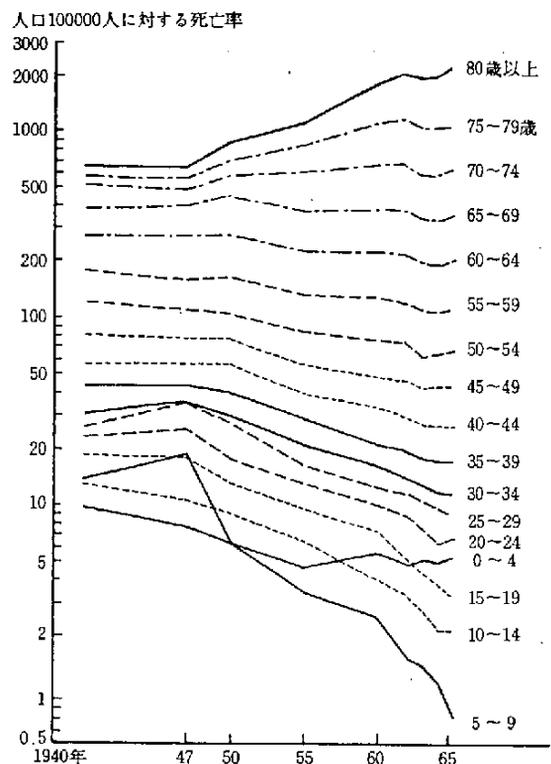


図 1-4 心臓病による死亡率の変化

文献 14) より引用

もう一つのパターンは悪性新生物である。図1-5に示すように、壮年層で変化がないのに、若年者層、および高齢者層において死亡率の増加がみられる。

このような変化を経て、現在わが国における主要死因は、第1位脳血管疾患、第2位悪性新生物、第3位心疾患、第4位不慮の事故、第5位老衰の順である。第4位の不慮の事故を除けば、他はいわゆる成人病と呼ばれるものである。すなわち疾病のパターンは成人病化したといえることができる。

平均寿命の延長に対して寄与したもう一つの大きな因子は、乳児死亡の減少である。乳児死亡とは生後1年未満の死亡をいい、通常は出生千に対する率、すなわち乳児死亡率として観察する。この数は母体の健康状態・養育条件等の影響を強く受けるため、その地域の衛生機能、生活水準を反映する一つの指標と考えられてきた。

この指標は今世紀のはじめから、多少の変動はあっても次第にしかも確実な減少の傾向がみられていた。今世紀初めから戦前まではわが国の乳児死亡率は他の先進国と比べるとかなりの高率であったが、戦後は急速に減少し、現在では非常に低いものとなっている。

平均寿命、すなわち0才の平均余命の延長の背景には以上のような変化が存在する。

一方、出生をみると、やはり戦前において高率であった出生率は、戦後急激に減少し、昭和36年には17.0となり、昭和41年の例外を除けば、最低を記録した。これは人口の純再生産率からみても0.90と最低であったが、その後戦後のベビー・ブームの影響で出生率、純再生産率ともに増加の傾向にある。

以上のような低出生、低死亡のために、わが国の人口構造は図1-6のように“つり鐘型”になってきた。この図を横にたおしたようなグラフ、つまり横軸に年齢を取り、縦軸に個体の生存数を取ったものを生存曲線という。図1-7はわが国の年代による生存曲線の変化を表わしている。

これによるとわが国における生存曲線は急速に右上にふくらんできているといえる。それに比べて、曲線のX軸との交点はさほど右へ移行していない。

つまり人間が本質的に長生きするようになったのではないことを表わしている。つまりman's potential for health が増加したのではない¹⁸⁾といえよう。

このような人口構造の変化を別の見方から見ると、人口の老令化と呼ぶことができよう。いま0才~14才を幼年人口、15才~65才を生産年齢人口、65才以上を老年人口と呼ぶと、わが国においても人口全体に対する老年人口の割合は次第に増加してきている。

人口問題研究所の将来推計によると、表1-1に示すように、65才以上人口の全人口に対する割合は昭和10年4.7%だったものが、確実に増大し、昭和45年で7.0%に達した。その後の予測を見ると、あと数十年の間に急激に増大するよう見える。これは図1-6の人口構成図を見ても、その傾向はほぼ明らかであろう。

このような人口の老令化と、疾病構造の成人病化を考え合わせると、これらの疾病に関する医療需要が急激に増大するであろうことは十分予測できることである。

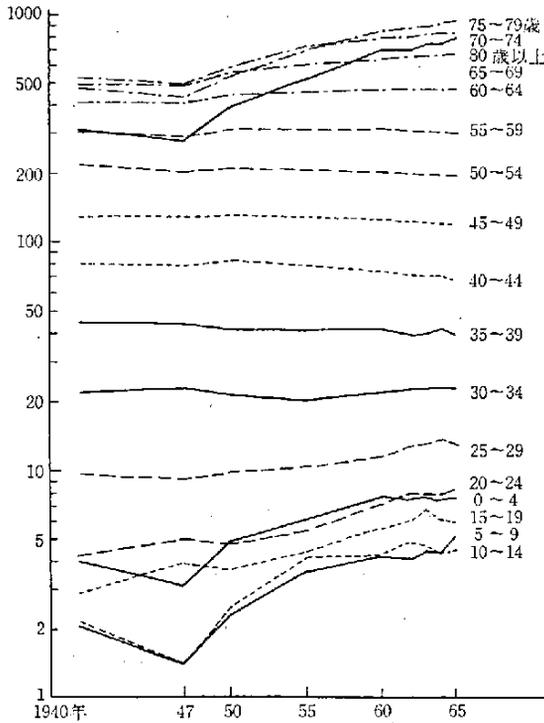
またこのような医療需要の増大は、一部はすでに現実であって、たとえば地域によっては病院におけるベッドが老人によって占有されているという事態も起こってきている。この傾向に対する全国的な実態はまだ把握されていないが、表1-2に示すように一般病床、平均存院日数の伸びは、上述したような傾向をある程度反映しているかも知れない。

これら質量ともに変化しつつある医療需要に対するものとして、医療サービスは考えられなければならない。

戦前のように感染症による死亡が高率を占めるような健康水準にある場合は予防医学、および予防活動は治療つまり臨床医学とはかなり独立して活動して、かつ効果があった。しかし健康水準が上がり人口の老令化と疾病構造が成人病化するにつれて、予防と臨床は必ずしも独立ではなく、日常の管理の重要性が増大してきた。また高令者の長期にわたる疾病罹患は、経済問題はもちろんのこと、本人の日常生活にも不自由を生じてくることが多い。いわゆる寝たきり老人の問題はその一つの典型例であり、彼等は個々人がそれぞれのケアを必要としており、かつそのケアは欠けるところがないものでなければならない。すなわちケアは包括的でなければならない。

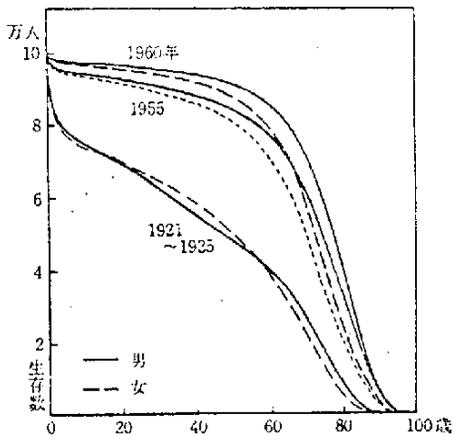
このようなわけで現在のわが国において重要なことはこの包括医療(Comprehensive Health Care)の概念を早急に実現することであり、そのためのサービス体制、および必要な資源を準備することが必要である。

人口100000人に対する死亡率



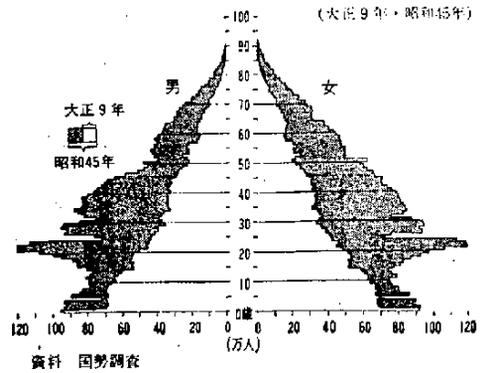
文献14)より引用

図1-5 悪性新生物(ガン)による死亡率



文献14)より引用

図1-7 日本の年代別の生存数曲線の比較



文献1)より引用

図1-6 年齢各歳別人口

表1-1 年齢3階級別にみた人口の割合

	総数	歳65歳以上			総人口
		0~14歳 A	15~64歳 B	65歳以上 C	
昭10(1935)	100.0	36.9	58.4	4.7	68 662
30 ('55)	100.0	33.4	69.0	5.3	89 276
45 ('70)	100.0	23.8	69.2	7.0	103 720
60 ('85)	100.0	23.3	67.1	9.5	120 798
2020	100.0	21.1	61.9	16.9	139 605

資料 国勢調査および人口問題研究所「将来推計人口」

文献1)より引用

表1-2 病床の種類別にみた病床利用率の年次推移

	総数	精神病床	結核病床	らい病床	伝染病床	一般病床
昭30('55)	83.0	111.1	91.3	75.4	25.5	73.7
35('60)	80.7	106.2	78.1	75.3	26.4	79.7
40('65)	82.6	108.0	75.4	75.3	16.6	80.6
45('70)	81.6	104.3	66.2	68.3	6.1	80.3
46('71)	80.8	103.4	65.1	67.1	5.3	79.0
47('72)	81.0	103.7	64.7	66.3	5.4	79.0

資料 厚生省「病院報告」

文献1)より引用

1.2 僻地における保健需要

このようなわが国における現状の中にあつていわゆる僻地の問題は深刻である。憲法第25条にいう「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するためには、医療サービスの保障は必要不可欠といわざるを得ない。

しかしながら現在の僻地における医療サービスは現在わが国の技術的水準として提供可能なサービスとはほど遠いものがある。またこれまで多くの行政上、ならびに各地域における努力にもかかわらず、最低限の医療の確保、つまり医師の確保さえも容易ではない地域が多く、いわゆる無医地区が多数存在している。

このような現状は早急に解決されなければならない。しかしながら過疎化という現象自体がわが国の社会構造の変化の過渡的現象であるならば、それを単に医療の面についてだけくい止めようとするのは不可能であつて、なんらかの抜本的な対策が考えられなければならないであろう。

わが国における人口は上述したごとく、いわば安定したものとなつてきたが、地域別にみると急激な人口変動がある。これはおもにわが国の戦後の経済構造の変化によるもので、第一次産業人口の減少と第二次、第三次産業人口の増加となつて表われている。この3区分で第一産業就業者の割合の変化をみると昭和30年に41.1%だったものが、昭和46年には15.9%に減少している。これはとりもなおさず、農業的経済基盤を持った地域から、都市工業地帯への人口移動を示しており、過疎化の影響をうける地域の出現する原因となつている。(過疎化および過疎地域に関しては第4章の2で述べる。)このような人口の移動は府県の間でも、また県内の市町村単位でも観察される。¹⁵⁾

またこのような多くの地域においては、人口の自然増減よりも、社会的増減がうまわつており、人口構造も特異なパターンを示す。とくに過疎地域においては生産年令人口流出による減少、従つて当然の結果として幼年人口の著しい減少、および老年人口の割合の相対的増加が起つてゐる。従つて過疎地域においては、わが国の平均よりも急激に人口の老令化が進んでいるということになり、疾病の構造の変化の基本的要因となつてゐる。

過疎地域における人口、とくに生産年令人口の減少が急なのに対して、戸数の減少は緩徐である。たとえば農家総数は昭和35年から45年の10年間に11.8%の減少率を示しているが、過疎地域の同じ期間の減少率は14.3%で全国平均を若干上まわるにすぎない。このことを上述の事実と考え合わせると、過疎地域こそ包括医療を必要としているということができよう。

全国の過疎地域における医療需要に関するデータはまだないので、その全貌を把握することは難しい。しかし最近の岩手県での調査¹²⁾には表1-3のような数を見ることができよう。

これを本報告書第3部・第3章の和歌山県南部の過疎地域のデータと比べてみると、有病率はかなり一致しているとみてもよい。ほぼ20数%程度の有病率であるが、これを表1-4の全国平均と比べてみると、全体の平均が9.36%であるからこれより非常に高率であり、65才以上の全国平均とほぼ一致している。

表1-3 岩手県N地区（Y町・S村……ともに過疎地域指定団体）
における罹患率・有病率

月	地 域	罹 患 率	有 病 率
2 月	N 地 区	316.7	400.2
	S 村	297.0	396.6
	Y 町	339.5	404.3
5 月	N 地 区	508.0	233.0
	S 村	511.6	216.1
	Y 町	503.8	252.0

注：各率は人口1,000対の2ヵ月値

文献12)より引用

疾病の構造を死因分類別死亡数でみるために、北海道宗谷地区、岩手県、秋田県、和歌山県、島根県、長崎県五島地区内の過疎地域について、死亡数を調べ、全国の平均値から計算した死亡数と比較してみた。この計算値は、その地区が全国の平均的状态であると仮定したときに、現在の人口構成から期待される死因分類別死亡数である。表中では推計値という値がそれである。

表1-4をみると岩手、長崎、秋田、北海道、和歌山、島根の順に全国平均との差が大きくなっている。死亡総数でみると、岩手、秋田、長崎では全国平均を大きく上まわっており、とくに特格的なのは、岩手、秋田で脳血管疾患が多く、全国平均のほぼ2倍に達している。それとは逆に和歌山、島根では、全国平均を下まわっている。また長崎県に自殺が多いのが目立つ。

このようなごく限られたデータの分析からではあるが、各地域によって明らかに異なった保健上の問題が存在することがわかる。いいかえるとこれは客観点データの分析からでてくる、保健ニード（health need）であり、かつそれは地域によって異なっているといえることができる。

保健ニードを住民に対するアンケート調査によって知ろうとする試みもある。¹²⁾¹⁷⁾¹⁸⁾ このような調査によれば、身近かに信頼できかかりやすい医師にいてもらいたい、ということにつきます。しかしこれらの結果から医師に対する接近を可能にすればそれでよいと考えるのは誤りであろう。なぜならば、これは最低の改善に対する願望であって、最低のものが満たされれば、さらにそれ以上の願望が現われる可能性があるからである。たとえば内科の医師が近くにいれば、次には歯科医が近くにいてほしい、さらに外科、眼科と、その要求は高まっていく。すなわちまず一般的医療サービスに対する願望があり、それが満たされると専門的医療サービスに対する願望が現われる。そしてこれは当然包括医療に対する願望につながって行くものである。

しかし現実的には多くの無医地区が存在する状況の中で、そのような地域に高度な包括的な医療サービスを提供するという事は不可能であり、なんらかの抜本的対策が必要とされている。

表 1-4 過疎地域における死因別・死亡者数

		胃腸炎	全結核	悪性 新生物	糖尿病	心疾患	高血圧 性疾患	脳血管 疾患	肺炎 および 気管支炎	消化性 潰瘍	肝硬変	腎炎 および ネフローゼ	老衰	不慮の 事故	自殺	総計	x^2
北海道	実測	1.0	4.0	60.0	4.0	58.0	22.0	63.0	15.0	3.0	4.0	5.0	14.0	30.0	11.0	294.0	49.285
	推計	3.9	7.2	54.6	3.5	40.9	8.4	77.0	16.3	3.6	5.9	4.1	18.6	18.7	5.9	268.6	
	差	-2.9	-3.2	5.4	0.5	17.1	13.6	-14.0	-1.3	-0.6	-1.9	0.9	-4.6	11.3	5.1	25.4	
岩手県	実測	23.0	22.0	218.0	11.0	204.0	50.0	652.0	154.0	28.0	12.0	28.0	34.0	106.0	45.0	1587.0	27.423
	推計	14.8	28.1	214.5	13.8	162.9	34.0	311.0	62.5	14.5	22.9	15.5	73.1	67.0	22.1	1056.7	
	差	8.2	-6.1	3.5	-2.8	41.1	16.0	341.0	91.5	13.5	-10.9	12.5	-39.1	39.0	22.9	530.3	
秋田県	実測	21.0	19.0	276.0	12.0	190.0	28.0	509.0	71.0	9.0	12.0	18.0	90.0	78.0	37.0	1370.0	163.847
	推計	13.6	31.9	243.2	15.5	166.4	33.6	321.6	61.7	15.4	26.1	17.1	57.3	75.1	25.3	1103.8	
	差	7.4	-12.9	32.8	-3.5	23.6	-5.6	187.4	9.3	-6.4	-14.1	0.9	32.7	2.9	11.7	266.2	
和歌山県	実測	18.0	15.0	167.0	5.0	100.0	29.0	180.0	27.0	8.0	11.0	12.0	82.0	41.0	11.0	706.0	41.843
	推計	11.4	18.8	145.6	9.7	122.7	26.6	233.8	46.3	10.5	15.1	10.0	65.4	37.8	13.3	766.9	
	差	6.6	-3.8	21.4	-4.7	-22.7	2.4	-53.8	-19.3	-2.5	-4.1	2.0	16.6	3.2	-2.3	-60.9	
島根県	実測	5.0	4.0	45.0	5.0	54.0	5.0	72.0	16.0	8.0	8.0	5.0	35.0	20.0	5.0	287.0	29.532
	推計	5.8	7.7	59.6	4.0	57.1	12.7	106.5	21.9	4.6	6.2	4.3	37.4	15.8	5.5	349.3	
	差	-0.8	-3.7	-14.6	1.0	-3.1	-7.7	-34.5	-5.9	3.4	1.8	0.7	-2.4	4.2	-0.5	-62.3	
長崎県	実測	12.0	16.0	129.0	7.0	91.0	21.0	171.0	38.0	8.0	23.0	17.0	51.0	40.0	5.2	676.0	190.339
	推計	8.5	14.0	108.1	7.1	87.0	18.5	165.2	34.8	7.6	11.4	7.8	42.7	34.4	10.7	557.8	
	差	3.5	2.0	20.9	-0.1	4.0	2.5	5.8	3.2	0.4	11.6	9.2	8.3	5.6	41.3	118.2	

注：北海道は宗谷地区における過疎地域，他は全県の過疎地域を対象として集計した。

x^2 は全国平均（推計値）を期待値とした場合の値

1.3 医療資源

保健ニードを満たすためには医療資源が必要である。医療資源は物的資源と人的資源に分けられるが、僻地でまず問題になっているのは人的資源、とくに医師と保健婦である。

物的資源に関してはあまりデータがなくそれについて十分に考察をすることができない。従ってこの点に関して行なうべきことは、まずデータの収集であろう。

無医地区化するという現象は、過疎化現象が医師の世界についても起こったものとみることができ。経済的側面からのみ見ることは必ずしも正しくないが、わが国の医療がいわゆる開業医制をとっているため、過疎化が進めば経営的にも成り立たなくなる。従って医師、あるいは他の医療従事者が、地域外に流出することは当然の結果である。

厚生省の無医地区の定義は「人口、面積、地勢およびその地方の辺地からみて、医療機関の設置を必要とする地域で、おおむね半径4キロメートルの区域に50人以上が居住している地区」であるが、この無医地区を実に第1種から第3種まで分類しており、その分類には経営的側面が考慮されている。

第1種は、当該地域における交通機関の関係、または地理的事情から、その地域に医療機関がなくても、もよりの医療機関を容易に利用することが可能であるため、とくに支障がないと認められる地区。

第2種は、人口、面積、地勢および交通の状況から医療機関が設けられても、その経営が事実上困難と認められる地区。

第3種は、人口、面積、地勢の状況から医療機関が設置されれば、その経営は可能とみとめられる地区である。

表1-5はこの分類にもとづいた昭和33年と昭和41年の無医地区数であるが、第2種、すなわち経営的に成り立たない地区の無医地区化がとくに激しいことは、上述の観点をうらづけている。

なお、最近(昭和46年1月および昭和48年5月)の無医地区調査によれば、その総数は、2,473カ所、2,044カ所と、それぞれ前回調査より減少しているが、依然として高い水準であることには変わりがない。

表1-5 無医地区数の推移

種別	年	昭和33年	昭和41年
第1種		416	613
第2種		656	2186
第3種		112	121
計		1,184	2,920

また僻地といわれる地域では人口対医師数の比が小さくなり、従って医師1人あたりの人口は都市部の2倍に近いことが多い。一方人口密度は低いわけであるから、往診などの場合医師に対する負担は大きくなる。このことは患者にとっても同じで、成人病の患者でも通院しきれない場合が多い。患者のケアは本質的に専門知識と技術を持った人によって行なわれなければならないので、僻地における保健婦の活動に対する期待ははなはだ大きい。

全国的に保健婦の数をみると若干ながら増加しつつある現状である。しかし過疎地域における保健婦の充足は必ずしも十分ではない。

保健婦の活動内容も事務的なものの比重が大きく、家庭訪問等本来の期待されている業務に十分な時間がさけない状況である。

また保健婦の教育体制にも問題がある。多くの保健婦が臨床経験が十分でなく、期待される業務内容に十分熟達できない者もでてくる可能性が大きい。

2. 僻地医療改善の方策

無医地区の増加というものが、過疎化という、社会、および産業構造の基本的な変化に起因しているとすれば、その抜本的な対策というものもそれに見合った総合的なものでなければならない。すなわち生活環境、産業基盤の整備から行なわれなければならない。

そのために国および地方公共団体によってそれぞれの行政的努力がはらわれてきた。これについては第4章2節において詳述されるであろう。

これらの施策は長期的展望において、その効果が期待されるものである。しかしながら現在の段階でみるかぎりにおいては、無医地区の減少をもたらすには至っていない。

経済的なインセンティブのみによっては医師を確保できないし、包括医療のニードに対して応え得るものでないことが明らかとなった現在、医療サービス体制の問題として根本的な検討を必要としている。

医療サービス体制の問題はきわめて根の深い問題であって、おそらくわが国においても近い将来に一つの研究領域となるであろう。僻地医療の問題もそのような領域の中で研究されるべきものであるけれども、一方では現実の問題に当面した場合には、早急になんらかの対策を講じて行かなければならないのが僻地医療の問題でもあろう。しかしその際、行なわれる施策の方向は、理想へ向っての確実な一歩でなければならない。

現在医療の中に起こりつつある変化の一つは、個人の包括的なケアを目的とした、いわゆる一次医療と、専門分化した医療を目的とした三次医療への分極である。一次医療施設はわが国においては一般診療所、三次医療施設は大学あるいは専門病院ということに対応づけられている。またその中間として一般入院医療を二次医療というものを考えるのが世界的な傾向である。

WHO のブリッジマンは三次医療施設が成立するための人口規模として100万人を考えたが、

これはわが国で一県一医科大学が実現すると、奇しくも一致することになる。

ここで医学、および新しい医療技術の進歩が最も積極的に行なわれるのは三次医療施設であり、それらの実践をするのが一次医療であるとすれば、当然その間に知識・技術の勾配が出現することになり、それを可能なかぎりゆるやかにして行くことが必要である。これもとりもなおさず、医師の生涯教育ということであるが、医療システムがこのような機構を持っていることは本質的に重要なことである。別の見方からすれば医療に経済以外のもう一つのインセンティブをより大きくするということでもあるからである。

ブリッジマンらは、はじめ医療施設のハイラーキ構造を提唱したときには、末端の医療施設に
来た患者をその診断・治療の困難さに応じて、より上のレベルの医療施設に移すことを考えていた。¹⁹⁾
しかし後にこの考え方は必ずしも現実的ではないことを認めている。なぜなら、患者自身も移動し
ようとしないうし、また医師達も患者を移動させようとしないう傾向が認められたからである。すなわ
ちそれぞれの医療機関は自己完結性を持っているということができよう。²⁰⁾ このような現実に対
する彼等の提案する対策は、むしろ医療側が動けということ、およびそれを受け入れられるような人
的組織を日頃作っておくべきであるということである。

僻地における医療も、このような医療システムの一部として考えてはじめて解決の可能性が期待
されるであろう。

しかし現在のわが国において、発達した情報処理技術を前提に考えるならば、このような医療シ
ステムの発展のために多くの技術の利用の可能性が存在する。また、そこで医療機器、あるいはそ
の他の技術がなんらかの形で役割が期待されるならば、それらは鋭意研究されて然るべきである。

僻地における包括医療の早急な実現は不可能としても、その方向へ進まねばならないとすれば、
こうした機器システムへの期待は大きいといえよう。

3. 諸外国における現状

医療あるいは僻地医療における機器システムの役割は、諸外国においてもその重要性が認められ
て、すでにいくつかの試みが行なわれつつある。アメリカにおいてはNASAの宇宙技術を応用して、
移動する診療ユニットとセンターを無線による情報システムで結び、僻地の医療対策として研究開
発されつつある。

テネシー州ではテネシー渓谷の自然開発のために、劣悪な環境に移住してきた人々の健康管理を
中心に種々の機器システムが現実稼働し、効果を上げている。

バーモント、ニューハンプシャーの二つの州の28マイル離れた医療施設の間には専用のテレビジ
ョンシステムが設置され、主に教育的な目的に試用されている。

ミズーリ州ではRMP (Regional Medical Program) として、総合健診、生涯教育、心電図
自動解析等の多くの試みがなされた。

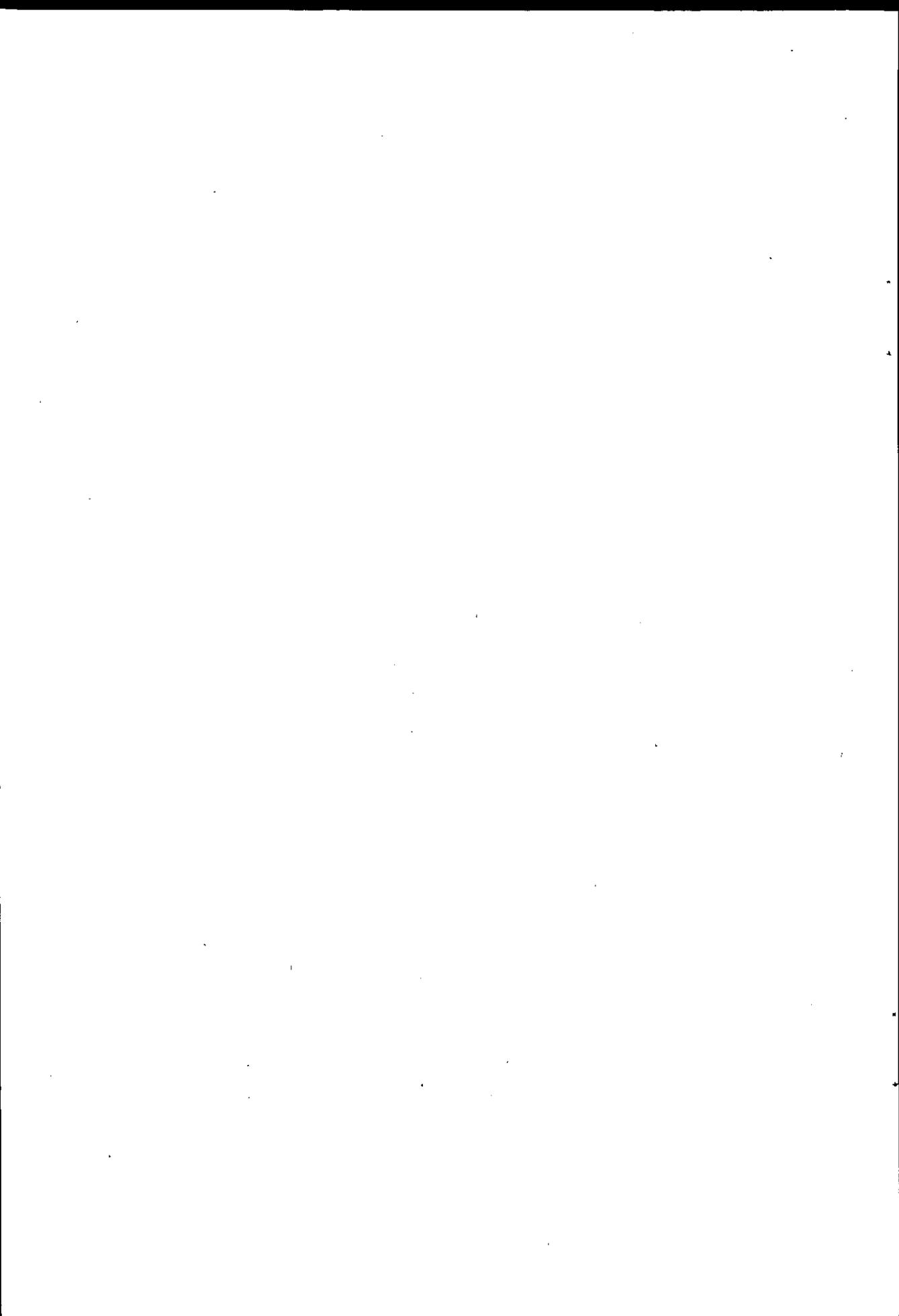
またスウェーデンにおいても、各カウンティごとにそれぞれの医療情報システムを実験中である。

参 考 文 献

- 1) 厚生の指標, 厚生統計協会, 20巻9号, 昭和48年8月
- 2) 厚生の指標, 厚生統計協会, 19巻, 第9号, 昭和47年8月
- 3) 厚生白書, 厚生省編, 昭和47年版
- 4) " " 昭和46年版
- 5) 過疎白書, 自治省・過疎対策管理官室編 昭和48年版
- 6) 消防白書 消防庁編, 昭和48年版
- 7) 過疎地域の現状と対策, 自治省過疎対策管理室, 昭和47年3月
- 8) 過疎地域問題調査報告書, 過疎地域問題調査会, 昭和47年3月
- 9) 医療施設調査病院報告, 厚生省大臣官房統計調査部編, 昭和46年
- 10) 医師・歯科医師・薬剤師調査, 厚生省大臣官房統計調査部編, 昭和46年
- 11) 患者調査, 厚生省大臣官房統計調査部, 昭和46年
- 12) 広域医療システムの開発研究, 日本システム開発研究所, PART I, II, III,
昭和48年
- 13) 広域医療システムのモデル設計報告書, 関西情報センター, 昭和48年
- 14) 小泉明 人間生存の生態学, 杏林書院 1971年
- 15) 黒田俊夫 日本人口の分析, 一粒社, 1968年
- 16) Edwards, Rogers, Human ecology and health the MacMillan Company,
1960
- 17) 離島・僻地医療システムに関する研究, 日本経営情報開発協会, 情報化促進委員会,
昭和47年
- 18) 辺地医療システムの開発, 機械振興協会新機械システムセンター, 昭和48年
- 19) Bridgeman, R. F., The rural hospital, WHO 1955
- 20) 若松栄一, 苦悩するアメリカの医療, 牧野出版, 1973
- 21) Llewelyn-Davis, R., Macaulay, H. M. C., Hospital planning and
administration, WHO, 1966



第2章 医療機器システム開発のプロジェクト



第2章 医療機器システム開発のプロジェクト

第1章においては、日本における医療の現状をとくに僻地に重点をおいて概観した。

本章においてはかかる医療の現状を改善する上で、工学的技術やソフトテクノロジーがどのように貢献し得るかについて検討する。その上で後節においては、かかる可能性を実施に移す上でのモデルプロジェクトのあり方について、考察を進めることにする。

1. 医療サービス改善の技術的可能性

医療の改善のためには、医療制度や医学教育の改善をはじめとして、社会福祉および社会保障の充実など国の総合的な施策が必要であることはいうまでもない。

しかし、これらの問題は一つ一つが複雑困難な問題を内包しており、即座に解決される性質のものではない。

これらの問題の解決のためにこれまでも多くの努力が注がれてきたし、今後もこうした努力は続けられるであろう。

しかしここでは最近の発達した科学技術や、技術的な側面からも、医療の現状の改善に対しなんらかの貢献をなし得るのではないかと考えて調査研究を進めた。

現在でも医療の世界では多くの工学技術や機器が使用されている。

かかる科学技術を取り入れることに医学はこれまでも著しく食欲であった。従って最近の発達した情報処理技術、いわゆるソフトテクノロジー等が、医療の世界でも貢献し得ると考えることは、あながち無理なことではない。

このような発想から最近いわゆる「医療のシステム化」ということが叫ばれている。たとえば救急医療のシステム化、僻地あるいは無医地区を含む地域医療のシステム化や健康管理システム、ホスピタル・オートメーション・システム等を実現することなどである。

このような医療のシステム化が真に有効なものとなり得るか否かはまだ多くの日時をかけた検討が必要であるが、医療の場における各種資源の有効な利用が図られ、現状における医療サービスの改善になんらかの貢献をすることが可能になるものと考えられる。

この医療のシステム化に結集し得る分野としては、ここ数年来著しい進歩をとげてきた医用電子工学を中心に医学、生化学、生体工学、計測工学、通信工学、さらには、これらを体系化する意味での情報処理技術があげられよう。

このような技術的可能性を、前に述べたような医療の現状を考へて、僻地医療の改善のために応用するのが本調査の趣旨である。

かかる技術が僻地医療の改善に役立ち得ると考えられる根拠は次の二つにある。

- ① 僻地における医療環境の改善
- ② 限られた医療資源の有効な利用

以下これについて述べる。

1.1 僻地における医療環境の改善

僻地における医療の問題の多くは、くり返すまでもなくそこにおける医師の不足に起因している。したがって僻地の医療に従事する医師を大量に養成すれば僻地医療の問題は解決できるかのような感を与える。

しかし、現実に僻地医療の実態をみると、問題はそれほど単純でないことが明らかである。すなわち、現在でも都会には比較的多くの医師が存在するが僻地には少ない。このような医師の地域的な偏在という事実を考慮しないでは、たとえ医師を大量に養成したとしても問題の解決には繋がらない。

なぜ、医師が僻地に赴こうとしないのか、この理由を具体的に分析してみると、この問題の解決のいとぐちが見い出せる。

これまで僻地に赴き、そこの医療にあたった経験のある医師の言葉に、「僻地では医療の進歩とは隔絶された形で医療を行なわねばならない。これがいちばんの悩みだ。」というのがある。これを一言で表現すれば、「医師にとっての医療環境の不備」ということができよう。

今日の医療が医師と患者との人間関係のうえに成立していることは疑問の余地がない。しかし、医師はその医師個人の医学的知識や技能を駆使して診療にあたっているが、そればかりではなく、医師はその周囲にある医療環境をさまざまな形で利用しつつ、これを行なっている。

たとえば検査センターへの検査の依頼、最新医学情報の取得、医師どうしの相談、自らの診療機関では診療不能な患者を上位診療機関に紹介すること、保健所等の予防医療活動との連繋等である。

今日の分科し、専門化した診療のなかでは、こうした医療環境は医師個人の診療行為と同等、あるいはそれ以上の重要な役割を担っている。

このような医療環境が整備されていない場所で診療を行なう医師は、あたかも道具を持たない大工にもたとえられよう。

こうした悪条件にもかかわらず、僻地の医療に一生を捧げる覚悟で僻地に赴いた医師は、これまでも決して少なくはない。しかし、これら僻地に赴任、あるいは開業した医師に対して、その住民は、いったいどのように接したであろうか。住民の多くは、日常の軽い病気やけがの際には、これらの医師を訪れるが、ひとたび症状が重いと感じると、その医師をたのまずに、わざわざ遠くの大病院などに診療を求めに行く。このような場合、僻地の医師は失望し、ついには永久にそこを離れ、都会へと去って行く。

このような例は、これまでも数多くみられたが、だからといって、あながちその住民達を責めることはできない。なぜなら、僻地によい医療環境が存在しないこと、そのために十分な診療を行なえる体制にないことを住民自身が知っているためともいえるからである。

このように考えると、僻地の医療の改善には僻地によい医療環境を作り、医師が十分な診療を行なえるようにし、ひいては医師と患者（住民）との信頼関係を確立することが最も重要であると思われる。

このような環境を作れば、医師は、たとえ僻地であろうと安心して赴任するであろう。

こうした都会にも劣らぬ医療環境を作ることは地理的悪条件を持つ僻地においては、容易ではない。

しかし、ここにこそ工学あるいは技術の貢献し得る分野があり、僻地の住民にその進歩の恩恵を医療という最も身近な形でもたらすことができるのである。

1.2 医療資源の有効利用

これまでの僻地における医療の改善のため、よい医療環境をつくることの重要性を述べたが、さらにもう一つの重要な問題がある。

現在、僻地ではあっても幸いにして、医師を得ているところもある。

しかし、このようなところであっても住民の医療サービスに対する不満は解消されているとはいえない。それは専門科医師の診療を受けたいという要望があるからである。

一般に、このようなところで診療にあたる医師は内科または外科の医師である。これらの医師は広い診療領域をもっているとはいっても、今日さまざまにわかれている専門科のすべてに対応することは、実際上不可能である。その結果、たとえば耳鼻科、眼科、皮膚科といった専門科医師への住民の要望が満たされないことになる。

このような専門科医師を、前に述べたような医療環境の整備によって常駐させることができるであろうか。

答は当然ながら否である。それは、これらの医師の数は僻地に常駐して診療にあたるほど多くはなく、仮りに常駐したとしても対象とする患者はその専門医がフルタイムで診療にあたるほど多くはないからである。

以上述べたことがらは一つの例であるが、このようなことを考えると僻地医療の改善には、どうしてもその対象を都市部までを含めた大きな単位で把握の必要がでてくる。その上で、そのなかでの限られた人的、物的資源をいかに有効に利用するか、という命題の解決を図らなければならない。

このような問題に対しては、これまでも巡回診療等があるが、これらは必ずしも系統的に行なわれてきたとはいえない。

そこで、これらをさらに整備、強化するとともに、一定の体系のもとに総合的かつ計画的に医療

資源の有効な利用を図ることが必要となってくる。

このような問題に対しても新しい工学技術の貢献するところは大きなものがある。

そして、さらにこれらの工学技術を総合化し、体系化することが可能であれば、そのもたらす効果は、はるかに大きなものとなるであろう。

2. 医療機器トータルシステム

前節においては、僻地をモデルとして医療の改善のために工学技術が貢献し得る可能性について述べた。

本節では、この可能性を実施に移すことを想定した場合、どのようなアプローチをとることが妥当であるかについて検討することにする。

2.1 開発のためのプロジェクト

これまでの考察から明らかなように、ここで想定した種々の技術を医療に応用していくには、個々の技術あるいは機器単位では限界があることが考えられる。通信技術、医療機器、映像技術、情報処理技術等を互いに連繫させ、総合化することによって、個々の技術単位ではなし得なかった可能性がでてくることは他の分野の応用を考えても明らかである。ここでは仮りにこうした総合的な技術の結集したものを、「医療機器トータル・システム」と名づけることとする。

しかし、こうした「医療機器トータル・システム」を実現することは、個々の医療機関の努力ではもはや不可能である。このためには何らかの組織の下に、わが国における英智と技術を結集し、その実現をめざす他はない。すなわち、ここに一つの「プロジェクト」が必要と考えられるのである。

従って、この調査研究においては、このようなプロジェクトを想定し、このプロジェクトの下にかかる医療機器システムの開発が行なわれることを想定して、調査研究を行なった。

2.2 調査研究の進め方

この調査研究の全体的な進め方については、図2-1に示すようなステップによって、これを行なった。すなわち、

第1のstepにおいては、まずプロジェクトの性格について考察を進め、次いで、この性格のもとに開発すべき医療機器システムの基本的な設計を作りあげた。

第2のstepにおいては、こうした医療機器システムを実現する上での制約条件になるとと思われる事項をでき得る限り詳細に検討した。

第3のstepにおいては、第1・第2のstepにおいて調査した結果を、モデル地区を想定して、ここにあてはめて設計してみた。この過程で得られた種々の問題点については、第1・第2のstepに還元して検討すると共に、現在考え得る解決案についても検討を重ねた。

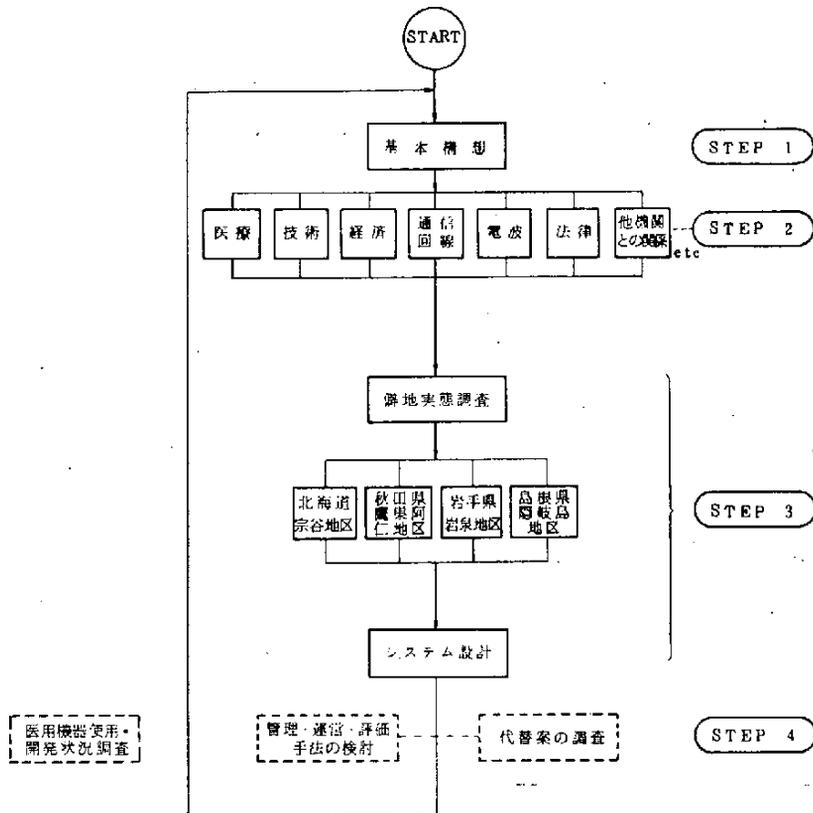


図 2 - 1 調査研究のステップ

第4のstepにおいては、将来これを実施することを考えたときのプロジェクト管理の手法、評価の手法、運営の手法等について概観し、また種々の代替案として、上記第3のstepでとりあげた地区以外の僻地において検討されたものを取りあげた。

また、これらのstepと並行して、現状における医用機器の使用、開発の状況を調査し、その動向を探ぐるうえでの手がかりとした。

3. 医療機器システムの基本的性格

本節では前節で述べたプロジェクトで開発する医療機器システムの基本的な性格について考察する。

かかるプロジェクトを実施するにあたっては、さまざまなアプローチの仕方があるものと思われる。例えば医療のみならず行政から医学教育等まで含めて、まず何をなすべきかを考察するといったアプローチの方法、またわが国の僻地医療を平均的に改善するためにはどのように技術を利用するかを検討する、といったアプローチの方法等々である。

これらのアプローチの方法は、いずれも、目標は同一である筈であり、最終的には一致しなければならぬ。しかし、種々の制約の故に、異なるアプローチの方法がでてくることも当然であろう。ここでは、本プロジェクトのもつ性格を考えて、ここで開発する機器システムの基本的な性格を次のように規定して、調査を進めることにした。

- ① ここで開発される機器システムは、一つのモデル・システムである。
- ② ここで開発される機器システムは、医療を技術的な側面から補助することを目的としているものであり、医療そのもののシステムではない。
- ③ ここで開発される機器システムは、単に複数の機器を組み合わせたものでなく全体が一つのまとまりをもつ総合システムである。
- ④ ここで開発される機器システムは、開発のみでなく、最終的には実際に設置され、評価されるものである。

以下にこの項の意味につき概説する。

(1) モデルシステムであること。

僻地医療の改善の方法としては、まず全国の僻地の実態を調査し、そのすべての僻地の医療状態を改善するように企てるのが最も標準的な方法であろう。

しかし、本プロジェクトではこのようなアプローチは想定しない。すなわち、ある限られたモデル地区を定め、その場所において従来の方法に加えて新しい技術的方法を用い、医療の改善を試みようとするものである。それは次のような理由からである。

- ① 限られた期間と限られた資金で行なうプロジェクトであること。
- ② 現在ある方法では僻地医療の改善に限界があるという認識にたち、新しい技術的な方法を見出すことを一つの目的としたプロジェクトであること。

この機器システムの性格をこのように規定することにより、以下に設計するシステムの特徴がいくつか浮びあがってくる。すなわち、このシステムは一つの限られた地域を対象とするものという点である。このサービス地域の範囲をどの位の大きさにするかについては、後に詳細に検討するが、いずれにしても全国の全ての僻地の医療を一挙に技術的に改善しようとするものではない。しかし、幸いにして、このプロジェクトが実施に移され、効果が認められた上で、全国に普及することになれば、それがこのプロジェクトの最も大きな目的であることはいうまでもない。

さて、モデルシステムであることから派生するもう一つの特徴は、ここで開発される第1号の機器に対して、医療実施に際しての費用/効果の考え方は別の考え方にたつて投資を行なう必要があるという点である。すなわち、すでに述べたように、このプロジェクトは新しい技術の可能性を試すものであるので、これに必要とされる費用は開発研究費的なものとなる。従って、ここでの開発費が一見現在の医療費の概念から大きくはみだすように見えても、このプ

プロジェクトとしては許容すべきものと考えられる。

ただしかかるシステムが実際に完成し、普及の段階に至れば、現在の医療体系の中での費用／効果の問題は真剣に検討されなければならない。

(2) 医療を補助するものである。

医療機器システムは、決して現在の医療供給体制を根本から変更することを目的としたものではない。

現在の医療供給体系は、多くの歴史的事実と行政その他の複雑な現状の上に成立したものであるから、これを根本的に変更することは、当然のことながら行なうべきではなくまた実際的にも不可能である。くり返し述べごとく、この機器システムは、かかる医療改善への一つのアプローチとして、技術的側面から現在の医療に貢献しようとするものである。

(3) 総合的な機器システムであること。

医療の分野への工学技術の導入は現在もかなり進んでいる。とくに大規模な病院等においてはその診断治療の場をみわたすと、必ず多くの機器類が目にとまるであろう。

しかし、これまでの機器は、ともすればそれぞれが独立した機器であり、個々の機器単位で医療に用いられてきたといえる。

ここで目的としているのは、このような個々の機器を開発するのではなく、多くの機器が一体となった一つの機器システムを作りあげることにある。このような機器システムを想定することにより、これまで個々の機器単位では行ない得なかったような新しい効果が出現することを期待しているのである。

(4) 評価までを含むプロジェクトであること。

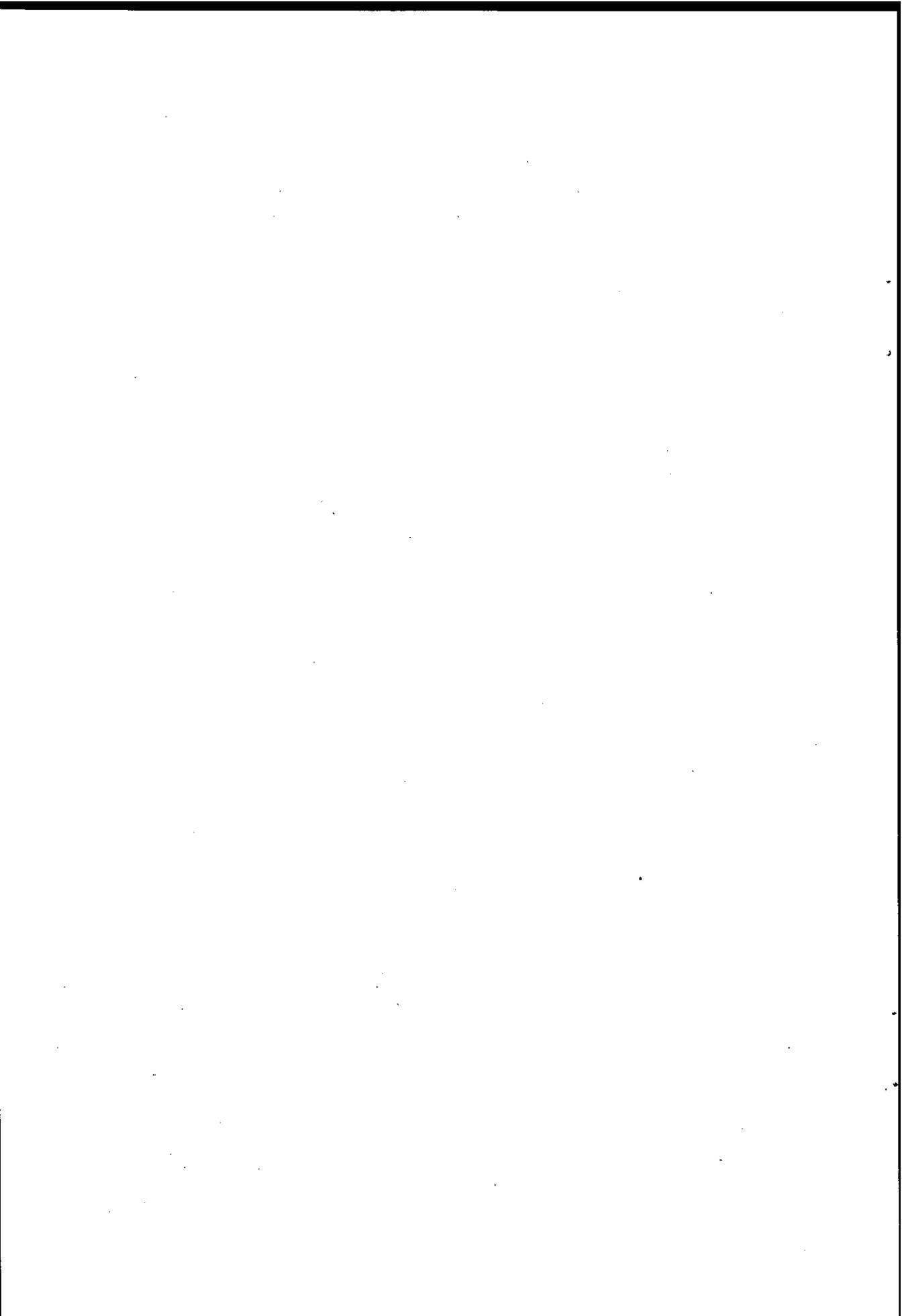
第4の特徴は、これを設置運営して評価を行なうことまでを含んでいるプロジェクトであることである。

かかる総合的な機器システムは設置され運営されてこそはじめてその意義が生まれるものであって、単に開発することのみに終ってはならない。

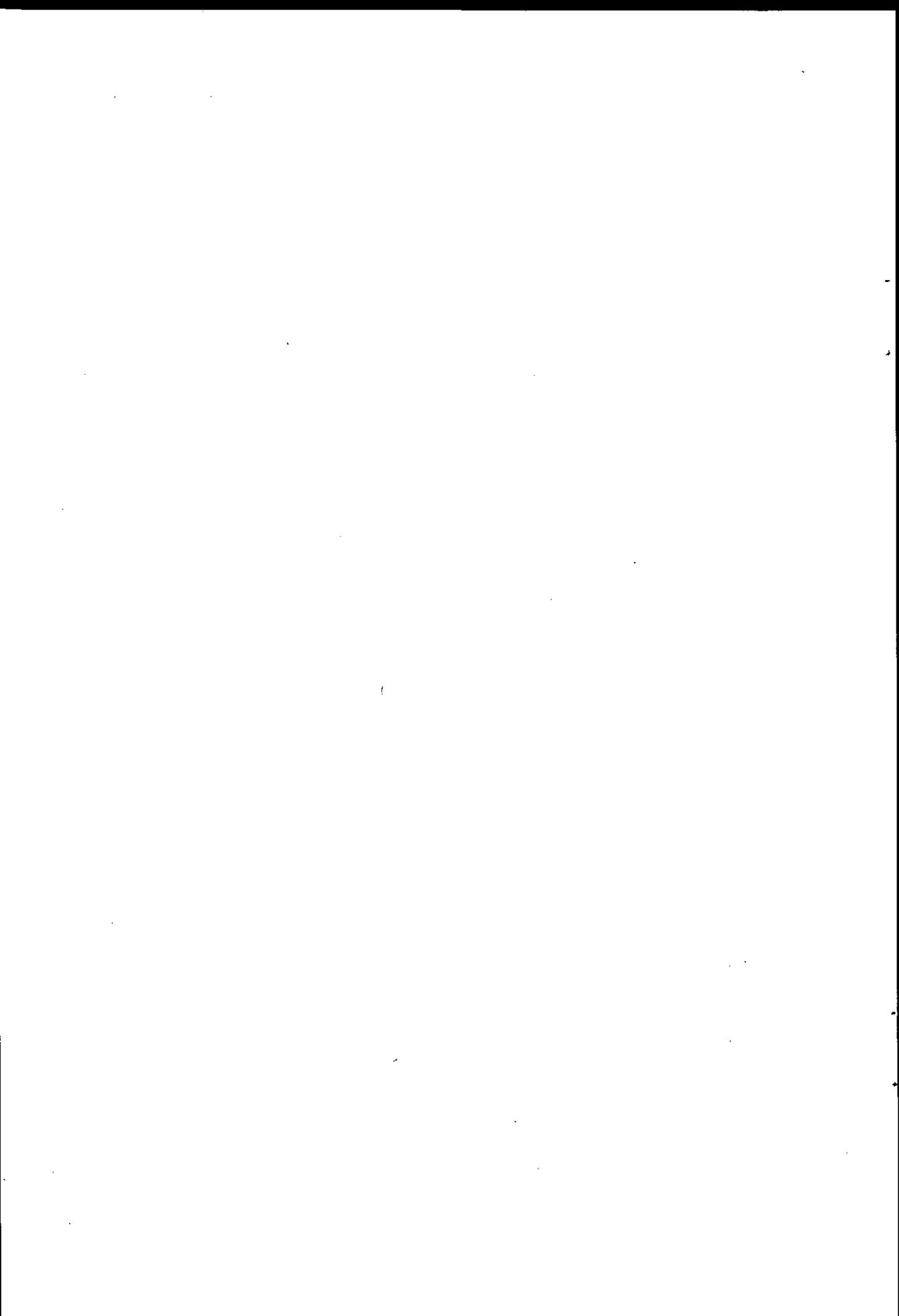
従ってここで開発される機器システムは、実際の場合に設置されることを常に想定しつつその設計調査を進めていかなければならない。

以下に述べる本調査研究も、このような考え方から、実際の場合を常に想定し、その場において機器の開発を行なうこととして調査を進めたのである。

また第1の特徴として述べたモデルであるという意味からもその評価はとくに重要である。かかる大規模システムは、アセスメントなしに普及させようとすることは害あって益はない。このシステムはそれらの一つの先がけとしてあらゆる位置からの厳密な評価を受ける必要があらう。これが、本調査研究のなかにとくに評価の一項を設けた理由なのである。



第3章 医療機器システムの基本設計



第3章 医療機器システムの基本設計

前章までに、本調査研究において想定したプロジェクト及びそのプロジェクトの中で開発される医療機器トータルシステムについての基本的な考え方を述べた。

本章ではこれを受けて、医療機器トータルシステムの基本設計を行なう。

この基本設計において、想定したトータル機器システムをまず概念図として示すならば、図3-1のごとくである。この詳細は後に述べるが、ここでその大きな特徴をまとめると、次のようになる。

① 全体を3レベルの構成としたこと。

各レベルは、それぞれ、センター・サテライト・ターミナルとよぶことにする。

それぞれの機能は、センターが高度の医療とコンサルテーション、サテライトが実務の中心、ターミナルが実務の先端である。

② この機器システムのもつ機能は、あくまでも技術面から医療の支援であるが、その対象は単に日常の診療のみならず、保健衛生活動までを含め次の七つの分野を想定したこと。

すなわち

- ① 僻地の一般診療補助
- ② 僻地の救急診療
- ③ 僻地を含む一定地域の健康管理
- ④ 医療従事者に対するコンサルテーション
- ⑤ 僻地に働く医療関係者の生涯教育
- ⑥ 僻地住民の保健教育
- ⑦ 僻地医療実施に関連する物資その他の管理

である。

この他にも、このプロジェクト自体の運営のための機能についても別に論ずる。

以下にその詳細を記す。

1. システムの機能および範囲

1.1 システムの目的および位置

本システムは、これまでも述べたように僻地など医療供給の不十分な地域に対して高度の医療を提供すること（僻地医療）を目的としたものであるが、医療機関そのものではない。すなわち、本

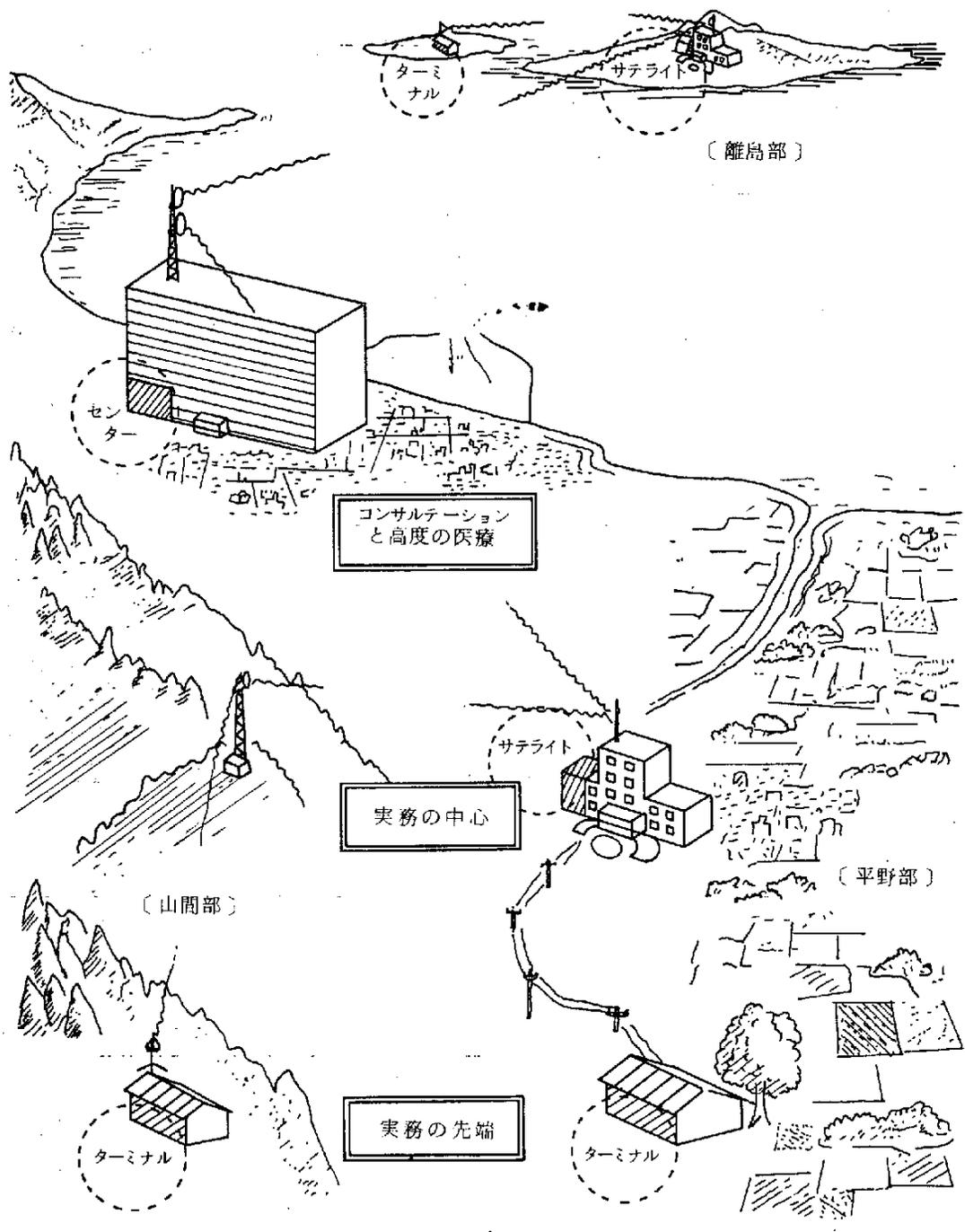


図 3-1 システム構成の概観

システムは、僻地医療の重要な構成要素である医療機関と、その中で働く医師やパラメディカルの人々の活動を支援することを目的とするものであり、かつこれらの医療機関と表裏一体となって効果的な僻地医療を実現することを目的とするものである。

したがって本システムの関与する僻地医療は、あくまでも既存の医療体系の中で行なわれるものであり、医療がそれを受ける人々にとって効果的に行なわれるべく本機器システムが作動するのである。

上の意味における本機器システムの概念図を図3-2に示す。

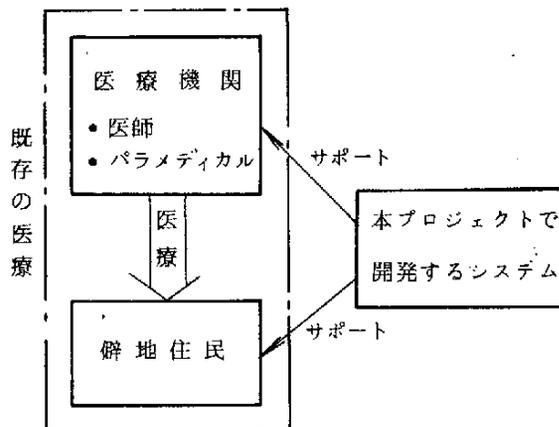


図3-2 システムの位置づけ

1.2 サービスの対象

ここで開発すべきシステムの規模としては、すでに第2章で述べたごとく一つのモデルであることを考慮して、全国的なものではなく一つの地域単位のものとする。さらに本機器システムの対象は、一行政区画、たとえば県の全ての医療ではなく、当該県下のいくつかの僻地を対象とするものである。

したがって本機器システムが関与するサービスの対象は、第一義的には当該僻地の住民である。

しかしながら本機器システムの関与する僻地医療においては、後述するように大都市の中心的医療機関も重要な構成要素の一つをなしている。また当然ながら僻地に利用し得る技術は大都市においても応用し得るであろう。したがってこうした大都市周辺の医療機関や住民のうち、本システムのサービスを希望するものに対しては同様のサービスを行なうことはいうまでもない。またサービス対象僻地に近い小都市の医療機関や住民に対しても、可能な限り同様のサービスを提供することを原則としている。

以上の考え方を図3-3に示す。すなわち、図において、一つの行政区画、例えば「県」を示す

ものとし、網目の部分がこのシステムのサービス対象区域である。

これらの対象区域が、全てを含んでいないのは、このプロジェクトがモデルであるため、対象区域の人々との合意の上に任意加盟の形でこのサービスが行なわれると考えられるからである。

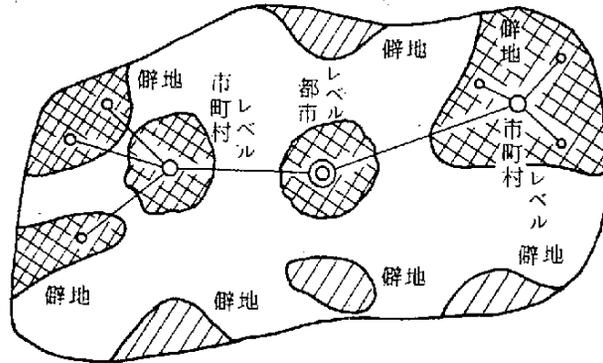


図 3-3 システムの対象地域

モデル・システムとしては、僻地の質的観点（離島型・山間型等）から2システム以上を考慮する必要がある。

1.3 システムの機能

医療サービス機能

本機器システムが前記の目的（第2章参照）を遂行するために必要な機能は、次の7項目に分類することができる。これらはすでに述べたように医療行為そのものではなく、医療を側面から補助する機能である。

① 一般診療に対する補助機能

僻地医療に直接従事する医師およびパラメディカルの人々に対し、その診療行為が円滑に行なわれるように補助する機能

② 救急診療サービス

救急患者が発生した場合の連絡・上位医療機関からの指示の伝達・搬送・入院などのアレンジ、緊急の検査等を行なう機能

③ 健康管理

僻地の住民を対象とした健康管理の実施およびその記録の管理

④ 医療コンサルテーション

僻地医療に従事する医師に対し、医療上のバックアップを行なう機能

⑤ 医療関係者への知識・情報の提供

医療関係者に対する生涯教育の実施，最新の医学情報の提供など

⑥ 住民に対する保健教育

僻地における医療活動が円滑に行なわれるために必要な住民に対する教育活動

⑦ 医療資源の管理

医療実施のスケジュールリング，医療材料の在庫管理

システム運営機能

上に述べた機能は，住民および医療従事者に対する各種のサービスを行なう医療上の機能であるが，第2章で述べたごとく本プロジェクトはモデルとして運営され，評価されるものであるため，これに伴う機能が必要である。すなわち，

① システム全体を管理する機能

本システムと他機関との調整，全体の予算・施設・人事などの計画と管理（プロジェクトの管理 — システム開発中に必要な管理機能），本システムに対する評価方法の作成および評価の実施，その他。

② システム・サポート機能

本システムに含まれる医療機器・通信機器・映像機器・情報処理機器・搬送機器など各種機器の保守，システム要員の養成，その他。

本節の(1)，(2)で述べた各機能の関連は図3-4に示すとおりである。

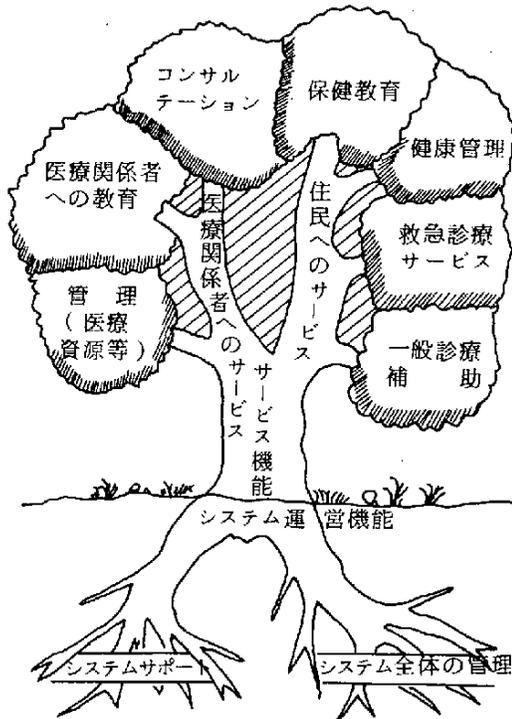


図3-4 システムの各機能の関連

2. システムの基本構成

2.1 システムの構成とレベル

本システムの構成は僻地の住民に対する都市部よりの医療サポートを行なうことを目的としているので、その構造のレベルにより次の3段階に分けることができる。すなわち、

- ① 僻地の住民に対し直接対応する施設。
- ② これら複数の僻地施設を遠隔にて統括できる位置にある施設。
- ③ これらの市町村レベルの施設に対し、コンサルテーションを行ない、高度の医療をアレンジする都市レベルの施設。

である。

これらのレベルを次のように呼称する。

- | | |
|------------|-------|
| (a) 都市レベル | センター |
| (b) 市町村レベル | サテライト |
| (c) 僻地レベル | ターミナル |

さらに、各レベルの間での密接な連繫をはかるために、各種の通信機器、映像機器、情報処理機器、搬送機器などが必要となる。

センター、サテライト、ターミナルの位置およびそれぞれの間の関連を示したものが図3-5である。

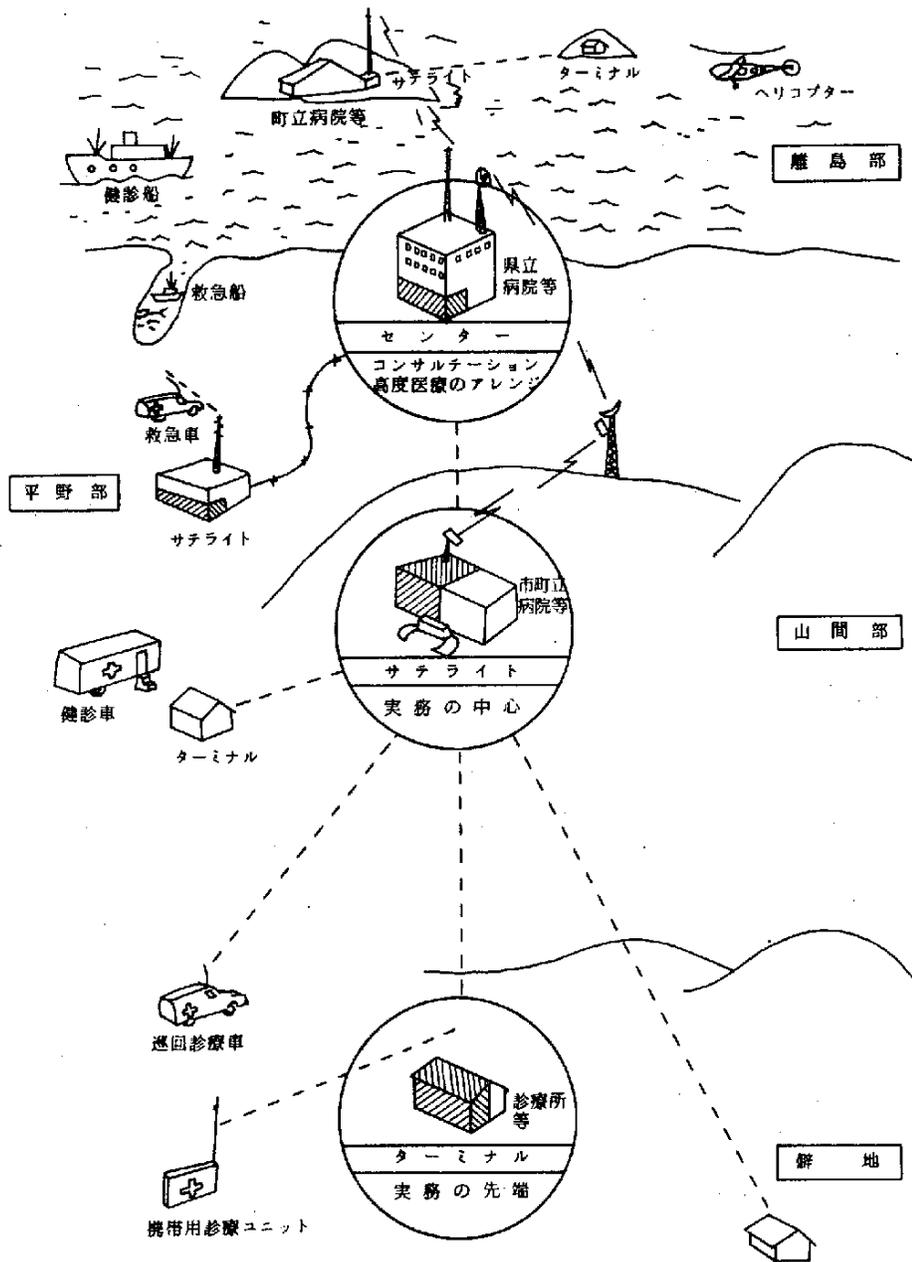


図 3-5 システムの構成レベル

センター

センターは原則として1システム1個で、高度の医療水準を持つ大学病院または県庁所在地の総合病院などに付設する。

センターはあくまでも対象地域内の各レベルを統括し、高度の医療のアレンジと各レベルへのコンサルテーションを第一義とする。また、このシステムの運営管理はここで行なわれる。

サテライト

サテライトは本システムにおける医療上の実務の中心としての位置にある。

このサテライトは次の観点からもその必要性は大である。

- 各種医療資源の最適配置
- 医師の定着への推進
- 伝送の中継地
- 搬送機器の中継および基地
- 地理的な条件による必要性

以上の条件を考慮するとサテライトの設置場所は、一定地域内に実在する僻地を統括するに可能な市町村レベルの総合病院に付設される場合と、ある一定地域における僻地の内部に設置される場合がある。

今回のモデル・システムにおけるサテライトの設置数は、僻地の質的な面とシステムとしての評価の点から考慮される。

ターミナル

ターミナルは僻地住民と直接に接するところである。

ターミナルは僻地に設置されるのが原則であり、現在医師が非常勤で勤務しているような診療所内や、僻地の一般診療所内に設置される。また必要によっては新しく新設する場合も考えられる。

設置数はシステムの永続性、医療上の有効性、システムとしての社会的、技術的な評価などの点から決定されることが望ましい。

以上、各レベルに関する設置数はモデル地域を設定し詳細設計を行なう段階でおのずから明らかになるものと思われる。

2.2 各レベルの機能

本システムは、前述のごとく医療上の機能としては僻地を主な対象地域とし、医療環境の整備、すなわち一般診療の改善、救急診療の改善、健康管理の効率化、医療関係者の教育、僻地住民に対する保健教育などを行なうものである。

これらの機能は、センター、サテライト、ターミナルの各レベルに対して、次のように分割することが適切と考えられる。

センター	下位レベルに対するコンサルテーション機能および高度医療のアレンジ機能
サテライト	医療実務機能の中心
ターミナル	上位レベルからの指示にもとづく実務機能の先端

本システムの設計にあたっては、上記の僻地に対する機能の実現をはかることが最も重要であるが、それとともにサテライトおよびターミナル周辺の都市部に対しても同様のサービスが必要であればこれを行なうため、拡張の可能性を配慮しておく必要がある。

センター、サテライト、ターミナルにおける主要機能を実現するために、各レベルにおいて保有すべき具体的な機能を示したものが、表3-1である。

これから明らかなように、医療上の実務機能の中心はサテライトにある。

サテライトにおいては、医療実務のスケジューリング、遠隔装置によるターミナルの医療補助、救急時の判断および処理などの機能が保有されている。

センターには、サテライトの要求にもとづく医療のコンサルテーション・指示、高度な医療のアレンジ、サテライト・ターミナルの医療関係者に対する教育などシステムのバックアップ機能が保有されている。

ターミナルは医療実務の最先端であり、サテライト（場合によってはセンターからのこともありうる）からの指示にもとづく医療活動、住民の健康管理、住民の保健教育など直接に僻地の住民と結びついた機能が保有されている。

なお、その他、コンサルテーションという意味から、医療データの蓄積と高度な解析、最新医療情報の提供などもセンターの保有すべき機能であり、医療実務に関連して医療データの蓄積と解析、医療資材の在庫管理、住民に対する保健教育、ターミナルおよびサテライト周辺の住民の健康管理などはサテライトが保有すべき機能となる。

本システムは、これらの医療上の機能の他にも、前節で述べたごとく、次の二つの機能をもっている。

- ① システム自体を管理・評価する機能
- ② システムをサポートする機能

この二つの機能の各レベルでの分担は、同様に表3-1に示されるとおりである。これらはセンターが中心となって受持つ機能であるが、運営上、場合によってはセンターからの委託により一部サテライトが分担することもありうる。

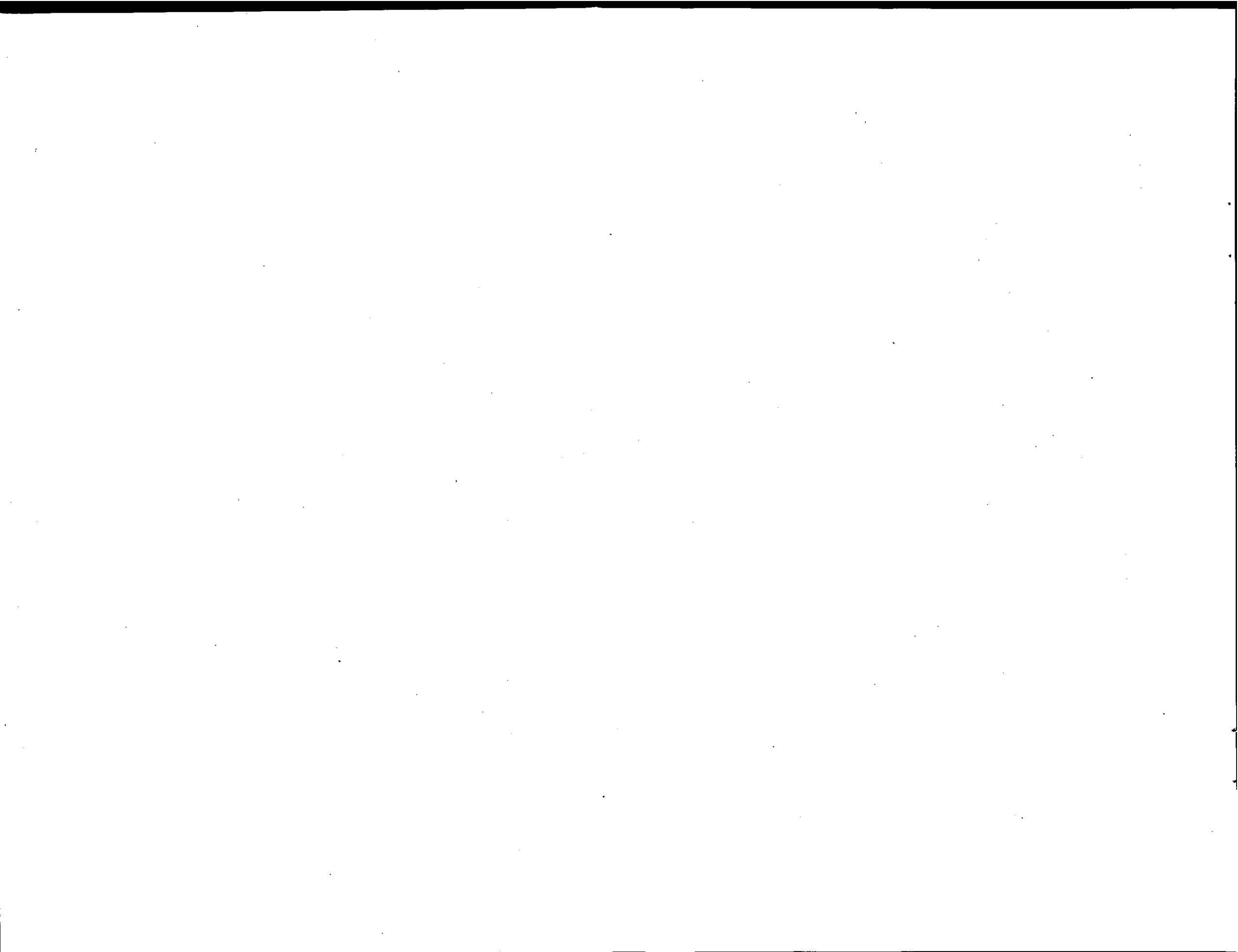
表 3-1 各レベルにおいて保有すべき具体的な機能

機能 レベル	主要機能	医療上の機能	管理上の機能	システム・サポート上の機能
センター	高度医療のアーレンジョンと	<ul style="list-style-type: none"> • サテライトの要求に基づく医療のコンサルテーション指示 • 高度医療のアレンジ ヘリコプタによる医師派遣 重症患者の受入れ 高度な精密検査の受入れ • サテライト・ターミナルの医療関係者に対する教育 • 医療データの蓄積と高度な解析 • 最新医療情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> • 他機関との調整 • プロジェクト管理および評価 • 予算管理 • 施設計画 • 人事管理 • ドキュメンテーション 	<ul style="list-style-type: none"> • 保守と保守計画 • システム要員の養成
サテライト	実務の中心	<ul style="list-style-type: none"> • 医療実施のスケジュールリング • 遠隔装置によるターミナルの医療補助 • 救急時の判断および処置 • 医療データの蓄積と解析 • 医療資材の在庫管理 • 住民の保健教育 • ターミナル、サテライト周辺住民の健康管理 		<ul style="list-style-type: none"> • 保守
ターミナル	実務の先端	<ul style="list-style-type: none"> • サテライトの指示に基づく活動 (ただし、センターからの指示もありうる) • 上位レベルから送られた移動健診施設または固定の健診施設による健診 • 応急措置 • 診療 • 住民の保健教育 		

表3-2 各レベルごとの必要資源

必要資源 レベル	人的資源	建造物関係	医療機器	通 信 関 係		映像機器	情報処理機器	搬送機器
					通信機器			
センター	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 医療上の管理者 プロジェクト管理者 ・専門医 ・パラメディカル ・システム・エンジニア ・事務職員, 保守要員 ・ヘリコプタ操縦士 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合病院の建屋 内設置もしくは 敷地内に新設 ・ヘリポート 	<ul style="list-style-type: none"> ・高度生体情報解析装置④ ・ヘリコプタ搭載医療機器② 	((センター・サテライト間)) 双方向同時通話装置①②④⑤⑥⑦ 遠隔聴診装置④ 心電図伝送装置④ 手書き書画伝送装置④⑤ ファクシミリ④⑤ 静止画像伝送装置(黒白, カラー)④⑤ 動画伝送装置(黒白, カラー)④ データ通信装置②④⑤⑦ 制御情報伝送装置②④	<ul style="list-style-type: none"> ・広帯域多重送受信 装置 ・ヘリコプタ搭載無 線装置 ・遠隔制御装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・イメージファイル ④⑤⑥ ・TVカメラ・モニ タ(黒白, カラー) ④ ・X線モニタ④ ・ファクシミリ④⑤ ・生体アナログ情報 リトリーバル・フ ァイル⑤ 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型計算機 ・高速大容量情報検 索装置 ・量子化画像処理装 置 ・COM 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘリコプタ②
サテライト	<ul style="list-style-type: none"> ・一般医 ・パラメディカル ・職員・保守要員 ・システム・オペレー タ ・車輛等運転者 	<ul style="list-style-type: none"> ・その地区の医療 機関の建屋内設 置もしくは敷地 内に新設 ・ヘリポート ・車庫 	<ul style="list-style-type: none"> ・健診検査装置③ ・検体検査装置①②③ ・自動細胞スクリーニング装 置①③ ・生体情報解析装置①②③ ・X線装置①②③ ・生体情報収集装置①②③ 	((サテライト・ターミナル間)) 双方向同時通話装置①②④⑤⑥⑦ 遠隔聴診装置①② 心電図伝送装置①②③ 手書き書画伝送装置①② ファクシミリ①③ 静止画像伝送装置(黒白, カラー)①⑦ 動画伝送装置(黒白, カラー)①② データ通信装置①②⑤ 制御情報伝送装置①③	<ul style="list-style-type: none"> ・広帯域多重送受信 装置 ・救急指令装置 ・中継施設 ・遠隔制御装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・イメージファイル ④⑤⑥ ・TVカメラ・モニ タ(黒白, カラー) ①~⑥ ・X線カメラ・モニ タ①②③ ・ファクシミリ①② 	<ul style="list-style-type: none"> ・中型 or 小型計算 機 ・データバンク入出 力用端末装置 ・医療情報入出力用 端末装置 ・量子化画像処理装 置 	<ul style="list-style-type: none"> ・救急車・救急船② ・健診車・健診船③ ・診療車①
ターミナル	<ul style="list-style-type: none"> ・パラメディカル ・医師<非常勤もしく は巡回> 	<ul style="list-style-type: none"> ・既設の医療関係 施設内設置もし くは新設 ・ヘリコプタ着地 場所 ・健診実施場所 ・簡易車庫 	<ul style="list-style-type: none"> ・患者監視装置② ・分娩監視装置①② ・簡易環境分析装置 ・ポータブル診療ユニット ①② ・自動問診装置①③ ・ポータブル or 小型レント ゲン装置①② ・生体情報収集装置①②③ ・簡易検体検査装置①②③ ・簡易応急処理装置② ・X線装置①②③ ・遠隔聴診装置① 	((ターミナル・現地間)) 双方向同時通話装置①②④⑤⑥⑦ 心電図伝送装置①②③ ファクシミリ①③	<ul style="list-style-type: none"> ・広帯域多重送受信 装置 ・移動無線装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・TVカメラ・モニ タ(黒白, カラー) ①~⑥ ・X線カメラ①②③ ・保健教育用 オーディオビジュ アル装置⑥ 	<ul style="list-style-type: none"> ・インテリジェント ターミナル ・ポータブル音響カ プラ端末装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易救急移動施設 ② ・患者輸送車①

((サービス対象 ①一般診療 ②救急診療 ③健康管理 ④コンサルテーション ⑤医療関係者教育 ⑥保健教育 ⑦管理)) ((* TV問診, TV視診などを含む。))



2.3 必要な資源

(1) 概要

これまで検討したセンター、サテライト、ターミナルの各レベルの機能にもとづき、次にこれらの機能の実現に必要な資源について述べる。

各レベルにおいて必要な資源は大別すると次の三つに分けることができる。

- ① 人的資源
- ② 建造物関係
- ③ 機器
 - ・医療機器
 - ・通信機器
 - ・映像機器
 - ・情報処理機器
 - ・搬送機器

各レベルごとに必要とされる資源を表3-2に示した。

人的資源については、医療上の機能、管理上の機能およびシステム・サポート上の機能を実現するために、医療関係者、管理関係者、保守関係者など各種のマンパワーを必要とする。さらに、各レベルごとの医療サポートの程度などを考慮して配置されなければならない。

建造物に関しては、センター、サテライトは既設の大学病院・総合病院などへの付設が考えられており、ターミナルは新設の可能性も考えられる。

機器関係については、前述のように五つのカテゴリーに分けられているが、相互に関連するものも多い。とくに通信機器は、他の医療機器、映像機器、情報処理機器、搬送機器などと密接な関連を有するため、表3-2では他の機器と関係が深く明確に区分しえない部分と、通信機器独自の部分とに分けて示してある。

各機器が医療上の機器、すなわち、

- ① 一般診療
- ② 救急診療
- ③ 健康管理
- ④ コンサルテーション
- ⑤ 医療関係者の教育
- ⑥ 住民に対する保健教育
- ⑦ 医療上の管理

のいずれのサポート機能の実現に役立つかもあわせて、示されている。

本節次項以下では、医療機器、通信機器、映像機器、情報処理機器、搬送機器の詳細について述べる。

(2) 医療機器

各レベルに設置されるべき医療機器は次のようなものが考えられる。

ターミナル

ターミナルにおいては、一般診療補助、救急診療サービスを中心とした医療機器が必要である。

一般診療においては、必要時にはサテライトの医師と連絡をとりつつターミナルの医師またはパラメディカルが動くが、これらの診療を補助するものとしてできる限りの施設が整備されていることが望ましい。基本的には、双方向テレビによる患者の遠隔診療（たとえば問診など）および指示を行なう。さらにこれを補助するものとして、次に述べるような医療機器も必要である。

- ① 自動問診機器
- ② 遠隔聴診を含めた生体情報収集機器
- ③ 簡易かつ短時間で検体を検査しうる機器
- ④ 必要に応じX線写真の撮影できるポータブルもしくは小型X線装置

緊急時においても一般診療時の各種機器が適宜使用されるのは当然のことであるが、これに加えて次のような機器が必要である。

- ① 医師の指導により簡単な応急措置を行なうために必要な機器
- ② 救急車・ヘリコプターなどの到着まで一時患者を遠隔監視するための装置
- ③ 分娩監視装置

さらに、ターミナルにおいてはサテライトの医師との通話が可能なような通話装置を含んだポータブル診療ユニットが配置される。また住民に対する保健教育等の一端を担うため住民の生活環境の状況を測定する簡易環境分析装置を配置する。

サテライト

サテライトは医療実施の中心であり、当然のこととして各種の医療機器が必要となるが、総合病院などに付設されているのでこれに関連した機器を除くと、主として健康診断・救急関係で次のような機器が必要となる。

- ① 健康診断用機器
 - ・健診車搭載用機器
 - ・検体自動分析用の検体検査装置
 - ・自動細胞スクリーニング装置 等
- ② 生体情報解析装置

ターミナルから伝送された心電図あるいは健診車がカセットに収録した心電図などの自動解析

③ 救急車搭載用医療機器

センター

高度の医療行為そのものは、センターが付設されている総合病院で行なわれる。センターにおいて必要な機器は次のようなものである。

- ① 脳波あるいは心音解析のような高度な生体情報自動解析装置
- ② ヘリコプタ搭載用医療機器
 - a 救急処置に関する機器
 - b 患者監視用機器

(3) 通信機器

本システムにおいて伝送すべき情報には、デジタル、アナログ、画像、音声など各種のものが、その処理もリアルタイム、バッチ、リモートバッチ、TSSなど各種ありうるが、多量であるとともに必要に応じ同時伝送することが要求されるので多重変調方式を利用する必要がある。

僻地に視点を置き種々の通信方式の実現可能性や実現性を考えてみると、本システムの開発では原則として電々公社の施設を用いることとし、特別な場合にのみ私設回線を敷設するという方針が望ましい。

従って本システムにおいて開発される医療機器、映像機器などは既設の通信回線方式の制約条件下で、目的とする情報の伝送が可能ないように帯域圧縮・画像蓄積・量子化など高度の変換技術を取り入れて設計する必要がある。

センター、サテライト、ターミナルおよび移動施設相互間のネットワーク設計においては、地形・中継点の位置・フェーディングの影響の有無・伝送すべき情報の量・速度などの条件を考慮せねばならない。

さらに、将来性を考慮して静止衛星あるいはリフレクターなどを利用した効果的な情報伝送方式について検討しておくことも重要なことと考えられる。

本システムにおいて必要と考えられる伝送経路を各レベル間の関連から分類すると図3-6に示されるような5種類に分けることができる。

- (a) センターとサテライト間
- (b) サテライトとターミナル間
- (c) ターミナルと現地（家庭または移動施設）間
- (d) センターまたはサテライトと救急車など地上移動施設間
- (e) ヘリコプタとセンター、サテライトおよびターミナル間

本システムにおいて扱う医療関係情報の性質をとくに伝送の立場から分類したものが、表3-3である。表に示されているようにこれらの情報はIからⅫまでの12種類に分けて考えることができる。IからⅩまでについては、ほぼ情報量（伝送に必要な周波数帯域幅に対応する）の少ないものから多いものの順になっている。

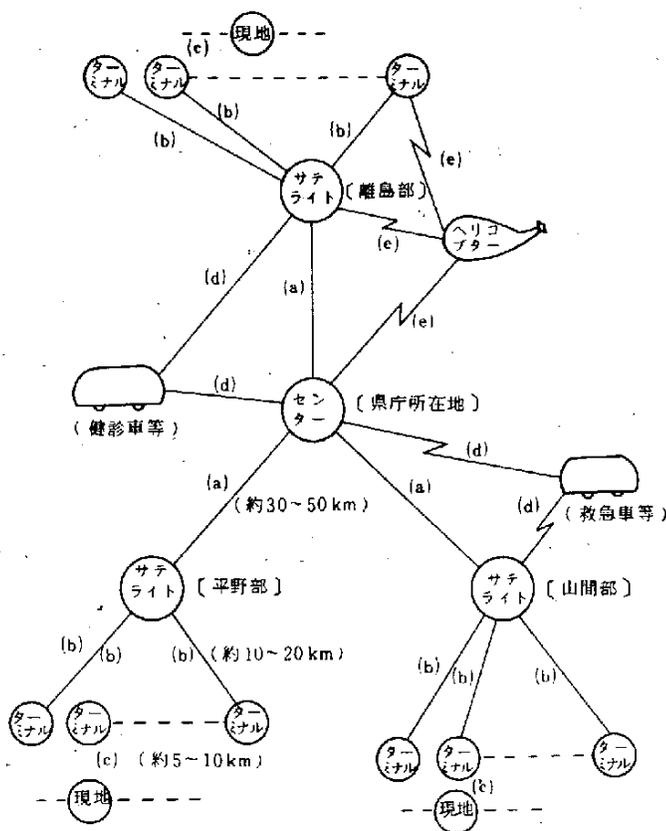


図 3-6 システム構成における各種伝送経路
(a)~(e)の区別は本文参照)

① 狭帯域伝送 (I~IV)

会話用音声・聴診音・心電図・手書き書画などの情報は、種々の変換技術を駆使することにより通常の電話回線を利用して伝送しうるものと考えられる。

② 中帯域伝送 (V~VII)

ファクシミリ (複写伝送), 静止白黒像, 静止カラー像の情報は, 低速度走査技術, 画像蓄積変換, 走査速度変換, ディスクレコーダー, コンデンサー・メモリーなどのいわゆる静止テレビ関連技術, さらには AD, DA 変換を伴う量子化画像伝送技術 (PCM方式) などを用いることにより高解像度, 高カラー忠実度の画像伝送が比較的狭い帯域幅の伝送路 (中帯域伝送) でも実現可能であると考えられる。

③ 広帯域伝送 (VIII~X)

動きのある白黒画像あるいはカラー画像 (胃 X 線像透視撮影, 患者・医師間のテレビ電話などによる遠隔診療など) は比較的広い帯域幅の伝送路 (広帯域伝送) が必要となる。

表 3 - 3 情報 伝送方式対応表 (伝送路別使用目的)

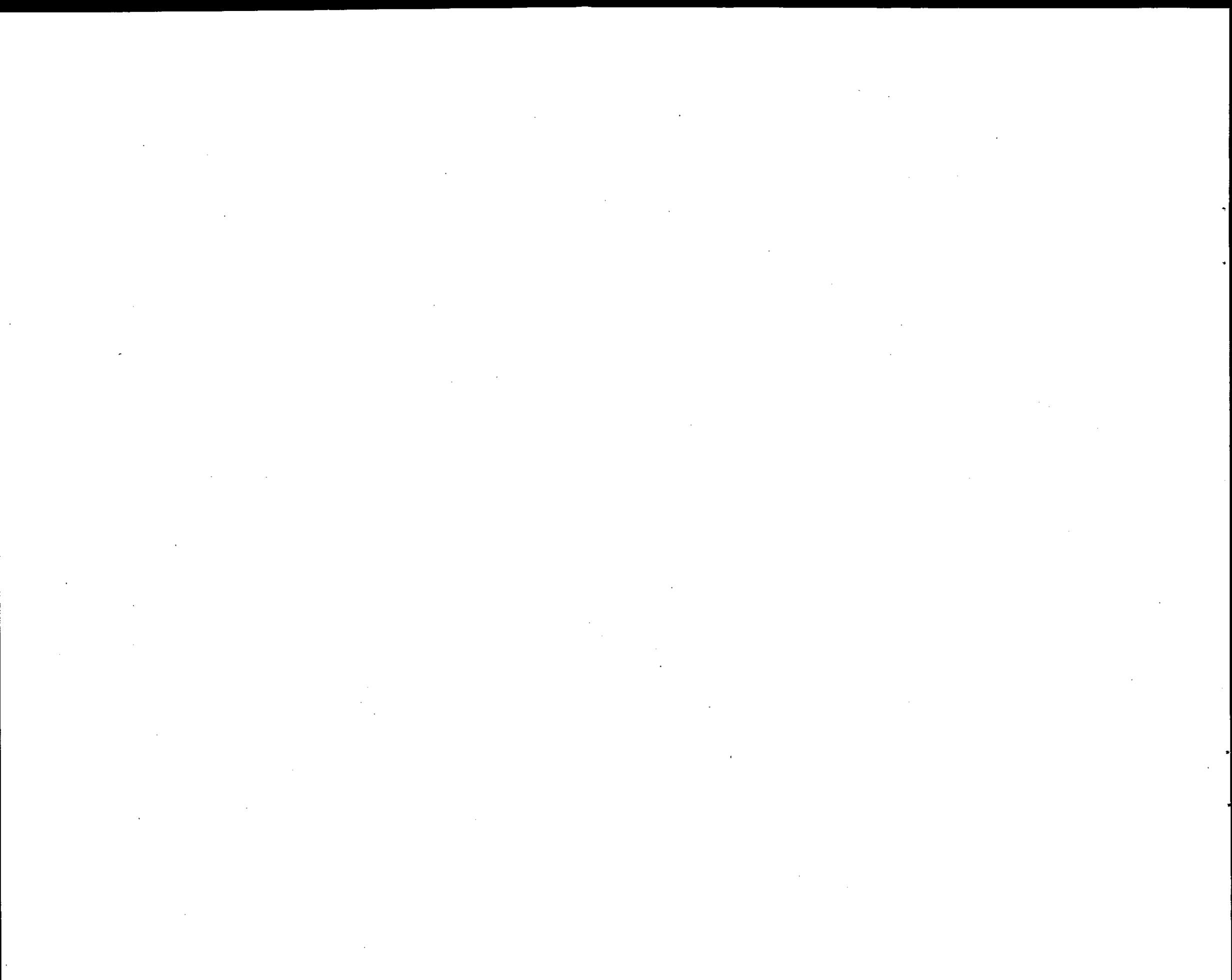
情報の種類	仕 様	伝 送 路 別 使 用 目 的								備 考		
		伝 送 方 式	必要な帯域幅 (Hz)		(含離島)			現 地	サテライト		ヘル	
			1 K 10 K 100 K 1 M 10 M	センタ	④	サテライト	⑤	ターミナル	⑥		ヘル	コブタ
SOUND 音声情報	会 話 用 音 声 Pat → Nur → Doc Gen	I ((加入)電話) 3.4KHz	無線						②	③健康管理	④救急診療	各種連絡
	聴 診 音 Pat → Doc	II (良質電話)	有線							③健康管理		
WAVEFORM 波形情報	E C G (P C G , E E G) Ope-Dev → Dev Pat → Doc	III (帯域使用) D-1 0.3~3.4 KHz (1~3 ch)	無線									遠隔伝送
	手 書 書 面 (体 形 地 図 等) Nur → Doc (Pat) Gen	IV (模写伝送) D-1.3 3.4KHz	有線									自動解析 (コンピュータ直結)
STATIC IMAGE 静止画像情報	手紙(処方箋、カルテ等) (含 図面、写真) Nur → Doc (Pat) Gen	V (模写伝送 "ファクシミリ") I-1 12.48KHz 3.4KHz	無線									遠隔問診 " 診察 " 投薬指示 " 処置指示 医療事務
	白黒像 (X線写真等) Ope → Doc (Pat)	VI (画像蓄積変換) 1MHz以下 (量子化画像伝送装置)	有線									医療事務 病歴検索 (CRT表示) (ハードコピー)
	カラー像 Pat → Doc	VII (画像蓄積変換) 1MHz (量子化画像伝送装置)	無線									骨、胸X線、眼底像 (ハードコピー) (CRT表示)
	動 X線像 (骨X線等) Pat → Doc	VIII (白黒映像伝送) L-1 4MHz	無線									遠隔検査 (ハードコピー) (CRT表示)
DYNAMIC IMAGE 動画像情報	動白黒像 (患者像等) Pat → Doc	IX (テレビ電話) 1MHz, 4MHz	無線									遠隔読影 (CRT表示)
	カラー映像 (顔色等) Pat → Doc	X (カラー映像伝送) L-2 4MHz (NTSC)	無線									容態監視 ⑥ ⑦ 遠隔診察 (CRT表示)
	検査結果情報 (体温、血圧、身長、 病歴、I D、問診等) Ope → Ope (Doc)	XI (データ通信) D-5 1200ボ D-7 2400ボ 48 Kボ	無線									遠隔診察 (問診) (CRT表示)
ALPHAMERICS 数値・コード情報	制御情報 (医療機器の遠隔制御) Dev → Dev	XII (直流、交流符号伝送) A-1 50ボ B-1 100ボ C-2 200ボ	無線									結果報告 病歴検索 (表示、ハードコピー)

Pat 患者, Doc 医師, Nur 看護婦または保健婦
または薬剤師

Gen 一般の人,

Ope 操作員 (検査員) または
パラメディカルスタッフ

Dev 装置



④ データ伝送等（Ⅺ～Ⅻ）

データ伝送あるいは各種制御情報の伝送は、その使用目的、適用範囲が極めて広くいちがいに定義を固定することは難かしいが、ⅠからⅩまでの各種情報とも関連し伝送を考える上においても非常に重要なもののひとつである。

伝送すべき情報の種類、伝送方式および使用目的と各種伝送路への対応づけも表3-3には示されている。

(4) 映像機器

本システムに必要と考えられる映像機器とシステムの機能との関連を表3-4に示した。

一般に映像機器は映像情報を、入出力、伝送、記録、処理するものであるが、伝送についてはすでに述べたのでここではとくに記録を中心として述べる。

センター、サテライト、ターミナルの各レベルにおいて効果的な医療サポートを行なうために必要と考えられる映像機器は次のようなものである。

- ① 医療画像情報の蓄積・検索に用いられているイメージ・ファイル関連装置
- ② 生体アナログ情報などのファイル・検索装置
- ③ 各種情報交換のための白黒あるいはカラーテレビカメラ・モニター装置
- ④ X線カメラ・モニター装置
- ⑤ 手書き書画伝送装置あるいはファクシミリ装置
- ⑥ 各種教育用オーディオ・ビジュアル装置

イメージ・ファイル関連装置および生体アナログ情報などのファイル・検索装置は主として医師の間のコンサルテーション、医療データの高度の解析等に用いられる。

テレビカメラ・モニター装置、X線カメラ・モニター装置は、一般診療、救急、健康管理などに関し遠隔地から医師が患者の情報を収集し効果的な判断を下すために主として用いられる。

さらにコンサルテーションなどにおいて医師の指示を誤りなく伝えるための手書き書画伝送装置あるいはファクシミリ装置なども配置される必要がある。

また、医療関係者の教育、住民に対する保健教育においては、オーディオ・ビジュアル装置の配置も必要である。

表 3-4 映像関連装置と本システム機能マトリクス表

本システム機能		映像関連装置 主な機器例		医用映像関連装置				一般映像関連装置				その他						
				医用カメラ装置	医用TV装置	医用監視装置	核測定装置 医学装置	医用超音波装置	生体情報 集(記録)装置	光学的直接処理型装置			電子変換処理型装置					
										撮映	映写		伝送	媒体	撮影	映写	伝送	媒体
		○ X線カメラ・モニタ	○ 遠隔視診装置	患者監視装置	ポータレブント又ゲはン	(本システム対象外)	自動細胞スクリーニング 心電図伝送装置	<ul style="list-style-type: none"> ○ イメージ・ファイル ○ TVカメラ・モニタ(白黒, カラー) ○ ファクシミリ ○ オーディオビジュアル装置一式 				<ul style="list-style-type: none"> ○ 量子化画像処理装置 ○ 遠隔制御装置 ○ 救急指令装置 						
医療	1 一般診療	○			○		○					システム機能の要求に応じて異なる						
	2 救急診療	○		○	○													
	3 健康管理	○					○											
	4 コンサルテーション						○											
教育	5 医療関係者 に対する							○										
	6 住民に対する 保健教育							○										
	7 管理(医療上)							○										
管理								○										
システム サポート								○										

(5) 情報処理機器

本システムの各レベルにおいて必要と考えられる情報処理機器は次のとおりである。

センター

健康管理用の住民データ、各種医療資材などの医療上の管理データを蓄積するファイルと高速大容量情報検索装置、これらの中央処理装置としての大型計算機が必要である。

さらに、量子化画像処理・伝送装置の設置も必要となってくる。

サテライト

医療事務の中心として、センターおよびターミナルとの情報交換のためデータ伝送のスイッチング装置、各種データのファイルが必要であり、処理装置としては中型計算機の設置が必要となる。

さらに、センター設置のデータバンクなどの医療情報検索用入出力端末装置、X線フィルム、心電図などの画像情報蓄積・検索のためのイメージ・ファイル入出力端末装置なども必要である。

ターミナル

主としてサテライトとの情報交換の端末が必要であり、インテリジェント・ターミナルの設置が望まれる。

さらに、電話回線を利用して計算機と医療情報の入出力を行なうためのポータブル音響カプラ端末装置なども必要なものと考えられる。

(6) 搬送機器

搬送機器は大きく分けて次の2種を考えることができる。

- ① 救急診療における搬送機器
 - ② 巡回診療（一般診療・健康管理）における搬送機器
- ① 救急診療における搬送機器

僻地における急性疾患、未熟児の出産、事故発生などに際し、患者と医師および医療施設との迅速な接触をはかるため、次のような搬送機器が必要である。

- ヘリコプター
- 救急車・救急船
- 簡易救急移動施設

ヘリコプターはセンター常備とし、要員および移動無線・心電図伝送機器・応急処置機器などの機器の収容・輸送能力を十分考慮しておく必要がある。

救急車・船はサテライト常備を原則とするが、場合によってはターミナルに常駐することもありうる。ターミナルの設置条件、すなわち気象条件、海上山間状況などによっては雪上車、ホバークラフトなどの常備も考慮する必要がある。

簡易救急移動施設はターミナルに置かれ、ポータブル診療ユニットなどを搭載して出動するものである。

② 巡回診療（一般診療・健康管理）における搬送機器

僻地に対しては計画的かつ継続的に医療を供与し、あるいは健康管理を行なうために、次のような搬送機器が必要である。

- 診療車
- 健診車・健診船

診療車は僻地において一般診療を行なうためのもので、医師が同乗し定期的な巡回診療を行なう。

健診車・船は定期的な巡回健診のためのものである。

診療車・健診車・船ともサテライト常備を原則とし、診療車には診療用として心電図伝送装置などの搭載が、また健診車・船にはスクリーニングを主体とする医療機器の搭載が必要である。

3. システムの態様

ここで、かかるシステムが設置されたときに医療がどのように行なわれるようになるかを、さきに述べた分類に従って考えてみよう。

3.1 一般診療補助

すでに第2章において述べたように、僻地の第一線で働く診療所医師は、常に孤立無援の感を抱いている。

自分の専門外の疾患を含めて、著しく広い範囲の疾患を一人で診療しなければならないし、専門外の疾患について相談をしたくても、近くに相談できる医師はいない。

また、人口密度が低いために、診療すべき地域の範囲も広く、とくに往診には著しく長い時間を必要とする。

このような事情を考えると、ここに想定した医療機器システムは、第一線の医師を支援する大きな力となるであろう。まず、僻地の診療所とサテライトの間に通信回線が結ばれることにより、consultationのみならず、患者の収容等に関しても、すぐ処理が可能になり、サテライトと僻地の診療所は医療上の一体感ができあがるであろう。

また、緊急の場合には、保健婦を指示して遠隔地の患者の処理も指示できる場合もあろう。また次に述べる健康管理との一体化によって巡回健診の効果等が一般診療にも容易に利用できるようになろう。

しかし、何よりも重要なことは、かかるサテライトとの医療上の一体化が進むことにより、その地域の患者との信頼関係がより一層強化されるということであろう（図3-7参照）。

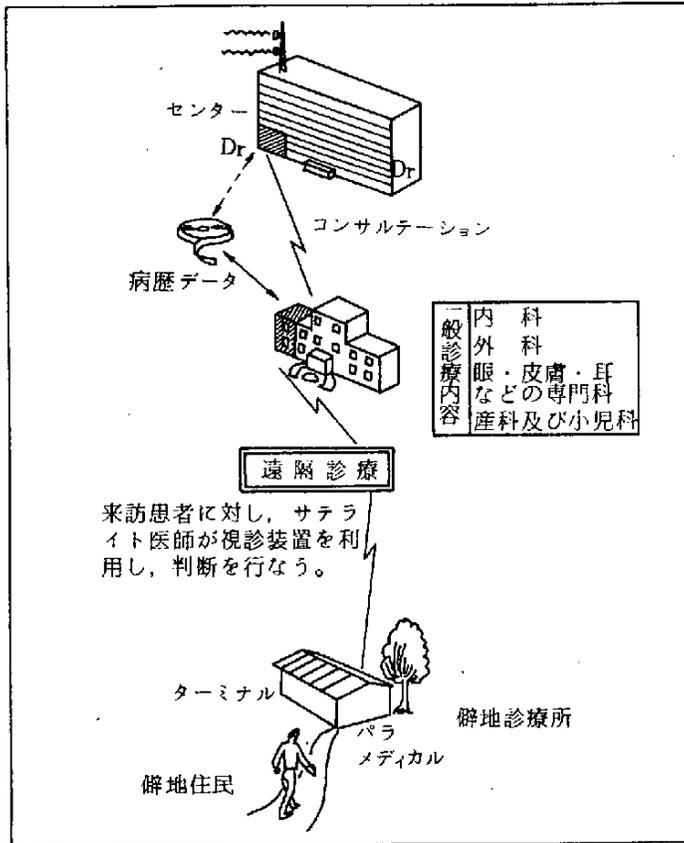


図 3-7 一般診療補助

3.2 救急診療

僻地の場合は交通事故はほとんどないにもかかわらず、救急医療対策などの立ち遅れのため、不慮の事故による死亡者は意外に多い。これを含め、僻地救急医療対策はおもに急性疾患・災害・特殊救急・出産・日曜祭日などの休診日における診療を対象として、適切な医師の判断により迅速な措置と処理が行なえることを目標としている。

従ってここにおける救急医療サービスは、これらの急患のため、救急車・病院の手配を素早く行なうとともに応急措置法の指示と、救急車到達予定時刻を表示することによって、病状の悪化を防ぐとともに、患者の不安感をなくそうとするものである。具体的には、

- ① 急患発生報知、患者移動可否についての判断（判断はサテライト医師等による）
- ② 搬送と収容先の手配（救急車、ヘリコプターなど）
- ③ サテライト医師の迅速な活動開始、もしくはセンター医師の介入
- ④ 迅速な応急処置と蘇生術の適用

この考え方をより明確にしたものが、図 3-8 である。

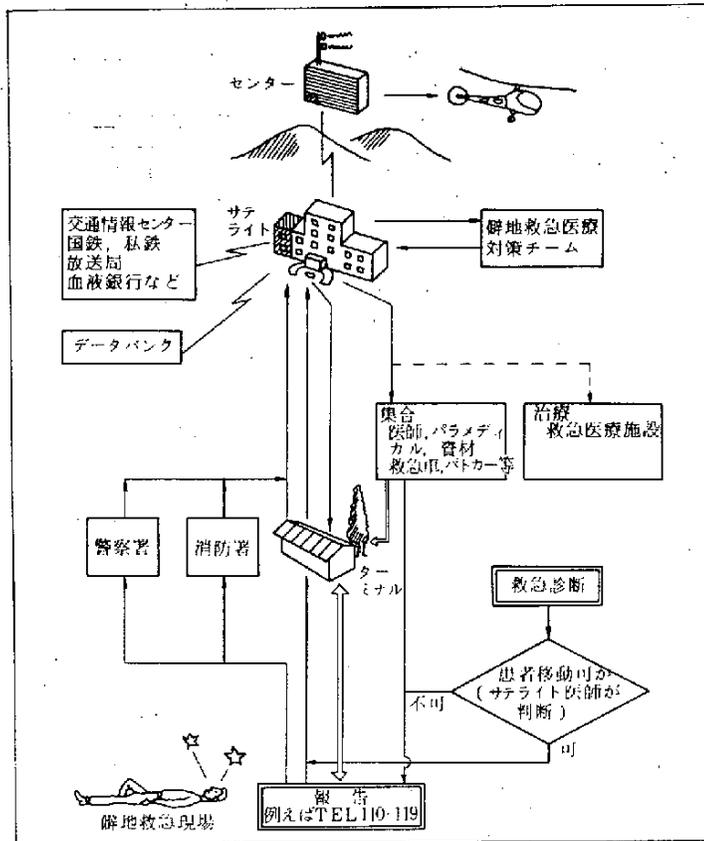


図 3 - 8 救急診療サービス

3.3 健康管理

健康管理は、一般に定期健康診断、妊産婦の健診、乳児・三才児健診、老人健診等を含む。僻地においてもこの実状は同じ筈であるが、実際はこれらを全て行なうことは不可能で、不規則の巡回健診等により、健康管理および診療を同時に行なっている場合が多い。

現在の巡回健診の一つの大きな問題点は、とかく連続性がなく、一回限りの健診に終わってしまう場合の多いこと、またその地域の診療所における一般診療との結びつきがなく、疾患が見出されても follow up がしにくいことがこれまでも指摘されている。

本システムの導入により、サテライトの医療データの処理能力は著しく向上すると思われるため、健診は能率よくかつ正確になることが考えられる。しかし、それにもまして重要なのは、かかるデータが情報処理システムで的確に整理されるため、健診を一般診療の間で相互にこれを利用することが可能になり、これらのデータが有機的に活かされる点であろう。

また、健診車、健診船等の整備によって、これまで不可能であったような場所の健診も行なえるようになるであろう。

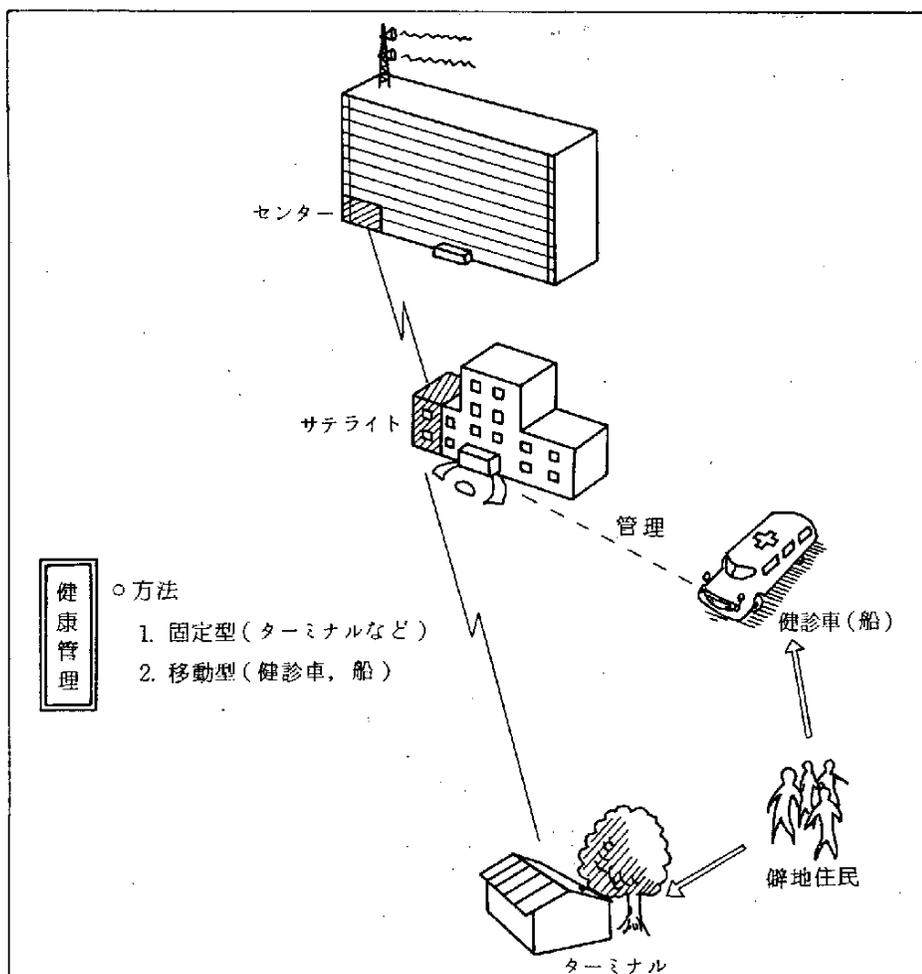


図3-9 健康管理

3.4 コンサルテーション

一般に医師はひとりの患者の診療を進めるにあたって、他の専門医のコンサルテーションを受けつつ、診療が行なわれることが多い。僻地においても、通信技術によってこれらの専門医に接近可能となるならば、その意義はまことに大きいといわねばならない。

以上の観点から、図3-10にも示したように、コンサルテーションには次の二つのタイプの内容のものが必要であると考えられる。すなわち、

① 専門医によるコンサルテーション

これは医師と医師間の行為で、特に一般医と専門医間に行なわれる相談や助言である。

② サテライト医師によるコンサルテーション。

これはサテライト医師がターミナルのパラメディカルに対して行なう監督および指示である。

以上のように、ここでいうコンサルテーションは医療従事者間における医療活動上の相談や助言にかぎられるものとする。

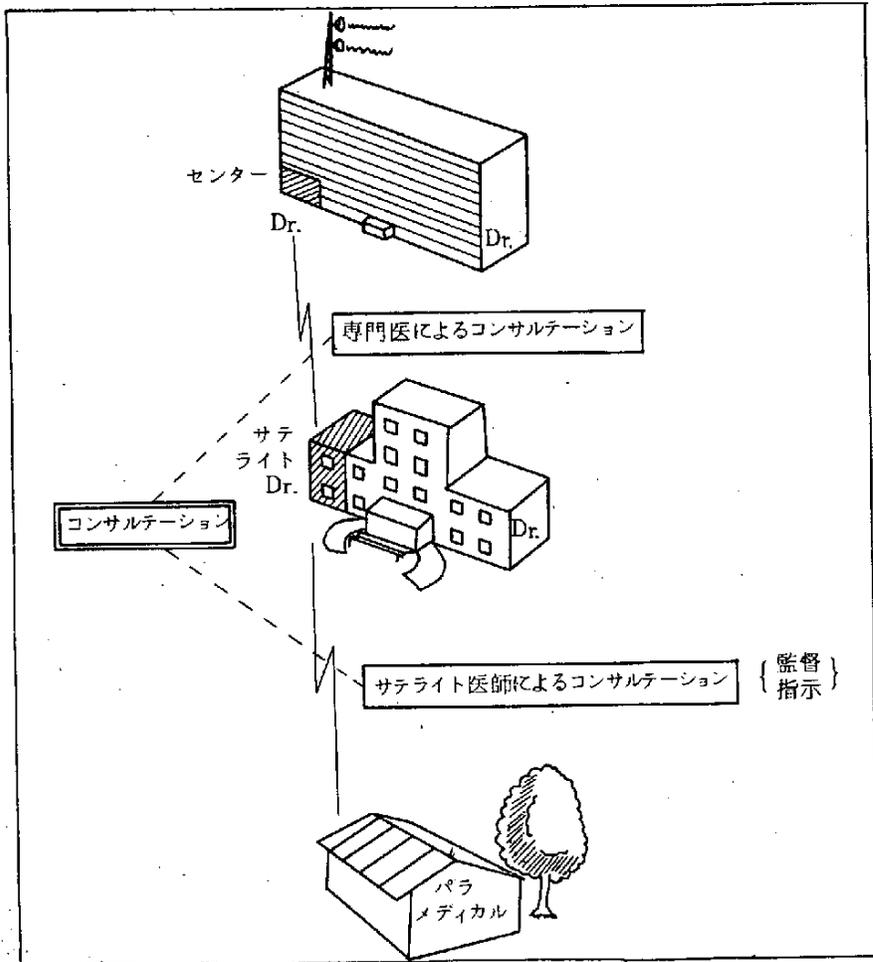


図 3-10 コンサルテーション

3.5 住民への保健教育

僻地医療の改善の上で最も重要なことは、住民に対する保健教育であるともいわれる。僻地において、今日まだ解決されていない結核や寄生虫の問題等は、医療の改善も必要であるが、それ以上に保健教育の必要性が大きい。

ここで想定したシステムは、かかる保健教育に関しても、従来の方加えて新しい機材を提供しようとするものである。これは主として、audiovisual な方法によって保健衛生の徹底を図ることである。

3.6 医師の生涯教育

医師は、大学卒業後も生涯にわたって教育を受ける必要がある。都会の医師は講習会や新着の医学雑誌等によって、最新の知識を容易に得られるが僻地の医師は、著しく困難であるといわれていた。

ここで想定したシステムは、この問題に対しても大きな貢献をなすであろう。センターの文献や専門医の知識は通信装置を通じて僻地においても容易に取得できるようになるであろう。

また、個々の患者についての consultation は生涯教育の上でも大きな力となるであろう。

3.7 物品管理など

保健計画をすすめるにあたっては、種々の医療上の管理的業務が必要となる。

その一つは医療実施のスケジューリング作業がある。健診の場合は特に必要であり、併せて僻地住民への連絡法（連絡の徹底）も管理の一つであると考えられる。

また、医療材料の在庫管理といった作業がある。かかる作業は本システムにより著しく容易になり、医療の改善に役立つであろう。

4. 利用の可能性ある技術要素

前節（2. 医療機器システムの基本構成）に述べたような設計を実現するには、当然ながらまだ多くの解決すべき事項がある。

この中には、技術以外の問題も多くある。例えば法規上、行政上の問題であり、これについては第4章「医療機器システムをとりまく諸問題」の中で詳細に述べられるであろう。

技術上の問題としては、現在、可能な技術のみを用いる場合は問題はないが、前節の設計の中には、現段階では入手し得ない技術要素も含まれている。かかる部分については、今後数年間にわたっての技術の発展の動向を予測しつつ、開発可能な新技術についてはその実現に努力することが必要である。

こうした開発の必要のある技術要素を前節の設計の中から、選別したものが、表3-4である。

全体で5テーマ、41項目にわたっている。ただし、このテーマを選別したからといって、これらの技術要素がすべて、このプロジェクトの中で開発されるということの意味するものではない。

これらの技術要素は、単に医療機器システムのみに応用されるものというよりは、さらに広く他分野に応用される可能性のあるものが多い。一部のものはむしろ医療機器以外での応用範囲が広い。

従って、ここでこうしたテーマを選定した理由は、これらの技術要素が今後数年間の間にどの程度まで進み得るか、またその問題点は何かを明らかにすることにある。これによって、ここに設計したシステムの実現の可能性が技術的な観点から明らかとなるであろう。

表 3-4 新しく開発すべき技術および新装置

調査研究テーマ名	開発すべき新しい技術要素又は新装置名	備 考
各種医療情報の効率的伝送のための多重化方式、変調方式送受方式に関する調査研究	<ol style="list-style-type: none"> 1. 多重化および変調等による効率的伝送技術 2. アンテナに関する新技術 3. 各種移動ないし携帯用無線装置 4. ネットワーク制御技術 5. ミリ波送受信に関する新技術 6. 静止衛星又は、リフレクタを利用した通信技術 7. 医用高性能ファックス 8. 双方向手書き書画の伝送に関する新技術 9. メッセージ集配信用ソフトウェア 	
各種医療情報の効率的情報検索のためのファイリング方式、アクセス方式、保護方式に関する調査研究	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高速大容量情報検索装置 2. 医用情報入出力端末装置 3. 機密保護方式およびID関連装置 4. 量子化画像処理に関する新技術 5. 高性能携帯用情報入出力端末装置 6. 医用データベース管理用ソフトウェア 7. タスクマネージメント用ソフトウェア 8. コミュニケーションコントロール用ソフトウェア 	ファイリング方式アクセス方式の開発を含む
高密度画像情報の蓄積方式に関する調査研究	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医用マイクロフィルム検索等のイメージファイル装置 2. イメージファイル用入出力端末装置 3. 生体アナログ情報のリトリバーバルファイルに関する新技術 4. リクエスト放映装置 	教育用

調査研究テーマ名	開発すべき新しい技術要素又は新装置名	備考
高解像度カラー画像情報伝送方式に関する調査研究	1. 高解像度画像伝送に関する新技術 2. 量子化画像伝送に関する新技術 3. 遠隔テレビ診察装置	
電算機と医用電子機器・伝送機器等のインターフェース設定に関する調査研究	1. 自動問診装置 2. 患者監視装置 3. 健診検査装置 4. 自動細胞スクリーニング装置 5. 生体情報解析装置 6. 高度生体情報解析装置 7. 救急指令装置および救急医療情報用ソフトウェア 8. 健康管理用ソフトウェア	※1 同上 " 移動健診車(船)を含む " " 主として心電図伝送解析装置 " " "
	9. 携帯用診療ユニット 10. 遠隔制御付医用装置 11. 生体情報収集伝送装置	※2 同上 " 遠隔聴診装置を含む
	12. 携帯用または小型X線装置 13. 簡易検体検査装置 14. 簡易応急処理装置 15. 搭載用医用機器 16. 分娩監視装置 17. 簡易環境用分析装置	※3 同上 " 主として救急車およびヘリコ " プタ用 " " "

※1. 電算機とのインターフェースを含む開発

※2. 伝送機器 " "

※3. 医用電子機器単独での開発

表 3-5 研究テーマとサブシステムとの関連

調査研究テーマ名	一般診療 (遠隔)	救急	健康管理	コンサル テーション	医療関係者 の教育	保健教育	管理
各種医療情報の効率的伝送のための多重化方式変調方式送受方式に関する調査研究	○	○		○	○	○	○
多種医療情報の効率的情報検索のためのファイリング方式アクセス方式保護方式に関する調査研究		○	○	○			○
高密度画像情報の蓄積方式に関する調査研究	○			○	○		
高解像度カラー画像情報伝送方式に関する調査研究	○			○	○		
電算機と医用電子機器、伝送機器等のインターフェース設定に関する調査研究	○	○	○	○			

4.1 効率的伝送に関する技術

① 多重化および変調等による効率的伝送技術

多重化および帯域圧縮等に関する技術を考えるもので、各種医用データのより効率的な伝送を確立する。

② アンテナに関する新技術

移動施設に対する指向性との関連で自動的に向きの変わる回転式パラポラ・アンテナ等の技術。

③ 各種移動ないし携帯用無線装置

・移動ないし携帯用で、容易な操作で正確な心電図等の伝送が可能な装置。あわせて小電力化、全天候性、耐振性を有する。

・電波周波数の有効利用を考え、たとえば小ゾーン方式の空き回線選択方式の採用により複数局同時運用を可能にする。

④ ネットワーク制御技術

緊急時や機器の故障に柔軟に対応できるように、そのネットワークの障害箇所の自動発見やスイッチングで簡単に回線網の切り換えを可能にする。

⑤ ミリ波送受信に関する新技術

テレビ中継用の小型・軽量化ないしは携帯可能なミリ波送受信装置。

⑥ 静止衛星またはリフレクター等を利用した通信技術の開発。

島や山の陰になって電波の届きにくい所に対し、静止衛星またはリフレクター等を応用して、正確な通信を可能にする技術。

⑦ 医用高性能ファクシミリ

車載もしくは携帯用のファクシミリを用いることで、僻地の患者宅、ターミナルおよびサテライト間等の画像や文字情報を伝える。たとえばカルテや医師のパラメディカルへのコメントの正確な伝達により遠隔診療の円滑化を図る。

⑧ 双方向手書き書画の伝送に関する新技術、容易に手書き書画の伝送が同時にしかも双方向から行なえる装置。

⑨ メッセージ集配信用ソフトウェア

ネットワークにおけるメッセージ送信の際は、伝送回線の効率的使用を図り、データをできるだけまとめて送るようになる必要がある。

4.2 効率的情報検索に関する技術

① 高速大容量情報検索装置

医療データバンクのためのファイル方式を確立することで、各人の各種医療情報を効率的に

蓄積しかつ検索を可能とする。

② 医用情報入出力端末装置

膨大なデータ量をどのように早く正しく入出力できるかは、データバンクの死命を制する。簡単な操作で多種多様の医療情報を入出力できる装置。

③ 機密保護方式およびID関連装置

各住民の医療情報の機密保護は重要なテーマである。これを可能にするID関連機器およびソフトウェア。

④ 量子化画像処理に関する新技術。

種々のパターン像を量子化することで電算機を用いた処理を可能にする。

⑤ 高性能携帯用情報入出力端末装置

携帯してゆくことで遠隔で電算機との対話が可能となり、各種医用情報の入出力を行なえる装置。

⑥ 医用データベース管理用ソフトウェア

大容量医用データのフェイリングおよびアクセスのためのソフトウェア技術。必要によりOSを含める。

⑦ タスクマネージメント用ソフトウェア。

電算機が作業を実行するとき、単位の仕事すなわちタスクにCPUやメインメモリの割当てを行ったり、プログラム間の調整を行なうのをタスク管理という。本システムの場合種類がきわめて複雑になるので、この点を解決する技術。

⑧ コミュニケーション・コントロール用ソフトウェア。

多数の端末を持つネットワークでは、中央の計算機はコミュニケーションに相当の時間を占有され不経済である。従って入出力機能の拡充とこのためのソフトウェア。

4.3 高密度画像情報の蓄積方式に関する技術

① 医用マイクロ・フィルム検索等のイメージ・ファイル装置

・カルテ、X線写真や心電図等のチャート紙の格納は非常に大容量のものが必要となる。これを効率的に蓄積し、比較的高速でかつ高い信頼性のある検索を可能にする。あわせて検索時の解像度と操作性の向上を図る。

・X線写真の場合のマイクロ化による情報のロスを少なくする技術。

② イメージファイル入出力用端末装置

入出力時の操作の簡素化と出力時の機密保持を図る。

③ 生体アナログ情報のリトリバルファイルに関する新技術。

心電図、聴診音や音声のようなアナログ情報を一時蓄積し、必要に応じて検索する。これに

よりマンおよびマシンの効率化を図る技術。

④ リクエスト放画装置

パラメディカルや医師の専門外の知識を得るための教育用放画装置。

4.4 高解像カラー画像伝送方式に関する技術

① 高解像度画像伝送に関する新技術

医師の要求に合った高解像度のX線写真像度の伝送を可能にする。このため伝送装置、ディスク・レコーダーおよび走査速度変換装置を開発し解像度が商用テレビに比べ3～4倍のものを実現する。

② 量子化画像伝送に関する新技術

医療においては特に高品質の画像の伝送が要求される。これにはPCM方式による伝送が、中継による劣化が少なく適しているため、このための実用化を図る。

③ 遠隔テレビ診察装置

種々の場合が考えられるが、たとえばパラメディカルの助けをかりて、遠隔で患者の喉の奥や患部を拡大して、しかも鮮明にカラーで見ることのできるものが求められる。このためテレビ、モニターおよびこれに関連した制御系機器の実用化を図る。

4.5 電算機と医用電子機器とのインターフェース設定に関する技術

① 自動問診装置

医師の経験をプログラムしておくことで医師の遠隔診断に先立ち患者から種々の情報を前もって収集整理しておく。これにより医師の補助として働き医師の効率の向上に寄与する。このための診断論理に関する技術。

② 患者監視装置

ターミナルで収容されている動かせない患者や救急病院への移動を待っている間、その患者の情報を刻々収集し患者を監視する。

必要に応じサテライトの医師にアラームを発する。

患者からのデータの収集方式技術等。

③ 健診検査装置

僻地における健診は主として機器を健診車、健診船に搭載し各ターミナルを巡回して行なわれる。

道幅の狭い道路や悪路を考慮し、装置の耐振性や小型化をはかる。

④ 自動細胞スクリーニング装置

現在使われている装置の高信頼性と高速化による効率化をはかる。

⑤ 生体情報解析装置

ターミナルから伝送されてくる生体情報、たとえば心電図等を自動解析し、その結果を送り返す。操作の容易性と高信頼性をハードウェアとソフトウェアの向上を図ることで実現する。

⑥ 高度生体情報解析装置

生体情報のうち、脳波のようにその自動解析処理の手法や診断論理が未だ研究段階にあり完全な自動解析処理とはいえないものもあるが、医師の診断の助けとなる生体情報を解析し、答を整理して提供する装置を開発する。

⑦ 救急指令装置および救急医療情報用ソフトウェア

救急指定病院の空きベッドや当直医および血液の供給可能状況等の情報を必要時に早急に使用できるようにするための装置ならびにソフトウェア。

⑧ 健康管理用ソフトウェア

健診データの管理による種々の疾病管理や生活指導等のフォローアップを助けるソフトウェア。

(注) その他各種機器に付属して開発するソフトウェア、たとえば、自動問診プログラム、自動細胞診プログラムおよび心電図解析プログラム等は機器に付属しているものと考え、ソフトウェアのみで単独の項は設けない。

⑨ 携帯用診療ユニット

携帯可能な、まとまったユニットとしてこれを持っていくと、ひととおりの救急や一般診療、最小限必要な検査に対処できるものが望まれる。

これは無線機器とのインターフェースをもつ必要があり、この他に携帯用として軽量小型、耐振性小電力等の機能が要求される。

⑩ 遠隔制御付医用装置

たとえばX線装置を遠隔で制御し遠方の医師の望むX線像を入手する。

制御の信頼性と安全性の向上をはかる。

⑪ 生体情報収集伝送装置

ターミナルのパラメディカルがサテライトの医師の指示により心電、聴診、血圧、脈拍、体温等の種々の生体情報を収集し伝送する必要がある。このため簡易な操作で正しく操作できる装置。

⑫ 携帯用または小型レントゲン装置

僻地におけるレントゲン装置は健診車または移動ターミナル等での利用を考え、小型軽量化をはかり、できれば携帯可能な装置が望まれる。このため併せて耐振性、小電力性、小漏洩化が望まれる。

⑬ 簡易検体検査装置

患者の検体検査においてターミナルの検体をいちいちサテライトなどの検査室に送っていたのではこの搬送だけでも相当な負担となる。このためターミナルのパラメディカルがごく簡単に行なえる装置が望まれる。

⑭ 簡易応急処理装置

ターミナルでパラメディカルがサテライトの医師の指示で応急に対処することが必要となる。この際パラメディカルを補助するもの。

⑮ 搭載用医用機器（主として救急時）

ヘリコプターや救急車に搭載し主として救急時に使用する機器の開発を行なう。その際、ノイズの混入防止、耐振性、小型化、軽量化を図る。

⑯ 分娩監視装置

僻地においては助産婦による分娩も考えられる。この際必要に応じアラームを発しこれを監視することで助産婦を手助けする装置。

⑰ 簡易環境用分析装置

農薬やその地域特有の水質、あるいは土壌等の環境条件を容易にかつ短時間で検知し得るための装置。

5. システムの管理・運営

本調査研究において、プロジェクト自体の管理・運営の問題にまで言及することは、やや範囲を逸脱するかもしれない。しかし、これまで述べてきたようなプロジェクトの性格を考えると、その実現には、如何なる管理体制をとり、プロジェクトを如何に運営していくかが著しく重要な問題である。

従って、本節ではこの問題についての一つの考え方を試案の形で提出することにする。

5.1 本プロジェクトの組織

このプロジェクトは、一つのモデルシステムを作るものである。従って、このプロジェクト自体を管理し、モデルを評価するための管理組織と、センター・サテライト・ターミナルの医療上の機能を維持していくための管理組織が必要で、これは、いわば二重構造をなしていることになる。

かかる組織の構造を一つの試案として図示したものが図3-11である。

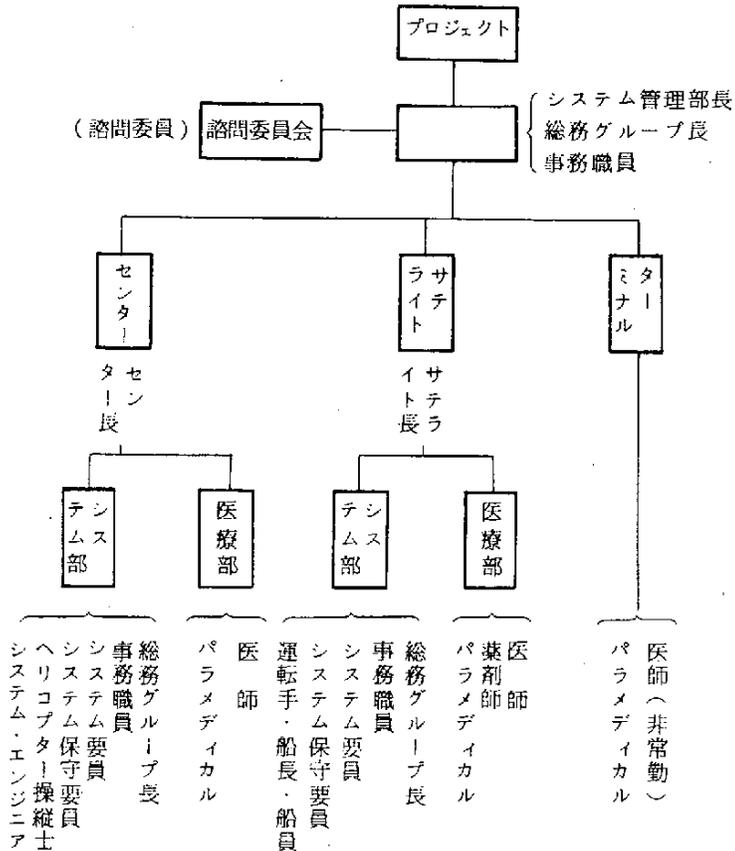


図3-11 システムの組織図

まず、最上段にあるプロジェクトと記されている部分は、本プロジェクト全体の管理組織である。これを設置する場所はモデル地域ではなく、東京等を想定することができよう。このプロジェクトと記された部分の組織上の性格については、種々の議論があると思われるが、本調査研究の範囲を越えるのでここでは論及しない。

次のモデル地域システム管理部は、「プロジェクト」の部分の機能をモデル地域においてもった部門である。ここがモデル地域におけるこのプロジェクトの管理運営上の責任を負い、かつ評価をも行なうものである。

このモデル地域システム管理部には、諮問委員会を常設し、この助言によって、このプロジェクトを運営する必要がある。この諮問委員会には、かかるシステムが各方面に関係をもつことを考慮して、その地域の関連する組織及び受益者をもって構成する。例えば、地方公共団体、医師会、中心的医療機関、保健所、消防署、僻地住民等の代表がその構成要員として考えられよう。

次の段階は、医療支援の機能を果たす部分の組織である。センター・サテライトにはその責任者が必要であろう。これを仮にセンター長、サテライト長と名づける。

組織上のセンターの性格は、すでに述べたように本プロジェクトには属するが、実質的にはこのセンターが付設される医療機関と一体となって運営されなければならない。

また、センター長の責任は、医療支援という医療上の機能を維持管理することにあるので、このセンター長は、センターの付設された医療機関の責任者がこれを兼務することが最も適当と考えられる。

サテライトの長についても、同様の考え方から、サテライトのある医療機関の責任者の兼務が理想的であろう。

センター及びサテライトに属する職員については、システム運営のための職員と、医療支援機能を果たすための職員とが考えられる。この中のシステム運営の職員は、このプロジェクトの専任の職員としてこれにあたるのが適当と考えられる。

医療上の機能を果たす職員については、このシステムが現存の医療機関と一体になってはじめて機能するものである点を考慮して、これらのセンターやサテライトが付設されている医療機関の医師をもってこれにあてるか、またこのプロジェクト専任の医師が派遣される場合でも、これらの医療機関に併任の形にしておくことが是非必要と思われる。

ターミナルの職員については、ターミナルを新設する場合は別として、現存する診療所や僻地診療所等を支援するものであるから、その人々がそのまま、このシステムに属することになる。ただし、これは勿論、強制によるものではなく、このプロジェクトとの診療所医師との何らかの任意の契約に基づいて、相互に協力する形になることが最も望ましいと考えられる。

以上述べたことをまとめ表3-6にして示した。

また、これらを機能上から分類すると次のようになる。

① 医療機関への援助活動の中心

- ・サテライト、およびターミナルの医師、薬剤師、パラメディカル。
- ・これを専門技術、知識でバックアップするセンターの各専門医。

② 援助活動の補助

- ・ヘリコプター操縦士、搭乗員、救急車・健診車の乗員、および健診船の乗組員。
- ・システムのオペレーター、保守などの要員。

③ システム運営の補助

事務職員、とくに総務グループ長、システム管理部長と緊密な連絡をとり、センター長、サテライト長を補佐しての活動が重要な役割である。

④ システムの評価、改良研究

医師、パラメディカル、システム・エンジニア。

⑤ システム運営の企画、システム管理部長へのアドバイス、地域関連機関との調整。

表 3 - 6 システムの要員

所 属	要 員	内 容
諮 問 委 員 会	諮 問 委 員	センター長，サテライト長，地域住民代表，関連機関（医師会，消防署，警察，自衛隊など）の長および大学病院などの医師，地方公共団体の医療関係者
現地システム管理部	管 理 者 事 務 職 員	管理部長：システム全体の運営の責任者，プロジェクトより派遣される。 プロジェクトよりの派遣または採用
セ ン タ ー	管 理 者 専 門 医 パラメディカル 事 務 職 員 システム要員 システム保守要員 ヘリコプター操縦士 システム・エンジニア	センター長：センターを併設した病院の長の兼任。サテライトの管理，医療の責任者 上記病院からの兼任，一部の医師は本プロジェクトより専任として採用されるが，形式上は併設の医療機関と兼任とする。 医師の補助者としての看護婦等を採用 プロジェクトからの派遣または採用 プログラマー，オペレータなどを採用 採 用 採 用 プロジェクトより派遣またはサテライトやターミナルにも移動する
サ テ ラ イ ト	管 理 者 一 般 医 薬 剤 師 パラメディカル 事 務 職 員 システム要員 システム保守要員 乗 務 員	サテライト長：サテライトを併設した病院の長の兼任。サテライトの管理，医療の責任者 上記病院からの兼任。一部の医師は本プロジェクト専任として採用されるが，形式上は併設の医療機関と兼任とする。 上記病院からの兼任。 医師の補助者としての看護婦，衛生検査技師，X線技師等を採用 プロジェクトより派遣または採用。 プログラマー，オペレータ（含・救急車要員）などを採用 採 用 健診車・救急車の運転手，健診船等の船長，乗組員の採用。
タ ナ ー ミ ル	医 師 パラメディカル	サテライトまたはセンターの医師が非常勤（定期または随時に巡回）にて勤務。 現在，活動中の保健婦等の協力を得る。該当者のない場合は採用。

5.2 他機関との関係

このプロジェクトの管理・運営上のもう一つの重要な問題は、このプロジェクトと他の機関との関係関係である。

ここでいう他機関とは、公的私的を問わず、このシステムと関連をもつ可能性のある機関のことをさし、例えば、医療機関、保健所、地方公共団体、医師会、消防署（救急）、その他、医療機関を所有する種々の公的・私的の団体である。

このシステムは、その性格上、現存の医療供給体制を側面から支援するものであるから、このシステムのみでは存在の意義はない。どうしても、現存の医療供給体系の中に入った上で、機能を発揮しなければならない。

具体的には、センター・サテライトは既存の医療機関に附設することを想定しているから、かかる医療機関との関連は大きな問題である。

かかる問題の一部は、第4章においても述べられるであろうが、基本的な考え方は次のようなものである。

すなわち、管理・運営は別個の組織をもって、これを行なうが、医療上の実質的機能は、既存の医療機関と一体となってこれを行なわなければならない。従って、既存の医療機関との折衝によって、個々の契約を結び、その医療機関に密接した形でかかるセンターやサテライトを設置し、人的には併任の形でその一体化を図る必要がある。

現在の医療は種々の機関によって供給されているから、これらを全て一律に論ずることはできない。実際の場にあたって個々に検討することが必要であろう。

また、他の関連諸団体は、諮問委員会の一員として、このプロジェクトの管理運営に参加することが適当と考えられる。

5.3 年次計画

さて、以上の機器システムを実際に開発しようとする場合には、どのような年次計画に沿って進めるべきであろうか。

全体のプロジェクトとしては、評価の2年間を含め少なくとも約5年間が必要と考えられる。

一つの参考例として、以下に開発ステップと各年度への割りふりを示す。

① 医療機器システム開発のステップ

医療機器システムを開発するに当っては、下記のステップを踏む必要がある。（図3-12参照）

1) 実態調査

医療の供給・需要実態調査、医療機器・関連機器開発実態調査を行ない、医療の実態と方向づけ、技術面からの可能性を確認する。

2) 問題提起

実態調査結果に基づいて医療上の問題および技術上要求される事項を明確にする。

3) 目標・評価基準の設定

評価基準の設定は、単に開発されたシステムの評価の尺度とするだけでなく、開発を進めていく上での具体的な設計開発基準ないし設計技術目標とする観点からも、これを考慮していくことが重要である。

評価基準の設定に当っては医療、技術両面からの検討が必要となる。

4) 基本設計

(a) 基本機能設計

医療上要求される基本的な機能（一般診療、救急診療、健康管理、コンサルテーション、医療関係者教育、住民保健教育、管理）の定義づけと実施施設（センター、サテライト、ターミナルおよび関連機関）の機能実施分担を決定する。

(b) 詳細機能設計

基本機能設計に基づいて実施施設における機能を具体的な行為の種類（質的、量的）に展開し、関連づけを行なう。（センター、サテライト、ターミナルの詳細機能設計を進める過程で移動系、通信系に要求される機能も抽出される。）特に医療上の要求機能を明確にすること。

(c) 要素割り付けと概略仕様の決定

展開された各施設（センター、サテライト、ターミナル、移動系、通信系）の機能をモジュール化し、マン・マシンの機能分担を行なう。この過程でマン・マシンおよび相互の関連づけ（インターフェース）の概略仕様を決定する。

(d) システム運用方式の基本設計

要素割り付け、概略仕様の決定と並行してシステム管理運用の基本方針を決定し、各施設における管理運用方式の設計、費用・要員の概算見積りを行なう。関連機関に対しては十分説明し協力を得ておくことが必要である。

5) 詳細設計

各要素の詳細仕様を決定する。仕様決定に当っては医療上および運用上の要求事項（安全性、正確性、信頼性、操作性、拡張性、互換性、保守性、経済性等）および仕様実現可能性を見きわめるための技術調査を行なう。特にインターフェースに関しては詳細かつ慎重な検討を行なう。

6) 基礎技術開発

本システムでは高度な技術に基づく機器開発が要求される。基礎技術の開発に当っても相当の期間を要するものと考えられるので、システム開発スケジュールの関係からも、できるだけ

早い時期に（詳細設計と並行して）主要基礎技術の開発に着手せねばならない。必要に応じて実験プラント等の建設も行なう。

7) 機器開発・製作，システム・テスト

詳細仕様，基礎技術およびモデル地区の実態調査に基づいて機器の開発・製作を行なう。開発製作は施設よりも技術要素を中心としたシステムで行なうことが最終的なシステムとりまとめの関係上望ましい。

対象となる機器としては，新規開発を要するもの，既存機器の改良ないし組み合わせ技術によるもの，既実用化機器で十分なものに大別される。

開発のプロセスとしては基礎実験，設計，試作，単体テスト，組み合わせテスト，総合テストを行なう。

8) 建設・準備

システムのテストと並行して施設の建設，器材，要員，実施計画の準備を行なう。（建設，搬入，設置に当っては季節，地理的条件を考慮してスケジュールを立てること）

9) システム設置

総合テストが終了後モデル地区へシステムを搬入設置する。併せて実験実施スケジュールの作成，運用マニュアルの作成，要員オリエンテーション・訓練，地元関係者への説明等を行なう。（これも季節的，地理的条件を考慮して設置スケジュールを立てること）

10) 実施・評価

システムを実施し，収集したデータに基づいて評価を行なう。

11) 関連機関との調整，承認

本システムは社会の多方面に関係し，医療を対象するため，実施に当っては慎重な検討と評価を必要とする。従って当初から関係諸機関と十分調整し，協力体制を確立して行くと同時に，開発の諸段階でシステムを評価し承認するためのチェック・ポイントの設定が不可欠である。

これらの年次計画を5年間の各年度に割り振り摘記すれば下記のようなになるであろう。

第1年度	調査研究 概念設計
第2年度	基本および詳細設計 実験プラント試作開始 高度技術，機器開発着手
第3年度	システム総合設計開始

第4年度	システム機器調達開始 現地実施準備開始
第5年度	システムテスト開始
第6年度	システムサービス開始 評価

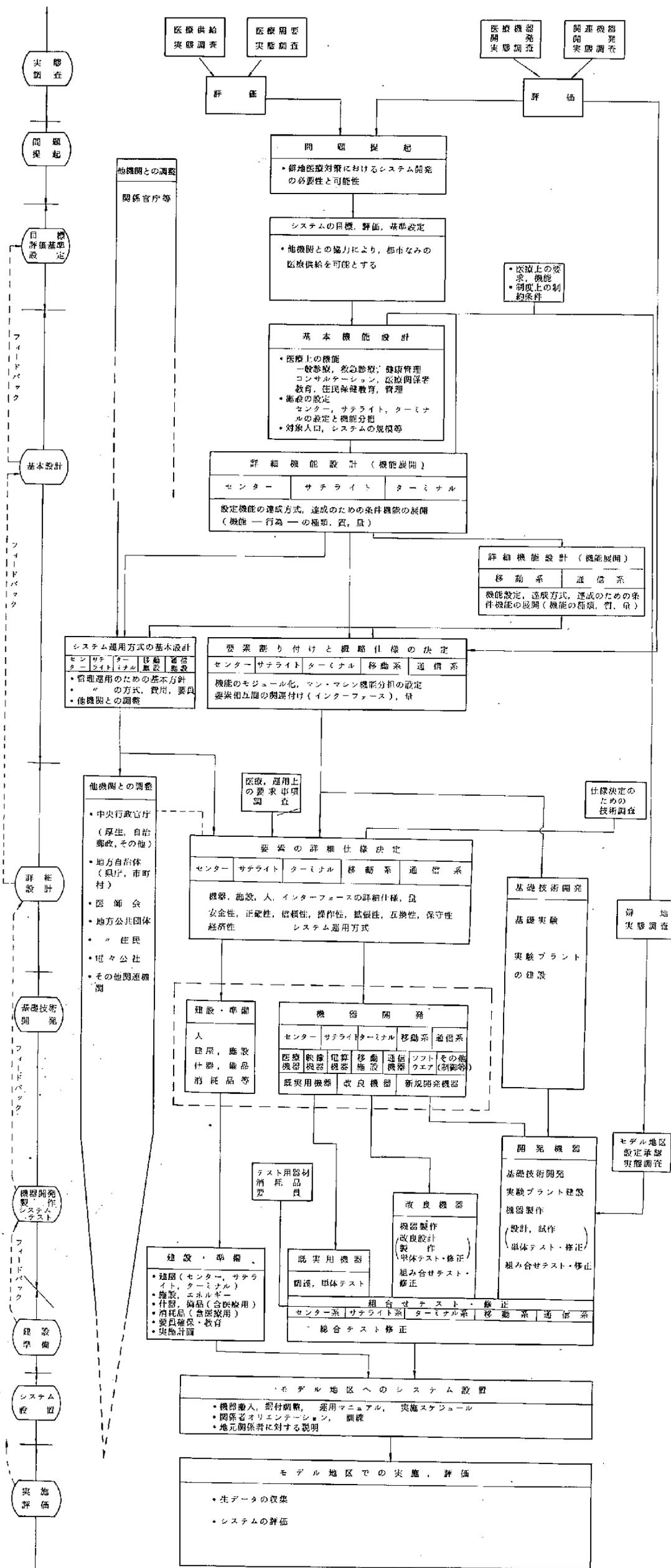
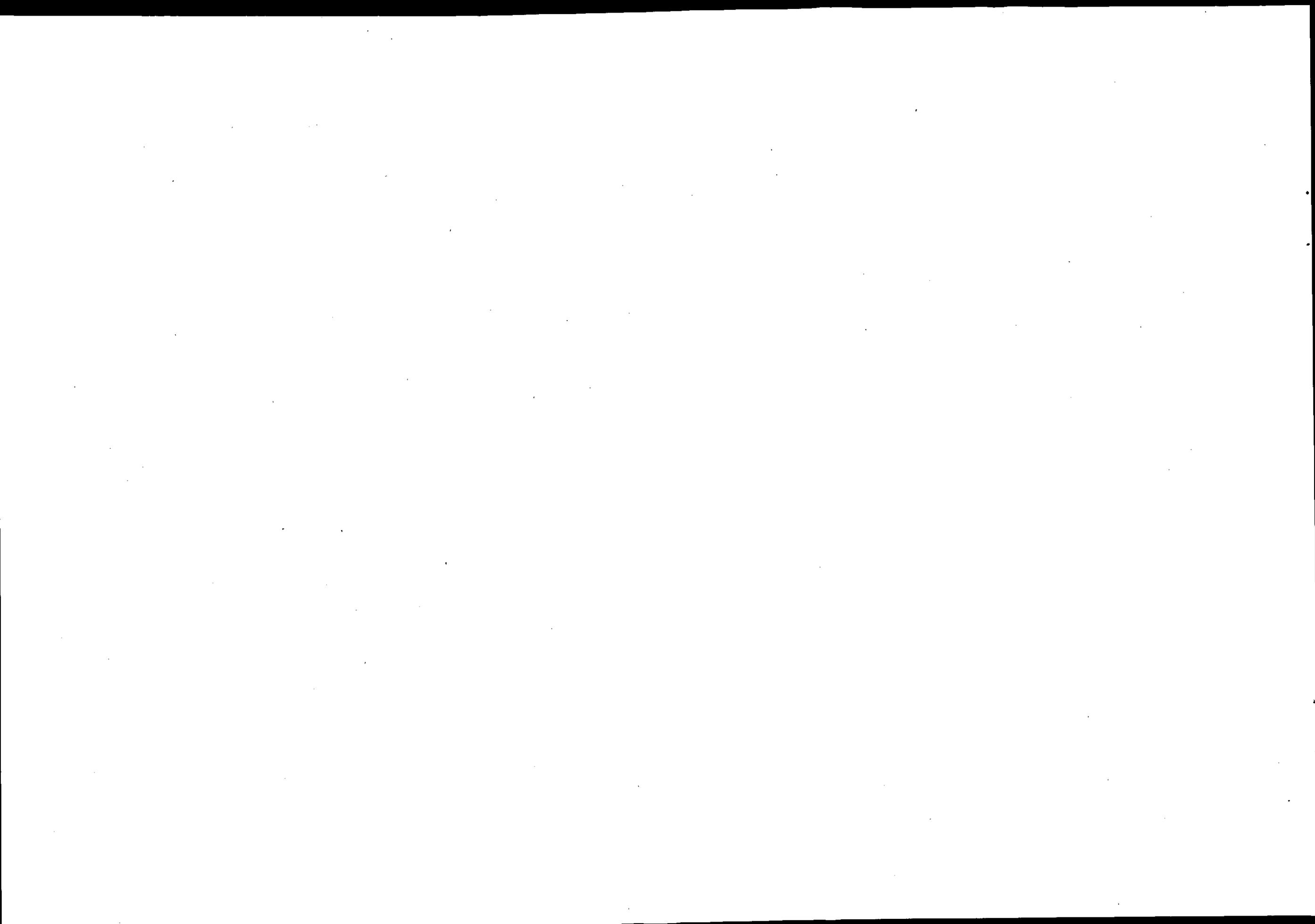
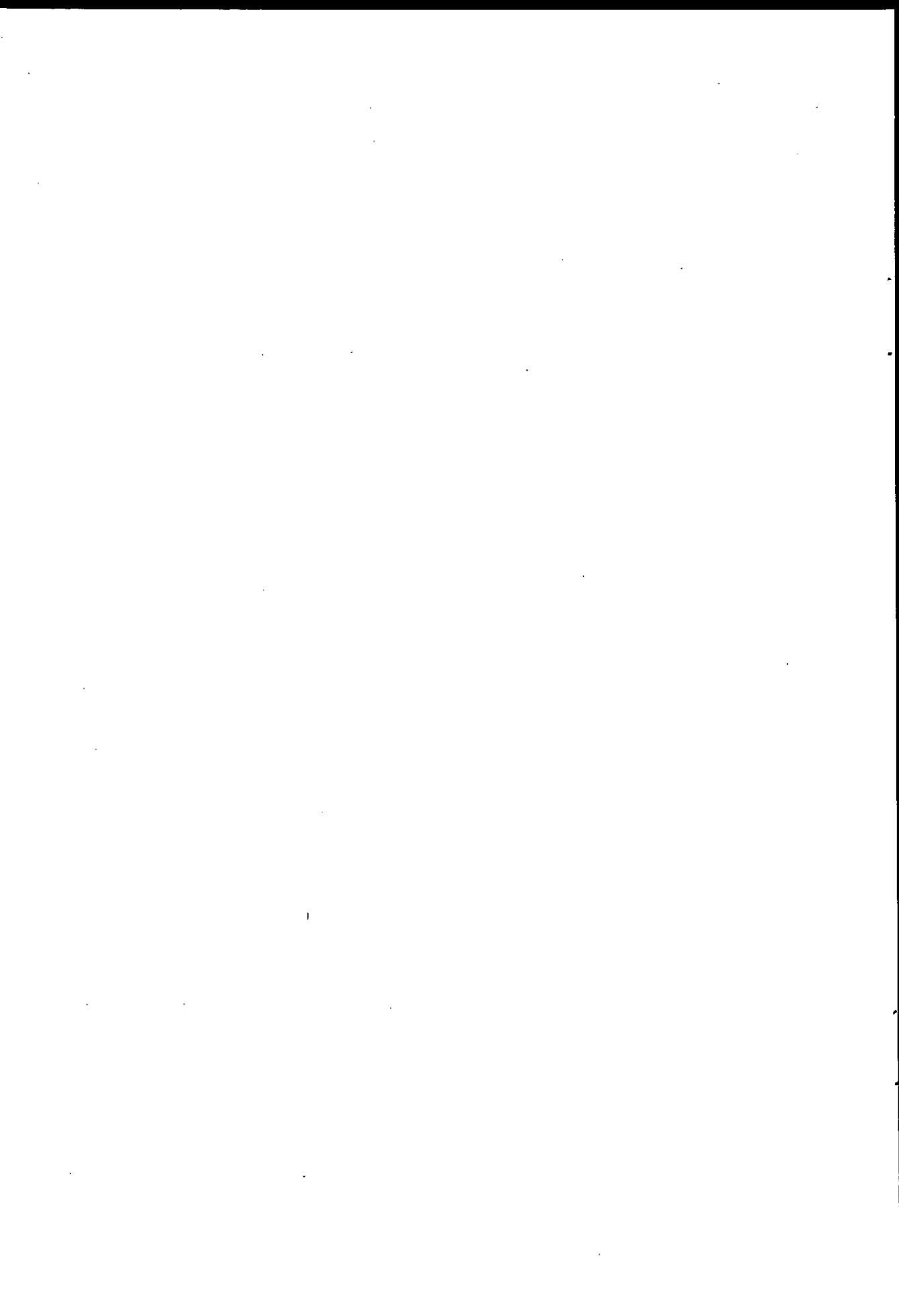


図 3 - 12 医療機器システム開発のステップ



第4章 医療機器システムをとりまく諸問題



第4章 医療機器システムをとりまく諸問題

1. 医療機能に関連する法律上の問題

1.1 医事法規解釈の基本的立場

法規は解釈されることにより現実化する。従って法の定めるところを探るには、常に解釈原理を明らかにしておく必要がある。

法律全般の解釈原理の中心は基本的人権擁護にある。従って、医事関係法規の解釈は住民の人権確保・福祉の向上を目指してなされるべきである。法に抵触するとはすなわち住民の福祉に反することであり、そのためにこれが罰せられることが肯定されるわけである。

このような観点からとらえると、現行法制度には不備の点、また疑問とされる点も少なくはない。その問題点も、制度全般に関するような根の深く大きなものから、近く改訂されることが予想されるようなものに至るまで各種にわたる。ここでは原則として現行法制度（その欠陥のあるままに）を一応是認した上で、これに照らして抵触すると思われる問題点について検討する。ただし、この医療機器システムのような新しい問題については現行法の定められる段階ではまったく予測されていなかったことは事実であり、それゆえにまた遠からざる間にこれら社会システムとの関係から何らかの手当が、法制度そのものに加えられることになるとと思われるので、それらについても考慮に入れて言及する。

さらに、現在の法制度自体が予想し、目指しているところと、現在の実情との間には大きな隔りのあることも周知のことであり、本医療機器システムもこの懸隔の補完のために開発されるとも考えられる。従ってこの点にも十分に留意したいと考える。というのは、新しい方式の導入にはメリットと同時に当然デメリットをも含むことになるのでこのデメリットを最小限度に抑えねばならないことは自明のことではあるが、しかし“総体として現状よりは優れている”という安易な評価に安んずる傾向を恐れるからである。

現状を改善するために試みられる新方式が現状より優れることは全く当然のことである。評価は他の考えられる方式に要する諸エネルギーとその効果との比較において論ぜらるべきであろう。

以下に述べる過程では、悪い事態を常に予想し、時にはごく基本的な誤ちに対しても仮定がなされる。その理由として一つには、これらごく基本的な誤ちが事実ありうること（1972年イギリスのMedical Defence Union年報によれば、71年度間に取り違え手術が17件報告されたとのことである。）¹⁾、また一つには、法の基本的考え方として、考え得る各種の場合をも考慮しておくべきものであると考えられるからである。

現在の法制度においてその前提となっていると思われる考え方を以下に指摘する。この前提が現行法制度の限界でもある。すなわち現行法では

- ① 人対人の医療を基本型とする。従って医療機器をその手段と考えるか、全く異質なものと考えるかで問題のとらえ方が全く異なってくる。
- ② チーム医療への指向は薄く、医師中心性が強い。パラメディカルの位置づけが困難もしくは動揺している。
- ③ 現在の診療そのものに焦点が強く当り、将来の診療、医学研究などについての配慮に不備がうかがわれる。

これらの前提を変えるには、相応の重大な理論的手続き的な手当を必要とする。

法律的問題は、一方で計画・施行された機器なりシステムなりがその計画通りに作動している場合に、法規違反・人権侵害がされていないかという検討であり、他方でその操作、作動あるいは結果に不都合が発生した場合の埋め合せ、責任の所在などの検討である。

1.2 実施上の留意事項

ここでは医療機器システムの実施あるいは計画上留意しなくてはならないと思われる点を、医事法学的問題点別に検討する。従って同一の事実が複数回にわたって検討の対象となることもある。

1.2.1 一般診療補助機能に関連して

この分野においては患者に対しパラメディカルが必要に応じてサテライト医師の指示を受けながら適切な処置を行なうという構想がもたれているが、ここではその是非が直接の対象となる。その場合ターミナルは保健婦の管理の下にあるものと仮定して以下検討する。

(1) 医業の業務独占（医師法第17条）

医業は医師のみが行ないうるものとするのが現行制度の基本的考え方であるが、パラメディカルが患者と対する、という本計画はこの点でどう評価され得るか。

さきにもふれた通り、現行制度では医療を医師（特別に言及しない限り歯科医師をふくむ。しばしば助産婦もふくむことになる）が行なうべきものとしている。一定以上の知識技術があると国が判断をした者のみ免許を与え、この者のみが医業をなすうることにより、国内の医療水準を一定限度以上に保とうとするものである。

医業の独占をゆるされることにより、医師は職業領域を確保されるという保証を受けることになるが、これは反射的利益（上記の医療水準の確保のための制度が、副次的に医師達に利益を生ずるにすぎず、医師達の利益を守るためにこの制度があるのではない、ということ）にすぎないと考えられる。従ってここではことさら、とりあげるまでもないであろう。

結局、ここでは医療機器システム開発が仮りに医療の場に医師以外の者を登場させることになる
とすれば、そのことが医療水準低下あるいは医療上の不都合を生じせしめるおそれがないか否かが
唯一の問題点となる。

医業とは、「反覆継続の意思を以て診療治療等の医療行為を為すを指称する」²⁾ものというのが
判例の考え方である。ここで問題とされているパラメディカルの行為が反覆継続されるものである
ことについては争はあるまいから、それが医療行為にあたるものか否かのみが問われる。

実はターミナルにおくことが予定されている保健婦について法は、「主治医の医師又は歯科医師
の指示があった場合の外……医師若しくは歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずる虞のあ
る行為をしてはならない」(保健婦助産婦看護婦法—以下保助看護法という—第37条)ものと
規定している。先述の医師法第17条と表裏をなす規定と考えられる。

結局、医師が専門家としての判断と技術を用いて行なうのでなければ危険であると判断される行
為は保健婦たりともなしえない、ということになる³⁾わけだが、この危険か否かの判断は正に
医学的判断であるから医師によってのみ適切になされうるものであろう。

以上のように考えると、ターミナルに保健婦をおきサテライトの医師の指示を受けながら適切な
処置を行なうことには、いくつかの困難が生じうると判断せざるをえない。

第一に、ターミナルを訪れる“自称患者”の全てについてサテライト医師の指示を仰がねばなら
ないであろう。おそらく、医療において、最初のしかし最も重要といえる行為は患者の選別であ
るから、これは必ず医師によってなされるべきものであり、保健婦による選別は危険であろう。

第二に、診断のためには必須であるような検査行為についても医師自らがなすべき項目があると
思われる点である。たとえば、血圧測定はその行ない方と読み方によりかなりの誤差を生じうる
ことから医療行為と解する考え方もありうる。⁴⁾これの検査なしでサテライト医師がパラメディ
カルに適切な指示を与え得るものかどうか疑問である。このシステムを導入することによって、本
来は医師がすることが望ましいような行為を、パラメディカルがする、というような事態は本シ
ステムの存在意義にまったく反するものであろう。

第三に考えねばならないことは、患者医師の関係である。患者個人が医師に訴えをなし、これを
医師が聞き、指示を与え、ときには拒否し、叱り、ときに同情したりすることによって医療の重要
な部分が成り立つべきである、というのが現在の医療観である。先にのべた諸検査結果も、その患
者個人の従前からの全体状況(個人的病歴・現在状況・家族状況・職場状況など)の中においてこ
そ正しく位置づけられるものであるから、GP的役割を果すと思われるサテライト医師は、各患者
を個人的に相識しているべきであろう。従って“ゆだねる”という形ではなすべきではない。

従って、専属のサテライト医師が仮に月に一回、三カ月に一回でも各患者に面接しうるような状
況であれば、おそらくふだん遠隔地にあっても有能な保健婦の助力をえれば有効な判断を下しう
かもしれない。そしてそれが医療上有効であると認められることが、法的にも妥当なものと判断され

ることになる。

ここでとくに付言しておくべきことは、これにあたる保健婦の教育にも十分な配慮を払い、適切な処置をなしうるという見込みが確かであれば、無責任との評価を免れないことである。

(2) 無診療治療等の禁止(医師法第20条)

これもまた、本システムの一般診療補助の合法性の問題である。先述の業務独占の項で、保健婦の守備範囲を出る行為とされたことからの多くが、すなわちここでいう“診察”に属することになるので、その点に関しては保健婦が保助看法第37条に触ればすなわち医師は医師法第20条に触れることになる。ここでは前述しなかった点のみにふれる。

「診察」とは、問診、聴診、触診、打診、望診、検診、その他手段の如何を問わないが、⁵⁾とにかく現代医療からみて疾病に対して一応の診断を下しうる程度の行為でなければならないこととされている。これまでのところ有効な診察をなしうるには、必ずしも医師が手を触れることは必要とされることが少なくとも患者と直接向かい合うことが不可欠であると考えられてきた。従って、電話で容態等を聞いたのみで治療方法を指示したり、処方箋内容を書き取らせたりすることは原則として本条違反となる、という指摘がなされている。⁶⁾ただし、腰部の火傷のための内臓出血の治療薬処方をする場合に患者からの使いの者に容態を聞くのみであった医師に対して判決は「先キニ治療ヲ為ス当時診察シタルコトアリテ其診察ニ依リ真ニ将来ノ病状ヲ判断スルヲ得ル場合、即チ、治療ヲ為ス当時ノ患者ノ病状カ先キノ診察ニ基キ之ヲ推知シ得ル場合」であるとして、免責している。⁷⁾ここでも当該診療時には接しなくても、かつてはまさしく診察しており、その時点の症状がかつてのときと同一であると認められたものであった。

要は「真ニ将来ノ病状ヲ判断スルヲ得ル場合」であればよいわけであるが、そのためには直接向かい合うことが必要と考えられてきたということである。優れたパラメディカルの応対と判断、高性能のTV、その他の設備をもってすれば、全くの新患についても有効な診断が下しうるものであるか否かは、一義的には医学的問題である。法は“診察”の不可欠性を規定しているのであり、診察の手段・方法等のあり方まで規制しようとはしていないからである。従って医療関係者のコンセンサスの問題となろう。(ただし、くり返さなければならぬと思われることは、“現状よりはよい”という評価法の問題である(1.1節を参照)。一定期間ごとにサテライト医師がその受持地区を巡回しうる制度をとれるようにしておくことが望まれる。)

処方箋・診断書類の発行にも診察が前提とされていること同様である。また、これらの発行はその医師がなすべきもの(その証拠が署名捺印)とされており、内容事項の重要性とその責任所在の明確化という点から堅持されるべき制度であると思われる。

事後的責任所在の明確さもさることながら、内容的に確実性を保つために、本システムにおいても十分に検討さるべきことがらであろう。(捺印に代って、自署名(サイン)が一般化しつつある状況である。)

おそらくわが国の現代医療の最大の問題の一つはホームドクター制度の欠落である。予防・療後指導の不備、不的確な医療知識の氾濫、病院外来への殺到、大衆薬の乱用などの諸欠陥の主因の一つであり、医療改善のための第一の関門ということに争はない。本システムが現代医療の改善の一段階として位置づけられるためには、この点の配慮が十分になされるべきであろう。この観点からするならば、ターミナルのパラメディカルを含めたサテライト医師スタッフが、地域住民の Home doctor(s) としての役割を（完全に同一とはいえないまでも）担うことこそが第一の機能であると思われる。

それには安定した医療スタッフの確保が極めて重要なものと考えられ、これなくしては本計画がかえって現代医療の悪弊を重ねることになりかねないことが危惧される。機器の開発が人的資源・資質との関わりの中でなされる場合には法の域を出ると思われる。

（３） 診療録をめぐる問題（医師法第２４条）

医師は診療録の記載およびその保存の義務を負っているが、その履行は本システムではどのように果され、また、患者の診療録への accessibility はどのように扱われようか。

診療録の存在意義としては、患者本人の診療のため、医学研究上のため、衛生行政・監督などのため、そして司法上の目的のためなどを挙げることができよう。この利用に関して、基本的人権に関わる最大の問題点はプライバシーの確保ということであろうが、これは次項にとりあげることとし、本項では診療録記入及び診療目的利用と医療機器システムについて検討する。

法が必要的記載事項として定めているところは多くはなく（医師法施行規則第２３条）現実には諸検査記録などの他に看護日誌などパラメディカルによる記録もくみこまれていることが少なくないようである。⁸⁾ 法で予定している医師によって記入されるものは、本システムでもサテライトにおいて記入され保管されることになるであろう。主治医という制度をこの計画の中にどのように組み込むかの問題点については前にも触れたが、診療録の記入・管理などの点においても問題になると思われる。

さらに、本システムにおける“医師”の一部ともいべきターミナル・パラメディカルがこの診療録をどういふふうに取り扱うか。自身にとってのみアベイラブルな別記録・保健婦日誌のようなものをつけ、これを自己の業務の記録とし後の業務の資料とすることとなるか。医師の記載する診療録は保健婦に利用可能なものなのであるか。少なくともそのようにしうるものであるか。患者に接した者の備忘としての記録は、後の診療にとり極めて有用なものと思われるし、これこそが診療録の意義の一大支柱と考えられる。

このシステムにふさわしい診療記録処理方法が、開発する上での不可避的責務の一部であろうと考えられる。

さらにもう一つ、現在の刑事訴訟法上診療録が特別の取扱いを受けていることに触れておかない。

刑事訴訟法は戦後英米法の影響の下に制定されたものであり、証拠は訴訟の両当事者が法廷においてその真偽を争いうる種類のものでなければならないということから、原則として書面による証拠は（反対尋問になじまないから）認められない（刑訴法第320条）。（民事では異なり、証拠としての力に濃淡の差はあるが、なんでも証拠として提出することができる。）しかし特別の性格を備えた書類には証拠能力を認めている（刑訴法第323条）。

診療録は、“業務の通常の過程において作成された書面”として商業帳簿、航海日誌などと並んでこの例外書類の一分類に入るものと解されている。このことは、業務の過程でそのときどきに記入されるものであるから、意識的にも無意識的にも修正を加えられることは少なく、証拠物件にも匹敵するものと考えられるためである。こういう性格を備えた診療録をサテライト医師自らが記載責任を負うことを考えると、その医師が診療しうる患者の数には診療の場に現に居合わせる場合より多少の増加は許されるとしてもおのずから限度がある。診療録記入の合理化はよいとしても、機器の能力の基準が、全体の医療の速度・範囲などの基準とされるごとき、本末転倒にならないための十分なチェックが必要である。医療者の側からの意見、要望に関するモニター制度的なものの必要性もここにあらう。これらの適正な制度のないシステムは結局のところ医療関係者に対し違法を強いることになりかねないからである。

（4） 秘密の保持（刑法第134条、民法第709条など）

医療関係者はその職務の性格上患者の秘密を知ることになる。この秘密が不必要に洩れることにより患者の権利が侵害された場合に、法はその患者を守るための制度を整えている。

本システムの導入によってとくにこの制度への抵触のおそれが考えられるのはいかなる点であろうか。

医療上の必要性から、家族・職業・患者の個人的事柄について詳しい事情を医療者が知ることが生じる。（現在は、逆にこの問診の過程での患者の背景について、医師があまりにも顧慮を払っていないことが指摘されている。本システムが、先述のようにホームドクター的機能を目指すものであれば、この患者の秘密を知る機会は増えこそすれ、減ることはないと思われる。従ってこの点の配慮は現在以上に十分しておくべきことであろう。このシステムの対象とするのが、比較的都市化されていない地域であろうことは、社会環境上さらにその厳重な秘密保持が必要とされると思われる。）

医療上の観点からも（患者—医療者の信頼関係が医療にとり本質的に重要であること）、また法律上の観点からも（個人が、国によっても他私人によっても尊重され、自由に生きることが法制度の最大の目的であること、憲法の規定（第13条）をまつまでもなく明らかなことである。）この秘密が守られることが期待されている。

刑法上は、医師・産婆などにつき特別に秘密漏泄罪を定めてあり、その他、各衛生法規には個別に関係事項の秘密を漏らした場合の罰則が定められている。（たとえば、医療法第73条、優生保護

法第27条、結核予防法第62条、その他)(なお、現在検討中の改正刑法草案の第321条は、医療従事者全般に秘密漏示罪を設けようとしている)。また、その内容によっては名誉毀損(刑法第230条)、侮辱(同第231条)にあたることもありうる。⁹⁾

民法にはなんら特別の規定はないが、他人に知られたくない私事を、故意または過失によって漏らされた場合には、権利侵害(人格権、自由・名誉侵害)がなされたものとして損害賠償請求(民法第709条、第710条)の対象とされることと解されている。また名誉毀損回復手続(同法第723条)のとられることも考えられる。¹⁰⁾

ここで、これら一般を詳論する必要はあるまい。ただ、これらによって守られているものの中心的な部分を表わしうる言葉としてプライバシーなる概念のあること、これは“the right to be left alone”といわれたり「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利」(「寡のあと」事件判決)と説明されたりするものであり、人に知られることを何人も欲しないような事柄ばかりでなく、その個人が特に欲しないことをも含みうること、ただし、本人の同意があれば無論のこと、その他にも正当な事由(たとえば社会防衛の必要上—結核患者の届出、結核予防法第22条など)があれば免責されうることを一般的に触れておくに止める。¹¹⁾

本システムに特有のこととして次のような点に留意すべきであろう。

- ① ターミナルにあるパラメディカルは、実質的に現行刑法第134条にふくまれていると考えることが安全であろう。(改正草案参照)
- ② 現実的にはターミナルとサテライトに分離して診療録が存在することになるかとも思われるが、いずれにせよサテライト病院の十分な管理下におかれるべく工夫せねばならない。
- ③ 診療録データがコンピュータに保存されるようになる場合についてはすこし詳細にのべねばならない。

第一点は、秘密保持とは直接関係はないが、コンピュータ化は法にいう“診療録保存義務”の履行にあたるかどうか、である。

この点に関しては法規も判決も行政指導の類も存在しないために、確答は避けらるべきであろう。ただ、類似性をもつ他領域の帳簿、ことに現在最も顕著にコンピュータ化が進められている商企業のそれにおける、法改正をからめての論議に学ぶところ少なくない。

考え方としては「コンピュータによる電磁的記録も適法な会計帳簿であるという解釈もできる……というのは、商法の総則では商慣習を尊重する旨定めているが、コンピュータはすでに企業会計の中にしっかりと根を下している……慣行が成立しているからである。」しかし逆に「日本商法ではある程度詳細に規定する法形式をとっているので、かようなコンピュータの如き新しいものは、立法的に予測できなかったものであり、明文規定がない以上、商法が商業帳簿等として是認しているはずがないという解釈がなされる恐れもある」¹²⁾現状である。また、仮にこれが認められたとすると、次の問題は、では具体的に何が“記録”と認められようか。

ここには三つの考え方があり「第一はこの場合の会計帳簿とは、電子情報処理組織全体、……第二は電磁記録それ自身……第三はプリントアウトされたもの……」である。¹³⁾が「(民事訴訟上は)電磁的記録は『文書』であると言いうる。」のであり、内容的実質的証拠力の判断の点からいえば、記録自体を帳簿であるとするのが妥当であろう。¹⁴⁾保管義務の対象、利用時の権利客体、また諸証明書の真正性の淵源として確定しておく必要がいずれは生じることとなる。さらに、コンピュータから必要なデータを引き出すための費用は、どういう形で負担されることになるのか、(ことに患者の利用の場合が問題となる)もあらかじめ考えておくべき点であろう。

ただ現在は、コンピュータに入れられるものは診療録記載事項のほんの一部のもののようにあるので、当座はいわゆる診療簿自体も併せて保管されているようである。

コンピュータに入れられたデータは、極めて多量に迅速にこれを取り出すことができるようになる。こういう利用の仕方は、患者個人のためではなく、研究用、衛生行政用そして病院管理用であろう。これにより仮に権利侵害が起こるとしてもその内容自体には変わりなく、抽出の容易さと多量さとに特徴があるにすぎない。つまり、ちょっとしたはずみでキーが入手できればおびただしい量の情報(秘密)を得ることができることになる。それだけに管理者の責任は重く、その管理システムに留意せねばならない。

現在のところ、研究用のためには診療録の利用が極めて容易になされるようであり、それはそれなりにメリットは認められる。しかしたとえ研究目的の発表といえども、これがプライバシーの侵害と認められることもあり¹¹⁾この場合にも管理者も責を負うべきものとなる。

マスター・キーを厳重保管し、各医師は自己が責任をもつ患者に関するデータについてのみのキーを持つこととすること、データの内容によりプライバシー性の高いものについては、その引き出しには特別の手續を要するようしておくこと、データを引き出すに際してはそれを引き出す者が確実に識別しうる装置(サイン、指紋等)をつけておくこと、データの使用目的について管理者が確実にチェックし、追跡しておくこと、などがチェックシステムの例として考えられる。

医師間のモラル、研究発表のモラルなどが基本的問題であるが、現状では上記のようなチェックシステムを考えておく必要があるようである。(データ・バンクのようなものにデータの保管を委託するという場合も考えられる。法規定もまた現実の解釈上もとくに保管場所について定めをおくわけではない。どの場所においたにしても、管理責任者による“保管”が十分になされれば合法的であろう。逆にいえば、データバンクにあっても全面的に、院内コンピュータにあると同じく責任医師の管理下になければならない。キー、チェックなどあらゆる点についてそうでなければならない。)

(5) ターミナルの法的位置づけ(医療法第1条など)

このシステムにおいて最も重要な役割を果すことになる施設であるターミナルは、現在の制度の中ではどのように位置づけられ、従ってまたどのような管理・監督を誰から受けることになるのかは重要な問題である。

現在のところ医療施設についての唯一の法規定である医療法は、その視野の中には、(歯)医師または助産婦がその業務をなすところの施設(すなわち病院、診療所および助産所)しか予定していない。しかるに、ここで予定されているターミナルは医療機器を備え、薬剤も用意して業としての診療行為がなされる(少なくとも患者にとっては、この場において診療がなされるのである)場でありながら医師はおらず、現行制度の範疇に属しがたいと思われる。

それゆえにこそ、ターミナルという名称を付せられているのであるが、暫定的ではあれ現行制度の中に位置づけておかななくては、衛生行政上のコントロールから外れてしまう結果になりかねない。

おそらくは、病院の一部がたまたま地理的に離れたところに存在するようになった、という理解が適切なのであろう。(分院、分室などとは基本的に異なる。)とすると、法的には、全くサテライト病院の一部であり、全てが一体となって医療法という病院の取り扱いを受けることになるのであろうか。とすると薬剤の処理に関する制度、宿直制度(医療法第16条)、従業者の人員(同法第21条、同法施行規則第19条など)など個別的規制の外、病院管理者の十全な監督の下に置かれなければならない(医療法第15条)。おそらくこの監督のためにもシステム装置が威力を発揮することとなろうが、この点に関する機器の有効性は、さきの診察におけるそれとはまた別のことがらであろうから、マネジメントの面からの機器の機能の検討を必要としよう。しかし本システムがまだ確立されたものでない現在の時点にあっては、それがどのようなものであるかは明言しえない点である。

サテライト—ターミナルを一体としてとらえるのではなく、サテライトは自体一つの病院でしかなく、ターミナルは医療法にとらえられるような施設ではない、とする考え方も成り立つかもしれない。保健所などはその例であろうが、これには特別な制定法があり、一定範囲内の診療がゆるされる、という特別措置が講じられているので同一には論じえない(保健所法第4条)。他には医療上の患者を直接に取り扱いうる場所を現行法制の中で探すことは困難なようである。

(6) 結論 — 機器システム全体としての整合性

現在、医療機器を用いてする行為が、法の予定する医療にあたるか否か、従ってその“医療行為”に法的に欠陥があるかないかは、上述のように必ずしも明確ではない。

結局、望ましい医療のパースペクティブの中に、現在の法制度を位置づけ、さらに現在の医療の実態のあるところをも確認した上で、このシステム導入の果す役割を予測して、全体のバランスの中で評価されねばならない。

機器自体の開発と並んで、制度上とられるべき事柄は大まかに次の点であると考えられる。

① まず、必要スタッフの権限の確保と訓練。ターミナル・スタッフとサテライト・スタッフを

主体に、全体のファシリティに相当の規模の安定したスタッフが不可欠である。

これらのスタッフが十分に確保されるかどのか、および本システムに適した十分な訓練の有無が合法性の鍵になると思われる。

- ② 次に、これらのスタッフの活動を円滑に行なうため、財政的な措置等も十分に確立することである。機器の作動は、場合によっては合法を装った違法を強いることにもなりかねないからである。

また日々の、あるいは年々のスタッフの、そして行政機関の医療のための尽力が、機器の導入により手抜きされるものであってはならない。このため機器の役割りとその限度を明確にしておくことも重要である。

機器の役割が大きければ大きいほど、内容的な空疎化が生じた場合の悪影響は、それに比例して大きなものとなる。

そして、それが眼に見えるような状態になったときは、おそらく取返しのつかないものとなるおそれは十分に考えられる。

万が一そのような事態になった場合の住民の、そしてまた法の責任追求の手は、急速に厳しくなりつつあることはいまさらいうまでもない。

- ③ 従って次に考慮すべきことは、スタッフが質的にも十分、充足されること、そしてその活動の健全性を監督・指導するシステムを整備することである。具体的には行政面からの十分な長期的継続的な配慮の見込みが確実についてのちに実際の運用を始めるべきこと。またシステムそのもののなかに、一定限度の安全性あるいは健全性が失なわれたならばこれが明確に表示され、機構全般が作動しなくなるようなチェックシステムを内蔵せしめること、さらに広い意味でのモニタリング制度のようなものを設けて患者、住民ないしは第三者による評価が常にフィードバックされるような措置を講じておくこと、などが重要な対策として考えられよう。

1.2.2 その他の機能に関連して

一般診療補助機能以外のサービス諸機能は、基本的人権の観点からみでの問題点は比較的少ないと思われる。サービス機能の種類別に簡単にふれておくことにする。

(1) 救急診療

救急診療は、医療内容としても独自性をもつものと思われるが、その状況のゆえに法的にも本来の医療とは全く異なるものとして取り扱われることが適切であろう。

刑法上の観点からは、緊急避難（刑法第37条）とされ得ようから、「其ノ避ケントシタル害ノ程度ヲ超エサル場合」には違法性を阻却されるし、また過剰性が認められるにしても「情状ニ因リ其刑ヲ輕減又ハ免除スルコトヲ得」るものと考えられている。また、医事法規においてもたとえば保助看法が三婦に医療行為を禁じた条文は、「但し、臨時応急の手当……をな

すことは差支えない」として、通常医療と別の取扱いをしている。さらに、消防職員の行為については「消防関係救急業務として、患者を指定病院等に輸送するに際して、患者に救急処置を施す必要が生じた場合は原則として医師がこれを行なうものであること。しかしながら、右のような場合に一般の消防職員が、当該患者の生命身体に対する現在の危難をさけるために、やむを得ないと認められる事情の下にカンフル皮下注射等を行なうことは、一般的には反覆継続の意思をもってするものとは考えられず、従って医師法第17条にいう「医業」を行なうものとは解されない。」(昭和33年6月9日医発480の1, 知事あて、厚生省医務局長通知)という公定解釈がなされている。

これを要するに、原則的には救急医療に関しては法的問題はないというべきであろう。

ただ、例外的留意点を二、三指摘しておく。

- ① さきに引用した刑法の考え方も明らかなように、パラメディカル(その他の者)がなすことの許されている救急手当は「止むをえない必要最小限度」のものでなければならず、これをもって本来の医療に代えるということは少しもあってはならない。機器システムの導入により遠隔地の医師の指示が容易・詳細になされ得ようから、それがかえって仇となり、あまりにも高度な行為をパラメディカルに指示したり、あるいは、本来の治療に移行するまでに遅滞があったりすることが考えられなくはないからである。

これらは、いずれも程度の問題であり、緊急度、遠隔の程度そして担当者の質などにより個別に(専門家の鑑定をまって)判定せらるべきもので、一般的なルールを定めるのは困難であろう。そこで、救急時の患者の状況、周囲の状況、手当の経過などが(望むらくは自動的に)記録されることが考えられる。(実は、このことは後の診療にとってもかなり有用なことであろうと思われる。)

- ② 上記と関連し、また必ずしも救急時に限ったことではないが、比較的高度の行為をパラメディカルがすることになる救急時にとくに問題になりそうなことは、手当に過失が生じた場合の責任である。重大な過失が生じないように①の指摘をしたわけであるが、仮りに指示行為が不適であった場合には原則としてサテライトの指示医師が、行為の仕方に不都合があった場合には原則としてターミナルスタッフが責を負うことになる。ただ指示事項がそのスタッフにとって過重であったと認められれば、指示者の責任も問われる。これらのルールを関係者に知らしめ、しかもいわゆる萎縮診療とならないためには、診療内容の検討が適当な(つまり患者にも医師にも信頼されうる)機関によりしばしばなされかつ指導のなされることがよいであろう。

- ③ ターミナルスタッフの訓練

- ④ 救急医療に伴う管理的行為(administration 報知, 移送)については、とくに人権を侵す心配は考えられまい。むしろ本来の機器の有用性がフルに発揮されるところであろう。

(2) 健康管理

本システムにおける健康管理の態様がまだ構想の域をでない現在の段階では問題の所在を詳細に検討することはできないので、ごく一般的な観点から簡単に触れることにする。

① 法律的問題点の一は、健康管理業務の一部は、医療行為にあたるものと考えられるのでみだりにパラメディカルがなすべきではないものがあるであろうということである。この問題は結局一般診療補助機能について述べたことと同論点に帰するので、それを参照されたい。(ことに診察・診断の重要性¹⁵⁾)

② 次の問題に対象者の自由意思に関するものである。(通常の医療においても医師の説明と患者の承諾は近年次第に大きな問題になりつつある。)おそらく、このシステムのサービスで考えられている健康診断は地域住民を対象とする任意性のものとなろう(特別の法規定のあるものは別である。例えば結核予防法第5条)。したがって対象者の自由意思侵害はありえないかのようであるが、問題になるのは“建前”ではなく現実である。ことにこのシステムの導入が想定されている農村地区においては、公の機関がこれを行なうというだけですでに実質的には強制力を持ってしまう場合が稀ではない。しかもこの集団健診が資料となりその地区の医学研究にとって、すなわち社会的に有益であるとなると、この法外的強制の可能性がさらに強くなると考えられる。

このような傾向を是正するための装置を機器あるいはシステムの中にもとめるのは無理ではないかと思われる。関係者への任意性の周知・徹底・教育、住民へのそれ、ことに行政官庁へのそれが要請される。

ここで繰り返してはつきりさせておかねばならないことは、このデメリットを、他のメリットとのバランスの問題に帰せしめて容認することの危険性である。結局ここに指摘されるデメリットを抑止しうる見込がない場合には、緊急必要でない限り(その場合もあくまで臨時的措置として)、このサービスシステム全体を作動させないことが求められる。

③ もう一つ、健康診断により生じた疑、加療の必要性が何らかのルートでしっかりと受けとめられる見込がなければならぬ。すなわちサテライト、センター等システムのキャパシティーに見合った範囲で行なわれるべきものであり、これが十分でない場合にはかえって不安をまきおこすこととなろうからである。

④ 伝染病・衛生相談その他に、医療従事者の秘密保持義務について十分な配慮がなされるべきである。

(3) コンサルテーション・教育

これに関しては目的にも、その手段にもとくに法律上の問題はない。元来わが国ではこのコンサルテーションが開業医=病院の間で十分に行なわれておらず、むしろより推進されるべきことであろう。¹⁶⁾

ただ、健康管理サービスにおけると同様にパラメディカル→医師へのコンサルテーションや教育に過大な期待をかけることは慎まねばならない。これによって、本来医療者のなすべきことが素人でもできるとされたりしてはならない。あくまで医療者が本来の行為で行なうための補助でしかないこと、これら手段の限界を当初から明らかにしておくべきであろう。パラメディカルの教育にしてみても限界があり、医学生の通信教育制度などというものが本来ありえないであろうことと考え合わせるべきである。

(4) 管 理

このサービスに典型的であるように、患者に直接かかわることのない段階での機器（医療機器といい得るか否かは争いがある）の開発は、大いに推奨されよう。救急診療における収容先の手配、コンサルテーションなども同様である。これらの場合は人権をめぐる問題があまりなくおよそ業務能率にかかわるものだからである。ただ医療労働者の人権擁護のためのチェック手段の必要が生ずることは考えられる。しかし、この場合例えば過度の労働、時間外労働強制などといった種類の問題は、いわゆる政策的、経済的手当、スタッフ増加などの手段により解決さるべきことであり、機器開発段階での本質的問題ではないと思われる。むしろ、本来この医療機器システムにおいては、これら人的資源の面で現に存在している問題を解決すべく練られている試みであると考えるのが妥当であろう。しかし、さきにもふれたようにこの点——経費・人員節減——が強調されることは、よりよい医療のためという目標に反し内容的に現状を肯定することになりかねず、さらに機器の規模に適さない人員や経済的規模の下での作動は内容的欠落をきたし、ひいては違法を強いることになる危険をふくんでいるので十分な注意を要しよう。

(5) 結 論

結局、「（例外である場合を除いて）他のすべての場合には、地域病院は全体的な医療システムの中に統合さるべきである」こと、「従来の単純な病院の組織を、それに属するすべての医療施設が慎重に総合された全体組織の一員になるように、計画された段階的なシステムによって置き換える」¹⁷⁾ことが、本計画をふくむ全体構想と思われる。

ただし、上記引用文が「例外」としていたのが「長期間旅行を続けて都市病院まで送られる」ことであることは、おそらく現在のわが国のような狭小な、しかも交通機関の発達した国を第一義的に念頭においたものではないことを示している。わが国においては、むしろ開業医と病院の機能の分担を基礎とした最広義での医療システム全体の全面改組（教育・制度・経済など）が最終目標とされて、その中でも本システムの位置づけが行なわれるべきであろう。そしていずれ遠からずであろう全体計画の進展の段階で、本システムがこの全体の流れに寄与するものであるかあるいは

阻害するものであるかによってその真価が問われることになる。くり返し指摘してきたが、本システムのとらえ方いかんによっては、この全体の動きの中でとり残されてしまうおそれもある。法的に言えば、全体の発達に即して法的評価基準も変化し、これに反する動きを示すものは、たとえ一時期有効と解されたものでも時機到ればこれを違法とするであろう、ということである。

また、これと密接に結びつく問題であり、これまでも述べてきたところからも明らかなように、本システムの合法性いかんは個別的問題（例えば医療行為とパラメディカルの役割限界）においても全体の問題においても、画一的に論じ難く、かつ流動的である。

かかる性格のものについてのチェックは弾力性に富んだものでなければならない。とりあえず考えられるものはモニタリングシステムである。ただ、モニタリングが単なる自己満足に終らず有効に生かされるためには、このモニターの声を収斂する段階の機構（審議会のようなもの）にも、モニターと同質の者が多数参加し、この機構が決定権をもつという形にならなければならない。元来わが国においてかかる制度が育たず、またいわゆる“住民代表”が住民から遊離する傾のあったことは認めるとしても、有効なチェックが他にありまいと思われる現在、この機構の育成に努めることが本システムプランニングにあたるものの責務であろう。そしてこのように先例に乏しい法律問題を多く抱える制度については、このような機構の下す判断が、第一義的には法的判断基準となるであろうことをつけ加えておきたい。（医学専門家証言の評価とは矛盾しない）

1.3 事故発生時の責任とその所在

事故自体を最小限に抑えるべきことは無論であり、これまでにのべてきたことはそのための法的配慮であった。しかしまた一方で、人間にとって過ちは不可避であることから、その発生時の責任のあり方についても検討しておくてはならない。

本システムのいずれかの現場におり、自らの行動をもって直接関わりを持つ人々の過誤に関する制度と、機器類を製作・取引をしたことを通じて間接的に医療に関わりを持った人々のその機器の欠陥等に関する責任制度との二つに大別される。

以下この順に考察する。

これらが重なる場合、どちらか不明確な場合などは、説明の便宜上、最後に触れる。

1.3.1 医療関係者の過誤

多数のスタッフが関わりをもつ現代医療の中でも、本システムにおいてはそのチームの組み方に特殊性がある。

医療過誤の法的概略をのべながら、本システムの特殊性がどのような法的特殊性を生むかを検討してみる。

(1) 刑事上の取扱い

医療における過失は身体傷害を結果することが多く、刑法上は業務上過失致死傷（第211条）が問題となる。

刑法学の大原則は罪刑法定主義と呼ばれる“法なければ罪なく、法なければ罰なし”というルールである。

これは処罰の権限を持つ者——国家）が恣意に走ることを防ぐことを目的とする。国家が個人を弾劾するものであり、対等当事者同士の争でなく、善悪の判断をなすものである刑法にあっては、従って法の解釈、適用は厳格でなければならず、拡大解釈はないとされている。

このことから、また刑法にあっては過失の認定も厳格になされ“疑がわしきは被告人の利益に”といわれるルールが派生する。刑事上の罰を帰せしめうるには明らかな証拠がなければならぬのである。この点からも医療過誤刑事訴訟は提起されることも、また有罪とされることも比較的少ない。（最近、公害訴訟において、この原則を堅持すべきではないとの論議が後述の企業処罰論と併せて提起されている。）

被告側が個人のように圧倒的に弱小ではないこと、被告側の行為が本来的に危険性をふくんでいるものであること、なかんずく被告人の側に証拠が握られていることなどが、新しい主張の論拠として挙げられ、次第に通説となりつつあるといえよう。¹⁸⁾ 医療機関についても上記の特殊性はあてはまる場合もしばしばあろうから、この新しい動きの影響皆無ではない。ただ、医療における危険性は他に方法のない危険性、あるいはこれなくばさらに大きな危険が及ぶかもしれないという種類のものであり、そもそも非難されるようなものではないこと、企業の営利性を追求するものではないこと、など大きく違う点があることも見逃さない。

さらに一つ、わが国の刑法についてふれるべきは、自然人処罰主義とでもいうべき点であろう。

すなわち、法的人格を有するとされる自然人と法人のうち、現在の刑法が処罰の対象にしているのは前者のみであり、たとえば本システム全体が罰せられるということはない。ただ、この点についてもことに公害を契機として企業自体に罰を課することの提案がなされている。刑罰の目的と効果とを考慮すればあながち無視できない議論であり、遠くない時期に実現することも考えられよう。（「企業組織体責任論」などと呼ばれる。¹⁸⁾）

本システムに沿って問題を具体的に考えてみよう。

これまでしばしば繰返した通り、このシステムにあっては、サテライト医師とターミナルパラメディカルが一体となって医療チームを編成し、全体でもって一つの医行為をなすこと、あたかも一つの病院内でのチームのごとくであると考えるのが妥当であろう。

また、ここで問題にされるパラメディカルの行為は、保健指導というよりむしろ診療の補助というによりふさわしいものであろうから従来の枠組の中ではとくに看護婦の過誤責任の法制度が参考になろう。

過失ある者全てが罰せられるのではなく、基本的には自らの行動によってその過誤を防ぎ得た立場にある者が罰せられるのであって(いいかえれば自己の職務権限内のことにつき過失を犯した場合)、事故の性格いかんで責任者の数はあるいは単独であったり、あるいは各種責任者が重畳し合うこととなる。この医療関係者の守備範囲の問題も、医行為とは何か、という医学の発展・社会の変化などに関連づけられた流動的な基本問題に深くかかわらしめられるものであること、従ってその判断は一義的には当該専門家(医師およびそのパラメディカル)の見解によるものであることが想起されるべきであろう。

以下、いくつかの先判決例をみながら、具体的にとるべき処置、態度を考えてみる。

〔判決例1〕 鯖江事件 最判昭和28年12月22日 刑集7-13-2608

薬剤師Y1が3%ヌベルカイン液100ccをコルベンに入れ同種容器に入ったブドウ糖と並べて置いた。薬事法で定められた「劇」の表示(白地に赤文字)をしないのがこの病院の慣行であったので、本件薬剤にもその表示はなかった。薬剤科事務員Y2がブドウ糖と誤信して交付。看護婦Aがこれを持ち帰り処置台上においた。看護婦Y3がこれをブドウ糖とまちがえて患者に多量注入したため即時絶命するにいたり、Y1、Y2、Y3が起訴された。

この事件で静注は看護婦のなす診療補助にふくまれるか否かが問題となり、検察庁からの問い合せに対して厚生省が有名な回答を出している。¹⁹⁾

結局本件では、起訴せられた三人の者全員が有罪とされた。この内の誰か一人でも適切な処置をとれば、本件死傷は起こらなかったと認定されたからである。

〔判決例2〕 オイナル注射事件 最判昭和38年6月20日、判時340-32

妊娠中絶と輸卵管結紮などのために静脈注射用全身麻酔薬オイナル5ccの静注が命ぜられた。被告人看護婦は、肥満した患者の静脈が見つからず悪戦苦闘、ついに刺入した静脈と思われるところに上記薬液を注入したが少しも麻酔が効いてこない。そこで別の麻酔薬ラボナールをさらに追加して手術自体は無事に終えた。ところが術後肘部から指先までの組織が壊死し、切断手術のやむなきにいたった。これは上述オイナル液が動脈中に誤注されたためであった。

この事件は昭和35年、山形県で起こった事件である。実はこの被告人看護婦が悪戦苦闘している時、監督医師が手洗いに立っており、手術補助医はその場に居合せたが「大丈夫でないか」というのみで、何ら指示も手助けもしていなかった。第一例でもふれたように、静注という高度な技術行為を看護婦がなしていた場合に、罰せられるのは誰であったであろうか。検察側は看護婦のみを起訴した。

判決はこうのべている。「医師の指示によりオイナル注射を行う医師の医療業務の補助者たる看護婦も、患者の注射を行うべき静脈の発見が困難な場合には……医師に替って注射をしてもらうか、または医師に具体的な指示を求め他の箇所の静脈に注射を施す……あるいは医師の指示にもとづいて静脈を誤りなく確認し……などして万全の措置を講ずべき業務上の義務が

あることはいうまでもないところである。しかるに……の点において過失の存したことが極めて明白であるといわなければならない。」として看護婦の有罪を肯定した後「しかし、職権をもって原判決の量刑を検討すると……右はひとり被告人のみの過失によるものでなく、N、Y両医師も又その責に任ずべきものであること……オイナール薬液の如き注射液を、しかも本件被害者の如き肥満体質の患者に注射するのは医師において自らのすのが……医師としての本来の勤めの一であること多言を要しない。さらに……自らその場に立ち会い、随時適切にして詳細な指示を看護婦に与えるとともに、その注射施行の状況、これに対する患者の徴候等に絶えず留意しながら該注射を誤りなく完遂せしめ……ことも又医師としては極めて当然……同医師等はこの点において過失があったものというべきであり……」と医師・慣行の不当性を強くのべて被告人看護婦のみに罰を重く課することは公平でないとして執行猶予を認めた。(下線引用者)

〔判決例3〕千葉大採血ミス事件 千葉地判昭和47年9月18日、判時681-22 (東京高判昭和48年5月30日は破棄自判し、これが確定しているが、本主題に即するために、地裁判決を紹介する。)

多発性骨髄腫から強度の貧血をきたしていた患者のために供血に来院した青年が、電気吸引器へのセットの誤りのため空気塞栓症を起こし脳軟化症により死亡したという有名な事件である。この採血にあたった医師と看護婦が共に起訴され共に有罪とされた。看護婦の責任はあまりに明らかであるので、ここでは医師に関する判決を紹介しておく。

採血は「医行為すなわち医師の医学的判断および技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼすおそれのある行為に該当すると解される。……ただし、……適切な監督指示の下に診療の補助として看護婦に従事させることができるがその程度は看護婦の熟練度および採血方法のいかんと密接に関連するものと考えられる。」と一般的に認定して、当該事件の被告医師について「……採血補助にあたる看護婦においてパイプに対する接続を間違えおそれがあり、一旦間違えば致命的な結果を生ずる危険が考えられるのであるから、被告人は、医師としてみずから……点検確認するかあるいは……点検確認せしめ、もって〔誤りを〕看過せず……事故の発生を未然に防止すべき業務上の注意義務があったというべきである」とした。

さらに、当裁判所が検証した北海道赤十字血液センターの安全な方法をひいて、「同センターで行なっているこのような採血の施行法、とくに看護婦に実際の採血を行わせるやり方もし是認され得るものだとするならば、それは第一に、……その操作に故障があってもそのことで供給者に危害を与えることのないように装置・構造上の配慮がなされていること、第二に看護婦に対し十分な訓練を施していることによつて、医師は採血室に立ち合わず隣室に所在し不測の場合にそなえることで足りるとされているからと思われる。」しかし本件の器械は極めて危険であったから「最も安全なのはこのような器械を採血に用いないことである。(…そもそ

も医療器具として適当といえるのかどうか、あまりに効用の経済性のみを優先させすぎてはいないかとの疑問がもたれる。）」

以上、年代を追って三つの判決をみたが、どれもパラメディカルの“診療の補助”と本来の医師の行為との境界領域にある行為についての事件であるが、それらの場合には、おおよそそのパラメディカルと同時に監督医師も刑事罰に服することになるという予測を立ててよいであろう（現実に医師も起訴されたのは千葉大事件についてのみであるが）。しかも、医師が処罰を免れうるためには、危険どみるや自ら代って行為しうる場合、あるいは常に監視し得、危険と思われる場合には指示を与える状況にある場合、そしていずれにせよパラメディカルに十分な訓練を与え、たとえ誤まっても実害を生じることのないような状況にしておくこと、などをあげることができる。

ここで本システムについて考えると、

- ① 誤まれば大事故になりかねない行為——診断・投薬・処置いずれにもあろう——は決してパラメディカルにはせしめないこと。（そのためには、パラメディカルの行為を制限列挙することが考えられるが、そういうことが医療になじむものかどうかは判断しにくいところである。）
- ② サテライト医師は、ただターミナルからの問や要望に応えるだけでなく、積極的にターミナルを監視しなくてはならない。むしろ、監視していなくてはならないこと。
- ③ さらに一定の処置をする場合には、終始医師がこの処置を見つめていなくてはならない。ことに代ってすることができないことがわかりきっているだけに、医師が不注意であるとりかえしのつかないことになりうるので長時間にわたって一つのターミナルに神経を集中しなければならぬことのあること。
- ④ そして、医療は、いつ救急事態に激変するか判らないものだけに、必要と判断すればサテライト医師がセンターに（専属）医師の派遣を要請し、そこからターミナルに短時間の内にかかけつける。緊急用の交通機関（ヘリコプター等）が常に用意されていることが必要であること。

などが挙げられよう。これらのことをいくつか重ね合わせて遵守することによって、はじめて本システムのプランニングはその法的責任を免れうるものと考えられる。これらの内のどれかが確実に守られておれば原則として事故は防げうるからである。

(2) 民事上の取扱い

医療従事者の過誤の民事責任が、債務不履行責任（民法第415条）か不法行為責任（民法第709条）かについては多くの論議がなされているが、ここでは深入りはしない。²⁰⁾ただ、どちらの構成をとるにしても、医療過程の訴訟の最大の争点は過失認定にあることを確認するにとどめよう。債務不履行責任に基づく訴えにあっても、多くの場合何らかの医療的行為がな

されたことには争はなく、その内容が妥当なものであったかどうか問題になる（債務ノ本旨ニ従ヒタル履行）すなわち、注意義務水準に達しているか否かである。また一方、不法行為の構成をするに際しても、医療過誤の多くは傷病の発生を契機とするものだけに権利侵害・損害の発生についての争はむしろ稀であり、因果関係と結びついた過失の立証が最も争われるからである。

ところで民事訴訟の目的を私人間の紛争の処理とみて、その処理方法として法は金銭をもって損害を賠償することを原則としている（民法第710条、ただし第723条参照）。

そのことのゆえに過失を犯した者と、これらをつくなう者とが相違することも可能になる。民法第715条によれば、使用者は、その被用者に過失が認められた場合には、それによって生じた損害の賠償をなす責任があるものとされている。ただしその使用者がその被用者の選任監督につき十分な注意義務を果たしたことを立証しえればその責任を免れることができる。しかし、この立証は極めて困難であるといわれる。監督という事柄の内容の不明確さがその最大の原因であろうが、この困難さはこの法制度のそもそもの目的にも沿うものであろう。というのは、民事の賠償制度によって償われるものは、一方で被害者の心情的な埋め合せ（慰籍料という制度がこれを如実に示す。）であろうが、他方被害者の経済的救済も無視しえないからである。この救済機能を有効に果たしうるためには、被告がある程度財力をもっていることが望まれる。（加えて、その被用者の当該行為により利益を受けるのはその使用者であること、しかもある程度の危険性のあることを予知しつつもあえてこれを行なっていることなどが通常の企業については考慮される）かくして、使用者による賠償の制度は今日の損害賠償制度の大きな部分を占め、医療過誤に関しても病院治療の拡大と共にこの法制度の適用は拡大しているといえる。（ただし、715条が元來代位責任か、自己責任かは争のあるところである。）

本システムも、法的には病院診療の一変形とみられるから、当然にこの制度を念頭に置いて民事責任を検討せねばならない。

医療過誤訴訟においては、被告——医師側が次のように何重もの意味で優位にあることから民法が本来予定していた当事者の対等性、原被告地位の相互交換可能性は実質的に大きくくずれてしまっている。（典型的な商取引においては今日の被告は明日は原告、という対等、交換性は今日でも妥当しうる場合が少なくない）医学の高度化のため素人判断が不可能になったこと、医療施設が巨大化したこと。従って、医療者はチームを組んで担当するようになったこと、術中には患者に全く受身でありしばしば意識不明でさえあること、また訴訟となれば同業者は不可避的にかばい合う傾向をもつこと、損害保険の浸透により保険主体（会社）が被告人に代って訴訟に介入してくる傾向のあること、などが均衡をくずす主たる要因である。このことから、従来の、当事者相互の対等性を前提として定められている民事訴訟のルールは修正を受けなけ

れば、実質的平等を確保しえなくなっている。

この修正の内最も顕著なものが過失の（一応の）推定といわれるもので、過失行為そのものを積極的に立証しえない場合であっても四囲の状況を確定してその過失があったとしか他に reasonable には考えようがないと、いわば消極的に立証することを認めようという制度である。

〔判決例4〕麻酔注射による感染（最判昭和39年7月28日 民集18-6-1241）

無痛分娩のために脊髄硬膜外麻酔注射を受け、分娩自体は成功したが、4、5日経つと腰部の疼痛と下肢の麻痺がおこり、診断の結果硬膜外瘍・圧迫性脊髄炎であることが判明した。

さらにそれがブドウ球菌の感染が原因であることがわかり、その伝染経路が争になった。一審有責をくつがえした二審判決は可能性として

- ① 注射器具などの汚染
- ② 注射薬などの汚染
- ③ 空気の汚染
- ④ 患者自身の保菌

を想定し、この内②～④と否定して「右のように考えてくると本件において、ブドウ球菌に感染したのは右①の場合……であったと推認するのが相当である」と判示した。

この判決で、これ自身一つの推定であるが、さらに①の内容は、注射器具、施設者の手指、患者の注射部位等の消毒の不完全ないし消毒後の汚染、という漠然たるものであった。この点が当然上告理由になったが、最高裁は「これらの消毒不完全は、いずれも診療行為である麻酔注射にさいしての過失とするに足るものであり、かつ医師の診療行為としての特殊性にかんがみれば、具体的にそのいずれの消毒が不完全であったかを確定しなくとも……」として控訴を棄却したのであった。

このいくつかの過失の可能性のどれもが、同一医師によるものであり、いずれと認定しても同一人が同一の責任を負うのであるから特定する必要はない、という判断と思われる。

この考え方は、さらに拡大され、同一使用者（すなわち同一賠償支払義務者）の下にある者複数の内のいずれかの者に過失がある場合にも適用されることとなる。（たとえば、盛岡地判昭和47年2月10日、判時671-79。ベッドの位置がわるく幼児が墜落死した事件で、ベッドの位置をわるくした過失を犯した者がどの看護婦、どの医者であるか問うていない）。

これがさらに拡大されて、賠償支払義務者が複数ある場合にも適用されうるのであろうかどうかは問題となるがこの点は予測の域を出ず、確かではないが、肯定的な傾向があろう。というのは、被害者（＝原告）救済の要請が強く打ち出されている昨今だからである。他の所でくりかえし述べたように、経済的にも、事実的にも、学問的にも不利な立場にある原告に、過失の確証を要求することは極めて不合理であり、そのことは、たまたま被告達が異なった使用者の

下にあるとしても適用するべきことであろうし、被告間に不服があれば、この訴訟過程で身の潔白さを自ら立証して免責されるか、損害の分配については後に被告者間で争えばよいことだからである。この点につき、アメリカにおける興味ある判決を紹介する。(なお、後出判決例6参照)〔判決例5〕 Ybarra v Spangard et al (Sup Ct. of Calif. Dec. 27, 1944) 本件は、アメリカにおいて医療過誤訴訟における過失の推定を認めた最初の判決として、新しい原理への突破口と評価されているものである。

被告として、Home doctor (Y1)、開業外科医 (Y2)、病院のOwner 兼 manager (Y3)、病院ナース (Y4) と病院麻酔医 (Y5)、そして病院外からの特別ナース (Y6) の6名。(その原告に対する関係は各自異なる)

原告は、Y1より虫垂炎と診断され、同時にY2が、Y3病院 (Open制) で手術をなそうような手配をうけた。上掲被告らの協働により麻酔下での手術が行なわれ成功したが、目覚めると右肩先端と頸の間に疼痛を覚え、治療を受けたが、肩周辺にマヒおよび筋萎縮が残った。この痛みは上記手術中に肩・頸間に加えられた圧力によるものと診断された。というのが事件のあらましである。一番原告敗訴。これら6名の者のうち誰が過失を犯したのかにより責任の所在は変ってくる。本件原告は誰の過失かを特定しようとせず全員を訴えているのでは判決のしようもない、というのであった。これに対して、本審はこう判示した。「誰かの過誤であることは明らかであり、重大な性格の、しかも不治の傷害を受けた患者は、この法理 (過失を推定する法理をさす— 引用者注) の援けなくしては損害賠償を受けること全く不可能になってしまう。臨席していた医師・看護婦が進んで過失のあった者の同定 (identify) と、責任を確証する事実を明らかにするような場合は別だが。」「患者が無意識であり、しかも治療を受けている最中に、異常な傷害をうけた場合には、その者の身体につき、あるいはその傷害を生起したかもしれない施設 (instrumentalities) につき何らかのコントロールをもっていた全ての被告は、過失の推定に対して自らの行為の説明をするべく呼び出されている」と。

このようにして、危険可能性をもつ事柄に関与した全ての者に (自らが身の潔白性を立証しえれば別だが) 責任を課する道が歩まれはじめた。

この事故が、仮りに機器の不備から生起したこともありうるとなれば、製造・販売にタッチした者も問責の場によび出されるであろうことは予測がつく。

1.3.2 機器自体をめぐる責任

医療上の事故のうち、医薬品、医療用具の欠陥を原因とするものの責任の所在は、わが国においては従来必ずしもはっきりしていなかった。

しかし本システムにおいて考えられているように機械化が進んでくると、改めて見直されねばならないことがでてくる。以下、従来の考え方の概略と、新しい動きとを簡単に紹介する。

(1) 製造者等の責任

・ これまでの考え方と限界

元来、わが国の法制度は直接の行為によって他人に権利侵害（傷害）を与えた者の責任を問うことを原則としてきた。刑法第 211 条、民法第 415 条、第 709 条など前述した通りである。これらの法理においては、ある行為に客観的過失が認められるところから責任論が展開する。

ところが、本システムにみられるように機械化が進み、人工の物が人間にとって重大な役割を占めるようになると、その物に備わっていた欠陥により権利侵害が起こることは稀でなくなってくる。そこで権利侵害→物の欠陥→その責任という新しい問題が生ずる。この新しい問題へのアプローチは、刑事法においては、先にのべたような特殊性⁹⁾のゆえに浸透しにくい。

そこで、ここではとりあえず、損害賠償に焦点を絞って、諸関係者の責任を検討することにする（刑事法学上も、行政法学上も、この製造物に関する責任の問題は無視しえない新しい課題を提起していると思われるが、ここではとりあげないわけである。²¹⁾

従来の民法の“人の行為自体”の責任を原理とする法制度の中にあっても、生産物に備わる欠陥の責任が追求されることがなかったわけではない。

- ① 民法第 717 条は土地工作物の占有者及び所有者の賠償責任を定め、ことに所有者については無過失責任を定めている。

この条文は、危険責任の考え方に根拠をおくといわれ「危険性の強い物を管理し所有する者は、危険の防止に十分の注意を払うべきであり、万一危険が現実化して損害が生じた場合には、その賠償責任を負わせるのが社会的にみて妥当である」という考えに立つものである。²²⁾この“危険責任”という原理を貫徹すれば、土地工作物などにこだわらず、危険性の高い製作物、交通機関、ガス、機械などをおおって物的な企業設備一般にまで及んで然るべきである、という主張がなされている。しかし現実の解釈としては“土地工作物”に拘束され、プロパンガスのボンベは土地工作物にあたることがようやく認められたという現状であり、上記の主張が判決において現実のものとなる可能性は少ない。

- ② また、同じ民法第 570 条は、瑕疵担保責任という制度を定め、隠れた瑕疵ある物を買った者は損害賠償の請求をなしうるとしている。これもまた無過失責任を定めたものであり、「売主にさような責任を認めることが公平でもあり、かつ取引の信用を保護することになって適当だとして、法律がとくに認めたもの」²³⁾とされている。この法理は、売主・買主という特別の関係に立つ者（いわゆる契約当事者）についてののみ有効である。

これら二つの法理ともに無過失責任を“物”について認めようとする点で一致するものであるが、一方その物の製造者とか、その物が取引の間で経てきた各種段階の仲介業者とかを視野においていない点でも共通性をもつ。従って、人工製作物をめぐる責任論を包括的に論ずる場合には、現行法規の思い切った解釈か、適当な法制度の導入かが必要とされる。

・ 新しい考え方

この新しい展開に原理を提供するのが製造物責任という考え方である。基本的には物を取扱う営利企業の責任を明らかにすることにより現代社会の特徴を法的にフォローしようというこの“物”に関する責任は、もともと物の欠陥によって生じた損害を、消費者の負担としてしまうことがいかにも公正を欠くことから、これに関わりをもつ者達（ことに企業）を賠償責任の場に呼び出そうとする、民事法的性格をもつものであった。従って、さきにも述べたように、人を罰するという形で直接の対象とすることを本質とする刑法においては、この考え方は浸透しにくい。

製造物責任 Products Liability（生産者責任、生産物責任）は、アメリカにおいて発達が最も顕著だといわれるものであり、瑕疵があると結果的に危険なもの（例・自動車）個→個の商売でなく大々的マーケティング方式になったこと（マス・コミの広告と流通機構）、損失を価格に乗せる（あるいは保険制度）などにより他へ分配しうること（ロス・スプレディング）そして責任を重くすることにより安全性により努力するようになるであろうこと、などを要因として1960年頃から急速に発達してきたものといわれる。²⁴⁾ いずれの国でもとくに制定法がつくられたわけではなく、従来の法概念・制度の解釈を通して、消費者からの損害賠償請求訴訟の場に従来は現われることのなかった製造販売業者をひき出そうとするものである。

この新しい法理が適用をみれば、従来は医療者のみに集中していた、医療過程での事故の責任が、医薬品等にまつわる場合には当然その製造者（設計者、製造元、部品製造者など）、商業上の取扱者（卸売商・仲介人・小売など）の責任などに分散されることになる。（このうち、管理者のプロパーな責任は、おおむね前述の医療関係者の責任に含まれるものと考えられる。なお後に若干ふれる。）

おそらく上に挙げた要因は、本システムの機器についても多かれ少なかれあてはまるものであろう。

ところで、わが国の場合、さきにあげたような民事法上の請求原因のいずれを適用するにせよ、いちばんの問題点は、製造物責任の認定にとってはことに、因果関係をふくめた過失の認定であった。

そこで、製造物責任論の組立ての中では、一方で、行政的措置をもって、製造者・販売者等の守るべき注意義務を厳しく規定あるいは指定し、²⁵⁾ 一方でまた、過失の一応の推定、事実上の推定などの法理を通して原告側の立証を容易にし、さらに第三者訴訟という制度の導入（現に訴えられている者以外の者で有責であると被告が考える者を訴訟の場に呼び出すことができ、その複数被告間で過失を転嫁し合うことにより原告——消費者が不利益をう

けることがないようにされていること、)などを通して、実質的に原告側に有利に訴訟を展開できるようにすべきだと主張されている。

徐々に浸透してくるであろうこの考え方により、わが国においても製造者は、自己の製品が消費者の手に渡り消費されるまでの過程全般に責任を負い、この間に一部の責任を販売者等に委ねるのであれば、そのおおう範囲を明確にしておくのでなければ、責任を免れることはないことになろう。

ごく最近、食品の分野で製造物責任論的判決が下されたので紹介し、さらに、アメリカにおける、この法理による転換を二つの判決を通してうかがう。

〔判決例6〕サルモネラ菌食中毒事件一審判決（岐阜地裁大垣支判昭和48年12月27日、判時725-19以下）

Y1が製造した卵豆腐が卸売業者Y2の手を経て小売商Y4へ渡り、そこから原告X2が購入し、これを食したX2の夫X1と娘Bが中毒を起し、Bはついに死亡するに至った。また同様にして卸売業者Y3、小売商Y5の手を経た分は、購入者Aの同居人、姪のCが食し、これも死亡したため、その父母X3、X4に精神的・財産的大損害を与えた。

判 旨

Y1について：

使用した破損卵の取扱が清潔を欠いていたこと、売残りの卵豆腐からサルモネラ菌が検出されたこと、Y1家族の便中に同菌が検出されたこと、殺菌するための手段は容易であり、Y1はこれを知っておりながら十分にはしていなかった節のあること、などを認定して、不法行為にもとづく損害賠償を原告らに対してなすことを命じた。

Y4、Y5（小売商）について：

小売をする者としては、信義上買主の生命、身体、財産上の法益を書しないよう配慮すべき注意義務を負っていること、本件のような場合消費者は安全性を確かめる手段を何らもっていないこと、Y4等は製造者により近い立場にあり、しかもこの販売により収益を挙げている者であること、本件製品が食品衛生法第11条に反して製造所・年月日などの標示を欠いていたが、Y4らは何ら処置をとらなかったこと、などを認定して、積極的権利侵害ないし不完全履行ありとして、契約不履行にもとづく損害賠償の支払を命じた。

Y2、Y3について：

原告らに対するY4、Y5の立場に、Y4、Y5に対するY2、Y3の立場が類似していること、を認定して、Y4、Y5らに対してY2、Y3らは契約不履行にもとづく損害賠償

の責があると判示した。そして原告等は、Y 4、Y 5らの小規模業者であるゆえにY 2、Y 3に対して賠償請求権が認められた。

このようにして、Y 1, Y 2, Y 4; Y 1, Y 3, Y 5はそれぞれ原告らに対して不真正連帯の損害賠償支払義務があることとされた。

本件は、消費者の保護という点から見ると両期的な判決であった。従来であれば、製造者、卸商、小売者の過失の内決定的過失がどれであったかという認定をし(そして、原告としては、この立証の段階で敗れたかもしれない)、その者に責を負わしめるという形をとったであろう。しかるに本件では、とにかく結局全ての者が賠償の支払義務があることとされ、原告らはだれであれ資力のある者から支払をうける。物から生じた損害を物に対して責任ある者全てから取りうる。それらの者達の内部関係は自分達で解決したらよからう。原告達はそのことについては関わりをもたない、というのである。正に製造物責任の考方に立つ判決である。

〔判決例7〕 Smith v American Cystoscope Makers, Sup.Ct. of Washin. Feb. 11, 1954

被告はメーカー(Y 1管轄の相違で却下)、売主(Y 2)、売主のセールスマン(Y 3)。

1950年、訴外病院から、Y 2はWappler Electro Surgical Unitの注文を受け、Y 1から船で直送させた。荷解きは病院側でなし、Y 3が外部検査をして異常なしと認めた。そしてこれを同年8月から12月まで14、5件の処置に用い異常はなかった。12月6日原告に使用して左右大腿部に火傷を生じた。事後検査により、プレートの部分の電線に小さな断絶があり、置き方によってショートすることがわかった。

判決は、売主Y 2、Y 3らは、自ら検査すれば発見できたかもしれないような危険性によって生じた傷害について責任を負うものではなく、“reasonable”に安全であると信じて販売した販売者は予見しつつ傷害を与えたこと(“foreseeably like to cause harm”)にはならないとし、「過失は、行為者に知られている事実の光の下でのみ判断せらるべきものである」と述べて、無責とした。

これは明らかに製造物責任以前の判断である。

〔判決例8〕 Sinatra v National Xray Produduducts., Corp. Sup. Ct. of N.J. April 28, 1958, 26 N.J. 546

被告は、販売業者Y 1、製造業者Y 2の2名。

1954年秋、病院がY 1にX線装置を発注し、Y 2の技術者の監督の下にY 1が納入した。

その後の repair serviceは Y1 がしていた。

1955年3月、原告受診中、頭上にあったX線装置がスパークし黒煙をふいたため、おどろいた原告はテーブルから飛びおりて負傷した。後に、絶縁物質の欠陥による線のパンクと判明、外力によるものでなく、高圧電流によるものであった。一番ではY1、Y2共に有責（Y1が2200ドルを原告にY2がその半額をY1に支払え）。二審では証拠不十分で破棄（訴訟法上の問題は捨象し簡単化して説明する）。三審（本審）では、Y1にせよY2にせよ“reasonable care”を払って“unreasonable”な危険を、その欠陥が“latent”であれ“patent”であれ、発見し除去する inspection dutyを負っている、とのべられた。（ただし、reasonable inspectionがなされたか否かを事実審理せずにY1、Y2に責任を認めた一審判決は不十分であった、として再審査を命じた。）

(2) その他の問題

医療機器に関しては、これらの訴訟にあらわれたようなごく小さな消耗品の“製造物”とは大きな相異の存することというまでもない。

一つは検定者の責任であり、他は使用する者（＝医療従事者）と機器の適用の対象となる者＝患者とが分離している点を挙げることができよう。

・国の責任

医薬品等に関する国の検定の責任を、警察法上のものでなく、より積極的に新しい法理に基づくもの、行政上の権限といわんより、むしろ薬害等の防止のための具体的義務と考える立場に立てば、²⁶⁾ この義務違反により生じられた（あるいは、この義務を十分に果しておれば防ぎ得た）損害につき、国は損害賠償責任を負うこととなる（国家賠償法第1条）。いまだ判決はなく、現在係争中の事件において、国側はこの点を争っているようであるから、必ずしも確実ではない。しかし現実の訴訟過程では、国は検定時には重篤の副作用は予見しえなかった、という反論をしていると伝えられる²⁷⁾ところからみても、検定の十分さ（逆にいうと不十分さ＝過失）次第で国の賠償責任の有無が定まる動きがあるようである（むろん、その場合は国家賠償法第1条が適用になる）。

ただ一つ注目すべき異説がある。それは「製造の承認および製造業の許可行為が介在する限り、国は薬害に対する責任を全く免れることはできまい。ただこの責任はいわゆる損害賠償の法理によるものとは異と思われる。むしろ薬品の副作用についての救済は団体主義的補償の理念にもとづくべきものと思う。……国民全体が薬品発展のために団体責任として均しく負担しなければならない。いわば被害者は薬の発展という国家目的のための特別犠牲者として考えることができるのである。」²⁸⁾（下線引用者）

上記の二説の説くところからも判るように検定というものの意味に従って“国”の責任を二

つに分けて考えることができる。(両説ともやや混同があるように思える)

一つは、検定を実質的意義において把えることから発するもので、検定の不備のために欠陥危険等が発見できず傷害が起こった場合の国の賠償責任である。(現在係争中の薬禍訴訟において問題とされており、遠からず裁判所の判断が下されよう。)[(この)被害にたいする国の責任成立要件の検討は、けっして薬害発生に関する製造販売業者の責任を代位するものではない²⁶⁾すなわち、製造業者等とは独自に損害賠償責任を負うものである。(ただし、前掲判決にみられるように、製造業者等と連帯債務を負うという形にされることはありうる。)

他の一つは、国としては最高・最善の努力をして検定にあたったがついに発見しえない欠陥であったことが認定された場合である。過失責任主義をとる国家賠償法の限界である。(ただし、国家賠償法第2条は、営造物についての無過失責任を定めており、本システムがこれに該当するとされる場合もありえようが、—たとえば地震などで機器が倒壊して負傷した場合など—ここではシステムの機能面での欠陥だけを問題にしているのであるから本条の問題は省く)むろん、現在の法解釈の状況からみて過失が推定される傾向が強いから無過失の立証はかなり困難であろうが、それにしてもありえなくはない。そして現在の法状態からいえば、この場合には被害者は泣き寝入りせねばならないことになる。

そこで、さきの第二の説、特別犠牲に対する団体責任論が価値あるものとなる。新しい事項の発見・整備発展の中で、全く不測の事故に出遭わねばならないことのあることはいくつもの先例が示している。(ペニシリンショック、種痘禍、サリドマイド禍などなど)これを最小限に食いとめる努力は無論大切であるが社会の発達上不可避であった(あくまでも不可避であるべきである。)負担を、特定個人が一身に負わしめられてしまうことを放置しておくわけにいかない。そこで、せめて経済的にこの負担を社会全体で分担しよう、というのがこの特別犠牲補償制度である。(戦傷病者、原爆被災者、公害被害者も、一応ここに入れておこう。)などについては法制度が、予防接種禍については行政措置がとられているが、その他の健康犠牲については制度化されていない。)前掲の説は、この点の整備を訴える立法論であったわけである。

いま、ここで新しいシステムを計画するにあたり、最善の注意を払って事故防止に努めていることは無論であろうが、さらにこの特別犠牲補償の為の制度を備えることを検討せねばなるまい。計画会議を設けて、意図的にシステム化してゆくものであるから(この点ペニシリンとかサリドマイドとかいうものと基本的に異なる。)当然になすべき措置の一つであろう。^{29), 30)}

・取扱者の介在

製造物責任論は、基本的には消費者が自ら受けた害を原因として製造販売業者を相手取って訴えるための法理である。ところが、本稿で問題にされる多くの場合は、機器を使用する者(医療関係者)と被害を受ける者(患者)とが分離しており、むしろ後者は、前者を製造販売業

者に併せて賠償請求の相手方とすることが多いであろう。これは、医療関係者の過誤と機器の欠陥とが競合する場合といえよう。

この場合、大きく二つに分けて考えねばなるまい。

その一は、機器の欠陥によって事故が起こったことは確かであるが、担当医療関係者が相当な注意を払っていたならばこの欠陥を事前に発見もしくは治癒せしめたことであろう場合である。これは、前述のサルモネラ菌事件と同じ経過をたどり得よう。一つの欠陥について被告全員が何らかの形でチェックする可能性をもっていた。つまり全員が注意義務違反を犯した経過の出来事だからである。(むろんさきに述べたように、医療関係者、卸業者、修理人、製造業者それぞれが全く同じ注意義務水準あるいは守備範囲を守られるわけではない。従って自己の守備範囲を出る事故であったとの立証がなし得れば免責されることというまでもない。

他の一つは、事故の原因が何であったか遂に不明の場合である。(通信機械、コンピュータなどが介入してくると、かかる事故の可能性が増大するであろうことが十分予想される。)この場合には、わが国においては適切な事例はないが(その理由はオープン制をとっていないためである。)これもさきの Ybarra Case が、参考になろう。「誰かの過誤であることは明らかであり、重大な性格の、しかも不治の傷害を受けた患者は、この法理の援けなくしては損害賠償を受けることは全く不可能になってしまう。」からである。この場合も、賠償支払の債務は、医療者=使用者、製造販売業者などの不真正連帯とされよう。

- 1) MDU 1972 Annual Report p31, 1974 年 2 月 1 2 日読売新聞朝刊の血液型判定の誤記入事件など参照。
- 2) 広島高松江支判昭和 25 年 6 月 2 日; 高裁刑集 9-100
- 3) 昭和 39 年 6 月 18 日医事第 44 号医事課長回答は「当該行為を行なうにあたり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害をおよぼし、又は危害をおよぼすおそれのある行為」を医行為としている。
- 4) 昭和 23 年 8 月 12 日医第 310 号、医務課長回答。ただし、問い合わせは露店で測定のみを業として行なっている者の合法性をたずねているものであったし、いまから 25 年以上も前のことであるから、現在の保健婦の行為と比較することに疑問がある。

ここでは単に例示する目的で挙げたのであり、現実の診療の過程ではその時代時代で具体的問題は異なろうが、常に境界領域は存在するものであろう。

- 5) 大審判大正 3 年 3 月 26 日、刑録 20-411
- 6) 木暮保成・医療法・医師法解 p341(1971)

ただし、救急の場合はこれに含まれないことは後述する。

- 7) 熊本地判大正5年4月6日, 新聞1119-28
- 8) たとえば, 津田豊和: 診療録管理の実際(1966)
座談会: 病歴管理をすすめるために, 病院21-3&4-170~(1962)
酒井隆子: 病歴管理の実際, 病院29-9-(1970)など。
- 9) 刑法においては罪刑法定主義という考え方がとられ, 法律に明確に規定されているものでなければ, 仮に社会感情に反するものであってもこれを罰しえず, また明確に規定されている条文の解釈も厳格になされる。従って後述のプライバシーという英法上の概念は上記のような現行法上の概念にあてはまる部分についてのみ刑法の対象となり, これから洩れる部分については刑法的には問題とされえない。
- 10) ちなみに, 有名な“宴のあと”判決においては「私生活(私事)がみだりに公開された場合に, それが公開されなかった状態, つまり原状に回復させるということは不可能なことであり, 名誉の毀損, 信用の低下を理由とするものでない以上……謝罪広告等は請求しえない」とのべていた。(東京地判昭和39年9月28日)
- 11) 結局, 被害利益の種類と, 侵害行為の態様との相関関係において考察さるべきものである。しかし「プライバシーの価値と芸術的価値の基準とは全く異質のものであり, 法はそのいずれが優位に立つものとも決定できない。」(宴のあと事件判決)すなわち, 科学的にいかにより優れたものといえども, プライバシー侵害がなされた場合にはそれなりの責任は問われる。ここにいう正当事由とは, この漏泄自体が不可避である場合にのみ認められると考えるべきである。従って, 適当な手段を講ずれば, よりよくプライバシーを守り得たことが認められたならば, 上述の比較こう量の余地は全くないのである。その研究がノーベル賞を受ける程の貴重なものであっても全く変りはない。
- 12) 居林次雄: わが国におけるコンピュータ利用と法律問題, ジュリスト484, 17~
- 13) 前田 庸: コンピュータと商法, ジュリスト484, 24
- 14) 竹下守夫: コンピュータと民事訴訟法上の諸問題 ジュリスト484, 32
- 15) 一般診療サービスの項で触れるべくして残された点を注記する。

現代医療の特殊性(良否は別として)として臨床検査の激増である。現在, 診断のための必須資料としてX線フィルム諸検査結果などを数えるとなると, 本システムにおけるターミナルは, これらの機能も備えることが必要となろうかとも考えられる。この点はまだ明確ではないが, ただなされる場合の法的問題につき若干ふれておく。

診療放射線技師法第24条が業務独占を規定している。

従って他のパラメディカルが自らの職務の一環として撮影・照射(同法第2条)をなすことを予定することは許されない。

医師(あるいは技師)がサテライトにいて監督をなしつつ撮影・照射をなすことが, この規

定により直接に禁止されているわけではないことは、看護婦についても同様である。

結局、実質的危険性と合理性の専門的判断をまつこととなる。従って取扱う対象物の危険性（医療法施行規則の第4章の詳しい規定を参照）、その診療行為自体のもつ危険性（昭和49年2月18日、第12回原子力総合シンポジウム。毎日新聞、49年2月18日朝刊参照）から鑑みて、現在ではゆるぎられないものと解すべきではなからうか。

衛生（臨床）検査は、業務独占規定はなく、無資格者も業として行ないうる法状況になっている。ただ実質的にはこの分野での進歩は激しいから、どの検査項目まで委せうるかは、パラメディカルの訓練制度とのバランスで考えてゆかねばなるまい。なお、これに関するサテライト医師の刑事責任については後述する。

- 16) おそらく、わが国においてはコンサルテーション時の医師同士のモラル、ルールが確立していないためになされにくいのであろう。
諸外国においては、かかる場合のルールが詳細に記されているのが通例である。（たとえば、ドイツ医師職業規則第122条、ブラジル医療倫理綱領第2章など）
- 17) R・F・ブリッジマン、谷村訳：病院の地域化 p32, p35（1955ただし翻訳は1967）
- 18) 板倉 宏：公害と刑事責任、ジュリスト532-23など
- 19) 昭和26年9月15日、医収517号医務局長回答
- 20) 最も新しい情報については、座談会：医療過誤をめぐる諸問題、法曹時報25-10以下連載
- 21) 最近出た、森永ドライミルク中毒事件差戻後第一審判決（刑事、徳島地判昭和48年11月28日、判時721-7）も、物をめぐる刑事責任の問題であった。
- 22) 加藤一郎：不法行為（法律学全集22）p192～、この引用文の後に「これらに対して、工作物の利用による報償責任を根拠として説くものもあるが、あまり適切ではない」と続く。この考え方の重要性については、本文で後にふれることとなろう。
- 23) 我妻栄：民法講義、債権各論中I p[424]
- 24) 座談会・生産物責任：民商法雑誌66-5（連載）
- 25) 石川 馨：PL問題の現状と展望、Engineering 1973-6-20、宮野晴雄：誤診と薬禍1973、など参照
- 26) 下山 瑛二：健康権— その必要性と可能性、ジュリスト538-19、同；薬害と国の責任、ジュリスト、547-63など
- 27) 座談会：医療制度のしくみと薬害、ジュリスト538-16の内、30頁の西田発言
- 28) 荒 秀：薬事法の問題点、ジュリスト547-33。前掲下山論文は、実はこの論点をふくめて検討して、現状として国賠法適用を是としている。
- 29) 予防接種禍の補償制度について特別犠牲説を浮彫にしたものとして、唄 孝一：予防接種にもとづく障害の補償 法律時報43-7）がある。

30) 医療機器一般の検定等の制度は概略次のようなものである。

製造業者は厚生大臣の2年毎の許可を受けねばならず(薬事法第12条)、さらに変更等についても許可が要る(同法第18条)。

またその製造品目についても承認をえなくてはならず(同法第14条)、必要があると認めらば厚生大臣は製造基準を設けることができる(同法第42条)。

医療用具については昭和36年の薬事法改正で、第43条により、厚生大臣の指定する医療用具について検定が可能となったが、現在までのところ、この品目指定はなされていない。(検定制度の早急な充実が望まれる)

販売については、厚生大臣の指定する医療用具については知事への届出を課している。(同法第39条、同施行規則第41条別表2)

2. 地方公共団体との関係

2.1 へき地に対する施策

2.1.1 国の施策

国が行なう、へき地に対する施策は国土総合開発法その他に基づく一連の地域開発振興措置により行なわれ、それぞれ各省所管の事業として実施されている。

へき地対策は、それを包括する市町村、都道府県および国が一体となって総合的な観点から実施するものである。

しかし、その実施主体はあくまで市町村、都道府県であり、国はその立場から、これらの地方公共団体に対し各種の施策を通じ指導、助言を行なうのが原則である。

以下、国の行なう施策を自治省およびその他の省庁にわけて述べる。

(1) 自治省の施策

過疎法による施策

過疎地域対策緊急措置法(昭和45年法律第31号、以下過疎法という。)においては施策の対象となる地域を「過疎地域」と呼び、その基準を過疎法第2条で規定し、これに基づいて自治大臣が具体的に市町村を告示することになっている。

過疎地域の市町村は昭和48年2月現在1,047団体となっており、これらの過疎地域に対して国は交通、通信、学校、診療所等の整備ならびに医療の確保等の施策を講ずるものとしている。

とくに医療の確保については

- ① 診療所の設置
 - ② 患者輸送車（艇）の整備
 - ③ 定期的な巡回診療
 - ④ 保健婦の配置
 - ⑤ 公的医療機関の協力体制の整備
 - ⑥ その他、無医地区の医療の確保に必要な事業
- 等を行なうこととなっている。（過疎法第14条）

これらの施策を具体化するため種々の措置がとられているが、それはおもに財政、金融および税制上の特別措置によっている。

i) 財政上の特別措置

ア 国の補助等の特例

過疎地域における生活環境施設整備の一環として、消防施設の購入または設置について、消防施設整備費補助金において過疎地域分の補助率を通常 $\frac{1}{3}$ から $\frac{2}{3}$ に引き上げている。

その対象となる消防施設のうち、本システムに関連のあるものは消防無線の施設である。

イ 過疎債の発行による特別措置

地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条の地方債発行の制限に対する特例を設け、市町村が市町村過疎地域振興計画に基づいて行なう一定の施設の整備のために要する経費については、いわゆる過疎債の発行をもってその財源とすることができることとしている。

その対象となるもののうち、本システムに関連のあるものは

- ・診療施設（巡回診療車・船、患者輸送車・艇を含む）
- ・巡回診療車等で診療を行なうために必要な機械・器具
- ・医師往診用の自動車（雪上車を含む）
- ・消防施設
- ・有線電気通信設備（有線放送電話、有線放送に関するもの）
- ・住民の交通の便に供するための自動車（雪上車を含む）
- ・母子健康センター

などがある。

なお、過疎債は全額政府資金をもってあてることとなっている。

ii) 金融上の特別措置

金融上の特別措置としては集落整備のため住宅金融公庫等による融資の条件緩和、農林漁業金融公庫による過疎地域経営改善資金の貸付等があるが、直接、本システムと関連をもつものはない。

iii) 税制上の特別措置

過疎地域に対する税制上の特別措置としては法人に対する譲渡所得税の軽減、減価償却の特例、法人税または所得税の優遇措置や地方税の減免と、それに伴う地方公共団体の税の減収を地方交付税により補てんするなどの措置を講じている。

IV) その他の特別措置

その他、過疎法に基づく特別措置としては

- ・基幹道路の整備に対する補助率のかさ上げ
- ・都道府県が行なう医療の確保に必要な事業に対する補助
- ・道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく免許、許可等の配慮等がある。

V) 過疎地域集落整備事業

基幹集落の整備および適正規模集落の育成により地域社会を再編成するため、集落の移転およびコミュニティセンターの建設事業^{*}を行なうこととし、これらの事業を行なう市町村に対し補助金を交付している。

この場合の補助率は集落移転事業については $\frac{1}{2}$ 以内、コミュニティセンター建設事業については $\frac{1}{3}$ 以内としている。

辺地財特法による施策

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号、以下辺地財特法という。）第2条に規定する辺地^{**}を包括する市町村が、その総合整備計画に基づき公共施設の整備を行なう場合、これに要する経費の財源といわゆる辺地債の発行をもってあてるものとしている。この辺地債は、さきに述べた過疎債と同趣旨のものであり、これも全額政府資金によってあてられることとなっている。

辺地債の発行の対象となる経費のうち本システムに関するものは過疎債の場合とほぼ同じく診療施設、有線電気通信設備および無線電話^{***}、母子健康センター、消防施設等である。（辺地財特法第2条2、同施行令第2条）

広域市町村圏整備事業による施策

自治省においては公共施設の整備と地域産業の振興、生活環境の近代化を図るため広域市

* 行政センター、ホール、集会施設、図書施設、住民相談施設、老人福祉施設、保健体育施設等の建設を対象とする。

** 5 Km²以内の区域の中に人口が50人以上で交通条件および自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他地域に比較して生活水準が著しく低い山間地、離島その他のへんびな地域（辺地財特法施行令第1条）。

*** さきの過疎債の対象となる経費には無線電話は含まれていない。

町村圏（おおむね人口10万以上）を設け都市的地域と周辺農山漁村を一体とした広域的、総合的な行政を行なうための施策を講じている。（広域市町村圏振興整備措置要綱，昭和45年4月10日自治事務次官通知等……付録2-2参照）

この施策においては広域市町村圏を形成する広域行政機構（一部事務組合または協議会等）がその計画において実施する公共的施設（道路，消防・救急，教育・文化・体育，福祉，医療施設等）の整備に要する経費を補助することとしている。

広域市町村圏の設定は昭和47年までに圏域の指定が行なわれ，国は広域市町村圏計画に基づく根幹的な事業に要する経費について1圏域当たり，1,000万円ずつ2カ年にわたり補助金を交付している。

自治医科大学の設置

へき地病院等に勤務する医師の養成を目的として昭和47年度から全寮制の自治医科大学が開設された。

自治医科大学は全国の都道府県が4年間に総額188億円を出資して設立した学校法人で，これまで3次，毎年100名の学生が入学している。

昭和49年4月からは附属病院（病床数850，外来診療23科）が開設されることになっている。

自治医科大学では，その設立の趣旨から，学生に対し，その出身地の都道府県の負担により「修学資金」（生活費を含む）を貸与し，学生が卒業後，貸与を受けた期間の $\frac{9}{8}$ の期間を出身地都道府県知事の指定する公立病院等に勤務し，かつそのうちの $\frac{1}{2}$ 以上の期間をへき地病院，診療所に勤務した場合，貸与金の返還を免除されることになっている。

国は，自治医科大学に対し，「自治医科大学設置費補助金」を交付（自治省・厚生省）するほか，その運営にあたって指導・助言（自治省）を行なうこととしている。

自治医科大学の第1回卒業生は昭和52年度に巣立つことになるが，ここを卒業した医師の派遣先の決定には各出身地の都道府県知事がイニシャティブをとることになる。しかしその具体的な手続き等については，いまのところ検討中の段階である。

自治医科大学の施設の概要は次頁のとおりである。

また，49年4月開院予定の附属病院の各科配置を図2-1に示す。

自治医科大学施設の概要 2)

敷地	面積	構造
敷地	438,432 m^2	
建物等	面積	構造
1 大学本館	117,267 m^2	地下1階, 地上8階, 塔屋3階, 高さ45 m
大学部門	38,467 m^2	基礎課程(15講座), 臨床課程(21講座), 臨床講堂(4室), 実験実習室(5室), RIセンター, 病理標本室, 剖検・霊安室, 情報センター, 図書館, 大学本部
附属病院	66,937 m^2	病棟(850床), 外来診療(23科), 臨床病理, 病院病理, 薬剤, 輸血, 中央手術(含 ICC, CCU, 透析センター) 分娩, 救急, リハビリテーション, 病歴, 中央放射線, 厨房栄養, 中央材料, サービス 部門, 事務部門
へき地生態 科学研究所	11,861 m^2	
2 核医学センター	911 m^2	地下
3 第1期校舎 (附属看護 学校)等	9,649 m^2	3階建
4 体育館	3,502 m^2	3階建
5 運動場施設	62,228 m^2	400 m トラック, テニスコート(5面) プール50 m ×19 m (9コース)
6 学生寮	14,305 m^2	3階建
7 女子宿舎	9,746 m^2	4階建
8 エネルギー プラント	2,826 m^2	2階建
9 水処理プラ ント	526 m^2	専用水道, し尿浄化槽

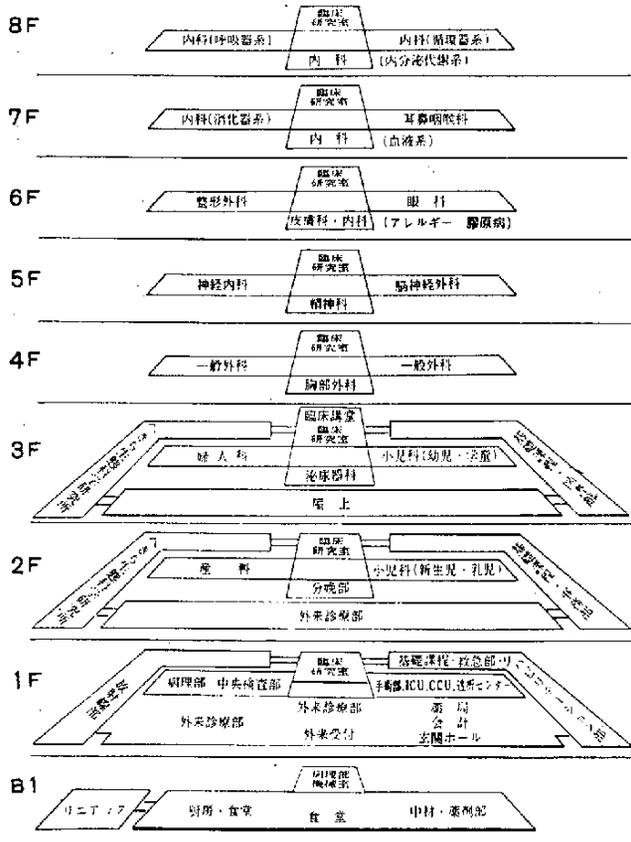


図 2-1 自治医科大学病院各階配置 2)

(2) その他の省庁の施策

その他の省庁の行なう施策としては、

- ・離島振興法（昭和28年法律第72号），低開発地域工業開発促進法（昭和36年・法律第216号），山村振興法（昭和40年・法律第64号）………総理府ほか
- ・工業再配置促進法（昭和47年・法律第73号）………通商産業省ほか
- ・農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年・法律第58号），農村地域工業導入促進法（昭和46年・法律第112号）………農林省ほか

等があげられる。

これらの施策は具体的には道路（建設省，農林省），交通（運輸省），医療（厚生省），生活・厚生（厚生省，農林省），教育（文部省），産業・観光の開発（農林省，経済企画庁，通商産業省，運輸省，労働省）等というように，それぞれ各省庁の所管事項にまたがって行なわれる場合が多い。

また、これらの施策は、各種の補助金等によって、その財政的なうらづけがなされている。したがって、これらの補助金制度を概観することによって、その大要を知ることができよう。（表2-1参照）

表2-1 へき地関連補助金等の種類¹⁾

事業	省 庁	補 助 金 制 度
道 路	建 設	・市町村道および道府県道の整備補助
	農 林	・農道整備事業補助 ・農林漁業用揮発油税身替農道整備事業補助 ・林道事業補助 ・農林漁業用揮発油税身替漁港関連道補助
交 通	運 輸	・地方バス路線維持特別対策補助 （離島辺地等バス路線維持補助） （廃止路線代替運行車両購入費補助）
		・へき地診療所施設整備費補助 （へき地診療所設備整備費補助） （へき地診療所運営費補助） ・へき地巡回診療車（船）整備費補助 ・へき地診療班経費補助 ・へき地親元病院協力助成費補助 ・へき地医療地域連携対策費補助
医 療	厚 生	
生活・厚生	"	・簡易水道等施設整備費補助 ・社会福祉施設等施設整備費補助 ・特別保育事業運営費補助 ・移動保健所費補助
		農 林
教 育	文 部	・公共文教施設整備費補助 ・寄宿舎居住費補助 ・遠距離児童生徒通学費補助 ・高度へき地学校児童生徒パン・ミルク給食費補助 ・へき地学校保健管理費補助 ・道府県（教員）研修センター建設費補助

事業	省庁	補助金制度
産業・観光 開発等	農林	・振興山村農林漁業特別開発事業費補助
		・山村開発センター設置事業費補助
		・山村地域農林漁業特別対策事業費補助
		・林業構造改善事業費補助
		・工業導入関連農業基盤整備事業費補助
		・農村地域整備開発促進補助
	経済企画	・新山村建設モデル事業費補助
	通商産業	・農村地域工業導入実施計画策定費補助
	運輸	・工業再配置促進費補助
		・青少年旅行村施設整備費補助
労働 (雇用促進事業団)	・大規模レクリエーション基地整備費補助	
	・勤労者いこいの村および野外趣味運動施設建設費補助(労働保険特別会計)	
その他	経済企画	・集落再編モデル事業費補助
	労働	・季節労働者援護対策事業費補助

このうち、本システムにとくに関連のあるものとして、厚生省のへき地医療対策にふれる。

厚生省の調査によれば、無医地区*は昭和48年5月全国で現在2,044カ所にのぼっているが、これらの無医地区に対し昭和31年から3次にわたるへき地医療対策整備計画をたて診療所の設置、巡回診療、患者輸送車の整備等の施策を講じている。³⁾

その状況は表2-2のようなものとなっている。

表2-2 へき地医療対策年度別整備状況³⁾

厚生省医務局調べ

(単位：台(隻))

	総数	第1次							第2次					第3次			
		31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46
へき地診療所	432	32	30	27	35	36	36	41	40	37	28	31	21	10	10	10	8
患者送	患者輸送車	501							21	28	31	37	40	82	85	87	90
	患者輸送艇	4												2			1
	医師往診用小型雪上車	19															13
巡診	巡回診療車	261					24	24	27	24	23	21	25	23	21	25	24
	巡回診療船	6					1	2	1	1				1			
回療	巡回診療用雪上車	7								1	2						4

* 医療機関のない地域で、当該地区の中心な場所を起点として半径4キロメートルの区域内に50人以上居住している地区。

地方交付税による財源措置

このほか国の行なう過疎地域に対する財源措置としては地方税交付金による措置がある。

昭和47年度においては普通交付税措置で、

- ① 産業振興をはかるため、投資的経費にかかる農業行政費等の単位費用の引上げ
- ② 遠距離通学費の充実
- ③ へき地医療対策および簡易水道に要する経費の充実
- ④ 人口急減補正の適用

等が行なわれている。

へき地医療対策費の充実としては診療所運営費が1カ所当り120万円、巡回診療車等の運営費が1台(隻)あたり80万円にそれぞれ引上げられている。

2.1.2 地方公共団体の施策

(1) 都道府県の施策

i) 過疎法による施策

都道府県の行なう過疎対策は過疎法第5条の規定により、知事が策定する過疎地域振興のための基本方針に基づく施策が中心である。

この基本方針に掲げる重点施策では交通、通信の整備、産業の振興、生活環境施設等厚生施設の整備・医療の確保、教育・文化施設の整備、集落の整備等があげられている。

とくに医療の確保については岩手県をはじめ多くの都県が最優先ないしは上位の目標にとりあげている。(付録2-3参照)

都道府県はこの基本方針に基づき都道府県計画(全体計画、昭和45~49年の5カ年計画)をたて、これにより施策を実施している。

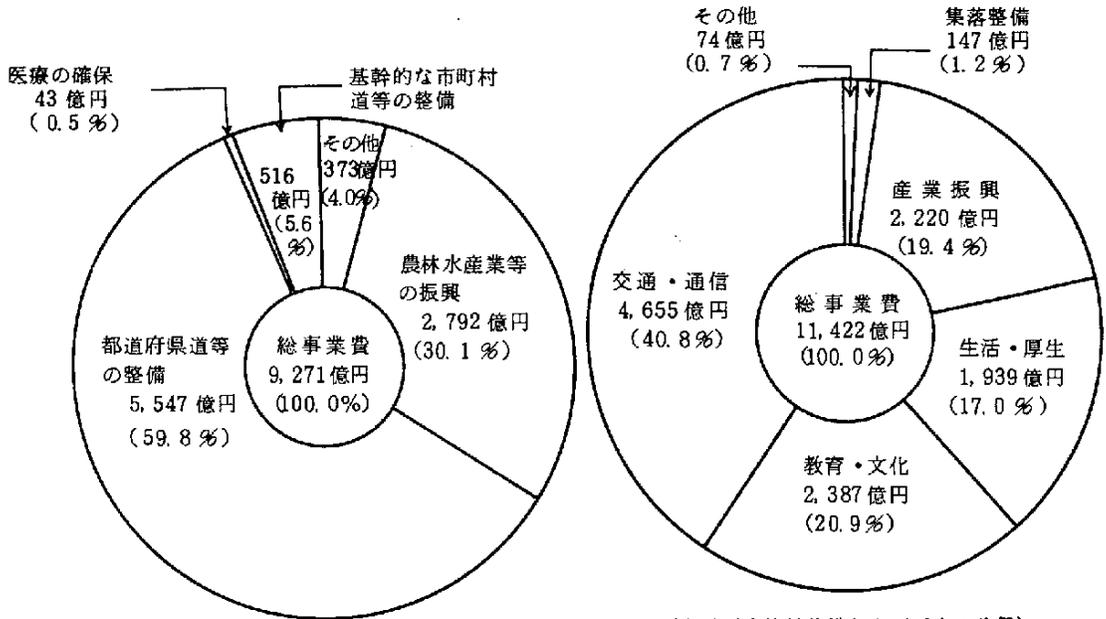
これらの全体計画の総額は9,271億円にのぼり、うち医療の確保に投じられる資金は全体の0.5%、43億円となっている。(図2-2参照)

このように都道府県は自ら事業の主体となって過疎対策を実施するとともに過疎地域市町村に対し、財政上の援助等を行なっている。

そのおもなものは過疎地域市町村が実施する過疎対策事業に対し財政上の補助制度を設け都道府県独自に補助金の交付あるいは国庫補助事業についての補助率のかき上げを行なっている。

財政、金融面からの援助措置としては、資金の特別枠の設定、優先配分、振興資金の融資条件の緩和、利子補給等の措置を講じている。

また税制面では都道府県営事業負担金の減免、誘致企業に対する課税免除を行なっている。



(生活厚生施設整備および医療の確保)

(医療の確保)

区分	事業費	構成比
(1) 病院・診療所の整備	102 百万円	2.4 %
(2) 巡回診療の実施	1,569	36.5
(3) 患者輸送車(船)の整備	185	4.3
(4) 医師・保健婦の配置	1,463	34.1
(5) その他	976	22.7
計	4,295	100.0

上：都道府県
右：市町村

区分	事業費	構成比
(1) 診療施設	11,886 百万円	6.1 %
(2) 保育所	10,780	5.6
(3) 児童館	2,231	1.2
(4) 老人福祉施設	13,184	6.8
(5) 消防施設	15,527	8.0
(6) 母子健康センター	1,385	0.7
(7) 簡易水道	50,515	26.1
(8) その他	88,396	45.5
計	193,904	100.0

1)
図2-2 地方公共団体の過疎対策5カ年計画の概要

ii) その他の施策

都道府県の行なう施策でその他の法律に基づくものは離島振興法(昭和28年・法律第72号)に基づく離島振興計画, 山村振興法(昭和40年・法律第64号)に基づく山村振興計画, 農村地域工業導入促進法(昭和46年・法律第112号)に基づく農村地域工業導入基本計画ならびに実施計画および農業振興地域整備に関する法律(昭和44年・法律第58号)に基づく農業地域整備基本計画などがある。

これらの都道府県の施策は国土総合開発法(昭和25年・法律第205号)はじめ過疎法その他上に掲げる一連の法律との間に調和が保たれるよう配慮されなければならないこととされている。

なお、これらの施策のほか、都道府県が独自にその条例等により医師養成、確保のため、奨学制度や無医地区等への医師の派遣等の施策を講じているところもみられる（表2-3参照）。⁴⁾

表2-3 医師確保対策の例（岩手県）⁴⁾

医師確保対策の概要（医師の配置及び派遣）

1. 基本方針

- (1) 総体的に医師不足の地域であって、かつ、現在まで市町村の努力にもかかわらず、医師の誘致が困難であり、医療の条件が著しく悪い地域を対象として、当該地域における医療の確保及び保健衛生の向上を図ることを目的とする。
- (2) (1)に該当する地域を診療圏とする中心的病院に医師の配置を行ない、当該地域住民の医療の確保及び公衆衛生の向上を図るため、その病院に勤務する医師を診療施設に派遣するほか、医療公衆衛生活動を積極的に推進させる。
- (3) 本施策による医師の派遣は、応急的かつ時限的なものであり、原則として1年後において医師の配置換えを行なう。
- (4) 医師の派遣を受けた市町村は、上記の趣旨にふんがみ、常に医師の確保に努力するものとする。
- (5) 医師の派遣を受けた市町村の協力状況及び医療条件等に変化を生じたときは、派遣を打ち切るものとする。

2. 医師の配置

医師の配置病院及び派遣施設等については、医師確保対策協議会の意見に基づき、知事が決定する。

3. 医師の待遇

- (1) 配置医師の身分は、大学職員としての身分を保有したまま、病院の勤務医師とする。
- (2) 給与の算定方法は、医師の経験年数に応じて医療局職員の給与基準に基づき算定する。

4. 配置医師の勤務形態

- (1) 医師の配置を受けた病院の長（以下「配置病院の長」という。）は、知事の決定した派遣施設に原則として1週間4日派遣するものとする。
- (2) 派遣施設に派遣する医師は、配置病院の長が配置された医師を含み、当該病院に勤務する医師のうちから決定する。

5. 派遣医師の経費負担

医師の派遣に要した経費は、派遣日数割に応じて市町村が医師の派遣を受けた病院に納付するものとする。

医師確保対策（医師養成）

1. 目的

総体的な医師不足と医師の都市集中の現況下において、県内医師の不偏的確保は至難である。よって、岩手医科大学（以下「大学」という。）を対象として、医師養成に必要な助成を行ない、大学は本県出身学生の養成に努め、もって県は県内に定住する医師の確保を図ることを目的とする。

2. 基本的考え方

(1) 県費助成について

ア 県は大学に対して一応5年間継続して20,000千円の医学及び医療の教育研究費助成を行なう。

イ 県は大学に対して、県の要請する本県出身学生（10人）の入学時に納入する入学金、施設整備費の全額およびその者の6年間要する授業料、実験実習費の $\frac{2}{3}$ の額に相当する額の助成を行なう。ただし、医師法第16条の2の規定による研修期間（2年間）および大学院に在学する期間は助成の対象外とする。

ウ 県の要請する人員（10人）に不足をきたした場合において、他の在学学生を例外として助成の対象とすることがある。

(2) 県費助成に伴って大学が行なう事項について

ア 大学は、奨学生が大学を卒業し、研修修了後または大学院を修了した後に、当該奨学生を県の指定する医療機関等に派遣する。

イ 大学は、本県出身学生（各年10人）に対する奨学制度を創設する。

本県出身医師を養成する奨学制度の内容には、次の3点を含むものとする。（大学が奨学生要綱を定めるものとする。）

(ア) 当該奨学生は、大学を卒業し研修修了後または大学院を修了後は、大学が指定する医療機関等において奨学金を受けた期間に相当する期間、医業に従事しなければならない。

(イ) 当該奨学生に対する免除額は、入学時における経費の全部および授業料の3分の2の額とする。

(ウ) 当該奨学生が自己の意思により、在学中に奨学生であることを辞退した場合、または(ア)に定める義務を履行しなかった場合は奨学金の返還を命ずることとする。

この返還について必要な事項は、大学において定める。

(3) 医学生募集および選考について

ア 大学の奨学生たることを希望する者は、毎年度2月25日までに別に定める調書に高等学校長および市町村長の推せん書を添付して知事に提出するものとする。

知事は、奨学生としての候補者名簿を大学に送付する。

(これらの者は、大学の行なう一般の入学試験を受験する。)

その他

- (1) 大学から派遣を受ける医師の配置場所については、岩手県医師確保対策協議会の意見に基づき、知事が決定する。
- (2) 県は、奨学生が2(2)イ(ウ)に該当した場合、在学中に奨学生を辞退した者については、その者に係る養成費助成金(入学金、授業料)の全額また一定期間のみ勤務した者については、その義務の履行期間割に応じて不履行期間分に相当する額を大学は返還することとする。
- (3) 奨学生が指定医療機関等において、医業に従事しなかった場合に、大学は他の医師をもって指定医療機関等において医業に従事させること、または、医学および医療の教育研究費助成の措置について協議する。

昭和43年度から実施中の研究費助成は一応、養成医学生が派遣される年度の前年度まで継続して行なう。

(2) 市町村の施策

i) 過疎法による施策

過疎法による市町村の施策は、さきののべた都道府県の計画に基づいて策定される市町村計画によるものである(過疎法第6条)。

これも都道府県の場合と同様、昭和45年度から昭和49年度までの5カ年間の計画であり、過疎地域市町村1,047団体の総事業費は1兆1,422億円となっている(図2-2参照)。

この市町村計画における施策も、都道府県が策定する離島振興計画、山村振興計画、都道府県過疎地域振興計画、農業振興地域整備(基本)計画等と調和を保つよう配慮されるものとしている。

ii) その他の施策

その他の法律等による市町村の施策は農業振興地域の整備に関する法律に基づく整備(実施)計画がある。

広域市町村圏を形成する市町村の団体である広域行政機構が行なう当該地域における整備計画などがある。

2.2 システムに関連する法律

(1) へき地に関する法律

地方公共団体と本システムとにおいて関連を有すると思われるものは、まずへき地に関する法律である。

これはすでにのべたように国土総合開発法の流れをくむ一連の法律である。

これには離島振興法、山村振興法、過疎対策緊急措置法および辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律などがこれである。

これらの法律にいう「離島」、「山村」、「過疎地域」、「辺地」等の定義は、いわゆるへき地の概念を指すものとみられ、本システムの対象となる「僻地」の概念とも、かなり相似しているものと考えられる。

これらの法律の条項で、とくに本システムと関連の深いものは対象地域の医療の確保のための施設整備等である。

(2) 消防・災害対策関係の法律

消防・災害対策関係の法律で本システムに関連のあるものは、おもに救急業務に関してである。すなわち消防組織法（昭和22年・法律第226号）においては市町村に消防の義務を定め、消防法（昭和23年・法律第186号）においてそのなかでさらに救急業務を行なうべき市町村を指定している（消防法施行令第43条）…（付録2-4参照）。

市町村は、これに基づいて救急業務を行なっているわけであるが、さらに特殊な搬送形態として自衛隊のヘリコプターを用いる場合、自衛隊法（昭和29年・法律第165号）に規定されている災害出動を要請することになる。（自衛隊の災害出動については第4節を参照）

また大規模な災害の場合の救急業務に関しては災害対策基本法（昭和36年・法律第223号）に基づく通信設備の優先利用および災害救助法（昭和22年・法律第118号）により他機関との連繫、協力などが得られることとなっている。

(3) 保健所関係の法律

わが国の衛生行政は図2-3のような形をとって行なわれている。⁵⁾

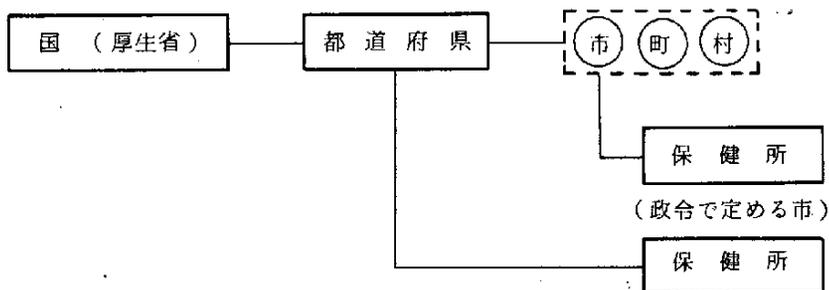


図2-3 わが国の衛生行政の機構⁵⁾

このうち保健所は保健所法（昭和22年・法律第101号）により設置されているものであり、都道府県および政令で定める市がこれを設置している。

保健所はその地域的な特性によって都市型（U型）、中間型（UR型）、農山村型（R型）、人口希薄地域型（L型）、少人口型（S型）の5種にわけられ、さらに管内人口の多寡により、1～5型およびS型に細類されている。（表2-4、図2-4参照）

表2-4 型別・人口階級別保健所数
昭和48年（1973）4月

型別	人口階級別						
	総数	1	2	3	4	5	S
総数	(7) 839	(1) 54	(2) 109	162 (2)	275 (2)	218	21
U	(1) 236	(1) 32	65	67	54	18	-
UR	(2) 80	22 (2)	34	24	-	-	-
R	(3) 383	-	10	71 (2)	200 (1)	102	-
L	(1) 119	-	-	-	21 (1)	98	-
S	21	-	-	-	-	-	21

注1) 1は人口2.5万以上、2は人口1.7.5万～2.5万未満、3は人口1.2.5万～1.7.5万未満、4は人口0.7.5万～1.2.5万未満、5は人口0.3万～0.7.5万未満 Sは人口0.3万未満

2) ()は沖縄県再掲

資料 厚生省公衆衛生局保健所課調



図2-4 保健所の標準組織⁵⁾

これらの保健所は衛生行政の第一線として地域住民と密接な関係を持っているが、同時に市町村衛生主管課とも連繫を保つものとされている。例えば保健所活動のうちでも重要なものの一つである保健婦活動では保健所保健婦と市町村（国保）の保健婦との協力体制などがそれである。

なお、各都道府県の衛生主管部局の名称および所在地を表2-5に示す。

(4) 地方自治関係の法律

地方自治法（昭和22年法律第67号）においては地方公共団体の行なうべき事務が定められているが、そのなかに「病院等医療施設を設置し若しくは管理し、又はこれらを使用する権利を規制すること」（地方自治法第2条6）が定められており、地方公共団体の衛生行政のうち重要な部分を占めている。

一方、地方公共団体の経営する病院事業等については地方公営企業法（昭和27年法律第292号）により、その財政的な基本原則が定められ、その規制を受けることとなっている。

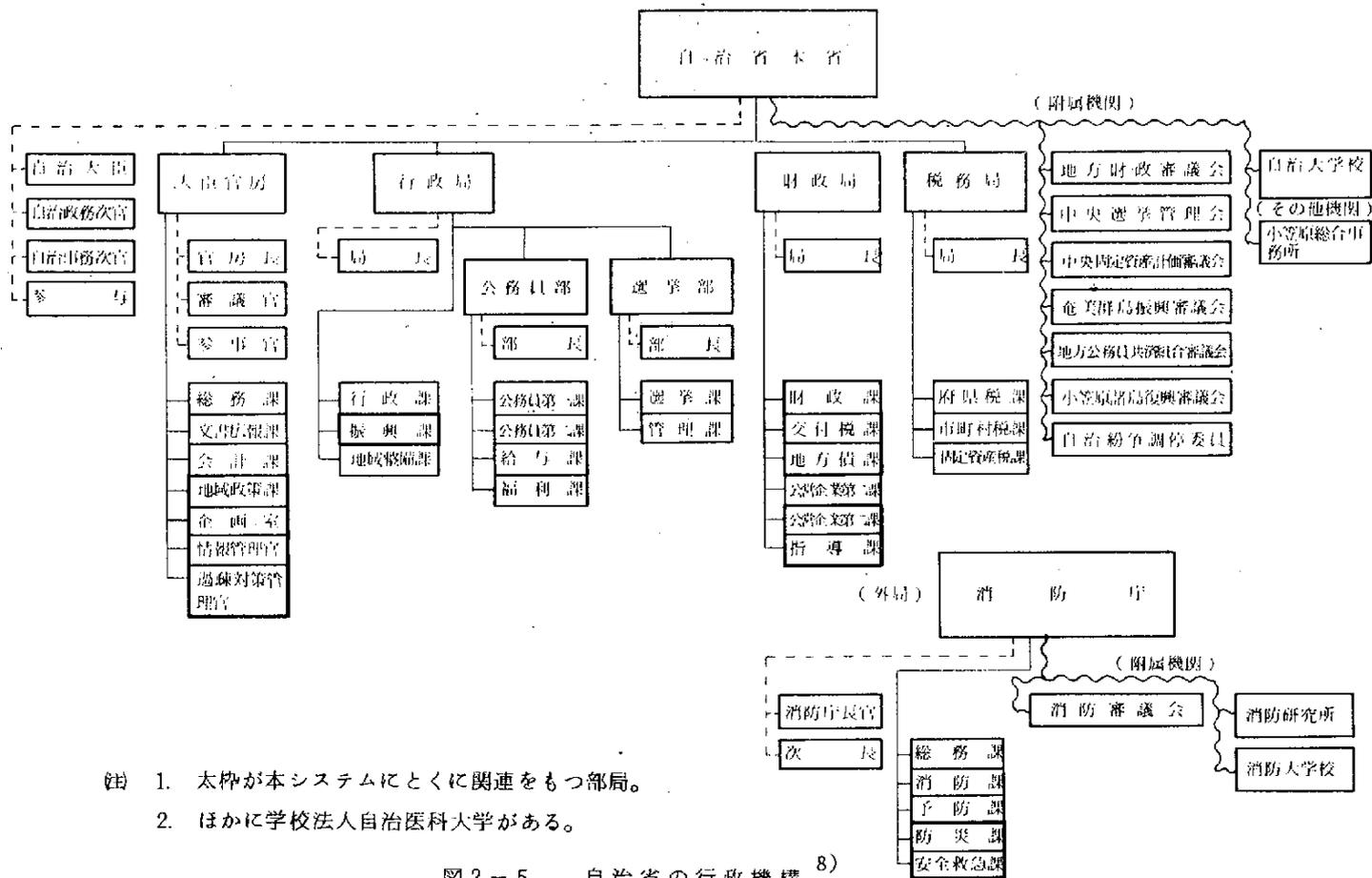
なお、国と地方公共団体との連絡および地方公共団体相互間の連絡、協調を図るため自治省設置法（昭和27年法律第26号）により自治省が設けられ、法律に基づく国の施策が円滑に遂行されるよう図られている。

したがって本システムに関しては衛生行政を所掌する厚生省とともに関連の深い国の機関であると思われる。

表2-5 都道府県の衛生主管部局⁷⁾

都道府県	主管部	電話番号	所在地
北海道	衛生部	011(231)4111	札幌市中央区北3条西6丁目
青森	環境保健部	0177(22)1111	青森市長島1丁目1番1号
岩手	環境保健部	0196(51)3111	盛岡市内丸10番1号
宮城	衛生部	0222(63)2111	仙台市本町3丁目8番1号
秋田	環境保健部	0188(62)1111	秋田市山王4丁目1番1号
山形	衛生部	0236(31)1111	山形市旅籠町3丁目4番51号
福島	厚生部	0245(21)1111	福島市杉妻町2番16号
茨城	衛生部	0292(21)8111	水戸市三の丸1丁目5番38号
栃木	衛生環境部	0286(23)2088	宇都宮市塙田町504
群馬	衛生部	0272(23)1111	前橋市大手前1丁目1番1号
埼玉	衛生部	0488(22)8811	浦和市高砂3の15の1
千葉	衛生部	0472(23)2027	千葉市市場町1番1号
東京	衛生局	03(312)5111	千代田区丸の内
神奈川	衛生部	045(201)1111	横浜市中区日本大通1
山梨	厚生部	0552(37)1111	甲府市丸の内1丁目6の1
新潟	衛生部	0252(23)5511	新潟市一番堀通5977
富山	厚生部	0764(31)4111	富山市新総曲輪1の7番
石川	厚生部	0762(61)1111	金沢市広坂2丁目1の1
福井	厚生部	0776(21)1111	福井市大手3丁目17の1
長野	衛生部	0262(32)0111	長野市大字南長野幅下692の2
岐阜	衛生部	0582(72)1111	岐阜市藪田
静岡	衛生部	0542(54)1111	静岡市追手町9番6号
愛知	衛生部	052(961)2111	名古屋市中区三の丸3丁目1番2号
三重	保健衛生部	0592(26)1111	津市広明町1番2号13番

都道府県	主管部	電話番号	所在地
滋賀	厚生部	0775(24)1121	大津市京町4丁目1の1
京都	衛生部	075(451)8111	京都市上京区下立売通新町西入ル
大阪	衛生部	06(941)0351	大阪市東区大手前之町
兵庫	衛生部	078(341)7711	神戸市生田区下山手通5丁目1番地
奈良	厚生部	0742(22)1101	奈良市登大路町
和歌山	衛生部	0734(23)6111	和歌山市小松原通1の1
鳥取	厚生部	0857(22)7111	鳥取市東町1丁目220番地
島根	環境保健部	0852(22)5111	松江市殿町1番地
岡山	衛生部	0862(24)2111	岡山市内山下2の4の6
広島	衛生部	0822(28)2111	広島市基町10の52
山口	衛生部	08392(2)3111	山口市滝町1番1号
徳島	厚生部	0886(22)1111	徳島市万代町1丁目
香川	厚生部	0878(31)1111	高松市番町4丁目1番10号
愛媛	保健部	0899(41)2111	松山市1番町4丁目4の2
高知	厚生労働部	0888(23)1111	高知市丸の内1丁目2番20
福岡	衛生部	092(78)1111	福岡市博多区下川端町2番5号 西日本相互銀行博多ビル内
佐賀	厚生部	09522(4)2111	佐賀市城内1丁目1の59
長崎	保健部	0958(24)1111	長崎市江戸町2番13号
熊本	衛生部	0963(66)1111	熊本市水前寺6丁目18番1号
大分	環境保健部	0975(36)1111	大分市大手町3丁目1の1
宮崎	環境保健部	0985(24)1111	宮崎市橘町東2丁目1番1号
鹿児島	衛生部	0992(26)8111	鹿児島市山下町14番55号
沖縄	厚生部	0988(55)3192	那覇市泉崎1の2の32



- 註 1. 太枠が本システムにとくに関連をもつ部局。
 2. ほかに学校法人自治医科大学がある。

図2-5 自治省の行政機構 8)

2.3 地方公共団体との関連における問題点

本システムの設計および運営にあたっては、これまでみてきた地方公共団体の各種の施策あるいは行政との関連に十分に留意する必要がある。

たとえば過疎法に基づき作成されている各都道府県の過疎地域振興方針にみられる「医療のネットワーク形成」、「医療の確保」等は本システムを考えるうえで留意すべき重要な要素である。

2.3.1 システムの運営に関わる問題

(1) 対象地域とその範囲

本システムを考える場合、対象地域の範囲をどう規定するかが、まず問題となる。

ここで考えられるのは、県、市、町、村等の行政区域による場合と、県のなかの市町村がいくつか合体して形成する広域市町村圏、あるいは地方生活圏といった範囲である。

もう一つは、病院等の診療系統を中心とした地域区分である。

しかし、後者の場合、必ずしも、その系列が明らかでなく、しかもそれらの相互がしばしば重複する場合があります、本システムの対象として考えるにはさらに一考を要する。

したがって現状においては前者の行政区域による場合の方がシステムの対象区域を定めるうえでは比較的容易であろう。

この場合でも留意すべきことは本システムが、たとえこれらの行政区域のなかの一部の地域のみを対象とするとしても、そこにおくターミナル等の施設が県の中心部におかれるはずのセンターの管理を受けるとすれば、事実上、本システムは県全体を対象とすることにならざるを得ない、ということである。

(2) 運営主体

このようにみえてくると、本システムの管理・運営の主体をどのような形にするかも、当然、県という大きな単位で考えなければならない。

この点は非常に重要な点である。

本システムを運営する場合、所轄や経営主体の異なる公的、私的機関とさまざまな形で関連をもってくることは、これまでの考察でも明らかであるが、これらの各機関を全体としてアドミニストレートする機関が当然必要となる。

これについては、システムの運営主体にこれらの各機関の代表がなんらかの形で参加し、ここで各機関の調整やアドミニストレーションを行なうことが考えられる。

また、それ以前にこのシステムを採用するにあたって一体、誰がその決定権を有するのかということが非常に大きな問題となる。

この場合、知事といえども、事実上その決定権はおそらく持ち得ないであろう。

したがって当面は、当プロジェクトの主体が個々にシステムへの参加を勧誘し、これによってある程度の参加が見込まれる状況になったとき、改めて当プロジェクトの主体と契約を結ぶ

方法が考えられる。

しかしこのような方法でも私的機関の場合は別として、公的機関個々を相手方とするのは困難であろう。

したがって、こうした場合は、その具体的な方法は今後の問題としてこれらを所管する行政レベルの組織（この場合は県の）と折衝する、というあたりが妥当な線ではなかろうか。

(3) 対象が複数の県にまたがる場合

これまで、おもに一県単位を事実上の対象地域として考えてきたが、これが二以上の県にまたがる場合は、どうであろうか。

これについては、原則的には、上に述べた方法を、それぞれ二以上の県においても行なう、ということが考えられるが、それが果して妥当であるかどうかの結論はまだ今後の考察に待たざるを得ない。

(4) 公的機関との協力体制

本システムが各種の公的・私的機関と密接な関連を持つことは、これまでもたびたび触れてきたが、これらの関係機関からの人的協力をいかにして得るかは、また重要な問題である。

しかし、本システム自体における組織がまだ構想段階であり、かつ実用段階に入った後のシステムの措置をどうするかが明確でない現在では、まだ予測はしがたい。

したがって、今後システム自体の組織運営についてさらに十分な検討をしたうえで、この問題を考えるべきであろう。

ただ、ここでいえることは、地方公共団体の防災や災害救助活動あるいは救急業務等や各種のシステムにおいて、官民の協力体制がとられている例も少なくはないので、これらを参考とすることにより、ある程度の示唆が得られるのではないかと考えられる。

2.3.2 地方公共団体における情報システム

(1) 地方公共団体における情報システムの概要

本医療機器システムは、その対象とする地域が広い一種の社会システムであり、実際にある地方に設置する場合は、既存の他のシステム、とくに地方公共団体が設置主体となっている通信情報システムと密接な関係がでてくると考えられる。

これらの地方公共団体における各種の情報システムと医療機器システムとの関わりについて、おもな情報システムの概要にふれながら、考えてみる。（表2-7参照）

・防災行政用無線システム

県全域を対象としたネットワークシステムであり、遠隔のターミナルレベルの町村にも通信端末が設置されており災害時の利用はもちろん、本システムの設置主体いかんによっては、平常時の利用も可能になると考えられる。

加えて県レベルでは防災行政無線を中核として、無線回線の整理統合がはかられる方向にあり、医療システム自体も一つのサブシステムとして将来組み入れられる可能性も考えられる。

・行政無線システム

ターミナル周辺用の患者輸送車および巡回診療車との連絡には、電波監理局より市町村に許可され、行政無線システムに使用されている無線が利用可能と思われる。

・環境汚染監視システム

ⅰ) センターレベルでの、住民の病歴および健診データと汚染度との関係の解析等で若干の関係がある。

ⅱ) 後述するように環境汚染監視システムは、一部行政無線に相乗りしており、システム構成資源の有効利用という点で考慮の一つにあげられよう。

・消防救急システム

かなりのサテライトおよびターミナルレベルで消防救急システムは設置または、設置計画があり、救急の際の搬送業務を担当している。したがって救急時の連絡およびデータ交換で密接な関係を持つ。

・救急医療情報システム

消防署および医療機関との情報コントロールを主体としており、サテライトレベルの救急機能と類似のものである。

次に防災行政無線、並びに環境汚染監視システムについて、主として、システム設置状況、電波の割り当て等に関する電波監理局の方針および具体的なシステムの導入例についてのべる。

(2) 防災行政無線システム

災害の未然防止および災害が発生した場合はすみやかに救助および災害の復旧をはかるため災害対策基本法を根幹とする防災体制の整備が進められている。都道府県においては、知事が災害対策の最高責任者であるため、その防災責務を遂行するために地域防災計画が推進され、防災行政無線システムはその中核となるものである。

現在、青森県、秋田県等約10県に本システムが設置され、現在建設中あるいは無線の実験中の県も多数にのぼっている。図2-6に、青森県の例を示す。

従来の県の無線局は、水防用、行政用等狭義の事務ごとに開設され、その運用も個々に行なわれ、防災計画に基づく災害対策を推進するにあたり、総合的な運用を行なうことが困難な状況におかれていた。このような状況から電波監理局は、県の開設する無線局については、企業用、公害対策用その他特殊な用途に使用するものを除き、その回線構成運用形態を防災計画に定める防災行制に最も適合するものとし、次のような免許方針をとっている。

① 防災行政用無線局の取り扱い

この無線局は、その性格が公共的であるため無線局開設の根本的基準第4条に規定する公

表2-7 地方公共団体における情報システムの例

システム名	設置主体	関連法律	目的および機能	システム構成要素	他システムとの関連	
					他システムおよび他機関との関係	医療システムとの関連
防災行政用無線システム	都道府県	災害対策基本法 水防法 消防組合法 災害救助法 気象業務法 電波法 有線電気通信法	<ul style="list-style-type: none"> 当該県の地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務の円滑な遂行 平常時の連絡 対象機関は、県庁、出先機関、市町村、気象官署、防衛官署等防災上特に必要とする機関に県が設置する連絡機関 	<ul style="list-style-type: none"> 通信統制台 無線機器 TEL FAX 割り当ての波 400MHz多重 (県と地方局) 60MHz (地方局↔町村) 移動車 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村 気象官署 防衛官署 環境監視システム 救急システム 	<ul style="list-style-type: none"> 出先機関に保健所が含まれている 災害時の応急救助
行政無線システム	市	電波法	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体か地方行政事務の円滑な実施を図るために開設する 	<ul style="list-style-type: none"> 統制台 無線機器 TEL 割り当ての波 150MHz 移動車 		
環境汚染監視システム	都道府県 政令市	公害対策基本法 大気汚染防止法 水質汚濁防止法 電波法	<ul style="list-style-type: none"> 汚染の常時監視 緊急時の措置 	<ul style="list-style-type: none"> 監視盤 テレメータ 測定器 ミニコンピュータ 移動車 割り当て波 400MHz(全国で4波) 	<ul style="list-style-type: none"> 他の地方公共団体の環境汚染監視システム 公安委員会 防災行政無線システム 	<ul style="list-style-type: none"> 住民の健康データと汚染度との相関関係の解析 緊急時の協力
消防救急システム	市町村	消防法 消防組合法 電波法	<ul style="list-style-type: none"> 火災の発生時に消防自動車および救急車の管制および救急発生時の救急車の管制 	<ul style="list-style-type: none"> 指令台 無線機器 割り当て波 150MHz 	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政用無線システム 	<ul style="list-style-type: none"> 救急時における搬送業務の依頼
救急医療情報システム	都道府県 衛生部	消防法 消防組合法	<ul style="list-style-type: none"> 救急車への連絡 病院等の情報収集 		<ul style="list-style-type: none"> 血液センター 病院 	<ul style="list-style-type: none"> サテライト、センターレベルの救急機能

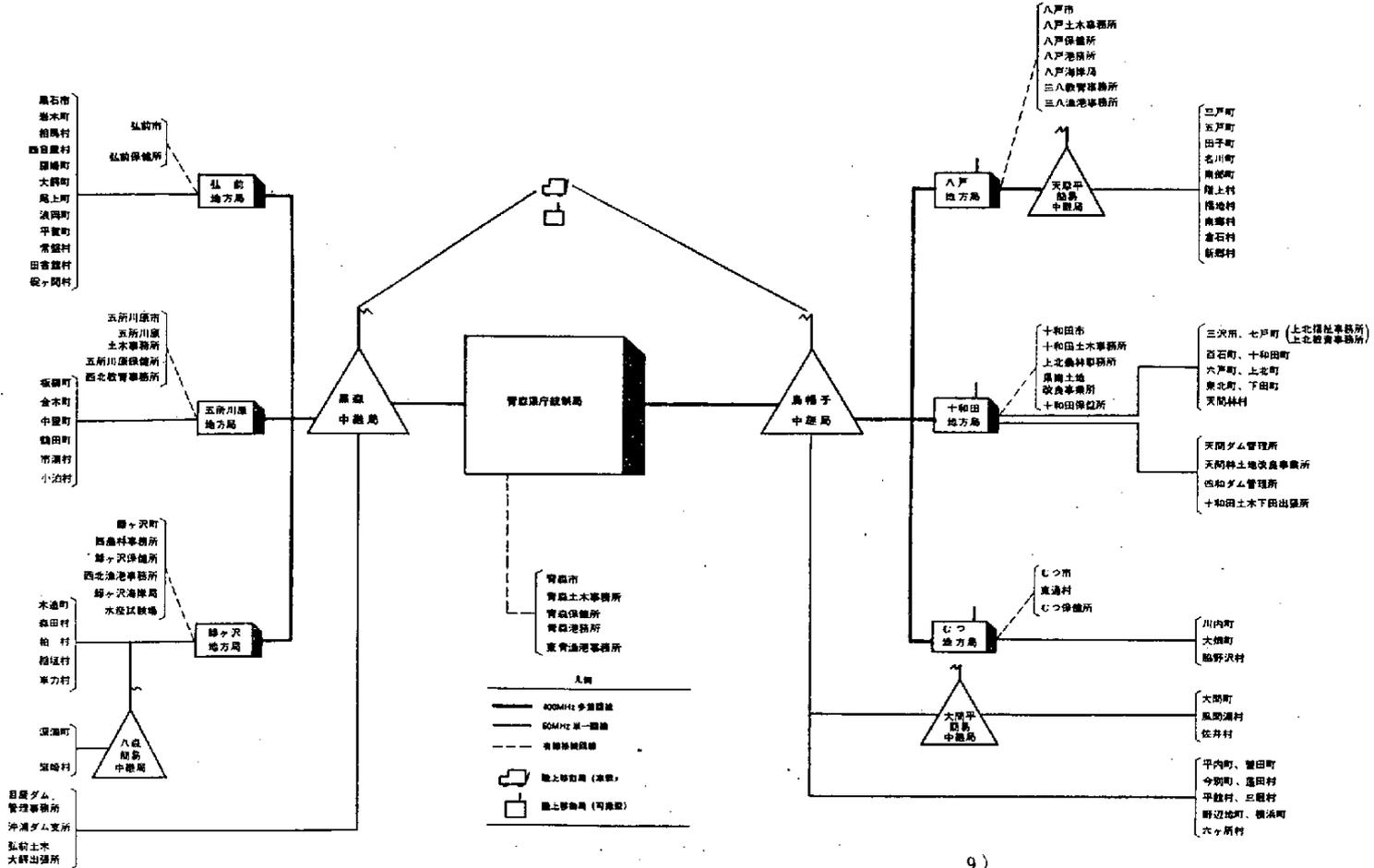


図 2-6 防災行政無線システム系統図 (青森県) 9)

共業務用無線局とされた。公共業務用無線局とは以下のような条件を満すものであり、開設等において審査上一般局に優先する。

(第4条)

1. その局は、所掌業務の遂行のために開設するものであり免許人以外の者の使用に供するものでないこと。
2. その局を運用することがその局の免許を受けようとする者の所掌事務の円滑な運営に必要不可欠であること。
3. 通信の相手方及び通信事項は、その局の免許を受けようとする者の所掌事務の遂行上必要不可欠のものに限ること。
4. その局を開設することが既設の無線局等の運用又は電波の監視に支障を与えないこと。
5. その局を開設することが他の各種の電気通信手段に比較して能率的かつ経済的であること。
6. その局が890MHz以上の電波による特定の固定地点間の無線通信で法第二条の二第一項第三号から第六号までの一に掲げるものを行なうものである時は、当該無線通信の電波伝搬路における当該電波が法第二条の三第一項各号の一に該当する行為により伝搬障害を生ずる見込のあるものでないこと。

② 回線構成

回線構成の対象機関は、県、出先機関、市町村に県が設置する連絡機関および防災上特に必要と認められる機関とし、この間は、直通の回線とすることを原則としている。

③ 通信統制

非常災害時において緊急重要通信を優先的に疎通させるために、免許人みずから通信内容の監視、通話の強制切断および割込み通話ができるように手動の通信統制台を設ける。

④ ファクシミリ伝送

通信は電話によることが原則であるが、災害対策本部から下部への情報の伝達および災害対策地方支部から同本部への災害情報の報告等を確実に行なうためにファクシミリ伝送を認めている。ただし、出先機関および市町村からのファクシミリ伝送は、長時間回線を占有することになり緊急重要通信の疎通に支障を及ぼすおそれがあるので、認めていない。

⑤ 多重回線

回線は次の場合を除いて単一通信路である。

- i) 県庁とその他の機関との間に中継所を設置する必要がある場合は、県庁と中継所との間の回線
- ii) 県庁と水防関係を含む支部機関との間の回線
- iii) 支部機関と県の出先機関および市町村との回線が電波伝搬上、上記①の中継所を介する

必要がある場合は、中継所と支部機関との間の回線

⑥ 電波の周波数帯

単一通信路のものは、60MHz帯、多重回線のものは400MHzであること。ただし、電波伝搬上の事情等真にやむを得ないと認められる場合はこの限りでない。

⑦ 移動通信系

災害時においては、県下のいずれの地域からも災害対策本部との間で情報の伝達ができることが必要であるため、県内共通通信系をもって構成することを原則としているが、各機関との個別の通信系についても必要によってこれを認める。

⑧ 防災行政無線回線の利用

県が設置する無線回線には、防災行政用のもの以外に企業用、公害対策用等があるが、これらがそれぞれ個別の中継所を設けることは電波の使用効率上あるいは経済的見地からも得策でないので県の無線回線の整理統合をはかりうる措置を講じている。

(3) 環境汚染監視システム

わが国における環境保全対策は、昭和42年に公害対策基本法が、翌43年に大気汚染防止法等の法律が施行され、昭和46年には環境庁が発足し本格的な対策が実施されつつある。

地方公共団体の任務について、公害対策基本法第5条では次のように定められている。

「地方公共団体は、住民の健康を保護し、及び生活環境を保全するため、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の自然的、社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し、及びこれを実施する。」

このことからわかるように、公害対策の目的は住民の健康の保護にあり医療とも密接な関係がある。

さらに、大気汚染防止法、水質汚濁防止法などには、都道府県の知事等大気汚染等の常時監視および緊急時の規制が義務づけられており、各地方公共団体では環境汚染の監視システムを整備しつつある。同システムの整備状況を表2-8に示す。

表2-8 環境監視システムの設置状況

設置主体	監視システムの数	設置都道府県、市
都道府県	28	北海道、秋田、和歌山、青森、宮城、福島、茨城、群馬、埼玉、千葉、神奈川、富山、石川、静岡、愛知、三重、京都、兵庫、大阪等
政令で委任されている市	21	札幌、仙台、千葉、船橋、市原、川崎、横浜、名古屋等

最近のわが国における環境汚染の状況はその発生源の多様化、複雑化、広域化等によって、その被害が一段と深刻化してきており、従来のテレメータシステムのみでは十分に対処することが難しいところもでてくるようになった。

このためこれらの問題を解決するために下記のような対策が実施されつつある。

① 隣接の他府県の監視システム間のデータ交換システム

(例) 兵庫県 — 大阪府

1都3県(埼玉, 千葉, 神奈川)

② 県内の市の監視システムとのリンケージ

③ 防災行政無線システムへの相乗り

(例) 愛知県, 神奈川県

④ 中型程度の計算機システム導入による環境情報システム

(例) 愛知県, 兵庫県

図2-7は、愛知県のシステム構成を示したものである。

観測局は、テレメータ受信装置、各種大気汚染ならびに気象の観測機器より構成されており、県庁本庁舎よりの呼出し信号に基づいて観測データが選出されるが運用上県下は数ブロックに分けられ、観測データの伝送にはそれぞれのブロックごとに、防災行政用の無線多重回線、公害用の単一无線回線および電電公社専用回線等を組み合わせている。

本庁舎内では、観測局より収集されたデータを基に、監視、規制などの行政上の業務が行なわれる。すなわちデータは、20分ごとに収集され、所要の演算処理がなされた後、盤上に表示され汚染状況の判定資料となる。

観測データは収集の都度、公害調査センターに転送され、中型の汎用計算機にファイルされ、汚染の解析および予測が行なわれている。

参 考 資 料

- 1) 過疎白書 昭和48年版, 自治省
- 2) 自治医科大学関係資料, 自治医科大学
- 3) 厚生白書 昭和49年版, 厚生省
- 4) 昭和46年版岩手県衛生年報, 岩手県
- 5) 新稿衛生法規概説, 昭和48年, 第一出版
- 6) 国民衛生の動向(厚生指標増刊)昭和48年, 厚生統計協会
- 7) ジュリスト臨時増刊1973年11月25日号, 有斐閣
- 8) 行政機構図 昭和48年版, 行政管理庁
- 9) 防災行政無線システム関係資料, 昭和48年, 青森県
- 10) 日立評論Vol. 53 日立中央研究所

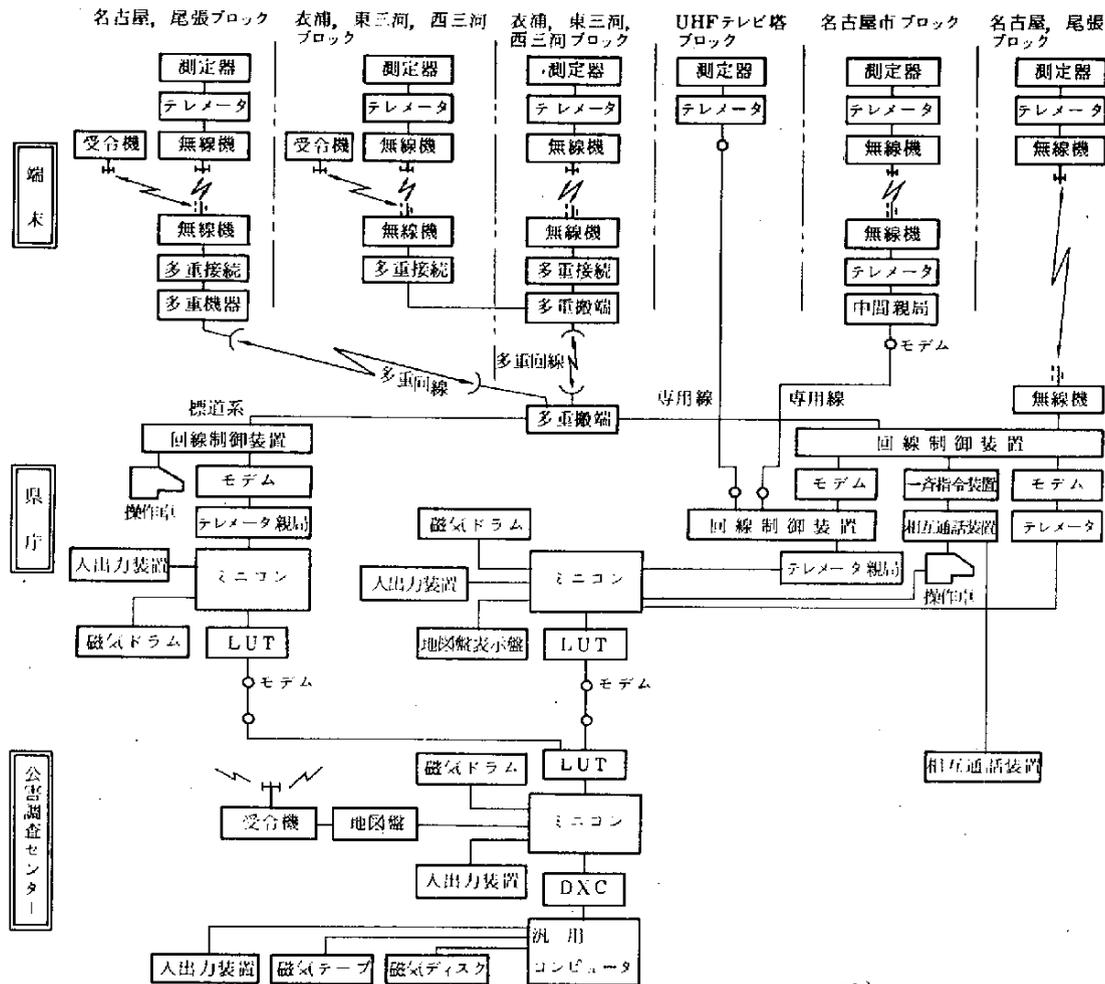


図 2-7 愛知県大気汚染総合監視システム系統図

3. 通信回線の利用および電波の割当てに関する問題

3.1 電気通信法令の体系

日本電信電話公社は、「公衆電気通信サービスの提供主体に関する法令（組織関係法令）である日本電信電話公社法によって設立を許されている。そして、公衆電気通信サービスの利用条件等を規定する法令、つまり公衆電気通信法の下に郵政省令である公衆電気通信法施行規則があり、また利用約款として「データ通信利用規程」、「加入電話等利用規程」などがある。

電々公社の公示する電々公社公示は、この省令にもとづいて決められている。従って、公社通信回線の問題はこの公示等を考慮すればよいわけである。

もし電々公社の回線を使用せずに自主的に回線を設ける場合は、電気通信業務、設備等を規定する「有線電気通信法」や、これに関連する政令等に基づいて郵政大臣その他の許可を得なければならず、また、その回線を公社回線や他の自主設置回線と接続して使用する場合にも、有線電気通信法や公社規程を満足させる手続きを踏んで許可を得なければならない。以上のような法規が電気通信回線を設置するにあたって関連を持つ法規の主なものである。

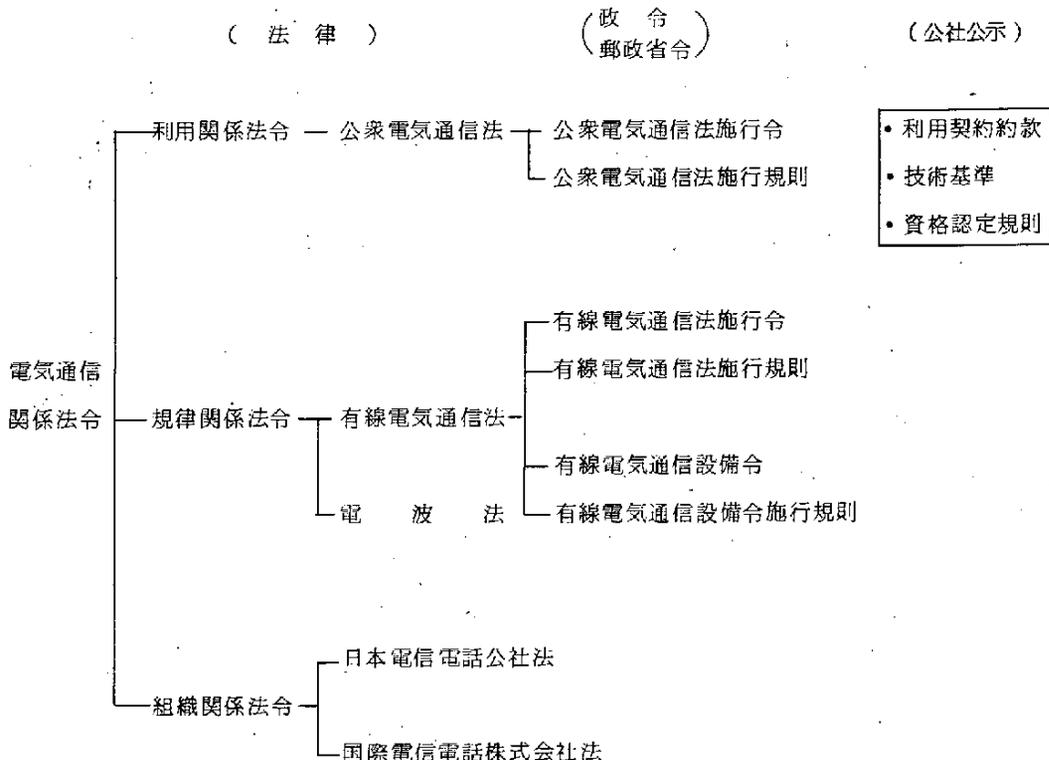


図 3-1 電気通信法令の体系（主要法令）

各種電気通信法令の概要

- 公衆電気通信法

これは日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社が迅速かつ確実な公衆電気通信役務を合理的な料金で公平に提供できるように定められた法律である。

- 公衆電気通信法施行令

上記の法律を受けて、土地等の使用の対価、およびケーブル保護のための保護区内で禁止される漁業の種類を定める政令である。

- 公衆電気通信法施行規則

公社等が実際に事業を行なうにあたり必要な各種申請の方法や基準を定めた郵政省令である。

- 有線電気通信法

有線電気通信設備の設置および使用を規制し、有線電気通信に関する秩序を確立するための法律である。

- 有線電気通信法施行令

有線電気通信法を準用した場合の規約について述べてある政令である。

- 有線電気通信設備令施行規則

設備の届出や共同設備、接続の許可等についての郵政省令である。

- 有線電気通信設備令

有線電気通信設備の技術基準を定めた政令である。

- 有線電気通信設備令施行規則

有線電気通信設備の技術基準を定めた郵政省令である。

- 公社公示

公社が公衆電気通信法その他の法規にのっとりサービスの種類や規格を定めた規約である。

3.2 公社回線の提供を受ける場合

(1) 公社回線の種類およびその概要(図3-2参照)

公衆通信回線

公衆通信回線には電話型公衆通信回線と電信型公衆通信回線の2種類がある。

a) 電話型公衆通信回線

加入電話の電話回線を使用するもので、交流符号伝送用(変復調装置の設置を必要とする)でおおむね1200bit/s以下のデータ伝送が可能である。規定周波数帯域は300Hz~3400Hzまで、回線構成は2線式である。

b) 電信型公衆通信回線

加入電信の電信回線を使用するもので、直流符号伝送用(変復調装置の設置を必要とし

ない)で50bit/s以下のデータ伝送が可能である。使用コードについてはとくに制限を設けない(6単位以外のコードも使用できる)。回線構成は2線式である。

専用回線および特定通信回線

公社は、公衆電気通信法や専用設備利用規程により専用に関するサービスを提供することができる。専用回線サービスとは、一般の会社の本店、支店あるいは工場間を直通回線で結び通話はもちろん、符号伝送、模写伝送、遠隔制御を行なうほか、放送事業者にはラジオまたはテレビジョン放送のための中継回線を、また、新聞社には新聞紙面伝送用のための回線等を提供するサービスである。なお電子計算機に接続してデータ伝送を行なうための回線は、専用回線サービスからは除かれ特定通信回線サービスとして扱うことになっている。

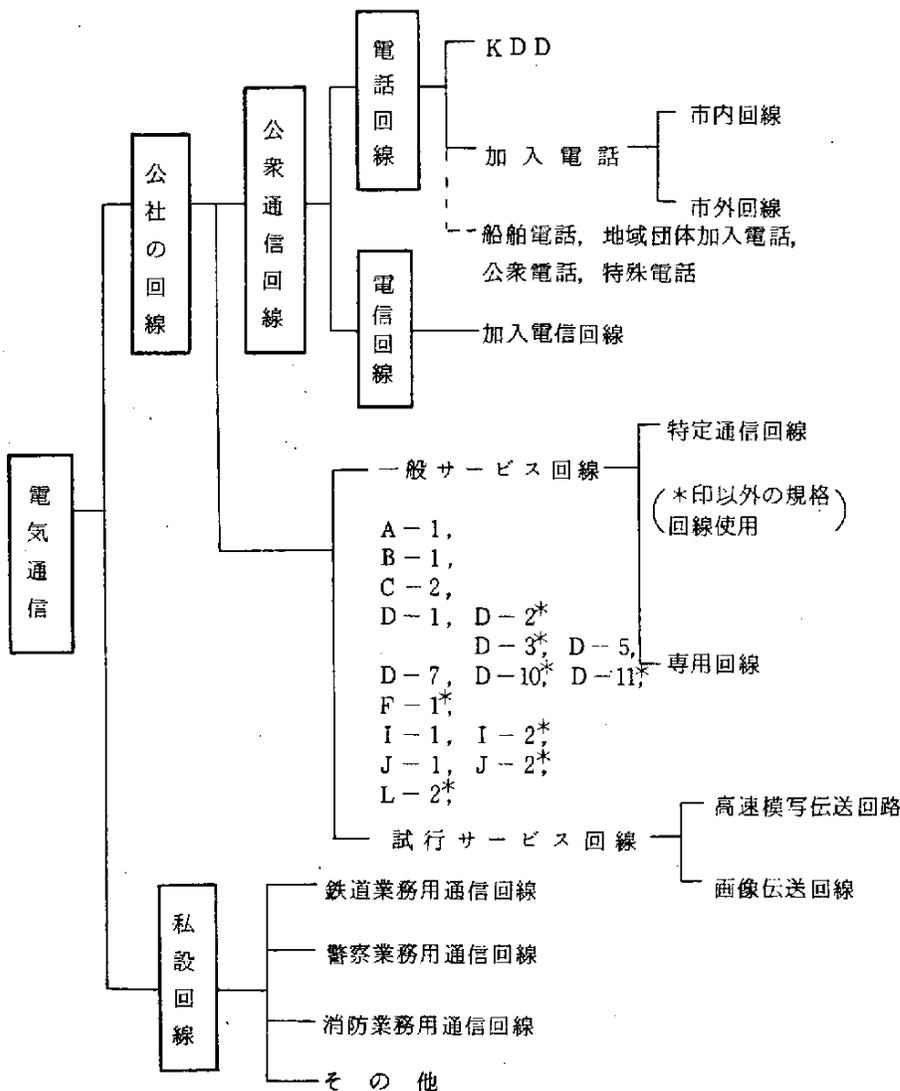


図3-2 回線の種類

(2) 公社回線利用規程（図3-3参照）

公衆通信回線利用規程（加入電話等利用規程）

加入電話等利用規程は14章からなっており、日本電信電話公社は公衆電気通信法その他の法令によるほか、この規程により加入電話等のサービスを提供することになっている。この中から本システムの設計に際しとくに考慮しなければならないと思われる事項のみを取り出し簡単に説明をつけ加える。

a) 加入電話加入契約

単独電話、共同電話、集団電話については、その本電話機1箇ごとに、構内交換電話についてはその加入回線1回線ごとに締結する。

b) 加入電話機等の設備場所

加入電話の本電話機、内線電話機および構内交換設備は次の場所に設置することができる。

単独電話、共同電話および集団電話の場合は加入電話加入者の住宅、事務所または事業所。構内交換電話の場合は、上記の他、次の建物内において、加入電話加入者が指定する場所

- ① その内線電話機を接続する構内交換設備が設置されている建物。
- ② ①の建物の所在場所のある敷地内または区画内の他の建物。
- ③ ①の建物またはその建物の所在場所のある敷地内の他の建物からの最短距離が50メートル以内の他の建物。
- ④ ③の建物の所在場所のある敷地内の他の建物。

内線電話機の設置場所として指定した場所が前記の場所に該当しないときは、その内線電話機を他人に使用させるための加入電話共同使用契約を公社と締結しなければならない。

c) 電話加入区域

公社は電話加入区域を次のとおり区別して定めている。

普通加入区域：通常の料金の支払いにより、単独電話、共同電話および構内交換電話を設置する区域

特別加入区域：通常の料金の支払いのほか線路設置費の支払いを条件として単独電話、共同電話および構内交換電話を設置する区域。

電話加入区域外：普通加入区域および特別加入区域外の地域は、電話加入区域外とし、この地域は公社の業務の遂行上支障がない場合に、通常の料金の支払いのほか、線路設置費と線路に関する付加使用料の支払いを条件として単独電話、共同電話および構内交換電話を設置する地域である。

そして公社は電話加入区域をその地域の社会的経済的諸条件、行政区画、単独電話、共同電話および構内交換電話の需要と供給の見込みならびに電話サービスを提供するための原価を考慮して定めている。定めたものは図表とし電話取扱局に掲示するほか、閲覧できるよう

にしている。

d) 加入電話加入申込みおよび承諾

単独電話、共同電話および構内交換電話の加入申込みをするときは、加入申込書を加入事務を行なう電話取扱局に提出する。そして公社は申込みがあったときに次のように取り扱う。

普通加入区域内に設置するもの：

- 1) 加入電話優先設置基準を適用し加入電話を設置する。
- 2) 加入申込みのあった加入電話を設置するために必要な公衆電気通信設備の新設等の困難な問題が起きる場合は承諾を延期したり加入を認めないことがある。

特別加入区域内に設置するもの：

線路設置費の支払いを条件とするほかは上記と同様である。

電話加入区域以外に設置するもの：

- 1) 線路設置費と線路に関する付加使用料の支払いを条件として承諾する。
- 2) 保守等が困難な場合は承諾しないことがある。

e) 専用回線と構内交換設備との接続

次のことを条件として接続を認める。

構内交換電話の加入者が専用する専用回線との接続：

専用回線が一つの単位料金区域内に終始し、専用線と加入線の線路距離の合計がある距離の範囲内または伝送損失がある範囲内にある等の条件を満足すれば認められる。

他人が専用する専用回線との接続：

その構内交換電話の内線電話機の共同使用者となっている専用者またはその構内交換設備の設置場所に専用設備の端末機器を設置している専用者の専用回線に限ってその構内交換設備との接続が行なえる。

f) 船舶電話

船舶電話の設置は公社の委託により日本船舶通信株式会社が行い、船舶電話加入申込みは船舶電話取扱局で行なう。その申込みに対して、必要な船舶電話の設備がない場合や、取扱いの余裕がない場合には承諾を延期することがある。また工事上著しく支障がある場合には加入申込みを承諾しないことがある。

g) 利用者の義務

加入電話加入者その他の公衆電気通信サービスの利用者は自己の設置する設備を使用中に、加入電話の設備その他の公社が設置する公衆電気通信設備を使用することができなくなったときは、自己の設置する設備に障害のないことを確認のうえ、公社に修理の請求を行なう。公社は修理の請求があった場合は通常の方法により試験を行ない、異常がないと認められるときは障害として取り扱わない。

h) 会社による損害の賠償

会社は公衆電気通信サービスを提供しなければならない場合に、その提供を行なわなかったため、利用者に損害を与えたときは、賠償限度額の範囲内において、その損害を賠償する。ただし、その損害が不可抗力により発生したものであるとき、またはその損害の発生について利用者に故意もしくは過失があったときは損害を賠償しない。

i) まとめ

当システムでは音響カプラ、静止画像伝送等、加入電話回線を使用するものが多い一方、僻地には一般加入電話回線の設備が少なく、広範囲に実施するとすれば新たに加入電話回線を設備する必要にせまられると思われる。現在僻地にある集団電話は伝送品質が低く ECG の電話伝送も不可能な状態である。従って加入電話回線の新たな設置がシステムをなり立たせるための基本的条件であり、その際関係してくるのが加入電話等利用規程である。

専用設備利用規程

会社は公衆電気通信法その他の法令によるほか、この専用設備利用規程により専用に関するサービスを提供する。一般専用サービス、無線専用サービス、試行サービスが7章までの中に記されているものである。

a) 品目

一般専用サービスには次のような品目があり、用途によって使い分けることができる。

A規格(120Hz幅)

B規格(240Hz幅)

C規格(400Hz幅)

D規格(300~3400Hz)

E規格(100~5KHz)

F規格(50~10KHz)

I規格(60K~108KHz)

J規格(312K~552KHz)

L規格(4MHz幅)

このうちL規格は放送事業者に限り提供することになっている。また、E、F、I、J、L規格の専用サービスは、電話加入区域およびその電話加入区域の境界から3Km未滿の地域内に終始する専用設備については提供しない。一般専用サービスの種別がD-1以外では変復調装置は会社が設置する。

b) 端末機器の設置

専用者が設置できる専用設備とその設備を設置できる場合は次のとおりである。

全部自営の場合には同一の専用回線の一端に接続するものの全部について設置できる。ま

た一部自営の場合には、公社が設置する設備と異なる利用上の機能を有し、電気導体が公社の設置する専用設備と切断することができるようにしてある装置が設置できる。

そして、専用者は自営届書を専用取扱局に提出し、専用設備技術基準に適合した装置を接続しなければならない。公社が指定していない型式の専用端末設備の場合には公社の検査を受けなければならない。そして、専用設備の端末機器は次の場所に設置することができる。

①専用者の住宅、事務所または事業所。

②専用者の業務上等の理由から必要と認められる場所で、専用者が指定する場所。

専用者は反復継続してその専用設備を使用して他人の通信を媒介したり、その他その設備を他人の通信の用に供してはならない。ただし次の場合はこの限りではない。

①私設無線設備との接続の規定により専用設備に接続した私設無線設備を有線電気通信法の規定により他人の私設無線設備に接続した場合において、その専用設備をその他人に使用させるとき。

②私設無線設備との接続の規定により専用者が他人と共同して設置したものである場合において、その専用設備をその他人に使用させるとき。

③防災、公害防止等を目的として使用するとき。

④災害対策基本法の規定により指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長または都道府県知事もしくは市町村長が使用するとき。

c) 専用者が設置した設備の保守

公社は専用者から申込みがあったときは次の場合を除いて専用者が設置した専用設備の保守を行なう。

①専用設備が公社が設置するものと異なる利用上の機能を有するか、異なる規格のもの。

②専用設備の設置場所が、その保守を行なう専用取扱局から遠隔の地域または著しく交通不便な地域にあるとき等の場合。

d) 専用申込みおよび承諾

終日専用の専用申込みをするときは必要事項を記載した専用申込書を専用取扱局に提出する。
必要事項

①専用サービスの種類および品目

②通信方式の種類

③専用区間、回線数および2線式と4線式の区別

④端末機器の設置場所

⑤端末機器の種類、数および直営、自営、保守引受の区別

⑥専用申込者の事業の種類および規模

⑦同一の専用設備を共同して専用する者の業務上の関係

⑧料金支払責任者

⑨その他

そして公社は優先設置基準を適用してその申込みを承諾し、専用設備を設置する。

e) 専用設備に関する工事

公社は専用者から請求があったときはその専用回線について2線式と4線式の区別の変更工事を行なう。

公社は専用サービスの品目ごとに公社が定める分岐の数の限度内においてその専用回線の分岐工事を行なう。

また、端末機器の変更、移転、増設等はおおむね請求を承諾する。

f) 混合使用

公社はD規格のものに限り混合使用を認める。その他の規格で混合使用をした場合には公社はその回線における品質保持等の義務は持てない。

g) 専用設備の相互接続等

公社は次のことを条件として専用設備の相互接続を認める。

その専用者が専用する他の専用設備との場合：

①一方の専用設備の専用者中に他方の専用設備の専用者以外の者が含まれている場合には、

その者は、他人の専用設備の使用を認められている者であるからこれも認められる。

②その接続が専用設備の端末機器等の技術基準に関する規則に規定する技術基準に適合すること、

他人が専用する専用設備との接続の場合：

規定により他人の専用設備の使用を認められている者で、その他人の承諾を受けている場合。そしてその接続が専用設備技術基準に適合していること。

構内交換設備との接続の場合：

その専用回線が1の単位料金区域内に終始するものであり、その専用回線、加入回線の線路距離の合計が定めた距離の範囲内になるか、伝送損失が一定の範囲内にあるもので、その専用回線の端末に電話機等その他の端末機器が接続できるものに限り認められる。また、その専用回線の端末設備を専用者が設置する場合は、その端末設備が構内交換設備等の技術基準に関する規則または加入電話等の付属設備および接続機器の技術基準に関する規則に規定する技術基準に適合すること。

他人の構内交換設備との接続の場合には、他人の構内交換電話の内線電話機の共同使用者となっている専用者または専用設備の端末機器を他人方に設置している専用者の専用設備に限ってその他人の構内交換設備との接続を行なえる。

私設有線設備との接続の場合には、その私設有線設備の設置者中にその専用設備の専用者以外の者が含まれている場合には、その者は規定により他人の専用設備の使用を認められて

いる者で、その私設無線設備が専用設備技術基準に適合する場合に認められる。そしてその請求をするときは

- ①接続の場所
- ②通信方式の種類
- ③設備の設置場所
- ④設備の概要
- ⑤設備の設置者の氏名
- ⑥現に接続をしている私設無線設備についての事項
- ⑦その他

以上の事項を記載した請求書を専用取扱局に提出する。ここで私設無線設備とは端末機器その他端末の設備のみのものを除く。

h) 専用者による設置

専用者が設置できる専用設備とその設備を設置できる場合は、同一の専用回線の一端に接続するものの全部について設置するとき、または会社が設置する設備と異なる利用上の機能を有するもので会社の設置する専用設備から切断することができるような機器について認められる。そして専用者は、専用設備を設置するときは、自管届書を専用取扱局に提出しなければならない。その専用設備は専用設備技術基準に適合するものでなければならない。また、専用設備は会社の検査を受け、その設備技術基準に適合していると認められた型でなければならない。

i) 専用者が設置した設備の保守

加入電話等利用規程に記されているものと同様に、ある条件のもとに会社が保守を行なう。

j) 試行サービス

専用に関する試行サービスには次のようなものがある。

①映像伝送サービス：

白黒またはカラーの映像伝送の用に供するため通常4MHz以下の周波数帯域の回線を使用するもので、その伝送可能距離が一定の範囲内に限定される公衆電気通信サービス。

②高速模写伝送サービス：

もっぱら模写伝送の用に供するため、通常12KHzの周波数帯域の回線を使用するもので、その伝送可能距離が一定の範囲内に限定される公衆電気通信サービス。

映像伝送サービスは使用期間が1年以上で距離はおおむね20Kmまで、回線終端装置は利用者による設置を認めない。高速模写伝送サービスは同じく1年以上の使用で距離は約35Kmまで、回線終端装置の利用者による設置を認めない。

k) 無線専用サービス

無線設備である公衆電気通信設備により提供される専用サービスで終日専用と時間専用がある。

公社は専用申込みがあったときは優先設置基準を適用しその申込みを承諾する。ただし次の無線設備以外の無線設備の専用申込みについては承諾しない。

①移動する無線局との間の通信の用に供する無線設備

②同時通報の用に供する無線設備

③多数地点間の通信の用に供する無線設備（専用区間が数区間にわたるため、有線電気通信設備によって構成できないか、または構成することが不相当と認められる地点をいう。）

以上の他、極超短波による無線専用サービスの専用申込み、短波による無線専用サービスの専用申込みにあつては短波以外によつてもその目的を達することができると思われるときには、その専用申込みを承諾しないことがある。

無線サービスの取扱いに関し他の規定についてはA、B、C、D、E、F規格の一般専用サービスの取扱いと同様とする。

1) まとめ

以上が専用設備利用規定の主な項目であるが、当システムにおいては医療システムという点から情報の種類、形態が豊富で、加入電話回線だけではすべての情報品質を保つたまま送ることはできない。従つて当然、専用回線を使用することになるのだが、その際参考にすべき規定が、この専用設備利用規定である。

当システムを設計するにあつて、過大な伝送品質を期待しないならば、たとえ医療のシステムといえども、公社のこのサービスを利用することは可能である。ただ当システムが、現在行なわれているサービスでは満足できない通信回線を必要とする場合には、こまかい規定もさることながら、より大きな根本的問題、つまり行政的な問題に直面してしまう。それは現行の法規では解決できないことであり、その場合にはその時点での状況に即した協議等によつて打開していくかまたは公社回線の使用のほかに私設の回線を設置するかいずれかの方法をとらなければならない。

データ通信利用規程

公社は公衆電気通信法その他の法令によるほか、このデータ通信利用規程によりデータ通信回線使用契約またはデータ通信設備使用契約に基づくデータ通信サービスを提供する。この規定は全3編からなつており第1編には用語の定義とサービスの種類が記されている。それによるとサービスは次のような種類がある。

- ・データ通信回線サービス
 - ┌ 特定通信回線サービス
 - └ 公衆通信回線サービス
- ・データ通信設備サービス

ここで特定通信回線とは、申込みをする者が指定する区間において公社が設置する電気通信回線（データ通信取扱局の交換設備に接続されるものを除く）にその申込者が設置する電子計算機等を接続して、その電気通信回線を使用するものであり、公衆通信回線とは、データ通信取扱局の交換設備と申込みをする者が指定する場所との間において公社が設置する電気通信回線にその申込者が設置する電子計算機等を接続して、加入電話の電話回線または加入電信の電信回線を使用するものことである。

特定通信回線サービス

a) 特定通信回線の設置の条件

特定通信回線は次の場所に設置する電子計算機等に接続する場合に限り設置する。

- ① 特定通信回線使用契約者の住宅、事務所または事業所
- ② 特定通信回線使用契約者の業務上等の理由から必要と認められる場所で、特定通信回線使用契約者が指定する場所

次の電子計算機等に接続する場合は、前項の規定にかかわらず、特定通信回線を設置する。

- ① 他人使用契約を公社と締結している特定通信回線使用契約者がその特定通信回線を他人に使用させるため、その他人方に設置するもの。
- ② 次のシステムの運営上必要なデータ通信を行なうため、そのシステムの構成上必要な場所に設置するもの。
 - ・ 公害防止、防災、交通管制、医療、空港管理その他の公共的システム
 - ・ 公社が特定通信回線の設置について業務の遂行上支障がないと認めたシステム

b) 特定通信回線の他人使用の制限

他人使用契約は、1の電子計算機の本体と1の入出力装置との間に終始するデータ通信のために特定通信回線を他人に使用させる場合に限り締結する。そして特定通信回線使用契約者は、他人使用契約を公社と締結した場合において、その契約に従ってその他人に使用させるとき、または公社が公共の利益のため必要であり、かつ、公社の業務の遂行上支障がないと認めたときを除いて、反復継続してその特定通信回線を使用して他人の通信を媒介し、その他その特定通信回線を他人の通信の用に供してはならないことになっている。

c) サービス品目

特定通信回線サービスにはA-1, B-1, C-2, D-1, D-5, D-7, D-9, I-1, J-1がある。

d) 特定通信回線使用契約申込みの方法

申込みをするときは、次の事項を記載した特定通信回線使用契約申込書をデータ通信取扱局に提出しなければならない。

- ① 特定通信回線サービスの品目

- ② 特定通信回線に接続する電子計算機等の設置場所
- ③ 特定通信回線に接続する電子計算機等の名称および数
- ④ 特定通信回線の使用区間、回線数および2線式と4線式の区別
- ⑤ 特定通信回線を使用するデータ通信システムの構成図
- ⑥ 特定通信回線使用契約申込者の事業の種類
- ⑦ 特定通信回線を使用するデータ通信システムの利用形態
- ⑧ 同一の特定通信回線を共同使用する者の業務上の関係
- ⑨ 料金支払責任者
- ⑩ その他

e) 特定通信回線使用契約申込みの承諾等

会社は申込みがあったときは優先設置基準を適用してその申込みを承諾し特定通信回線を設置する。承諾しない場合の条件等については専用規定とほぼ同じである。

f) 電子計算機等の技術基準適合検査

会社は特定通信回線に接続する電子計算機等について、その電子計算機等が特定通信回線技術基準に適合するかどうかの検査を行なう。ただし、その電子計算機等が会社が指定して公示した型式の入出力装置である場合はこの限りではない。そして会社は前項の請求により検査を行なった場合は、その結果を書面をもって申込者に通知する。

g) 特定通信回線に関する工事

会社に特定通信回線使用契約者から請求があったときは、その特定通信回線について、2線式と4線式の区別の変更工事を行なうがその場合、その回線が普通加入区域外にわたるときは、線路設置費の支払いまたは物件の提供があることを条件とする。

h) 特定通信回線の分岐

会社は特定通信回線サービスの品目ごとに会社が定める分岐の数の限度内において、その特定通信回線の分岐工事を行なう。そして請求に際して必要な事項は下記の通りである。

- ① 分岐回線に接続する電子計算機等の設置場所
- ② 分岐回線に接続する電子計算機等の名称および数
- ③ 分岐回線の回線数
- ④ 特定通信回線を使用するデータ通信システムの構成図
- ⑤ 特定通信回線を使用するデータ通信システムの利用形態
- ⑥ その他

i) 混合使用

D規格、I規格、J規格のものに限り混合使用を認める。またその特定通信回線が共同使用契約または他人使用契約に関するものであるときは会社の業務の遂行に支障がないと認め

た場合に混合使用が認められる。

j) 特定通信回線の相互接続等

その特定通信回線使用契約者が契約する他の特定通信回線との接続の場合には、一方の特定通信回線の使用契約中に他方の特定通信回線の使用契約者以外の者が含まれている場合は、その他人がその回線を使用できるものであること、そしてその接続が、特定通信回線技術基準に適合していれば認められる。他人が契約する特定通信回線との接続の場合は、その他人の承諾を受けなければならない。

また公社は特定回線使用契約者から公衆通信回線との接続の請求があったときは、その接続により公社の業務の遂行に支障を及ぼし、または将来及ぼすおそれがないと認められる場合に限り、特定通信回線と公衆通信回線の接続電子計算機等を介しての接続を認める。

公社は契約者から私設有線設備との接続の請求があったときは特定通信回線に私設有線設備を接続することが公共の利益のため必要であると認められる場合に限り前記の他人使用に関することを条件として接続を認める。

公衆通信回線サービス

a) 公衆通信回線の設置場所

公衆通信回線は、公衆通信回線使用契約申込者が指定する場所に設置し；その公衆通信回線使用契約申込者が設置する電子計算機等に接続する。

b) 他人の通信の用に供する場合

その公衆通信回線に接続する電子計算機等を使用して他人の通信を媒介し、その他その電子計算機等を他人の通信の用に供する場合は、その他人の通信に関し、その電子計算機等を使用して内容を変更することなく情報を媒介してはならない。

c) 公衆通信回線使用契約申込みおよび承諾

契約申込みをするときは次の事項を記載した公衆通信回線使用契約申込書をデータ通信取扱局に提出しなければならない。

- ①公衆通信回線サービスの品目
- ②公衆通信回線に接続する電子計算機等の設置場所
- ③公衆通信回線に接続する電子計算機等の名称および数
- ④公衆通信回線の回線数
- ⑤公衆通信回線を使用するデータ通信システムの構成図
- ⑥公衆通信回線を使用するデータ通信システムの運用形態
- ⑦公衆通信回線を使用する見込トラヒック
- ⑧工事担当者
- ⑨その他公社が必要と認める事項

公社は申込みがあったときは次の場合を除いて承諾し、公衆通信回線を設置する。

- ① 接続する電子計算機等が公衆通信回線技術基準に適合しないとき
- ② 接続する電子計算機等の設置場所が電話加入区域外にある場合に、その公衆通信回線を設置し、保守することが困難なとき

公衆通信回線に接続する電子計算機等の設置場所が電話加入区域外にあるときは線路設置費の支払いや線路に関する付加使用料の支払いをしなければならないのは、一般電話加入の場合と同じである。そして電子計算機等が公社の認定した型式でなければならないのは、特定通信回線の場合と同じである。

d) 公衆通信回線の相互接続等

特定通信回線の場合と同様の条件で各種通信回線との接続を認められている。

データ通信設備サービス

データ通信設備使用契約は、公社が定めるシステムごとに締結する。システムの種類は以下の通りである。

- ① 科学技術計算システムサービス
- ② 販売在庫管理システムサービス
- ③ 定型計算システムサービス
- ④ 各種システムサービス

そしてデータ通信利用規定の第3編には、契約申込みの方法、承諾の条件、システム相互間接続、料金等について定めている。当医療機器システムではデータ通信回線に接続する電子計算機等を自営で行なうと思われるので、データ通信設備サービスについては、この程度の説明にとどめておく。

まとめ

ここで専用回線、特定通信回線、公衆通信回線の全般的な比較をしてみる。

1) 公衆通信回線

この回線は通信料が従量制であり、通信量が少ない利用者にとって経済的な通信手段である。通信相手先に制約がない、加入電話加入者とも通信することができる、接続する電子計算機等は契約者が自己の業務に適したものを自由に選択できる、等の長所を備えている。ただ伝送速度が遅いので速いものを必要とする場合は専用回線等を使わなければならない。

2) 専用回線

特定区間にトラフィックが多い場合は、専用回線の方が経済的であり、一定の情報量に対する伝送コストが安くなる。端末機器は自営設置が可能である、変換系を経ないので迅速な情報伝達ができる、利用者が独自の符号等を採用しているため他の公衆通信サービスが利用できない場合、等の理由から専用回線が使われる。

3) 特定通信回線

電子計算機を自営で使うものはほとんどこの特定通信回線を利用することとなる。この回線は電子計算機に接続されデータ伝送の用に供されるが、電子計算機およびデータ伝送装置等端末機器は自営でよくまた共同使用や他人使用の途もある。

(3) 回線設備等の技術基準

当システムで、有線電気通信に関する技術基準として次のものがある。

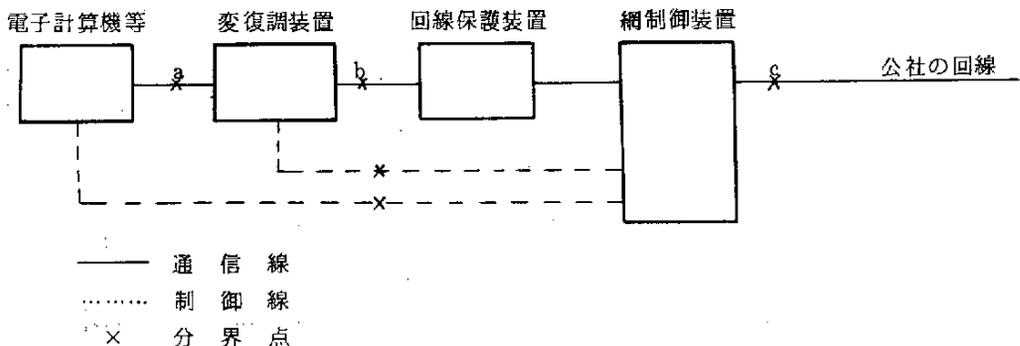
- ① 公衆通信回線使用契約に係る技術基準に関する規則
- ② 専用設備端末機器等の技術基準に関する規則
- ③ 特定通信回線使用契約に係る技術基準に関する規則
- ④ 音響結合装置等の技術基準に関する規則
- ⑤ 船舶に設置する加入電話設備の技術基準に関する規則

公衆通信回線（電話）使用契約に係る技術基準に関する規則

全部で5章からなっているが、その中からシステム設計にあたって必要と思われるものだけを掲げる。

a) 接続に必要な条件

- ① 電子計算機等は切り分け器を備えなければならない。（公社との責任分担に際し必要な機器）
- ② 電子計算機等は、障害時に公社の回線及び公社の装置と電子計算機等とを切り分けて、電子計算機等を試験できる機能を備えていなければならない。
- ③ 電子計算機等には、契約により接続が認められている電気通信回線および電子計算機等以外のものに接続できる機能を付加してはならない。
- ④ 電子計算機等は、公社回線への発信および応答に関する機能を備えていなければならない。



図は機能および分界点に着目した接続関係を示す

前図において分界点が、a, b, cの場合のそれぞれの電氣的規格が定まっている。

- ⑥電子計算機等のうち、網制御に関する機器の品質規格は1回線当りの故障率は、 1×10^{-5} (件/時間)以下と定められており、この値は公社の加入電話の宅内設備における総合的な安定品質規格より良いものである。

専用線との分界点、切り分け器、端末機器等の自己試験機能、専用線との分界点における電氣的規格および漏話減衰量については、専用者の特別の事由があれば、公衆電気通信設備の保守、運用および利用に支障を及ぼさない範囲内において、あらかじめ、公社の承諾を受けて特別な措置をすることができる。

専用設備端末機器等の技術基準に関する規則

この規則は全部で4章からなっているが、ここではこのうち必要な機能等について記述する。

- ①端末機器等は、切り分け器を備えなければならない。
- ②端末機器等は、障害時に専用線と端末機器等とを切り分けて、端末機器等を試験できる機能を備えていなければならない。
- ③端末機器等には契約により接続が認められている電気通信回線および端末機器等以外のものに接続できる機能を付加してはならない。この規定については、専用設備に接続する私設有線設備についても準用する。また、専用線との分界点、切り分け器に関する特別な措置が可能なことは前項と同様である。

特定通信回線使用契約に係る技術基準に関する規則

全部で4章よりなっており、電子計算機等の自己試験機能、契約外の電気通信回線等との接続、私設有線設備との接続等は前々項に定められている規定と同じである。また、回線との分界点、切り分け器等に関する特別な措置が可能なことも前々項および前項の規定と同じである。異なる点は電氣的規格等に定められている詳細な値がちがう程度である。

音響結合装置等の技術基準に関する規則

音響結合装置による公衆通信網利用のデータ通信等の取扱いについての第2項に規定する音響結合装置の技術基準は、この規則の定めるところによる。

a) 電話機への結合の条件

- ①結合装置は、これを結合しようとする電話機の改造を要しないものであり、また正常動作に支障を与えないものであること。
- ②結合装置の電話機の送受器を結合する部分は送受器を損傷することなく安全に受入れかつ、容易に分離できるものであること。
- ③結合装置が送出する信号は、加入電話等の交換設備の動作を制御するものであってはならない。

等その他、音響圧力の規定や保安の条件が定められている。

船舶に設置する加入電話設備の技術基準に関する規則

加入電話加入者が船舶に設置する加入電話設備にかかるものは構内交換設備等の技術基準に関する規則の規定を準用することになっている。構内交換設備等の技術基準に関する規則の中には次のものが定められている。

a) 構内交換器の設置

交換機は他の室から遮蔽できる専用の室に設置しなければならないが、手動式で容量が局線5回線以内線30回線以下もしくは局線4回線以下である交換機ならびに卓上形交換機、壁掛形交換機および分散形中継台、自動式でキャビネット形交換機を設置する場合はこの限りではない。

手動式構内交換機の座席数は、最繁時における平均応答時間が、1座席の場合は5秒以下、2座席の場合は4秒以下、3座席以上の場合は3秒以下となるように算出する。エリミネータ電源は、内線容量30回線以下の手動式構内交換機の電源に限り設置できる。

また、構内交換設備の装置もしくは機器の壁や柱との間の距離は、工事上、保全上0.6～1.0m以上の間隔にしなければならない。

d) 架空線路、地下線路の設計

電線の種類、接続方法、裸線の場合の間隔、電柱の長さ、間隔、末口径が定められている。また地下線路はケーブルの種類や土被り等について規定されているが、土被りについては参考のため掲げる。

布 設 場 所	標準土被り	備 考
車 道	120cm	他の埋設物の関係等、特に理由があり、ケーブルに支障を与えないと判断される場合はこの限りでない。
歩 道	60cm	
田 畑	120cm	
その他(山林、宅地等)	100cm	

c) 内線電話機の設置

内線電話機の回線話中率が15%以下にする等の設置の条件を満足しなければならない。

また、局線数は標準値が定まっておりますそれによって算出、配分をする。

b) 装置等の規格

構内交換電話用品のうち、構内交換電話指定用品(手動交換機、局線中継台、各種線条等)は会社の指定仕様に適合するものでなければならない。ただし、会社の指定仕様以外の構内交換電話指定用品を使用しようとするときは、あらかじめ、会社の認定を受けなければならない。

e) 私設線または電話専用線との接続

構内交換機に私設有線設備の電話回線または専用設備の電話回線を収容するときは、これらの回線とその構内交換機に収容する局線とを接続することができないようにするための非接続装置を設置しなければならない。

(4) 型式認定等に関する技術基準

公衆通信回線ならびに加入電話回線に接続される機器に係る型式認定に関する規則

公衆通信回線ならびに加入電話回線に接続される機器に係る技術基準への適合性の審査のうち、製造会社またはその代理人が、その機器の販売に先立って行なう申請に係る機器の認定を実施する場合の規約を定めたものである。

a) 型式認定の申請者は、製造会社またはその代理人とし、所定の型式認定申請書を提出するものとする。

b) 審査の項目

審査は「公衆通信回線使用契約に係る技術基準に関する規則」および「加入電話等の付属設備および接続機器の技術基準に関する規則」に定める項目について行なう。

c) 審査の方法

審査は申請書および現品により行なう。ただし審査が書類で可能な場合は、現品審査は省略する。また現品は原則として公社の指定する場所へ持ち込むものとするが、持込みが困難な場合は、出張審査を行なう。

d) 型式認定合格機器の指定

審査の結果、技術基準に適合していると認定した機器については、型式認定合格機器として指定し、有効期間は5年とする。

データ通信回線ならびに専用線に接続される機器に係る型式審査に関する規則

この規則は、データ通信関連機器および写真・複写伝送関連機器のうち、日本電信電話公社の電気通信回線に接続して使用する機器について、製造会社またはその代理人からの型式審査の申請にかかるものに適用する規約である。審査の項目は「特定通信回線使用契約に係る技術基準に関する規則」および「専用設備の端末機器等の技術基準に関する規則」にのっとっている。その他、審査の方法や期限は前々項の規則と同じである。

音響結合装置等に係る型式審査に関する規則

この規則は、加入電話等の送受器に結合して使用する音響結合装置等について、製造会社またはその代理人からの型式審査の申請にかかるものに適用する。審査の項目は「音響結合装置等の技術基準に関する規則」による。

型式審査合格指定の期限は定まっておらず、そのかわり随時審査（引続き技術基準に適合していることを確認するため随時、機器審査を行なうこと）がある。

(5) 当システムにおける適用可能性

後述してある通り、公社の5カ年計画の基本方針の中には、公共的性格が強く、国民福祉の充実に寄与するシステムに対して積極的にサービスを行なうよう明記されていることから、当システムが公社の通信回線を利用することは当然のなりゆきであり、また、公社も当システムに協力することには支障がないと思われる。ただその場合、現状の公社回線の大幅な改善を考えることはできないであろう。とにかく画像伝送は試行サービスで、高速データ伝送はI、J規格で行なえば、システムの通信網としては、一応整うと考えられる。また当システムがモデル実験システムであるという理由で、商用試験その他の方法により、公社に取り上げてもらい良質の通信回線を設置しようとすることは、公式に申込み方法がなく、公社に直接、このシステムの有用性、公社業務に対する将来性を訴えるなどの働きかけが必要となる。

現在までのデータ通信システムの状況をみると下表に示すようにほとんどのシステムは自営

年度 システム別の数	39	40	41	42	43	44	45	46	47
自営システム	5	10	20	35	75	122	188	295	441
直営システム					2	3	7	13	27
私設システム	1	2	2	4	7	14	17	21	21
合計	6	12	22	39	84	139	212	329	489

自営：公社回線を使用，端末等は私設

直営：回線，端末全てが公社

私設：自分で回線を引くもの

システムであり、私設システムは数が少ない。私設システムは有線電気通信法に基づき設置されるもので、電子計算機はもとより電気通信回線もみずから設置して構成するものである。従って長距離の区間の電気通信回線はその設置、維持に膨大な経費、要員を必要とするため、電力会社や国鉄、私鉄など自社の電線を設置しているような特殊な企業に限られている。

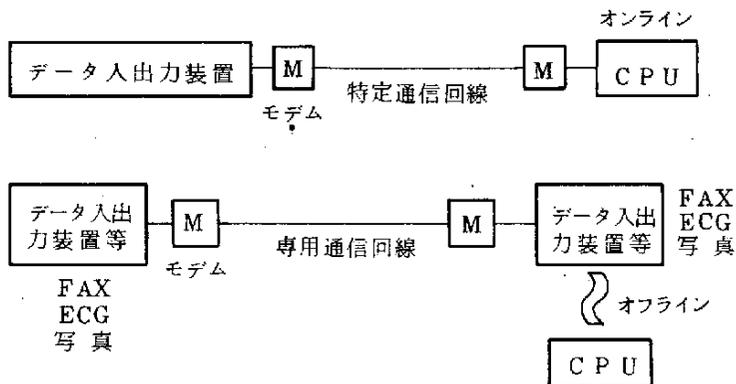
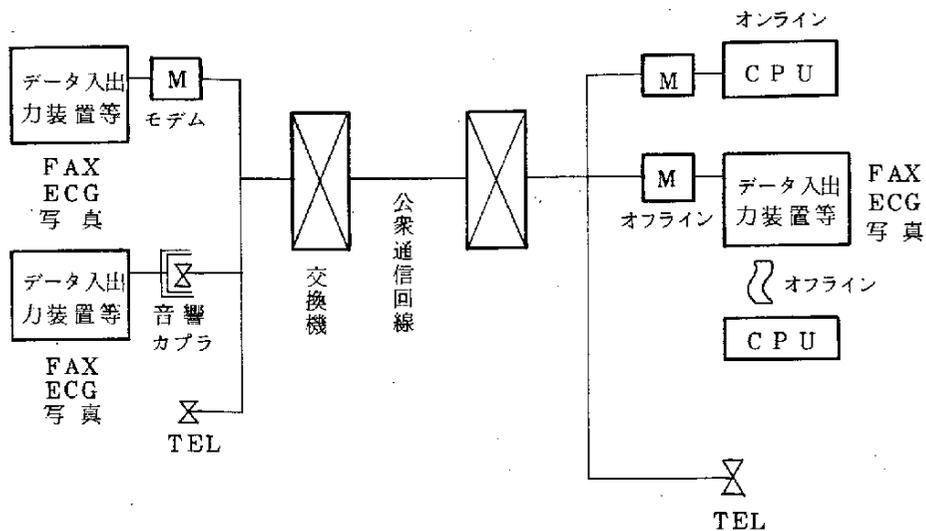
参考のため公社通信回線の各種規格回線がどのように使われているかを表に示す。（詳細については巻末資料「サービス回線の規格等」参照）

規格名	用途
A-1	一般に使用されている印刷電信機（テレタイプ）、データ伝送装置 テレメータ、遠隔制御
B-1	現在のところその普及がまだ限られており、任意の地点間での回線 作成要望にただちには応じられない場合もある
C-2	200bit/s以下のデータ伝送、テレメータ、テレコントロール

規格名	用途
D-1	電話回線を利用できるもののすべてを包含する。(データ伝送, ECG伝送, 手書き書画伝送, 模写伝送, テレメータ, テレコントロール等)
D-2	音声
D-3	模写伝送
D-5	データ伝送, テレメータ, テレコントロール
D-7	2400bit/s 以下のデータ伝送, テレメータ, テレコントロール
D-9	4800bit/s 以下のデータ伝送, テレメータ, テレコントロール
D-10	写真伝送
D-11	音楽放送
E-1, F-1	AM放送中継
I-1	高性能なデータ伝送, 写真伝送, 模写伝送, 新聞紙面伝送, あるいは周波数分割
I-2	写真伝送, 模写伝送, 制御打合わせのための音声1回線を分割使用できる
J-1, J-2	I-1, I-2と同様
試行サービス (映像伝送サービス)	白黒またはカラーテレビジョン信号の伝送
試行サービス (高速模写伝送サービス)	12~24 KHz の 12 KHz 帯域を用い高速模写伝送

現在使われている電話用通信回線は、通話を目的として設計されたものであり、データ通信、ファクシミリ伝送等のトラックを流すことには適していない。従って高品質のデータ伝送等は電話用通信回線にたよることができない。テレビ電話も5年後に医療僻地に導入されるとは考えられないので、当システムにおける高度な機能を持つ通信回線が、すべて専用回線になるのはやむを得ないであろう。

端末機器と回線との基本的な結合の形を次に示す。(巻末資料「専用回線の用途例」も参照)



(6) 会社の将来計画

会社の第5次5カ年計画（昭和46～52年）として次のような事業内容が公表されている。

- 1) 加入電話の積滞解消とサービスの多様化
- 2) 手動式電話局の自動化を完了する
- 3) データ通信や画像通信の拡充開発
- 4) 総合電気通信網の形成

これら計画の基本方針は次のような考え方に基づいている。

- ① 経済の効率化と国民福祉の充実に資する
- ② 情報化社会の発展に寄与する

③事業（公社）の発展基盤を強化する

④電話料金の合理化について検討する

公社では、生活圏の拡大にともない、地方中小局の普通加入区域の拡大や、手動式局のサービス改善をはかるため、昭和52年度末までに手動式局の自動化を完了するよう計画しており、また民間企業等が行なうデータ通信に必要な通信回線については、高速データ伝送を含めサービス品目の多様化の推進、特定通信回線サービスおよび公衆通信回線サービスの充実を計画しているが、とくに公社が行なうデータ通信については公共的性格の強いシステム、全国的なネットワークを構成するシステム、開発先導的システムに重点をおき、国民福祉の充実、経済社会の発展に寄与するナショナルプロジェクトを積極的に推進する考えであるらしい。画像に関するものとしては、遠隔地間の事務連絡や監視の能率化、教育効果の向上のため等、最近における画像通信に対する強い要請に応え、映像伝送をはじめとして、複写伝送、テレビ電話、心電図伝送、手書き書画電送等のサービスを提供するよう計画している。なお、今後予想される電気通信サービスの高度化、多様化に効率的に対処するため、電子交換機や各種新技術を導入し逐次、総合電気通信網を形成していく方針のようであるが、当システムに应用するにはまだ時期尚早と思われる。（低速から数10Kbit/sまでのデジタルデータ交換網で誤り率は 10^{-6} 程度、接続時間は1秒以下）

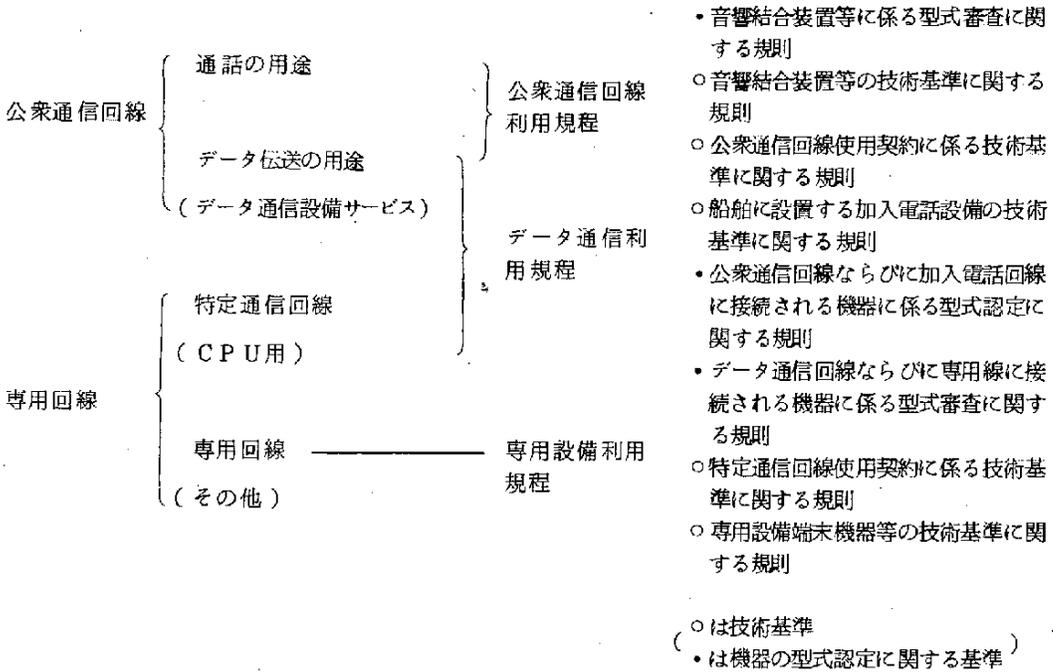


図3-3 公社回線の提供を受ける場合の関連法規

3.3 私設回線を設置する場合

(1) 有線電気通信法の概要

この法律は、有線電気通信設備の設置および使用を規律したものである。

a) 有線電気通信設備の届出

有線電気通信設備を設置しようとする者は次の事項を記載した書類を添えて設置工事の開始の日の2週間前までに、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

①有線電気通信の方式の別

②設備の設置の場所

③設備の概要

2人以上共同して行なう業務に必要な通信を行なうため、その業務を行なう者が郵政大臣の許可を受けて設置する場合には、申請書に次の事項を記載した書類を添えて、郵政大臣に提出しなければならない。

①設置を必要とする事由

②上記の①から③まで

b) 設備の接続

有線電気通信設備を設置した者は、その設備と他人（公社および会社を除く）の設置した有線電気通信設備とを相互に接続させてはならないが、1の構内または1の建物内にある2以上の構内等設備を接続するときや、相互に緊密な関係を有する業務に必要な通信を行なうため、これらの業務を行なう者が設置した有線電気通信設備を郵政大臣の許可を受けて接続するとき等の場合には認められる。

c) 技術基準

有線電気通信設備は政令で定める技術基準に適合するものでなければならない。

d) 有線電気通信の秘密の保護

有線電気通信の秘密は侵してはならない。

e) 準用規定

e)の規定については、有線電気通信設備以外の設備であって、送信の場所と受信の場所との間の線条その他の導体を利用して、電磁的方式により、信号を行なうための設備に準用する。たとえば鉄道事業等。

f) 他人の通信の用に供することの制限

原則として他人の通信の用に供してはならないことになっている。

(2) 有線電気通信設備令

有線電気通信法第11条（技術基準）の規定に基づき制定された政令である。船舶安全法の規定により船舶内に設置する有線電気通信設備はこの政令から適用除外される。

a) 通信回線の平衡度

通信回線の平衡度は 1 KHzの交流において 30dB 以上でなければならない。

b) 線路の電圧および線路に送る電力

通信回線の線路の電圧は 100 V 以下でなければならない。ただし、線路としてケーブルのみを使用するとき、または人体に危害を及ぼし、若しくは物件に損傷を与えるおそれのない時はこの限りではない。通信回線の線路に送る電力は郵政省令（有線電気通信設備令施行規則）で定める通信回線を除いては、送端に 1000Hz 0 dB の電力を加えた場合において、絶対レベルで表わした値で、その線路の電流の周波が音声周波数であるときは +10 dB 以下、高周波であるときは +20 dB 以下でなければならない。

c) 架空電線の支持物

架空電線の支持物は、その架空電線が他人の設置した架空電線または架空強電流電線と交叉し、または接近するときは、支持物が郵政省令で定められた距離を保たなければならない。また道路上に設置する電柱、架空電線と架空強電流電線とを架設する電柱その他の郵政省令で定める電柱は、郵政省令で定める安全係数をもたなければならない。

d) 架空電線と他人の設置した架空電線等との関係

架空電線は、郵政省令で定めるところによらなければ、架空強電流電線と同一の支持物に架設してはならない。

その他、地中電線、海底電線、屋内電線等について規定が定められている。この設備令を現場に一段近づけたものが次に記す有線電気通信設備令施行規則である。

(3) 有線電気通信設備令施行規則

前記の法令を具体的な数値で置き換えた文章になっており、項目についてはほぼ同じ内容である。

(4) 他の関連する法規

私設通信回線を構内に設置する場合には、構内交換設備等の技術基準に関する規則、（船舶に設置する加入電話設備の技術基準に関する規則の項に記入した。）にのっとり工事できるが、それ以外の地域では有線電気通信法以外の法律に関係してくる。たとえば、

土地収用法

道路法

運輸省設置法

自衛隊法

郵便法

等があげられる。

(5) 当システムにおける適用可能性

すでに一部ではCATV等の通信網（放送網）が実用化されているように、同軸ケーブルを使っての通信回線を設置するについて基本的な技術上の問題は解決されているといつてよい。この大容量の通信回線が実現すれば、公社の画像試行サービスが4MHz幅であるのに比べても、当システムにとっては有効なものとなる。

医療のための目的のみで、広い地域に同軸ケーブルを張りめぐらすことは、コストが大きすぎるが医療上の僻地である地域は同時にテレビ難視地域であることも多く、その対策として設置するCATVを、住民の同意のもとに借りる方法がある。ここで法律の面から問題となるのは、有線電気通信法第10条（他人の通信の用に供することの制限）であり、原則として他人にこの通信回線を使用させることは禁止されている。その適用除外条件として16項まで掲げているが、実現の可能性は同条14項および16項が当システムに適用されるか否かにかかっているとされる。

14項：災害救助法の規定により市町村長等が使用するとき

16項：公共の利益のため特に必要がある場合であつて、郵政省令で定める事由があるとき

3.4 電波の割当ての可能性

医療機器システムにおいて無線電波とくに画像伝送帯域の電波割当ての可能性が、システム設計に大きく影響を及ぼす。そこで関連法規、電波監理局の監理行政について述べる。

(1) 要約

電波の割当て事情については日本国内はもとより世界的にもきびしい状態にある。とくに映像伝送についてはその帯域幅が大きいことから割当てを得ることは非常に困難である。

現在映像伝送として認可されている業務は

- ① NHK、民放テレビ局（4MHz幅）
- ② 産業用テレビジョン（ITV）局（1MHz幅）
- ③ アマチュア無線局（4MHz幅）

である。

当システムにおいて、画像帯域の無線を使用しようとする場合に問題になることは

- ① 物理的に使用できる周波数の余裕が極めて少ないこと
- ② 前記①から派生することとして少ない周波数を国民に公平に分配する場合の優先順位をどうみるか

ということである。

関連諸法規、電波監理局の電波監理の状況から総合的に判断すると

- ① 800MHz帯の電波を使用するITV無線局（1MHz幅）であれば可能性がある。
- ② これ以上の例えば4MHzの帯域幅をとることは難しい。

と考えられる。

なお、アマチュア無線については、その定義が電波法施行規則第3条に「金銭上のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によって行なう自己訓練、通信および技術的研究の業務」とあること、さらに430MHz～440MHz帯のみであることから、当システムにおいて、アマチュア無線帯域を利用することは適当でないと思われる。

前述の結論の背景および映像帯域より狭い周波数帯域を申請する場合、種々考慮すべき事柄に関連する法規について以下に記述する。

(2) 法規および文章

無線（放送を除く）に関する法令、規則および文書は次のようなものがある。

- ① 法律……電波法
- ② 政令 ……「電波法令集」
- ③ 規則（省令）
- ④ 事務規程集 ……「事務規程集」
- ⑤ 通達 ……「通達集」
- ⑥ 局内文書 ……「周波数の割当原則」等

各項の右に記したのは、この調査において参照された資料である。

大体①、②、③の順で成立し、関連する④、⑤、⑥が後で出てくる。大枠が①②③で定められ、実際の運用で必要な事項が④、⑤、⑥に書かれている。

以下①～⑥の順で、本システムに関する箇所のみを掲げる。

① 電波法は理念上重要なのでその抜粋を次に記す。

電波法抜粋

第2章 無線局の免許

第4条（免許制度）

無線局の設備には郵政大臣の免許が必要である。

第6条（免許の申請）

免許を受けようとするものは大臣に申請書を提出せねばならない。

第7条（免許申請の審査事項）

申請書が出された場合、郵政大臣は次の4項について、これを審査せねばならない。

1. 省令で定める技術基準に適合すること
2. 周波数の割当が可能であること
3. 業務維持に足る財政的基礎があること
4. 省令で定める無線局の開設の根本的基準に合致すること

第3章 無線設備

第4章 無線従事者

第39条 (無線設備の操作の有資格者)

第41条 (無線従事者の免許)

第5章 運 用

第6章 監 督

第7章 異議申立ておよび訴訟

第8章 雑 則

第103条 (申請・検査等の手数料)

第9章 罰 則

② 政令は電波法に関連するものでは次の2項のみである。

- 1) 無線従事者操作範囲令(電波法第39条関連)
- 2) 電波法関係手数料令(同第103条関連)

③ 規則(省令)は同法関連は次の8項である。なお電波法第7条の各項との関連を()内に併記する。

- 1) 電波法施行規則(技・周)
 - 2) 無線免許手続規則
 - 3) 無線従事者国家試験および免許規則
 - 4) 無線局運用規則
 - 5) 無線設備規則(技)
 - 6) 無線機器形式検定規則(技)
 - 7) 電波法による伝搬障害の防止に関する規則(建造物に関するもの)(技)
 - 8) 無線局(放送局を除く)の開設の根本的基準(開)
- (技)…7条1項の技術基準, (周)…7条2項の周波数の割当, (開)…7条4項の開設の根本基準である。

④ 事務規程集は目次集に示すとおりであるが、電波法第7条と関連が深いのは次の2項である。

- 1) 地方電波監理局で行なう無線局に関する技術審査基準(局達四一三)
- 2) 地方委任局の電波の形式周波数空中線電力等の指定基準(局達四一四)
……施行規則第19条-3にいう「周波数表」

⑤ 通達に関しては次の3項がとくに注目される。

- 1) 800MHz帯の電波を使用するITV無線局の免許申請に対する処理について(郵波陸518号)
- 2) 無線局(放送局を除く)の開設の根本基準に関する規則第4条および第8条に該当する固定業務用無線局の免許申請に対する処理方針について(郵波陸2099号)
- 3) 周波数の公開について(郵波周401号)

(電波法第26条と施行規則第2章2節の周波数の公開については次の2冊で行なう。

- 1) 周波数の割当原則
- 2) 周波数リスト (昭和31.4.1)

⑥ 局内文書は周波数の公開に関し上記2冊がある。

「周波数の割当原則」について

国際的な割当て、わが国に割当てられた分の業務別の振分け等が書かれており、電波法施行規則第19条1項および2項に対応していると考えられる。

(3) 審査事項

前述の電波法には電波の割当て申請が出された場合の審査内容が第7条に簡単に示されている。技術基準、周波数割当て、根本基準について関連する諸法規について以下に詳細に記述する。

技術基準

技術基準についての関連法規には次のものがある。

① 電波法施行規則

この規則には技術基準だけでなく、他の種々の事項について総合的に規定されている。

(電波法施行規則目次参照)

② 無線設備規則

この規則には無線設備および高周波利用設備に関する条件が詳細に定められている。(無線設備規則目次参照)

③ 無線機器形式検定規則

電波法第37条には検定に合格したものでなければ設置できない無線設備が指定されており、この規則はその合格の条件、申請手続等を定めている。

④ 電波法による伝搬障害の防止に関する規則

この規則は無線設備に関するものではないが、電波伝搬障害を起こさせるおそれのある建築物に関して規定したものである。

⑤ 地方電波監理局で行なう技術審査基準(事務規程集)

実際に技術審査を行なう場合このような事務規定を基準にして行なうことになる。

周波数割当て

関連法規は次のとおりである。

① 電波法第26条(周波数の公開)の規定を詳しく述べている。

その内容はおよそ

- 周波数表の内容内訳(第19条)
- 公衆の閲覧(第21条)

等について記されている。

② 事務規程集

「地方委任局の電波の形式、周波数、空中線電力等の指定基準（局達四—四）」

施行規則第19条に示されている割当てるべき周波数およびその発射場所（地区）のほか、免許人・用途等について記されている。なお800MHz等については記されていない。

③ 通達集

1) 「800MHz帯の電波を使用するITV無線局の免許申請に対する処理について」

ここでは1MHz幅で割当てられている。

2) 周波数の公開について

周波数公開については次の2冊で十分であると述べられている。

- 周波数の割当原則
- 周波数リスト——上記②が該当する。

④ 周波数割当ての原則

施行規則第19条1, 2で示された

- ・ 「全世界および第三地域に分配せられた業務別周波数帯」
- ・ 「国際会議に於て日本に分配せられた周波数およびそれ以外の周波数で日本が利用でき、郵政大臣が業務別に分配しているもの」

について記されている。具体的な免許人等については記されていない。

ここで周波数間隔は1MHzで記されている。

以上の内容から結論的なものをひき出してみると、現状で割当てが可能であるのは、②の指定基準または④の割当て原則にすでに載っている許可人と周波数巾である。このうち当システムに該当するのは800MHz帯であるが、これは③1)の通達に書かれているように1MHzの周波数幅が原則である。

割当て原則の変更を考慮すると、この場合その変更・追加は無線局開設の根本基準（規則）によっていると考えられるので、この法文の内容を検討しなければならない。法文の内容は次節で取り上げるが、該当する公共業務用、実験局、その他の一般無線局（アマチュア局は該当しない）に当システムの業務が当てはまるかが問題であるが郵政省電波監理局の見解では「4MHzの帯域巾は帯域を占有しすぎるので公共業務用のみ許可している。公共業務には現状ではガス事業等も入っておらず非常に限られている。」とのことであった。実際には周波数の割当て原則で相当の帯域が空いていたり、事務規程の指定基準（前出②の局達四—四）に書かれているように放送事業や無線機器製造業者（船舶用レーダ使用）等に数MHzから数十MHzの幅で免許が与えられているわけであるが、根本的基準およびその解釈（解釈については文書等に従うものであるが、固定業務用無線局の申請の処理方針に関する通達で述べられている公

共中心の考えや周波数の割当て原則および800MHzに関する通達に貫かれている公共的なもの以外は1MHz幅が原則であるという考え等があげられる。)に合わない限り、周波数の割当て原則の変更追加はできない。

従って4MHz巾に関して結論的にいうなら、政治的な配慮で開設の根本基準(規則)が変更されるか(これは余り考えられない。)、開設の根本基準の解釈が変更されること、(つまり具体的には先にあげた、「処理方針」の撤廃を含む動きがあること)が当システムに4MHz幅以上の無線局の許可が与えられるためには最小限必要であると考えられる。

根本的基準

電波を割当てる場合の基本的な考え方が規則として定められており、これが「無線局の開設の根本的基準」である。

この中の第4条は公共業務用無線局であり、第8条は一般無線局の規定である。

当システムに使用される場合の無線局が、この第4条の公共業務用無線局に該当するか否かは、かなり議論のあるところであろう。

(この規則の主要な部分を後にかかげるので参照のこと)

またこの規則の主要部分に対するより詳細な取扱いについて、電波監理局長より通達が出されており、それは

「無線局の開設の根本的基準に関する規則第4条および第8条に該当する固定業務用無線局の免許申請に対する処理方針について」

である。

(4) 電波割当ての実際

これまでの説明において、法規上からみて割当てがいかに厳しいかをみたが、割当ての実情について以下に概観する。

割当ての状況は

「地方委任局の電波の形式、周波数、空中線電力等の指定基準(以下単に指定基準と略す)」の第4条に付けられた付録として一覧表があり、これを分析してみる。この一覧表は1号から18号にわたっており、無線局の種類ごとに割当て電波が記述されている。無線局の種別は電波法施行規則第4条の定義に従ったものである。このうちの固定局と陸上移動局とアマチュア局が重要であるから、以下にその状況を記述する。

固定局

固定局の定義は電波法施行規則第4条にあり、これを

「固定業務を行なう無線局をいう」

としている。指定規準の付録第1号が固定局の指定電波の一覧表であり、周波数別に用途、使用地域、免許人が区分されている。

用途の種類は大略次のとおりである。

消防用、水防用、電気事業用、国鉄用、地方行政用、警察用、海上保安用、官庁用、地方鉄道用、気象用、金融事業用、公衆通信用、防災行政用、新聞通信用、ガス事業用、赤十字業務用、公害対策用、等。

これらの個々の割当て周波数は一覧表によるが、例えば大阪府における大気汚染対策用無線局として使用しているものとして、公害対策用の電波があり、基準上の電波は 411.05MHz, 411.075MHz, 411.10MHz, 411.125MHz の 4 種で帯域が 16 KHz であるのに対し、このうちの 411.05MHz を使用している。

本システムで電波の割当てを受ける場合、どのような状況になるかを考察すると、例えば地方行政用として地方公共団体が使用する形で本システムが利用するとか、あるいは新規に電波の割当てを受けることが考えられる。これは既述のとおり画像伝送には無理であろうが、音声帯域であれば可能性があるものと考えられる。

陸上移動局

陸上移動局の定義は

「陸上を移動中またはその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう」
としている。指定基準の付録第 10 号が陸上移動業務の無線局の一覧表である。

用途は前述の固定局の場合とほとんど類似しているが、独特なものとしてコンテナ荷役用がある。

法律上も用途上も、固定局、移動局に差はなく、システム設計においても、これらの両種の局を性格が異なるとして区別する必要はないと考えられる。

アマチュア局

アマチュア局の場合は、その性格からこれ以上の用途分けの必要性がなく、当然用途分けの規定もない。TV 画像用には周波数 430 MHz ~ 440 MHz 等が割当てられている。この範囲は「動作することを許される周波数」であって、この中を細かく分割することはしておらず、この点固定局、移動局の場合と形態が異なる。

その他

800MHz 帯産業用テレビジョン (ITV) 局については、指定基準では触れられておらず、これは前述の

「800MHz 帯の電波を使用する ITV 用無線局の免許申請に対する処理について」
という標題の通達に述べられている。

4. 救急業務および災害救助活動との関連

ここでは救急搬送関係の業務を中心として災害救助活動や救急医療全般についても多少は触れていくことにする。このように範囲をひろげた主な理由は、以下の理由による。

- (1) 救急医療システムという観点からみると、救急搬送関係だけの業務では、クローズドにならない。
 - (2) 救急搬送関係の法規・業務をただ単に抜き書きするだけでなく、救急医療システム全体の中で位置づけすることが有用だと思われる。
 - (3) 問題点の発見という点からみても、インターフェース部分を全体の中で把握する必要がある。
- また、当然のことながら、本報告書の主題が医療機器システムであることから、消防庁関係で大きなウエイトを持っていると思われる消防そのものについては、ここでは対象とせず、他との重複を避けるため救急業務に関する法的考察を中心にしている。

4.1 救急医療の現状 — その法的側面

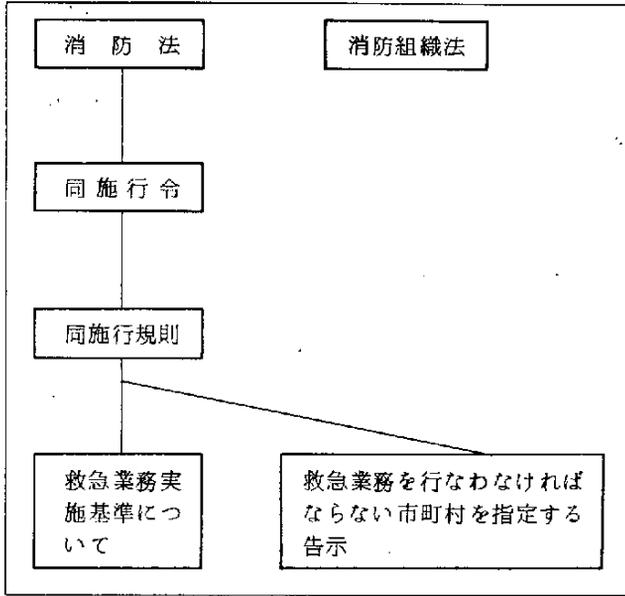
以下、救急医療関係法令・救急医療業務（法的面を中心とした）について順次その現状を述べることにする。

4.1.1 救急業務関係法令の概要

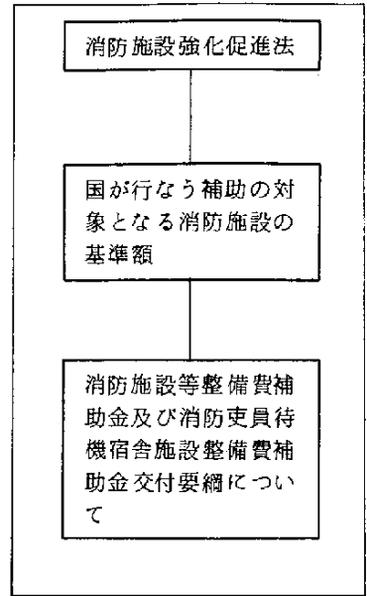
法令としては国家法（たとえば、消防法・消防組織法等）ばかりでなく、政令・省令・告示・通達等できるかぎり広範にとりあげるよう努力したが、都道府県条令・市町村令は現在のところ対象とする地域が確定していないため、また、全国的にそのような法令を集めることは困難であったので、ほとんど触れることができなかった。したがって、ここで扱うものは全国的に共通する事項に限られてしまったので、特定の地域を対象とする場合は、さらにその地域での市町村令等を加味する必要が生じよう。

救急関係の法令を大きく分類すると、概略図4-1のようになる。

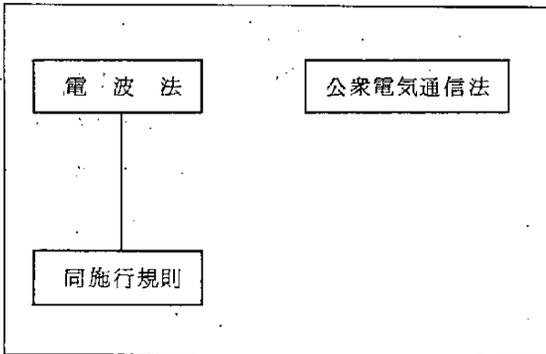
救急組織・搬送業務等に関する法令



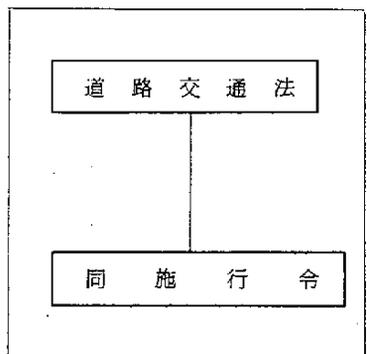
救急施設強化に関する法令



救急用通信系に関する法令



救急車の運行等に関する法令



救急医療機関等に関する法令

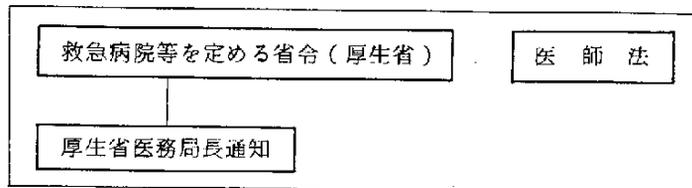


図4-1 救急医療関係法令一覧

以下において、これらの法令の解説を述べる。なお、関係法令の条文は巻末につける。

4. 1. 2 救急業務および関連事項

ここでは救急医療業務および関連事項について主に法的考察を行なう。

(1) 救急医療の主な主体とその役割

救急医療業務の行動主体は、現在のところ、大きく分けると、救急医療サービスの対象となる地域住民、搬送の中心となる消防機関、救急患者を受入れ、治療する医療機関（主に救急告示病院）、救急医療の企画・立案・法制化等を主に行なう関係行政機関（自治省消防庁・自治省・厚生省・文部省・都道府県等）、救急医療サービスを主にサポートする立場にある関連機関（警察・自衛隊・医師会・日赤・血液銀行等）に分類される。

以下に、上記の行動主体とその役割について述べるが、関係行政機関、関連機関については、関係する法令が広範にわたるためここでは触れない。

1) 地域住民

地域住民が救急医療システムの対象となる場合は

- ① 救急患者として
- ② 上記患者の関係者として

の場合が主に起こりうるであろう。

また、救急患者の発生場所は

- ① 公共の場（たとえば、公の道路上での交通事故・劇場や駅での急病等）
- ② 非公共の場（たとえば、自宅、私有地内等）

が考えられる。

救急患者の関係者は、公共の場では、そこに居合わせた人とか発生場所の施設の従業員や管理者、または警官等が考えられる。非公共の場においては、家族・親類・知人等となろう。

以下に救急医療システムにおける住民の役割について述べる。

救急性の判定

急病であることの判定は患者とみられる本人やまわりの関係者（特に家族）と受入れ側とは、その判定の基準や判定の基礎となる医学的知識あるいは立場の相違等でかなり異なろうが、現状では、患者自身の訴えとそこに居合せた人々の判断によるほかあるまい。

このような判断の食い違いは、生活の知恵による歯止めがますます難しくなり、コミュニティ内での人間関係が希薄化し、かかりつけの医者（いわゆる、ホームドクター）を持たない世帯が増加する傾向にある社会情勢の中では大きくなって行くものと思われる。

救急通報

患者またはそのまわりの関係者からの第一報の通報の仕方は、ケースによっても異なるが、

一般的にいて、現代社会で最も発達している通信網でありかつ、全国的にもほぼ、隈なく普及しており、手近な場所に存在し、日常生活にとけこんでおり、操作も簡単な電話をかけることが主体となるのは当然のことであろう。また、法律にうらづけられた119番の制度が国民全般に行きわたっていることも電話が利用される大きな原因の一つであろう。

通報の内容のたしかさは通報する人の医学的知識や観察力・その場の雰囲気等により異なる。

また、受け手の聞き方によっても大きく左右されるので受け手の側の十分な教育・訓練がぜひ必要である。このことは通報者の組織的なレベルアップが困難なため救急医療システムのキーポイントの一つとなろう。

2) 消防機関

消防機関は現行の法制下では、救急搬送の中心的存在として位置づけられている。

消防（救急を含む。）の責任は市町村に属し、市町村長が管理し、費用の負担も市町村と定められている。

しかし、救急義務は法律的には自治省が告示した市町村のみが負えばよいことになっている。（原則として、人口3万以上の市町村が対象になっている。）

救急（消防）の組織は市町村別になっており、次図のようにになっている。（但し、救急義務を告示されている市町村の場合）

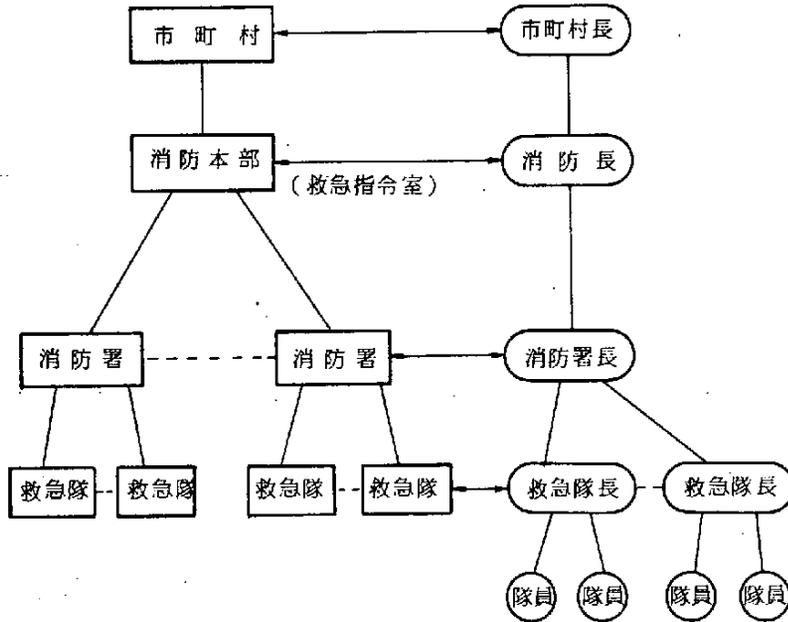


図4-2 消防機関の救急組織

- (注) ・救急隊は救急車1台につき救急隊員3人以上で編成する。内救急隊長1名、運転者1名を含むものとする。
- ・救急隊の数は人口10万について1とし、10万をこえ10万を増すごとに1を加えた数とする。
- ・普通、消防本部に救急指令室がある。

救急業務を義務づけられていない市町村の場合には、(ほとんどが、人口3万以下の市町村)消防業務のための消防団は存在するが、救急業務には関係がないのが普通である。

したがって、このようなところでは以下のようにして救急業務が実施されていることが多いようである。

- ① 救急業務を独自で実施している。
- ② 救急業務を実施している近隣市町村に業務委託する。
- ③ 救急業務を実施していないので、代わりに、緊急時等の場合、警察がパトカーを使って要求に対処する。

救急のサービスエリアはその費用負担が市町村であることからして市町村単位である。また、当然のことながらサービス対象も原則として市町村の住民となる。しかし、たとえば高速道路上の事故、観光地、等他地域から移動してきた人の多い場所では、人道的立場からしても他地域の人々を救急サービス対象としなければならない。

また、患者の症状いかんで、適当な病院がサービスエリア内にはない場合にはエリア外への搬送も行なわれている。さらに、近隣の地域と相互業務援助協定等を結んでいる場合は境界地点での中継搬送も救急車の効率利用のため実施されているようである。

以下に、消防機関における救急業務の内容を述べることにする。

救急業務の定義

消防法の定義によると以下の通りである。

「救急業務とは、災害により生じた事故若しくは屋外若しくは公衆の出入する場所において生じた事故(以下この項において「災害による事故等」という。)又は政令で定める場合における災害による事故等に準ずる事故で政令で定めるものによる傷病者で医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要があるものを、救急隊によって、医療機関(厚生省令で定める医療機関をいう。)その他の場所に搬送することをいう。

また、同施行令では、上記の内容を補足する形で、

「屋内において生じた事故を救急業務の対象としてとらえ、これらの事故のすべてをとりあげることは必ずしも適切でないのに二に掲げる場合に該当するものについてのみ救急業務として処理することとされたこと。」

「屋内において生じた事故のうち医療機関その他の場所へ迅速に搬送する必要がある傷病者で、かつ、救急自動車により搬送することが傷病者にとって最良の方法である場合、又は救急自動車によるほか、他に適当な搬送手段がない場合とされたこと」
となっている。

しかしながら、実際には、要求にはほとんど応じているのが実情のようである。このような状態にあるのは救急の判定が実際問題としては非常に難しいことによると思われる。

救急通報の受信

現行制度では、消防と救急がともに119番を利用するため、その選別が必要である。また、110番へ救急の通報が入る場合もあるようだ。消防に救急が伴うことは多いが、救急に消防を必要とする場合はまれであろう。

実務上においても、応答者の必要とする知識や対応の仕方等に違いが出よう。

共通することは、時間が重要な要素であることと組織的に動くことが要求されることであろう。

病状の判定

119番による患者自身やその関係者からの通報内容によって患者の病状を的確に判定することは重要である。これは、病気によっては一刻を争うものも当然含まれるからであり、また、その病気の専門医のいる病院を探し出さなければならない場合もあるからである。

このような病状の判定に対して、現在のところでは医療機関側からのサポート体制はまだ十分に整備しているとはいえないようである。

救急車の出動・交信および応急手当

救急搬送手段としては、特殊なケースの場合にはヘリコプター等も考えられるが、救急車が一般的である。

救急車で出動する救急隊は隊長以下3名以上で構成され、救急指令センター（室）や受入側の医療機関と必要に応じてコンタクトできる。

また、応急手当を要する場合も起こってくるが、医師でないものの治療行為にはいろいろすっきりしない面もあり、この点からも医師の救急車への同乗による応急治療の問題が、患者の発生地での病状の判定の問題とともに提起される。

救急関係情報の把握

救急搬送業務を円満に実施するために、救急指令センター（室）ではサービスエリア内の救急病院の空ベッド数、専門医の在・不在情報等を定期的に収集し、把握している。

しかしながら、実際には情報の不確かさ・タイムラグが問題になることがあるようである。

収集情報の種類も現在のところ、救急病院関係が主体であるが、救急用医療資材等の情報

にまで範囲をひろげて行なうという動きもみられる。今後の動向としては救急情報センターによる広域情報管理システムの必要性が増そう。

3) 医療機関

以下において、救急業務に関与する医療機関について簡単に述べることにする。

消防法の規定に基づき救急病院は厚生省令で次のように定められている。

- ① 開設者から都道府県知事に対し、救急業務に関し協力する旨申し出のあった医療機関であること。
- ② 都道府県知事が、申し出のあった医療機関で該当基準に合うことを認め告示したものであること。
- ③ 救急医療機関の基準

ア 事故による傷病者に関する医療について、相当の知識および経験を有する医師が常時診療に従事していること。

イ 手術室・麻酔器・エックス線装置・輸血および輸液のための設備その他前号の医療を行なうために必要な施設および設備を有すること。

ウ 救急隊による傷病者の搬送に容易な場所に所在し、かつ、傷病者の搬入に適した構造設備を有すること。

エ 事故による傷病者のための専用病床その他救急隊によって搬入される傷病者のために優先的に使用される病床を有すること。

救急医療機関の役割は

- ・ 119番からの第一報による病状の判定のサポート
- ・ 現場に急行した救急隊員への助言
- ・ 現場または救急車等による搬送中の応急手当への助言
- ・ 初期診療（主に一次救急医療機関で）
- ・ 本格的救急医療（主に、二次救急医療機関で）
- ・ 救急医療教育および研究

等が考えられる。

また、医師の救急車等への同乗の可能性、救急専門医の育成、大学病院・公立病院・私立病院・一般医院の救急医療に関する責任の明確化等の検討が必要となろう。さらに、財政的な面でのより積極的な援助が望まれる。

(2) 救急業務関連基準等

ここでは救急隊員の法律で定められている資格・免許・基準教育等の質的な面を中心に述べる。

1) 救急隊員の任命基準

救急隊員は以下のうちのいずれかに該当するものから任命されることになっている。

- ① 定められた基準により、消防庁長官もしくは都道府県知事または市町村長が行なう救急業務に関する講習の課程を修了した者
- ② 医師・歯科医師・薬剤士および獣医師
- ③ 保健婦・助産婦・看護婦および准看護婦
- ④ 医学士・歯学士および衛生看護学士
- ⑤ 前各号に掲げる者のほか、特に救急業務を実施するために必要な学識経験を有すると認められる者

2) 救急業務講習課程

救急隊員任命の基準となる講習課程は以下の通りであるが、医師の養成期間に比べれば、はるかに短期間であり、また、その位置づけも明確ではない。(表4-1参照)

3) その他の免許・資格等

救急業務の実施に際して必要となる免許・資格等は

- ① 自動車運転免許
主に救急車の運転のため必要
- ② ヘリコプター操縦免許
- ③ 無線免許
が普通である。

(3) 救急業務関連機器に関する基準

消防施設強化促進法の対象となる消防施設の中から救急業務に関連するものについて法的に定められていることがらについて述べる。

1) 救急自動車の基準

- ① 道路運送車両の保安基準に定める緊急自動車の基準に適合するものであること。
- ② 隊員3人以上および傷病者2人以上を収容し、かつ所定の機器を積載できる構造のものであること。
- ③ 4輪自動車であること。
- ④ 傷病者を収容する部分の大きさは、次のとおりであること。
ア 長さ1.9 m、幅0.5 m以上のベッド1台以上および担架2台以上を収納し、かつ、隊員が業務を行なうことができる容積を有するものであること。
イ 室内の高さは、隊員が業務を行なうに支障のないものであること。
- ⑤ 十分な緩衝装置を有するものであること。
- ⑥ 適当な防音、換気および保温のための装置を有するものであること。
- ⑦ 救急自動車の側面には、当該市町村の消防本部名または消防署名もしくは救急隊名を標

表 4-1 救急業務講習科目時間一覧

課 目		種 別	細 目	時 間	
衛 生 技 術	総		論	4	4
	防 疫	食 品 衛 生 疫 防	食 中 毒 疫 處 置 論 系	1 1	2
	解 剖 生 理	解 剖 生 理	骨 格 器 系 筋 肉 系 循 環 器 系 消 化 器 系	3	3
	救 急 に 必 要		な 診 断 学	4	4
	内 科	内 科 的 疾 患	感 染 症 日 常 多 発 する 内 科 的 疾 患	1	10
		内 科 的 応 急 措 置	内 科 的 応 急 措 置 急 性 薬 物 中 毒 の 応 急 処 置	9	
	外 科	外 科 的 疾 患	創 傷 出 血 外 傷 性 シ ョ ッ ク 骨 折 ・ ね ん ざ ・ 脱 き づ け 熱 輸 血 と 輸 液	18	40
			日 常 多 発 する 外 科 的 疾 患 外 科 的 応 急 措 置 窒 息 時 の 応 急 措 置	15	
		外 科 的 応 急 処 置	人 工 呼 吸 法 止 血 法 生 器 の 使 用 法 包 帯 副 子 法	7	
	産 科	産 科 応 急 処 置	正 常 分 娩 異 常 分 娩	4	4
看 護	基 礎 看 護	基 礎 看 護 法	16	16	
傷 病 者 輸 送	入 力 搬 送 担 架 搬 送 車 両 搬 送	徒 手 搬 送	2	6	
		担 架 搬 送	2		
		車 両 搬 送	2		
計					89
関 係 法 規 及 び 救 急 実 務	法 規	救 急 関 係 法 規	救 急 関 係 法 規	4	4
	現 場 要 務	現 場 要 務	現 場 並 び に 病 院 識 別	4	8
	実 習	現 場 保 存 実 習	病 院 及 び 現 場 扱 具 取 扱	4	28
			計	24	
計					40
そ の 他	試 験 そ の 他	学 科 試 験	2	2	
		開 講 式	2	4	
		閉 講 式	2	6	
計					135

(注) 本表の時間数は、講習会の実情により、適宜増減することができる。

示するものとする。

2) 救急車搭載器具および資材

救急自動車の備える救急器具および材料

法的に定められている搭載資材は以下の通りである。

表4-2 救急車搭載器具資材一覧

分類	品名	分類	品名	分類	品名	
担架及び搬送の保護用品	普通担架	基礎看護・応急救置用品の類	手洗器	救出用具類	救命綱	
	屈折式担架		ゴム手袋		腰綱	
	ベッド敷物		便器		救命具	
	カバー		汚物入		保安帽	
	上掛		水枕		キャップライト	
	ゴムシート		氷のう		非常信号用具	
止血用品	枕		検温器		外傷消毒薬	懐中電灯
	止血帯		油紙			患者認識票
人口呼吸に関するもの	止血子		メセットの類		脱脂綿	一般消毒薬
	人工そ生器	はさみ(三種一組)		ヨードチンキ		
	開口器	メス		アルコール		
	舌圧子	ピンセット(三種一組)		オキシフル		
副子	予備酸素ボンベ	戸棚容器の類	捲綿子	医薬品	マーキュロ液	
	全身副子		麦粒鉗子		クレゾール	
包帯の類	局所副子	消毒器具	救急箱	その他	フェノール	
	三角布		薬品戸棚		石鹼	
	包帯		シャーレ		リバノール	
	救急包帯		広口ビン		クレオソート	
洗眼用品	包帯止め	ガーゼ槽	目薬	必要と認められる器具及び材料		
	ガーゼ	ケップフェル	ホーサン水			
	点眼ビン	蒸気消毒器	ヒマシ油			
	洗眼ビン	煮沸消毒器	鎮痛剤			
	受水器	噴霧消毒器	ペニシリン軟こう			
		指頭消毒器				

3) ヘリコプターの規格

消防庁長官が認めるもの。

4) 救急指令装置の仕様

救急指令装置の仕様は巻末資料に示す。

5) 消防専用有線電話装置および消防専用無線電話装置の規格

これに関する規格は巻末資料に示す。

4.2 救急業務の実例

いままでに述べてきたものは全国に共通するものであって、地域的特徴は一切盛り込まれていない。したがって、ここでは本来地域的特徴が織込まれている都道府県令・市町村令に代るものとして、いくつかの実例を挙げることで、それらの補足としたい。それと同時に法令の運営の仕方の具体例となることも意図している。実例はその特徴のみを簡単に記述するにとどめる。

4.2.1 東京消防庁⁴⁾

東京都の場合が他府県と大きく違っている点は、以下の通りである。

- (1) 普通市町村単位で行なわれる救急搬送業務を東京23区と三多摩地区を合わせて東京消防庁が一元的に管理している。
- (2) 現在の救急指令室の機能をさらに拡張した救急情報センター構想を有し、救急情報と搬送業務の一体化を旨としている。(図4-3参照)

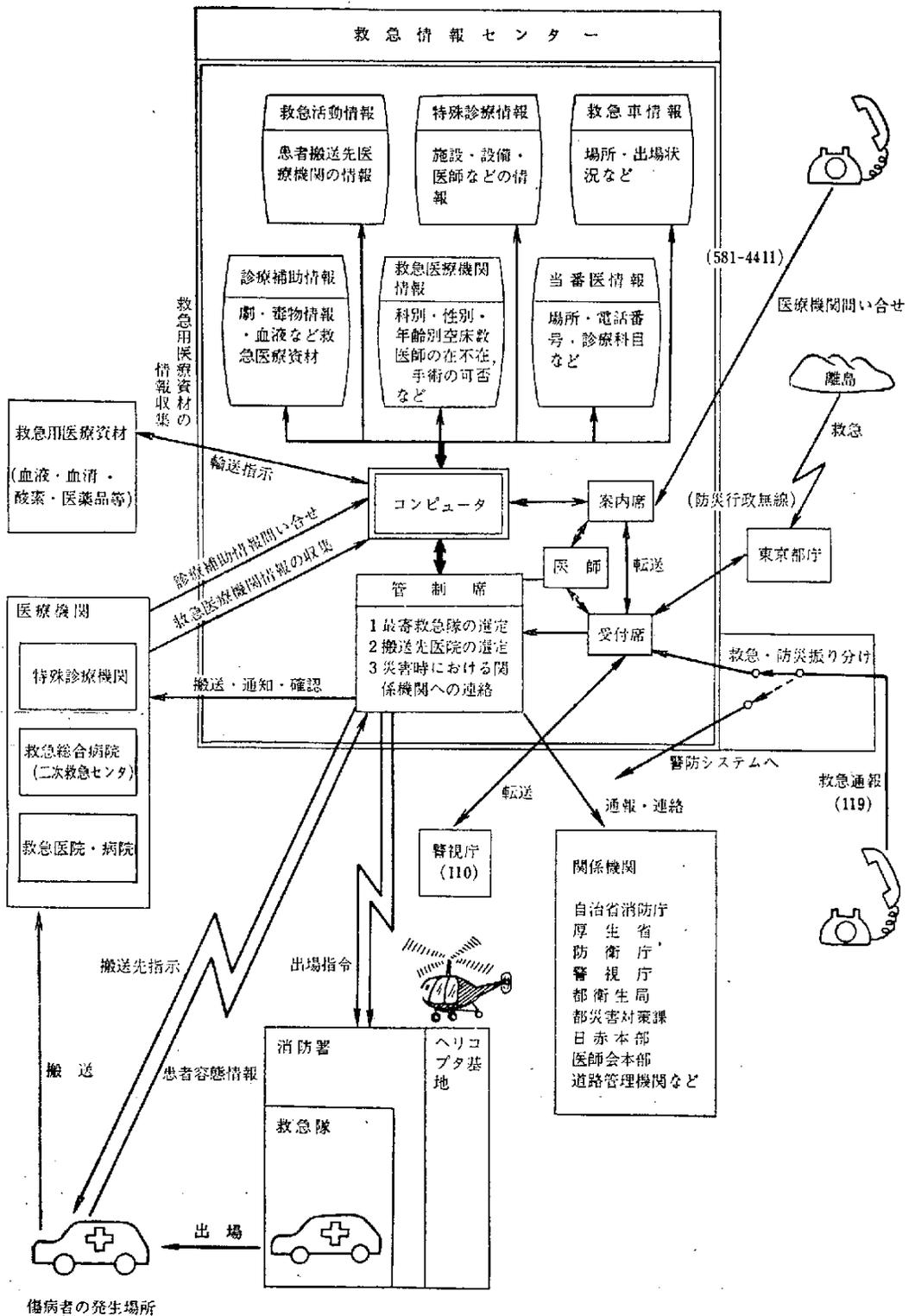


図 4-3 東京都の救急情報システム概念図

4.2.2 大阪府救急医療情報センター⁶⁾

上記センターの特徴は以下の通りである。

- (1) 大阪府では救急搬送業務は市町村単位で行なわれており、東京都のように府内での一元化は行なわれていない。その代わりに、上記救急情報センターが府下全域を対象に救急情報サービスを行なっている。
- (2) 救急情報センターの運営主体は大阪府衛生部である。したがって、救急搬送業務を行なっている市町村とは命令系統を異にしている。
- (3) サービス対象は府下の消防本部と救急車である。
- (4) 業務内容は
 - ・ 病院受入状況の情報収集
 - ・ 搬送先等の情報提供
 各消防本部は管轄下の病院の情報しか有していないため、域外病院への搬送が必要な場合には便利。
 - ・ 救急病院等に対する事前連絡
 - ・ 救急病院等に対する医薬材料等の確保
 等である。

以下に業務の系統図を示す。

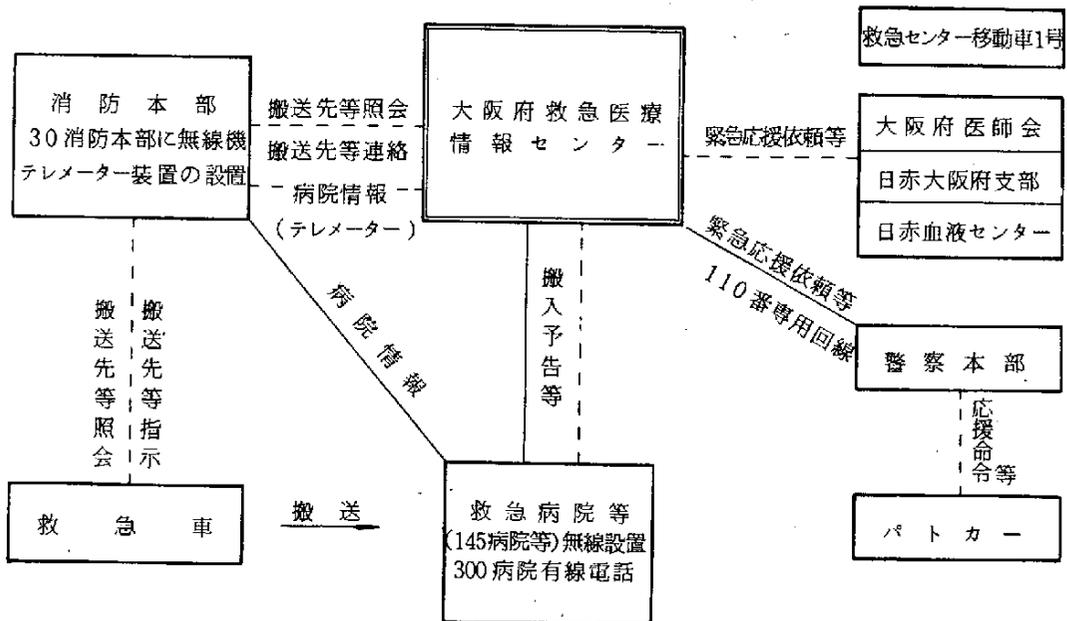


図4-4 大阪府救急医療情報センター業務系統図

4.2.3 TACCシステム ^{5), 7)}

TACCシステムの特徴は次のようなものである。

- (1) 運営主体が財団法人東海交通災害コントロールセンター（TACC）で、地方公共団体・地方議会・医師会・大学・報道機関・交通関係団体・財界等によって設立された。サービス地域は名古屋市およびその周辺。
- (2) 患者搬送中の救急車等から心電図・脳波・テレメール等が伝送できる。
- (3) 通常の搬送手段である救急車ばかりでなく「走る手術室」や「走る高気圧室」等の救急治療車を有している。
- (4) 救急医療機関からセンターへ専門医派遣の要請があった場合はポケットベル等により連絡し、パトカーで派遣する。また、処置方法の指導もする。
- (5) 脳外科手術器械等の高水準の救急医療用機材に対する要求があれば、パトカーにより急送する。（現在は諸事情により中止）
- (6) TACCシステムだけで、独立システムを構成するのではなく、既存の消防・警察のシステムとも十分にリンクを取り、医療関係者も積極的に参加している。

以下にTACCシステム構成図を載せる。

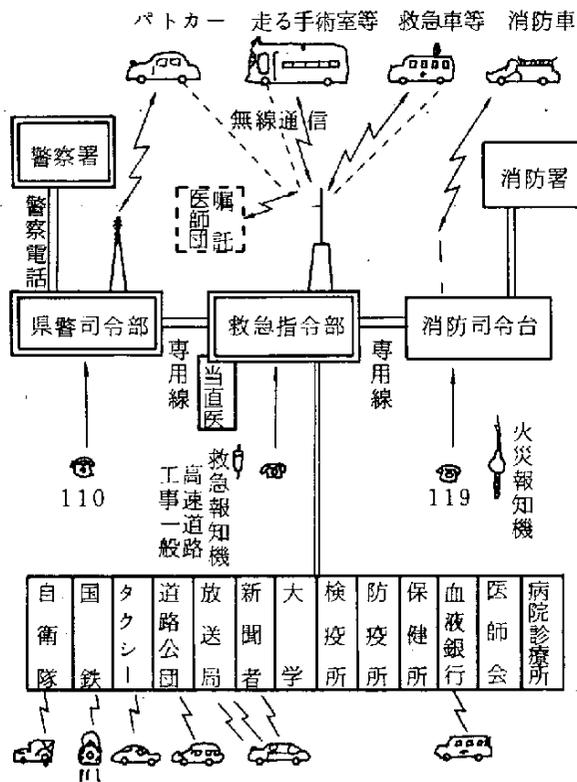
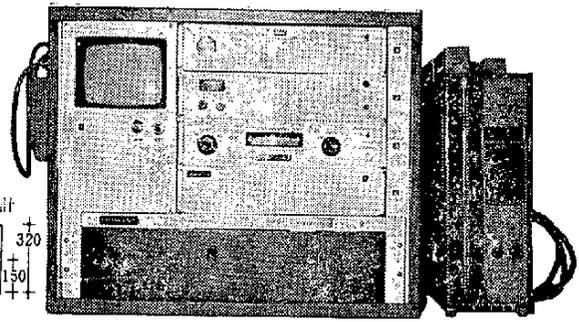
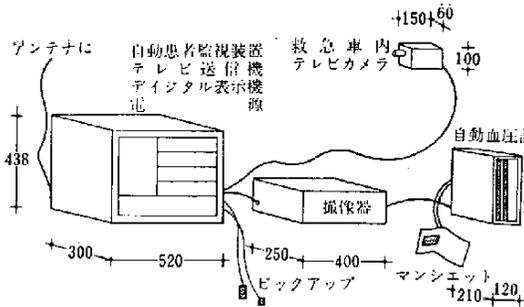


図4-5 TACCシステム機構図

4.2.4 救急患者テレビ管理方式の実験⁸⁾

前記3例とは趣きが異なるが、以下に東北大学医学部で実験中の救急患者のテレビ管理方式についてその特徴を述べる。

- (1) 医療用電波の周波数割り当てがないので、アマチュア無線に割り当てられた周波数（UHF 435 MHz）を利用。
- (2) 救急患者に関する情報は患者の外面的情報の画面に生体情報の測定値がデジタル表示でスーパーポーズされる。
- (3) 救急車は移動中にも送信するので無指向性アンテナを使用し、受け手の医師側はアンテナ回転装置によって救急車方向にアンテナ位置を合わせて高感度の受信を可能とする。
- (4) 電源は救急車のバッテリーDC 12VをAC 100Vに変換して利用。
- (5) 送受信 8 Km の距離で実用に耐える画像が得られる。
- (6) 受像機は一般家庭用のテレビ受像機にコンバータをとりつけるだけでよい。



本体とモニター部分および自動血圧測定器

救急車積載機器（事故現場の救急患者の情報をテレビによって病院医師に伝達する方法——東北大学病院管理学教室試作）

図4-6 テレビ管理方式の実験における使用機器

4.2.5 今後の救急業務活動

以上のような実例および実験例から、今後救急業務活動の動向を推察すると、その体制は図の4-7のように推移するものと思われる。

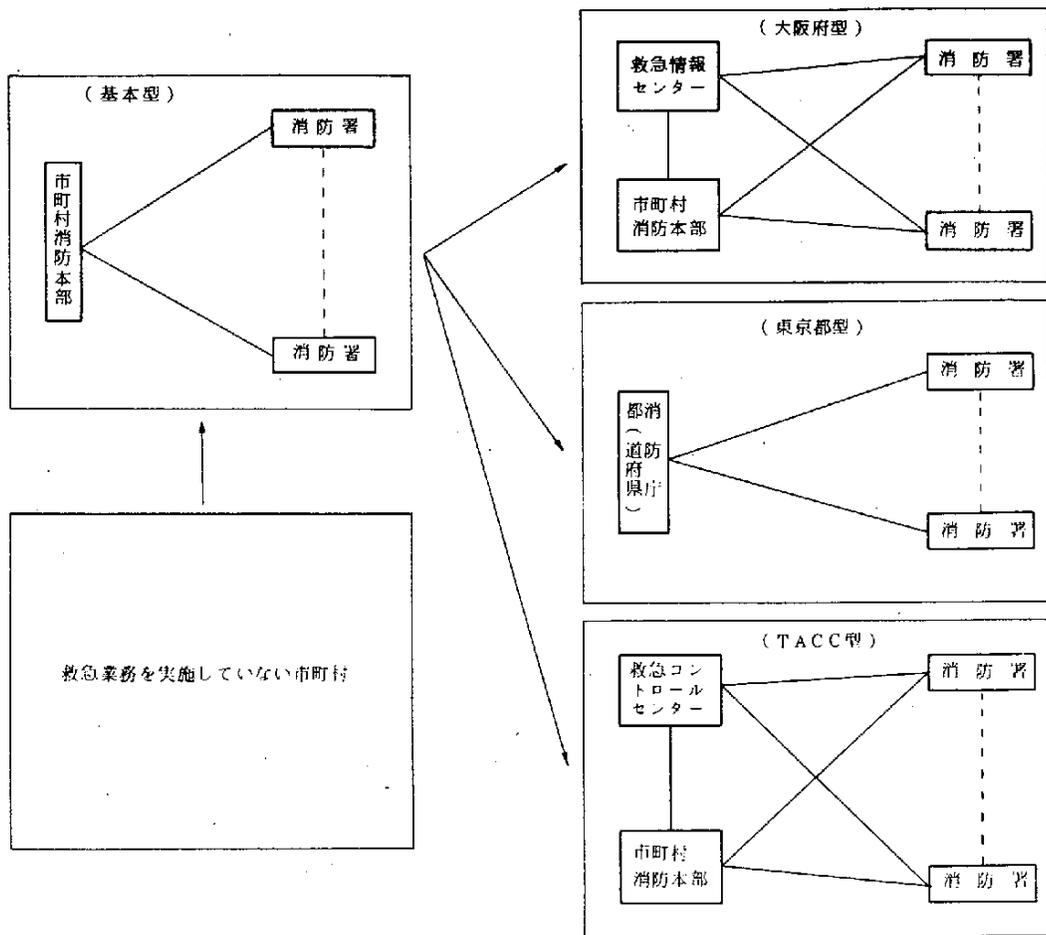


図 4-7 救急搬送体制の基本パターンとその推移

4.3 救急医療の問題点

以下にこれまでのまとめとして、比較的大きな問題点について述べる。(図4-8参照)

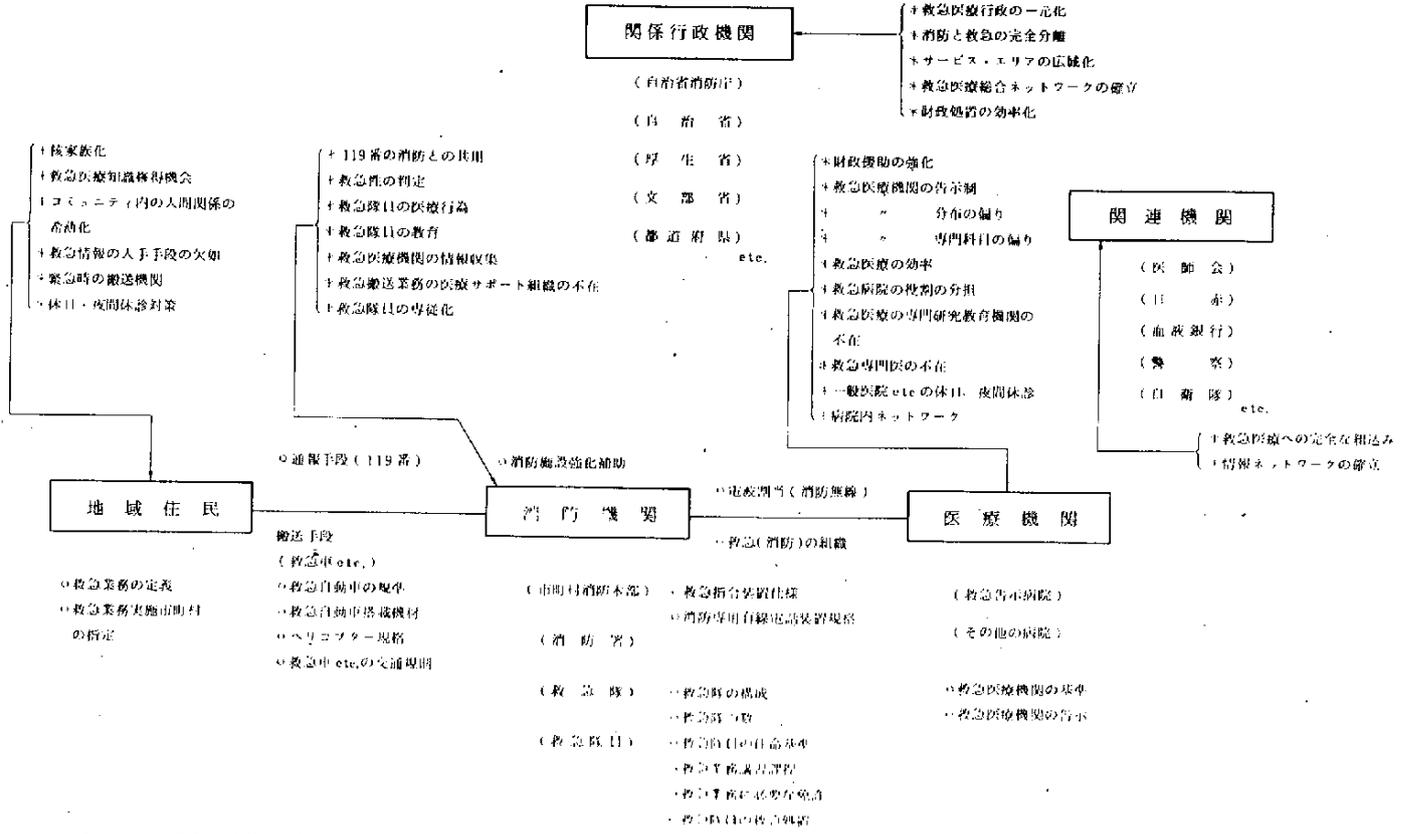


図4-8 救急医療をとりまく諸問題

4.3.1 行政上の問題点

- (1) 救急医療行政が一元化されていない。

救急搬送業務は自治省消防庁、救急医療機関は厚生省のため一貫性が保ちにくい。

- (2) 消防業務と救急業務の完全な分離が行われていない。

救急隊員も消防隊員と兼務の場合が多い。

- (3) 救急（消防）業務のサービスエリアが市町村単位のためサービスエリア内で救急業務を処理できない場合がある。

とくに、本来のサービスエリア外の救急医療機関に関する情報収集は難しいようである。

これは効率の問題にも関係する。

- (4) 総合的な救急医療ネットワークがない。

- (5) 財政処置の強化および効率化

4.3.2 消防機関等における問題点

- (1) 救急通報用の119番が消防と共用で専用の通信系がない。

救急と消防の選別を必要とする。

- (2) 救急性の判定が難しい

通信機器の改善・担当者の知識の強化等によって解決可能なものなのか？

- (3) 救急隊員の医療行為

救急隊員の医療上の位置づけが明確でない。

- (4) 救急隊員の教育

訓練方法が全国的に統一されていない。また、適当な講師がなかなか確保できない。また、無線免許・自動車免許等も必要。

- (5) 救急医療機関の情報収集が難しい

とくに専門医の在・不在情報の把握が困難なようだ。また、情報のタイム・ラグもある。

- (6) サポート組織がない

医療機関・医師のサポートを受けることが難しい。

4.3.3 医療機関等における問題点

- (1) 救急医療機関の告示は自己申告制のためその分布に過密・過疎が生じやすい。

また、専門分野も偏りがちである。

- (2) 救急部門は経済的にみても効率が悪い。

ミクロ的にはわずかな需要に対して、専門医の24時間待機・常時救急用空ベット確保・特殊設備等を必要とする。また、財政的援助も十分ではない。

- (3) 救急病院間のネットワークも完全でない

- (4) 救急医療の教育と研究を専門にする機関がない
臨床面・監察医務面からの研究が必要。
- (5) 救急専門医が少ない
多様な救急需要に対応するためには、医師の専門が分化しすぎている。
- (6) 救急病院間の役割の分担がはっきりしない。
一次医療機関（初期診療）、二次医療機関（本格的救急医療）の別がない。
- (7) 搬送中の応急手当の有効性
- (8) 医院等の休日・夜間休診が一般化したことに対する対策

4.3.4 地域住民にとっての問題点

- (1) 核家族化の一般化により応急手当等の生活の知恵にたよれなくなってきた。
- (2) 救急医療知識を得る場が少ない。また、緊急時にすぐ必要情報を入手できない。
- (3) コミュニティ内の人間関係が希薄になり、ホームドクター（いわゆるかかりつけの医者）を持たない世帯が増えてきた。
- (4) 休日・夜間休診時の急病対策
- (5) 緊急時に適当な搬送機関がない

4.4 自衛隊の災害救助活動

救急医療活動全体における自衛隊の役割を、法律的な面と、救急医療の実際例とから以下に述べる。

4.4.1 災害出動に関連する法律

自衛隊が災害救助活動を行なうにあたって関連する法律は概略図4-9に示されるようなものである。

救急医療の立場から見た自衛隊の活動は、輸送業務（医師、患者、医療機器など）に、ほぼ限定される。

これらは法律上は災害救助法に関連した自衛隊法の条項に基づく。

すなわち自衛隊法第83条の規定による「災害派遣」である。

具体的には知事が実際の活動（ヘリコプターの出動など）を自衛隊の部隊に要請できる。要請する相手は防衛庁の長官である。

上記において「知事」は「市、町、村の長」で、また「長官」は部隊の長が代行できる。これについては政令に定めるところによっている。

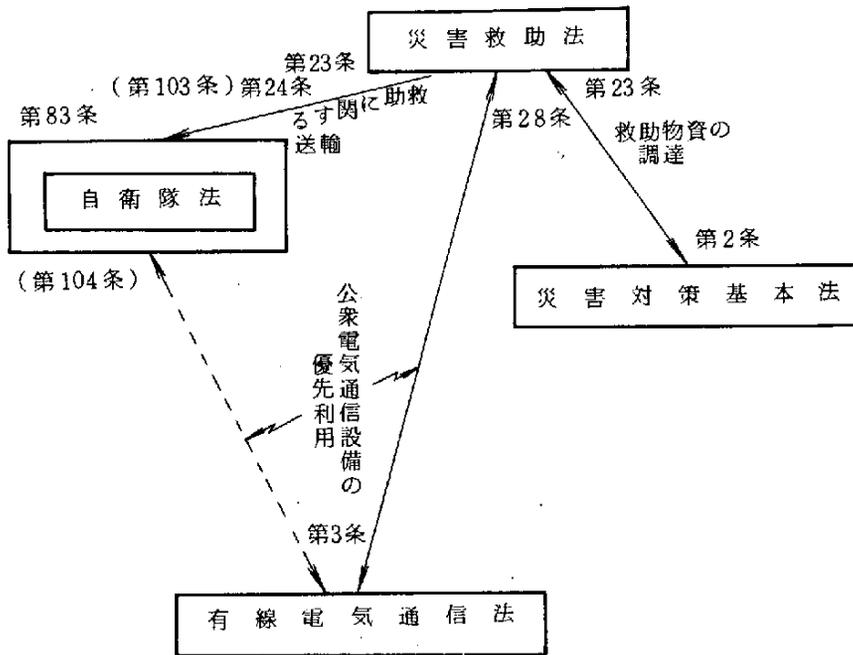
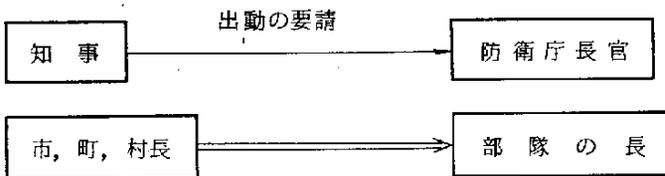


図4-9 自衛隊の災害救助活動に関連する法律

その概略の経路は下図のようなものである。



なお、民間の輸送業者を災害救助活動のためにこれを徴用することができる。(自衛隊法第103条、災害救助法第23条)

災害救助法第23条の要請者は知事であり、要請の相手は防衛庁長官であるが、実際は政令に従って、市町村長や部隊長が代行できる。

ここで注意すべきことは、この法律規定で実際に輸送などの活動を要請された者は、その命令を拒否できないことである。

つまり、自衛隊法第103条、第6項によると、「行政不服審査法」による不服申立てをすることができない、となっているからである。

なお、災害救助活動に関する費用負担については災害救助活動が行なわれた地の都道府県が負担することになっている。(災害救助法第23条)

4.4.2 災害出動による救急活動の問題点

災害救助活動を行なうにあたって、現在の自衛隊法等に大きな問題はない。

出動要請から行動までの時間の緊急性という観点から考えても、知事に代わる市町村長、防衛庁長官に代わる部隊長に権限を与えているのは適切である。

また、医療品の緊急収用、電波の優先利用が認められており、民間に救急活動の要請ができ、その費用も地方公共団体が負担するなど、法的にはよく配慮されているといえる。

また、実際に自衛隊の災害出動によって多くの人命が救われていることも事実である。

しかし国土防衛という自衛隊本来の任務から考えると、このような形（ヘリコプターの出動など）で自衛隊に救急活動の一部を依存していることには疑問が残る。すなわち、自衛隊の災害出動による救急活動は、あくまで例外的なものであって、常態的なものではないからである。

したがって今後ヘリコプターなどの適切な輸送手段を持った、公共あるいは民間の救急活動専門の機関が、これを肩がわりすることが望ましい。

この意味において本システムの意義も少なくないものと考えられる。

4.4.3 離島における災害出動の現状

長崎県における事例

長崎県は多くの離島をかかえ、救急活動にも大きな支障をきたしている。

このような状況にあつて、自衛隊のヘリコプターの災害出動による救急活動にはめざましいものがある。

以下に長崎県における事例を紹介する。なお資料は「公立病院等整備研究調査資料」⁹⁾より抜粋した。

表 4-3 年度別出動回数と救助対象者数

年	回 数	救助対象者	備 考
40	7	51人	内1回、45人は労働災害
41	16	21	
42	10	10	
43	19	19	
44	11	12	

自衛隊ヘリコプターの地域別出動回数

(40年～45年の累計)

上五島圏	25回
壱岐圏	9
対馬圏	36
長崎圏	1
県央圏	0
島原圏	0
下五島圏	4
佐世保圏	11
北松圏	3

上記の表によると対馬、上五島等の離島への出動が圧倒的に多いことがわかる。

症状別出動回数

(40年～45年の累計)

交通事故	6
労働災害	4
その他負傷	5
未熟児	24

この表から明らかに未熟児救助に出動することが多く離島における救急医療の一つの姿を示しているといえよう。

表4-4 自衛隊ヘリコプター出動の具体的内容

(昭和45年)

市町村名	区 分	搬送区間	収容病院名	傷 病 名
三井楽町	下五島	三井 楽一大村	久留米医大	橋から転落, 骨折
〃	〃	福江空港一大村	長大附属病院	脳腫脹
小値賀町	佐世保	小 値 賀一大村	国立大村病院	未熟児
宇久町	〃	宇 久一大村	〃	流産, 出血多量
上五島町	上五島	有 川一大村	〃	未熟児
〃	〃	〃	〃	未熟児, 脳膜炎
〃	〃	〃	〃	労働事故
新魚目町	〃	新 魚 目一大村	〃	肝臓瘍
〃	〃	〃	〃	出血性貧血
〃	〃	有 川一大村	〃	未熟児
〃	〃	新 魚 目一長崎	長崎原爆病院	アミロイド沈着症
有川町	〃	有 川一大村	長大附属病院	帝王切開子宮破裂
〃	〃	〃	〃	首管 出血多量
〃	〃	〃	国立大村病院	心因性気管支喘息
〃	〃	〃	〃	頸管裂傷
奈良尾町	〃	〃	〃	重症黄だん
郷ノ浦町	壱岐	壱岐空港一大村	〃	妊娠中毒症
巖原町	対馬	巖 原一大村	〃	未熟児
美津島町	〃	竹 敷一大村	〃	胃潰瘍, 十二指腸せんこう
〃	〃	〃	〃	交通事故
〃	〃	〃	〃	腸閉塞
〃	〃	〃	〃	右側頭部強打骨折
〃	〃	〃	〃	未熟児
豊玉村	〃	豊 玉一大村	〃	潜水病

以上、長崎県における離島の救急医療の現状を自衛隊ヘリコプターの出動状況からみてみたが、こうした離島における救急医療の問題点をひろってみると、

- (1) 離島における救急医療活動は、緊急性という意味で、「空から」ということを余儀なくされる。
- (2) 従って、その活動は、天候に左右され、またそれにとまなう危険も大きい。

(3) ヘリコプターに載せられる医療器材の種類や量が限られているのに、症状は千差万別であり、これに対処することが困難である。

(4) 救急活動のために、医師、看護婦が現地に赴くと、病院業務が一日、時にはそれ以上も中断され、それらの病院の診療業務の予定が大きく狂うことがある。

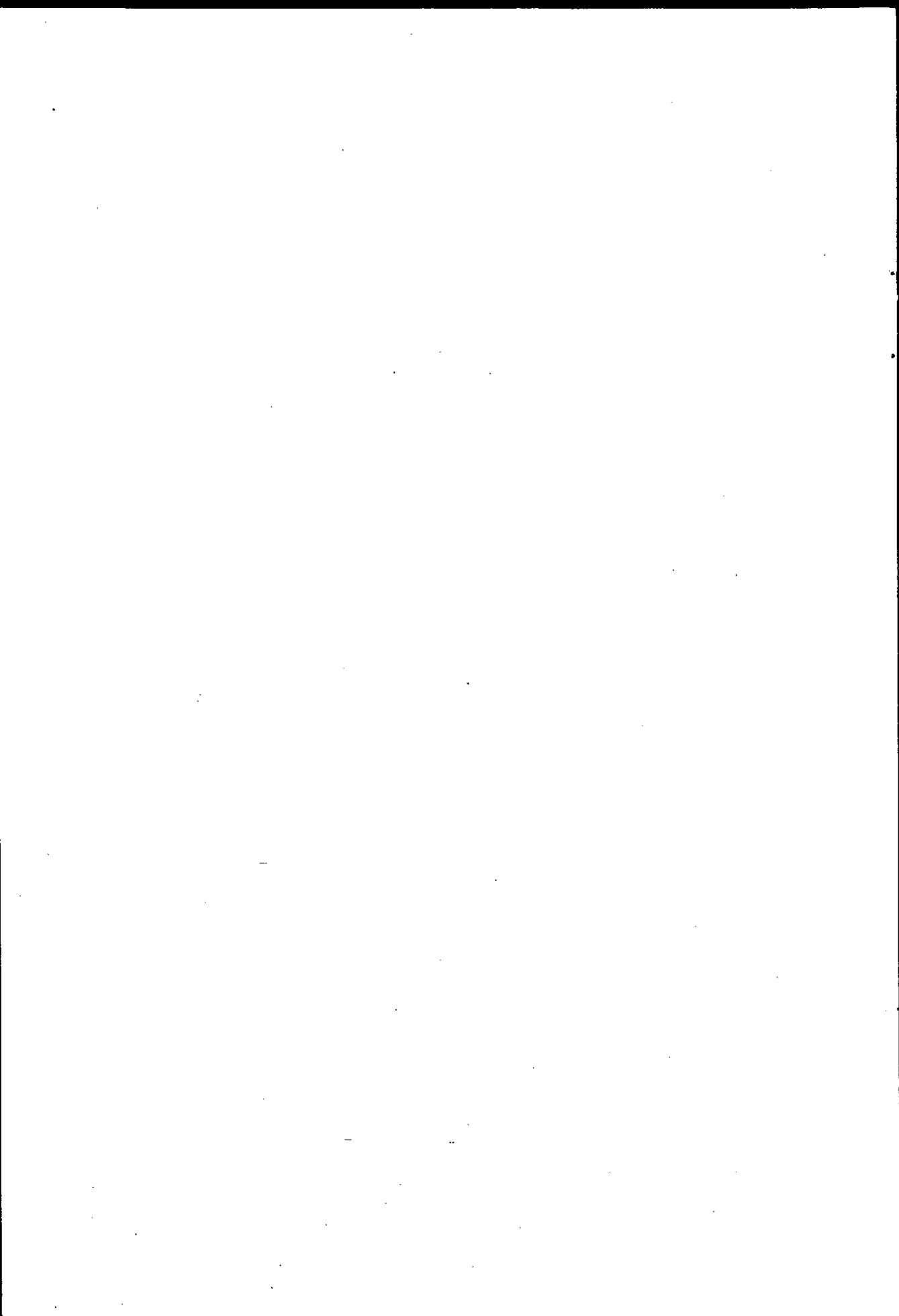
などの点があげられる。¹⁰⁾

いずれにしても現状ではこのような離島における救急医療は現地の医療関係者の使命感と、いわば窮余の一策としての自衛隊ヘリコプターの出動とによってからくも支えられている、といっても過言ではないようである。

参 考 資 料

- | | | |
|--------------------------------|----------------------|--------------|
| 1) 救急業務の法制的問題 | 法律時報(第36巻第2号) | 唄 孝一 |
| 2) 救急医療の法的考察 | 日本公衛誌(第17巻第3号) | 小野 恵 |
| 3) 救急医療と公的責任 | 公衆衛生(第37巻第6号) | 小野 恵 |
| 4) 救急医療体制の動向 | ジュリスト(1973年11月25日号) | 岡村正明 |
| 5) 救急コントロールセンター | からだの科学(昭和43年7月号) | 橋本義雄 |
| 6) 大阪府救急医療情報センターパンフレット | 大阪府衛生部 | |
| 7) 財団法人 東海交通災害コントロールセンターパンフレット | | |
| 8) 救急患者のテレビによる管理方式 | 病院 臨時増刊(1973年 No 13) | 岩本正信他 |
| 9) 公立病院等整備研究調査資料 | 昭和46年8月 | 長崎県衛生部 |
| 10) 救急医療と病院のヘリポート | 横内 寛, 出崎啓介, | 病院設備 昭和47年1月 |

付録 システムに関連する法規等



付録1 医療機能に関連する法規等

憲法

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

医師法

条十七條 医師でなければ、医業をなしてはならない。

第二十條 医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出産証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後二十四時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

第二十四條 医師は、診察をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。

2 前項の診療録であつて、病院又は診療所に勤務する医師のした診療に関するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に関するものは、その医師において、五年間これを保存しなければならない。

第二十四條の二 厚生大臣は、公衆衛生上重大な危害を生ずる虞がある場合において、その危害を防止するため特に必要があると認めるときは、医師に対して、医療又は保健指導に關し必要な指示をすることができる。

2 厚生大臣は、前項の規定による指示をするに當つては、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

(昭二四法六六・追加)

医師法施行規則

第三十一條 診療録の記載事項は、左の通りである。

一 診療を受けた者の住所、氏名、性別及び

年齢

- 二 病名及び主要症状
- 三 治療方法（処方及び処置）
- 四 診療の年月日

医療法

第一條 この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医師をなす場所であつて、患者二十人以上の収容施設を有するものをいう。病院は、傷病者が、科学的で且つ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、且つ、運営されるものでなければならない。

2 この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であつて、患者の収容施設を有しないもの又は患者十九人以下の収容施設を有するものをいう。

第十五條 病院又は診療所の管理者は、その病院又は診療所に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者を監督し、その業務遂行に欠けるところのないよう必要な注意をしなければならない。

2 助産婦の管理者は、助産所に勤務する助産婦その他の従業者を監督し、その業務遂行に遺憾のないよう必要な注意をしなければならない。

第十六條 医業を行う病院の管理者は、病院に医師を宿直させなければならない。但し、病院に勤務する医師が、その病院に隣接した場所に居住する場合において、病院所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

第二十一條 病院は、省令の定めるところにより、左の各号に掲げる人員及び施設を有し、且つ、記録を備えて置かなければならない。但し、法令の定めるところにより、都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

一 省令を以て定める員数の医師、歯科医師、看護婦その他の従業者

二 各科専門の診察室

三 手術室

四 処置室

五 臨床検査施設

六 エックス線装置

七 調剤所

八 消毒施設

九 給食施設

十 給水施設

十一 暖房施設

十二 洗たく施設

十三 汚物処理施設

十四 診療に関する諸記録

十五 その他省令をもって定める施設

2 前項第一号又は第十五号の規定に基く省令の規定によって定められた人員又は施設を有しない者については、政令で五千円以下の罰金の刑を科する旨の規定を設けることができる。

(昭二八法二二三・一部改正)

第七十三条 当該官吏若しくは吏員又はその職にあつた者が、故なく第五条第二項又は第二十五条の規定による診察録又は助産録の検査に関し知得した医師、歯科医師又は助産婦の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

2 職務上前項の秘密を知得した他の公務員又は公務員であつた者が、故なくその秘密を漏らしたときも、前項と同様である。

医療法施行規則

第十九条 法第二十一条第一項第一号の規定による病院に置くべき医師、歯科医師その他の従業員の員数の標準は、次の通りとする。

- 一 医師 入院患者（歯科の入院患者を除く。）の数と外来患者（歯科の外来患者を除く。）の数を二・五（耳鼻いんこう科又は眼科については、五）をもって除した数との和が

五十二までは三とし、それ以上十六又はその端数を増すごとに一を加えた数

二 歯科医師

イ 歯科のみを診療科名とする病院にあつては、入院患者の数が五十二までは三とし、それ以上十六又はその端数を増すごとに一を加え、さらに外来患者についての病院の実状に応じて必要と認められる数を加えた数

ロ イ以外の病院にあつては、歯科の入院患者の数が一六までは一とし、それ以上又はその端数を増すごとに一を加え、さらに歯科の外来患者についての病院の実状に応じて必要と認められる数を加えた数

三 薬剤師 調剤数八十又はその端数を増すごとに一

四 看護婦及び准看護婦 入院患者（収容されている新生児を含む。以下本条及び次条第十二号において同じ。）の数が四又はその端数を増すごとに一及び外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一。ただし産婦人科又は産科においては、その適当数を助産婦とするものとし、また、歯科においてはその適当数を歯科衛生士とすることができる。

五 栄養士 病床数百以上の病院にあつては、
一 診療エックス線技師、事務員、雑仕婦その他の従事者 病院の実状に応じた適当数

2 医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）第十一条第一項又は歯科医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十八号）第十一条に規定する施設については、当該施設で診療に関する実地修練又は診療及び口くう衛生に関する実地修練を行おうとする者を適当数置くものとする。

3 第一項の入院患者及び外来患者の数は、前年度の平均値とする。但し、新規開設又は再開の場合は、推定数による。

薬事法

第十二条

医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業の許可を得た者でなければ、それぞれ、業として、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造（小分けを含む。以下同じ。）をしてはならない。

2 前項の許可は、厚生大臣が製造所ごとに与える。

3 第一項の許可は、二年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

第十四条

厚生大臣は、日本薬局方に収められていない医薬品、医薬部外品、厚生大臣の指定する成分を含有する化粧品又は医療用具（厚生大臣の指定する医療用具を除く。）につき、これを製造しようとする者から申請があつたときは、その名称、成分、分量、用法、用量、効能、効果等を審査して、品目ごとにその製造についての承認を与える。

2 前項の承認を受けた者は、当該品目について承認された事項の一部を変更しようとするときは、その変更についての承認を求めることができらる。

第十八条

医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業者は、当該製造所において製造する品目を変更し、又は追加しようとするときは、厚生大臣の許可を受けなければならぬ。

2 前項の許可については、第十三条の規定を準用する。

第三十九条

厚生大臣の指定する医療用具を業として販売しようとする者は、あらかじめ、営業所ごとに、その営業所の所在地の都道府県知事に厚生省令で定める事項を届け出なければならぬ。ただし、医療用具の製造業者又は輸入販売業者が、その製造し、又は輸入した医療用具を医療用具の製造業者又は販売業者に販売しようとするときは、この限りでない。

2 厚生大臣は、厚生省令で営業所の構造設備

の基準を定めることができる。

第四十一条

厚生大臣は、医薬品の性状及び品質の適正をはかるため、中央薬事審議会の意見を聞いて、日本薬局方を定め、これを公示する。

2 日本薬局方は、第一部及び第二部に分け、第一部には、主として、繁用される原薬たる医薬品及び基礎的製剤を収め、第二部には、主として、混合製剤及びその原薬たる医薬品を収める。

3 厚生大臣は、少なくとも十年ごとに日本薬局方の全面にわたつて中央薬事審議会の検討が行なわれるように、その改定について中央薬事審議会に諮問しなければならない。

第四十二条

厚生大臣は、生物学的製剤、抗微生物質製剤その他保健衛生上特別の注意を要する医薬品につき、中央薬事審議会の意見を聞いて、その製法、性状、品質、貯法等に関し、必要な基準を設けることができる。

2 厚生大臣は、保健衛生上の危害を防止するために必要があるときは、医薬部外品、化粧品又は医療用具について、中央薬事審議会の意見を聞いて、その性状、品質及び性能に関し、必要な基準を設けることができる。

第四十三条

厚生大臣の指定する医薬品又は医療用具は、厚生大臣の指定する者の検定を受け、かつ、これに合格したものでなければ、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。ただし、厚生省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

2 前項の検定に関し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項の検定の結果については、（行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

食品衛生法

第十一条

（表示の基準の制定）厚生大臣は公衆衛生の見地から、販売の用に供する食品若しくは添加物又は前条第一項の規定により

規格若しくは基準が定められた器具若しくは容器包装に関する表示につき、必要な基準を定めることができる。

② 前項の規定により表示に基準が定められた食品、添加物、器具又は容器包装は、その基準に合う表示がなければ、これを販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。

保健所法

〔治療〕

第四 条 保健所は、地方における公衆衛生の向上及び増進を凶るため必要があるときは、結核、性病、歯科疾患その他厚生大臣の指定する疾病の治療を行うことができる。

結核予防法

第五 条 都道府県知事は、結核予防上特に必要があると認めるときは、左の各号に掲げる者について、それを受けるべき者及びその期日を指定して、定期外の健康診断を行うことができる。

- 一 結核に感染し、又は公衆に結核を伝染させるおそれがある業務に従事する者
- 二 結核まん延のおそれがある場合又は地域において、業務に従事し、又は学校教育を受ける者
- 三 結核まん延のおそれがある場所又は地域に居住する者又は居住していた者
- 四 結核患者と同居する者又は同居していた者

第二十二 条 医師は、診療の結果受診者が結核患者であると診断したときは、二日以内に、その患者について省令で定める事項を、もよりの保健所長に届け出なければならない。2 保健所長は、その管轄する区域内に居住する者以外の者について前項の届け出を受けたときは、その届け出の内容を、当該患者の居住地を管轄する保健所長に通報しなければならない。

第六十二 条 この法律の規定による健康診断、ツベルクリン反応検査、予防接種若しくは精

密検査の実施の事務に従事した者又は結核診査協議会の委員若しくはその職にあつた者が、その実施又は職務執行に関して知得した医師の業務上の秘密又は個人の心身の欠陥その他の秘密を正当の理由なしに漏らしたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

保健婦助産婦看護婦法

第三十七 条 保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦は、主治の医師又は歯科医師の指示があつた場合の外、診療機械を使用し、医薬品を授与し、又は医薬品について指示をなしその他医師若しくは歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずる虞のある行為をしてはならない。但し、臨時応急の手当をなし、又は助産婦がへそのおを切り、かん腸を施し、その他助産婦の業務に当然附随する行為をなすことは差支ない。

（昭二六法一四七・一部改正）

第四十二 条 助産婦が分娩の介助をしたときは、助産に関する事項を遅滞なく助産録に記載しなければならない。

2 前項の助産録であつて病院、診療所又は助産所に勤務する助産婦のなした助産に関するものは、その病院、診療所又は助産所の管理者において、その他の助産に関するものは、その助産婦において五年間これを保存しなければならない。

3 第一項の規定による助産録の記載事項に関するは、省令でこれを定める。

第四十三 条 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十九条から第三十二条までの規定に違反した者
- 二 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けたる者

2 前項第一号の罪を犯した者が、助産婦、看護婦、准看護婦又はこれに類似した名称を用いたものであるときは、これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

診療放射線技師及び診療エックス線技師法

第二二条 この法律で「放射線」とは、次に掲げる電磁波又は粒子線をいう。

- 一 アルファ線及びベータ線
- 二 ガンマ線
- 三 百万電子ボルト以上のエネルギーを有する電子線

四 エックス線

五 その他政令で定める電磁波又は粒子線

2 この法律で「診療放射線技師」とは、厚生大臣の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体に対して照射（撮影を含み、照射機器又は放射性同位元素（その化合物及び放射性同位元素又はその化合物の含有物を含む）を人体内にそう入して行なうものを除く。以下同じ。）することを業とする者をいう。

3 この法律で「診療エックス線技師」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示の下に、百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を人体に対して照射することを業とする者をいう。

（昭四三法六二・一部改正）

第二十四条 医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師でなければ、第二条第二項（診療放射線技師の定義）に規定する業をしてはならない。

2 診療エックス線技師は、百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線以外の放射線に関して、第二条第二項に規定する業をしてはならない。

3 前二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

刑法

第三十七条 自己又は他人ノ生命、身体、自由若シクハ財産ニ対スル現在ノ危難ヲ避クル為メ已ムコトヲ得サルニ出テタル行為ハ其行為ヨリ生シタル害其避ケントシタル害ノ程度ヲ超エサル場合ニ限り之ヲ罰セス但其程度ヲ超エタル行為ハ情状ニ困リ其刑ヲ減輕又ハ免除

スルコトヲ得

②前項ノ規定ハ業務上特別ノ義務アル者ニハ之ヲ適用セス

第二三〇条【名誉毀損】①公然事実ヲ揭示シ人ノ名誉ヲ毀損シタル者ハ其事実ノ有無ヲ問ハス三年以下ノ懲役若シクハ禁錮又ハ千円ノ罰金ニ処ス（昭和二二法一二四本項改正）

②死者ノ名誉ヲ毀損シタル者ハ誣偽ニ出ツルニ非サレハ之ヲ罰セス

第二三〇条ノ二【事実の証明】①前条第一項ノ行為公共ノ利害ニ関スル事実ニ係リ其目的専ラ公益ヲ図ルニ出テタルモノト認ムルトキハ事実ノ真否ヲ判断シ眞実ナルコトノ証明アリタルトキハ之ヲ罰セス

②前項ノ規定ノ適用ニ付テハ未タ公訴ノ提起セラレサル人ノ犯罪行為ニ関スル事実ハ之ヲ公共ノ利害ニ関スル事実ト看做ス

③前条第一項ノ行為公務員又ハ公選ニ依ル公務員ノ候補者ニ関スル事実ニ係ルトキハ事実ノ真否ヲ判断シ事実ナルコトノ証明アリタルトキハ之ヲ罰セス

（昭和二二法一二四本条追加）

第二百一一条 業務上必要ナル注意ヲ怠リ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ五年以下ノ懲役若シクハ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス重大ナル過失ニ因リ人ヲ死傷ニ致シタル者亦同シ

（昭二二法一二四・昭四三法六一・一部改正）

第二三一条【侮辱】事実ヲ揭示セスト雖モ公然人ヲ侮辱シタル者ハ拘留又ハ科料ニ処ス

刑事訴訟法

第二百二十条 第三百二十一条乃至第三百二十八条に規定する場合を除いては、公判期日における供述に代えて書面を証拠とし、又は公判期日における他の者の供述を内容とする供述を証拠とすることはできない。

② 第二百九十一条の二の決定があつた事件の証拠については、前項の規定は、これを適用しない。但し、檢察官、被告人又は弁護人が証拠とすることに異議を述べたものについては、この限りでない。

第三百二十三條 前二条に掲げる書面以外の書

面は、左のものに限り、これを証拠とすることができらる。

- 一 戸籍謄本、公正証書謄本その他公務員（外国の公務員を含む。）がその職務上証明することができる事実についてその公務員の作成した書面
- 二 商業帳簿、航海日誌その他業務の通常の過程において作成された書面
- 三 前二号に掲げるものの外特に信用すべき情況の下に作成された書面

改正刑法草案

第三二一条【秘密の漏示】①医療業務、法律業

務、会計業務その他依頼者との信頼関係に基づいて人の秘密を知ることとなる業務に従事する者もしくはその補助者又はこれらの地位にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して知ることができた人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役もしくは禁固又は二十万円以下の罰金に処する。

② 宗教の職にある者又はその職にあつた者が正当な理由がないのに、その職務に関して知ることができた人の秘密を漏らしたときも、前項と同じである。

民法

第四一五條【債務不履行】債務者か其債務の本

旨ニ從ヒタル履行ヲ為ササルトキハ債権者ハ其損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得請務者ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ履行ヲ為スコト能ハサルニ至リタルトキ亦同シ

第五百七十條 売買ノ目的物ニ隠レタル瑕疵アリタルトキハ第五百六十六條ノ規定ヲ準用ス但強制競売ノ場合ハ此限ニ在ラス

第七百九條 故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

第七百十條 他人ノ身体、自由又ハ名誉ヲ害シタル場合ト財産権ヲ害シタル場合トヲ問ハス前條ノ規定ニ依リテ損害賠償ノ責ニ任スル者ハ財産以外ノ損害ニ対シテモ其賠償ヲ為スコ

トヲ要ス

第七一七條【土地の工作物等の占有者及び所有者の責任】①土地ノ工作物ノ設置又ハ保存ニ

瑕疵アルニ因リテ他人ニ損害ヲ生シタルトキハ其工作物ノ占有者ハ被害者ニ対シテ損害賠償ノ責ニ任ス但占有者カ損害ノ発生ヲ防止スルニ必要ナル注意ヲ為シタルトキハ其損害ハ所有者之ヲ賠償スルコトヲ要ス

②前項ノ規定ハ竹木ノ栽植又ハ支持ニ瑕疵アル場合ニ之ヲ準用ス

③前二項ノ場合ニ於テ他ニ損害ノ原因ニ付キ其責ニ任スヘキ者アルトキハ占有者又ハ所有者ハ之ニ対シテ求償權ヲ行使スルコトヲ得

第七百二十三條 他人ノ名誉ヲ毀損シタル者ニ對シテハ裁判所ハ被害者ノ請求ニ因リ損害賠償ニ代ヘ又ハ損害賠償ト共ニ名誉ヲ回復スルニ適當ナル処分ヲ命スルコトヲ得

国家賠償法

第一條【公権力の行使にもとづく損害の賠償責任、求償權】① 国又は公共団体の公権力の行使に當る公務員が、その業務を行うに於いて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償權を有する。

第二條【公の營造物の設置管理の瑕疵にもとづく損害の賠償責任、求償權】① 道路、河川その他の公の營造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、他に損害の原因について責に任ずべき者があるときは、国又は公共団体は、これに対して求償權を有する。

刑法

第十三章 秘密ヲ侵ス罪

第三百三十三条 故ナク封緘シタル信書を開披シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二百円以下ノ罰金ニ処ス

第三百三十四条 医師、薬剤師、藥種商、産婆、弁護士、并護人、公証人又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク其業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル人ノ秘密ヲ漏泄シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ百円以下ノ罰金ニ処ス

② 宗教若クハ禱祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク其業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル人ノ秘密ヲ漏泄シタルトキ亦同シ
第三百三十五条 本章ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

優生保護法

(秘密の保持)

第二十七条 優生保護審査会の委員及び臨時委員、優生手術の審査若しくは施行の事務又は人口妊娠中絶の施行の事務に従事した者及び優生保護相談所の職員は、業務上知り得た人の秘密を漏らししてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

付録 2 地方公共団体に関係する法規等

2-1 地方公共団体関係の法律

法律名等	内 容	関連法規等	本システムとの関連	備 考
国土総合開発法 (昭25・法205)	第1条 (目的) 経済、社会、文化等の総合的見地から国土の総合的利用、開発、保全、産業立地の適正化を図る。	離島振興法、山村振興法、過疎対策緊急措置法、農村地域工業導入促進法(昭46・法112)、農業振興地域整備に関する法律(昭44・法58) 奄美群島振興特別措置法、小笠原諸島復興特別措置法、沖繩振興開発特別措置法、北海道開発法、東北開発促進法、九州地方開発促進法等	特定地域を対象とした総合的な振興、整備計画のなかにも本システムが組み込まれる場合、関連が出てくる。	関連法規中別掲のもの、および奄美群島振興特別措置法以下は成立年、法律番号を省略。
離島振興法(昭28・法72)	第1条 (目的) 離島の後進性除去のため経済力の培養、島民の生活安定、福祉向上を図る。 第4条の1および4 交通、通信の確保、教育・厚生・文化施設の整備	離島振興法施行令、離島対策審議会令、離島対策実施地域(昭28総理府告示212号等)		「離島」は本法では特に定義せず総理府の告示により具体的に、その地域を指定する。 ●資金、財政面で国の優遇措置を講ずる。(第9条の6)
同上一部改正 (昭47・法46、昭48・4・1 施行)	第9条の2 (医療の確保) 都道府県知事は医療を確保するため、無医地区に關し次の事業を実施しなければならない。 1. 診療所の設置 2. 患者輸送車(艇)の整備 3. 定期的な巡回診療 4. 保健婦の配置 5. 公的医療機関の協力体制の整備 6. その他 第9条の2 同上の事業を実施するため知事は病院又は診療所の開設者または管理者に対し次の事項に関し、協力を要請することができる。 1. 医師又は歯科医師の派遣 2. 巡回診療車(船)による巡回診療		第9条の2のうち、1～3は直接関連をもつ。 “ 4～6は運営に関連する。 したがって、システムにこのような機能を含める場合知事に協力を要請することが必要である。 民間の病院、診療所の協力を得る必要がある場合知事を介して要請できる。	
山村振興法(昭40・法64)	第1条 (目的) 山村における経済力の培養と住民の福祉向上を図る。 第3条の1および5 交通、通信の整備、学校、診療所、公民館等の教育、厚生、文化施設の整備	山村振興法施行令、同施行規則、山村振興法に基づく振興山村の指定(昭41総理府告示11号等)山村振興対策審議会令	交通、通信の整備、学校、診療所、公民館等の教育、厚生・文化施設の整備(第3条の1、5)	「山村」は本法第2条で定義資金、財政面で優遇措置を講ずる。(第4条、第9条及び第12条)

法律名等	内 容	関連法規等	本システムとの関連	備 考
<p>過疎地域対策緊急措置法 (昭45・法31)</p>	<p>第1条 (目的) 人口流出により生活水準及び生産機能の維持が困難となっている地域について、総合的、計画的な対策を実施し、地域社会の基盤強化、住民福祉の向上、地域格差の是正に寄与する。</p> <p>第3条の1および2 交通、通信の整備、学校、診療所、集会所等の教育、文化施設の整備、並びに医療の確保</p> <p>第11条 1～11および第14条 (医療の確保) 離島振興法第9条の2と同趣旨</p>	<p>過疎対策緊急措置法施行令 過疎地域をその区域とする市町村 (昭45自治省告示98号等) 過疎地域の市町村の廃置分合又は境界変更があった場合の過疎地域対策緊急措置法の規定を適用する市町村の区域の基準を定める省令 (昭45自治省令21号)</p>	<p>診療施設(巡回診療車(船)、患者輸送車(艇)を含む)、消防施設、有線電気通信設備、母子健康センター等の整備に対して「過疎債」をもって財源とし得る。したがって都道府県との間で事業の調整が必要となる。 cf. 離島振興法第9条の2関連事項</p>	<p>「過疎地域」は本法第2条で定義 地方財政法の特例を認め、起債(地方債)により財源とし得る。 (第11条) 上記対象の事業でシステムに関連のあるものは左記。 国庫補助等、離島振興法の例に同じ。</p>
<p>辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律 (昭37・法88)</p>	<p>第1条 「辺地」を包括する市町村について公共的施設の総合的、計画的な整備を促進するため必要な財政上の特別措置を定める。</p> <p>第2条の2項およびその4 「公共的施設」の定義 診療施設</p>	<p>同法施行令、同法施行規則、地方財政法</p> <p>過疎法第11条、医療法第1条第2項</p>	<p>対象となる公共施設には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ④ 巡回診療車(船)、患者輸送車(艇)、(雪上車を含む)、診療用の機械器具、備品、医師往診用の自動車(雪上車を含む) ⑥ 有線電気通信設備および無線電話 ⑬ 母子健康センター ⑭ 消防施設(消防専用電話装置等を含む) <p>等があり、システムの対象となる市町村等でこの法律の特別措置を受けようとしている場合、考慮に入れる必要がある。</p>	<p>「辺地」は本法第2条で定義</p>
<p>広域市町村圏振興整備措置要綱 (昭45・4・10自治法第53号 関係道府県知事あて自治事務次官通知)</p>	<p>過疎過密の問題の解決のため都市および周辺農山漁村地域を一体とする日常社会生活圏を場とする新しい地域の振興整備に関する施策の展開、そのための広域行政体制の整備を目的とする。 (同通知第1趣旨)</p>	<p>広域市町村圏設定指針 (昭45・4・10自治法第54号、関係道府県知事あて自治省行政局長通知) 第2-1 広域市町村圏の設定については知事が関係市町村と協議して設定する。この場合あらかじめ自治大臣と協議する。 第4-1 広域市町村圏計画の策定は広域行政機構があらかじめ、知事と協議して行なう。 (策定指針の例) …中心市街地の総合病院と周辺農林漁業地域(辺地を含む)の診療所については、医師、看護婦の巡回、患者輸送車の運行等により有機的に連携させることが合理的である。 広域市町村圏計画策定指針 (昭45・7・31自治法第156号、関係道府県知事あて自治省行政局長通知)</p>	<p>システムが広域市町村圏内および相互間で運用される場合、当該行政機構(事務組合)と調整を行なう必要がある。 具体的には当該市町村長、最終的には知事が相手方となる。 行政機構(事務組合)が結成されていないか、加入していない市町村を対象とする場合はこの措置のなかでの運用は困難である。</p>	

法 律 名 等	内 容	関 連 法 規 等	本システムとの関連	備 考
		同上別表1 圏域の確認に関する指標 " 2 中心市街地に関する指標		
消防組織法(昭22・法226)	第1条 (消防の任務) 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減する。 第6条 (市町村の消防責任) 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。 第8条 消防に要する費用は当該市町村が負担する。 第9条 市町村は消防本部、消防署、消防団の全部または一部を設けなければならない。 第23条 消防庁及び地方公共団体は消防事務のために警察通信施設を使用することができる。	地方自治法第2条②③ 消防本部及び消防署を置かねばならない市町村を定める政令(昭46・政令170) 昭46.6.1 自治省告示第110号 昭47.4.15 " 第106号 昭48.4.5 " 第75号	消防の責任は市町村にあるので、本システムの救急機能に關係する搬送業務を依頼する必要がある。 消防庁、警察庁、道府県警察、知事、市町村長等が災害防衛の措置に関し予め協定することができる(第24条③)ので、本システムの運用に關する協定をこれに基づいて行なうことが可能である。	左記の協定には自衛隊は含まれていない。
消 防 法(昭23・法186)	第2条の9 救急業務とは、災害による事故で医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要があるものを救急隊によって搬送すること。 第35条の5 政令で定める市町村は救急業務を行わなければならない。	昭39.2.14自治省告示第6号 消防法施行令第43条(昭46政令169全改) 昭46.6.1 自治省告示第111号 昭47.8.15 " 第214号 昭48.6.20 " 第119号	本システムに政令等で定められた市町村が含まれた場合、搬送機器及び救急に關する情報の伝達及び指示の権限の所在を明確にしておく必要がある。	付録2-4 救急業務実施市町村の状況参照
災害対策基本法 (昭36・法223)	第57条 (通信設備の優先利用等) 通知、要請、伝達等が緊急を要する場合、知事又は市町村長は、公衆電気通信設備を優先的に利用し、若しくは、有線電気通信法第3条-3-3の者が設置する有線又は無線設備を使用できる。	災害対策基本法施行令、同施行規則 有線電気通信法第3条-3-3 警察事務、消防事務、水防事務、等	災害により救急搬送の必要が生じた場合本システムの通信機器システムの利用等の関連が生ずる。	
災害救助法(昭22・法118)	第1条 (目的) 災害に際して国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力の下に応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図る。 第28条 (通信設備の優先利用等) 厚生大臣、都道府県知事、知事の職権の一部を委託された市町村長又はこれらの者の命を受けた者は、非常災害が発生し、応急的な救助を行う必要がある場合は、その業務に關し緊急を要する通信のため、公衆電気通信設備を優先的に利用し、電	同上 災害救助法施行令、同施行規則 同上	同上 同上	

法律名等	内 容	関連法規等	本システムとの関連	備 考
	<p>気通信法でかかげる者が設置する通信設備を使用できる。</p>			
<p>自衛隊法(昭29・法165)</p>	<p>第1条 (目的) 自衛隊の任務、組織、行動、権限、隊員の身分取扱い等を定める。</p> <p>第83条 (災害派遣) 都道府県知事その他政令で定める者は大災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合は、部隊等の派遣を長官又は、その指定する者に要請することができる。</p> <p>第86条 (関係機関との連絡、協力) 部隊等が行動する場合は、都道府県知事、市町村長、警察、消防機関、その他の国又は地方公共団体の機関は連絡、協力する。</p> <p>第102条 (電波法の適用除外) 電波法104条にかかわらず、自衛隊がレーダ移動体の無線設備を使用する場合は、適用しない。</p>	<p>自衛隊法施行令第105条、第106条、第108条等。</p> <p>電波法104条</p>	<p>ヘリコプターの出動要請は、知事等を介して行なえる。</p> <p>自衛隊所属のヘリコプターとの交信の場合問題となる。</p>	<p>指定部隊の長とは方面総隊、師団長、駐とん地司令等を指す。(第83条)</p>
<p>保健所法(昭22・法101)</p>	<p>第1条 保健所は地方における公衆衛生の向上及び増進を図るため、都道府県又は政令で定める市がこれを設置する。</p> <p>第2条 保健所は下記の事項につき指導及びこれに必要な事項を行なう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 衛生思想の普及・向上 2. 人口動態統計 3. 栄養改善及び飲食物の衛生 4. 環境衛生 5. 保健婦 6. 公共施設の向上・増進 7. 母子・老人衛生 8. 歯科衛生 9. 衛生上の試験・検査 9-2 精神衛生 10. 結核、性病、伝染病その他の予防 11. その他公衆衛生の向上・増進 <p>第6条 保健所に所管区域内の公衆衛生及び当該保健所の運営に関する事項を審議させるため運営協議会を置く。</p>	<p>保健所法施行令(昭23・政令77)</p> <p>第1条 法第1条の規定により保健所を置く市……(「政令市」)</p> <p>札幌、小樽、函館、仙台、横浜、川崎、横須賀、新潟、金沢、岐阜、静岡、名古屋、京都、大阪、堺、神戸、尼崎、姫路、和歌山、広島、呉、下関、福岡、北九州、大牟田、長崎、佐世保、熊本、鹿児島</p> <p>(計29市)</p> <p>保健所法施行規則(昭28・厚生省令55)</p> <p>同上、第6条 運営協議会は委員30名以内で組織する。 同上、第6条2 委員は市町村、関係行政機関、医療関係団</p>	<p>センターあるいはサテライトとなる市の保健所との連繫が考えられる。</p> <p>運営協議会のメンバーを諮問委員会等の委員に委嘱することが考えられる。</p>	

法律名等	内 容	関 連 法 規 等	本システムとの関連	備 考
		<p>体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者又は職員、学識経験者、その他から任命する。</p>		
<p>地方自治法(昭22・法67)</p>	<p>第1条 (目的) 地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大幅を定め併せて国と地方公共団体間の基本的関係を確立することにより、民主的にして能率的な行政の確保を図る。</p> <p>第2条 (地方公共団体の事務)</p> <p>6. 病院、隔離病舎、療養所、消毒所、産院、救護施設、その他の保健衛生、社会福祉等に関する施設を設置し若しくは管理し、又はこれらを使用する権利を規制すること。</p> <p>8. 防犯、防災、罹災者の救護、交通安全の保持。</p>	<p>地方自治法施行令(昭22・政令16) 地方自治法施行規則(昭22・内務令29) 地方自治法施行規程(昭22・政令19)</p>		<p>地方公共団体の種類は</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 普通地方公共団体 都道府県および市町村 ▪ 特別地方公共団体 特別区、地方公共団体の組合、財団法人等(第1条の2)となっている。
<p>自治省設置法 (昭27・法261)</p>	<p>第3条 (自治省の任務) 国と地方公共団体との連絡及び地方公共団体相互間の連絡協調を図り、もって地方自治の本旨の実現と民主政治の確立に資すること並びに消防に関する事務を処理し、もって水、火災等による災害の防除に資することを任務とする。</p> <p>第4条 (自治省の権限)</p> <p>11の2 過疎対策緊急措置法の施行に関する事務</p> <p>13の2 地方財政再建促進特別措置法に関する事務</p> <p>13の3 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の施行に関する事務を行うこと。</p> <p>34の3 消防施設強化促進法に基づき市町村の消防施設に対し補助金を交付する。</p>	<p>* 補助の対象 (政令) 消防自動車、火災報知機、消防専用電話</p>	<p>本システムに關係する公的機関相互間の調整について協力を得ることが期待される。</p>	

(注) 離島振興法その他の法律に指定されている市町村については付録2-2を参照されたい。

法律名等	内 容	関連法規等	本システムとの関連	備 考
地方公営企業法 (昭27・法292)	第1条 (目的) 地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員的身分取扱い、その他企業の経営の根本基準、等に関する措置を定める。 第2条2 (病院事業への適用) 第3条～第6条、第17条～第35条、第40条～第41条及び附則第2項～第4項までの規定 〔「財務規定等」〕は地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。 第17条 地方公営企業の経営は事業ごとに特別会計を設けて行なうものとする。	地方公営企業法施行令(昭27・政令403) 地方公営企業法施行規則 (昭27・総理府令73) 地方公営企業労働関係法(昭27・法289)	地方公共団体の経営する病院にあっては、いわゆる独立採算制をとり、その財政は、かなり規制を受けている。 したがって、システムの運用にあたり、地方公営企業たる病院に費用の負担を求める場合には、なんらの特別措置が必要となる。	<ul style="list-style-type: none"> 地方公営企業の範囲は水道、工業用水道、鉄道、自動車運送、地方鉄道、電気、ガスの各事業となっている。(第2条) 施行規則では収益、費用、資産についてそれぞれの事業について協定科目を詳細に規定している。(別表第1号) 固定資産の耐用年数等についても同様である。(別表第2号～第4号) 国立病院については国立病院特別会計法(昭24・法190)により規制される。
地方財政法(昭23・法109)	第1条 (目的) 地方公共団体の財政の運営、国と地方財政との関係等に関する基本原則を定める。	地方財政法施行令(昭23・政令267) 地方自治法施行令第174条の規定による地方債の許可に関する件 (昭22・内務・大蔵令5) 地方交付税法(昭25・法211) 地方交付税法施行令(昭33・政令117) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律 (昭37・法88) ……(別掲) 同上施行令(昭37・政令301)		
地方公務員法 (昭25・法261)	第1条 (目的) 地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、職給制、給与、勤務時間、条件、分限、懲戒、服務等の根本基準を定める。	地方公営企業労働関係法(昭27・法289) 同上施行令(昭40・政令277)	地方公共団体に属する職員(地方公務員、地方公営企業職員)が本システムに関係する場合、その身分、給与等を明確にしておく必要がある。	

2-2 広域市町村圏設定状況

本表は「広域市町村圏要覧」（自治行政局振興課編・第一法規出版(株)発行、昭和48年2月）より転載したものである。

凡 例

- 1) 区分欄の各広域市町村圏名の下の()内数字は設定年度を表わす。
- 2) 構成市町村名の頭に付した*印は当該広域市町村圏の中心市町を表わす。
- 3) 人口・面積は昭和47年3月31日現在の住民基本台帳人口および建設省国土地理院が公表した昭和46年10月1日現在の面積にその後の異動を修正したものである。
- 4) 備考欄の記号は次のとおりである。
 - ㊦ …… 新産業都市建設促進法(昭37法117)第3条及び第4条の規定により新産業都市の区域として指定された市町村
 - ㊧ …… 工業整備特別地域整備促進法(昭39法146)第2条により工業整備特別地域として指定された市町村
 - ㊨ …… 低開発地域工業開発促進法(昭36法216)第2条の規定により低開発地域工業開発地区として指定された市町村
 - ㊩ …… 過疎地域対策緊急措置法(昭45法31)第2条の規定により過疎地域として指定された市町村
 - ㊪ …… 離島振興法(昭28法72)第2条により指定された離島振興対策実施地域及び奄美群島振興特別措置法(昭29法189)第1条に定める地域の市町村
 - ㊫ …… 農村地域工業導入促進法(昭46法112)第2条による農村地域である市町村
 - ㊬ …… 山村振興法(昭40法64)第7条の規定により指定された振興山村地域を管轄する市町村
 - ㊭ …… 産炭地域振興臨時措置法(昭36法219)第2条の規定により産炭地域として政令で定められた市町村

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(Km ²)	備考
中空知(44)	*滝川市	51,815	116.34	◎◎◎◎
	芦別市	42,063	869.13	◎◎◎◎
	赤平市	34,700	132.58	◎◎◎◎
	砂川市	26,567	78.03	◎◎
	歌志内市	14,991	55.75	◎◎◎◎
	奈井江町	9,929	86.55	◎◎
	砂川町	15,635	40.02	◎◎◎◎
	浦臼町	4,672	101.00	◎◎◎◎
	新十津川町	10,355	499.76	◎◎◎◎
	雨竜市	4,820	191.52	◎◎
富良野地区(44)	*富良野市	31,940	601.63	◎◎◎◎
富良野町	15,388	238.98	◎◎	
南富良野村	6,277	666.74	◎◎◎◎	
上富良野村	2,139	571.14	◎◎◎◎	
中富良野町	8,200	108.49	◎◎◎◎	
1市3町1村	63,944	2,186.98		
遠紋地区(45)	*紋別市	34,012	826.48	◎◎◎◎
	佐呂間町	10,110	404.51	◎◎◎◎
	生田町	4,689	268.19	◎◎◎◎
	遠軽町	20,222	208.95	◎◎◎◎
	白瀬町	4,789	513.69	◎◎◎◎
	滝川村	2,782	341.46	◎◎◎◎
	湧別町	9,257	160.69	◎◎
	湧別町	7,468	342.88	◎◎◎◎
	滝川町	8,026	762.33	◎◎◎◎
	滝川町	7,202	367.11	◎◎◎◎
興部町	2,389	308.80	◎◎	
西武町	8,485	635.01	◎◎	
1市9町2村	119,431	5,140.10		
十勝(45)	*帯広市	135,704	617.95	◎
	士幌町	7,369	259.61	◎◎◎◎
	士幌町	8,987	695.81	◎◎◎◎
	追分町	7,511	396.74	◎◎◎◎
	得志町	10,608	1,062.64	◎◎◎◎
	水室町	15,581	402.25	◎◎◎◎
	札内村	15,769	512.87	◎◎◎◎
	中更村	4,006	292.07	◎◎◎◎
	更利村	4,169	175.48	◎◎◎◎
	大更村	2,643	136.78	◎◎◎◎
大更村	8,791	815.70	◎◎◎◎	
音更町	13,163	608.73	◎◎◎◎	
池田町	24,725	467.03	◎◎◎◎	
本足町	18,180	338.68	◎◎◎◎	
足寄町	13,753	372.03	◎◎◎◎	
足寄町	14,858	394.63	◎◎◎◎	
豊浦町	6,441	613.93	◎◎◎◎	
1市16町3村	7,107	538.51	◎◎◎◎	
345,584	11,526	728.55	◎◎◎◎◎	
10,830.68	345,584	10,830.68		
北網地区(46)	*網走市	48,310	471.59	◎◎
	北見市	84,696	421.33	◎◎
	美幌町	3,677	182.63	◎◎
	女川町	7,070	159.07	◎◎◎◎
	津別町	25,755	435.24	◎◎◎◎
	斜里町	12,292	721.42	◎◎◎◎
	清里町	16,186	742.46	◎◎
	清野町	8,221	403.69	◎◎◎◎
	清野町	8,806	283.29	◎◎◎◎
	子母沢町	5,927	156.89	◎◎◎◎
置戸町	8,387	190.15	◎◎◎◎	
8,422	528.73	◎◎◎◎		

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(Km ²)	備考
北地網区(46)	留辺蘂町	15,281	564.32	◎◎◎◎
	常呂町	7,791	287.39	◎◎◎◎
	2市11町1村	260,821	5,548.20	
留萌地区(46)	*留萌市	39,670	292.37	◎◎◎◎
	増毛町	11,023	373.24	◎◎◎◎◎
	小平町	8,141	627.15	◎◎◎◎◎
	苫前町	8,202	454.22	◎◎◎◎◎
	羽幌町	15,859	477.22	◎◎◎◎◎
	初山別村	3,006	281.89	◎◎◎◎◎
	遠別町	6,533	592.64	◎◎◎◎◎
	天幌町	7,445	354.84	◎◎◎◎◎
	延岡町	4,701	575.54	◎◎◎◎◎
	1市7町1村	104,580	4,029.11	
宗谷(46)	*稚内市	54,400	768.12	◎◎◎◎
	浜別町	4,420	588.47	◎◎◎◎◎
	中頓別町	7,097	401.89	◎◎◎◎◎
	枝幸町	4,830	398.49	◎◎◎◎◎
	歌登町	10,522	509.51	◎◎◎◎
	豊富町	4,735	620.89	◎◎◎◎◎
	札文町	9,351	524.47	◎◎◎◎◎
	利尻町	7,237	81.97	◎◎◎◎◎
	東利尻町	7,433	74.93	◎◎◎◎◎
	1市8町1村	7,599	107.87	◎◎◎◎◎
117,624	4,076.61			
上川北部地区(46)	*士名和町	33,421	601.00	◎◎
	寄寒町	35,295	315.64	◎◎◎◎
	劍淵町	8,121	224.21	◎◎◎◎◎
	朝風町	6,574	130.26	◎◎◎◎◎
	連川町	4,373	524.53	◎◎◎◎◎
	下美深町	8,638	218.64	◎◎◎◎◎
	音威子府村	10,771	643.33	◎◎◎◎◎
	中川町	10,742	675.56	◎◎◎◎◎
	2市7町1村	4,335	274.54	◎◎◎◎◎
	124,785	598.31	◎◎◎◎◎	
4,206.02				
北空知地区(46)	*深川市	37,810	534.80	◎◎◎◎
	妹背牛町	7,309	49.44	◎◎◎◎◎
	秩父別町	4,865	46.11	◎◎◎◎◎
	北沼幌町	4,337	159.18	◎◎◎◎◎
	1市5町	7,776	287.99	◎◎◎◎◎
69,059	6,962	767.13	◎◎◎◎◎	
1,844.65				
渡島(46)	*函館市	236,737	255.38	◎
	亀田町	57,713	92.07	◎
	松島町	19,169	295.66	◎◎
	福知町	11,534	188.25	◎◎
	知内町	8,038	197.84	◎◎◎◎
	木古内町	10,779	223.07	◎◎◎◎
	上磯町	26,433	263.16	◎◎
	大野町	9,428	137.65	◎
	七飯町	17,843	213.33	◎
	戸井町	6,587	53.27	◎
岸内町	8,637	95.80	◎◎◎◎	
法華村	2,901	24.64	◎◎◎◎	
南茅部村	11,625	159.48	◎◎◎◎	
鹿部村	4,806	112.08	◎◎	
砂原町	6,810	57.28	◎	
森八雲町	18,562	313.26	◎◎◎◎	
長万部町	20,663	736.46	◎◎◎◎◎	
2市14町2村	13,023	307.66	◎◎◎◎◎	
491,288	3,726.34			
*静内町	25,385	808.27	◎◎◎◎	

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備考
日 高 (46)	日高町	4,763	568.85	①②③④
	平町	10,282	747.22	①②③④
	門別町	15,514	431.20	①②③④
	新冠町	9,133	586.95	①②③④
	三石町	8,142	346.54	①②③④⑤
	浦河町	20,386	693.20	①②③④⑤
	様似町	8,848	367.74	①②③④⑤
	えりも町	7,787	287.62	①②③④
	9町	110,240	4,837.59	
西 胆 振 (46)	*室蘭市	168,441	79.04	①
	蘭別市	47,399	213.61	①
	豊浦町	7,929	232.90	①②③④
	虻田町	13,251	71.57	①②③④
	洞爺村	2,849	113.90	①②③④
	大滝村	1,652	271.88	①②③④
	伊達町	4,864	203.17	①②③④
	3市3町2村	30,789	168.98	①
		277,174	1,355.05	
南 空 知 (47)	夕張市	68,897	761.66	①②③④
	岩見沢市	72,814	207.49	①②③④
	美幌市	46,005	275.02	①②③④
	三笠市	31,288	305.94	①②③④
	北条町	6,225	98.30	①②③④
	南幌町	13,819	180.61	①②③④
	雨竜町	6,247	79.21	①②③④
	由仁町	10,612	136.20	①②③④
	長沼町	15,098	170.07	①②③④
	栗山町	18,876	203.03	①②③④
	月形町	6,550	153.39	①②③④
	4市6町1村	296,431	2,570.92	
釧 路 地 区 (47)	釧路市	198,960	217.67	①
	厚岸町	17,639	739.13	①②③④⑤
	標茶町	13,824	1,107.45	①②③④⑤
	阿寒町	8,078	737.62	①②③④⑤
	白糠町	15,731	770.12	①②③④⑤
	中標津町	8,077	254.11	①②③④⑤
	弟子屈町	10,092	429.56	①②③④
	子居町	12,058	772.65	①②③④
	鶴居町	2,921	571.11	①②③④
	1市7町2村	3,890	402.80	①②③④⑤
291,270	6,002.22			
東 胆 振 (47)	苫小牧市	113,679	561.91	①
	早来町	21,032	424.28	①②③④
	追分町	6,594	155.19	①②③④
	厚真町	5,614	83.24	①②③④
	真川町	7,821	405.51	①②③④
	越前町	9,087	165.74	①②③④
	穂川町	6,197	548.85	①②③④⑤
	1市6町	170,024	2,344.72	
後 志 (47)	小樽市	190,105	234.96	①
	島牧町	3,901	438.11	①②③④
	寿都町	7,578	97.68	①②③④
	松内町	5,310	345.27	①②③④
	蘭越町	10,455	451.34	①②③④
	ニセコ町	5,484	188.83	①②③④
	狩部村	3,440	121.33	①②③④
	真狩村	2,618	121.91	①②③④
	留寿都町	4,869	190.15	①②③④
	喜茂別町	4,658	232.39	①②③④
	京極町	18,756	260.46	①②③④
	俱知和町	9,139	302.76	①②③④⑤
岩内町	26,732	71.41	①②③④⑤	

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備考
後 志 (47)	泊村	3,612	82.98	①②③④⑤
	神恵内町	2,620	148.36	①②③④⑤
	積丹町	6,044	237.86	①②③④⑤
	古平町	7,398	186.78	①②③④⑤
	仁木町	6,527	167.63	①②③④⑤
	余市町	26,629	141.53	①②③④
	赤井川村	1,943	280.59	①②③④
1市13町6村	347,818	4,302.33		
上 川 中 部 地 区 (47)	旭川市	304,725	749.42	①
	栖川町	7,780	137.80	①②③④
	東神楽町	5,501	68.78	①②③④
	当麻町	10,968	206.29	①②③④
	比布町	6,604	91.04	①②③④
	比愛別町	7,283	247.19	①②③④⑤
	上川町	10,682	1,054.51	①②③④
	上東町	8,026	249.61	①②③④
美珠町	18,093	672.39	①②③④	
1市8町	379,662	3,477.03		
檜 山 地 区 (47)	江上町	14,434	110.04	①②③④
	厚沢部町	10,982	546.50	①②③④⑤
	乙部町	8,162	464.78	①②③④⑤
	熊石町	7,950	165.04	①②③④⑤
	大成町	7,808	220.25	①②③④⑤
	奥尻町	5,315	134.17	①②③④⑤
	瀬戸町	6,270	143.27	①②③④⑤
	北檜山町	5,272	125.98	①②③④⑤
	今金町	8,945	374.83	①②③④⑤
	10町	10,981	569.88	①②③④⑤
86,119	2,854.74			
根 室 (47)	根室市	44,241	416.99	①②③④
	別海町	18,257	1,333.98	①②③④
	中標津町	17,623	684.55	①②③④
	標津町	8,040	621.46	①②③④
	羅臼町	8,209	401.84	①②③④
1市4町	96,370	3,458.82		
札 幌 (47)	札幌市	1,044,817	1,117.98	①
	江別市	68,340	188.83	①②③④
	千歳市	57,685	594.36	①②③④
	恵庭市	35,782	294.71	①②③④
	広島町	10,339	121.05	①②③④
	石狩町	11,933	128.77	①②③④
	当別町	18,171	420.08	①②③④
	新篠津村	4,595	78.51	①②③④
厚田村	4,027	293.09	①②③④⑤	
浜益村	5,636	313.48	①②③④⑤	
4市3町3村	1,261,325	3,550.86		

註 北海道は地方生活圏が設定されていない。

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備 考
津 軽 地 域 (44)	*弘 前 市	158,928	273.41	㊦㊧
	平 賀 町	24,060	220.88	㊦㊧
	西 目 屋 村	4,308	247.33	㊦㊧㊨
	黒 石 市	40,325	216.32	㊦㊧
	常 盤 村	6,770	14.93	㊦
	藤 佐 町	12,035	21.78	㊦㊧
	田 舎 館 村	10,472	22.01	㊦
	大 碓 町	17,481	164.85	㊦㊧
	ケ 関 村	4,888	105.01	㊦㊧
	尾 上 町	11,233	19.20	㊦
	岩 木 町	13,362	146.66	㊦㊧
	浪 岡 町	22,602	130.71	㊦
	相 馬 村	4,201	104.38	㊦㊧㊨
	板 柳 町	19,958	42.80	㊦
2市7町5村	350,623	1,730.27		
八 戸 地 域 (44)	*八 戸 市	214,347	212.62	㊦
	百 石 町	9,842	21.60	㊦
	下 田 町	8,181	49.38	㊦
	三 戸 町	17,368	151.77	㊦㊧
	五 戸 町	21,485	120.79	㊦㊧
	田 子 川 町	10,589	242.90	㊦㊧
	名 南 町	12,733	83.04	㊦
	階 上 村	7,835	29.74	㊦
	福 地 村	9,736	93.40	㊦
	南 郷 村	5,978	39.75	㊦㊧
	倉 石 村	8,943	91.02	㊦㊧
	新 郷 村	4,264	55.97	㊦㊧
1市7町5村	336,547	1,344.37		
西 北 五 地 域 (45)	*五 所 川 原 市	51,536	167.53	㊦㊧
	鯉 ヶ 沢 町	20,284	340.92	㊦㊧㊨
	木 造 町	25,580	120.67	㊦
	深 浦 町	13,503	317.80	㊦㊧
	森 田 村	6,183	24.03	㊦
	岩 崎 村	4,778	174.24	㊦㊧㊨
	柏 村	5,530	13.97	㊦
	稻 垣 村	6,916	32.72	㊦㊧
	車 力 村	7,352	61.51	㊦
	金 木 町	15,074	126.47	㊦㊧
	中 里 町	15,426	151.46	㊦
	市 浦 村	4,692	111.26	㊦㊧㊨
小 泊 村	6,017	64.78	㊦㊧	
鶴 田 町	18,939	46.07	㊦	
1市6町7村	201,810	1,753.43		
青 森 地 域 (45)	*青 森 市	251,658	693.40	㊦㊧
	平 内 町	18,144	215.88	㊦㊧
	蟹 田 町	5,958	116.43	㊦㊧
	今 別 町	7,466	124.80	㊦㊧
	蓬 田 村	4,846	81.08	㊦㊧
	平 館 村	4,410	51.31	㊦㊧㊨
三 厩 村	5,299	65.72	㊦㊧	
1市3町3村	297,781	1,348.62		

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備 考
下 北 地 域 (46)	*む つ 市	44,268	246.46	㊦㊧
	川 内 町	8,903	323.37	㊦㊧㊨
	大 畑 町	13,130	236.63	㊦㊧
	大 間 町	7,733	52.10	㊦
	東 通 村	11,538	293.74	㊦㊧
	佐 井 村	4,887	135.35	㊦㊧
	風 間 浦 村	4,512	69.80	㊦㊧
	脇 野 沢 村	4,084	58.48	㊦㊧㊨
1市3町4村	99,055	1,415.93		
上 十 三 地 域 (46)	*十 和 田 市	51,695	318.39	㊦㊧
	三 沢 市	28,478	120.68	㊦㊧
	野 辺 地 町	18,107	82.56	㊦
	七 戸 町	13,018	136.08	㊦㊧
	十 和 田 町	8,530	372.06	㊦
	六 戸 町	10,760	82.93	㊦㊧
	横 浜 町	7,318	125.82	㊦㊧
	上 北 町	10,973	56.95	㊦㊧
	東 北 町	13,417	209.72	㊦
	天 間 林 村	10,663	199.92	㊦㊧
六 ヶ 所 村	13,492	253.31	㊦	
2市7町2村	196,451	1,958.42		

附 地方生活圏

- 下北地方生活圏
下北地域
- 南部地方生活圏
上十三地域 八戸地域
- 青森地方生活圏
青森地域
- 津軽地方生活圏
西北五地域 津軽地域

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備考
盛岡地区 (44)	*盛岡市	202,231	398.72	㊦㊧
	石町	18,545	608.01	㊦㊧
	岩手町	22,111	360.93	㊦㊧
	葛巻町	14,206	433.87	㊦㊧
	西根町	19,403	166.57	㊦
	紫波町	26,713	238.33	㊦㊧
	矢巾町	13,917	67.76	㊦㊧
	滝沢村	12,688	181.02	㊦㊧
	松尾村	7,293	233.84	㊦㊧㊨
	玉山村	14,242	397.90	㊦㊧
	都南村	17,114	91.03	㊦㊧
	安代町	10,722	456.94	㊦㊧㊨
	1市7町4村	479,185	3,634.92	
	胆江地区 (44)	*水沢市	49,433	95.63
江刺市		38,505	360.77	㊦㊧㊨㊩
金ヶ崎町		15,210	179.61	㊦㊧
前沢町		16,433	72.74	㊦
胆沢町		17,883	297.75	㊦㊧
衣川村		5,899	164.50	㊦㊧㊨
2市3町1村		143,363	1,171.00	
久慈地区 (45)	*久慈市	39,844	325.66	㊦㊧㊨
	種市町	17,893	167.52	㊦㊧
	野田村	6,260	80.47	㊦㊧
	山形村	5,981	295.05	㊦㊧㊨
	大野村	8,441	135.12	㊦㊧㊨
	普代村	4,226	71.23	㊦㊧㊨
1市1町4村	82,645	1,075.05		
両磐地区 (45)	*一関市	56,385	407.52	㊦㊧㊨
	花泉町	18,637	131.05	㊦㊧
	平泉町	9,591	63.75	㊦
	大東町	23,657	278.44	㊦㊧
	藤沢町	12,515	122.66	㊦㊧㊨
	千厩町	16,308	89.76	㊦
	東山町	9,889	87.36	㊦㊧㊨
	室根村	7,891	96.91	㊦㊧
	川崎村	6,195	42.48	㊦㊧
	1市6町2村	171,068	1,319.93	
	岩手県中部地区 (46)	*花巻市	64,066	384.73
北上市		45,520	145.56	㊦㊧
大迫町		9,285	246.83	㊦㊧
石鳥谷町		16,118	118.22	㊦
東和町		12,848	157.93	㊦㊧
和賀町		15,689	273.74	㊦㊧㊨㊩

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備考
岩手県中部地区 (46)	湯田町	7,353	304.69	㊦㊧㊨
	江釣子村	7,842	18.04	㊦㊧
	沢内村	5,375	288.47	㊦㊧㊨
	2市5町2村	184,096	1,938.21	
釜石地区 (46)	*釜石市	72,733	444.23	㊦㊧
	遠野市	32,870	660.18	㊦㊧
	大槌町	21,094	199.65	㊦㊧
	宮守村	7,239	165.40	㊦㊧㊨
	2市1町1村	133,936	1,469.46	
気仙地区 (46)	*大船渡市	39,505	186.18	㊦㊧
	陸前高田市	32,205	231.59	㊦㊧㊨
	住田町	10,590	335.95	㊦㊧
	三陸町	10,032	136.75	㊦㊧㊨
	2市2町	92,332	890.47	
宮古地区 (47)	宮古市	60,316	338.37	㊦㊧㊨
	田老町	6,214	105.76	㊦㊧
	山田町	25,638	263.33	㊦㊧
	岩泉町	22,286	989.02	㊦㊧㊨
	田野畑村	5,777	155.64	㊦㊧㊨
	新里村	5,670	255.96	㊦㊧㊨
	川井村	7,558	564.22	㊦㊧㊨
1市3町3村	133,459	2,672.30		
二戸地区 (47)	二戸市	30,537	238.17	㊦㊧
	軽米町	16,039	242.61	㊦㊧
	浄法寺町	8,131	183.24	㊦㊧
	一戸町	24,223	298.58	㊦㊧
	九戸村	9,291	141.60	㊦㊧
1市3町1村	88,221	1,104.20		

④ 地方生活圏

○盛岡地方生活圏

久慈地区 二戸地区 盛岡地区

○宮古地方生活圏

宮古地区

○釜石・大船渡地方生活圏

釜石地区 気仙地区

○北上中部地方生活圏

岩手県中部地区 胆江地区 両磐地区

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(Km ²)	備 考
石 卷 地 域 (44)	*石 卷 市	110,783	138.14	㊦
	河 北 町	16,736	124.20	㊦
	矢 本 町	21,184	48.79	㊦
	雄 勝 町	9,663	48.29	㊦
	河 南 町	18,635	69.21	㊦
	桃 生 町	9,551	43.33	㊦㊧
	鳴 瀬 町	12,167	52.35	㊦
	北 上 町	5,829	61.58	㊦㊧
	女 川 町	17,884	66.27	㊦㊧
	牡 鹿 町	11,107	72.68	㊦㊧㊨㊩
1 市 9 町	233,539	724.84		
仙 南 地 域 (45)	*白 石 市	41,287	285.94	㊦㊧
	*角 田 市	31,622	147.64	㊦㊧
	蔵 王 町	14,397	153.56	㊦
	七 夕 宿 町	3,786	262.37	㊦㊧㊨
	大 河 原 町	16,483	24.78	㊦㊧
	村 田 町	13,674	76.77	㊦㊧
	柴 田 町	27,632	53.73	㊦㊧
	川 崎 町	10,714	270.98	㊦㊧
	丸 森 町	22,077	274.18	㊦㊧㊨
2 市 7 町	181,672	1,549.95		
栗 原 地 域 (45)	*築 館 町	17,082	63.04	㊦
	若 柳 町	18,013	54.38	㊦
	栗 駒 町	18,179	244.78	㊦㊧㊨
	高 清 水 町	4,896	23.40	㊦㊧
	一 迫 町	12,041	88.10	㊦㊧
	瀬 峰 町	6,180	30.12	㊦㊧㊨
	鶯 沢 町	8,002	36.91	㊦㊧
	金 成 町	10,342	78.17	㊦㊧
	志 波 姫 町	8,253	30.57	㊦㊧
花 山 村	2,676	158.33	㊦㊧㊨	
9 町 1 村	105,664	807.80		
登 米 地 域 (46)	*迫 町	22,283	68.25	㊦
	登 米 町	7,589	46.32	㊦㊧
	東 和 町	11,432	140.27	㊦㊧㊨
	中 田 町	18,361	62.22	㊦
豊 里 町	8,079	32.72	㊦	

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(Km ²)	備 考
登 米 地 域 (46)	米 山 町	12,787	50.80	㊦
	石 越 町	6,992	24.76	㊦
	南 方 町	10,108	40.44	㊦
	8 町	97,631	465.78	
気 仙 沼 本 吉 地 域 (46)	*気 仙 沼 市	64,308	183.91	㊦㊧㊨㊩
	志 津 川 町	17,628	124.82	㊦㊧
	津 山 町	5,352	67.97	㊦㊧㊨
	本 吉 町	13,715	106.80	㊦㊧
	唐 桑 町	10,780	42.57	㊦
	歌 津 町	6,628	40.26	㊦
	1 市 5 町	118,411	566.33	
大 崎 地 域 (46)	*古 川 市	52,958	135.02	㊦㊧
	中 新 田 町	14,971	60.71	㊦㊧
	小 野 田 町	9,882	220.87	㊦㊧㊨
	宮 崎 町	7,537	177.17	㊦㊧㊨
	色 麻 村	8,827	110.32	㊦
	松 山 町	7,474	30.19	㊦
	三 本 木 町	7,377	44.77	㊦㊧㊨
	鹿 島 台 町	12,306	54.04	㊦
	岩 出 山 町	17,801	141.30	㊦㊧
	鳴 子 町	13,626	325.29	㊦㊧
	涌 谷 町	21,791	82.13	㊦㊧
	田 尻 町	15,619	65.44	㊦㊧
	小 牛 田 町	18,851	35.61	㊦㊧
南 郷 町	8,062	39.67	㊦	
1 市 12 町 1 村	217,082	1,522.53		

注 地方生活圏

○石巻地方生活圏

気仙沼本吉地域 登米地域 石巻地域

○古川地方生活圏

栗原地域 大崎地域

○仙台地方生活圏

仙南地域

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備考
湯 沢 雄 勝 (44)	*湯 沢 市	38,545	202.43	㊦㊧
	稲 川 町	12,930	65.63	㊦
	雄 勝 町	13,461	304.96	㊦㊧㊨
	羽 後 町	23,801	231.36	㊦㊧
	東 成 瀬 村	4,680	204.93	㊦㊧㊨
	皆 瀬 村	3,861	218.35	㊦㊧㊨
	1市3町2村	97,278	1,227.66	
本 荘 由 利 (45)	*本 荘 市	38,397	189.50	㊦㊧㊨
	仁 賀 保 町	11,770	99.32	㊦㊧
	象 潟 町	13,418	125.09	㊦㊧㊨
	金 浦 町	5,599	18.79	㊦㊧
	矢 島 町	8,418	124.65	㊦㊧
	岩 城 町	7,052	107.98	㊦㊧
	由 利 町	7,272	96.66	㊦㊧
	大 内 町	11,687	182.55	㊦㊧㊨
	西 目 村	5,700	38.22	㊦㊧
鳥 海 村	10,160	322.54	㊦㊧㊨	
東 由 利 村	7,011	148.51	㊦㊧㊨	
	1市7町3村	126,484	1,453.81	
横 手 平 鹿 (45)	*横 手 市	44,422	110.65	㊦㊧
	雄 物 川 町	14,079	73.39	㊦㊧
	増 田 町	11,081	73.82	㊦
	十 文 字 町	15,683	38.53	㊦㊧
	平 鹿 町	17,714	62.62	㊦㊧
	山 内 村	6,252	205.87	㊦㊧
	大 森 町	9,337	102.29	㊦㊧㊨
	大 雄 村	6,530	26.35	㊦㊧
	1市5町2村	125,098	693.52	
鷹 巢 阿 仁 (46)	*鷹 巢 町	25,451	324.64	㊦㊧㊨
	森 吉 町	12,034	341.87	㊦㊧㊨
	阿 仁 町	7,906	368.91	㊦㊧㊨
	合 川 町	9,951	112.52	㊦㊧㊨
	上小阿仁村	5,283	257.48	㊦㊧㊨
	4町1村	60,625	1,405.42	
能 代 山 本 (46)	*能 代 市	59,490	244.91	㊦㊧
	藤 里 町	6,921	282.32	㊦㊧㊨
	琴 丘 町	8,752	109.08	㊦㊧㊨
	八 竜 町	8,961	36.35	㊦
	二ツ井町	17,251	180.10	㊦
	峰 浜 村	6,529	121.68	㊦
	八 森 町	6,650	112.09	㊦㊧㊨
	山 本 町	10,899	98.32	㊦㊧
	1市6町1村	125,453	1,184.85	

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備考
大 曲 仙 北 (46)	*大 曲 市	39,729	104.81	㊦㊧
	神 岡 町	7,173	34.88	㊦
	西 仙 北 町	13,943	167.06	㊦㊧
	角 館 町	16,663	157.73	㊦㊧㊨
	六 郷 町	9,123	39.36	㊦
	中 仙 町	13,490	77.79	㊦㊧
	田 沢 湖 町	15,280	673.51	㊦㊧
	協 和 町	11,306	247.22	㊦㊧㊨
	太 田 町	8,760	103.78	㊦㊧
	南 外 村	5,796	99.35	㊦㊧
	仙 北 村	8,501	29.67	㊦
	西 木 村	7,687	265.57	㊦㊧
	千 畑 村	9,656	86.35	㊦
	仙 南 村	9,613	40.40	㊦㊧
	1市8町5村	176,720	2,127.48	
大 館 周 辺 (47)	大 館 市	77,664	401.02	㊦㊧㊨
	比 内 町	15,473	204.88	㊦㊧㊨
	田 代 町	9,929	307.79	㊦㊧㊨
	1市2町	103,066	913.69	
秋 田 周 辺 (47)	秋 田 市	245,922	458.88	㊦
	男 鹿 市	43,235	196.03	㊦㊧
	五 城 目 町	18,080	214.41	㊦㊧
	八 郎 潟 町	8,192	15.61	㊦
	井 川 村	6,916	47.95	㊦㊧
	飯 田 川 町	5,544	16.06	㊦
	昭 和 町	10,417	40.52	㊦
	天 王 町	13,520	40.30	㊦
	若 美 町	9,894	39.83	㊦㊧㊨
	大 潟 村	2,151	166.57	㊦
	河 辺 町	12,356	302.08	㊦㊧
雄 和 町	9,643	145.02	㊦㊧㊨	
	2市8町2村	385,870	1,683.26	

㊦ 地方生活圏

○米代川地方生活圏

大館周辺 鷹巢阿仁 能代山本

○雄物川流域地方生活圏

大曲仙北 横手平鹿 湯沢雄勝

○秋田臨海地方生活圏

秋田周辺 本荘由利

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備考
最上 (44)	*新庄市	41,541	224.18	㊦㊧
	舟形町	8,395	119.66	㊦㊧㊨
	大蔵村	6,180	211.88	㊦㊧
	鮭川村	7,032	122.20	㊦
	戸沢村	8,509	261.56	㊦㊧
	真室川町	13,952	374.55	㊦
	金山町	8,401	161.54	㊦
上 (44)	最上町	14,153	330.10	㊦㊧
	1市4町3村	108,163	1,805.67	
置賜 (45)	*米沢市	91,389	548.89	㊦㊧
	長井市	33,230	215.25	㊦
	南陽市	37,119	166.12	㊦㊧
	高島町	27,722	181.21	㊦㊧
	川西町	23,361	167.42	㊦
	白鷹町	20,028	157.12	㊦
	飯豊町	11,566	329.02	㊦
賜 (45)	小国町	13,540	738.58	㊦
	3市5町	257,955	2,497.61	
西村山 (46)	*寒河江市	39,032	140.85	㊦㊧
	河北町	22,798	51.37	㊦
	大江町	12,779	153.00	㊦
	朝日町	12,353	196.91	㊦
	西川町	10,703	393.90	㊦
庄内 (46)	1市4町	97,665	936.03	
	*鶴岡市	96,018	234.77	㊦
庄内 (46)	酒田市	96,830	173.76	㊦
	立川町	9,195	191.97	㊦
	余目町	19,734	59.16	㊦
	藤島町	13,946	62.53	㊦
	羽黒町	11,054	108.28	㊦
	柳引町	9,058	81.51	㊦
	三川町	8,953	32.90	㊦
	朝日村	8,354	566.53	㊦
	温海町	16,693	254.99	㊦

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備考
庄内 (46)	遊佐町	21,723	209.53	㊦
	八幡町	8,964	204.25	㊦
	松山町	6,892	42.70	㊦
	平田町	8,386	179.01	㊦
	2市11町1村	335,800	2,401.89	
北村山 (46)	*村山市	33,647	196.46	㊦
	東根市	39,670	205.84	㊦
	尾花沢市	27,172	374.96	㊦
	大石田町	11,735	78.40	㊦
山形 (47)	3市1町	112,224	855.66	
	山形市	206,790	381.58	㊦
山形 (47)	上山市	37,826	241.00	㊦
	天童市	45,895	113.20	㊦
	山辺町	14,827	60.95	㊦
	中山町	11,575	31.73	㊦
	3市2町	316,913	828.46	

注 地方生活圏

○新庄地方生活圏

最上

○米沢地方生活圏

置賜

○山形地方生活圏

北村山 西村山 山形

○庄内地方生活圏

庄内

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備考	
下館地方 (44)	*下館市	55,479	86.07	㊦	
	館壁町	20,876	63.66	㊦	
	結城町	41,343	65.21	㊦	
	大岩村	7,323	29.13	㊦	
	協和町	22,131	86.83	㊦	
	関野町	14,678	36.22	㊦	
	明野町	14,869	34.93	㊦	
2市5町1村	16,088	46.98	㊦		
		192,787	449.03		
茨城西南地方 (45)	*古河市	54,878	21.03	㊦	
	下妻市	28,031	61.63	㊦	
	八千代町	22,849	57.83	㊦	
	千代川村	7,953	19.39	㊦	
	石下町	19,058	43.91	㊦	
	総和村	27,261	53.34	㊦	
	五和村	8,619	23.32	㊦	
	三岩町	19,050	50.16	㊦	
	猿岩町	14,021	31.85	㊦	
	猿岩町	36,719	91.48	㊦	
3市6町2村	23,137	46.26	㊦		
		261,576	500.20		
大宮大子地方 (45)	*大宮町	24,089	82.73	㊦	
	山方町	10,861	84.31	㊦	
	美和村	6,660	79.87	㊦	
	緒川村	6,313	57.63	㊦	
	大子町	32,637	325.07	㊦	
3町2村	80,560	629.61	㊦		
水戸地方 (46)	*水戸市	182,892	145.96	㊦	
	那珂市	34,129	25.82	㊦	
	勝田市	70,721	74.34	㊦	
	常陸常陸原町	31,337	130.87	㊦	
	茨城原町	8,834	28.72	㊦	
	常陸北原町	26,634	120.84	㊦	
	桂川町	12,905	41.40	㊦	
	御前山町	10,929	51.46	㊦	
	洗心町	7,301	45.92	㊦	
	大友町	5,859	44.45	㊦	
	岩間町	22,106	22.46	㊦	
	七海村	20,670	58.23	㊦	
	東那珂町	14,719	50.24	㊦	
	瓜連町	3,139	63.94	㊦	
	4市8町5村	20,994	35.52	㊦	
			32,119	82.72	㊦
			7,328	14.99	㊦
		512,616	1,037.88	㊦	
土浦石岡地方 (46)	*土浦市	92,786	91.51	㊦	
	石岡町	41,103	63.31	㊦	
	阿見町	27,828	152.32	㊦	
	小川町	25,851	70.75	㊦	
	美野町	17,263	64.37	㊦	
	出島町	15,254	61.46	㊦	
	千代田村	17,238	110.80	㊦	
	新治村	14,370	49.25	㊦	
	玉里村	8,565	34.12	㊦	
	2市4町4村	5,309	18.90	㊦	
			265,567	716.79	㊦
旭村	10,283	54.54	㊦		

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備考
鹿行地方 (46)	*鉢田町	27,407	107.46	㊦
	大野村	9,517	46.46	㊦
	鹿島町	10,150	47.04	㊦
	神栖町	29,578	55.86	㊦
	波崎町	24,609	77.93	㊦
	麻生町	31,148	68.69	㊦
	牛堀町	18,529	97.43	㊦
	潮来町	6,916	18.51	㊦
	北浦村	20,234	49.56	㊦
	8町4村	11,095	58.49	㊦
		13,878	69.38	㊦
		213,344	751.35	㊦
常総地方 (46)	*水海道市	37,871	79.60	㊦
	取手市	43,583	36.83	㊦
	伊奈村	13,407	46.70	㊦
	谷和原村	10,251	34.20	㊦
	守谷町	13,039	35.47	㊦
	藤代町	17,148	32.16	㊦
2市2町2村	135,299	264.96	㊦	
県北地方 (47)	日立市	199,022	152.54	㊦
	常陸太田市	36,002	110.11	㊦
	高萩市	31,696	193.79	㊦
	茨城町	46,242	186.37	㊦
	北砂村	12,353	63.14	㊦
	水府村	9,195	81.64	㊦
	里美村	5,972	120.36	㊦
	十王町	10,082	72.17	㊦
	4市1町3村	350,564	980.12	㊦
	稲敷地方 (47)	竜ヶ崎市	37,945	74.90
江戸崎町		12,306	53.57	㊦
美浦村		8,122	70.68	㊦
牛久保町		21,802	59.16	㊦
新利根村		8,502	29.59	㊦
河内村		12,252	44.40	㊦
桜川村		8,076	34.13	㊦
東利根町		12,894	61.16	㊦
1市3町5村		8,500	25.02	㊦
			130,399	452.61
筑南地方 (47)	茎崎村	6,740	27.47	㊦
	桜谷村	9,573	34.95	㊦
	田部町	20,856	79.52	㊦
	豊里町	10,880	32.12	㊦
	筑波町	22,308	77.08	㊦
	大穂町	10,945	34.03	㊦
4町2村	81,302	285.17	㊦	

地方生活圏

○水戸・日立地方生活圏

県北地方 大宮大子地方 水戸地方

○鹿島地方生活圏

鹿行地方

○土浦地方生活圏

土浦石岡地方 稲敷地方 筑南地方

常総地方

○下館・古河地方生活圏

下館地方 茨城西南地方

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備 考
栃 木 地 区 (44)	*栃 木 市	79,711	122.21	
	西 方 村	6,779	31.82	㊶㊷
	大 平 町	19,868	39.58	
	藤 岡 町	19,679	60.93	㊸
	岩 舟 町	16,591	46.69	
	都 賀 町	12,367	30.41	
	1市4町1村	154,995	331.64	
芳 賀 地 区 (45)	*真 岡 市	42,820	111.49	
	二 宮 町	17,247	55.23	㊸
	益 子 町	20,025	89.96	㊸
	茂 木 町	22,139	172.51	㊶㊷㊸
	芳 賀 町	16,553	70.35	
	市 貝 町	10,340	65.26	㊸
	1市5町	129,124	564.80	
日 光 地 区 (45)	*今 市 市	44,597	243.94	㊸
	日 光 市	27,628	320.89	㊶㊷
	足 尾 町	10,238	185.61	㊶㊷㊸
	藤 原 町	12,985	272.13	㊶㊷
	栗 山 村	3,168	426.76	㊶㊷㊸
	2市2町1村	98,616	1,449.33	
南 那 須 地 区 (46)	*烏 山 町	21,700	92.35	㊸㊹
	馬 頭 町	16,610	151.27	㊶㊷㊸
	小 川 町	7,695	42.43	㊸
	南 那 須 町	12,550	80.33	㊸㊹
	4 町	58,555	366.38	
鹿 沼 地 区 (46)	*鹿 沼 市	79,531	311.74	㊶
	粟 野 町	11,649	178.20	㊶㊷
	1市1町	91,180	489.94	
両 毛 地 区 (46)	*足 利 市	159,297	177.68	
	*佐 野 市	73,583	84.91	
	田 沼 町	29,237	186.01	㊶
	葛 生 町	18,034	91.29	㊶㊷
	2市2町	280,151	539.89	
	*宇 都 宮 市	311,864	312.53	

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備 考
宇 都 宮 地 区 (47)	上 三 川 町	22,392	53.75	
	上 河 内 村	8,166	57.96	㊸
	河 内 町	15,604	47.69	
	壬 生 町	26,807	60.12	
	石 橋 町	17,032	22.79	
	1市4町1村	401,865	554.84	
小 山 地 区 (47)	*小 山 市	111,246	173.78	
	南 河 内 町	9,469	31.42	㊸
	国 分 寺 町	11,947	20.60	㊸
	野 木 町	12,644	30.44	㊸
	1市3町	145,306	256.24	
那 須 地 区 (47)	大 田 原 市	41,857	134.88	㊸
	黒 磯 市	39,178	343.40	㊶㊷㊸
	那 須 町	28,177	372.70	㊶㊷㊸
	西 那 須 野 町	22,275	58.93	㊸
	黒 羽 町	18,628	187.22	㊶㊷
	塩 原 町	10,212	190.28	㊶
	湯 津 上 村	6,283	32.42	㊸
	2市4町1村	166,610	1,319.83	
塩 谷 地 区 (47)	矢 板 市	30,574	169.94	㊶㊷㊸
	塩 谷 町	15,421	174.64	㊶㊷
	氏 家 町	21,625	50.70	
	喜 連 川 町	11,293	74.53	㊸
	高 根 沢 町	21,426	71.09	
	1市4町	100,339	540.90	

註 地方生活圏

○那須地方生活圏

那須地区 塩谷地区

○日光地方生活圏

日光地区

○宇都宮地方生活圏

南那須地区 芳賀地区 宇都宮地区

鹿沼地区

○両毛地方生活圏

小山地区 栃木地区 両毛地区

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(Km ²)	備考
利根・沼田 (44)	*沼田 市	44,504	136.65	㊦㊧㊨
	夜野 町	11,164	70.79	㊦㊧
	水上 町	10,008	528.40	㊦㊧
	白沢 村	3,239	28.28	㊦㊧㊨
	利根 村	7,257	278.98	㊦㊧㊨
	片品 村	6,686	391.50	㊦㊧㊨
	川場 村	4,062	85.36	㊦㊧㊨㊩
	新治 村	9,437	182.87	㊦㊧
	昭和 村	8,595	63.71	㊦㊧
	1市2町6村	104,952	1,766.54	
高崎市等 (45)	*高崎 市	201,025	110.48	
	安中 市	41,170	101.56	㊦㊧
	群馬 町	17,136	21.83	
	榛名 町	20,081	93.22	㊦
	箕郷 町	11,991	43.33	㊦
	松井田 町	20,195	174.17	㊦㊧㊨
	倉淵 村	6,531	127.20	㊦㊧㊨
2市4町1村	318,129	671.79		
東毛 (45)	*太田 市	101,827	97.52	
	館林 市	64,167	60.83	
	尾島 町	15,139	19.30	
	新田 町	20,432	38.26	
	板倉 町	16,309	41.34	
	大邑 町	26,040	18.41	
	泉染 町	15,372	30.47	
	明和 村	8,798	19.14	
	千代田 村	9,766	21.80	
	2市5町2村	277,850	347.07	
渋川地区 (46)	*渋川 市	44,681	51.84	㊦
	伊香保 町	4,756	22.29	㊦
	北橘 村	8,311	19.57	㊦
	赤城 村	13,147	78.18	㊦
	子持 村	11,077	38.98	㊦
	小野上 村	2,614	30.33	㊦
	榎東 村	8,745	27.66	㊦
吉岡 村	9,572	20.68	㊦	
1市1町6村	102,903	289.53		
伊勢崎佐波 (46)	*伊勢崎 市	93,563	65.40	
	境 町	27,860	31.66	
	玉村 町	13,236	25.89	
	赤堀 村	9,080	24.47	㊦
	東 村	9,771	18.20	㊦㊧
1市2町2村	153,510	165.62		
富岡甘楽 (46)	*富岡 市	46,339	93.63	㊦㊧
	妙義 町	5,190	28.65	㊦㊧
	下仁田 町	17,566	189.44	㊦㊧㊨
	甘楽 町	13,713	58.45	㊦
	南牧 村	7,601	119.33	㊦㊧㊨
1市3町1村	90,409	489.50		
前橋 (47)	前橋 市	238,157	147.39	
	富士見 村	13,711	69.63	㊦
	大胡 町	10,221	19.71	㊦

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(Km ²)	備考
前橋 (47)	宮城 村	7,723	48.49	㊦
	粕川 村	9,673	25.76	㊦
	1市1町3村	279,485	310.98	
吾妻 (47)	中之条 町	20,766	237.36	㊦㊧
	東 村	2,892	32.96	㊦㊧
	吾妻 町	17,986	222.00	㊦㊧
	長野原 町	7,371	133.18	㊦㊧
	嬭恋津 村	11,251	336.05	㊦㊧㊨
	草津 町	8,799	49.70	㊦
	高山 村	2,562	202.38	㊦㊧㊨
4町4村	4,194	64.28	㊦㊧	
75,821	1,277.91			
多野藤岡 (47)	藤岡 市	46,029	127.71	㊦
	新 町	15,161	4.23	
	鬼石 町	10,937	52.68	㊦㊧
	吉井 町	18,600	57.98	㊦㊧
	万場 町	4,822	62.11	㊦㊧㊨
	中里 村	1,948	51.24	㊦㊧㊨
	上野 村	2,899	182.07	㊦㊧㊨
1市4町2村	100,396	538.02		
桐生市外六か町村 (47)	桐生 市	135,183	131.93	㊦
	大間々 町	20,962	47.93	㊦㊧
	藪塚本 町	9,317	20.87	㊦
	笠懸 村	10,837	18.31	㊦
	新里 村	9,814	35.56	㊦
	黒保根 村	3,860	102.39	㊦㊧㊨
	東 村	5,598	141.66	㊦㊧
	1市2町4村	195,571	498.65	

④ 地方生活圏

○沼田・利根地方生活圏

利根・沼田

○桐生・太田地方生活圏

桐生市外六か町村 東毛

○前橋・高崎地方生活圏

前橋 伊勢崎佐波 高崎市等 富岡甘楽
多野藤岡

○渋川・吾妻地方生活圏

渋川地区 吾妻

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備考
秩父 (44)	*秩父市	62,353	134.03	㊦
	皆野町	13,185	63.07	㊦
	野上町	8,458	30.14	㊦
	小鹿野町	12,842	100.02	㊦㊦
	吉田町	7,256	66.75	㊦㊦
	横瀬村	8,363	49.49	㊦
	両神村	3,784	70.46	㊦㊦㊦
	大滝村	4,442	331.83	㊦㊦㊦
	荒川村	6,196	47.43	㊦
1市4町4村	126,879	893.22		
児玉 地域 (45)	*本庄市	48,217	36.52	㊦
	児玉町	18,418	53.23	㊦㊦
	上里町	16,372	28.90	㊦
	美里村	10,607	33.80	㊦
	神川村	10,207	23.41	㊦
	神泉村	1,496	24.14	㊦㊦㊦
	1市2町3村	105,317	200.00	
大里 (46)	*熊谷市	124,428	85.97	
	深谷市	62,992	56.34	
	妻沼町	21,530	36.21	㊦
	寄居町	25,285	64.01	㊦
	岡部町	14,942	30.01	㊦
	大里村	6,909	15.18	
	江南村	7,947	22.34	㊦
	豊里村	8,722	14.03	㊦
川本村	10,441	21.90	㊦	

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備考
大里 (46)	花園村	8,240	15.94	㊦
	2市3町5村	291,436	361.93	
比企 (47)	東松山市	52,048	66.09	
	滑川村	7,678	29.48	
	嵐山町	11,712	30.02	㊦
	小川町	25,829	59.94	㊦
	都幾川村	6,762	41.79	㊦㊦
	玉川村	3,834	14.57	㊦
	川島村	15,226	42.11	
	吉見村	14,478	38.77	
	鳩山村	4,765	25.91	
	東秩父村	4,952	36.94	㊦
1市2町7村	147,284	385.62		

㊦ 地方生活圏

○児玉・大里地方生活圏

児玉地域 大里

○秩父地方生活圏

秩父

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備考
長生郡市(44)	*茂原市	60,208	99.79	●
	一宮町	10,207	23.65	●
	睦沢村	7,182	35.44	●
	長生村	9,804	28.78	●
	白子町	11,523	27.03	●
	長柄町	7,751	47.04	●
	長南町 1市4町2村	12,136 118,811	65.54 327.27	●
君津郡市(44)	*木更津市	87,914	133.52	
	君津市	70,329	311.25	●
	富津市	55,834	197.67	
	袖ヶ浦町 3市1町	26,575 240,652	87.78 730.22	
山武郡市(45)	*東金市	33,007	89.98	●
	大網白里町	22,675	58.40	●
	九十九里町	18,299	22.81	●
	成東町	19,223	45.54	●
	山武町	9,348	50.99	●
	蓮沼村	4,941	9.15	●
	松尾町	10,513	37.55	●
	横芝町 芝山町 1市7町1村	12,547 8,187 138,740	33.33 43.77 391.52	● ●●
安房郡市(45)	*館山市	56,166	109.77	●
	鴨川市	33,112	146.83	●●
	富浦町	7,312	25.52	●
	富山町	7,230	40.04	●
	鋸南町	13,784	45.00	●
	鋸芳村	4,869	34.18	●●
	白浜町	8,275	16.95	●
	千倉町	17,036	36.17	●
	丸山町	7,091	44.41	●
	和田町	7,670	32.26	●
	天津小湊町 2市8町1村	10,156 172,701	44.43 575.56	●
香取(46)	*佐原市	48,802	120.48	●
	下総町	6,850	31.78	●
	神崎町	5,376	19.49	●
	大栄町	10,411	50.02	●
	大多古町	17,728	72.67	●
	粟源町 小見川町	5,549 22,835	28.96 61.79	● ●

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備考
香取(46)	山田町	12,215	51.76	●
	東庄町 1市8町	15,164 144,930	45.32 482.27	●
東総地区(46)	*銚子市	92,677	84.92	●
	*旭市	33,047	50.45	●●
	*八市場市	31,392	80.28	●●
	海上町	8,985	29.50	●
	飯岡町	11,639	18.85	●
	光町	11,744	33.40	●
	野栄町	9,746	20.38	●
	干潟町 3市5町	9,542 208,772	32.64 350.42	●
夷隅郡市(47)	勝浦市	27,230	94.89	●
	大多喜町	14,738	130.83	●●
	夷隅町	9,194	44.47	●●
	御宿町	8,608	25.04	●
	大原町	22,695	67.01	●
	俣町 1市5町	12,897 95,362	46.85 409.09	●
印旛郡市(47)	成田市	45,125	130.50	
	佐倉市	68,243	102.38	
	四街道町	28,757	36.06	
	酒々井町	6,783	19.23	
	八街町	26,445	75.49	●
	富里村	12,777	53.54	●
	印旛村	7,546	46.58	
	白井町	11,199	35.19	
	印西町	16,519	53.03	
	本埜村 栄町 2市6町3村	4,761 9,186 237,341	22.83 34.37 609.20	

出 地方生活圏

○千葉地方生活圏

香取 東総地区 山武郡市 印旛郡市

長生郡市 夷隅郡市 君津郡市 安房郡市

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備考
県 西 地 城 (44)	*小田原市	166,327	114.24	
	南足柄市	32,954	77.57	
	中井町	6,336	19.75	
	開成町	9,052	6.23	
	大井町	9,473	14.71	
	箱根町	20,252	94.03	
	松田町	12,230	37.33	
	真鶴町	10,154	6.99	㊦
	山北町	14,545	224.25	㊦㊧
	湯河原町	24,560	40.67	㊦
	2市8町	305,883	635.77	
津久井地城 (46)	城山町	8,975	19.47	
	*津久井町	14,642	122.18	㊦㊧
	相模湖町	8,173	31.40	㊦
	藤野町	8,467	65.04	㊦㊧
	4町	40,257	238.09	

注 神奈川県は地方生活圏が設定されていない。

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備考
三 条 燕 (44)	* 三 条 市	78,930	76.52	◎
	* 加 分 市	43,134	39.92	◎
	* 茂 水 町	37,689	133.13	◎◎
	* 田 泊 町	15,469	38.91	◎◎
	* 寺 岩 町	20,582	31.87	◎◎
	* 弥 下 村	14,061	58.25	◎◎
	* 田 上 村	9,086	36.15	◎◎
	* 柴 上 村	7,479	25.05	◎◎
	* 柴 上 村	9,848	31.54	◎◎
	* 柴 上 村	13,591	316.99	◎◎
柏崎 地域 (44)	* 柏 崎 市	11,137	45.75	◎
	* 柳 井 町	261,006	834.08	◎◎◎◎
	* 柳 井 町	79,571	326.34	◎◎◎◎
	* 柳 井 町	8,149	44.77	◎◎◎◎
新発田 地域 (45)	* 新 発 田 市	5,908	64.40	◎◎
	* 新 発 田 市	5,402	26.53	◎◎
	* 新 発 田 市	8,791	56.77	◎◎
	* 新 発 田 市	107,821	518.81	◎◎◎◎
	* 新 発 田 市	74,297	434.13	◎◎◎◎
上 越 地 域 (45)	* 上 越 市	28,932	85.67	◎◎
	* 上 越 市	8,384	25.44	◎◎
	* 上 越 市	10,722	36.39	◎◎
	* 上 越 市	12,110	37.69	◎◎
	* 上 越 市	7,774	37.18	◎◎
	* 上 越 市	6,730	180.55	◎◎◎◎
	* 上 越 市	148,949	837.05	◎◎◎◎
	* 上 越 市	119,856	251.55	◎◎◎◎
	* 上 越 市	29,703	173.23	◎◎◎◎
	* 上 越 市	7,085	70.37	◎◎◎◎
	* 上 越 市	5,631	50.88	◎◎◎◎
	* 上 越 市	8,954	92.01	◎◎◎◎
	* 上 越 市	6,774	86.49	◎◎◎◎
	* 上 越 市	4,758	67.85	◎◎◎◎
	* 上 越 市	5,786	61.33	◎◎◎◎
糸魚川 地域 (45)	* 糸 魚 川 市	13,912	77.82	◎◎
	* 糸 魚 川 市	9,371	16.29	◎◎
	* 糸 魚 川 市	8,220	38.70	◎◎
	* 糸 魚 川 市	8,334	76.45	◎◎
	* 糸 魚 川 市	7,491	126.57	◎◎
	* 糸 魚 川 市	6,187	43.36	◎◎
	* 糸 魚 川 市	6,415	138.58	◎◎
	* 糸 魚 川 市	10,005	67.06	◎◎
	* 糸 魚 川 市	3,927	37.88	◎◎
	* 糸 魚 川 市	7,228	39.29	◎◎
十日 町 城 (46)	* 十 日 町	4,544	65.71	◎◎◎
	* 十 日 町	274,181	1,581.42	◎◎◎◎
	* 十 日 町	38,226	467.14	◎◎◎◎
六日 町 城 (46)	* 六 日 町	14,908	151.28	◎◎◎
	* 六 日 町	13,382	129.28	◎◎◎
	* 六 日 町	66,516	747.70	◎◎◎◎
佐 渡 地 域 (46)	* 佐 渡 市	49,840	211.44	◎◎◎
	* 佐 渡 市	10,756	74.16	◎◎◎
	* 佐 渡 市	15,499	171.68	◎◎◎
	* 佐 渡 市	7,497	128.20	◎◎◎
	* 佐 渡 市	83,592	585.48	◎◎◎◎
	* 佐 渡 市	25,951	262.56	◎◎◎
	* 佐 渡 市	8,396	354.90	◎◎◎
	* 佐 渡 市	21,191	191.84	◎◎◎
	* 佐 渡 市	14,328	130.88	◎◎◎
	* 佐 渡 市	69,866	940.18	◎◎◎◎
佐 渡 地 域 (46)	* 佐 渡 市	10,903	47.76	◎◎
	* 佐 渡 市	23,910	235.52	◎◎
	* 佐 渡 市	15,154	192.55	◎◎◎
	* 佐 渡 市	8,176	54.00	◎◎◎
	* 佐 渡 市	5,904	62.93	◎◎◎
	* 佐 渡 市	7,056	66.55	◎◎◎
	* 佐 渡 市	7,658	67.29	◎◎◎
	* 佐 渡 市	5,054	26.37	◎◎◎
	* 佐 渡 市	5,549	52.56	◎◎◎
	* 佐 渡 市	4,248	51.59	◎◎◎

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備考
長岡 小出 地 域 (46)	1 市 7 町 2 村	93,612	857.12	
	* 長 岡 市	163,741	259.92	◎◎
	* 小 谷 市	44,598	154.49	◎◎
	* 附 尾 市	41,257	78.10	◎◎
	* 中 越 市	34,436	205.39	◎◎
	* 越 路 市	11,598	41.79	◎◎
	* 三 島 町	13,609	58.73	◎◎
	* 与 板 町	7,119	36.93	◎◎
	* 山 古 町	7,979	20.24	◎◎
	* 志 島 町	6,062	31.67	◎◎
	* 志 島 町	4,360	40.14	◎◎
	* 志 島 町	6,902	49.53	◎◎
	* 志 島 町	10,198	68.45	◎◎
	* 志 島 町	12,901	30.04	◎◎
	新 潟 地 域 (47)	* 長 岡 市	5,925	348.74
* 小 谷 市		9,925	105.83	◎◎◎
* 附 尾 市		6,836	114.15	◎◎◎
* 中 越 市		2,930	272.62	◎◎
* 越 路 市		10,741	85.93	◎◎
* 三 島 町		401,117	2,002.69	◎◎◎◎
* 与 板 町		390,813	208.42	◎◎
* 山 古 町		57,695	78.00	◎◎
* 志 島 町		32,787	79.06	◎◎
* 志 島 町		33,545	76.35	◎◎
* 志 島 町		10,494	40.76	◎◎
* 志 島 町		7,349	25.61	◎◎
* 志 島 町		19,144	38.20	◎◎
* 志 島 町		11,047	87.20	◎◎
五泉 地域 (47)		* 須 戸 町	10,710	17.20
	* 須 戸 町	8,101	23.99	◎◎
	* 須 戸 町	22,681	16.85	◎◎
	* 須 戸 町	27,246	76.89	◎◎
	* 須 戸 町	10,359	24.12	◎◎
	* 須 戸 町	17,472	26.84	◎◎
	* 須 戸 町	14,861	14.74	◎◎
	* 須 戸 町	6,547	23.71	◎◎
	* 須 戸 町	3,872	9.41	◎◎
	* 須 戸 町	6,500	19.72	◎◎
	* 須 戸 町	681,223	887.07	◎◎◎◎
	* 須 戸 町	39,269	98.45	◎◎
	* 須 戸 町	23,097	253.15	◎◎◎
	* 須 戸 町	7,711	84.20	◎◎◎
	岩 沼 地 域 (47)	* 須 戸 町	5,364	256.77
* 須 戸 町		5,074	360.52	◎◎
* 須 戸 町		5,925	249.26	◎◎
* 須 戸 町		86,440	1,302.35	◎◎◎◎
* 須 戸 町		32,546	142.74	◎◎
* 須 戸 町		9,669	300.03	◎◎
* 須 戸 町		11,010	36.76	◎◎
* 須 戸 町		12,514	82.25	◎◎
* 須 戸 町		14,985	626.40	◎◎
* 須 戸 町		12,019	285.79	◎◎
佐 渡 地 域 (47)	* 粟 島 浦 村	721	9.14	◎◎◎
	* 粟 島 浦 村	93,464	1,483.11	◎◎◎◎
	* 粟 島 浦 村			

- 註 地方生活圏
 ○村上地方生活圏
 岩沼地域
 ○新潟地方生活圏
 新発田地域 五泉地域 新潟地域
 ○三条・燕地方生活圏
 三条燕地域
 ○長岡地方生活圏
 長岡小出地域 柏崎地域
 ○魚沼地方生活圏
 六日町地域 十日町地域
 ○上越地方生活圏
 上越地域 糸魚川地域
 ○佐渡地方生活圏
 佐渡地域

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備 考
砺波地区 (44)	*砺波市	34,185	96.33	㊦㊧
	城端町	11,989	65.84	㊦㊧㊨
	平村	2,294	93.10	㊦㊧㊨
	上平村	1,102	94.19	㊦㊧
	利賀村	1,758	176.38	㊦㊧㊨
	庄川町	7,525	30.77	㊦㊧
	井波町	11,938	25.46	㊦㊧
	井口村	1,462	11.66	㊦㊧
	福野町	15,636	31.25	㊦㊧
	福光町	23,091	167.74	㊦㊧㊨
	1市5町4村	110,980	792.72	
新川地区 (45)	*魚津市	47,382	200.75	㊦㊧
	*黒部市	34,429	87.91	㊦㊧
	入善町	28,197	71.58	㊦㊧
	宇奈月町	8,124	568.61	㊦
	朝日町	19,666		㊦㊧㊨
		2市3町	137,798	928.85
高岡地区 (46)	*高岡市	163,355	151.05	㊦
	水見市	62,480	229.65	㊦㊧
	小矢部市	35,608	134.09	㊦㊧
	福岡町	11,217	58.62	㊦㊧
		3市1町	272,660	573.41
富山地区 (46)	*富山市	276,167	209.06	㊦
	滑川市	30,318	55.21	㊦㊧
	大沢野町	18,482	75.90	㊦㊧
	大山町	11,135	575.07	㊦㊧㊨
	舟橋村	1,375	3.39	㊦
	立山町	27,152	308.79	㊦㊧
	上市町	23,784	237.39	㊦㊧㊨
	八尾町	23,204	235.42	㊦㊧
	婦中町	22,845	67.68	㊦
	細入村	2,718	39.72	㊦㊧

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備 考
富山地区 (46)	山田村	2,240	40.91	㊦㊧㊨㊩
	2市6町3村	439,420	1,848.54	
射水地区 (47)	新湊市	46,298	33.01	㊦
	小杉町	20,210	41.01	㊦
	大門町	11,740	21.62	㊦
	大島町	6,094	7.85	㊦
	下村	1,965	5.15	㊦
		1市3町1村	76,307	108.64

㊦ 宇奈月町および朝日町は境界未定のため両町面積を合算して掲げた。

㊦ 地方生活圈

○富山地方生活圈

新川地区 富山地区 射水地区 高岡地区 砺波地区

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備 考
七 尾 鹿 島 (44)	*七尾市	48,389	144.02	㊦㊧
	田鶴浜町	6,785	29.94	㊦㊧
	鳥屋町	6,674	26.58	㊦㊧㊨
	中島町	9,955	98.86	㊦㊧
	鹿島町	10,841	47.90	㊦㊧
	能登島町	4,548	47.45	㊦㊧㊨
	鹿西町	6,166	14.32	㊦㊧
1市6町	93,358	409.07		
羽 咋 郡 市 (45)	*羽咋市	29,075	81.06	㊦㊧
	富来町	14,096	124.15	㊦㊧
	志雄町	8,295	59.11	㊦㊧
	志賀町	17,929	122.52	㊦㊧㊨
	押水町	9,338	53.73	㊦㊧㊨
	1市4町	78,733	440.57	
奥 能 登 (45)	*輪島市	34,953	271.18	㊦㊧㊨
	珠洲市	30,088	247.23	㊦㊧㊨
	穴水町	16,400	182.88	㊦㊧
	門前町	14,671	157.91	㊦㊧㊨
	能都町	17,328	115.54	㊦㊧
	柳田村	6,711	105.02	㊦㊧㊨
	内浦町	10,617	53.95	㊦
2市4町1村	130,768	1,133.71		
南 加 賀 (46)	*小松市	97,191	374.72	㊦㊧
	加賀市	58,383	152.01	㊦㊧㊨
	山中町	13,296	154.61	㊦㊧
	根上町	13,016	13.74	㊦
	寺井町	12,035	13.31	㊦
	辰口町	8,617	56.15	㊦㊧
	川北村	4,304	15.10	㊦
2市4町1村	206,842	779.64		
*金沢市	366,418	459.31	㊦	

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備 考
石 川 中 央 (46)	松任市	32,129	59.75	㊦
	美川町	11,805	9.67	㊦
	鶴来町	12,356	35.43	㊦
	野々市町	14,700	13.45	㊦
	河内村	1,180	74.59	㊦㊧㊨
	吉野谷村	1,847	142.58	㊦㊧㊨
	鳥越村	4,380	74.58	㊦㊧㊨
	尾口村	1,380	136.77	㊦㊧
	白峰村	2,145	222.24	㊦㊧
	津幡町	22,067	106.54	㊦㊧
	高松町	11,479	26.98	㊦
	七塚町	11,180	6.11	㊦
	宇ノ気町	10,225	29.90	㊦
	内灘町	13,268	12.75	㊦
	2市8町5村	516,559	1,410.65	

註 地方生活圏

○能登地方生活圏

奥能登 七尾鹿島 羽咋郡市

○加賀地方生活圏

石川中央 南加賀

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備 考
福 井 地 区 (44)	*福 井 市	217,232	339.24	㊦
	美 山 町	7,066	138.55	㊦㊧
	松 岡 町	10,266	18.61	
	永 平 寺 町	6,478	50.19	㊦㊧
	上 志 比 村	3,841	25.19	㊧
	三 国 町	21,824	44.53	
	金 津 町	16,959	78.78	
	芦 原 町	12,838	37.57	
	丸 岡 町	23,682	108.17	㊦
	坂 井 町	10,115	31.88	
	春 江 町	15,262	24.61	
	清 水 町	7,420	42.12	
	越 廼 村	2,676	14.60	㊧
1市10町2村	355,659	954.04		
武 生 ・ 鯖 江 地 区 (45)	*武 生 市	62,649	184.98	㊧
	*鯖 江 市	54,438	84.21	㊧
	今 立 町	14,940	45.08	㊧
	池 田 町	5,856	194.77	㊦㊧㊨
	南 条 町	5,017	53.46	㊧
	今 庄 町	6,527	241.67	㊦㊧㊨
	河 野 村	2,901	50.13	㊦㊧㊨
	朝 日 町	8,315	45.59	㊦㊧
	宮 崎 村	3,951	33.80	㊧
	織 田 町	5,261	39.01	㊦㊧
	越 前 町	8,704	36.61	㊧㊨
	2市7町2村	178,559	1,009.31	

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備 考
嶺 南 地 区 (45)	*敦 賀 市	56,401	249.28	㊧
	*小 浜 市	34,032	233.72	㊦㊧㊨
	三 方 町	10,019	97.12	㊧
	美 浜 町	13,278	152.78	㊦㊧
	上 中 町	7,992	82.29	㊦㊧
	名 田 庄 村	3,521	143.09	㊦㊧㊨
	大 飯 町	5,912	68.13	㊦㊧㊨
	高 浜 町	11,160	70.79	㊦㊧
	2市5町1村	142,315	1,097.20	
	大 野 ・ 勝 山 地 区 (46)	*大 野 市	42,556	541.66
*勝 山 市		32,789	253.32	㊧㊨
和 泉 村		2,383	332.60	㊦㊧
2市1村		77,728	1,127.58	

出 地方生活圏

○嶺北地方生活圏

福井・坂井地区 大野・勝山地区 武生・鯖江地区

○嶺南地方生活圏

嶺南地区

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備 考
富士北麓 (44)	*富士吉田市	50,755	120.08	㊦
	西桂町	3,936	15.38	㊦
	忍野村	5,612	25.32	㊦
	山中湖村	4,200	52.05	㊦
	河口湖町	13,949	63.27	㊦
	勝山村	2,073	4.21	㊦
	足和田村	1,578	28.31	㊦
	鳴沢村	2,138	89.39	㊦㊧
	上九一色村	2,185	86.48	㊦
	1市2町6村	86,426	484.49	
東部 (45)	*大月市	37,003	280.61	㊦㊧
	都留市	31,183	161.97	㊦㊧
	上野原町	25,706	124.11	㊦㊧
	秋山村	2,672	44.79	㊦㊧㊨
	道志村	2,717	79.35	㊦㊧
	小菅村	1,493	51.96	㊦㊧㊨
	丹波山村	1,614	101.16	㊦㊧㊨
	2市1町4村	102,388	843.95	
峡南 (46)	三珠町	4,468	29.28	㊦㊧㊨
	*市川大門町	13,987	33.07	㊦㊧
	六郷町	5,143	13.28	㊦
	下部町	9,205	130.76	㊦㊧㊨
	*増穂町	13,176	65.43	㊦㊧㊨
	*鹹沢町	6,596	47.45	㊦㊧㊨
	中富町	7,405	42.91	㊦㊧㊨
	早川町	4,615	369.96	㊦㊧
	身延町	11,573	130.47	㊦㊧
	南富沢町	7,945	112.44	㊦㊧
	11	5,614	87.73	㊦㊧
89,727	1,062.78			
峡北 (46)	*韭崎市	26,738	143.44	㊦㊧㊨
	双葉町	5,544	19.25	㊦㊧
	明野村	5,244	28.83	㊦㊧㊨
	須玉町	9,043	174.19	㊦㊧㊨
	高根町	8,666	64.58	㊦㊧㊨
	長坂町	8,650	40.36	㊦
	大泉村	3,405	62.99	㊦㊧
	小淵沢町	4,935	34.26	㊦㊧
	白州町	4,854	137.56	㊦㊧
	武川村	3,573	60.24	㊦㊧㊨
1市6町3村	80,652	765.70		
*塩山市	27,185	184.46	㊦㊧	

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備 考
東山梨 (46)	*山梨市	28,779	53.11	㊦
	春日居町	4,999	13.95	㊦
	牧丘町	8,166	102.33	㊦㊧㊨
	三富村	1,852	135.68	㊦㊧㊨
	勝沼町	9,377	36.77	㊦
	大和村	2,212	43.66	㊦㊧㊨
	2市3町2村	82,570	569.96	
甲府地区 (47)	甲府市	188,836	171.12	
	竜王町	12,489	12.87	
	敷島町	10,480	40.37	
	玉穂村	2,925	8.07	
	昭和町	6,001	9.16	
田富町	5,619	9.81		
1市4町1村	226,350	251.40		
峡西 (47)	八田村	4,049	8.34	㊦㊧
	白根町	14,190	39.25	㊦㊧
	芦安村	770	147.71	㊦
	若草町	6,719	10.82	㊦㊧
	櫛形町	16,230	42.65	㊦㊧
甲西町	10,304	15.99	㊦㊧	
4町2村	52,262	264.76		
東八代 (47)	石和町	13,374	14.66	㊦
	御坂町	10,366	58.47	㊦
	一宮町	10,155	29.73	㊦
	八代町	6,970	25.33	㊦
	境川村	4,570	21.12	㊦
	中道町	5,795	20.50	㊦
	芦川村	1,227	36.96	㊦㊧㊨
	豊富村	3,665	13.67	㊦
5町3村	56,122	220.44		

㊦ 地方生活圏

○ 郡内地方生活圏

東部 富士北麓

○ 国中地方生活圏

東山梨 東八代 甲府地区 峡北 峡西 峡南

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(Km ²)	備考	
佐久地域 (44)	*小市市	38,872	88.74	◎◎	
	*白旗町	54,856	193.15	◎◎◎	
	佐久町	15,174	83.41	◎◎	
	小海町	9,557	122.55	◎◎	
	小川町	7,478	123.11	◎◎◎	
	井田町	13,567	155.69	◎	
	御代町	12,714	127.28	◎◎◎	
	立科町	8,916	63.69	◎◎	
	川上村	8,282	66.41	◎◎	
	南木村	4,726	208.67	◎◎	
	相模村	3,506	133.40	◎◎	
	相模村	1,930	65.63	◎◎◎	
	相模村	1,780	56.14	◎◎◎	
	相模村	5,335	57.47	◎◎	
相模村	6,273	19.13	◎◎		
相模村	5,557	25.95	◎◎		
	198,523	1,590.42			
飯伊地域 (44)	*飯田市	77,304	293.03	◎◎	
	飯田町	12,232	6.20	◎	
	川南町	12,431	72.61	◎◎	
	高森町	9,973	45.30	◎◎	
	阿高町	8,081	123.94	◎◎◎	
	阿高町	10,581	25.98	◎	
	阿高町	1,023	43.25	◎◎◎	
	阿高町	6,521	113.25	◎◎◎	
	阿高町	853	56.12	◎◎◎	
	阿高町	632	77.47	◎◎◎	
	阿高町	2,087	89.93	◎◎◎	
	阿高町	3,944	38.26	◎◎	
	阿高町	995	44.35	◎◎◎	
	阿高町	3,913	108.90	◎◎	
阿高町	3,119	64.97	◎◎◎		
阿高町	7,273	66.56	◎◎		
阿高町	7,488	76.29	◎◎◎		
阿高町	3,248	249.47	◎◎◎		
阿高町	1,403	126.42	◎◎◎		
阿高町	4,034	206.76	◎◎◎		
	177,135	1,929.06			
木曾地域 (45)	*木曾町	10,296	150.88	◎◎	
	松島町	8,381	166.81	◎◎	
	木曾町	7,543	215.88	◎◎	
	木曾町	4,822	118.20	◎◎	
	木曾町	4,347	137.67	◎◎◎	
	木曾町	2,541	56.25	◎◎	
	木曾町	2,817	149.39	◎◎◎	
	木曾町	2,621	120.58	◎◎	
	木曾町	1,643	312.71	◎◎	
	木曾町	6,137	233.95	◎◎	
	木曾町	2,206	24.57	◎◎	
	木曾町	53,354	1,686.89		
	上伊那地域 (45)	*伊那市	52,676	208.75	◎
		*高根町	29,388	163.53	◎◎
高根町		10,037	139.26	◎◎	
高根町		22,669	170.41	◎◎	
高根町		16,771	85.57	◎◎	
高根町		10,422	92.52	◎◎	
高根町		6,908	40.75	◎◎	
高根町		5,644	77.24	◎◎◎	
高根町		3,069	320.28	◎◎◎	
高根町		6,957	52.13	◎	
高根町		164,541	1,350.44		
北信地域 (46)		*中野市	37,829	77.89	◎
		*飯山町	33,476	201.57	◎◎
		飯山町	19,153	266.01	◎◎
	飯山町	6,390	98.54	◎◎	
	飯山町	5,073	58.41	◎◎	
	飯山町	5,804	34.55	◎◎	
飯山町	4,316	270.25	◎◎		
	112,041	1,007.22			
大池町	*大池町	32,594	464.16	◎◎	
	大池町	10,292	39.68	◎◎	

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(Km ²)	備考	
大北地域 (46)	松本市	6,551	46.64	◎◎	
	川村町	1,854	33.60	◎◎◎	
	坂本町	1,933	66.95	◎◎◎	
	美濃町	6,354	183.21	◎	
	白川町	5,602	268.21	◎◎◎	
	1市1町5村	65,180	1,102.45		
	松本地域 (46)	*松本市	165,219	226.20	◎
		塩田町	43,810	172.66	◎
		明科町	10,081	42.20	◎◎
		豊穂町	20,611	37.97	◎
穂高町		19,397	146.21	◎◎	
本郷町		12,361	38.10	◎	
四ノ宮町		7,360	90.64	◎◎◎	
本郷町		2,962	32.45	◎◎◎	
本郷町		2,793	29.66	◎◎	
本郷町		4,171	33.83	◎◎	
本郷町		2,142	37.87	◎◎	
本郷町		3,491	39.25	◎◎◎	
本郷町		8,810	59.20	◎◎	
上小地域 (46)		*上田市	94,617	143.00	◎
	丸井町	25,205	105.62	◎◎	
	長門町	5,394	96.38	◎◎	
	東御所町	19,466	93.10	◎◎	
	真田町	10,597	181.76	◎◎	
	武石町	4,283	87.23	◎◎◎	
	和川町	3,296	88.18	◎◎◎	
	青木町	6,419	33.48	◎◎	
	青木町	5,347	57.14	◎◎	
	1市4町4村	174,624	885.89		
	長野地域 (46)	*長野市	291,209	404.08	◎
		*須坂市	46,516	151.43	◎◎
		*更紗町	33,510	78.54	◎◎
		坂城町	16,158	53.20	◎◎
戸倉町		14,805	25.61	◎◎	
山田町		7,470	15.57	◎◎	
上田町		9,979	19.11	◎◎	
信州町		10,075	70.58	◎◎	
野田町		9,520	19.60	◎◎	
野田町		12,411	148.21	◎◎	
野田町		2,790	46.29	◎◎	
野田町		6,423	98.72	◎◎	
野田町		6,181	39.55	◎◎	
野田町		6,175	35.66	◎◎	
諏訪地域 (47)	*諏訪市	6,955	131.70	◎◎◎	
	*諏訪町	4,059	135.64	◎◎◎	
	無里町	5,969	56.59	◎◎	
	小中町	4,786	33.08	◎◎	
	3市7町8村	494,991	1,563.16		
	諏訪市	60,548	79.19	◎◎	
	諏訪市	48,870	104.94	◎◎	
	諏訪市	37,940	265.83	◎◎	
	諏訪市	27,649	63.29	◎◎	
	諏訪市	13,817	144.37	◎◎	
	諏訪市	5,765	43.16	◎◎	
	3市2町1村	194,589	700.78		

◎ 地方生活圏
 ◎ 長野地方生活圏
 ◎ 北信地域生活圏
 ◎ 上田地方生活圏
 ◎ 佐久地域生活圏
 ◎ 松本地方生活圏
 ◎ 大北地域生活圏
 ◎ 諏訪地方生活圏

◎ 長野地域
 ◎ 上小地域
 ◎ 松本地域
 ◎ 木曾地域
 ◎ 飯伊地域

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備考
飛騨地域 (44)	*高山市	56,969	140.47	◎
	丹生川村	4,711	228.05	◎◎◎
	清見川村	2,873	358.68	◎◎◎◎
	白川村	1,970	321.94	◎◎◎
	宮久野町	2,388	358.45	◎
	朝日根川町	1,979	52.17	◎◎◎
	高古国府合川町	4,747	107.71	◎◎◎
	河宮神上1市4町10村	2,742	186.61	◎◎◎
		1,274	220.72	◎◎◎
		15,431	98.11	◎◎◎◎
		6,316	89.22	◎◎◎◎
		2,492	187.19	◎◎◎◎
		2,047	196.90	◎◎◎
		20,088	312.34	◎◎◎
	4,846	471.95	◎◎◎	
	130,873	3,330.51		
可茂地域 (44)	*美濃加茂市	35,562	75.81	◎◎
	坂富川七八白東御可兼1市8町2村	5,402	12.87	◎◎
		4,967	15.97	◎◎
		9,918	40.70	◎◎
		6,805	90.90	◎◎◎
		16,367	129.66	◎◎◎
		13,999	238.00	◎◎◎
		4,049	87.18	◎◎◎
		14,687	56.43	◎◎
		29,702	84.91	◎◎
		2,181	2.49	◎
	143,639	834.92		
中津川恵那地域 (44)	*中津川市	48,611	275.93	◎◎◎
	*恵那市	32,101	172.49	◎◎◎◎
	坂下上村	6,072	30.36	◎
	加子母村	1,098	29.92	◎◎
	知周川村	3,832	112.18	◎◎◎
	福庭岩山村	7,162	73.13	◎◎◎
	明原智原村	6,957	84.12	◎◎◎
	明原智原村	4,083	44.21	◎◎◎
	明原智原村	6,340	34.36	◎◎◎
	明原智原村	6,478	60.94	◎◎◎
	明原智原村	8,285	67.36	◎◎◎◎
	明原智原村	1,461	38.32	◎◎◎◎
	明原智原村	4,145	131.18	◎◎◎◎
		136,625	1,154.50	
中濃地域 (45)	*関市	51,076	103.30	◎
	*美濃市	26,860	116.91	◎
	板取川町	2,904	40.12	◎◎◎◎
	武芸川町	2,671	185.82	◎◎◎◎
	武芸川町	6,318	27.36	◎◎
	武芸川町	5,168	65.10	◎◎◎
	武芸川町	3,544	49.23	◎◎◎◎
	98,541	587.84		
大垣地域 (46)	*大垣市	137,377	80.26	◎
	海津町	11,018	44.25	◎
	津田町	8,241	16.45	◎
	南濃町	12,779	52.94	◎
	養老町	28,465	72.30	◎
	石津町	7,866	121.44	◎◎◎
	垂井町	23,872	55.84	◎
	ケ原町	11,018	49.40	◎◎
	神輪之内戸町	15,237	18.54	◎
	神輪之内戸町	7,725	22.02	◎
	安曇1市11町	12,553	18.34	◎
	5,463	3.25	◎	
	281,614	555.03		

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備考
郡上地域 (46)	*八幡町	20,016	242.67	◎◎◎
	大白鳥町	7,356	152.88	◎◎◎
	高鷺町	12,900	185.90	◎◎◎
	美並村	3,622	103.68	◎◎◎
	明方村	5,583	79.61	◎◎◎
	2町5村	2,796	157.41	◎◎◎◎
	3,002	100.41	◎◎◎◎	
	55,275	1,032.56		
東濃西部地域 (46)	*多治見市	63,676	77.86	◎
	*瑞浪市	37,884	175.60	◎
	*笠原市	62,109	116.16	◎
	3市1町	12,590	13.46	◎
	176,259	383.08		
岐阜地域 (47)	岐阜市	393,517	196.20	◎
	各務原市	49,308	53.83	◎
	岐阜南町	82,344	79.52	◎
	笠原町	6,819	8.00	◎
	柳井町	12,760	7.67	◎
	北郷町	22,020	10.37	◎
	本巣町	9,065	8.04	◎
	本巣町	11,988	4.74	◎
	本巣町	6,186	50.49	◎◎
	本巣町	17,270	16.47	◎
	本巣町	6,132	11.89	◎
	本巣町	6,994	11.68	◎
	本巣町	8,932	16.04	◎
	本巣町	3,548	297.46	◎◎◎◎
本巣町	12,557	39.46	◎	
本巣町	3,045	24.86	◎	
本巣町	11,949	157.46	◎	
	664,434	994.18		
揖斐地域 (47)	揖斐川町	17,371	48.27	◎
	谷汲町	4,653	73.00	◎◎◎
	大野田町	15,619	34.07	◎
	池田町	16,995	38.13	◎
	春日町	3,477	111.57	◎◎◎
	久瀬橋村	2,317	94.80	◎◎
	藤内村	670	68.78	◎
	坂内村	1,320	153.31	◎◎◎
	1,808	253.56	◎◎◎	
	64,230	875.49		
益田地域 (47)	萩原町	10,804	143.30	◎◎
	小呂山町	5,375	245.99	◎◎
	下呂山町	15,998	193.31	◎◎
	金馬瀬村	9,849	167.76	◎◎◎◎
	4町1村	1,932	97.28	◎◎◎◎
	43,958	847.64		

② 地方生活圏

○飛騨地方生活圏

飛騨地域

○東濃地方生活圏

中津川恵那地域 東濃西部地域

○可茂地方生活圏

益田地域 可茂地域

○岐阜地方生活圏

郡上地域 中濃地域 岐阜地域

○大垣地方生活圏

揖斐地域 大垣地域

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備考
東遠地区 (44)	*掛川市	59,920	186.05	㊦
	浜岡町	17,994	53.91	㊦
	菊川町	24,484	63.50	㊦
	大須賀町	10,938	33.64	㊦
	小笠原町	11,336	30.31	㊦
	大浜町	9,385	20.36	㊦
	相模町	26,024	58.01	㊦
	御前崎町	10,640	11.16	㊦
	城東村	7,346	25.62	㊦
	1市7町1村	178,067	482.56	
島田嶽原地区 (45)	*島田市	68,177	130.75	㊦
	中川根町	9,160	122.13	㊦
	榛原町	22,913	52.83	㊦
	吉田町	19,545	20.46	㊦
	本川根町	5,979	375.30	㊦
	金谷町	21,758	66.15	㊦
川根町	8,905	117.32	㊦	
1市6町	156,437	884.94		
南伊豆地区 (46)	*下田市	30,843	104.55	㊦
	東伊豆町	16,570	77.91	㊦
	河津町	9,832	101.29	㊦
	南伊豆町	12,388	110.33	㊦
	南松崎町	11,111	84.69	㊦
	西伊豆町	9,882	65.57	㊦
	賀茂村	5,135	39.46	㊦
	土肥町	7,083	50.16	㊦
1市6町1村	102,844	633.96		
中遠地区 (46)	*磐田市	64,679	64.35	㊦
	袋井市	40,276	78.74	㊦
	福田町	16,803	15.88	㊦
	竜竜洋町	12,436	23.40	㊦
	浅羽町	9,864	28.31	㊦
	森田村	21,580	134.32	㊦
	豊田村	11,587	20.09	㊦
豊岡村	9,290	40.06	㊦	
2市4町2村	186,515	405.15		
西遠地区 (46)	*浜松市	447,924	250.32	㊦
	北市	61,550	66.45	㊦
	西市	31,913	55.05	㊦
	可美村	11,286	4.11	㊦
	舞阪町	10,568	5.00	㊦
	新居町	15,516	12.42	㊦
	細江町	14,506	33.90	㊦
	引佐町	14,306	120.44	㊦
	三ヶ日町	16,318	69.54	㊦
	雄略町	11,757	7.55	㊦
3市6町1村	635,644	624.78		
駿豆地区 (46)	*沼津市	196,534	151.11	㊦
	三島市	81,627	61.81	㊦
	熱海市	51,683	62.41	㊦
	伊東市	65,629	124.17	㊦
	御殿場市	57,529	198.59	㊦
裾野市	33,381	137.82	㊦	

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備考
駿豆地区 (46)	小山町	23,827	134.21	㊦
	長泉町	29,336	24.09	㊦
	清水町	22,742	8.81	㊦
	函南町	18,352	66.24	㊦
	菫山町	13,598	34.99	㊦
	大仁町	13,669	43.60	㊦
	伊豆長岡町	11,730	16.39	㊦
	修善寺町	17,623	69.10	㊦
	中伊豆町	6,882	110.13	㊦
	天城湯ヶ島町	9,091	133.51	㊦
戸田村	5,407	35.27	㊦	
6市10町1村	658,640	1,412.25		
富士地区 (47)	富士市	190,437	215.34	㊦
	富士宮市	92,934	314.22	㊦
	芝川町	10,287	74.50	㊦
	2市1町	293,658	604.06	
静岡庵地区 (47)	静岡市	429,497	1,145.96	㊦
	清水市	238,452	226.99	㊦
	由比町	12,397	24.39	㊦
	蒲原町	17,902	15.67	㊦
	富士川町	15,608	31.09	㊦
2市3町	713,856	1,444.10		
志太地区 (47)	焼津市	85,732	44.41	㊦
	藤枝市	82,098	141.98	㊦
	大井川町	17,330	25.11	㊦
	岡部町	10,441	53.42	㊦
	2市2町	195,601	264.92	
北遠地区 (47)	天竜市	27,004	181.85	㊦
	春野町	10,143	252.79	㊦
	佐久間町	12,387	167.94	㊦
	水窪町	7,264	271.17	㊦
	竜山村	2,794	70.73	㊦
	1市3町1村	59,592	944.48	

註) 地方生活圏

○東部地方生活圏

駿豆地区 南伊豆地区 富士地区

○中部地方生活圏

静岡庵地区 志太地区 島田嶽原地区

○西部地方生活圏

北遠地区 東遠地区 中遠地区 西遠地区

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備 考
新城 南北 設 桑 (46)	*新 城 市	33,582	117.60	①
	設 桑 町	8,357	220.89	①②③
	東 桑 町	7,517	122.96	①②③
	豊 根 村	2,597	120.28	①②
	富 山 村	305	34.71	
	津 具 村	2,522	53.47	①②③
	稲 武 町	4,364	98.69	①②③
	鳳 来 町	17,480	265.55	①②③
	作 手 村	4,275	116.94	①②③
	1市4町4村	80,999	1,151.09	
宝 飯 地 区 (46)	*豊 川 市	92,250	65.30	①
	*蒲 郡 市	84,742	52.30	①
	音 羽 町	5,593	29.17	①
	一 宮 町	10,734	36.54	①
	小 坂 井 町	16,838	9.87	①
	御 津 町	12,791	17.21	①
	2市4町	222,948	210.39	
西 尾 幡 豆 (47)	西 尾 市	78,020	75.02	
	一 色 町	24,829	21.89	②
	吉 良 町	19,660	35.94	
	幡 豆 町	13,020	25.81	
	1市3町	135,529	158.66	
豊 田 加 茂 (47)	豊 田 市	208,732	289.69	
	三 好 町	20,897	32.20	
	藤 岡 村	5,708	65.70	①②

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備 考
豊 田 加 茂 (47)	小 原 村	4,946	74.85	①②③
	足 助 町	12,407	192.74	①②③
	下 山 村	4,430	114.63	①②③
	旭 町	5,348	82.21	①②③
	1市3町3村	262,468	852.02	
	岡 崎 額 田 地 区 (47)	岡 崎 市	214,412	227.05
幸 田 町		21,001	55.66	
額 田 町		8,809	160.25	①②
1市2町		244,222	442.96	
豊 橋 渥 美 (47)	豊 橋 市	267,157	253.38	①
	田 原 町	25,929	74.67	①
	赤 羽 根 町	6,503	23.73	①
	渥 美 町	24,351	81.88	①
	1市3町	323,940	433.66	

(注) 地方生活圈

○東三河地方生活圈

新城南北設桑 宝飯地区 豊橋渥美

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備考
伊賀地区 (44)	*上野市	58,109	194.55	㊦㊧㊨
	名張市	31,783	130.28	㊦㊧㊨
	伊賀町	10,283	59.93	㊦㊧
	島ヶ原村	3,054	23.79	㊦
	大山田村	8,026	75.88	㊦㊧
	青山町	6,054	96.17	㊦㊧
松阪地区 (45)	*松阪市	103,384	208.08	㊦
	三雲町	8,590	19.33	㊦
	飯南町	7,788	76.35	㊦㊧㊨
	飯高町	8,609	240.74	㊦㊧㊨
	多気町	10,631	49.62	㊦
	明和町	17,673	40.47	㊦
熊野地区 (45)	*熊野市	27,336	257.62	㊦㊧
	御浜町	11,207	89.88	㊦㊧
	紀宝町	8,068	76.50	㊦㊧
	紀和町	4,024	112.97	㊦㊧㊨
	新郷村	3,060	2.98	㊦
	1市3町1村	53,695	539.95	
伊勢志摩地区 (46)	*伊勢市	105,268	177.82	㊦㊧㊨
	鳥羽市	29,555	107.16	㊦㊧㊨
	玉城町	10,755	41.41	㊦
	二見町	8,402	12.07	㊦
	小俣町	12,772	11.77	㊦
	南勢町	14,869	109.78	㊦㊧
	南島村	12,951	134.72	㊦㊧㊨
	御度村	6,001	6.41	㊦
	度会町	8,528	133.73	㊦㊧
	浜島町	7,333	26.35	㊦
	大王町	10,365	12.87	㊦
	大志摩町	17,444	17.62	㊦㊧
	阿児町	18,260	44.47	㊦
	磯部町	10,268	78.11	㊦㊧
津地区 (46)	*津市	127,215	84.52	㊦
	久居市	35,026	68.59	㊦
	河芸町	15,679	19.67	㊦
	芸濃町	9,250	64.19	㊦
	美濃村	4,560	50.09	㊦㊧
	安濃村	7,653	36.54	㊦
	豊里村	5,085	18.19	㊦
	香良洲町	5,845	4.08	㊦
	一志町	10,675	47.39	㊦
	白旗町	13,688	112.58	㊦㊧
	嬉野町	12,988	77.19	㊦㊧
	美杉村	12,574	207.27	㊦㊧㊨
	2市6町4村	260,238	790.30	
	*尾鷲市	33,238	195.98	㊦㊧

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備考
尾鷲地区 (46)	紀伊長島町	14,465	110.64	㊦
	海山町	14,021	146.20	㊦㊧㊨
	1市2町	61,724	452.82	
紀勢地区 (46)	*大台町	8,039	55.14	
	宮川村	5,805	306.01	㊦㊧㊨
	大宮町	6,359	100.78	㊦㊧
	紀勢町	6,415	68.50	㊦㊧
	大内山村	2,274	65.01	㊦㊧
鈴鹿龜山地区 (47)	鈴鹿市	125,592	195.89	
	龜山市	31,710	111.13	㊦㊧
	関町	7,408	80.59	㊦㊧㊨
桑名地区 (47)	桑名市	80,221	57.39	
	多度町	10,653	47.56	
	長島町	10,218	33.04	㊦
	木曾岬村	3,433	12.19	
	北勢町	12,325	88.51	㊦㊧
	員弁町	6,877	23.73	
	大安町	11,429	44.72	㊦
	東員町	9,807	22.69	
	藤原町	8,347	63.36	㊦㊧
	1市7町1村	153,310	393.19	
四日市地区 (47)	四日市市	232,448	194.48	
	菰野町	25,814	107.28	㊦
	楠町	12,012	7.91	
	川越町	10,822	7.09	
	朝日町	6,939	5.93	
1市4町	288,035	322.69		

地方生活圏

- 北勢地域地方生活圏
桑名地区 四日市地区 鈴鹿龜山地区
- 伊賀地域地方生活圏
伊賀地区
- 中南勢地域地方生活圏
津地区 松阪地区 紀勢地区
- 伊勢志摩地域地方生活圏
伊勢志摩地区
- 東紀州地域地方生活圏
尾鷲地区 熊野地区

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備 考
琵琶湖 東 北 部 (44)	*彦根市	80,202	99.35	㊦
	長浜市	51,896	45.40	㊦
	愛東町	5,769	41.55	㊦
	湖東町	9,606	26.35	㊦
	秦荘町	7,864	25.03	㊦
	愛知川町	8,593	12.98	㊦
	豊郷町	6,940	8.00	㊦
	甲良町	8,954	14.70	㊦
	多賀町	9,315	134.29	㊦㊧
	山東町	11,864	53.22	㊦
	伊吹町	6,749	108.33	㊦㊧
	米原町	13,007	42.82	㊦
	近江町	8,093	18.07	㊦
	浅井町	11,752	87.36	㊦㊧
	虎姫町	6,212	9.60	㊦
	湖北町	8,734	29.35	㊦
	びわ町	7,621	17.23	㊦
	高月町	9,294	27.99	㊦㊧
	木之本町	10,879	88.64	㊦㊧㊨㊩
余呉町	5,324	168.63	㊦㊧㊨	
西浅井町	5,218	66.60	㊦㊧㊨	
2市19町	293,886	1,125.49		
中部 地 域 (45)	*八日市市	31,598	53.19	㊦
	近江八幡市	44,529	75.32	㊦
	竜王町	8,798	44.56	㊦
	永源寺町	7,235	179.51	㊦㊧
	安土町	8,380	24.54	㊦
	五箇荘町	8,894	16.36	㊦
	蒲生町	8,646	34.77	㊦
	能登川町	15,411	31.18	㊦
	日野町	20,920	118.13	㊦
2市7町	154,411	577.56		
湖西 地域 (45)	*今津町	11,490	120.95	㊦㊧㊨
マキノ町	6,988	78.09	㊦㊧㊨	

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備 考
湖 西 地 域 (45)	朽木村	3,105	167.01	㊦㊧㊨
	安曇川町	12,194	48.32	㊦㊧
	高島町	6,345	63.22	㊦㊧
	新旭町	9,282	32.36	㊦㊧
	5町1村	49,404	509.95	
甲 賀 地 域 (46)	石部町	6,725	13.28	㊦
	甲西町	13,001	55.28	㊦
	*水口町	24,040	68.77	㊦
	土山町	9,354	126.20	㊦㊧㊨
	甲賀町	11,909	71.77	㊦㊧
	甲南町	9,954	49.34	㊦㊧
	信楽町	13,054	163.47	㊦㊧㊨
7町	88,037	548.11		
大 津 湖 南 地 域 (46)	*大津市	173,647	302.74	
	草津市	52,368	47.55	㊦
	守山市	37,188	43.84	㊦
	志賀町	9,620	71.22	㊦
	栗東町	26,732	53.02	㊦
	中主町	10,008	20.82	㊦
	野州町	18,398	40.43	㊦
	3市4町	327,961	579.62	

注 地方生活圏

○東北部地域地方生活圏

琵琶湖東北部

○中部地域地方生活圏

中部地域

○南部地域地方生活圏

湖西地域 大津湖南地域 甲賀地域

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備 考
丹 後 地 区 (44)	*宮 津 市	31,474	169.62	㊦
	加 悦 町	9,653	59.39	㊦㊧
	岩 滝 町	7,263	11.82	㊦
	伊 根 町	4,816	62.16	㊦㊧
	野 田 川 町	12,229	35.72	㊦
	*峰 山 町	15,186	67.67	㊦
	大 宮 町	10,806	68.80	㊦㊧
	網 野 町	19,187	75.32	㊦㊧
	丹 後 町	9,971	65.19	㊦㊧
	弥 栄 町	6,836	79.76	㊦㊧
久 美 浜 町	14,271	144.85	㊦㊧	
1 市 10 町	141,692	840.30		
中 丹 地 区 (45)	*福 知 山 市	57,138	264.43	㊦㊧
	*舞 鶴 市	95,799	340.43	㊦㊧
	*綾 部 市	45,263	348.49	㊦㊧
	三 和 町	5,484	90.30	㊦㊧㊨
	夜 久 野 町	6,839	101.55	㊦㊧㊨
	大 江 町	7,520	96.46	㊦㊧㊨
	3 市 3 町	218,043	1,241.66	
船 井 北 桑 田 地 区 (46)	*園 部 町	15,181	102.48	
	八 木 町	10,502	49.23	
	丹 波 町	7,572	74.28	㊦㊧
	日 吉 町	7,172	123.82	㊦㊧㊨
	瑞 穂 町	6,629	110.02	㊦㊧
	和 知 町	6,260	119.79	㊦㊧㊨
	京 北 町	8,312	217.83	㊦㊧㊨

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備 考
船 井 北 桑 田 区 (46)	美 山 町	6,644	339.81	㊦㊧㊨
	8 町	68,272	1,137.26	
相 楽 地 区 (47)	山 城 町	8,784	24.76	
	木 津 町	10,912	23.17	
	加 茂 町	8,812	36.13	
	笠 置 町	2,712	23.74	㊦
	和 束 町	6,428	64.50	㊦㊧
	精 華 町	11,591	25.63	
	南 山 城 村 6 町 1 村	3,539 52,778	63.71 261.64	㊦㊧㊨

出 地方生活圏

○北部地方生活圏

丹後地区 中丹地区

○南部地方生活圏

船井北桑田地区 相楽地区

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(Km ²)	備考
桜井 宇陀 (44)	*桜井市	52,576	98.93	
	大字陀町	11,022	47.40	
	菟田野町	6,289	27.68	㊦
	榛原町	13,117	64.62	
	室生村	8,043	107.23	㊦㊧㊨
	曾爾村	3,252	47.61	㊦㊧㊨
	御杖村	3,918	79.66	㊦㊧㊨
	1市3町3村	98,217	473.13	
王寺 周辺 (45)	*王寺町	15,073	6.94	
	平群町	8,624	24.03	
	三郷町	11,028	8.62	
	斑鳩町	18,429	14.58	
	安堵村	5,376	4.88	
	上牧村	8,177	5.92	
	河合町	9,417	8.30	
	5町2村	76,124	73.27	
葛城 (45)	御所市	36,976	60.83	
	新庄町	13,539	17.53	
	当麻町	8,660	16.26	
	香芝町	22,072	24.27	
	広陵町	18,026	16.65	
	*大和高田市	56,682	16.73	
	2市4町	155,955	152.27	
南和 (46)	*五條市	34,046	88.87	
	吉野町	16,899	94.92	㊦㊧
	大淀町	15,796	37.69	㊦
	下市町	12,856	62.54	㊦㊧
	黒滝村	2,193	47.82	㊦㊧㊨
	天川村	4,139	175.08	㊦㊧㊨
	野迫川村	1,340	155.15	㊦㊧㊨
	西吉野村	6,284	92.67	㊦㊧㊨
大塔村	1,637	110.97	㊦㊧㊨	
十津川村	8,303	669.77	㊦㊧	

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(Km ²)	備考
南和 (46)	川上村	6,123	269.82	㊦㊧㊨
	東吉野村	6,746	131.84	㊦㊧㊨
	下北山村	2,226	135.88	㊦㊧
	上北山村	1,489	273.52	㊦㊧
	1市3町10村	120,077	2,346.54	
山辺 (46)	*天理市	54,409	85.73	
	月ヶ瀬村	2,265	21.20	㊦㊧
	都祁村	5,331	44.13	
	山添村	6,050	67.52	㊦㊧
	川西村	6,771	5.50	
	三宅村	6,397	4.97	
	田原本町	22,664	20.59	
	1市1町5村	103,887	249.64	
橿原・高市 (47)	橿原市	83,385	40.43	
	高取町	9,593	25.60	
	明日香村	6,728	24.04	
	1市1町1村	99,706	90.07	

② 地方生活圏

○奈良地方生活圏

山辺 王寺周辺 桜井宇陀 橿原・高市 葛城南和

和歌山

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備考
御坊周辺(44)	*御坊市	30,400	43.57	●
	美浜町	8,753	12.81	●
	日高町	7,557	46.43	●
	由良町	8,751	30.43	●
	川辺町	6,311	76.12	●
	中津村	3,303	87.06	①②③
	美山村	4,444	168.55	①②③
	印南町	11,200	113.36	①②③
	1市5町2村	80,719	578.33	
	田辺周辺(44)	*田辺市	65,471	136.95
龍神村		6,264	254.58	①②③
南部町		8,783	26.33	●④
南部川村		7,072	94.92	①②
白浜町		20,845	65.51	①②
中辺路町		5,443	213.16	①②③
大塔村		4,395	218.37	①②③
上富田町		10,474	55.28	①②③
日置川町		7,398	136.12	①②③
すさみ町		8,450	173.61	①②③
1市6町3村	144,595	1,374.83		
新宮周辺(45)	*新宮市	39,136	79.76	①②③
	串本町	19,634	91.21	①②③④
	那智勝浦町	24,215	184.18	①②③
	太地町	4,628	5.80	●④
	古座町	8,546	45.86	①②③
	古座川町	6,226	293.76	①②③④
	熊野川町	3,315	176.55	①②③
	本宮町	6,103	204.39	①②③
	北山村	1,050	47.29	①②
	1市7町1村	112,853	1,128.80	
橋本周辺(45)	*橋本市	34,058	107.86	●
かつらぎ町	24,526	104.14	●	
高野口町	16,512	20.08	●	

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備考
橋本周辺(45)	九度山町	8,213	46.30	●
	高野町	7,257	136.01	①②③
	花園村	952	48.24	①②③
	1市4町1村	91,518	462.63	
有田周辺(46)	*有田市	35,819	36.13	●
	湯浅町	16,783	20.63	●
	広川町	8,879	65.44	●
	吉備町	12,309	36.43	●
	金屋町	12,317	118.97	●
	清水町	8,360	195.53	①②③
1市5町	94,467	473.13		
和歌山周辺(47)	和歌山市	375,109	204.61	
	海南市	54,553	61.70	●
	下津町	18,258	39.40	●
	野上町	9,363	38.94	①②
	美里町	7,182	90.87	①②③
	打田町	12,466	45.60	●
	粉河町	19,283	77.85	①②
	那賀町	10,720	29.83	●
	桃山町	9,523	48.70	①②
	貴志川町	9,857	22.28	●
岩出町	16,131	42.81	●	
2市9町	542,445	702.59		

④ 地方生活圏

○和歌山地方生活圏

橋本周辺 和歌山周辺 有田周辺 御坊周辺

○田辺地方生活圏

田辺周辺

○新宮地方生活圏

新宮周辺

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備 考
鳥 取 県 中 部 部 (44)	*倉吉市	50,193	174.19	㊦㊧
	羽合町	6,578	12.41	㊦㊧
	泊村	3,828	15.50	㊦㊧
	東郷町	7,377	46.35	㊦㊧
	三朝町	9,027	233.33	㊦㊧
	関金町	5,120	97.89	㊦㊧
	北条町	5,993	20.74	㊦㊧
	大栄町	8,734	36.48	㊦㊧
	東伯町	12,958	81.35	㊦㊧
	赤碓町	9,749	57.27	㊦㊧
1市8町1村	119,557	775.51		
鳥 取 県 東 部 部 (45)	*鳥取市	114,499	237.25	㊦㊧
	国府町	8,453	93.13	㊦㊧
	岩美町	17,016	122.15	㊦㊧
	福部村	3,327	34.85	㊦㊧
	郡家町	10,074	84.84	㊦㊧
	船岡町	5,284	54.69	㊦㊧
	河原町	9,799	82.86	㊦㊧
	八東町	6,901	67.20	㊦㊧
	若桜町	7,700	200.15	㊦㊧
	用瀬町	5,168	80.33	㊦㊧
	佐治村	4,065	80.74	㊦㊧
	智頭町	12,471	224.85	㊦㊧
	気高町	10,076	34.06	㊦㊧
鹿野町	4,953	52.83	㊦㊧	
青谷町	9,941	68.16	㊦㊧	
1市12町2村	229,727	1,518.09		

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備 考
鳥 取 県 西 部 部 (46)	*米子市	112,124	97.49	㊦
	境港市	35,901	22.89	㊦
	西伯町	7,322	83.18	㊦
	会見町	3,822	31.04	㊦
	岸本町	5,294	39.61	㊦
	日吉津村	2,271	4.39	㊦
	淀江町	8,115	25.86	㊦
	大山町	7,832	85.40	㊦
	名和町	8,714	45.53	㊦
	中山町	6,129	59.89	㊦
	日南町	10,875	340.83	㊦
	日野町	6,723	132.87	㊦
	江府町	5,542	124.89	㊦
	溝口町	6,553	100.06	㊦
2市11町1村	227,217	1,193.93		

註 地方生活圏

- 東部地方生活圏
鳥取県東部
- 中部地方生活圏
鳥取県中部
- 西部地方生活圏
鳥取県西部

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備考
出雲地区 (44)	*出雲市	69,432	175.44	㊦㊧
	大田市	37,588	333.16	㊦㊧㊨㊩
	平田市	31,624	127.44	㊦㊧
	三刀屋町	9,283	82.81	㊦㊧㊨
	吉田村	3,244	116.93	㊦㊧㊨
	掛合町	5,349	110.06	㊦㊧㊨㊩
	頓原町	4,042	124.60	㊦㊧㊨
	赤来町	4,654	119.05	㊦㊧㊨
	斐川町	22,746	72.78	㊦㊧
	佐田町	5,905	108.40	㊦㊧㊨
	多伎町	4,483	54.43	㊦㊧㊨㊩
	湖陵町	5,634	21.90	㊦㊧㊨
	大社町	18,538	42.30	㊦㊧
	温泉津町	6,903	71.60	㊦㊧㊨㊩
仁摩町	6,544	30.75	㊦㊧㊨㊩	
3市11町1村	235,969	1,591.65		
益田地区 (44)	*益田市	49,799	302.03	㊦㊧㊨㊩
	美都町	4,249	132.64	㊦㊧㊨
	匹見町	3,599	300.88	㊦㊧㊨
	津和野町	8,623	139.44	㊦㊧㊨㊩
	日原町	6,384	167.72	㊦㊧㊨㊩
	柿木村	2,593	137.37	㊦㊧㊨
六日市町	6,971	197.97	㊦㊧㊨	
1市5町1村	82,218	1,378.05		
松江地区 (45)	*松江市	118,516	175.21	㊦
	安来市	31,415	94.47	㊦
	鹿島町	9,352	30.05	㊦㊧
	島根町	5,175	37.65	㊦㊧㊨
	美保関町	9,069	49.95	㊦㊧
	東出雲町	10,043	31.07	㊦
	八雲村	3,842	55.41	㊦㊧
	玉湯町	5,645	24.93	㊦
	宍道町	9,513	44.37	㊦㊧
	八束町	4,749	5.94	㊦㊧㊨
	広瀬町	11,432	204.56	㊦㊧㊨
伯太町	6,271	95.68	㊦㊧㊨	
仁多町	10,696	177.06	㊦㊧㊨	
横田町	9,861	189.19	㊦㊧㊨	

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備考
松江地区 (45)	大東町	16,890	152.41	㊦㊧㊨
	加茂町	6,855	30.53	㊦㊧
	木次町	11,324	62.86	㊦㊧㊨
	2市14町1村	280,648	1,461.34	
浜田地区 (45)	*浜田市	48,515	163.60	㊦㊧
	江津市	28,211	158.55	㊦㊧㊨
	川本町	7,070	106.84	㊦㊧㊨
	邑智町	7,667	184.20	㊦㊧㊨
	大和村	2,886	99.00	㊦㊧㊨
	羽須美村	3,577	73.91	㊦㊧㊨
	瑞穂町	6,542	207.15	㊦㊧㊨
	石見町	7,581	135.87	㊦㊧㊨
	桜江町	5,506	110.65	㊦㊧㊨
	金城町	5,582	165.07	㊦㊧㊨
	旭町	4,643	128.76	㊦㊧㊨
弥栄村	2,826	105.67	㊦㊧㊨	
三隅町	10,785	128.32	㊦㊧㊨㊩	
2市8町3村	141,391	1,767.59		
隠岐地区 (46)	*西郷町	14,255	123.30	㊦㊧㊨
	布施村	766	18.65	㊦㊧㊨
	五箇村	2,509	51.64	㊦㊧㊨
	都万村	2,643	50.34	㊦㊧㊨
	海士町	4,220	33.44	㊦㊧㊨
	西ノ島町	4,856	56.75	㊦㊧㊨
知夫村	1,218	13.63	㊦㊧㊨	
3町4村	30,467	347.75		

註) 地方生活圏

○松江地方生活圏

松江地区 隠岐地区

○出雲地方生活圏

出雲地区

○浜田地方生活圏

浜田地区

○益田地方生活圏

益田地区

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備 考
津 山 (44)	*津山市	75,379	185.64	㊦㊧
	加茂町	7,362	159.53	㊦㊧㊨
	鏡野町	11,796	121.81	㊦㊧㊨
	奥津町	4,399	132.30	㊦㊧㊨
	勝央町	10,929	53.54	㊦㊧
	奈義町	8,256	69.65	㊦㊧
	勝北町	7,915	45.01	㊦㊧
	中央町	8,518	70.91	㊦㊧
	旭町	5,131	83.39	㊦㊧㊨
	久米南町	7,900	78.15	㊦㊧㊨
	久米町	9,084	74.86	㊦㊧㊨
	柘原町	9,740	78.06	㊦㊧
	阿波村	1,046	42.09	㊦㊧㊨
	富原村	1,404	76.56	㊦㊧㊨
上原村	1,257	88.67	㊦㊧㊨	
1市11町3村	170,116	1,360.17		
阿 新 (44)	*新見市	30,726	352.80	㊦㊧㊨
	大佐町	5,047	122.39	㊦㊧㊨
	神郷町	3,637	136.35	㊦㊧㊨
	哲西町	4,285	76.93	㊦㊧㊨
	1市4町	5,150	106.13	㊦㊧㊨
真 庭 (45)	*勝山町	11,488	138.50	㊦㊧㊨
	*落合町	17,265	147.61	㊦㊧㊨
	*久世町	11,507	74.81	㊦㊧㊨
	湯原町	5,146	142.26	㊦㊧
	北房町	7,732	71.76	㊦㊧
	美甘村	2,386	66.48	㊦㊧㊨
	新庄村	1,438	67.26	㊦㊧㊨
	川上村	2,725	77.26	㊦㊧
	八束村	3,504	61.54	㊦
	中和本村	1,139	47.73	㊦㊧㊨
	5町5村	64,330	895.21	
高 梁 (45)	*高梁市	29,160	228.99	㊦㊧㊨
	賀陽町	10,102	127.26	㊦㊧
	有成町	4,024	46.31	㊦㊧㊨
	川羽町	8,029	82.05	㊦㊧㊨
	備上町	6,508	86.81	㊦㊧㊨
	備中町	5,907	102.68	㊦㊧㊨
	1市5町	63,730	674.10	
英 田 (46)	*美作町	14,165	88.45	㊦㊧㊨
	大原町	6,094	54.91	㊦㊧㊨
	作東町	11,004	110.15	㊦㊧㊨
	英田町	4,268	63.65	㊦㊧㊨
	東粟倉村	1,689	28.04	㊦㊧㊨
	西粟倉村	2,103	57.65	㊦㊧㊨
	勝田町	5,057	86.06	㊦㊧㊨
5町2村	44,380	488.91		
井 笠 (46)	*笠岡市	64,124	119.03	㊦㊧
	*井原市	38,077	89.50	㊦㊧
	鴨方町	15,882	36.38	㊦㊧
	寄島庄町	8,852	7.78	㊦
	7,850	12.36	㊦	

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備 考
井 笠 (46)	矢掛町	18,874	90.19	㊦㊧
	美星町	7,785	73.22	㊦㊧㊨
	芳井町	8,697	80.80	㊦㊧㊨
	2市6町	170,141	509.26	
東 備 (47)	備前市	34,182	132.98	㊦
	和気町	13,229	82.94	㊦㊧
	日生町	12,143	35.24	㊦㊧
	吉井町	7,496	86.77	㊦㊧㊨
	吉永町	5,654	88.29	㊦㊧
	佐伯町	5,409	60.10	㊦㊧㊨
1市5町	78,113	486.32		
岡 山 県 南 (47)	岡山市	476,024	488.22	㊦㊧
	倉敷市	375,689	291.64	㊦㊧
	総社市	44,574	193.25	㊦㊧㊨
	玉野市	72,058	88.00	㊦
	御津町	12,127	114.00	㊦㊧
	加茂川町	8,921	89.66	㊦㊧
	瀬戸町	8,471	141.36	㊦㊧㊨
	山陽町	11,518	43.02	㊦
	山陽坂町	8,608	34.96	㊦
	赤牛窓町	5,775	42.78	㊦
	邑久町	9,878	27.59	㊦㊧
	長船町	17,562	71.94	㊦㊧
	灘崎町	6,755	29.33	㊦
	藤田村	9,311	30.52	㊦
	東児町	6,440	21.95	㊦
	早島町	5,190	14.84	㊦㊧
	山手村	8,282	7.90	㊦
	消音村	2,480	10.26	㊦
	船穂町	3,417	9.51	㊦
金光町	7,777	10.74	㊦	
真備町	12,296	20.67	㊦	
4市15町3村	13,179	42.62	㊦㊧	
	1,126,332	1,824.76		

注 地方生活圏

○津山地方生活圏

英田 津山 真庭

○県南地方生活圏

東備 岡山県南 阿新 高梁 井笠

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備考
備北 (44)	*三庄次原市	37,180	250.64	①②③④⑤
	*君田村	23,947	245.09	①②③④⑤
	布野村	2,527	86.39	①②③④⑤
	吉木村	2,611	82.10	①②③④⑤
	三三舍坂町	3,520	92.74	①②③④⑤
	良城町	7,017	84.88	①②③④⑤
	西和町	4,457	43.33	①②③④⑤
	東城町	5,183	73.82	①②③④⑤
	口野町	7,137	225.90	①②③④⑤
	高和町	14,947	305.27	①②③④⑤
	比高町	3,742	108.46	①②③④⑤
2市3町3村	3,691	159.76	①②③④⑤	
	3,104	131.94	①②③④⑤	
	119,063	1,890.32		
芸北 (45)	吉和村	1,234	145.75	①②③④⑤
	*加計村	7,049	96.18	①②③④⑤
	筒賀村	2,120	54.18	①②③④⑤
	戸内町	4,994	191.09	①②③④⑤
	芸北町	4,757	251.77	①②③④⑤
	大朝町	4,557	90.19	①②③④⑤
	*千代田町	10,454	171.91	①②③④⑤
	*吉平町	6,268	130.37	①②③④⑤
	八千代町	10,811	85.34	①②③④⑤
	美千代町	4,032	50.56	①②③④⑤
	高宮町	4,709	123.04	①②③④⑤
甲田町	6,391	124.40	①②③④⑤	
11町2村	6,872	72.94	①②③④⑤	
	74,248	1,587.72		
竹原 (45)	*竹原市	37,108	117.07	①②③④⑤
	芸津町	14,243	65.24	①②③④⑤
	大崎町	6,495	19.80	①②③④⑤
	東木町	5,393	12.61	①②③④⑤
	6,203	10.33	①②③④⑤	
	69,442	225.05		
福山府中 (46)	*福山市	267,757	214.92	①②③④⑤
	*府中町	48,116	76.19	①②③④⑤
	御調町	9,371	83.31	①②③④⑤
	内海町	5,396	12.73	①②③④⑤
	沼邊町	13,467	30.13	①②③④⑤
	神加町	27,608	56.46	①②③④⑤
	加協町	8,867	70.07	①②③④⑤
	芦田町	2,749	35.78	①②③④⑤
	新田町	6,799	27.48	①②③④⑤
	油新町	19,251	45.71	①②③④⑤
	神木町	24,383	52.88	①②③④⑤
	豊石町	5,342	97.70	①②③④⑤
	三上町	4,959	104.37	①②③④⑤
	上総町	3,072	52.56	①②③④⑤
甲奴町	6,445	127.30	①②③④⑤	
2市14町2村	7,901	83.81	①②③④⑤	
	3,065	70.14	①②③④⑤	
	4,569	65.17	①②③④⑤	
	469,117	1,306.71		
三原 (46)	*三原市	84,638	203.75	①②③④⑤
	大河町	8,695	120.13	①②③④⑤
	本内町	8,362	87.78	①②③④⑤
	久井町	9,267	82.56	①②③④⑤
	甲山町	6,770	62.11	①②③④⑤
	世羅町	8,612	99.48	①②③④⑤
	1世羅市	10,418	110.59	①②③④⑤
	5,754	68.42	①②③④⑤	
	142,516	834.82		

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備考
賀茂 (46)	*西条町	25,497	93.78	①②③④⑤
	黒瀬町	9,937	64.57	①②③④⑤
	八本町	11,126	54.89	①②③④⑤
	志和町	7,416	66.49	①②③④⑤
	福富町	3,578	60.38	①②③④⑤
	豊栄町	6,096	72.92	①②③④⑤
	高屋町	10,791	70.15	①②③④⑤
	74,441	483.18		
尾道 (46)	*尾道市	103,676	110.56	①②③④⑤
	*因島市	41,605	39.23	①②③④⑤
	瀬戸町	12,268	32.52	①②③④⑤
	向島町	19,640	18.56	①②③④⑤
	177,189	200.87		
広島 (47)	広島市	596,455	353.41	①②③④⑤
	安芸市	38,240	77.74	①②③④⑤
	安芸中町	15,284	22.66	①②③④⑤
	府船越町	41,834	10.27	①②③④⑤
	海田町	14,223	3.25	①②③④⑤
	瀬野川町	26,141	13.64	①②③④⑤
	熊野跡町	19,886	58.21	①②③④⑤
	熊野町	1,371	19.98	①②③④⑤
	矢野町	16,916	33.98	①②③④⑤
	坂野町	18,176	11.91	①②③④⑤
	五日市町	14,647	14.50	①②③④⑤
	廿日市町	49,498	59.85	①②③④⑤
	大湯町	30,073	46.01	①②③④⑤
	野来町	15,615	70.40	①②③④⑤
	佐伯町	6,527	161.33	①②③④⑤
	官島町	8,801	195.68	①②③④⑤
	安古市	3,720	30.18	①②③④⑤
佐高町	42,975	15.07	①②③④⑤	
向原町	27,083	19.25	①②③④⑤	
白木町	17,162	16.04	①②③④⑤	
2市20町1村	13,695	51.55	①②③④⑤	
	6,335	83.51	①②③④⑤	
	8,913	99.78	①②③④⑤	
	1,033,570	1,478.20		
呉 (47)	呉市	238,983	144.19	①②③④⑤
	戸橋町	18,394	18.19	①②③④⑤
	下蒲刈町	13,048	54.18	①②③④⑤
	安川町	4,620	8.73	①②③④⑤
	蒲刈町	5,313	19.07	①②③④⑤
	川尻町	11,227	64.24	①②③④⑤
	豊浜町	9,168	16.34	①②③④⑤
	1市8町	5,389	11.26	①②③④⑤
	6,539	14.15	①②③④⑤	
	312,681	350.35		
江能 (47)	江田町	17,311	29.93	①②③④⑤
	能美町	7,987	16.55	①②③④⑤
	沖美町	6,356	27.55	①②③④⑤
	大柿町	13,819	26.30	①②③④⑤
	45,473	100.33		

- ① 地方生活圏
 ○ 備北地方生活圏
 備北
 ○ 備後地方生活圏
 福山府中 尾道 三原 竹原
 ○ 広島地方生活圏
 芸北 賀茂 広島 呉 江能

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備 考
宇部 小野田 地区 (44)	*宇 部 市	154,114	204.63	㊦
	小野田市	42,025	41.37	㊦㊦
	美 祿 市	24,048	224.92	㊦㊦㊦
	阿知須町	8,082	22.44	㊦㊦
	楠 町	8,380	77.25	㊦㊦㊦㊦
	山 陽 町	22,486	88.08	㊦㊦
	3 市 3 町	259,135	658.69	
萩 地 区 (44)	*萩 市	51,835	137.75	㊦㊦㊦
	川 上 村	1,842	94.94	㊦㊦㊦
	阿 武 町	7,409	116.76	㊦㊦㊦
	田 万 川 町	6,171	78.02	㊦㊦㊦㊦
	む つ み 村	3,692	68.75	㊦㊦㊦
	須 佐 町	5,647	87.05	㊦㊦㊦㊦
	旭 村	3,367	134.16	㊦㊦㊦
	福 栄 村	4,360	96.90	㊦㊦㊦
	1 市 3 町 4 村	84,323	814.33	
柳 井 地 区 (45)	*柳 井 市	38,088	127.45	㊦㊦㊦
	久 賀 町	6,553	23.06	㊦㊦
	大 島 町	11,554	48.07	㊦㊦㊦
	東 和 町	9,822	39.39	㊦㊦㊦
	橘 町	9,842	29.34	㊦㊦㊦
	大 島 町	5,089	12.30	㊦
	上 関 町	8,701	34.44	㊦㊦㊦
	平 生 町	13,620	34.09	㊦㊦㊦
	1 市 7 町	103,269	348.14	
山 口 防 府 地 区 (45)	*山 口 市	102,033	355.98	㊦㊦㊦
	*防 府 市	100,001	184.75	㊦㊦
	徳 地 町	12,672	288.39	㊦㊦㊦
	秋 穂 町	9,501	23.50	㊦
	小 郡 町	16,146	33.20	㊦㊦
	美 東 町	7,368	129.53	㊦㊦㊦
	秋 芳 町	8,838	115.10	㊦㊦㊦
	阿 東 町	13,480	294.15	㊦㊦㊦
	2 市 6 町	270,039	1,424.60	
下 関 地 区 (45)	*下 関 市	257,343	218.75	㊦㊦
	菊 川 町	7,947	83.81	㊦㊦㊦
	豊 田 町	9,430	165.61	㊦㊦㊦㊦

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備 考
下 関 地 区 (45)	豊 浦 町	20,030	78.40	㊦
	豊 北 町	20,161	169.13	㊦㊦㊦㊦
	1 市 4 町	314,911	715.70	
岩 国 地 区 (46)	*岩 国 市	107,640	219.25	㊦㊦
	和 木 村	8,093	10.31	
	由 宇 町	6,786	29.44	㊦
	玖 珂 町	8,604	23.34	㊦
	本 郷 村	2,337	40.45	㊦㊦㊦
	周 東 町	15,874	142.97	㊦㊦㊦
	錦 町	7,278	210.80	㊦㊦㊦
	美 川 町	3,682	76.62	㊦㊦㊦
	美 和 町	7,083	127.79	㊦㊦㊦
		1 市 6 町 2 村	167,377	880.97
周 南 地 区 (46)	*徳 山 市	101,505	337.73	㊦㊦
	*下 松 市	52,405	88.63	㊦
	*光 市	47,589	60.91	㊦㊦
	*新 南 陽 市	33,400	62.88	㊦
	大 和 町	7,389	33.05	㊦㊦
	田 布 施 町	15,412	49.54	㊦㊦㊦
	熊 毛 町	9,427	71.48	㊦㊦
	鹿 野 町	6,337	182.70	㊦㊦㊦
	4 市 4 町	273,464	886.92	
長 門 地 区 (46)	*長 門 市	27,628	151.96	㊦㊦㊦
	三 隅 町	7,549	68.07	㊦㊦㊦
	日 置 村	5,806	46.02	㊦㊦
	油 谷 町	12,606	91.55	㊦㊦
		1 市 2 町 1 村	53,589	357.60

註 地方生活圏

- 岩国地方生活圏
岩国地区
- 徳山地方生活圏
柳井地区 周南地区
- 山口地方生活圏
山口防府地区
- 萩地方生活圏
萩地区 長門地区
- 宇部地方生活圏
宇部小野田地区
- 下関地方生活圏
下関地区

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備 考
三 好 地 区 (44)	三 野 町	5,644	43.33	㊦㊧㊨
	三 好 町	6,446	54.46	㊦㊧㊨
	*池 田 町	23,694	167.79	㊦㊧㊨㊩
	山 城 町	8,840	131.57	㊦㊧㊨
	井 川 町	7,110	43.88	㊦㊧㊨
	三 加 茂 町	10,029	68.09	㊦㊧㊨
	東祖谷山村	4,823	228.56	㊦㊧㊨
	西祖谷山村	3,747	106.13	㊦㊧㊨
6 町 2 村	70,333	843.81		
中 央 地 区 (45)	*鴨 島 町	23,897	33.48	㊦㊩
	川 島 町	7,419	18.05	㊦㊩
	山 川 町	12,552	43.83	㊦㊧㊨
	美 郷 村	3,440	50.04	㊦㊧㊨
	阿 波 町	13,441	48.40	㊦㊩
	市 場 町	12,607	72.36	㊦㊧㊨㊩
	土 成 町	8,531	55.61	㊦㊧㊨
	吉 野 町	9,257	13.52	㊦㊩
7 町 1 村	91,144	335.29		
美 馬 地 区 (45)	*脇 町	19,945	110.42	㊦㊧㊨
	美 馬 町	10,455	46.18	㊦㊧㊨
	半 田 町	9,000	51.79	㊦㊧㊨
	貞 光 町	8,841	45.64	㊦㊧㊨
	一 字 村	4,376	97.41	㊦㊧㊨
	穴 吹 町	11,564	109.18	㊦㊧㊨㊩
	木 屋 平 村	3,664	101.39	㊦㊧㊨
	5 町 2 村	67,845	562.01	
東 部 地 区 (46)	*徳 島 市	238,725	187.83	㊦
	鳴 門 市	62,107	135.16	㊦
	小 松 島 市	42,398	44.32	㊦
	勝 浦 町	8,526	69.57	㊦
	上 勝 町	4,258	108.72	㊦㊧㊨
佐 那 河 内 村	4,053	42.44	㊦㊩	

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備 考
東 部 地 区 (46)	石 井 町	22,136	28.72	㊦
	神 山 町	13,786	174.18	㊦㊧㊨
	松 茂 町	8,418	13.41	㊦
	北 島 町	13,407	8.80	㊦
	藍 住 町	10,591	16.80	㊦
	板 野 町	12,932	36.14	㊦㊩
	上 坂 町	11,786	33.94	㊦㊩
	3 市 9 町 1 村	453,123	900.03	
南 部 地 区 (46)	*阿 南 市	61,547	252.64	㊦㊩
	羽ノ浦町	8,242	8.90	㊦
	那 賀 川 町	11,253	19.17	㊦
	鷺 敷 町	3,798	29.94	㊦㊩
	相 生 町	4,776	100.45	㊦㊧㊨
	上 那 賀 町	4,047	175.13	㊦㊩
	木 沢 村	1,812	155.32	㊦㊧㊨
	木 頭 村	2,872	232.08	㊦㊧㊨
	由 岐 町	5,539	23.31	㊦㊩
	日 和 佐 町	7,395	118.33	㊦㊩
	牟 岐 町	9,019	57.14	㊦㊧㊨
	海 南 町	8,039	211.23	㊦㊧㊨
	海 部 町	3,996	26.26	㊦㊧㊨
宍 喰 町	4,871	93.30	㊦㊧㊨	
1 市 11 町 2 村	137,206	1,503.20		

註 地方生活圈

○三好地方生活圈

三好地区

○徳島地方生活圈

中央地区 美馬地区 東部地区 南部地区

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備 考
三 豊 地 区 (44)	*観音寺市	43,769	51.72	●●●●
	高瀬町	17,101	56.29	●●
	山本町	7,956	33.20	●
	三野町	8,655	19.23	●●
	大野原町	13,364	49.82	●●●●
	豊中町	11,692	19.83	●●
	詫間町	17,130	30.71	●●●●
	仁屋町	8,245	15.80	●●
	豊浜町	10,360	17.09	●●
	財田町	5,321	47.24	●
	1市9町	143,593	340.93	
大 川 地 区 (45)	引田町	11,355	48.10	●●●●
	白鳥町	14,518	72.14	●●●●
	*大内町	17,856	34.49	●●
	*津田町	9,977	12.08	●●
	大川町	7,881	34.83	●●
	志度町	18,240	39.02	●●
	寒川町	6,000	22.99	●●
	長尾町	12,262	45.88	●●●●
	8町	98,089	309.53	
小豆 地区 (46)	内海町	16,411	61.48	●
	*土庄町	22,354	74.41	●●
	池田町	7,119	34.39	●●
	3町	45,884	170.28	
中 讃 地 区 (46)	*丸亀市	62,066	63.63	●●
	*善通寺市	35,374	39.68	●●
	琴南町	4,753	83.24	●●●●
	湊町	13,389	53.63	●
	琴平町	14,791	8.44	●
	多度津町	20,750	22.41	●●●●
	仲南町	5,557	58.77	●●
	綾歌町	10,060	27.43	●
	飯山町	10,080	19.67	●

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備 考
	2市7町	176,820	376.90	
高 松 地 区 (47)	高松市	280,806	194.34	●●
	三木町	23,637	77.08	●●
	牟礼町	10,428	16.47	●
	庵治町	7,918	14.83	●
	塩江町	5,419	80.10	●●●●
	香川町	12,461	27.47	●
	香南町	6,040	14.74	●
	直島町	5,975	14.11	●●
	綾上町	8,637	71.37	●●●●
	綾南町	13,985	38.22	●
	国分寺町	11,865	26.00	●
	1市10町	387,171	574.73	
坂出 地区 (47)	坂出市	65,837	90.44	●●
	宇多津町	10,214	7.32	●
	1市1町	76,051	97.76	

出 地方生活圏

○高松地方生活圏

小豆地区 大川地区 高松地区 坂出地区
中讃地区 三豊地区

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備 考
宇和島地区 (44)	*宇和島市	64,619	118.36	㊦㊧㊨
	吉田町	16,347	48.25	㊦㊧㊨
	三間町	7,497	56.72	㊦㊧
	広見町	13,746	152.31	㊦㊧㊨
	日吉村	6,174	98.66	㊦㊧㊨
	津島村	2,853	88.91	㊦㊧㊨
	宇和海村	17,106	219.71	㊦㊧㊨
	内海村	6,309	24.55	㊦㊧㊨
	御荘町	2,572	19.74	㊦
	城辺町	9,789	50.80	㊦
	一本松町	11,937	76.10	㊦
	西海町	4,281	71.68	㊦㊧㊨
	1市9町3村	5,885	23.02	㊦
	169,115	1,048.81		
八幡浜・大洲地区 (45)	*八幡浜市	46,776	94.80	㊦㊧㊨
	*大洲市	38,039	240.93	㊦㊧㊨
	長浜町	14,101	74.06	㊦㊧㊨
	内子町	15,369	120.64	㊦㊧㊨
	五十崎町	6,693	38.87	㊦㊧㊨
	肱川町	4,448	63.35	㊦㊧㊨
	河辺村	2,754	53.37	㊦㊧㊨
	保内町	11,679	37.16	㊦㊧㊨
	伊方町	9,220	28.65	㊦
	瀬戸町	5,366	32.19	㊦
	三崎町	7,853	34.10	㊦
	三瓶町	12,911	41.73	㊦
	明浜町	7,082	26.15	㊦㊧㊨
宇和町	18,356	133.23	㊦㊧㊨	
野村町	15,371	186.92	㊦㊧㊨	
城川町	7,372	126.72	㊦㊧㊨	
2市13町1村	223,390	1,332.87		
今治地区 (46)	*今治市	111,436	74.42	㊦
	朝倉村	4,396	29.79	㊦
	玉川町	5,953	103.98	㊦
	波方町	10,461	15.38	㊦
	大西町	7,485	18.69	㊦
	菊間町	10,505	36.07	㊦
	吉海町	7,027	27.12	㊦㊧㊨
	宮窪町	7,262	19.48	㊦㊧㊨
	伯方町	10,937	19.29	㊦
	魚島村	700	3.42	㊦㊧㊨
	弓削村	6,492	12.98	㊦
	生名村	3,177	3.37	㊦
	岩城村	3,425	10.76	㊦
上蒲町	6,136	21.83	㊦㊧㊨	

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備 考
今治地区 (46)	大三島町	8,068	42.73	㊦㊧㊨
	関前村	2,002	5.35	㊦㊧㊨
	1市10町5村	205,462	444.66	
松山地区 (47)	松山市	341,588	288.33	㊦
	伊予市	28,649	56.29	㊦
	北条市	28,688	102.36	㊦
	重信町	15,068	100.89	㊦
	川内町	9,528	110.89	㊦
	中島町	12,494	38.30	㊦㊧㊨
	久万町	10,440	165.10	㊦㊧㊨
	面河村	2,132	157.39	㊦㊧㊨
	美川村	5,248	135.02	㊦㊧㊨
	柳谷村	3,215	126.79	㊦㊧㊨
	小田町	6,920	139.87	㊦㊧㊨
	松前町	25,580	19.73	㊦
	砥部町	12,086	57.31	㊦
広田村	2,110	44.09	㊦㊧㊨	
中山町	6,792	74.77	㊦㊧㊨	
双海町	8,235	63.19	㊦	
3市9町4村	518,773	1,680.32		
新居浜・西条地区 (47)	新居浜市	129,532	157.41	㊦
	西条市	52,479	225.66	㊦
	小松町	9,843	76.59	㊦
	粟子町	32,662	72.80	㊦
	丹原町	15,336	129.51	㊦
	別子山村	839	72.45	㊦
2市3町1村	240,691	734.42		
宇摩地区 (47)	川之江市	35,716	68.38	㊦
	伊予三島市	39,110	184.63	㊦
	新宮村	3,662	78.30	㊦㊧㊨
	土居町	16,544	86.67	㊦
2市1町1村	95,032	417.98		

註) 地方生活圏

- 今治地区地方生活圏
今治地区
- 新居浜・西条地区地方生活圏
新居浜・西条地区 宇摩地区
- 松山地区地方生活圏
松山地区
- 八幡浜・大洲地区地方生活圏
八幡浜・大洲地区
- 宇和島地区地方生活圏
宇和島地区

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備 考
幡 多 (44)	*中 村 市	35,404	387.90	㊦㊧
	*宿 毛 市	25,701	284.44	㊦㊧㊨
	*土佐清水市	25,539	266.43	㊦㊧㊨
	佐 賀 町	5,076	76.07	㊦㊧㊨
	大 方 町	11,140	112.87	㊦㊧㊨
	大 月 町	9,944	104.23	㊧㊨
	西 土 佐 村	5,746	247.90	㊦㊧㊨
安 芸 (45)	*安 芸 市	25,261	318.74	㊦㊧㊨
	*室 戸 市	29,177	248.49	㊦㊧
	東 洋 町	5,743	73.55	㊦㊧㊨
	奈 半 利 町	5,086	27.99	㊧㊨
	田 野 町	4,479	6.66	㊧㊨
	安 田 町	5,158	52.74	㊧㊨
	北 川 村	2,440	196.89	㊦㊧
	馬 路 村	2,144	165.07	㊦㊧
	芸 西 村	4,654	38.83	㊦㊧㊨
2市4町3村	84,142	1,128.96		
高 幡 (45)	*須 崎 市	31,102	135.98	㊦㊧㊨
	窪 川 町	19,266	278.10	㊦㊧㊨
	中 土 佐 町	9,470	93.20	㊧
	樺 原 町	6,785	236.34	㊦㊧㊨
	大 正 町	4,641	199.51	㊦㊧㊨
	葉 山 村	5,618	66.79	㊦㊧㊨
	十 和 村	5,622	163.60	㊦㊧㊨
	東 津 野 村	4,101	131.77	㊦㊧㊨
	大 野 見 村	2,361	100.35	㊦㊧㊨
	1市4町4村	88,966	1,405.64	
中 央 (46)	*高 知 市	257,201	143.12	㊧
	南 国 市	42,192	125.02	㊦㊧㊨
	土 佐 市	31,175	91.57	㊧㊨
	赤 岡 町	4,293	1.70	㊧

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備 考
中 央 (46)	香 我 美 町	6,231	59.41	㊦㊧㊨
	土佐山田町	22,459	110.98	㊦㊧
	野 市 町	9,222	23.15	㊧
	夜 須 町	5,211	37.68	㊦㊧
	香 北 町	7,014	131.53	㊦㊧㊨
	吉 川 村	2,258	4.58	㊧㊨
	物 部 村	6,623	291.07	㊦㊧㊨
	本 山 町	6,797	134.36	㊦㊧㊨
	土 佐 町	7,594	210.96	㊦㊧㊨
	大 豊 町	12,569	320.54	㊦㊧㊨
	大 川 村	1,312	95.09	㊦㊧㊨
	本 川 村	1,589	208.34	㊦㊧
	鏡 村	2,170	60.46	㊦㊧㊨
	土 佐 山 村	1,655	59.41	㊦㊧㊨
	伊 野 町	20,471	99.86	㊦㊧㊨
	春 野 町	14,126	45.46	㊧㊨
	吾 北 村	6,165	162.05	㊦㊧㊨
日 高 村	6,332	44.50	㊧	
佐 川 町	15,513	104.39	㊦㊧	
越 知 町	9,775	109.79	㊦㊧㊨	
池 川 町	4,468	142.51	㊦㊧㊨	
吾 川 村	5,186	83.52	㊦㊧㊨	
仁 淀 村	4,459	106.02	㊦㊧㊨	
3市14町10村	514,060	3,007.07		

註 地方生活圏

- 安芸地方生活圏
安芸
- 中央地方生活圏
中央
- 高幡地方生活圏
高幡
- 幡多地方生活圏
幡多

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(Km ²)	備考
八女 筑後 (44)	*八女市	39,400	39.20	◎◎◎◎
	*筑後市	39,107	42.37	◎◎◎◎
	黒木町	19,445	135.89	◎◎◎
	上陽町	6,006	58.93	◎◎◎◎
	立花町	16,142	86.35	◎◎◎◎
	広川町	15,322	38.40	◎◎◎◎
	矢部村	3,590	81.74	◎◎◎◎
	星野村 2市4町2村	5,451 144,463	81.59 564.47	◎◎◎◎
京 築 (45)	*行橋市	49,890	68.64	◎◎
	*豊前市	32,434	109.46	◎◎◎◎
	苅田町	26,601	40.15	◎◎
	犀川町	10,518	98.13	◎◎◎◎
	勝山町	6,487	34.45	◎
	豊津町	8,913	19.56	◎
	椎田町	15,740	50.35	◎◎
	吉富町	7,629	5.51	◎◎
	築城町	11,960	67.92	◎◎◎◎
	新吉富村 大平村 2市7町2村	3,837 5,343 179,352	13.14 48.68 555.99	◎◎ ◎◎◎◎
久留米 (45)	*久留米市	194,670	123.93	◎◎◎◎
	大川市	52,570	33.49	◎◎◎◎
	吉井町	18,144	24.80	◎
	田主丸町	23,261	54.93	◎
	浮羽町	19,327	90.08	◎◎
	北野町	12,030	20.29	◎
	小郡市	32,217	46.02	◎◎
	大刀洗町	12,905	22.66	◎◎
	城島町	14,271	17.57	◎◎
	大木町 三潞町 3市8町	12,903 12,472 404,770	18.00 15.83 467.60	◎◎ ◎◎ ◎◎
有明 (46)	*大牟田市	174,005	76.69	◎◎
	*柳川市	46,685	37.96	◎◎◎◎
	瀬高町	27,995	38.13	◎◎◎◎
	大和町	20,334	18.84	◎◎◎◎
	三橋町	17,151	16.46	◎◎◎◎
	山川町	6,806	26.26	◎◎◎◎
	高田町	18,457	37.74	◎◎
	2市5町	311,433	252.08	
	*甘木市	43,937	166.71	◎◎◎◎
	杷木町	11,213	44.49	◎◎

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(Km ²)	備考
甘木・朝倉 (46)	朝倉町	12,477	34.66	◎
	三輪町	9,009	21.62	◎◎
	夜須町	9,875	45.43	◎◎
	小石原村	1,629	29.46	◎◎◎
	宝珠山村 1市4町2村	2,658 90,798	22.21 354.58	◎◎◎◎
飯塚 (46)	*飯塚市	76,183	72.34	◎◎
	山田市	15,653	21.75	◎◎◎◎
	桂川町	12,414	19.86	◎◎◎◎
	稲築町	23,512	17.13	◎◎◎◎
	碓井町	7,106	8.41	◎◎◎◎
	筑穂町	10,738	74.28	◎◎◎◎
	庄内町	8,580	25.49	◎◎◎◎
	顕田町	7,448	16.56	◎◎◎◎
	嘉穂町	12,713	38.75	◎◎◎◎
	穂波町 2市8町	25,834 200,181	25.18 369.75	◎◎◎◎
直方 (47)	直方市	56,943	61.63	◎◎
	小竹町	11,550	14.14	◎◎◎◎
	宮田町	28,342	52.24	◎◎◎◎
	鞍手町	19,617	35.81	◎◎◎◎
	若宮町 1市4町	11,164 127,616	87.07 250.89	◎◎◎◎◎
田川 (47)	田川市	63,102	54.44	◎◎◎◎
	香春町	15,310	45.32	◎◎
	添田町	16,832	131.82	◎◎◎◎◎
	金田町	8,879	7.58	◎◎◎◎
	糸田町	10,672	8.03	◎◎◎◎
	川崎町	23,922	35.97	◎◎◎◎
	赤池町	8,918	16.28	◎◎◎◎
	方城町	7,717	18.54	◎◎◎◎
	大任町	6,492	14.16	◎◎◎◎
	赤村 1市8町1村	3,898 165,742	31.18 363.32	◎◎◎◎

注 地方生活圏

○北九州地方生活圏

京築

○筑豊地方生活圏

直方 田川 飯塚

○福岡地方生活圏

甘木・朝倉

○久留米・大牟田地方生活圏

久留米 八女筑後 有明

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(Km ²)	備 考
唐津・東松浦 (44)	*唐津市	14,406	126.50	㊦㊧㊨㊩
	浜玉町	10,709	52.07	㊦㊧
	七山村	3,743	63.17	㊦㊧㊨
	蔽木町	8,445	60.26	㊦㊧㊨
	相知町	10,881	65.20	㊦㊧㊨
	北波多村	4,313	26.26	㊦㊧㊨
	肥前町	12,356	46.83	㊦㊧㊨㊩
	玄海町	7,650	35.76	㊦㊧
	鎮西町	9,220	39.16	㊦㊧㊨㊩
	呼子町 1市7町2村	7,829 149,552	7.35 522.56	㊦㊧㊨
佐賀 地 区 (45)	*佐賀市	147,663	103.68	㊦㊧
	多久市	27,472	97.16	㊦㊧㊨
	諸富町	11,166	12.20	㊦㊧㊨
	川副町	20,304	41.62	㊦㊧、
	東与賀町	6,801	15.32	㊦㊧
	久保田町	7,272	16.28	㊦㊧
	大和町	16,744	55.13	㊦㊧㊨
	富士町	7,887	143.02	㊦㊧㊨
	神崎町	17,014	39.28	㊦㊧㊨
	千代田町	12,011	24.63	㊦㊧㊨
	脊振村	3,117	60.94	㊦㊧㊨
	三瀬村	2,143	40.74	㊦㊧㊨
	小城町	14,766	45.29	㊦㊧
	三日月町	7,641	20.30	㊦㊧
	牛津町	8,248	13.38	㊦㊧
芦刈町 2市12町2村	7,286 317,535	16.11 745.08	㊦㊧	
杵藤 地 区 (46)	*武雄市	35,501	128.96	㊦㊧㊨
	*鹿島市	35,495	109.76	㊦㊧
	山内町	9,491	40.76	㊦㊧㊨
	北方町	9,347	27.39	㊦㊧㊨
	大町町	10,714	11.46	㊦㊧㊨
	江北町	10,341	24.28	㊦㊧㊨
	白石町	16,324	39.46	㊦㊧
	福富町 有明町	6,868 11,000	16.16 25.37	㊦㊧

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(Km ²)	備 考
杵藤地区 (46)	太良町	13,733	74.38	㊦
	塩田町	13,502	45.83	㊦㊧㊨
	嬉野町	18,890	80.41	㊦㊧
	2市10町	191,206	624.22	
鳥栖 地 区 (46)	*鳥栖市	49,552	71.83	㊦㊧㊨
	三田川町	8,860	10.85	㊦㊧㊨
	東脊振村	4,770	32.90	㊦㊧
	基山町	9,964	22.02	㊦㊧㊨
	中原町	7,068	18.96	㊦㊧㊨
	北茂安町	8,921	16.66	㊦㊧㊨
	三根町	8,846	15.12	㊦㊧㊨
	上峰村 1市5町2村	5,344 103,325	12.83 202.17	㊦㊧㊨

佐賀県・長崎県

伊万里 北松 地 域 (46)	*伊万里市	58,942	252.87	㊦㊧㊨
	有田町	15,135	26.74	㊦㊧㊨
	西有田町	8,047	38.68	㊦㊧㊨
	*平戸市	33,279	171.15	㊦㊧㊨
	*松浦市	25,732	94.69	㊦㊧㊨㊩
	大島村	3,103	15.32	㊦㊧㊨
	生月町	10,755	16.51	㊦㊧
	田平町	8,770	34.95	㊦㊧
	福島町	5,870	16.73	㊦㊧㊨
	鷹島村	4,459	17.14	㊦㊧㊨
	江迎町	7,880	31.98	㊦㊧㊨
	鹿町町	6,744	29.21	㊦㊧㊨
	3市7町2村	188,716	745.97	

注 地方生活圈

○佐賀地方生活圈

鳥栖地区 佐賀地区 杵藤地区

○唐津地方生活圈

唐津・東松浦

○伊万里・北松地方生活圈(長崎県の一部含む)

伊万里・北松地域(長崎県の一部含む)

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備 考
島 原 地 域 (44)	*島原市	44,354	58.57	◎◎
	原見町	13,191	37.59	◎◎
	有明町	12,443	23.40	◎◎
	瑞穂町	6,465	27.36	◎
	津佐町	10,728	24.37	◎
	之津町	9,551	9.98	◎
	南有馬町	8,770	23.20	◎
	北有馬町	6,123	26.59	◎
	西有家町	10,797	29.08	◎
	有津町	11,000	23.66	◎
	深江町	6,240	10.62	◎◎
1市11町	7,865	23.57	◎◎	
	147,527	317.99		
県 央 地 域 (45)	*諫早市	66,442	146.79	◎◎
	大村市	56,657	123.99	◎◎◎
	多良見町	9,000	37.60	◎◎
	森山町	6,176	23.30	◎
	飯盛町	8,401	24.95	◎
	高来町	10,935	49.67	◎
	小長井町	7,786	30.00	◎
	愛野町	4,250	11.87	◎
	吾妻町	8,764	32.96	◎
	千石町	7,174	32.59	◎
	小南町	16,345	52.26	◎
2市10町	6,039	15.21	◎	
	207,969	581.19		
下 五 島 地 域 (45)	*福江市	33,549	157.98	◎
	富江町	9,785	51.35	◎◎◎
	玉浦町	4,247	67.83	◎◎◎
	三井桑町	7,167	34.03	◎◎◎
	岐宿町	6,657	86.14	◎◎◎
	1市5町	6,454	25.87	◎◎◎
	57,859	423.20		
佐 世 保 地 域 (46)	*佐世保市	59,951	249.70	◎◎◎
	西彼町	9,816	69.45	◎
	西海町	10,482	67.28	◎◎◎
	大島町	5,942	13.09	◎◎◎◎
	崎戸町	4,828	14.24	◎◎◎◎
	東彼杵町	10,735	74.17	◎◎◎◎
	川棚町	13,667	37.28	◎◎◎◎
	波佐見町	14,796	55.69	◎◎◎◎
	小佐賀町	7,401	25.99	◎◎◎◎
	宇佐町	8,005	26.54	◎◎◎◎
	小佐々町	6,801	30.65	◎◎◎◎
	佐々町	10,821	32.38	◎◎◎◎
	吉井町	5,941	27.37	◎◎◎◎
世知原町	4,281	31.84	◎◎◎◎	
1市13町	373,467	755.67		
上 五 島 地 域 (46)	*若松町	7,923	60.06	◎◎◎◎
	上新島町	10,104	55.57	◎◎◎◎
	有魚目町	8,938	26.09	◎◎◎◎
	奈川町	10,551	56.82	◎◎◎◎
	5良尾町	7,682	15.24	◎◎◎◎
	45,198	213.78		
老 岐 地 域 (46)	*郷ノ浦町	15,411	47.11	◎◎
	勝本町	9,483	30.33	◎◎
	芦辺町	12,660	45.10	◎◎◎
	4石田町	5,786	16.49	◎◎◎
	43,340	139.03		

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備 考
長 崎 地 域 (47)	*長崎市	427,013	208.10	
	崎与町	15,162	28.46	◎◎
	時津町	14,256	20.79	◎◎
	琴海町	7,332	68.26	◎
	大瀬戸町	10,778	77.75	◎◎◎◎
	外海町	14,028	46.69	◎◎◎
	三重村	5,157	30.02	◎◎◎
	香焼町	5,511	3.95	◎◎◎
	伊王島町	5,490	1.96	◎◎
	高島町	17,869	1.30	◎◎
	野母崎町	10,777	20.69	◎◎◎
三和町	8,362	21.67	◎◎	
1市10町1村	541,735	529.64		
対 馬 地 域 (47)	厳原町	20,299	177.13	◎◎
	美津島町	10,328	119.68	◎◎◎
	豊玉村	6,057	74.54	◎◎◎
	峰村	4,653	73.12	◎◎◎
	上県町	6,637	156.75	◎◎◎
	4町2村	8,372	108.13	◎◎◎
	56,346	709.35		

長崎県・佐賀県

伊 万 里 ・ 北 松 地 域 (46)	*平戸市	33,279	171.15	◎◎◎
	*松浦市	25,732	94.69	◎◎◎◎
	大島村	3,103	15.32	◎◎◎
	生月町	10,755	16.51	◎◎
	田平町	8,770	34.95	◎◎
	福島町	5,870	16.73	◎◎◎
	鷹島村	4,459	17.14	◎◎◎
	江迎町	7,880	31.98	◎◎◎
	鹿町	6,744	29.21	◎◎◎
	*伊万里市	58,942	252.87	◎◎◎
	有田町	15,135	26.74	◎◎◎
西有田町	8,047	38.68	◎◎◎	
3市7町2村	188,716	745.97		

② 地方生活圏

- 伊万里・北松地方生活圏(佐賀県の一部含む)
伊万里・北松地域(佐賀県の一部含む)
- 佐世保地方生活圏
佐世保地域
- 長崎地方生活圏
島原地域 県央地域 長崎地域
- 五島地方生活圏
上五島地域 下五島地域
- 老岐地方生活圏
老岐地域
- 対馬地方生活圏
対馬地域

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備 考	
人 吉 球 磨 (44)	* 人 吉 市	41,944	210.77	⊙⊙	
	錦上免岡多湯水須深相五山球1市4町9村	10,505 6,314 6,306 3,522 15,683 6,571 4,258 1,536 2,321 6,230 4,020 4,697 8,389 122,296	83.91 90.01 10.00 20.50 166.51 48.23 192.50 17.40 21.04 94.93 252.05 121.08 207.37 1,536.30	⊙⊙⊙ ⊙⊙⊙ ⊙⊙ ⊙⊙ ⊙⊙⊙⊙ ⊙⊙⊙ ⊙⊙⊙ ⊙⊙⊙ ⊙⊙⊙ ⊙⊙⊙⊙ ⊙⊙⊙ ⊙⊙⊙ ⊙⊙⊙ ⊙⊙⊙	
	有	* 玉荒位横天玉菊三南長2市8	42,843 55,798 12,538 6,352 7,971 6,532 7,978 7,839 14,000 14,288 176,139	88.85 57.88 22.19 12.39 21.52 23.91 38.30 59.46 70.07 16.43 411.00	⊙⊙⊙ ⊙⊙ ⊙⊙⊙ ⊙⊙⊙⊙ ⊙⊙⊙ ⊙⊙⊙ ⊙⊙⊙⊙ ⊙⊙⊙ ⊙⊙⊙⊙ ⊙⊙⊙ ⊙⊙⊙
	明 (45)	* 一の宮町	11,437	105.32	⊙⊙
	阿	阿小南産波蘇高白久長西6町6	21,492 12,421 5,998 2,494 2,664 7,003 10,368 5,366 3,005 4,665 5,192 92,105	199.31 136.38 115.40 60.60 71.46 118.66 175.43 47.88 51.26 38.76 76.58 1,197.04	⊙ ⊙⊙⊙ ⊙⊙⊙ ⊙⊙⊙ ⊙⊙ ⊙⊙ ⊙⊙⊙ ⊙⊙ ⊙⊙⊙ ⊙⊙ ⊙⊙ ⊙⊙⊙
	蘇 (45)	* 本牛大松有姫竜御倉栖新五岑天河2市13	39,606 26,934 21,798 10,225 8,437 4,526 7,254 6,457 5,604 3,926 5,850 14,211 12,391 7,805 10,201 185,225	144.64 89.15 38.28 52.06 60.25 18.98 17.65 20.73 25.40 32.60 56.01 50.05 66.49 84.16 119.56 876.01	⊙⊙⊙⊙ ⊙⊙⊙⊙ ⊙⊙⊙⊙ ⊙⊙⊙ ⊙⊙ ⊙⊙⊙ ⊙⊙⊙ ⊙⊙⊙ ⊙⊙⊙ ⊙⊙⊙ ⊙⊙⊙⊙ ⊙⊙⊙⊙ ⊙⊙⊙⊙ ⊙⊙⊙⊙ ⊙⊙⊙⊙ ⊙⊙⊙⊙
	天 (46)	* 山鹿市	31,512	87.44	⊙⊙
	山鹿鹿本 (46)	鹿北鹿鹿	6,975 9,335 9,388 6,480	86.03 77.17 18.26 30.95	⊙⊙⊙ ⊙⊙⊙ ⊙⊙⊙ ⊙⊙⊙

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備 考
山鹿鹿本 (46)	植木町 1市5町	23,542 87,232	64.71 364.56	⊙⊙
八 代 (46)	* 八坂千鏡竜宮東泉1市2町5村	102,669 11,982 7,532 19,571 9,346 5,713 3,991 4,875 165,679	145.67 162.19 11.23 27.17 18.99 10.04 64.89 266.73 706.91	⊙⊙ ⊙⊙⊙ ⊙⊙ ⊙⊙ ⊙⊙ ⊙⊙ ⊙⊙ ⊙⊙⊙ ⊙⊙⊙
熊 本 中 央 (47)	熊本市 北内田三不知南合小豊中砥大菊合西御嘉益甲矢清2市20町3村	447,200 31,704 10,427 9,125 8,071 11,087 14,654 9,844 13,984 8,521 17,003 14,255 5,774 5,658 10,739 19,035 11,043 8,597 10,732 17,696 7,727 19,603 13,721 18,874 5,003 750,077	171.72 74.37 29.52 34.39 11.74 11.28 48.53 29.07 36.89 19.75 38.53 40.19 31.57 41.66 101.75 99.06 37.21 28.98 25.51 98.30 16.80 65.64 57.76 296.39 129.37 1,583.98	⊙ ⊙⊙ ⊙ ⊙⊙ ⊙ ⊙ ⊙⊙⊙ ⊙⊙ ⊙⊙ ⊙ ⊙⊙ ⊙⊙⊙ ⊙⊙ ⊙⊙ ⊙⊙⊙ ⊙⊙⊙ ⊙⊙ ⊙ ⊙ ⊙⊙ ⊙ ⊙ ⊙ ⊙⊙ ⊙⊙⊙ ⊙⊙⊙ ⊙⊙⊙
菊 池 (47)	菊池旭酒1市2町1村	29,092 6,098 5,446 8,830 49,466	182.96 19.91 46.46 26.49 275.82	⊙⊙⊙ ⊙⊙ ⊙⊙ ⊙⊙ ⊙⊙⊙
水俣 北 (47)	水田芦津1市3町	36,842 7,525 21,986 6,440 72,793	165.28 32.94 201.55 32.97 432.74	⊙⊙ ⊙ ⊙⊙⊙ ⊙⊙ ⊙⊙⊙

註 地方生活圏

- 熊本地方生活圏
阿蘇 菊池 山鹿・鹿本 有明 熊本中央
- 八代・芦北地方生活圏
八代 水俣芦北
- 球磨地方生活圏
人吉球磨
- 天草地方生活圏
天草

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備 考
日田・玖珠地域 (44)	*日田市	65,072	270.78	㊦㊧㊨
	玖珠町	16,334	271.55	㊦㊧㊨
	前津江村	23,684	287.61	㊦㊧
	中津江村	2,249	76.73	㊦㊧㊨
	上津江村	2,935	83.86	㊦㊧
	大天瀬町	2,326	87.64	㊦㊧㊨
	1市4町3村	5,072	45.64	㊦㊧
		9,699	101.45	㊦㊧㊨
	127,371	1,225.26		
佐伯地域 (45)	*佐伯市	51,222	197.12	㊦㊧㊨㊩
	上浦町	4,358	15.78	㊦㊧
	弥生町	7,228	83.36	㊦㊧
	本匠村	3,360	123.44	㊦㊧㊨
	宇直川町	6,602	266.14	㊦㊧㊨
	鶴見村	3,880	81.45	㊦㊧㊨
	米水津村	5,701	20.17	㊦㊧㊨
	蒲江町	3,397	25.31	㊦㊧
	1市5町3村	13,099	91.57	㊦㊧㊨㊩
		98,847	904.34	
宇佐・高田地域 (46)	*宇佐市	52,510	177.70	㊦㊧㊨
	*豊後高田市	22,386	122.61	㊦㊧㊨㊩
	大田村	3,072	46.33	㊦㊧㊨
	香々地町	5,366	37.83	㊦㊧㊨
	真玉町	5,690	41.61	㊦㊧
	院内町	7,722	114.66	㊦㊧㊨
安心院町	11,599	145.23	㊦㊧㊨	
	108,345	685.97		
中津・下毛地域 (46)	*中津市	55,249	54.97	㊦㊧
	三光村	6,296	46.05	㊦㊧
	本耶馬溪町	5,926	85.04	㊦㊧㊨
	耶馬溪町	8,254	184.57	㊦㊧㊨
	山国町	5,803	119.60	㊦㊧㊨
	81,528	490.23		
東国東地域 (46)	国見町	8,499	72.56	㊦㊧
	姫島村	3,298	7.18	㊦㊧㊨
	*国東町	20,080	112.38	㊦㊧㊨
	武蔵町	6,317	40.63	㊦㊧
	安岐町	11,658	90.03	㊦㊧㊨
	49,852	322.78		
大分地域 (47)	大分市	278,091	354.02	㊦
	野津原町	7,068	91.70	㊦㊧㊨
	挾間町	9,521	51.00	㊦㊧
	庄内町	13,189	139.41	㊦㊧㊨
	湯布院町	11,982	127.93	㊦㊧
	佐賀岡町	23,605	49.53	㊦㊧
	343,456	813.59		
別杵速見地域 (47)	別府市	124,478	124.79	㊦
	杵築市	23,432	90.83	㊦㊧
	日出町	19,967	74.08	㊦㊧
	山香町	12,051	143.50	㊦㊧㊨
	2市2町	179,928	433.20	

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備 考
白津地域 (47)	白津市	40,055	152.14	㊦
	杵見市	35,006	77.94	㊦㊧
	2市	75,061	230.08	
竹田直入地域 (47)	竹田市	26,444	200.45	㊦㊧㊨
	荻町	5,026	49.74	㊦㊧
	久住町	6,798	142.58	㊦㊧㊨
	直入町	4,329	84.30	㊦㊧㊨
	1市3町	42,597	477.07	
大野地域 (47)	野津町	12,900	138.78	㊦㊧㊨
	三重町	19,406	161.52	㊦㊧
	清川村	4,166	47.10	㊦㊧㊨
	緒方町	10,990	148.19	㊦㊧㊨
	朝地町	5,848	68.65	㊦㊧㊨
	大野町	8,978	109.36	㊦㊧
	千歳村	3,325	22.01	㊦㊧
	犬飼町	5,907	46.57	㊦㊧㊨
	71,520	742.18		

注 地方生活圏

○大分地区地方生活圏

東国東地域 別杵速見地域 大分地域 白津地域 大野地域 竹田直入地域

○周防灘地域地方生活圏

宇佐・高田地域 中津下毛地域

○日田・玖珠地域地方生活圏

日田・玖珠地域

○佐伯地域地方生活圏

佐伯地域

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備 考
都城北諸県 (44)	* 都 城 市	116,528	306.70	㊦㊧
	山 田 町	8,787	61.65	㊦㊧㊨
	三 股 町	15,340	109.85	㊦㊧
	高 崎 町	12,963	92.87	㊦㊧㊨
	山 之 口 町	7,229	97.67	㊦㊧㊨㊩
	高 城 町	12,913	94.16	㊦㊧㊨
	1 市 5 町	173,760	762.90	
小林えびの西諸 (45)	* 小 林 市	38,657	230.85	㊦㊧
	え び の 市	28,934	283.17	㊦㊧㊨
	高 原 町	12,515	85.58	㊦㊧㊨
	野 尻 町	9,806	88.02	㊦㊧㊨
	須 木 村	3,932	243.66	㊦㊧㊨
	2 市 2 町 1 村	93,844	931.28	
宮崎県 北 部 (46)	* 延 岡 市	132,641	287.27	㊦㊧
	西 郷 村	4,988	138.73	㊦㊧㊨
	諸 塚 村	4,365	188.03	㊦㊧㊨
	日 向 市	53,469	117.58	㊦
	北 郷 村	3,419	120.78	㊦㊧㊨㊩
	椎 葉 村	7,138	537.29	㊦
	門 川 町	15,661	119.42	㊦㊧
	北 方 町	7,578	200.90	㊦㊧㊨
	高 千 穂 町	21,540	237.39	㊦㊧㊨
	東 郷 町	7,165	218.61	㊦㊧㊨㊩
	北 川 村	7,316	279.60	㊦㊧㊨
	日 之 影 町	10,060	277.74	㊦㊧㊨
	南 郷 村	4,772	190.46	㊦㊧㊨
	北 浦 村	6,324	100.11	㊦㊧㊨
五ヶ瀬町	6,851	171.35	㊦㊧㊨	
2 市 6 町 7 村	293,287	3,186.26		
宮崎東諸県 (46)	* 宮 崎 市	210,070	285.94	㊦
	清 武 町	11,183	47.96	㊦㊧
	田 野 町	10,121	109.01	㊦㊧

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備 考
宮崎東諸県 (46)	佐 土 原 町	20,605	56.89	㊦㊧
	高 岡 町	12,989	144.57	㊦㊧㊨
	国 富 町	18,891	130.36	㊦㊧㊨
	綾 町	7,457	95.29	㊦㊧㊨㊩
	1 市 6 町	291,316	870.02	
日南串間 (46)	* 日 南 市	54,015	294.97	㊦㊧㊨
	串 間 市	31,336	294.91	㊦㊧㊨㊩
	北 郷 町	6,022	179.16	㊦㊧㊨㊩
	南 郷 町	13,562	63.74	㊦㊧㊨
	2 市 2 町	104,935	832.78	
西 都 児 湯 (47)	西 都 市	38,081	437.57	㊦㊧㊨㊩
	高 鍋 町	19,801	43.53	㊦㊧
	新 富 町	16,136	60.94	㊦㊧
	西 米 良 村	3,099	271.85	㊦㊧㊨
	木 城 村	5,891	145.42	㊦㊧㊨
	川 南 町	16,740	89.81	㊦
都 農 町	12,842	102.66	㊦	
1 市 4 町 2 村	112,590	1,151.78		

㊦ 地方生活圏

○延岡地方生活圏

宮崎県北部

○宮崎地方生活圏

西都・児湯 宮崎東諸県

○日南地方生活圏

日南串間

○都城地方生活圏

小林えびの西諸 都城北諸県

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備 考	
北 薩 (44)	*出水市	38,153	227.20	①②③④⑤	
	*久根市	32,192	135.83	②③④⑤	
	*阿野田村	5,188	30.91	②③④⑤	
	高尾野町	12,447	67.28	②③④⑤	
	長島町	9,035	71.38	②③④⑤	
	2市3町1村	6,539	45.05	②③④⑤	
		103,554	577.65		
川 薩 (45)	*川内市	61,507	265.39	②③④⑤	
	樋入町	8,745	63.29	②③④⑤	
	脇来郷町	7,159	73.02	②③④⑤	
	東宮之田町	7,105	79.59	②③④⑤	
	鶴田町	20,980	144.54	②③④⑤	
	薩摩郡院	5,770	77.36	②③④⑤	
	里上村	7,106	81.04	②③④⑤	
	下飯村	6,538	82.33	②③④⑤	
	上飯村	2,182	17.20	②③④⑤	
	下飯村	3,404	34.96	②③④⑤	
	上飯村	5,367	57.56	②③④⑤	
	1市7町4村	1,380	9.31	②③④⑤	
			137,243	985.59	
	南 薩 (45)	*枕崎市	30,744	74.62	②③④⑤
		*加世田市	26,589	93.32	②③④⑤
笠沙浦町		7,645	39.60	②③④⑤	
大坊津町		4,871	37.82	②③④⑤	
知川町		8,851	38.69	②③④⑤	
金邊峰町		16,349	120.37	②③④⑤	
2市6町		19,838	127.51	②③④⑤	
	12,203	71.74	②③④⑤		
	127,090	603.67			
指 宿 (46)	*指宿市	31,902	78.24	②③④⑤	
	山開町	15,894	37.17	②③④⑤	
	開闢町	9,360	33.20	②③④⑤	
	1市3町	19,832	110.64	②③④⑤	
	76,988	259.25			
大 隅 (46)	*鹿屋市	65,075	234.49	①②③④⑤	
	大隅北部町	18,421	145.76	②③④⑤	
	財部町	6,574	88.79	②③④⑤	
	末吉町	13,003	115.88	②③④⑤	
	松山町	23,406	129.46	②③④⑤	
	志布志町	6,313	49.69	②③④⑤	
	大明町	20,770	138.92	②③④⑤	
	大串町	13,287	99.16	②③④⑤	
	東良町	18,889	100.24	②③④⑤	
	内串町	14,265	66.21	②③④⑤	
	高平町	9,171	25.69	②③④⑤	
	大根占町	8,500	180.42	②③④⑤	
	根占町	17,187	129.10	②③④⑤	
	根占町	7,917	58.68	②③④⑤	
	根占町	10,711	85.21	②③④⑤	
	根占町	9,965	89.61	②③④⑤	
	根占町	5,259	77.55	②③④⑤	
1市17町	7,761	123.01	②③④⑤		
	276,474	1,937.87			
始 良 伊 佐 (46)	*国分市	30,730	121.39	②③④⑤	
	*大分市	29,471	292.15	①②③④⑤	
	刈松町	12,018	100.58	②③④⑤	
	吉野町	5,491	54.51	②③④⑤	
	栗横町	10,293	88.17	②③④⑤	
	7,243	70.39	②③④⑤		

区分	構成市町村名	人口(人)	面積(K㎡)	備 考
始 良 伊 佐 (46)	牧園町	13,011	129.48	②③④⑤
	霧島町	6,628	81.35	②③④⑤
	福山人町	8,485	67.80	②③④⑤
	2市8町	24,080	67.84	②③④⑤
		147,450	1,073.66	
鹿 児 島 (47)	鹿串市	422,840	282.82	②③④⑤
	木野市	31,011	79.89	②③④⑤
	垂水市	26,292	162.58	②③④⑤
	加治木町	18,786	46.46	②③④⑤
	始良町	23,544	102.92	②③④⑤
	蒲辺町	9,521	79.47	②③④⑤
	溝辺町	6,548	64.45	②③④⑤
	市来町	7,852	31.99	②③④⑤
	東来町	15,926	70.97	②③④⑤
	伊集院町	16,609	55.91	②③④⑤
	松元町	7,319	50.42	②③④⑤
	郡山町	7,842	57.89	②③④⑤
	日吉町	7,945	29.17	②③④⑤
	吹喜上町	14,080	98.01	②③④⑤
	喜入町	12,072	60.32	②③④⑤
吉田村	7,103	54.31	②③④⑤	
西桜島村	7,062	32.15	②③④⑤	
三島村	677	31.61	②③④⑤	
3市12町4村	1,315	87.54	②③④⑤	
	644,344	1,478.88		
奄 美 群 島 (47)	名瀬市	46,074	127.02	②③④⑤
	大和村	3,324	90.34	②③④⑤
	宇和村	3,246	102.54	②③④⑤
	瀬戸内村	16,841	238.92	②③④⑤
	住用村	2,693	117.65	②③④⑤
	竜郷村	6,622	83.33	②③④⑤
	笠利町	9,923	58.97	②③④⑤
	喜界町	12,339	55.71	②③④⑤
	徳之島町	16,299	100.51	②③④⑤
	天城町	9,963	84.80	②③④⑤
	伊和町	11,739	62.80	②③④⑤
	知泊町	9,086	41.14	②③④⑤
	与論町	8,588	53.37	②③④⑤
	1市9町4村	7,077	20.82	②③④⑤
		163,814	1,237.92	
熊 毛 (47)	西之表市	25,772	207.17	②③④⑤
	中種子町	14,171	138.40	②③④⑤
	南屋久町	9,741	110.20	②③④⑤
	上屋久町	9,421	299.32	②③④⑤
	1市4町	7,690	239.31	②③④⑤
		66,795	994.40	

- ① 地方生活圏
 ○北薩地方生活圏
 北薩 川薩
 ○鹿児島地方生活圏
 鹿児島 始良伊佐 指宿
 ○大隅地方生活圏
 大隅
 ○南薩地方生活圏
 南薩
 ○熊毛地方生活圏
 熊毛
 ○大島地方生活圏
 奄美群島

広城市町村圏振興整備措置要綱

〔昭和45年4月10日自治振第53号〕
〔関係道府県知事あて自治事務次官通知〕

第1 趣旨

経済の発展に伴い、わが国土全体にわたり、住民の生活水準は急速に上昇し、均衡化しつつあるとともに、その生活態様は都市化しつつある。しかし、公共施設の整備は着しく立ち遅れており、その速やかな整備と均衡化が要請されている。また、人口の都市集中および農山漁村地域からの人口の流出のため、いわゆる過疎過密の問題が生じており、その解決のためにもそれぞれの地域の特性に応じた産業の振興と住民の生活環境の近代化が要請されている。

一方、交通通信手段の発達に伴い、住民の日常社会生活圏域は漸次広域化し、都市的地域を中心とし、周辺農山漁村地域を一体とした広域的かつ総合的な市町村の行政を推進することの必要性が増大しつつある。

このような地域社会の変動に対処し、住民の要請に応え魅力ある豊かな地域社会を建設するためには、形成されつつある都市および周辺農山漁村地域を一体とする日常社会生活圏を場とする新しい地域の振興整備に関する施策の展開およびそのための広域行政体制の整備が不可欠である。わが国経済の発展に伴う投資力の増大と、モータリゼーションの普及により、このような施策を可能ならしめる前提条件も熟しつつあると考えられる。

広城市町村圏の振興整備に関する措置は、以上のような基本的考え方に基づき、地域の実態に即し、市町村の自主性を尊重しつつ、広城市町村圏における広域行政体制の整備ならびに広域的かつ総合的な計画の策定およびこれに基づく施策の実施を促進し、もって市町村が当面する諸問題の解決を図り、あわせて国土の均衡ある発展および過疎過密問題の解決にも資することを目的とするものである。

第2 広城市町村圏

1 広城市町村圏の設定

- (1) 都道府県知事は、関係のある市町村と協議のうえ、広城市町村圏を設定するものとする。この場合においては、あらかじめ自治大臣と協議するものとする。
- (2) 数都道府県の区域にわたって一の広城市町村圏を設定しようとするときは、関係のある都道府県知事が協議のうえ、共同してこれを行なうものとする。
- (3) 広城市町村圏の区域は、(1)および(2)の手続に準じて変更することができるものとする。

2 広城市町村圏の基準

- (1) 広城市町村圏の設定は、おおむね人口10万以上の規模を有することを標準とし、次の要件を具備した日常社会生活圏を形成し、または形成する可能性を有すると認められる地域（大都市およびこれと一体性を有すると認められる周辺地域を除く。）について行なうものとする。

ア 就業、生活物資の調達、医療、教育、教養、娯楽その他住民の日常社会生活上の通常の需要が、その中でほぼ充足されるような都市および周辺農山漁村地域を一体とした圏域であること。

イ 圏域内にアの住民の日常生活上の通常の需要を充足す

る都市的施設および機能の集積を有する市街地（以下「中心市街地」という。）が存在すること。

ウ 中心市街地と圏域内のその他の市街地および集落を連絡する交通通信施設が整備されていること。

- (2) 広城市町村圏の設定にあつては、原則としてすべての市町村がいずれか一の広城市町村圏に属することとなるよう配慮するものとする。

第3 広域行政機構

- (1) 広城市町村圏に属する市町村（以下「関係市町村」という。）は、広城市町村圏の振興整備を推進するための行政機構として、少なくとも次の要件を備える地方自治法第284条第1項の一部事務組合または同法第252条の2第1項の普通地方公共団体の協議会を設置するものとする。（これらを広域行政機構という。）

ア すべての関係市町村をその構成団体とするものであること。

イ 広城市町村圏の振興整備に関する計画（以下「広城市町村圏計画」という。）の策定および広城市町村圏計画に基づく事業の実施の連絡調整に関する事務を処理するものであること。

- (2) 関係市町村は、広城市町村圏の地域の実態に即しつつ、事情の許す限り広城市町村圏計画に基づく事業の実施に関する事務を広域行政機構である一部事務組合において総合的に処理するよう努めるものとする。これがため関係市町村は、広城市町村圏計画に基づく事業の実施に際して、普通地方公共団体の協議会を広域行政機構として設置している場合においては、これを廃止し、あらたに広域行政機構である一部事務組合を設置するとともに、広域行政機構以外の一部事務組合または普通地方公共団体の協議会の廃止、解散、処理する事務の変更その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4 広城市町村圏計画

1 広城市町村圏計画の策定

- (1) 広域行政機構は、広城市町村圏の総合的かつ合理的な振興整備を促進するため広城市町村圏計画を策定するものとする。この場合において、広域行政機構は、あらかじめ、都道府県知事と協議するものとする。
- (2) 広域行政機構は、(1)の手続に準じて広城市町村圏計画を変更することができるものとする。

2 広城市町村圏計画の内容

広城市町村圏計画は、基本構想、基本計画および実施計画からなるものとする。

ア 基本構想は、広城市町村圏の地域の振興発展の将来図およびこれを達成するために必要な施策の大綱を示すものとする。

イ 基本計画は、基本構想に基づき、次の事項について定めるものとする。

ウ 市街地、集落等の配置および交通通信施設の体系ならびに広域的に処理すべき事務の処理の仕組みおよびその運営の方法

エ ウの事項を具体化するために実施すべき施設設備の整備等に関する事項

ウ 実施計画は、基本計画に定める事業の実施の具体的な計画を定めるものとする。

資料3 広城市町村圏設定指針

3 広城市町村圏計画と他の計画との関係

- (1) 広城市町村圏計画の基本構想は、関係市町村の基本構想を基礎として策定するものとし、必要に応じて広城市町村圏計画の基本構想と市町村の基本構想との間の相互の調整を行なうものとする。
- (2) 広城市町村圏計画の策定にあつては、都道府県の計画その他法令に基づく地域の振興整備に関する計画との調整を図るよう努めなければならないものとする。

第5 国および都道府県の措置

1 国の措置

国は、この要綱に即して行なう広城市町村圏計画の策定および広城市町村圏計画に基づく事業の実施に関し、次に掲げる行財政上の措置を講ずるものとする。

- ア 広城市町村圏計画の策定に要する経費について広域行政機構に対して補助すること。
- イ 広城市町村圏計画に基づいて広域行政機構または関係市町村等が実施する広城市町村圏の振興整備のため必要な根幹的な施設設備の整備に関する事業に要する経費の一部について補助すること。
- ウ 広城市町村圏計画に基づいて広域行政機構または関係市町村等が実施する広城市町村圏の振興整備のため必要な根幹的な施設設備の整備に関する事業に要する経費に充てるために起こす地方債の許可について優先的に考慮するとともに、これらの事業に要する経費の一部について、関係市町村に対する地方交付税の算定上所要の措置を講ずること。

2 都道府県の措置

都道府県は、広城市町村圏の振興整備を促進するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ア 広域行政機構の設置および運営ならびに広城市町村圏計画の策定および実施に関し、広域行政機構および関係市町村に対し指導し、および助言すること。
- イ 広域行政機構と国の関係行政機関との間の連絡調整を図ること。
- ウ 都道府県の地域に関する総合的な計画において広城市町村圏の振興整備の基本的方向を示すこと。

3 広域的市町村の取扱い

一の広城市町村圏に属するすべての関係市町村の合併により新たに設置された市町村については、当該市町村の振興整備に関する総合的な計画を広城市町村圏計画とみなし、引き続き必要な行財政上の措置を講ずるものとする。

(注) この要綱は、昭和44年5月28日づけ通知された「昭和44年度広城市町村圏振興整備措置要綱」を恒久化するため、昭和45年に通知されたものである。

広城市町村圏設定指針

〔昭和45年4月10日自治振第54号〕
〔関係都道府県知事あて自治省行政局長通知〕

昭和45年度における広城市町村圏の設定にあつては、次の指針により、広城市町村圏振興整備措置要綱に定める広城市町村圏の振興整備の趣旨に適した地域を選定するものとする。

1 全般的留意事項

- (1) 広城市町村圏は、市町村が行なう新しい広域的な地域社会の振興整備の単位であるとともに、将来各種の施策を実施す

る場合における基礎的區域となるものであることにかんがみ、その設定にあつては関係のある市町村との事前の協議を十分に行なうとともに、都道府県の関係各局間の意見の調整を尽し、統一的な意思のもとにこれを行なうよう配慮すること。

- (2) 広城市町村圏の設定は、社会的実態としての日常生活圏を基礎として行なうものであるから、過去の経緯のみにとらわれることなく、できる限り客観的な資料に基づき、かつ、科学的な方法を活用して区域の決定を行なうよう努めること。
- (3) 広城市町村圏の区域は、現在における日常生活圏の地域を基礎としつつ、将来における交通通信施設の整備およびモータリゼーションの一層の普及に伴う住民の日常生活圏の拡大を予測し、これに対応するようなものとして定めるよう配慮すること。

2 広城市町村圏配置の構想に関する事項

- (1) 本年度における広城市町村圏の設定にあつては、当該都道府県の全地域にわたる広城市町村圏の配置に関する構想に基づいてこれを行なうものとする。
- (2) 広城市町村圏の配置に関する構想を定めるにあつては、広城市町村圏と他の各種の施策に基づく圏域との関係を次の要綱により調整するよう配慮すること。

ア 都道府県建設省所管施設整備計画の作成にあつて設定される地方生活圏との関係においては、両圏域が一致するよう努めるものとし、それが不可能な場合においても、二ないし三の広城市町村圏の区域を合した地域が即地方生活圏の区域と一致することとなるようにすること。

イ 都市計画法に基づき数市町村の区域にわたつて一の都市計画区域が新たに指定されることとなる場合においては、広城市町村圏と都市計画区域とが相互に合理的な関係を保つこととなるようにすること。

ウ 新産業都市の区域および工業整備特別地域との関係については、広城市町村圏がこれらの圏域と合理的な関係を保つこととなるようにすること。

- (3) 広城市町村圏の配置に関する構想を定めるにあつては、(2)に掲げるもののほか、次の事項についても留意すること。

ア 昭和44年度において設定された広城市町村圏の平均的規模を参考として、将来において適切な規模の広城市町村圏が配置されることとなるようにすること。

イ 二以上の圏域のいずれに属せしめることが適切であるか現在明らかでない市町村または現時点において適切な中心市街地を見出すことが困難な地域がある場合においては、当面、無理な地域区分をする必要はないが、少なくとも将来における取扱いの方針を定めておくこと。

ウ 他の都道府県の地域にわたつて一の広城市町村圏を設定する必要が生じることが予想される場合には、あらかじめ関係のある都道府県と連絡のうえ意見の調整を図つておくこと。

- (4) 広城市町村圏の配置に関する構想を定めるにあつては、次の手順を参考とすること。

ア 当該都道府県の全地域にわたる各日常生活圏の形成の実態を、おおむね別表1に掲げるような諸指標を参考として確認すること。

イ 形成されている各日常生活圏のそれぞれの中心となるべき市街地（以下「中心市街地」という。）の中心性の程度、他の中心市街地との関係等を考慮しつつ、将来における当該都道府県の全地域にわたる広城市町村圏の中心市街

地の配置の構想をたてること。この場合においては、おおむね別表2に掲げるような諸指標を参考とすることが適当であること。

ウ 各中心市街地相互の関係を考慮して、それぞれの中心市街地を核とする広城市町村圏の区域を定めること。この場合においては、別表1および2に掲げる諸指標を参考とすることが適当であること。

1 昭和45年度において設定すべき広城市町村圏の区域の決定に関する事項

- 本年度において設定すべき広城市町村圏の区域を決定する場合においては、広城市町村圏振興整備措置要綱2、2(1)の基準によるほか、さらに次の事項についても配慮すること。
- ア 中心市街地の存在が明確な地域であること。
 - イ 当該広城市町村圏に属すべき市町村の範囲が明らかであること。
 - ウ 関係市町村の協力体制のととのう見通しがあること。

別表1

圏域の確認に関する指標

- 1 中心市街地の所在する市町村(以下「中心市町村」という。)への就業通学依存の状況
- 2 中心市町村への交通機関およびその利用の状況
- 3 中心市街地までの交通機関による所要時間
- 4 中心市街地への公共施設利用依存の状況
- 5 中心市町村への医療機関利用依存の状況
- 6 中心市町村への中高級品購買依存の状況
- 7 中心市町村への娯楽施設利用依存の状況
- 8 地方新聞紙の地域版の地域区分の状況
- 9 国、都道府県、日本電信電話公社その他の公共的機関の官公署その他の施設の管轄区域の状況

別表2

中心市街地に関する指標

- 1 中心市街地の人口
- 2 中心市街地人口の増減の傾向
- 3 中心市町村の第2次、第3次産業就業人口率
- 4 中心市町村の就業者および通学者の流入流出の状況
- 5 中心市街地の卸売、小売業およびサービス業従業者数
- 6 中心市町村の卸売および小売商店数
- 7 中心市町村の卸売および小売業年間売上高
- 8 中心市街地に対する交通機関の集中の状況
- 9 中心市町村における国、都道府県、日本電信電話公社その他の公共的機関の官公署その他の施設の設置状況

広城市町村圏計画策定指針

昭和45年7月31日自治振第156号
関係都府県知事あて自治省行政局長通知

第1 総合的事項

1 広城市町村圏計画策定の目標

広城市町村圏計画は、関係市町村の総意に基づき、国、都道府県、公共的機関および民間団体の協力をえて、次の事項を実現することにより、広城市町村圏の総合的かつ合理的な振興整備を促進することを目標として策定すること。

ア 地域の振興整備に関する各種の施策および事業を調整すること。

イ 広域ネットワークを整備すること。広域ネットワークとは、市街地集落等の合理的な配置およびこれらを連絡する

交通通信体系をいうものであること。

ウ 広域事務処理システムを整備すること。広域事務処理システムとは、広域的に処理すべき事務を最も効率的に処理するための広域的な事務処理の仕組みをいうものであること。

2 広城市町村圏計画策定の一般的留意事項

広城市町村圏計画の策定にあつては、一般的に次の事項に留意すること。

- ア 既存の観念にとらわれることなく創意を活かして、地域の特性に即した独自性の豊かなものとする。
- イ 一体的な地域社会の実態の認識に立つて、関係市町村の利害を調整し、圏域内の住民が広く施策の成果を享受することができるよう配慮すること。
- ウ 国、都道府県等の施策に依存することなく、関係市町村が協力を自主的に地域の振興整備を推進することを旨として主体性のあるものとする。
- エ 新しい科学的手法を採用するとともに民間の知能をも活用して合理的なものとする。

3 広城市町村圏計画の構成

広城市町村圏計画は、基本構想、基本計画および実施計画からなるものとする。

ア 基本構想は、広城市町村圏の地域の振興発展の将来図およびこれを達成するために必要な振興の施策の大綱を示すものであること。

イ 基本計画は、基本構想に基づき、広域ネットワークおよび広域事務処理システムを定めるとともに、これらを形成するため必要な根幹事業に関する計画を定めるものであること。

根幹事業とは、広域ネットワークおよび広域事務処理システムを形成するために必要な事業であつて、関係市町村が共同処理方式により処理し、または関係市町村が広域を対象として処理するものをいうものであること。ただし、広域ネットワークを構成する道路であつて市町村が管理するものの整備事業は、これを根幹事業とするものであること。

ウ 実施計画は、基本計画に基づき根幹事業の実施の年次計画を定めるものであること。

4 広城市町村圏計画策定の手続等

(1) 計画案の作成

広城市町村圏計画案の作成にあつては、すべての関係市町村が、その作成に参加するとともに、都道府県の関係部局その他関係行政機関等との連絡調整を十分に行なうこと。

なお、この場合、関係市町村の部(課)長会議の開催、審議会の設置等を配慮すること。

(2) 都道府県知事との協議

広城市町村圏計画の正式決定に先立つて、都道府県知事との協議を行なうこと。この場合において都道府県知事は、次の事項に配慮するものとする。

ア 都道府県の計画その他広域的な地域社会の振興整備に関する計画との調和が保たれているか。

イ 広域ネットワークおよび広域事務処理システムが明確に定められているか。

ウ 根幹事業およびその実施主体が明らかにされているか。

エ 公共施設整備の水準その他計画の目標水準が地域の実情に即して妥当なものであるか。

資料4 広域市町村圏計画策定指針

オ 計画の財政的裏づけは妥当であるか。将来の施設運営についての見通しは十分か。

3) 計画の決定

広域市町村圏計画の決定は、広域行政機構が協議会である場合は協議会の会費で、一部事務組合である場合は議会の議決を経て決定するものとする。

第2 基本構想に関する事項

基本構想については、おおむね市町村の基本構想の策定要領（昭和44年9月13日自治振第163号 各都道府県知事あて自治省行政局長通知）に定めるところに準ずるものとするが、特に次の事項に留意すること。

ア 広域市町村圏の基本構想は、関係市町村の基本構想を基礎として策定するものとし、必要に応じて広域市町村圏の基本構想と市町村の基本構想との相互の調整を行なうものとする。

イ 広域市町村圏の将来図においては、関係市町村の地域のそれぞれの性格、その果たすべき役割および土地利用の基本を明らかにすること。

ウ 施策の大綱については、広域ネットワークおよび広域事務処理システムの基本的な考え方を明らかにすること。

第3 基本計画に関する事項

1 基本計画の内容

基本計画は次の事項を定めるものとする。

ア 広域ネットワーク

イ 広域事務処理システム

ウ アおよびイを実現するためのプログラム

エ 根幹事業の計画

2 広域ネットワーク

広域ネットワークは、次の要領により定めること。

ア 幼児、老人の徒歩限界程度の拡がりをもつ生活圏域、小学校の通学区域程度の拡がりをもつ生活圏域、中学校の通学区域程度の拡がりをもつ生活圏域等の地域の実情に応じた広域市町村圏における副次的生活圏域を設定し、それぞれその中心となるべき市街地および基幹となるべき集落を選定すること。

イ 公共施設を集中的に設置すべき公共施設整備の拠点地区を定めること。

ウ 住民が直接利用する大規模な公共施設の設置場所を定めること。

エ 広域市町村圏の中心市街地、アの市街地および基幹となるべき集落、イの公共施設整備の拠点地区およびウの大規模な公共施設の設置場所が合理的に配置されることとなるよう配慮するとともに、これらを連絡する基幹道路その他の交通通信施設の体系を定めること。

3 広域事務処理システム

(1) 広域事務処理システムの整備

広域的に処理する必要のある事務を逐次広域事務処理システムに組み入れるものとする。

なお、広域事務処理システムは、次のような性格を有するものであること。

ア 広域事務処理システムは、当該事務の処理に関連する施設および運用にわたるすべての要素を対象として定めるものであること。

(例) ごみ焼却に関する事務を共同処理する場合にお

いては、単にごみ焼却場の設置のみについて計画するものでなく、ごみ収集の方法、収集車の配置およびその運行系統、不燃物等の処理の方法等、ごみの収集から最終処理にいたるあらゆる要素を含めて一貫した事務処理の仕組みを定めるものである。

イ 広域事務処理システムにおいては、事務の処理に関する要素相互の合理的かつ有機的な関係がとくに重視されるものであること。

(例) 広域的なごみ焼却場の配置およびその規模、型式等、ごみ収集の方法、収集車の配置およびその運行系統等は、相互に最も合理的な関係を保つように定めるべきである。また、中心市街地の総合病院と周辺農林漁業地域（辺地を含む）の診療所については医師、看護婦の巡回、患者輸送車の運行等により有機的に連携させることが合理的である。

ウ 広域事務処理システムは、これを構成する要素である施設等の設置主体または運営主体が異なっても、全体として有機的に運用されるよう組織してはじめて最も効果的に目標が達成されるものであること。

(例) 中心市街地の図書館と分館、公民館等が配本車または、巡回文庫の運行等により、連携して広域図書館システムの効果を挙げるためには、図書館、公民館、配本車、巡回文庫等のすべての要素が有機的に組織されて機能しなければならない。したがって図書館、分館、公民館、配本車、巡回文庫等の設置主体がそれぞれ異なる場合においても、設置主体間の協力および連絡調整を組織化することがとくに重視されることとなる。

エ 広域事務処理システムにおいては、技術の効率性が重視されるので、システムの決定にあたっては、各種の代替的な方策が比較検討され、所定の目標を最も効果的かつ経済的に達成することのできる方策が採用されなければならないこと。

(例) 広域的な調整のもとに各関係市町村が除雪を行なう方法と共同処理により除雪を行なう方法、埋立処理を中心とするごみ処理方法と焼却処理を中心とするごみ処理方法、ごみの各戸収集の方法とごみコンテナ配置による収集方法、各種の施設を分散配置する方法と各種の施設を合して複合的施設とする方法等の比較検討

(2) 広域事務処理システム決定の留意事項

広域事務処理システムを定めるにあたっては、事情の許す限り各種の科学的な手法を活用し、次の事項に配慮して合理的なシステムを定めること。

ア 事務の処理を通じて達成すべき施策の具体的な目標を、例えば、ごみの収集率、収集回数、積雪期間中確保すべき交通の程度等の適切な指標を用いる等の方法により明確に定めること。

イ 広域事務処理システムの対象となる事務を明確に定めること。この場合においては、例えば尿処理と下水道のごとく相互に関連する事務はできるだけこれらを一体的にとりあげひとつの広域事務処理システムを定めること。

ウ システムを決定するにあたっては、事務処理の現状の

分析を基礎として、当該事務を広域的に処理するために必要な施設面および運用面におたる各種の要素を明らかにし、これらの要素の機能分担および有機的連携のあり方に関する各種の代替的な方策をたて、これらと比較検討して最も効率的に施策の目標を達成することとなるよう適切な組合せによつてシステムを定めること。なお、各種の要素の実施主体が関係市町村でない場合においても、これらの実施主体と連絡のうえすべての要素について検討すること。

- 4 広域ネットワークおよび広域事務処理システムの整備のプログラムを明らかにすること。すなわち、これらの整備を完了し、または、運用を開始すべき時期、根幹事業の実施の順位、現有施設等の利用の方法およびその廃止の時期、既存の共同処理方式との調整方法その他の具体的な取りを明らかにすること。

- 5 広域ネットワークおよび広域事務処理システムの形成のための事業

- (1) 根幹事業

広域ネットワークおよび広域事務処理システムの整備のために必要な根幹事業およびその実施主体を決定し、実施の具体的な計画を定めること。

この場合においては、次の事項に留意すること。

ア 広域ネットワークの整備のための道路の整備については、市町村が管理する基幹道路の整備に関する事業のみを根幹事業とすること。なお関係市町村が当該市町村の地域にかかる市町村が管理する基幹道路の整備を個々に行なうこととする場合においても、これを根幹事業とするものであること。

イ 広域事務処理システムを整備するために必要な施設の整備等の事業については、システムの整備のために重要な事業であつて広域的に処理することが適当なものを選択して根幹事業とするように配慮すること。

ウ 根幹事業の実施主体を明確にすること。すなわち広域行政機構が実施するもの、関係市町村が設置する広域行政機構以外の共同処理方式により実施するものおよび関係市町村が実施するものの区分を明確に定めること。

エ 根幹事業の実施に要する経費の関係市町村間における分担の方法を明らかにすること。

- (2) 根幹事業に関する計画

根幹事業は、これを基本計画の中において根幹事業に関する計画として整理しておくものとする。

この場合においては、事業の種類、事業の内容、実施主体、事業費および財源内訳の概算、経費分担の方法ならびに実施年次等が明らかになるようにするものとし、別記様式1によるものとする。

- (3) 根幹事業以外の事業

広域ネットワークおよび広域事務処理システムの整備の

ために必要な事業であつて、根幹事業でないものの取扱いは、次のとおりとすること。

ア 関係市町村が実施するものについては、その実施の方法、実施の時期等についての広域的見地からする調整の考え方を示すこと。

イ 国、都道府県、公共的機関、民間団体等が実施するものについては、これらを要望事項としてとりまとめておくことはさしつかえないが、その場合においては、あらかじめ当該事業の実施主体と十分に連絡して、実現可能な要望事項となるよう配慮すること。

- (4) 地域開発諸立法等による整備計画と広域市町村圏計画との調整

「離島振興法」の離島振興計画、「辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」の総合整備計画、「首都圏整備法」「近畿圏整備法」「中部圏開発整備法」による整備計画、「新産業都市建設促進法」「工業整備特別地域整備促進法」による新産業都市建設基本計画または工業整備特別地域整備計画、「山村振興法」の山村振興計画、「都市計画法」による都市計画、「農業振興地域の整備に関する法律」による農業振興地域整備計画、「過疎地域対策緊急措置法」による過疎地域振興計画、地方生活圏整備計画等に定められた施策および事業でそれらの施策および事業の推進が広域市町村圏の総合的かつ合理的な振興整備に必要不可欠であり、圏域内の広域ネットワークの整備または広域事務処理システムの一貫をなすものである限り広域市町村圏計画に組み入れること。

- 6 基本計画の期間

基本計画は、基本構想の期間以内において、計画の対象とする事項ごとにその性格、現況および将来の見通し等に即した期間を弾力的に定めて策定することが適当であること。

第4 実施計画に関する事項

- 1 実施計画の対象

実施計画は、根幹事業について策定するものとする。なお、必要に応じて関係市町村が実施する事業の調整および国、都道府県、公共的機関、民間団体等実施する事業の促進を図るため、これらのものが実施する事業についての年度別実施の要望をすることはさしつかえないが、この場合には、根幹事業に関する実施計画と混同することのないよう留意すること。

- 2 実施計画の内容

実施計画には、事業の種類、事業の内容、実施主体、事業費および財源内訳、経費の分担ならびに事業完了までの期間等を定めるものとし毎年度向う3ヶ年度を期間とするローリング方式により策定するものとする。なお実施計画は別紙様式2により整理するものとする。

(様式略)

2-3 都道府県別振興方針の概要

本表は「昭和48年版」過疎白書——過疎対策の現況——（自治省過疎対策管理官室編、(財)過疎地域問題調査会発行 昭和48年7月）より転載したものである。

都道府県別振興方針の概要

県名	目 標	基 本 方 針
北海道	過度の人口減少の防止と地域社会の基盤強化による住民福祉の向上と地域格差の是正	<ol style="list-style-type: none"> 1. 広大な土地、豊富な水を有効に利用した生産基盤の整備、経営の近代化等による農林水産業の振興と地場産業の育成 2. 過疎地域と他の地域間および都市間の道路網の整備による時間距離の短縮 3. 教育、文化、厚生施設の適正な配置と整備による住民生活の安定 4. 生産および生活基盤の整備が困難な集落の整備
青森県	社会基盤の充実と生活基盤の強化による地域の振興	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活および産業関連道路の整備拡充と冬期間の交通確保、電話等の普及整備による通信ネットワークの拡充 2. 義務教育施設の統廃合などによる教育環境の整備向上 3. 生活環境、社会福祉施設の強化拡充 4. 農林漁業の経営近代化と畜産の振興、出稼労働者の安全確保、技術教育、留守家族の生産保護および相談 5. 集落の整備
岩手県	経済社会構造の再編整備による地域住民の所得および生活水準の向上と格差の是正	<ol style="list-style-type: none"> 1. 後進的な産業構造を改変するため、畜産林業、観光等の大規模な産業開発プロジェクトの展開 2. 集落の再編整備と相まって生活環境施設の総合的整備 3. 交通ネットワークの整備 4. 適正規模集落の育成とあらたな農山漁村コミュニティの形式 5. 労働力の雇用機会拡大

県名	目 標	基 本 方 針
		<ol style="list-style-type: none"> 6. 行政サービスの拡充 (当面の重要施策) 1. 無医地区の解消 2. 基幹的な交通網の整備と不採算バス路線の交通確保ならびに地域集団電話、有線放送施設の普及推進 3. 小集落の再編成 4. 学校統合による小規模学校の解消と総合的な生活文化施設等の整備 5. 畜産、林業、観光等大規模開発プロジェクトの具体化等
宮城県	住民福祉の向上と県土の均衡ある発展	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の特性に応じた産業の振興 2. 地域の発展可能性に応じて産業開発のための投資、生活環境条件の向上および集落の再編成 3. 交通網の整備による広域市町村圏の中心都市との時間距離の短縮 4. 地域医療対策の確立と生活環境施設の整備 5. 既存の地域開発諸制度の活用
秋田県	他地域との所得格差生活環境の是正	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域中心都市と町村の中心部および基幹集落を結ぶ道路網の整備による広域的なネットワークの形成と冬期交通確保 2. 教育文化施設、集会所、厚生施設等の整備による地域住民の生活文化水準の向上と健康の確保 3. 集落の再編成 4. 高生産性稲作、大規模畜産、広域観光等の大規模プロジェクトの推進、内陸工業団地の造成による雇用機会の拡大と地域の立

県名	目 標	基 本 方 針
		地条件に応じた養蚕・果樹等の生産地形成
山形県	住民福祉の向上と地域格差の是正	<ol style="list-style-type: none"> 1. 広域市町村圏、地方生活圏等の形成のための交通ネットワークの整備と基幹道路の冬期交通の確保 2. 地域の中心に圏域の特性、規模に適合した機能をもつ施設の総合整備 3. 医療ネットワークの体系的整備と圏域の規模と実状に応じた段階的対策の促進 4. 学校統合を実現する基礎的條件の整備と学校の適正規模化 5. 開発可能地における農林漁業の振興、観光産業の振興と企業開発 6. 末端集落の再編整備 (当面の課題) <ol style="list-style-type: none"> 1. 基幹道路の整備と除雪体制の整備、雪上車の活用による緊急輸送の確立 2. スクールバス、寄宿舎等通学手段の改善 中心都市への寄宿舎設置による高校進学率の向上 3. 公民館、プール、レクリエーション施設等コミュニティ施設の設置と生活環境の改善 4. 巡回診療体制の充実強化と巡回通院車等医療サービスの向上 5. 農林業経営改善、観光産業の創出、企業誘致等による安定的雇用機会の増大 6. 集落再編計画のための総合診断調査および計画の実施
福島県	地域における潜在資源を顕在化するための産	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農林水産業の開発地域の選定とその開発の推進ならびに選定外地域に対する企業誘

県名	目 標	基 本 方 針
	業開発、観光開発等を推進するとともに、資源の賦存量に見合う人口規模とするための人口の移動、集落の再編成の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 致と集落の再編成の推進 2. 小集落の再編成と適正規模集落の育成 3. 広域生活圏の設定と圏域内の生活環境施設の整備 4. 効率的な公共投資のための道路網の整備と集落の整備 5. 地域別による産業振興
茨城県	地域のもつ豊かな水と緑の活用による地域構造の改善を図り、明るく豊かな住民生活を実現	<ol style="list-style-type: none"> 1. 近隣都市との時間距離を短縮し、経済活動の活性化を図るため県道および重要な市町村道等の整備促進 2. 生活環境施設、厚生施設の整備と医療施設の充実 3. 学校教育施設の整備と社会教育施設の充実による明るく、住みよい地域社会形成への意欲の醸成 4. 地域の特性等に応じた農林業の育成、優良企業の導入、計画的観光開発の推進 5. 田園都市構想による近代的農村集落の建設
栃木県	都市と農山村とを一体とする新しい地域づくりの推進、とくに栗山地域については「首都圏のオアシス」として立村しうる基盤を造成	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通体系の整備 2. 生活環境施設、厚生施設、教育文化施設等の整備充実と経営近代化等による産業の振興
群馬県	地域格差の縮小と明るく豊かな住民生活の実現	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民意思の疎通と物資の交流ならびに就労場所への利便促進のための交通通信施設の整備 2. へき地解消と公共投資の効率化のため

県名	目標	基本方針
		<p>の末端小集落の移転統合</p> <p>3. 農林業の選択的拡大による所得の増大と優良企業の導入および観光開発による所得の増大</p> <p>4. 学校施設、社会教育施設等教育環境施設の充実</p> <p>5. 生活環境施設の整備、社会福祉施設の充実と医療の確保</p>
埼玉県	地域住民が健康で文化的な生活が営めるための条件の創造	<p>1. 広域市町村圏の中心都市との連携強化を中心とした道路網の整備</p> <p>2. 学校統合による文教施設の充実、保育所水道施設・集会施設の設置、医療施設の確保</p> <p>3. 地域の特性に応じた生産性の高い農林業経営の確立、適地工業の導入、野外レクリエーション基地の建設等の観光開発</p>
千葉県	住民がそこに住み働くことを喜びとする地域社会の形成	<p>1. 近隣主要都市と過疎町村を結ぶ有機的交通ネットワークの確立</p> <p>2. 教育、医療機関、消防施設、上下水道、ごみ処理施設等生活環境施設の整備</p> <p>3. 地域の特性に応じた産業の振興 (三芳村・夷隅町・鴨川市長狭地区) 酪農、果樹、野菜の規模の拡大、農業基盤の整備、農業経営の合理化等の推進による農林業の振興 (君津町上総地区、清和地区) 農林業の振興とともに、房総スカイライン県民の森、多目的ダム等の建設を推進し観光レクリエーション地帯として開発</p>

県名	目標	基本方針
		<p>(芝山町)</p> <p>野菜、畜産を主目とする都市型農業の推進、新東京国際空港建設に関連して、内陸工業および住宅団地の受け入れによる空港周辺都市として開発</p>
東京都	所得向上と健康で文化的な生活が営める地域社会の形成	<p>1. 本土と離島、離島相互間の有機的連携強化のための港湾、空港などの整備、島内交通通信事業の整備</p> <p>2. 生活環境、教育文化施設等の整備</p> <p>3. 東京を中心とする大都市圏の消費需要に対応する農林漁業の振興</p> <p>4. 多様化、高度化する観光、レクリエーション需要に対応する観光開発の促進</p>
新潟県	地域の実情に応じて将来にわたって維持できる魅力ある生産と生活の場の形成	<p>1. 生活圏域の中心都市と市町村の中心地および基礎集落を結ぶ基幹的道路の整備ならびに冬期間交通の確保</p> <p>2. 医療、教育文化、防災施設等生活環境施設の計画的配置とその整備</p> <p>3. 生活圏整備の体系外にあるへん地集落等の再編成</p> <p>4. 地域の特性に応じた農林漁業の振興、企業の誘致、観光開発の推進</p> <p>5. 土地の有効利用と自然保護のための荒廃地の買上げ等、国土保全施設の整備</p>
富山県	住民福祉の向上と格差の是正による人口の定着	<p>1. 基幹的な道路の整備、冬期間の交通確保通信施設の整備</p> <p>2. 水道、消防、児童館等生活環境施設の整備と医療の確保</p> <p>3. 学校統合等による教育施設の整備と総合</p>

県名	目標	基本方針
		センター等の設置による文化施設の整備 4. 経営の近代化等による農林業の振興、企業誘致と観光開発 5. 集落の整備と再編成
石川県	地域の特性をふまえた振興対策の実施による人口の急激な減少の阻止	1. 産業振興、環境整備、道路整備等による所得源の拡大 2. 開発可能性の低い地域に対する生活環境の整備等の施策の実施と集落再編成を中心とした振興対策の推進
福井県	過疎化現象のくい止めと過疎地域の振興	1. 交通通信網の整備 2. 学校統合による教育設備の充実、中央公民館等社会教育施設の積極的な設置 3. 医療施設の整備、患者輸送車などの充実による隣接市町村医療機関との協働体制の確立と社会福祉センター、保育所、簡易水道等生活環境施設の適正配置 4. 農工一体策を大前提とし、未利用資源の開発、工場誘致、観光開発等による産業の振興 5. 集落の整備
山梨県	各種地域開発計画と調整した過疎対策の推進	1. 生産活動、社会資本整備の障害となっている道路の整備 2. 他地域との所得格差を是正するための第2次、第3次産業の振興、農家所得の安定向上を図るための経営規模の拡大と経営の近代化 3. 教育、厚生、医療等の生活環境施設等に対する社会資本の充実 4. 集落の再編整備

県名	目標	基本方針
長野県	魅力のある生産と生活の場の建設	1. 地域中心都市と過疎地域の中心集落を結ぶ交通通信網および中心集落と各集落とを結ぶ道路等の整備、加入電話の増設 2. 農林漁業の経営の近代化、生産基盤の整備、企業誘致、観光資源の開発等による地域の特性に応じた産業の振興 3. 中心集落における公共的施設の重点整備とその有機的な利用体系の確立を基本とした教育文化施設、生活環境施設等の整備 4. 中心集落の整備と適正規模集落の育成、小規模集落の移転 5. 県土の保全
岐阜県	所得の向上と雇用の安定的な増大、よりよい生活の場の確保	1. 広域市町村圏および地方生活圏との有機的な関連に配慮した道路等の整備 2. 小・中学校の規模の適正化をはかるための統合整備と保健婦の配置、巡回診療の実施による医療の確保 3. 農林業および観光を主導的産業として振興、工業の誘致 4. 小規模集落の再編成
静岡県	住民生活の向上と産業の振興	1. 広域生活圏の設定によるその中心中核都市部と連結する交通通信ネットワークの形成 2. 義務教育施設、集会所、保育所等の整備 3. 地域の特性に応じた農林漁業の振興、観光開発、工場誘致による産業の振興
愛知県	適正な人口規模を見きわめ調和のとれた人口	1. 近接都市への1時間圏を目標とした道路網の整備

県名	目標	基本方針
	構成への誘導を基本として、都市の農山村の新しい連けいの確立、所得獲得機会の拡大、生活環境の充実等による魅力ある地域づくりの推進	<ol style="list-style-type: none"> 2. 基幹集落等への工場誘致 3. 移動サービスによる社会的（公共等）サービスの便宜高揚 4. 小規模学校等の統廃合の推進と寄宿舎、スクールバスの整備等による教育水準の向上 5. 基幹集落等に総合開発センター建設 6. 小部族の集落再編成
三重県	他地域との格差の是正 県土の均衡ある発展と 住民福祉の向上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路交通網の整備による各集落と地域中核都市等との時間的距離の短縮、就業機会の増大 2. 計画的医療ネットワークの編成 3. 教育施設の整備と学校統合の促進 4. 社会福祉、環境衛生、社会教育施設および消防救急施設の整備 5. 地域の特性に応じた産業の振興 6. 観光資源の活用によるレクリエーション施設の充実 7. 適正集落整備のパターンづくりとその育成
滋賀県	他地域との格差の是正 均衡ある県土の開発と 住民福祉の向上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域のへき地性の解消と地域間の社会的経済的交流の円滑化のため幹線道路等の交通通信施設の整備および路線バス運行等交通の確保 2. 地域の特性等に応じた農林業の振興、企業立地の促進、観光資源の開発 3. 拠点集落における公共施設の重点的整備とその有機的な利用体系の整備を基本とした生活環境施設の整備と医療の確保 4. 教育水準の向上をはかるため、小・中学

県名	目標	基本方針
		<ol style="list-style-type: none"> 校の統合整備等の促進と施設の改善充実、文化水準の向上のための公民館等の建設 5. 基幹集落の整備と小規模集落の移転統合
京都府	地域の特性に応じた産業の振興と交通通信体系の整備等の諸施策の実施による過疎地域の振興	<p>伊根町---- 農林漁業の振興、基幹都市への運輸交通の確保、加工工業の導入と生活環境施設の整備</p> <p>大江町・三和町---- 中丹地方の都市開発の波及的効果の導入と農林業の振興ならびに生活環境施設の整備</p> <p>夜久野町</p> <p>和知町・日吉町 --- 京都市圏整備の一環としての運輸交通施設の整備と農林業の振興</p> <p>京北町・栗山町 宇治田原町 南山城村</p> <p>加工工業の導入ならびに医療の確保等の環境条件の整備</p> <p>（地域相互間には順位はない。）</p>
兵庫県	地域の特性に応じた開発可能性を高めるための基礎条件である交通ネットワークの形成（県内2時間交通）を基盤とした産業の振興と広域生活圏の中心都市機能との結びつきを強化した施設整備の推進	<p>西播磨後地域 ---- 播磨工業地帯の一環への位置づけとともに、中国縦貫自動車道佐用 I.C 周辺の開発条件の熟度を考慮した振興施策の実施</p> <p>丹波地域 ---- 阪神地区との交通経済距離の短縮化をはかりつつ近郊農業、日がえりレクリエーション地区等としての整備の推進</p> <p>但馬地域 ----- 広大な高原を利用した食糧供給基地の開発と隣接地域の山岳、海岸などの</p>

県名	目標	基本方針
		<p>観光資源をも合わせた大規模レクリエーション基地の建設、鉱物資源の開発</p> <p>淡路地域 ----- 将来、架橋その他大規模プロジェクトの実施が想定されるが、当面、洲本市との交通ネットワークの編成整備と農漁業の振興、観光レクリエーション施設の整備の促進</p> <p>(地域相互間には順序はない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 奥地集落の再編成と開発可能地における生活環境施設の整備、交通確保対策、未利用資源の開発等
奈良県	<p>県第2次新総合開発計画の基本理念である「豊かで明るく住みよい県民生活」の全県の実現</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の辺地性を解消し、地域住民の日常生活圏における中心都市との経済的社会的な交流の円滑化と都市的サービスの享受のための道路交通網の整備、交通確保、電気通信施設、有線放送施設等の整備 2. 学校統合による施設等整備、教育の機会均等格差是正、公民館相互の有機的な連携体制の確立による社会教育の振興 3. 広域市町村圏等の中心集落における公共施設の重点的整備と有機的利用体系を基本とした生活環境施設、厚生施設等の整備と医療の確保 4. 地域の特性に応じた農林漁業の振興、企業の誘致、地域産業と有機的に結びついた観光開発の促進 5. 集落の整備

県名	目標	基本方針
和歌山県	<p>所得と生活水準の均衡ある向上ならびに住民の福祉水準の向上と地域間格差の是正</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農林漁業の振興、観光開発と関連産業の育成および企業の誘致による兼業機会の増大と所得の向上 2. 交通通信網の先行整備、バス運行の合理化等による住民の足の確保、放送・通信体系の整備 3. 集落の再編整備 4. 巡回診療、保健婦の駐在等による医療の確保 5. 小規模な小・中学校の統合整備、スクールバス等の就学環境の整備による教育、文化水準の維持向上 6. 老人憩いの家の設置、保育所の整備ならびに広域消防体制の確立 7. 国に対する財政援助の要請と県における財政援助制度の拡充等による過疎町村の財政強化
鳥取県	<p>地域の特性に応じた施策を講じることにより地域社会の基盤の強化と住民福祉の向上</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中国縦貫・横新自動車道およびこれに連絡する国道網との連絡に配慮し、中心都市への通勤を可能にする交通通信体系の整備 2. 広域生活圏内の各地域の機能分担に留意した生活環境施設の整備 3. 開発可能な未利用林野およびすぐれた観光資源を生かした開発と企業の導入等による産業の振興
島根県	<p>魅力ある生活の場の形成と生活水準の向上</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通ネットワークの形成のための道路網の整備 2. ネットワークの形成による医療の確保と生活基盤体制の整備ならびに孤立集落の移転促進

県名	目標	基本方針
		3. 文化施設、集会所、厚生施設の建設と中心集落の整備 4. 山地の大規模開発、漁業の企業化の促進と農林水産物加工企業の誘致および職業訓練施設の整備等による産業の振興
岡山県	所得の向上と生活水準の向上	1. 中国縦貫・横断自動車道等とを結ぶ道路の整備による広域ネットワークの形成 2. 地域の特性に応じた都市近郊型農業、観光農業の振興、都市型工業の誘致と石灰石等の地下資源の開発および観光ルート・施設の整備充実等による産業の振興 3. 各集落の機能に応じた生活関連施設の整備、学校統合の推進と公民館等文化施設の整備
広島県	長期的視野にたつて地域の特性に応じた振興対策の実施	1. 開発可能性のある地域 地域の特性に応じた産業開発と生活環境施設の整備 2. 開発が困難な地域 住民が最低限の文化生活水準を保持しようとするようきめ細かい社会施策を講ずるとともに、必要に応じて集落の再編成を実施 3. 過疎集落対策 冬期積雪時の対策、老人対策等のきめ細かい施策の応急的実施 4. 広域的対策 生活圏道路網の整備、生活圏拠点都市の整備育成、病院、学校等の広域的生活環境の整備と広域的産業開発 (地域相互間には順位はない。)

県名	目標	基本方針
山口県	極力生活圏の傘の中へ組み入れ、都市的サービスの確保と日常生活の維持	1. 生活道路的性格の道路を重点に道路網を整備 2. 教育・医療を含めた生活環境施設の整備 3. 産業基盤の整備の促進とあわせ農村工業の導入育成による産業の振興
徳島県	県土の均衡ある発展と住民福祉の向上をはかり、豊かで住みよい青少年に魅力のある郷土の建設	1. 生活圏の広域化に対処した道路網の整備 2. 道路網および生活環境施設の整備による拠点集落を中心とした生活圏の形成と圏域外集落の移転 3. 医療ネットワークの整備と公立小中学校の統合促進 4. 農林漁業の振興と1町村1工場を目標にした工場誘致の推進による産業の振興
香川県	地域における自然的、経済的、社会的制約による不利の是正による魅力的な生活と生産の場の形成	1. 地域社会の広域化を図るための交通通信網の整備 2. 所得水準の向上と地域格差の是正を図るため、農林水産業の振興、観光開発、未利用資源の開発等地域の特性に応じた産業の振興 3. 教育文化施設の設備、医療の確保、生活環境施設等の整備 4. 広域的、総合的な振興施策の推進
愛媛県	過疎化の防止による住民福祉の向上	1. 交通通信網の整備と交通の確保 2. 産業基盤の整備と経営の改善ならびに労働集約型企業の誘致、観光資源の開発等による産業の振興 3. 医療ネットワークの形成と診療機動力の充実による医療保健の確保ならびに生活環境施設の整備

県名	目標	基本方針
		4. 老人福祉をはじめとする社会福祉の充実 5. 教育文化施設の充実 6. 集落の整備
高知県	地域の立地特性を最高度に活用した開発をすすめ集落を整備して住民が等しく、安全、快適で、心豊かに生活できる魅力ある地域生活圏の創造	1. 核集落、まちを拠点とする一次生活圏を重点的にした道路交通網の整備と交通の確保ならびに通信施設の整備 2. 生活環境施設、教育施設および厚生医療施設の整備による生活環境の整備 3. 農林漁業の流通機構の整備および労働集約型工業等の開発誘致ならびに観光開発等による産業の振興
福岡県	地域に適した産業の振興と生活水準の向上、工業開発プロジェクト等の推進とその波及効果の享受	山村地域 --- 道路網の整備、生活環境施設水準の向上、農林業を軸とし所得の増大に寄与する工業の誘致等による産業の振興、小集落の再編成 産炭地域 --- 石炭産業に代る企業の誘致育成、生活環境の整備、経営規模の拡大等による近代的農業の振興、道路網の整備と水資源の開発ならびに自然景観の保護に留意した観光開発 離島 --- 生活環境の整備、連絡航路の充実、漁業を中心とした産業の振興、自然景観を保護し、資源を生かした観光レクリエーション地域の開発 (地域相互間には順位はない。)

県名	目標	基本方針
佐賀県	地域の特性を活かし、広域的な地域開発の促進と地域格差の是正	開発可能地域 --- 道路等交通網の整備、効率的な産業・観光開発 開発が困難な地域 --- 医療の確保、集落移転、生活環境施設等の整備 (地域相互間には順位はない。)
長崎県	住民がひとしく健康で文化的生活が営めるようナショナルミニマムの確保と生産の場の形成による住民所得の向上	1. 交通通信体系の整備による時間的距離の短縮と生活・生産基盤の強化 2. 医療、教育環境の整備と社会体育文化活動の振興、厚生福祉施設の整備充実 3. 集落の再編成 4. 農林畜産、漁業等主産業の振興と企業誘致、未開発特産品の加工等による第2次産業の振興、観光開発を中心とした第3次産業の振興
熊本県	地域における人口の過度の減少を防止し、地域社会の基盤強化による住民福祉の向上と地域格差の是正	1. 九州縦貫自動車道、空港など高速交通施設を軸とした道路交通網の形成と加入電話普及率の向上等による通信施設の格差解消 2. 小規模校の再編整備、公民館、図書館等の整備 3. 給水施設、老人福祉施設、消防施設、清掃施設等生活環境施設等厚生施設の整備と医療体系の確立 4. 自立経営農家の育成、人工造林の推進、栽培・養殖漁業への転換、資源を生かした広域観光ルートの形成等による産業の振興と工業誘致の促進 5. 集落の整備

県名	目標	基本方針
大分県	健全な地域社会の建設と住民福祉の向上をねらいとして、過度の人口流出を防止し、住民福祉の国民的標準の確保	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の特性に応じ、都市近郊農業、畜産果樹、企業誘致、観光開発等による産業の振興 2. 医療、消防、上水道等基礎的な生活条件の確保を図るため、交通通信ネットワークの整備と広域的なシステムの形成 3. 老人福祉、児童福祉施設等の整備、幼稚園・小・中学校の規模の適正化と通学条件の整備改善
宮崎県	地域住民が地域の将来の生活と生産に希望を託し、合理的、近代的な社会生活をおくりうる過疎なき魅力ある豊かな地域社会の実現	<ol style="list-style-type: none"> 1. 未開発資源の活用、生産基盤の整備、内水面漁業の振興等による農林漁業の振興と労働集約型企業の誘導、観光開発等による産業の振興 2. 豊かな心と創意工夫に富む根性ある人づくり 3. 中核都市を中心として、これと周辺市町村を縦横に結ぶ道路網の整備 4. 医療ネットワークの形成による無医地区の解消、過疎地域教育センターの設置等による教育資質の向上、集落の整備、老人福祉施設の適正な配置、小規模保育所の設置促進
鹿児島県	魅力ある地域社会の実現	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通通信施設の整備と集落や地区中心都市の育成整備による広域生活圏の形成促進 2. 農林水産業、工業、観光等地域の実情に応じた産業の振興 3. 保健医療、社会福祉、教育文化、レクリエーション施設等の充実

2-4 救急業務実施市町村の状況

- 1) 救急業務義務実施市町村一覧表
- 2) 救急業務任意実施市町村一覧表
- 3) 救急業務実施一部事務組合一覧表
- 4) 救急業務委託市町村一覧表

本表は「救急業務に関する資料」（昭和48年11月消防庁）より転載したものである。

政 急 業 務 義 務 実 施 市 町 村 一 覧 表

昭和 48 年 4 月 1 日現在

都道府県	合計	市数	町数	村数	市 町 村 名
北海道	89	32	48	9	札幌、函館、小樽、旭川、室蘭、釧路、帯広、(北見)、夕張、(岩見沢)、(網走)、留萌、苫小牧、(稚内)、美幌、芦別、江別、赤平、(紋別)、(土部)、(名寄)、三笠、根室、千歳、(滝川)、(砂川)、(深川)、富良野、登別、忠通、亀田、伊達、余市町、羽幌町、(当別町)、(新穂津村)、(厚田村)、(浜益村)、美幌町、(豊浦町)、(蛇田町)、(洞爺村)、(壮瞥町)、(八雲町)、(静内町)、(浦和町)、(樺皮町)、(えりも町)、(音更町)、(士幌町)、(上士幌町)、(鹿追町)、(新得町)、(清水町)、(芽室町)、(幕別町)、(池田町)、(豊頃町)、(浦幌町)、(本別町)、(足寄町)、(陸別町)、(上磯町)、(風連町)、(下川町)、(美深町)、(中札内村)、(忠通村)、(忠通村)、(広尾町)、(東藻琴村)、(女满别町)、(津別町)、(佐呂间町)、(常呂町)、(生田原町)、(遠軽町)、(丸瀬布町)、(白滝村)、(上湧別町)、(湧別町)、(早来町)、(追分町)、(厚真町)、(越川町)、(穂别町)、(新緑町)、(三石町)
青 森	42	8	21	3	(青森)、(弘前)、(八戸)、(黒石)、(五所川原)、下和田、三沢、(むつ)、浪岡町、(野辺地町)、(平内町)、(七戸町)、(東北町)、(上北町)、(大間林村)、(尾上町)、(平賀町)、(金木町)、(中里町)、(鶴田町)、(木造町)、(森田村)、(柏村)、(棚田村)、(車力村)、(麻崎町)、(大崎町)、(常盤村)、(田舎館村)、(碓ヶ関村)、(石町)、(三戸町)、(五戸町)、(田子町)、(名川町)、(南部町)、(階上村)、(福地村)、(南郷村)、(倉石村)、(新郷村)、(下田町)
岩 手	27	12	10	5	(盛岡)、釜石、宮古、(一関)、(大船渡)、(水沢)、花巻、(久慈)、陸前高田、江刺、(遠野)、(北上)、(雫石町)、(葛巻町)、(岩手町)、(西根町)、(滝沢村)、(松尾村)、(玉山村)、(紫波町)、(矢巾町)、(郡南村)、(金ヶ崎町)、(前沢町)、(胆沢町)、(表川村)、(安代町)
宮 城	57	11	44	2	仙台、(石巻)、(塩釜)、(多賀城)、(古川)、名取、(白石)、(角田)、(紫田町)、(気仙沼)、岩沼、(亶理町)、(山元町)、(松島町)、(七ヶ浜町)、(利府町)、(中新田町)、(小野田町)、(宮崎町)、(色麻町)、(松山町)、(二本木町)、(鹿島台町)、(岩出山町)、(塩子町)、(涌谷町)、(田尻町)、(小牛田町)、(南郷町)、(築館町)、(石切町)、(栗原町)、(高森町)、(一迫町)、(瀬峰町)、(登米町)、(金成町)、(志波姫町)、(花山村)、泉市、(追分)、(登米町)、(東和町)、(中田町)、(豊里町)、(米山町)、(石越町)、(南方町)、(河北町)、(矢本町)、(雄勝町)、(河南町)、(桃生町)、(鳴瀬町)、(北上町)、(安川町)、(杜鹿町)
秋 田	29	9	15	5	秋田、(能代)、(横手)、(大館)、男鹿、(本荘)、(湯沢)、(大曲)、(鷹巣町)、(合川町)、(仁賀保町)、(金浦町)、(象潟町)、鹿角、(二ツ井町)、(藤原町)、(昭和町)、(八郎潟町)、(飯田川町)、(井川村)、(西目村)、(東由利村)、(大内町)、(稲川町)、(雄勝町)、(羽後町)、(東成瀬村)、(皆瀬村)、(岩城町)
山 形	20	13	4	3	山形、(鶴岡)、(酒田)、天童、米沢、東根、上山、(寒河江)、(新庄)、村山、(長井)、尾花沢、南陽、(金山町)、(最上町)、(舟形町)、(真空川町)、(大蔵村)、(雄川村)、(戸沢村)
福 島	38	10	18	10	福島、(郡山)、(須賀川)、いわき、(白河)、(原町)、(相馬)、(喜多方)、(会津若松)、(二本松)、(桑折町)、(伊達町)、(国見町)、(梁川町)、(保原町)、(重山町)、(月館町)、(熱塩加納村)、(北塩原村)、(塩川町)、(山都町)、(西会津町)、(高郷村)、(妻蘆村)、(東村)、(泉崎村)、(中島村)、(矢吹町)、(大橋村)、(棚倉町)、(矢祭町)、(鳩町)、(敷川村)、(新地町)、(鹿島町)、(小高町)、(飯館村)、(西郷村)
茨 城	25	18	6	1	水戸、日立、土浦、古河、石岡、(下館)、(結城)、(結城)、(鹿嶋)、(那珂浜)、水海道、常陸太田、勝田、高萩、北茨城、笠間、下妻、取手、大子町、(那珂町)、(瓜連町)、(大野村)、(鹿島町)、(神栖町)、(波崎町)、(岩井)
栃 木	36	12	22	2	宇都宮、足利、栃木、佐野、鹿沼、日光、今市、小山、(真岡)、(大田原)、(矢板)、(黒磯)、(上三川町)、(南河内町)、(壬生町)、(石橋町)、(園分寺町)、(塩原町)、(湯津上村)、(黒羽町)、(西那須野町)、(西方村)、(二宮町)、(菫子町)、(茂木町)、(市貝町)、(芳賀町)、(大平町)、(藤岡町)、(都賀町)、(塩谷町)、(氏家町)、(高根沢町)、(喜連川町)、(烏山町)、(那須町)
群 馬	25	11	9	5	前橋、(高崎)、桐生、(大田)、(伊勢崎)、(富岡)、沼田、(波川)、(藤岡)、(安中)、(館林)、(板倉町)、(明和村)、(千代田村)、(邑楽町)、(榛名町)、(倉湖村)、(笠郷町)、(群馬町)、(松井田町)、(赤堀村)、(東村)、(境町)、(玉村町)、(泉町)
埼 玉	59	38	12	9	(川越)、(熊谷)、川口、浦和、大宮、行田、(秩父)、所沢、飯能、加須、(本庄)、(東松山)、(岩槻)、春日部、狭山、羽生、鴻巣、(深谷)、上尾、与野、草加、越谷、蕨、戸田、入間、鳩ヶ谷、朝霞、和光、新座、浦川八潮、(久喜)、(上沼沢)、(大井町)、(富士見)、(三芳町)、(寄居町)、(川本村)、(花園村)、(鶯宮町)、蓮田、三興町、志木、(嵐山町)、(小川町)、(都幾川村)、(玉川村)、(横瀬村)、(皆野町)、(野上町)、(古田町)、(小磯野町)、(両神村)、(大滝村)、(荒川村)、(東秩父村)、(松伏町)、(吉川町)、(北本)
千 葉	45	24	19	2	千葉、銚子、市川、船橋、(船山)、木更津、松戸、野田、(茂原)、成田、(佐倉)、(佐原)、東金、(八日市)、(旭)、習志野、柏、市原、八千代、流山、我孫子、鎌ヶ谷、(下総町)、(神崎町)、(大栄町)、(栗原町)、(多古町)、(小見川町)、(山田町)、(東庄町)、(千代田)、(海上町)、(飯岡町)、(光町)、(野栄町)、(旗芝町)、君津、四街道町、(一宮町)、(睦沢村)、(長生村)、(白子町)、(長柄町)、(勝浦(長柄町))
東 京	32	27	3	2	特別区(23区)°立川、°昭島、°国立、°小金井、°小平、°国分寺、°武蔵野、°田無、°保谷、°三鷹、°調布、°府中、°日野、°町田、°八王子、°青梅、°東村山、°東久留米、°清瀬、°狛江、(東大和)、(武蔵村山)、(稲城、多摩、°福生、°羽村町、°瑞穂町、(秋川市)、(日の出村)、(五日市町)、(檜原村)
神 奈 川	21	18	3	3	横浜、横須賀、川崎、平塚、鎌倉、藤沢、小田原、茅ヶ崎、逗子、相模原、三浦、秦野、厚木、大和、伊勢原、海老名、(八潮)、(磯原町)、(大磯町)、(箱根町)、(南足柄)
新 潟	42	19	15	8	新潟、長岡、(柏崎)、三条、(新発田)、上越、新津、十日町、小千谷、見附、燕、糸魚川、加茂、五泉、栃尾、村上、新井、豊栄、(白根)、亀田町、(弥彦村)、(吉田町)、(味方村)、(月潟村)、(中之島村)、(堀之内町)、(小出町)、(湯之谷村)、(塩沢町)、(六日町)、(小須戸町)、(巻町)、(出雲崎町)、(広神村)、(高柳町)、(刈羽村)、(佐和田町)、(金井町)、(新穂村)、(畑野町)、(真野町)、(西山町)

都道府県	合計	市数	町数	村数	市 町 村 名
富 山	16	9	6	1	富山 高岡 水見、新湊、魚津、小矢部、砺波、黒部、滑川、綿中町、入善町、(城端町)、(庄川町)、(井波町)、(井口村)、(福野町)
石 川	15	8	7		金沢、小松、(七尾)、(輪島)、(珠洲)、加賀、(羽咋)、松任、津幡町、(田鶴浜町)、(鳥屋町)、(中島町)、(鹿島町)、(能登島町)、(鹿西町)
福 井	30	7	19	4	(福井)、(敦賀)、(武生)、(小浜)、大野、勝山、(鯖江)、(丸岡町)、(金津町)、(春江町)、(坂井町)、(朝日町)、(松岡町)、(永平寺町)、(上志比村)、(今立町)、(三方町)、(美浜町)、(上中町)、(大飯町)、(高浜町)、(名田庄村)、(美山町)、(三園町)、(南条町)、(河野町)、(越前町)、(越前村)、(織田町)、(滑水町)
山 梨	22	5	11	6	(甲府)、(富士吉田)、都留、大月、(重嶺)、(双葉町)、(須玉町)、(高根町)、(長坂町)、(大泉村)、(小淵沢町)、(白州町)、(武川村)、(明野村)、(石和町)、(御坂町)、(一宮町)、(八代町)、(境川村)、(中道町)、(芦川村)、(豊富村)
長 野	32	15	13	3	長野、松本、上田、岡谷、(飯田)、諏訪、須坂、(小諸)、伊那、中野、大町、茅野、塩尻、更埴、(佐久)、駒ヶ根、下諏訪町、(淵町)、(上郷町)、(豊科町)、(上山町)、(坂城町)、(戸倉町)、(臼田町)、(佐久町)、(八千穂村)、(軽井沢町)、(望月町)、(御代田町)、(立科町)、(浅科村)、(北岡牧村)
岐 阜	48	13	20	5	岐阜、(大垣)、各務原、多治見、土岐、(高山)、中津川、(関)、羽島、湯沢、恵那、(美濃加茂)、養老町、(笠松町)、(川島町)、(岐南町)、(柳津町)、(垂井町)、(関ヶ原町)、(神戸町)、(安八町)、(輪之内町)、(池田町)、(墨俣町)、(掛斐川町)、(大野町)、(谷汲村)、(北方町)、(糸貫町)、(真正町)、(本巣町)、(巣南町)、(可児町)、(八百津町)、(御嵩町)、(川辺町)、(坂祝町)、(富加村)、(兼山町)、(美濃)、(洞戸村)、(坂取村)、(武基川町)、(武儀町)、(上之保村)、(古川町)、神岡町、(国府町)
静 岡	43	20	22	1	静岡、浜松、沼津、清水、熱海、三島、富士宮、伊東、(島田)、富士、焼津、掛川、藤枝、(御殿場)、浜北、(袋井)、天竜、下田、(磐田)、裾野、(菊川町)、長泉町、(富士川町)、(蒲原町)、(由比町)、(吉田町)、(榑原町)、(竜洋町)、(豊田町)、(福田町)、(伊豆長岡町)、(修善寺町)、(函南町)、(韭山町)、(大仁町)、(天城湯ヶ島町)、(中伊豆町)、(小山町)、(森町)、(浅井町)、(細江町)、(引佐町)、(三ヶ日町)
愛 知	44	29	12	3	名古屋、豊橋、岡崎、一宮、瀬戸、半田、春日井、豊川、津島、碧南、刈谷、豊田、安城、西尾、蒲郡、大山、常滑、江南、尾西、小牧、稲沢、新城、東海、大府、知多、知立、岩倉、一色町、(木曾川町)、(豊山村)、(御膳町)、(西春町)、(清洲町)、(新川町)、(西枇杷島町)、(春日村)、尾張旭、高松、田原町、渥美町、(七宝町)、(美和町)、(甚目寺町)、(大治村)
三 重	16	13	3		四日市、津、伊勢、鈴鹿、(松坂)、桑名、(上野)、(尾鷲)、亀山、鳥羽、(名張)、熊野、(久居)、(紀伊長島町)、(海山町)、 ^o 多度町
滋 賀	19	7	12		大津、彦根、長浜、(近江八幡)、(八日市)、(草津)、(守山)、(水口町)、(栗東町)、(中津町)、(野洲町)、(愛東町)、(湖東町)、(草花町)、(愛知川町)、(浅井町)、(虎姫町)、(湖北町)、(びわ町)
京 都	10	10			京都、福知山、舞鶴、綾部、宇治、宮津、亀岡、向日、長岡京、城陽
大 阪	31	31			大阪、岸和田、豊中、池田、吹田、泉大津、高槻、貝塚、茨木、八尾、泉佐野、富田林、河内長野、松原、大東、和泉、箕面、摂津、東大阪、(堺)、(高石)、(守口)、(門真)、(枚方)、(寝屋川)、(柏原)、(羽曳野)、(藤井寺)、泉南、四条畷、交野
兵 庫	21	21			神戸、姫路、尼崎、明石、西宮、洲本、芦屋、伊丹、相生、豊岡、加古川、竜野、赤穂、西脇、宝塚、三木、高砂、川西、小野、加西、三田
奈 良	9	9			奈良、大和高田、大和郡山、天理、橿原、桜井、五条、御所、生駒
和 歌 山	7	7			和歌山、海南、橋本、有田、御坊、田辺、新宮
鳥 取	4	4			鳥取、米子、倉吉、境港
島 根	22	8	13	1	松江、浜田、(出雲)、(益田)、大田、江津、平田、安来、(大東町)、(加茂町)、(木次町)、(三辺屋町)、(斐川町)、(佐田町)、(多岐町)、(湖波町)、(美都町)、(匹見町)、(津和野町)、(日原町)、(柿木村)、(六日市町)
岡 山	10	10			岡山、倉敷、津山、玉野、(笠岡)、井原、総社、高梁、新見、備前
広 島	28	11	17		広島、呉、福山、尾道、三原、府中、因島、大竹、(三次)、(庄原)、(竹原)、(船越町)、(海田町)、(矢部町)、(西条町)、(八本松町)、(高屋町)、(芦田町)、(駅家町)、(新布町)、五日市町、廿日市町、府中町、(鞆町)、(坂町)、(志和町)、(福富町)、(神近町)、(加茂町)
山 口	20	12	8		(下関)、宇部、(岩国)、山口、防府、徳山、萩、下松、小野田、(光)、(柳井)、新南陽、山陽町、(久賀町)、(大島町)、(東和町)、(柳町)、(大島町)、(上関町)、(平生町)
徳 島	25	4	20	1	徳島、鳴門、小松島、阿南、(池田町)、(市場町)、(阿波町)、(鴨島町)、(川島町)、(山川町)、(美郷村)、(脇町)、(穴吹町)、(松茂町)、(北島町)、(藍住町)、(吉野町)、(土庄町)、(三野町)、(三津町)、(井川町)、(三加茂町)、(美馬町)、半田町、真光町
香 川	11	5	6		高松、坂出、丸亀、観音寺、善通寺、(琴南町)、(高瀬町)、(琴平町)、(内南町)、多度津町
愛 媛	9	9			松山、新居浜、今治、宇和島、西条、八幡浜、伊予三島、川之江、大洲
高 知	21	7	9	5	高知、南国、土佐、須崎、中村、安芸、土佐山田町、(赤瀬町)、(香我美町)、(野市町)、(夜須町)、土庄町、(吉川村)、室戸、(中土佐町)、(森川町)、(藤原町)、(大野見村)、(東津野村)、(栗山村)、(大正町)、(十和村)
福 岡	66	20	43	3	北九州、福岡、大牟田、久留米、(飯塚)、(山田)、直方、甘木、筑後、大川、行橋、豊前、中間、(八女)、(柳川)、(筑紫野)、(春日)、(田川)、(大野城)、(太宰府町)、石田町、富田町、(桂川町)、(桶狭間町)、(碓氷町)、(真砂町)、(筑穂町)、(穂波町)、(庄内町)、(額田町)、(前原町)、(二条町)、(志摩町)、(黒木町)、(上陽町)、(立花町)、(矢部村)、(星野村)、(三橋町)、(大和町)、(瀬高町)、(山川町)、(高田町)、(香春町)、(金田町)、(糸田町)、(川崎町)、(赤池町)、(方城町)、(大任町)、(赤村)、(水巻町)、 ^o 小郡、 ^o 吉井町、 ^o 田主丸町、 ^o 浮羽、(芦屋町)、(岡田町)、(遠賀町)、 ^o 北野町、 ^o 大刀洗町、 ^o 城島町、 ^o 大木町、 ^o 三浦町

都道府県	合計	市数	町数	村数	市 町 村 名
佐 賀	17	7	9	1	佐賀、唐津、島橋、多久、伊万里、武雄、鹿島、(神崎町)、(千代田町)、(三田川町)、(東寄板村)、(有田町)、(西有田町)、(小城町)、(三日月町)、(牛深町)、(芦刈町)
長 崎	36	7	29		長崎、佐世保、(島原)、(諫早)、(大村)、(福江)、(平戸)、(国見町)、(聖徳町)、(西有家町)、(有家町)、(布津町)、(深江町)、(有明町)、(多良見町)、(藤山町)、(飯盛町)、(高来町)、(小長井町)、(吾妻町)、(愛野町)、(千々石町)、(小浜町)、(稻串山町)、(加津佐町)、(日之津町)、(南有馬町)、(北有馬町)、(郷ノ浦町)、(藤本町)、(芦辺町)、(石田町)、 [○] 三和町、 [○] 長与町、 [○] 時津町、 [○] 登陸町
熊 本	21	11	8	2	熊本、八代、人吉、荒尾、水俣、玉名、(本渡)、(山鹿)、(菊池)、(宇土)、(牛深)、(合志町)、(泡盛町)、(西合志町)、(一の宮町)、(河蘇町)、(産山町)、(被野村)、(有明町)、(新和町)、(五和町)
大 分	25	9	11	5	大分、別府、中津、(日田)、(佐伯)、(臼杵)、(津久見)、(竹田)、(宇佐)、(野津町)、(三重町)、(菅川村)、(千歳村)、(犬飼町)、(国見町)、(国東町)、(武蔵町)、(安岐町)、(九重町)、(玖珠町)、(前津江村)、(上津江村)、(大山町)、(天瀬町)、(中津江村)
宮 崎	22	9	12	1	宮崎、(都城)、(延岡)、(日南)、(小林)、(日向)、(串間)、(西都)、(高鍋町)、(新宮町)、(木城町)、(川南町)、(都農町)、(三股町)、(山之口町)、(高城町)、(山田町)、(高崎町)、(えびの)、(高原町)、(野尻町)、(簗村)
鹿 児 島	19	12	7		鹿児島、鹿屋、川内、名瀬、出水、阿久根、大田、(指宿)、(串木野)、(枕崎)、(西之表)、(国分)、(隼人町)、(山川町)、(開聞町)、(加治木町)、(始良町)、(蒲生町)、(瀬辺町)
沖 縄	8	8			那覇、 [○] 平、石垣、具志川、宜野湾、浦添、名護、糸満
合 計	1,314	620	576	118	

注 ○印の市町村は他市町村への委託により、また()内の市町村は他市町村と組合を結成して処理していることを示す。

新たに救急業務の実施を義務づけられた市町村一覧表

昭和48年6月20日

都道府県	実 施		未 実 施		計
	市町村名および数		市長村名および数		
北海道	33	(石磯町), (松前町), (福島町), (知内町), (木古内町), (北村), (奥沢町), (南幌町), (奈井江町), (山仁町), (長沼町), (東山町), (月形町), (涌井町), (新十津川町), (妹背牛町), (秩父別町), (南竜町), (北竜町), (沼田町), (観加内町), (和寒町), (剣淵町), (朝日町), (香幌子付村), (中川町), (端野町), (訓子府町), (置戸町), (白老町), (中標津町), (標津町), (羅臼町)			33
青森県	20	(岩崎村), (市浦村), (小泊村), (十和田町), (六戸町), (橋浜町), (川内町), (大畑町), (大間町), (東通村), (風間浦村), (佐井村), (脇野沢村), (鯉川町), (今別町), (蓮田村), (平館村), (三厩村), (鮎ヶ沢町), (深浦町)			20
岩手県	14	二戸市, (花泉町), (平泉町), (大東町), (藤沢町), (千厩町), (東山町), (宝根村), (川崎村), (普代村), (稲市町), (野田村), (山形村), (大野村)			14
宮城県	11	(蔵王町), (七ヶ宿町), (大河原町), (村田町), (川崎町), (丸森町), (志津川町), (津山町), (本吉町), (唐桑町), (歌津町)	4	大和田, 大器町, 大藪村, 富谷町	15
秋田県	25	(森吉町), (阿仁町), (上小阿仁村), (八森町), (蜂浜村), (神岡町), (西仙北町), (角館町), (六郷町), (中仙町), (田沢湖町), (協和町), (海外村), (仙北村), (西木村), (太田町), (千畑村), (仙南村), (増田町), (平鹿町), (雄物川町), (大森町), (十文字町), (山内村), (大雄村)			25
福島県	26	(安達町), (大玉村), (白沢村), (岩代町), (東和町), (北会津村), (磐梯町), (猪苗代町), (会津坂下町), (湯川村), (柳津町), (河東村), (会津高田町), (本郷町), (新藤村), (三島町), (金山町), (昭和村), (広野町), (橋本町), (富岡町), (川内村), (大熊町), (双葉町), (浪江町), (葛尾村)			26
山形県	7	(河北町), (西川町), (朝日町), (大江町), (小国町), (白鷹町), (飯豊町)			7
茨城県	1	茨城町			1
栃木県	4	(栗野町), (南那須町), (馬頭町), (小川町)			4
群馬県	13	(北橋村), (赤城村), (子持村), (小野上村), (伊香保町), (榛東村), (吉岡村), (妙義町), (下仁田町), (南牧村), (甘楽町), (尾島町), (新田町)			13
埼玉県	9	(栗原村), (児玉村), (神川村), (神泉村), (上里町), (大里村), (江南村), (妻沼町), (岡部町)			9
千葉県	17	富津市, (鴨川市), (酒々井町), (八街町), (印旛村), (白井町), (印西町), (本埜村), (富浦町), (富山町), (蘇南町), (三芳村), (白浜町), (千倉町), (丸山町), (和田町), (天津小湊町)			17
神奈川県	5	(中井町), (大井町), (松田町), (山北町), (開成町)			5
新潟県	29	(登津村), (聖籠町), (加治川村), (桑通寺町), (中条町), (黒川村), (岩室村), (湯東村), (守門村), (入広原村), (湯沢町), (大和町), (安塚町), (浦上原町), (松代町), (松之山町), (大島村), (牧村), (和崎町), (大島町), (頸城村), (吉川町), (妙高高原町), (中郷村), (妙高村), (坂倉町), (清里村), (三和村), (名立町)			29
石川県	9	(富来町), (志摩町), (志賀町), (押水町), (穴水町), (門前町), (能登町), (柳田村), (内浦町)			9
福井県	2	(池田町), (今庄町)	1	和泉村	3
山梨県	9	(上九一色村), (西桂町), (忍野村), (山中樺町), (河口樺町), (勝山村), (足和田村), (鴨沢村), 上野原町	18	山梨市, 塩山市, 春日居町, 牧丘町, 三富村, 勝沼町, 大和村, 三珠町, 市川大門町, 六郷町, 下部町, 増穂町, 飯沢町, 中富町, 早川町, 身延町, 南部町, 富沢町	27
長野県	7	(丸子町), (長門町), (東部町), (真田町), (武石村), (和田村), (青木村),	4	穂高町, 梓川村, 三郷村, 堀金村	11
岐阜県	1	〇穂段町			1
静岡県	12	(湖西), (御前崎町), (相良町), (金谷町), (大東町), (大須賀町), (浜岡町), (小笠町), 〇可美村, 〇舞坂町, (新居町), 〇舞踏町			12
愛知県	4	豊明市, (東郷町), (日進町), (三好町)			4
三重県	11	(三雲村), (飯南町), (飯高町), (多気町), (明和町), (勢和村), (伊賀町), (島ヶ原村), (阿山町), (大山田村), (青山町)			11
滋賀県	13	(安土町), (蒲生町), (日野町), (竜王町), (水原寺町), (五箇井町), (能登川町), (マキノ町), (今津町), (朽木村), (安曇川町), (高島町), (新旭町)			13
京都府	5	八幡町, 田辺町, (山城町), (木津町), (加茂町)			5
兵庫県	3	(社町), (滝野町), (東条町)			3
鳥取県	9	(羽合町), (泊村), (東郷町), (三朝町), (関金町), (北条町), (大柴町), (東伯町), (赤崎町)			9

都道府県	変 遷		未 実 施 市町村名および数	計
	市町村名および数	未 実 施		
島根県	17	(鹿島町), (島根町), (美保関町), (東出雲町), (八雲村), (玉湯町), (六道町), (八束町), (温泉津町), (仁摩町), (川本町), (邑智町), (大和村), (羽須美村), (端神町), (石見町), (桜江町)		17
岡山県	21	°瀬崎町, °早島町, °船穂町, °金光町, (鴨方町), (宍島町), (里庄町), (北房町), (大佐町), (神郷町), (哲多町), (哲西町), (勝山町), (落合町), (湯原町), (久世町), (美甘村), (新庄村), (川上村), (八束村), (中和村)		21
広島県	10	°安芸町, (吉田町), (八千代町), (美土里町), (高宮町), (甲田町), (安芸津町), (大崎町), (東野町), (木江町)		10
山口県	7	(大和町), (田布施町), (熊毛町), (菊川町), (豊田町), (豊浦町), (豊北町)		7
徳島県	1	(山城町)		1
香川県	19	(引田町), (白鳥町), (大内町), (津田町), (大川町), (志度町), (察川町), (長尾町), (内海町), (池田町), (高瀬町), (山本町), (三野町), (大野原町), (豊中町), (詫間町), (仁尾町), (豊浜町), (財田町)		19
愛媛県	9	伊予市, (東予市), (小松町), (丹原町), (松前町), (砥部町), (広田村), (中山町), (双海町)		9
高知県	2	(香北町), (物部村)	8 本山市, 土佐町, 大豊町, 佐川町, 越知町, 池川町, 香川村, 仁淀村	10
佐賀県	16	(背振村), (三瀬村), (基山町), (中原町), (北茂安町), (三根町), (上峰村), (浜玉町), (七山村), (殿木町), (相知町), (北波多村), (肥前町), (玄関町), (鏡西町), (呼子町)	6 諸富町, 川副町, 東与賀町, 久保田町, 大和町, 富士町	22
長崎県	24	(松浦市), 西彼町, °西海町, °大島町, °崎戸町, °東彼井町, °川棚町, °波佐見町, °小値賀町, °字久町, (田平町), °福島町, (鷹島村), (江迎町), (鹿町町), °佐々町, °小佐々町, °吉井町, °世知原町, (富江町), (玉之浦町), (三井楽町), (岐宿町), (奈留町)		24
熊本県	11	(坊明町), (横島町), (天水町), (玉東町), (菊水町), (三加和町), (南関町), (長湊町), (大津町), (菊陽町), (益城町)		11
大分県	16	(姫島村), (上南町), (弥生町), (木匠村), (字日町), (直川村), (聽見町), (米水津村), (蒲江町), (糖方町), (朝地町), (大野町), (彦町), (久住町), (直入町)		16
鹿児島県	2	(額賀町), (霧島町)		2
合 計	453		41	494

注 ○印の市町村は他市町村への委託により、また()内の市町村は他市町村と組合を結成していることを示す。

救急業務任意実施市町村一覧表

昭和48年4月1日現在

都道府県	市町村名	市町村数
北海道	歌志内、森町、長万部町、江差町、上ノ国町、岩内町、上砂川町、上川町、増毛町、留辺瀨町、(大野町)、(七飯町)、(俱知安町)、(蘭越町)、(ニセコ町)、(直狩村)、(留寿都村)、(喜茂別町)、(京極町)、(美瑛町)、(東川町)、(苫前町)、(初山別村)、(遠別町)、(天塩町)、(幌延町)、(豊富町)、(猿払村)、(枝幸町)、(浜頓別町)、(中頓別町)、(歌登町)、(滝上町)、(興部町)、(西興部町)、(雄武町)、(斜里町)、(小清水町)、(清里町)、(弟子屈町)、(標茶町)、(上富良野町)、(中富良野町)	43
青森県	板柳町、(岩木町)、(相馬村)、(西目屋村)	4
岩手県	大館町、(和賀町)、(江釣子村)、(佳田町)、(三陸町)、(宮守村)	6
秋田県	五城目町、(琴平町)、(山本町)、(八竜町)、(比内町)、(田代町)、(矢島町)、(山利町)、(鳥海村)	9
山形県	(藤島町)、(羽黒町)、(楡引町)、(三川町)、(朝日村)、(温海町)、(立川町)、(余目町)、(遊佐町)、(八幡町)、(松山町)、(平田町)、(山辺町)、(中山町)、(大石田町)	15
福島県	(川俣町)、(飯野町)、(本宮町)、(三春町)、(小野町)、(籠根町)、(大越町)、(郡路村)、(常葉町)、(船引町)、(良沼町)、(鏡石町)、(岩瀬村)、(夫栄村)、(石川町)、(玉川村)、(平田村)、(浅川町)、(古殿町)	19
茨城県	藤代町、東海村、(若潮町)、(関根町)、(明野町)、(真壁町)、(大和村)、(協和町)、(大宮町)、(山方町)、(常陸村)、(内原町)、(阿見町)、(牛久町)、(出島村)、(千代田村)、(新治村)、(桜村)、(認可町)、(三和町)、(渡野町)、(美野里町)、(玉里村)、(千代田村)、(新利根村)、(河内村)、(利根町)、(谷和原村)、(守谷町)、(十王町)、(猿島町)、(伊奈村)、(北川辺町)	33
栃木県	藤原町、(野木町)、(栗山村)	3
群馬県	(大間々町)、(新里村)、(豊後村)、(飯塚本町)、(東村)、(黒保根村)、(月夜野町)、(新治村)、(水上町)、(昭和村)、(利根村)、(片品村)、(川場村)、(白沢村)、(草津町)、(中之条町)、(吾妻町)、(吉井町)、(新町)、(崇東村)、(長野原町)、(姥恋村)、(六合村)、(高山村)、(鬼石町)、(万塚町)、(中里村)、(上野村)	28
埼玉県	(川島町)、(滑川町)、(吉見町)、(坂戸町)、(鶴ヶ島町)	5
千葉県	(大網白里町)、(九十九里町)、(成東町)、(山武町)、(湊沼町)、(松尾町)、(芝山町)、(柏ヶ浦町)	8
神奈川県	葉山町、寒川町、綾瀬町、二宮町、(城山町)、(津久井町)、(相模湖町)、(藤野町)、(真鶴町)	9
東京都	奥多摩町、大島町、三宅村	3
新潟県	両津、村松町、水原町、分水町、相川町、青森町、寺江町、西川町、与板町、(津南町)、(川西町)、(中里村)、(水原町)、(安田町)、(笹神村)、(京ヶ瀬村)	16
富山県	上市町、朝日町、八尾町、福光町、大沢野町、立山町、(大立町)、(小杉町)、(福岡町)、(大門町)、(大島町)、(下村)	12
石川県	山中町、(高松町)、(内灘町)、(七尾町)、(宇賀町)	5
福井県	(宮崎村)、(芦原町)	2
山梨県	(敷島町)、(竜王町)、(昭和町)、(田富町)、(王稔村)	5
長野県	山ノ内町	1
岐阜県	下呂町、御津町、南濃町、平田町	4
静岡県	(大井川町)、(岡部町)、(清水町)、(豊岡村)、(芝川町)	5
愛知県	蟹江町、(弥富町)、(十四山村)、(飛島村)	4
三重県	(一志町)、(白山町)、(嬉野町)、(南勢町)、(浜島町)、(大王町)、(志摩町)、(阿見町)、(磯部町)、(河芸町)、(芸濃町)、(安濃村)、(香良洲町)、(美里村)	14
滋賀県	(石部町)、(甲西町)、(土山町)、(甲賀町)、(甲南町)、(信楽町)	6
大阪府	島本町、忠岡町、狭山町、(阪南所)、(岬町)	5
兵庫県	城崎町、(淡路町)、(北淡町)、(東浦町)、(津名町)、(一宮町)、(緑町)、(三原町)、(西淡町)、(南淡町)、(五色町)	11
和歌山県	下津町、白浜町、串本町	3
鳥取県	大社町	1
岡山県	(加茂町)、(鏡野町)、(富村)、(奥津町)、(上高原村)、(阿波村)、(勝央町)、(奈義町)、(勝北町)、(中央町)、(旭町)、(久米南町)、(久米町)、(楢原町)、(矢掛町)、(美里町)、(芳井町)、(真備町)、(清音町)、(山手町)	20
広島県	(熊野町)、(熊野村)、(豊栄町)、(向島町)、(瀬戸田町)、(大野町)、(宮島町)	7
山口県	(小郡町)、(徳池町)、(秋穂町)、(楯町)、(和木町)、(錦町)、(美川町)、(本郷村)、(玖珂町)、(周東町)、(山守町)、(長門)、(油谷町)、(三隅町)、(日置村)、(美和町)	16
香川県	(観上町)、(観南町)、(岡分寺町)	3
愛媛県	北条	1
高知県	宿毛、土佐清水、(安田町)、(山野町)、(余和町)、(北川村)、(馬路村)、(春野町)、(大川村)、(本川村)、(本山町)	11
福岡県	(椎田町)、(築城町)、(犀川町)、(豊津町)、(吉富町)、(勝山町)、(大平村)、(新吉富村)、(輪町)	9
佐賀県	鎌野町	1
長崎県	高島町	1
大分県	杵築、(豊後高田町)、(佐賀関町)、(大田村)、(真正町)、(香々地町)	6
鹿児島県	垂水、加世田	2
沖縄県	石川、平良、鷹手納村	3
合計		359

注) ①市の市町村は他市町村への委託により、また()内の市町村は他市町村と組合を結成して処理していることを示す。

救急業務実施一部事務組合一覽表

昭和48年4月1日現在

都道府県名	組 合 名	構 成 市 町 村 名
北 海 道	石狩北部地区消防事務組合 43,853	当別町・新篠津村・厚田村・浜益村・石狩町 18,547 4,818 4,094 5,890 10,503
	西胆振消防組合 31,157	蛇田町・豊浦町・洞爺村・壮瞥町・大滝村 13,292 7,519 2,856 5,364 2,087
	日高東部消防組合 37,481	浦河町・様似町・えりも町 20,922 8,834 7,725
	東十勝消防事務組合 51,125	幕別町・池田町・豊頃町・浦幌町 18,386 13,627 7,386 11,726
	西十勝消防事務組合 42,822	清水町・茅室町・新得町 16,162 15,571 11,089
	北十勝消防事務組合 48,703	音更町・士幌町・上士幌町・鹿追町 24,118 7,567 9,135 7,883
	池北三町消防事務組合 36,815	足寄町・本別町・陸別町 15,172 14,804 6,839
	日高中部消防組合 42,696	静内町・三石町・新冠町 25,148 8,093 9,455
	渡島西部消防事務組合 47,572	松前町・福島町・木古内町・知内町 18,624 11,334 10,401 7,213
	胆振東部消防組合 35,712	追分町・早来町・厚真町・鶴川町・穂別町 5,764 6,478 7,916 9,043 6,511
	上川南部消防事務組合 24,143	上富良野町・中富良野町 15,791 8,352
	遠軽地区消防組合 60,560	遠軽町・生田原町・上楢別町・丸瀬町・湧別町 20,458 4,886 9,292 5,045 7,627 白滝村・佐呂間町 2,941 10,311
	美幌津別消防事務組合 38,932	美幌町・津別町 25,916 13,016
	上川北部消防事務組合 74,450	名寄市・下川町・美深町・風連町・中川町 35,035 11,568 11,433 8,839 4,736 音威子府村 2,839
	網走地区消防組合 62,732	網走市・常呂町・女満別町・東藻琴村 43,904 7,821 7,164 3,843
	滝川地区広域消防事務組合 66,659	滝川市・雨龍町・新十津川町 50,848 5,328 10,483
	岩見沢地区消防事務組合 96,257	岩見沢市・月形町・栗沢町・北村 68,712 6,656 14,451 6,438
	南空知消防組合 51,307	栗山町・由仁町・南幌町・長沼町 19,348 10,620 6,489 14,850

都道府県名	組 合 名	構 成 市 町 村 名
	深川地区消防組合 70,960	深川市・妹背牛町・鏡加内町・沼津町・秩父別町 38,373 7,478 7,283 8,177 5,036 北龍町 4,613
	砂川地区広域消防組合 53,714	砂川市・奈井江町・浦臼町 27,184 10,915 5,245
	士別地方消防事務組合 53,714	士別市・和寒町・剣淵町・朝日町 33,044 8,513 7,056 5,101
	北見地区消防組合 106,080	北見市・置戸町・訓子府町・端野町 82,727 8,881 8,517 5,955
	根室北部消防事務組合 33,836	標津町・中標津町・羅臼町 8,001 17,090 8,745
	南渡島消防事務組合 51,120	上磯町・大野町・七飯町 25,045 9,330 16,745
	羊蹄山ろく消防組合 50,805	倶知安町・蘭越町・ニコセ町・真狩町・留寿都町 19,146 9,406 5,725 3,758 2,615 喜茂別町・京極町 5,115 5,040
	大雪消防組合 26,206	美瑛町・東川町 18,002 8,204
	北留萌消防組合 60,505	羽幌町・苫前町・初山別村・遠別町・天塩町 28,574 8,544 3,512 6,971 7,831 幌延町 5,073
	稚内地区消防事務組合 67,973	稚内市・豊富町・猿払村 54,493 8,662 4,818
	南宗谷消防事務組合 28,281	枝幸町・浜頓別町・中頓別町・歌登町 10,708 7,130 5,395 5,048
	紋別地区消防組合 62,319	紋別市・滝上町・興部町・西興部町・雄武町 35,110 8,514 7,302 2,714 8,679
	斜里地区消防組合 34,493	斜里町・小清水町・清里町 16,674 9,173 8,646
	南十勝消防事務組合 33,613	広尾町・大樹町・忠類村・更別村・中札内村 13,436 8,814 2,808 4,324 4,231
	釧路北部消防事務組合 26,069	弟子屈町・標茶町 12,237 13,832
青 森	中部上北広域事業組合 47,568	七戸町・上北町・東北町・天間林村 12,946 10,832 12,756 11,024
	平賀尾上地区消防事務組合 34,366	平賀町・尾上町 23,412 10,954
	野辺地平内地区消防事務組合 42,239	野辺地町・平内町・横浜町 17,544 17,551 7,144

都道府県名	組 合 名	構 成 市 町 村 名
	五所川原地区消防事務組合 65,187	五所川原市・鶴田町 47,567 17,620
	津軽北部消防事務組合 40,541	中里町・金木町・小泊村・市浦村 15,149 14,962 5,912 4,518
	木造地区消防事務組合 50,785	木造町・森田村・柏村・稲垣村・車力村 25,005 6,016 5,475 6,876 7,383
	八戸地域広域市町村圏事務組合 322,693	八戸市・三戸町・五戸町・田子町・名川町 208,801 16,184 20,132 9,427 11,895 南部町・階上村・福地村・南郷村・倉石村 7,213 9,279 5,889 8,154 3,929 新郷村・百石町・下田町 4,754 8,997 8,039
	黒石地区消防事務組合 47,752	黒石市・田舎館村 37,690 10,062
	弘前地区消防事務組合 219,044	弘前市・大鰐町・藤崎町・常盤村・碓ヶ関村 157,603 16,724 11,528 6,827 4,994 岩木町・相馬村・西目屋村 12,765 4,276 4,327
	青森地域広域消防事務組合 268,450	青森市・蟹田町・分別町・蓬田村・平館村 240,063 5,959 7,358 4,771 4,713 三厩村 5,586
	下北地域広域行政事務組合 93,720	むつ市・川内町・大畑町・大間町・東通村 41,134 8,241 12,867 7,673 10,735 風間浦村・佐井村・脇野沢村 4,243 4,622 4,205
	鯨ヶ沢地区消防事務組合 36,596	鯨ヶ沢町・深浦町・岩崎村 18,439 13,272 4,885
	十和田地区消防事務組合 69,916	十和田市・十和田町・六戸町 50,601 9,122 10,193
岩 手	盛岡地区広域行政事務組合 369,431	盛岡市・岩手町・雫石町・葛巻町・西根町 196,036 21,725 17,954 14,135 19,110 玉山村・滝沢村・松尾村・紫波町・矢巾町 14,178 12,000 7,384 26,459 13,526 都南村・安代町 16,654 10,270
	両盤地区消防組合 159,840	一関市・平泉町・花泉町・千厩町・大東町 55,830 9,474 18,416 16,445 23,464 藤沢町・東山町・室根村・川崎村 12,561 9,640 7,787 6,223
	胆沢地区消防組合 103,000	水沢市・金ヶ崎町・前沢町・胆沢村・衣川村 48,267 14,872 16,397 17,691 5,773

都道府県名	組 合 名	構 成 市 町 村 名
	和賀中部厚生および砕石組合 68,074	北上市 ・ 和賀町 ・ 江釣子村 44,919 15,387 7,768
	久慈地区広域行政事務組合 79,347	久慈市 ・ 普代村 ・ 種市町 ・ 野田村 ・ 山形村 大野村 39,533 4,162 16,845 5,863 5,511 11,433
	大船渡地区消防組合 59,213	大船渡市 ・ 佳田町 ・ 三陸町 38,804 10,397 10,012
	遠野地区消防組合 40,768	遠野市 ・ 宮守村 33,464 7,304
宮 城	仙南地域広域行政事務組合 177,934	白石市 ・ 角田市 ・ 蔵王町 ・ 七ヶ宿町 ・ 大河原町 村田町 ・ 紫田町 ・ 川崎町 ・ 丸森町 13,337 26,388 10,344 22,027 16,033
	亘理地区消防事務組合 39,961	亘理町 ・ 山元町 25,141 14,820
	塩釜地区消防事務組合 133,688	塩釜市 ・ 多賀城市 ・ 松島町 ・ 七ヶ浜町 ・ 利府町 58,772 36,677 16,004 14,204 8,031
	大崎地区消防事務組合 214,243	古川市 ・ 中新田町 ・ 小野田町 ・ 宮崎町 ・ 色麻村 松山町 ・ 三本木町 ・ 鹿島台町 ・ 岩出山町 ・ 鳴子町 涌谷町 ・ 田尻町 ・ 小牛田町 ・ 南郷町 52,518 14,516 9,644 7,533 8,836 7,381 7,383 12,172 17,634 13,312 20,935 15,657 18,711 8,011
	栗原地区消防事務組合 104,888	築館町 ・ 若柳町 ・ 栗駒町 ・ 高清水町 ・ 鷺沢町 金成町 ・ 一迫町 ・ 瀬峰町 ・ 志波姫町 ・ 花山村 9,911 12,130 6,194 8,129 2,643
	登米地区消防事務組合 97,080	迫 町 ・ 登米町 ・ 東和町 ・ 中田町 ・ 豊里町 米山町 ・ 石越町 ・ 南方町 22,103 7,533 11,276 18,263 8,046 12,638 7,246 9,975
	石巻地区広域行政事務組合 227,470	石巻市 ・ 河北町 ・ 矢本町 ・ 雄勝町 ・ 河南町 桃生町 ・ 鳴瀬町 ・ 北上町 ・ 女川町 ・ 牡鹿町 9,533 11,751 5,808 17,681 10,581
	気仙沼本吉地域広域行政事務組合 116,302	気仙沼市 ・ 志津川町 ・ 津山町 ・ 本吉町 ・ 唐桑町 歌津町 63,265 16,488 5,445 13,860 10,789 6,455
	鷹巣合川地区消防一部事務組合 60,843	鷹巣町 ・ 合川町 ・ 森吉町 ・ 上小阿仁村 ・ 阿仁町 25,390 9,946 12,044 5,242 8,224

都道府県名	組 合 名	構 成 市 町 村 名
	仁賀保地区消防組合 30,542	金浦町・仁賀保町・象潟町 5,646 11,852 13,044
	能代地区消防一部事務組合 72,878	能代市・八森町・峰浜村 59,795 6,618 6,465
	横手平鹿広城市町村圏組合 124,164	横手市・十文字町・雄物川町・増田町・平鹿町 43,363 15,672 14,115 11,060 17,971 大雄村・山内村・大森町 6,542 6,116 9,325
	本庄地区消防事務組合 69,843	本庄市・東由利村・大内町・西目村・岩城町 38,615 7,310 11,638 5,449 6,831
	大曲仙北広城市町村圏組合 175,571	大曲市・神岡町・西仙町・角館町・六郷町 40,107 7,032 13,842 16,817 8,622 中仙町・田沢湖町・協和町・南外村・仙北村 13,292 14,924 11,156 5,838 8,496 西木村・大田町・千畑村・仙南村 7,475 8,611 9,589 9,770
	湯沢雄勝広城市町村圏組合 96,771	湯沢市・稲川町・雄勝町・羽後町・東成瀬村 38,928 12,737 13,040 23,604 4,546 皆瀬村 3,916
	二ツ井町藤里町消防一部事務組合 23,085	二ツ井町・藤里町 17,216 6,769
	山本郡南部地区消防一部事務組合 28,168	琴丘町・山本町・八龍町 8,688 10,762 8,718
	湖東地区消防一部組合 30,699	昭和町・八郎潟町・飯田川町・井川村 10,201 8,189 5,640 6,669
	大館周辺広城市町村圏組合 97,856	大館市・比内町・田代町 72,958 15,186 9,712
	矢島町ほか2町村消防一部事務組合 25,947	矢島町・由利町・鳥海村 8,523 7,310 10,114
山 形	最上広城市町村圏事務組合 108,677	新庄市・金山町・最上町・舟形町・真室川町 42,120 8,430 14,015 8,397 13,976 大蔵村・鮭川村・戸沢村 6,080 7,059 8,600
	西村山広域行政事務組合 97,568	寒河江市・河北町・西川町・朝日町・大江町 38,558 22,643 10,740 12,501 13,126
	西置賜広域消防事務組合 79,537	長井市・小国町・白鷹町・飯豊町 33,226 13,999 20,183 12,129
	鶴岡地区消防事務組合 162,037	鶴岡市・藤島町・羽黒町・櫛引町・三川町 95,136 14,052 11,251 9,069 8,864 朝日村・温海町 8,206 15,459

都道府県名	組 合 名	構 成 市 町 村 名
	酒田地区消防組合 170,361	酒田市・立川町・余目町・遊佐町・八幡町 96,072 9,232 19,693 21,224 8,878 松山町・平田町 6,828 8,434
福 島	白河地方広域市町村圏整備組合 140,772	白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・東 村 40,904 15,666 10,454 7,535 5,819 泉崎村・中島村・大信村・棚倉町・矢祭町 5,490 4,438 4,638 16,621 9,211 塙 町・鮫川村 13,592 6,404
	相馬地方広域市町村圏組合 124,325	相馬市・原田市・鹿島町・小高町・飯館村 37,189 40,635 13,825 14,646 9,385 新地町 8,646
	喜多方地方広域市町村圏整備組合 82,664	喜多方市・北塩原村・西会津町・山 部 町・熱塩加納村 38,352 4,287 14,200 6,400 5,155 塩川町・高郷村 10,565 3,705
	会津若松地方広域市町村圏整備組合 224,522	会津若松市・北会津村・磐梯町・猪苗代町・河東村 104,065 7,265 5,263 21,417 9,509 会津坂下町・湯川村・柳津町・会津高田町・本郷町 21,720 4,207 6,817 17,979 7,067 新鶴村・三島町・金山町・昭和村 4,990 4,108 6,511 3,604
	安達地方広域行政組合 85,061	二本松市・安達町・岩代町・東和町・白沢村 33,166 11,371 12,449 11,131 9,156 大玉村 7,788
	伊達地方消防組合 100,583	桑折町・伊達町・国見町・梁川町・保原町 14,723 9,450 12,093 23,653 22,133 靈山町・月館町・川俣町・飯野町 12,519 6,012 22,747 8,016
	双葉地方広域市町村圏組合 68,423	富岡町・檜葉町・大熊町・広野町・川内村 11,614 8,215 7,750 4,939 4,709 浪江町・双葉町・葛尾村 21,375 7,424 2,397
	郡山地方広域消防組合 347,351	郡山市・本宮町・三春町・小野町・滝根町 241,673 17,356 19,898 15,498 6,019 大越町・都路村・常葉町・船引町 7,601 4,503 8,240 26,563
須賀川地方広域消防組合 139,419	須賀川市・長沼町・鏡石町・岩瀬村・天栄村 53,761 6,866 9,278 5,978 7,324	

都道府県名	組 合 名	構 成 市 町 村 名
	須賀川地方広域消防組合 139,419	石川町・平田村・浅川町・古殿町 22,423 9,359 7,837 9,113
茨 城	鹿島南部地区消防事務組合 84,060	波崎町・鹿島町・神栖町・大野村 27,187 25,176 22,173 9,524
	那珂瓜連地区消防事務組合 38,256	那珂町・瓜連町 31,213 7,043
	下館地方広域市町村圏組合 187,040	下館市・結城市・岩瀬町・関城町・明野町 53,863 39,561 21,651 14,226 16,091 真壁町・協和町・大和村 20,312 14,130 7,206
	大宮山方地区消防事務組合 33,865	大宮町・山方町 23,306 10,559
栃 木	大田原地区広域消防組合 96,441	大田原市・黒羽町・塩原町・湯津上村・西那須野町 40,698 18,330 10,375 6,204 20,834
	石橋地区消防組合 79,964	石橋町・国分寺町・南河内町・壬生町・上三川町 15,687 11,449 9,350 25,475 18,003
	黒磯那須消防組合 65,921	黒磯市・那須町 37,800 28,121
	芳賀地区広域行政事務組合 125,275	真岡市・茂木町・益子町・二宮町・芳賀町 40,008 21,978 19,844 17,027 16,169 市見町 10,249
	栃木地区広域消防組合 136,083	栃木市・都賀町・西方村・大平町・藤岡町 78,345 12,080 6,755 19,506 19,397
	塩谷郡市消防組合 98,375	矢板市・氏家町・喜連川町・塩谷町・高根沢町 30,063 21,034 11,461 15,155 20,662
	鹿沼地区広域行政事務組合 89,196	鹿沼市・栗野町 77,746 11,450
	南那須地区広域行政事務組合 58,555	烏山町・馬頭町・小川町・南那須町 21,700 16,610 7,696 12,550
群 馬	高崎市等広域消防組合 307,844	高崎市・安中市・榛名町・倉淵村・箕郷町 193,072 40,092 19,871 6,511 11,865 群馬町・松井田町 16,555 19,878
	太田地区消防組合 157,764	太田市・大泉町・尾道町・新田町 98,257 25,149 14,782 19,576
	伊勢崎佐波消防組合 150,110	伊勢崎市・境町・玉村町・赤堀村・東村 91,277 27,313 12,992 8,872 9,656
	館林地区消防組合 110,566	館林市・板倉町・明和村・千代田村・邑楽町 61,130 16,290 8,496 9,620 15,030
	渋川地区広域市町村圏振興整備組合 101,788	渋川市・伊香保町・小野上村・子持村・吉岡村 44,531 4,896 2,566 10,539 9,432

都道府県名	組 合 名	構 成 市 町 村 名
	渋川地区広域市町村圏振興整備組合 101,788	榛東村 ・ 北橋村 ・ 赤城村 8,600 8,161 13,063
	富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合 89,645	富岡市 ・ 妙義町 ・ 下仁田町 ・ 南牧村 ・ 甘楽町 45,638 5,146 17,574 7,671 13,616
	吾妻広域町村圏振興整備組合 76,358	草津町 ・ 中之条町 ・ 吾妻町 ・ 東村 ・ 長野原町 8,591 20,809 17,978 2,823 7,342 嬬恋村 ・ 六合村 ・ 高山村 12,074 2,580 4,161
	多野・藤岡広域市町村圏振興整備組合 97,656	藤岡市 ・ 吉井町 ・ 新町 ・ 鬼石町 ・ 万場町 44,311 17,993 14,758 10,720 4,906 中里村 ・ 上野村 1,972 2,996
埼 玉	人間東部地区消防組合 137,848	上福岡市 ・ 大井町 ・ 富士見市 ・ 三芳町 51,748 19,613 52,012 14,475
	秩父広域市町村圏組合 124,704	秩父市 ・ 横瀬村 ・ 皆野町 ・ 長瀬町 ・ 吉田町 60,866 8,090 13,099 8,275 7,118 小鹿野町 ・ 両神村 ・ 大滝村 ・ 荒川村 12,638 3,839 4,791 5,988
	寄居地区消防組合 42,860	寄居町 ・ 川本村 ・ 花園村 25,138 9,764 7,958
	深谷地区消防組合 83,737	深谷市 ・ 岡部町 60,609 14,544
	久喜鷲宮消防組合 43,127	久喜市 ・ 鷲宮町 34,028 9,099
	小川地区消防事務組合 51,587	小川町 ・ 嵐山町 ・ 都幾川村 ・ 玉川村 ・ 東秩父村 25,641 10,465 6,632 3,782 5,057
	吉川町松伏町消防組合 30,728	吉川町 ・ 松伏町 18,521 12,207
	熊谷地区消防組合 156,958	熊谷市 ・ 妻沼町 ・ 大里村 ・ 江南村 120,844 20,847 6,782 8,485
	川越地区消防組合 186,087	川越市 ・ 川島町 171,038 15,049
	児玉郡広域市町村圏組合 102,757	本庄市 ・ 美里村 ・ 児玉町 ・ 神川村 ・ 神泉村 47,116 10,493 18,061 9,967 1,468 上里町 15,652
	東松山地区消防組合 83,737	東松山市 ・ 滑川村 ・ 吉見町 50,383 7,505 14,072
	坂戸・鶴ヶ島消防組合 41,942	坂戸町 ・ 鶴ヶ島町 27,308 14,634
千 葉	佐原市外5町消防組合 91,736	佐原市 ・ 神崎町 ・ 栗源町 ・ 下総町 ・ 大栄町 46,761 5,381 5,376 6,850 10,001 名古町 17,367
	長生郡市広域市町村圏組合 115,210	茂原市 ・ 一宮町 ・ 長柄町 ・ 陸沢村 ・ 長生村 58,203 9,929 7,514 7,068 9,353 長南町 ・ 白子町 11,906 11,237
	八日市場市外3町消防組合 63,378	八日市場市 ・ 野栄町 ・ 光町 ・ 横芝町 30,963 9,223 11,042 12,150

都道府県名	組 合 名	構 成 市 町 村 名
	旭市外3町消防組合 61,136	旭市・飯岡町・海上町・千潟町 32,085 11,307 8,517 9,227
	小見川市外2町消防組合 47,239	小見川町・山田町・東庄町 20,553 11,829 14,857
	安房郡市広域町村圏組合 169,661	館山市・鴨川市・鋸南町・富浦町・富山町 55,236 31,951 13,316 7,129 7,352 三芳村・白浜町・千倉町・丸山町・和田町 4,993 7,891 16,615 7,060 7,761 天津小湊町 10,357
	佐倉市外2町消防組合 92,049	佐倉市・酒々井町・八街町 60,433 6,259 25,357
	印西地区消防組合 38,520	印西町・印旛村・白井町・本笠村 16,114 7,331 10,509 4,556
	山武郡広域行政組合 122,218	東金市・大網白里町・九十九里町・成東町・山武町 32,065 21,939 17,639 18,572 8,959 蓮沼村・松屋町・芝山町 4,717 10,129 8,198
東 京	北多摩西部消防組合 87,448	東大和市・武蔵村山市 46,173 41,275
	秋川地区消防組合 58,938	秋川市・五日市町・日の出村・檜原村 28,357 16,710 8,835 5,036
神 奈 川	足柄上消防組合 49,219	中井町・大井町・開成町・山北町・松田町 6,028 8,876 8,205 14,235 11,875
	津久井郡広域行政組合 38,971	城山町・津久井町・相模湖町・藤野町 8,141 14,391 8,144 8,295
新 潟	新発田地域広域事務処理 一部事務組合 148,656	新発田市・中条町・聖籠村・豊浦村・紫雲寺町 74,459 28,641 11,760 10,780 8,104 加治川村・黒川村 7,902 7,010
	柏崎地域消防事務組合 108,589	柏崎市・西山町・出雲崎町・高柳町・刈羽村 79,998 8,738 8,170 6,254 5,429
	魚沼消防事務組合 70,369	六日町・塩沢町・大和町・湯沢町 26,301 21,320 14,374 8,374
	白根地区消防事務組合 58,596	白根市・中之口村・味方村・月潟村・小須戸町 32,611 6,520 5,011 3,833 10,621
	小出郷消防衛生施設組合 49,689	小出町・堀之内町・湯之谷村・広神村・守門村 13,076 10,205 6,098 10,047 6,816 入広瀬村 3,447
	佐渡消防事務組合 39,783	佐和田町・金井町・真野町・畑野町・新穂村 11,018 8,255 7,588 7,040 5,882
	西蒲原郡南部消防事務組合 37,057	吉田町・岩室村・弥彦村 20,635 9,024 7,398
	巻・潟東消防事務組合 33,710	巻町・潟東村 27,139 6,571
	十日町地域広域事務組合 84,244	十日町市・津南町・川西町・中里村 46,619 16,092 10,975 7,558
	水原郷消防組合 47,582	水原町・安田町・笹神村・京ヶ瀬村 19,058 10,294 10,781 7,449

道府県名	組 合 名	構 成 市 町 村 名
新潟	上越地域消防組合 279,050	上越市・新井市・柿崎町・板倉町・大潟町 120,410 29,970 14,111 10,193 9,446
		松代町・吉川町・頸城村・妙高高原町・三和村 9,740 9,564 8,252 7,703 7,431
		安塚町・松之山町・妙高村・中郷村・牧村 7,479 7,473 6,485 6,320 5,945
		浦川原村・大島村・名立町・清里村 5,810 5,018 4,644 4,056
富山	南砺消防事務組合 47,932	城端町・庄川町・井波町・福野町・井口村 12,048 7,380 11,789 15,275 1,440
		射水消防組合 37,930
石川	奥能登広域圏消防事務組合 126,070	輪島市・珠洲市・能都町・穴水町・門前町 33,652 29,224 16,437 15,488 14,568
		内浦町・柳田村 10,398 6,303
	七尾鹿島広域圏事務組合 91,484	七尾市・鹿島町・中島町・田鶴浜町・鳥屋町 47,855 10,576 9,642 6,587 6,480
		鹿西町・能登島町 6,125 4,219
	羽咋郡市広域圏事務組合 76,960	羽咋市・志賀町・富来町・押水町・志雄町 28,530 17,440 13,883 9,103 8,004
河北郡救急業務事業組合 43,115	高松町・内灘町・七塚町・宇ノ気町 11,272 10,890 10,858 10,095	
福井	福井地区消防組合 231,901	福井市・美山町・清水町・越廼村 215,137 6,752 7,411 2,601
		吉田地区消防組合 20,244
	坂井郡救急業務組合 98,233	丸岡町・三国町・芦原町・金津町・春江町 22,687 21,244 12,741 16,695 14,824
		坂井町 10,042
	鯖江丹生消防組合 74,244	鯖江市・朝日町・締田町・越前町 52,614 8,260 5,109 8,261
	敦賀美方消防組合 79,607	敦賀市・美浜町・三方町 56,445 13,157 10,005
	若狭消防組合 61,919	小浜市・上中町・名田庄村・高浜町・大飯町 33,702 8,085 3,574 10,841 5,717
	南越消防組合 96,686	武生市・今立町・南条町・河野村・今庄町 62,019 14,701 5,017 2,807 6,618
池田町 5,524		

道府県名	組 合 名	構 成 市 町 村 名
山 梨	峡北地区消防組合 80,121	韭崎市・双葉町・明野村・須玉町・高根町 27,267 5,498 4,852 9,009 8,331 長坂町・大泉村・小淵沢町・白州町・武川村 8,621 3,334 4,955 4,747 3,507
	富士五湖消防組合 85,020	富士吉田町・西桂町・忍野村・山中湖村・河口湖村 50,046 3,829 5,689 4,079 13,598 勝山村・足和田村・鳴沢村・上九一色村 2,115 1,508 2,097 2,059
	東八消防組合 54,585	石和町・御坂町・一宮町・八代町・境川村 12,864 10,079 9,991 6,800 4,489 中道町・芦川村・豊富村 5,561 1,154 3,647
	甲府地区広域行政事務組合 211,189	甲府市・竜王町・敷島町・昭和町・田富町 172,457 13,168 10,618 6,106 5,852 玉穂村 2,988
長 野	飯田県上郷消防組合 99,242	飯田市・鼎町・上郷町 77,261 11,844 10,137
	佐久地域広域行政組合 179,022	佐久市・小諸市・軽井沢町・白田町・望月町 55,214 39,093 13,473 15,227 12,382 佐久町・御代田町・立科町・浅科町・八千穂村 9,520 8,708 8,301 6,206 5,449 北御牧村 5,549
	坂城戸倉上山田消防組合 37,590	坂城町・戸倉町・上山田町 15,721 14,303 7,566
	上小地域広域行政組合 173,170	上田市・丸子町・東部町・長門町・真田町 99,499 25,402 19,077 5,541 10,630 武石村・和田村・青木村 4,239 3,250 5,532
岐 阜	羽島郡消防事務組合 49,156	岐南町・柳津町・笠松町・川島町 11,603 9,085 21,912 6,556
	本巣五町消防事務組合 38,048	本巣町・糸貫町・北方町・真正町・巣南町 6,052 8,347 10,855 6,837 5,957
	揖斐中央消防事務組合 36,853	谷汲村・揖斐川町・大野町 4,408 16,573 15,032
	垂井町関ヶ原消防事務組合 34,028	関ヶ原町・垂井町 10,788 23,240
	大垣消防組合 189,849	大垣市・池田町・神戸町・墨俣町・安人町 134,942 16,235 13,615 5,234 12,354 輪之内町 7,469

道府県名	組 合 名	構 成 市 町 村 名
岐 阜	可 茂 消 防 組 合 116,800	美濃加茂市・川辺町・富加村・八百津町・御嵩町 35,075 9,885 4,863 16,396 14,798 前山町・可児町・坂祝町 2,155 28,235 5,393
	中 濃 消 防 組 合 95,621	美濃市・関市・武儀町・上之保村・洞戸村 26,421 49,078 5,078 3,427 2,880 武芸川町・板取村 6,191 2,546
	飛 驒 消 防 組 合 77,973	高山市・古川町・国府町 56,459 15,071 6,443
	海 津 郡 消 防 組 合 31,206	海津町・南濃町・平田町 10,769 12,389 8,048
静 岡	磐田市外3町村消防組合 111,452	磐田市・龍洋町・豊田村・福田町・豊岡村 63,002 11,987 11,026 16,354 9,083
	鳥田市金谷町消防組合 87,883	鳥田市・金谷町 66,489 21,394
	田方地区消防組合 89,422	伊豆長岡町・修繕寺町・函南町・菰山町・大仁町 11,360 17,454 17,738 13,355 13,269 天城湯ヶ島町・中伊豆町 9,156 7,090
	御殿場市小山町広域行政組合 80,253	御殿場市・小山町 55,997 24,256
	袋井市外2町消防組合 70,502	袋井市・森町・浅羽町 38,999 21,764 9,739
	小笠地区消防組合 62,324	菊川町・小笠町・大浜町・大須賀町・大東村 24,332 11,033 8,978 10,704 7,277
	庵原地区消防組合 45,412	由比町・蒲原町・富士川町 112,548 17,905 14,949
	引佐郡消防組合 44,824	三ヶ日町・引佐町・細江町 16,220 14,414 14,189
	吉田榛原消防組合 41,848	吉田町・榛原町 19,241 22,607
	富士宮市芝川町消防組合 99,021	富士宮市・芝川町 88,880 10,141
	相良町外2町広域施設組合 52,748	相良町・浜岡町・御前崎町 25,346 17,177 10,225
湖西市・新居町消防組合 46,126	湖西市・新居町 31,263 14,863	
愛 知	西春日井郡東部消防組合 57,745	豊山村・師勝町・西春町 11,005 24,658 22,082
	西春日井郡西部消防組合 59,752	西枇杷島町・新川町・清洲町・春日村 19,637 20,127 14,878 5,110

道府県名	組 合 名	構 成 市 町 村 名
愛 知	海 部 東 部 消 防 組 合 62,761	七宝町・美和町・甚目寺町・大治村 14,161 14,067 20,626 13,907
	尾 三 消 防 組 合 52,729	三好町・東郷町・日進町 19,734 11,509 21,486
	海 部 南 部 消 防 組 合 31,692	弥富町・十四山村・飛島村 22,241 5,070 4,381
三 重	三 重 紀 北 消 防 組 合 58,253	尾鷲市・紀伊長島町・海山町 31,562 13,841 12,850
	伊 賀 北 部 消 防 組 合 84,827	上野市・阿山町・伊賀町・島ヶ原村・大山田村 57,666 8,038 10,066 3,079 5,978
	伊 賀 南 部 消 防 組 合 38,876	名張市・青山町 30,862 8,014
	松坂地区広域消防組合 159,969	松坂市・明和町・多気町・飯高町・飯南町 40,438 17,233 10,406 8,283 7,700 勢和村・三雲村 5,753 8,466
	久居地区広域消防組合 70,600	久居市・白山町・嬉野町・一志町 33,929 13,486 12,574 10,611
	志摩地区広域消防組合 76,841	南勢町・浜島町・大王町・志摩町・阿児町 14,809 7,106 10,309 17,190 17,484 磯部町 9,943
滋 賀	湖 南 消 防 組 合 131,163	草津市・守山市・栗東町・中主町・野洲町 46,409 34,785 23,031 9,806 17,132
	愛 知 郡 消 防 組 合 31,968	愛東町・湖東町・養荘町・愛知川町 5,635 9,780 7,918 8,626
	中 部 地 域 消 防 組 合 151,366	八日市市・近江八幡市・五ヶ荘町・蒲生町・龍王町 30,261 43,832 8,602 8,466 8,669 安土町・日野町・永源寺町・能登川町 8,339 20,754 7,183 15,260
	東 浅 井 郡 消 防 組 合 33,743	浅井町・湖北町・虎姫町・びわ町 11,573 8,525 6,054 7,590
	湖 西 広 域 消 防 組 合 49,818	マキノ町・今津町・朽木村・安曇川町・高島町 7,021 11,489 3,501 12,081 6,328 新旭町 9,398
	甲 賀 郡 消 防 組 合 86,408	石部町・甲西町・水口町・土山町・甲賀町 6,377 12,269 24,051 9,202 11,729 甲南町・信楽町 9,914 12,866
京 都	相 楽 中 部 消 防 組 合 28,007	山城町・木三津町・加茂町 8,581 10,731 8,695

道府県名	組 合 名	構 成 市 町 村 名
大 阪	堺市・高石市消防組合 655,809	堺 市 ・ 高石市 594,367 61,442
	守口市・門真市消防組合 325,507	守口市 ・ 門真市 184,466 141,041
	枚方寝屋川消防組合 424,330	枚方市 ・ 寝屋川市 217,369 206,961
	柏原羽曳野藤井寺消防組合 180,652	柏原市 ・ 羽曳野市 ・ 藤井寺町 53,104 77,134 50,414
兵 庫	加 東 消 防 組 合 32,149	社 町 ・ 滝野町 ・ 東条町 17,073 8,351 6,725
	淡路広域消防事務組合 175,918	洲本市 ・ 淡路町 ・ 北淡町 ・ 東浦町 ・ 津名町 44,499 9,834 13,617 9,020 17,507 一宮町 ・ 緑 町 ・ 三原町 ・ 五色町 ・ 西淡町 11,697 5,225 15,606 11,672 13,955 南淡町 23,286
鳥 取	中部市町村共同施設管理組合 118,464	倉吉市 ・ 羽合町 ・ 泊 村 ・ 東郷町 ・ 三朝町 49,629 6,539 3,833 7,404 9,157 関金町 ・ 北条町 ・ 大柴町 ・ 東伯町 ・ 赤碓町 5,111 5,908 8,583 12,601 9,699
島 根	木次町外3町消防組合 44,922	大東町 ・ 木次町 ・ 加茂町 ・ 三刀屋町 17,094 11,635 6,835 9,358
	益田地区広域市町村圏事務組合 83,387	益田市 ・ 美都町 ・ 匹見町 ・ 津和野町 ・ 日原町 50,071 4,366 3,871 8,840 6,572 柿木町 ・ 六日市町 2,547 7,120
	出雲市外4町広域消防組合 107,415	出雲市 ・ 斐川町 ・ 佐田町 ・ 多岐町 ・ 湖陵町 69,078 22,384 5,911 4,424 5,618
	大田市外2町消防衛生組合 51,475	大田市 ・ 温泉津町 ・ 仁摩町 38,192 6,927 6,356
	松江地区消防組合 175,399	松江市 ・ 鹿島町 ・ 島根町 ・ 美保関町 ・ 東出雲町 118,005 9,146 5,013 8,756 10,323 八雲村 ・ 玉陽町 ・ 突道町 ・ 八束町 3,839 6,046 9,480 4,791
	江津市外7町村消防組合 69,106	江津市 ・ 川本町 ・ 邑智町 ・ 大和村 ・ 羽須美村 27,891 7,213 7,438 3,056 3,690 瑞穂町 ・ 石見町 ・ 桜江町 6,582 7,647 5,588
岡 山	笠岡地区消防組合 93,378	笠岡市 ・ 鴨方町 ・ 寄島町 ・ 里庄町 62,405 14,968 8,560 7,445
	津山圏域消防組合 168,148	津山市 ・ 加茂町 ・ 鏡野町 ・ 富 村 ・ 奥津町 76,368 7,293 11,557 1,291 4,223

道府県名	組 合 名	構 成 市 町 村 名
岡 山	津 山 圏 域 消 防 組 合 168,148	上 倉 原 村 ・ 阿 波 村 ・ 勝 央 町 ・ 奈 義 町 ・ 藤 北 町 1,209 978 10,773 7,010 7,582 中 央 町 ・ 旭 町 ・ 久 米 南 町 ・ 久 米 町 ・ 棚 原 町 8,195 5,154 7,697 8,794 10,024
	井 原 地 区 消 防 組 合 73,015	井 原 市 ・ 矢 掛 町 ・ 美 里 町 ・ 芳 井 町 37,819 18,665 7,807 8,724
	阿 新 広 域 事 務 組 合 48,967	新 見 市 ・ 大 佐 町 ・ 神 郷 町 ・ 哲 西 町 ・ 哲 多 町 30,996 5,034 3,597 4,343 5,027
	真 庭 消 防 組 合 64,012	勝 山 町 ・ 落 合 町 ・ 湯 原 町 ・ 久 世 町 ・ 美 甘 村 11,682 17,376 5,003 11,321 2,304 新 庄 村 ・ 川 上 村 ・ 八 束 村 ・ 中 和 村 ・ 北 房 町 1,404 2,617 3,535 1,115 7,655
広 島	三 次 地 区 消 防 組 合 60,632	三 次 市 ・ 庄 原 市 36,168 24,464
	竹 原 広 域 行 政 組 合 67,042	竹 原 市 ・ 東 野 町 ・ 本 江 町 ・ 大 崎 町 ・ 安 芸 津 町 35,018 5,334 6,342 6,196 14,152
	海 田 地 区 消 防 組 合 88,703	船 越 町 ・ 海 田 町 ・ 矢 野 町 ・ 瀬 野 川 町 ・ 坂 町 14,790 24,648 16,502 18,540 14,223
	高 田 地 区 消 防 組 合 32,412	吉 田 町 ・ 八 千 代 町 ・ 美 土 里 町 ・ 高 宮 町 ・ 甲 田 町 10,636 3,996 4,635 6,420 6,725
	西 条 地 区 消 防 組 合 55,583	西 条 町 ・ 八 本 松 町 ・ 志 和 町 ・ 福 富 町 ・ 高 屋 町 24,564 10,672 7,234 3,572 9,541 豊 栄 町 5,970
	芦 品 地 区 消 防 組 合 48,915	芦 田 町 ・ 駅 家 町 ・ 新 布 町 6,638 18,725 23,552
	深 安 消 防 組 合 33,626	神 辺 町 ・ 加 茂 町 25,034 8,592
	尾 道 地 区 消 防 組 合 120,340	尾 道 市 ・ 向 島 町 101,363 18,977
	因 島 ・ 瀬 戸 田 消 防 組 合 53,818	因 島 市 ・ 瀬 戸 田 町 41,729 12,089
	山 口	下 関 地 区 広 域 行 政 事 務 組 合 315,597
柳 井 地 区 広 域 消 防 組 合 101,887		柳 井 市 ・ 久 賀 町 ・ 大 島 町 ・ 東 和 町 ・ 橘 町 37,774 6,424 11,545 9,830 9,832 上 関 町 ・ 平 生 町 ・ 大 島 町 8,308 13,107 5,067
岩 国 地 区 消 防 組 合 165,078		岩 国 市 ・ 和 木 町 ・ 錦 町 ・ 美 川 町 ・ 美 和 町 106,116 7,740 7,262 4,145 6,802 本 郷 村 ・ 玖 珂 町 ・ 周 東 町 ・ 由 宇 町 2,339 8,438 15,186 7,050

道府県名	組 合 名	構 成 市 町 村 名
山 口	光 地 区 消 防 組 合 76,632	光 市 ・ 大 和 町 ・ 熊 毛 町 ・ 田 布 施 町 45,716 7,182 9,187 14,547
	長 門 地 区 広 域 行 政 事 務 組 合 53,247	長 門 市 ・ 油 谷 町 ・ 三 隅 町 ・ 日 置 村 27,815 12,325 7,366 5,741
徳 島	阿 北 消 防 組 合 88,747	鴨 島 町 ・ 川 島 町 ・ 山 川 町 ・ 美 郷 村 ・ 阿 波 町 23,537 7,409 12,008 3,302 13,222 市 場 町 ・ 土 成 町 ・ 吉 野 町 12,381 8,236 8,652
	三 好 消 防 組 合 67,762	三 野 町 ・ 三 好 町 ・ 池 田 町 ・ 井 川 町 ・ 三 加 茂 町 5,694 6,312 23,578 7,186 9,864 山 城 町 10,128
	板 野 東 部 消 防 組 合 32,046	松 茂 町 ・ 北 島 町 ・ 藍 住 町 8,349 13,453 10,244
	美 馬 東 部 消 防 組 合 30,704	脇 町 ・ 穴 吹 町 19,061 11,643
	美 馬 西 部 消 防 組 合 28,690	美 馬 町 ・ 半 田 町 ・ 真 光 町 10,472 9,406 8,812
	香 川	仲 多 摩 消 防 事 務 組 合 37,998
三 豊 地 区 広 域 市 町 村 振 興 事 務 組 合 141,863		観 音 寺 市 ・ 高 瀬 町 ・ 山 本 町 ・ 三 野 町 ・ 大 野 原 町 43,162 16,876 7,761 8,615 13,256 豊 中 町 ・ 詫 間 町 ・ 仁 尾 町 ・ 豊 沢 町 ・ 財 田 町 11,505 16,931 8,112 10,235 5,410
小 豆 地 区 消 防 組 合 45,485		内 海 町 ・ 土 庄 町 ・ 池 田 町 16,068 22,037 7,380
大 川 地 区 広 域 行 政 振 興 整 備 事 務 組 合 96,104		引 田 町 ・ 白 島 町 ・ 大 内 町 ・ 津 田 町 ・ 大 川 町 11,094 14,232 17,246 10,074 7,715 応 度 町 ・ 寒 川 町 ・ 長 尾 町 17,424 5,953 12,366
愛 媛	周 桑 事 務 組 合 57,143	東 予 市 ・ 小 松 町 ・ 丹 原 町 32,308 9,502 15,334
	伊 予 消 防 組 合 80,343	伊 予 市 ・ 松 前 町 ・ 砥 部 町 ・ 広 田 村 ・ 中 山 町 27,769 23,899 11,658 2,172 6,785 双 海 町 8,059
高 知	香 南 消 防 組 合 26,570	赤 岡 町 ・ 香 我 美 町 ・ 野 市 町 ・ 夜 須 町 ・ 吉 川 村 4,204 6,166 8,903 5,117 2,180
	高 幡 消 防 組 合 88,060	須 崎 市 ・ 中 土 佐 町 ・ 窪 川 町 ・ 檜 原 町 ・ 大 野 見 村 31,050 9,090 19,009 7,011 2,221 東 津 野 村 ・ 葉 山 村 ・ 大 正 町 ・ 十 和 村 4,080 5,546 4,585 5,468

道府県名	組 合 名	構 成 市 町 村 名
高 知	嶺北消防組合 9,679	大川村・本川村・本山町 1,095 1,532 7,052
	山田消防組合 35,553	土佐山田町・香北町・物部村 21,820 7,009 6,724
	中芸消防組合 19,156	安田町・田野町・奈半和町・北川村・馬路村 5,031 4,323 5,084 2,584 2,134
福 岡	飯塚地区消防組合 197,266	飯塚市・山田市・桂川町・穂築町・磯井町 75,643 15,334 11,912 23,595 6,810 喜穂町・筑穂町・庄内町・穂波町・額田町 12,681 10,573 8,109 25,415 7,194
	田川地区消防組合 163,996	田川市・香春町・添田町・金田町・糸田町 64,233 14,917 16,810 8,661 9,876 川崎町・赤池町・万城町・太任町・赤村 23,190 8,770 7,504 6,256 3,779
	筑紫野太宰府消防組合 65,031	筑紫野市・太宰府町 38,876 26,155
	八女地区消防組合 103,953	八女市・立花町・広川町・黒木町・上陽町 38,848 15,923 15,056 19,367 5,834 星野村・矢部村 5,471 3,445
	柳川市三橋町大和町消防厚生事業組合 82,263	柳川市・三橋町・大和町 45,789 16,807 19,667
	春日大野城消防組合 75,417	春日市・大野城市 41,599 33,816
	遠賀郡消防組合 70,468	水巻町・芦屋町・岡垣町・遠賀町 26,974 17,366 16,760 9,368
	糸島郡消防厚生施設事務組合 56,204	前原町・二丈町・志摩町 30,662 11,531 14,011
	瀬高町外2町消防組合 52,868	瀬高町・山川町・高田町 27,642 6,662 18,564
	京築広域組合 98,503	豊前市・椎田町・築城町・犀川町・吉富町 32,049 13,224 11,670 10,115 7,317 藤山町・天平村・新吉富村・豊津町 6,359 5,376 3,804 8,589
佐 賀	神崎地区消防事務組合 42,605	神崎町・千代田町・三田川町・東背振村・背振村 16,854 11,887 8,838 5,026 3,154 三瀬村 2,112
	有田地区消防組合 28,613	有田町・西有田町 15,120 8,111

道府県名	組 合 名	構 成 市 町 村 名
佐 賀	唐津・東松浦広域市町村圏組合 148,827	唐津市・浜玉町・七山村・巖木町・相知町 74,421 10,624 3,808 8,647 11,106 北波多村・肥前町・玄海町・鎮西町・呼子町 4,299 11,806 7,468 8,944 7,704
	鳥栖・三養地区消防事務組合 87,001	鳥栖市・基山町・中原町・北茂安町・三根町 47,369 9,735 6,962 8,842 8,950 上峰村 5,143
	小城地区消防事務組合 38,471	小城町・三日月町・牛津町・芦刈町 15,096 7,776 8,305 7,294
長 崎	鳥原地域広域圏消防組合 145,841	鳥原市・有明町・布津町・口之津町・国見町 44,475 12,217 6,342 9,245 12,885 西有家町・深江町・南有馬町・瑞穂町・有家町 10,688 7,653 8,620 6,405 10,795 加津佐町・北有馬町 10,462 6,056
	県央地域広域圏組合 206,181	諫早市・大村市・多良見町・森山町・飯盛町 65,261 56,538 8,886 6,148 8,182 高来町・小長井町・吉妻町・愛野町・千石町 10,768 7,785 8,742 4,350 7,119 小浜町・南串山町 16,483 5,919
	壱岐郡町村組合 42,983	郷浦町・勝本町・芦辺町・石田町 15,568 9,164 12,578 5,763
	下五島地域広域市町村圏組合 68,649	福江市・富江町・玉ノ浦町・三井楽町・岐宿町 33,442 10,038 4,390 7,321 6,889 奈留町 6,569
	松浦地区消防組合 53,588	松浦市・田平町・鷹島村・江迎町・鹿町町 25,810 9,024 4,501 7,887 6,375
	熊 本	阿蘇中部消防組合 38,295
本郷地区消防組合 67,527		本渡市・有明町・新和町・五味町 39,315 8,171 6,099 13,942
菊地西部地区消防組合 28,834		合志町・沼水町・西合志町 8,706 9,183 10,945
有明消防組合 175,237		荒尾市・玉名市・岱明町・横島町・天水町 55,452 42,681 12,358 6,315 8,000 玉東町・菊水町・三加和村・南関町・長州町 6,403 7,869 7,797 14,273 14,084
大津町外2町消防組合 48,121		大津町・菊陽町・益城町 18,322 10,881 18,918

都道府県名	組 合 名	構 成 市 町 村 名
大 分	日田玖珠広域市町村圏事務組合 127,254	日 出 市 ・ 九 重 町 ・ 中津江村 ・ 玖 珠 町 ・ 前津江村 64,886 16,324 2,870 23,828 2,380 上津江村 ・ 大 山 町 ・ 天 瀬 町 2,254 5,118 9,614
	大野郡東都消防組合 54,210	野津町 ・ 三重町 ・ 犬飼町 ・ 清川村 ・ 千才村 12,544 19,358 5,827 4,154 3,259 大野町 9,068
	高田地区救急業務事務組合 36,631	後高田市 ・ 大 田 村 ・ 真 玉 町 ・ 香々地町 22,866 3,070 5,388 5,307
	東国東消防組合 49,943	国見町 ・ 国東町 ・ 武蔵町 ・ 安岐町 ・ 姫島村 8,497 19,657 6,135 12,232 3,422
	佐伯地域広域市町村圏組合 96,667	佐伯市 ・ 上 浦 町 ・ 弥 生 町 ・ 本 匠 村 ・ 宇 目 町 50,698 4,217 7,024 3,201 6,337 直 川 村 ・ 鶴 見 町 ・ 米 水 津 町 ・ 蒲 江 町 3,775 6,022 3,187 12,206
	竹田直入大野西部消防組合 59,519	竹 田 市 ・ 緒 方 町 ・ 朝 地 町 ・ 萩 町 ・ 久 住 町 27,128 10,819 5,827 5,155 6,606 直 入 町 3,984
宮 崎	都城北諸県消防組合 172,288	都 城 市 ・ 三 段 町 ・ 山 之 口 町 ・ 高 城 町 ・ 山 口 町 114,802 14,699 7,072 13,064 9,037 高 崎 町 13,614
	東児湯消防組合 71,508	高 鷲 町 ・ 新 富 町 ・ 木 城 町 ・ 川 南 町 ・ 都 農 村 19,770 16,514 6,031 16,707 12,479
	小林地区消防事務組合 94,185	えびの市 ・ 小 林 市 ・ 野 尻 町 ・ 高 原 町 ・ 須 木 村 28,972 38,674 9,719 12,798 4,022
鹿 児 島	指宿地区消防組合 75,708	指 宿 市 ・ 山 川 町 ・ 開 聞 町 ・ 頭 娃 町 31,472 11,965 9,395 19,832
	国分市外2町消防組合 60,557	国 分 市 ・ 隼 人 町 ・ 霧 島 町 29,729 24,141 6,687
	始良郡西部消防組合 58,054	加 治 木 町 ・ 始 良 町 ・ 蒲 生 町 ・ 溝 辺 町 18,716 23,605 9,287 6,446
288組合		市 190 町 1,024 村 267

救急業務委託市町村一覧表

昭和48年4月1日現在

都 道 府 県	受 託 市 町 村	委 託 市 町 村 の 状 況								備 考
		市 町 村	人 口	救急出 場件数	搬 送 人 員	交通事故 数(人身事 故を伴った もの)	委託内容	委託区域	委託年月日	
山 形	山 形 市	山 辺 町	14,825	13	10	22	救急のみ	全 部	45.10.1	
		中 山 町	11,597	22	21	22	"	"	"	
	尾 花 沢 市	大 石 田 町	11,799	27	16	24	救急のみ	全 部	45.5.1	
茨 城	水 戸 市	内 原 町	12,935	38	48	77	救急のみ	一 部	45.6.29	
		常 澄 村	9,094	50	58	94	"	"	"	
	土 浦 市	阿 見 町	24,907	93	94	114	救急のみ	全 部	43.12.3	
		牛 久 町	19,372	22	24	167	"	一 部	44.4.1	
		桜 村	8,942	56	55	56	"	全 部	"	
		新 治 村	8,355	45	48	56	"	"	43.12.3	
		千 代 田 村	13,680	27	27	138	"	一 部	44.4.1	
出 島 村	16,582	54	52	62	"	全 部	43.12.3			
古 河 市	総 和 町	24,999	348	369	262	救急のみ	全 部	46.1.1		
	三 和 町	18,487	94	99	127	"	"	"		
	境 町	1,773	18	15	148	"	"	"		
	北 川 辺 町	7,694	63	71	48	"	"	"		
石 岡 市	玉 里 村	5,445	39	40	49	救急のみ	全 部	46.4.1	土浦市へも委託	
	千 代 田 村	13,680	111	142	138	"	一 部	"		
	美 野 里 村	14,872	112	150	160	"	全 部	"		
龍ヶ崎市	牛 久 町	19,372	135	125	167	救急のみ	一 部	46.4.1	土浦市へも委託	
	利 根 町	8,262	25	21	41	"	全 部	"		
	新 利 根 村	8,621	25	33	59	"	"	"		
	河 内 村	11,720	21	22	45	"	"	"		
水海道市	守 谷 町	12,300	5	5	48	救急のみ	全 部	46.10.1	交通事故 特殊災害 のみ	
	谷 和 原 村	9,901	40	56	64	"	"	"		
高 萩 市	十 王 町	9,646	82	80	57	救急のみ	全 部	46.4.1		
取 手 市	守 谷 町	12,300	48	47	64	救急のみ	全 部	46.4.1	水海道市へも委託	
岩 井 市	猿 島 町	13,640	33	35	65	救急のみ	全 部	47.4.1		
	境 町	21,773	10	6	114	"	一 部	48.1.1		
藤 代 町	伊 奈 村	11,171	10	8	61	"	全 部	47.7.1		
栃 木	小 山 市	野 木 町	11,983	73	75	128	救急のみ	全 部	44.10.1	
	藤 原 町	栗 山 村	3,142	4	5	27	"	"	47.7.1	

都 道 府 県	受 託 市 町 村	委 託 市 町 村 の 状 況								備 考
		市 町 村	人 口	救 急 出 場 件 数	搬 送 人 員	交 通 事 故 件 数 (人 身 事 故 を 伴 っ た も の)	委 託 内 容	委 託 区 域	委 託 年 月 日	
群 馬 県	桐 生 市	大 間 々 間	19,751	125	108	130	消 防 全 部	全 部	45. 4. 1	勢 多 郡
		藪 塚 本 町	8,876	63	59	54	"	一 部	"	
		笠 懸 村	9,404	143	177	109	"	全 部	"	
		新 里 村	9,434	36	43	46	"	"	"	
		東 村	5,814	11	11	24	"	"	"	
		黒 保 根 村	3,914	10	8	9	"	"	"	
	太 田 地 区 消 防 組 合	藪 塚 本 町	8,876	-	-	-	救 急 の み	一 部	"	桐 生 市 へ も 委 託
	宮 田 市 村 連 合 会	吉 井 町	17,993	88	67	-	救 急 の み	全 部	45. 7. 1	
	沼 田 市	水 上 町	8,904	27	30	34	救 急 の み	全 部	44. 4. 1	
		月 夜 野 町	11,103	48	49	90	"	"	"	
		新 治 村	9,211	52	48	123	"	"	"	
		昭 和 村	8,590	28	26	17	"	"	"	
		白 沢 村	3,125	27	35	29	"	"	"	
川 場 村		4,109	9	10	8	"	"	"		
利 根 村		7,288	17	18	38	"	"	"		
片 品 村	6,754	20	19	43	"	"	"			
東 京	東 京 消 防 庁	立 川 市	117,057	2,392	2,357	360	消 防 全 部	全 部	35. 4. 1	消 防 団 に か かる も の な ら び に 水 利 施 設 の 設 置 管 理 に 関 す る も の を 除 く
		国 立 市	59,709	1,248	1,230	147	"	"	"	
		昭 島 市	75,662	1,560	1,537	304	"	"	"	
		小 金 井 市	94,448	1,387	1,392	292	"	"	"	
		小 平 市	137,373	2,035	2,042	520	"	"	"	
		国 分 寺 市	81,259	1,203	1,207	273	"	"	"	
		武 蔵 野 市	136,959	2,165	2,006	530	"	"	"	
		田 無 市	58,466	926	858	248	"	"	"	
		保 谷 市	86,194	1,368	1,270	312	"	"	"	
		三 鷹 市	155,693	2,077	1,947	583	"	"	"	
		調 布 市	157,488	2,780	1,569	637	"	"	"	
		府 中 市	163,173	2,870	2,031	653	"	"	"	
		日 野 市	98,557	1,991	1,865	170	"	"	"	
		町 田 市	202,801	4,477	4,279	743	"	"	"	
		八 王 子 市	253,527	5,363	4,938	1,686	"	"	"	
		青 梅 市	70,954	1,276	1,233	226	"	"	"	
		東 村 山 市	96,545	1,483	1,398	422	"	"	"	
		福 生 市	37,938	762	737	245	"	"	48. 4. 1.	
瑞 穂 町	17,687	201	237	137	"	"	"			
羽 村 町	22,783	393	391	104	"	"	"			

都道 府 県	受 託 市・町・村	委 託 市 町 村 の 状 況								備 考	
		市 町 村	人 口	救急出 場件数	搬 送 人 員	交通事故件 数(人身事 故を伴った もの)	委託内容	委託区域	委託年月日		
神奈川	湯河原町	真鶴町	10,284	197	204	47	消防全部	全 部	41. 6. 1		
福 井	鯖江・円生 消防組合	宮崎村	4,011	2	2	12	救急のみ	全 部	47. 4. 1		
岐 阜	岐阜市	穂積町	15,319	139	135	131	消防全部	"、	"		
静 岡	浜 松 市	可美村	11,131	60	53	89	"	"	"		
		雄踏町	11,420	34	32	40	"	"	"		
		舞阪町	10,489	29	23	117	"	"	"		
	沼津市	清水町	21,035	133	107	185	救急のみ	全 部	46. 3. 30		
	藤 枝 市	大井川町	16,812	50	41	67	救急のみ	全 部	46. 4. 1		
		岡部町	10,032	61	51	59	"	"	"		
三 重	桑 名 市	多度町	10,614	79	83	47	消防全部	全 部	45. 4. 1		
		津 市	河芸町	14,287	—	—	78	"	"	48. 4. 1	
		芸濃町	8,881	—	—	42	"	"	"		
		安濃町	7,605	—	—	19	"	"	"		
		香良洲町	5,663	—	—	13	"	"	"		
		美黒村	4,522	—	—	12	"	"	"		
大 阪	泉 南 市	阪南町	28,322	323	273	101	救急のみ	全 部	46. 10. 10		
		碑 町	20,684	253	205	149	"	"	"		
岡 山	倉 敷 市	早鳥町	8,352	31	30	47	消防全部	全 部	47. 4. 1		
		船穂町	7,148	17	13	15	"	"	"		
		金光町	11,361	29	29	59	"	"	"		
	玉 野 市	灘崎町	8,993	45	55	61	消防全部	全 部	47. 6. 1		
	総 社 市	真備町	12,563	—	—	92	消防全部	全 部	48. 4. 1		
		清音村	3,034	—	—	33	"	"	"		
山手村		2,367	—	—	16	"	"	"			
広 島	広 島 市	安芸町	12,278	272	254	53	消防全部	全 部	47. 1. 1		
		海田地区 消防組合	熊野町	14,884	49	45	65	救急のみ	全 部	47. 4. 1	
		熊野跡町	1,294	3	3	2	"	"	"		
山 口	山 口 市	小郡町	16,063	201	217	245	救急のみ	全 部	46. 8. 10		
		防府町	徳地町	12,506	28	33	54	救急のみ	全 部	46. 10. 15	
		秋穂町	9,121	23	20	36	"	"	"		
	山陽町	橘 町	8,306	53	40	30	救急のみ	全 部	46. 4. 1		
香 川	高 松 市	綾上町	8,605	—	—	33	救急のみ	全 部	48. 4. 1		
		綾南町	13,947	—	—	105	"	"	"		
		国分寺町	11,419	—	—	112	"	"	"		
高 知	土 佐 市	春野町	13,527	—	—	102	消防全部	一 部	48. 2. 22		

都道 府県	受託 市町村	委託市町村の状況								備考	
		市町村 人口	教急出 場件数	搬送 人員	交通事故 件数(人身 事故を伴 ったもの)	委託内容	委託区域	委託年月日			
福岡	甘木市	三輪町	9,029	28	30	97	教急のみ	全部	46.10.1		
		久留米市 久留米広 域組合 (小郡市 (田主丸町 (浮羽町 (吉井町 (城島町 (大木町 (大刀洗町 (三潁町 (比野町)	154,449 (30,469) (23,106) (19,217) (18,084) (14,057) (12,885) (12,769) (12,123) (11,739)	123	111	1,146	消防全部	全部	47.1.1		
	長崎	長崎市	三和町	8,007	2	2	0	消防全部	全部	47.4.1	
			長与町	14,008	37	34	22	"	"	"	
			時津町	12,493	35	32	12	"	"	"	
			琴海町	7,347	1	1	1	"	"	"	
	伊万里市	福島町	6,296	-	-	-	消防全部	全部	48.4.1		
	佐世保市	東彼岸町	10,713	-	-	-	消防全部	全部	48.4.1		
川棚町		13,409	-	-	-	"	"	"			
波佐見町		14,673	-	-	-	"	"	"			
小値賀町		7,552	-	-	-	"	"	"			
宇久町		8,048	-	-	-	"	"	"			
小佐々町		6,729	-	-	-	"	"	"			
佐々町		10,987	-	-	-	"	"	"			
吉井町		6,242	-	-	-	"	"	"			
世知原町		4,757	-	-	-	"	"	"			
西彼町		9,830	-	-	-	"	"	"			
西海町		10,490	-	-	-	"	"	"			
大島町	6,779	-	-	-	"	"	"				
鱈戸町	4,933	-	-	-	"	"	"				
受託市町村 43		委託市町村数	122	内訳	市 19 町 74 村 29						

付録3 通信回線の利用と電波の割当てに関する法規等

3-1 通信回線の利用に関する法規等

(1) 有線電気通信設備設置届書の一例

別紙様式第一

有線電気通信設備設置届

年 月 日

郵政大臣 殿

届出者 郵便番号

住 所 (法人にあっては、本店又は
主たる事務所の所在地)

(ふりがな)

氏 名 (法人にあっては、商号又は
名称及び代表者の氏名) ㊟

有線電気通信設備を設置するので、有線電気通信法第3条第1項の規定に基づき、別紙の書類を添えて届け出ます。

別紙様式第二

事 項 書

1. 有線電気通信の方式

注 「音声周波電話(自動交換)」, 「電信」, 「テレビジョン(音声複合)」等のように記入すること。

2. 通信事項

注 「自家通信」, 「電気供給に伴う電気設備の保安及び電力需給調整打合せ」等のように記入すること。

3. 設備の設置の場所

(1) 機械(中継増幅器を除く。)

注 機械の種別ごとに「(何)県(何)市(何)町(何)丁目(何)番(何)号(何)内」等のように記入すること。

(2) 線路(中継増幅器を含む。)及び付近の他の有線電気通信設備, 強電流電線路, 道路, 鉄道, 軌道等の位置

注 地図又はこれに類するものに記入すること。

(3) 設備と付近の他の施設との関係

ア 架空電線等との関係

付近の 他の施設	設 備 関 係	架空電線の 支 持 物	架 空 電 線		備 考
		接 近 最 短 距 離	接 近 最 短 距 離	交 差 最 短 距 離	
架 空 電 線		m	m	m	
架電線 強電流	低 圧				
	高 圧				
	特 別 高 圧				
建 造 物					
そ の 他					

注 「備考」欄には、「双方共絶縁電線」、「当方絶縁電線相手方裸線」、「相手方3,300V」、「特高線なし」、「当方保護網設置」等のように記入すること。

イ 道路等との関係

付近の 他の施設	設 備 関 係	架 空 電 線	備 考
		道路、鉄道又は軌道上 の最低の高さ	
道 路		m	
鉄 道 又 は 軌 道			
そ の 他			

注 「備考」欄には、「歩道と車道との区別がある道路」等のように記入すること。

4. 設備の概要

(1) 機械

ア 交換機

型 式	回 線 容 量	台 数	製 造 者	備 考
	()			

注 ()内は実装を記入すること。

イ 増幅器(中継増幅器を含む。)

型 式	台 数	定格出力レベル	製 造 者	備 考
		W又はdBm		

ウ 端末機器

品名	型式	台数	製造者	備考

エ 保安装置

型式	台数	製造者	備考

オ その他

(2) 線路

ア 線条

架空, 地下, 水底の別	線種	対数 又は容量	こう長	延長	備考
			km	km	
計					

注1. 線種については、「0.65 CCP-SS」, 「0.9 SD」等おもなものを具体的に掲げ、それ以外は「その他」とすること。

2. 「延長」とは、「こう長」に条数を乗じたものとする。

イ 電柱

種類	数量	共架電柱の相手方別数量			備考
		日本電信 電話公社	電気事業者	その他	
木柱	本	本	本	本	
コンクリート柱					
鉄柱					
その他					
計					

注1. 「数量」欄には、共架電柱以外の電柱の本数を記入すること。

2. 共架電柱を除く木柱については、長さが6メートル以下であるもの及び長さが6メートルをこえるものであって元口から6メートルの位置における横断面の最も長い部分の長さが10センチメートル以下であるもの本数を「備考」欄に再掲すること。

(3) 線路の電圧

注 実効値によらない場合は、その旨を付記すること。

(4) 線路に送る電力

通信回線の種別	周波数の別	電力	備考

- 注 1. 「通信回線の種別」欄には、「音声周波を使用する有線ラジオ放送設備の通信回線」、「強電流電線に重畳される通信回線」等のように記入すること。
2. 「周波数の別」欄には、「低周波」、「音声周波」又は「高周波」と記入すること。
3. 電力の単位は、有線電気通信設備令施行規則（昭和46年郵政省令第2号）第3条第2項第1号又は第2号に掲げる通信回線にあつては「ワット」とし、その他の通信回線にあつては「デシベル」とすること。
4. 通信回線が有線電気通信設備令施行規則第2条第1項第4号から第8号までに掲げる場合に該当するものであるときは、その旨を「備考」欄に記入すること。

(5) その他

5. 工事開始及び設置の予定期日

注 工事を要しないときは、設置の日を記入すること。

6. その他参考事項

備考 回線図を添付のこと。

(2) 電々公社の提供するサービス等

専用回線・特定通信回線サービスの品目

区別	品名		内 容	主 要 用 途	旧 名 称
	規 格	種 別			
専用回線サービスまたは特定通信回線サービス	A規格 (120ヘルツ)	A-1 (50ビット/秒直流符号伝送)	直流方式による50ビット/秒以下の符号伝送が可能なもの	符号伝送、データ伝送、遠隔制御、遠方監視	市内専用または市外専用の普通第1規格第1種
	B規格 (240ヘルツ)	B-1 (100ビット/秒直流符号伝送)	直流方式による100ビット/秒以下の符号伝送が可能なもの	符号伝送、データ伝送、遠隔制御、遠方監視	市内専用または市外専用の普通第2種
	C規格 (400ヘルツ)	C-2 (200ビット/秒交流符号伝送)	交流方式による200ビット/秒以下の符号伝送が可能なもの	データ伝送	市内専用または市外専用の普通第2規格
	D規格 (3.4キロヘルツ)	D-1 (帯域使用)	通常0.3キロヘルツから3.4キロヘルツまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	通話、データ伝送、心電図伝送、手書き伝送、模写伝送	市内専用または市外専用の普通第3規格第1種
		④ D-3 (模写伝送)	模写伝送が可能なもの	模写伝送	
		D-5 (1,200ビット/秒交流符号伝送)	交流方式による1,200ビット/秒以下の符号伝送が可能なもの	データ伝送	
	D-7 (2,400ビット/秒交流符号伝送)	交流方式による2,400ビット/秒以下の符号伝送が可能なもの	データ伝送	市内専用または市外専用の普通第2種	
	⑤ D-10 (写真伝送)	写真伝送が可能なもの	写真伝送	市内専用または市外専用の普通第3規格第1種	
	⑤ D-11 (音楽伝送)	音楽放送が可能なもの	音楽放送(BGM)		
	E規格 (5キロヘルツ)	E-1 (AM放送)	通常100ヘルツから5キロヘルツまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	ラジオ(AM)放送中継	市外専用の放送第1規格

区別	品名		内 容	主 要 用 途	旧 名 称
	規 格	種 別			
専用回線サービスまたは特定通信回線サービス	F規格 (10キロヘルツ)	F-1 (AM放送)	通常50ヘルツから10キロヘルツまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	ラジオ(AM)放送中継	市外専用の放送第2規格または放送第3規格
	I規格 (48キロヘルツ)	I-1 (帯域使用)	通常48キロヘルツの周波数帯域を伝送することが可能なもの	通話、写真伝送、模写伝送、データ伝送、新聞紙面伝送	広周波数帯域専用の広帯域第1規格
		I-2 (写真・模写伝送)	写真伝送および模写伝送が可能なもの	写真伝送、模写伝送、新聞紙面伝送	
	J規格 (240キロヘルツ)	J-1 (帯域使用)	通常240キロヘルツの周波数帯域を伝送することが可能なもの	通話、写真伝送、模写伝送、データ伝送、新聞紙面伝送	広周波数帯域専用の広帯域第2規格
		J-2 (写真・模写伝送)	写真伝送および模写伝送が可能なもの	写真伝送、模写伝送、新聞紙面伝送	
	L規格 (4メガヘルツ)	L-1 (白黒映像伝送)	白黒映像信号および音響を伝送することが可能なもの	白黒テレビジョン放送中継	テレビジョン中継専用第1規格
L-2 (カラー映像伝送)		カラー映像信号および音響を伝送することが可能なもの	カラーテレビジョン放送中継	テレビジョン中継専用第2規格	
無線専用			無線設備(無線電信機、無線電話機等)およびこれに付属する連絡線の専用	自動車、船舶、飛行機等と基地局との通信	—
専用回線サービスの	高速模写伝送サービス		12キロヘルツ帯による高速模写伝送を行なうもの	地方自治体の住民票等、一般企業の各種伝票の伝送等	—
	映像伝送サービス		4メガヘルツ帯による映像伝送を行なうもの	書類照合、遠方監視、交差点監視等	—

(注) ④は専用回線サービスとして提供するものを示す。特に表示のないものは、専用回線サービスおよび特定通信回線サービスの双方に提供するものである。(以下同じ。)

サービス品目別提供条件等

A-1

品目	A-1 (50ビット/秒直流符号伝送) [専用および特定通信回線サービス]			用途	符号伝送 データ伝送 遠隔制御遠方監視			
端末機器	直営に限るもの		直営・自営いずれでもよいもの	自営によるもの	電子計算機・符号伝送機器 データ伝送装置 遠隔制御装置 遠方監視装置			
提供条件	①変復調装置は必要としない。 ②混合使用はできない。 ③回線保護装置を設置する。 ④引込線は2線式構成である。 ⑤分岐についての条件は220ページのとおりである。							
新規架設費	端末機器等	課金単位	債券	設備料	取付料			
	引込線2線式 回線保護装置	1引込線ごとに 1台ごとに	-	20,000円	-	5,500円		
回線専用料(月額)	距離区分	一般	警察・消防	新聞・放送	距離区分	一般	警察・消防	新聞・放送
	1kmまでのもの	550円	550円	550円	120kmまでのもの	49,000円	16,000円	27,000円
	2 "	950	950	950	160 "	57,000	19,000	31,000
	3 "	1,300	1,300	1,300	200 "	68,000	23,000	38,000
	4 "	1,700	1,700	1,700	240 "	79,000	26,000	44,000
	5 "	2,100	2,100	2,100	300 "	91,000	30,000	50,000
	7 "	2,500	2,500	2,500	360 "	104,000	34,000	57,000
	10 "	4,600	2,900	3,500	420 "	117,000	39,000	64,000
	15 "	7,200	5,500	5,400	500 "	132,000	44,000	73,000
	20 "	11,000	4,000	8,000	600 "	151,000	50,000	83,000
	30 "	15,000	4,800	11,000	750 "	178,000	59,000	98,000
	40 "	20,000	6,400	15,000	900 "	210,000	69,000	116,000
	60 "	24,000	8,000	18,000	1,100 "	248,000	82,000	136,000
80 "	28,000	9,000	21,000	1,500 "	312,000	103,000	172,000	
100 "	43,000	14,000	24,000	1,500kmこえるもの	377,000	124,000	207,000	
機械専用料(月額)								

B-1

品目	B-1 (100ビット/秒直流符号伝送) [専用および特定通信回線サービス]			用途	符号伝送 データ伝送			
端末機器	直営に限るもの		直営・自営いずれでもよいもの	自営によるもの	電子計算機 符号伝送機器 データ伝送装置			
提供条件	①変復調装置は必要としない。 ②混合使用はできない。 ③回線保護装置を設置する。 ④引込線は4線式構成である。 ⑤分岐についての条件は220ページのとおりである。							
新規架設費	端末機器等	課金単位	債券	設備料	取付料			
	引込線4線式 回線保護装置	1引込線ごとに 1台ごとに	-	40,000円	-	5,500円		
回線専用料(月額)	距離区分	一般	警察・消防	新聞・放送	距離区分	一般	警察・消防	新聞・放送
	1kmまでのもの	700	700	700	120kmまでのもの	65,000	21,000	36,000
	2 "	1,200	1,200	1,200	160 "	76,000	25,000	42,000
	3 "	1,800	1,800	1,800	200 "	91,000	30,000	50,000
	4 "	2,300	2,300	2,300	240 "	106,000	35,000	58,000
	5 "	2,900	2,900	2,900	300 "	121,000	40,000	67,000
	7 "	3,400	3,400	3,400	360 "	139,000	46,000	76,000
	10 "	6,100	4,000	4,600	420 "	156,000	51,000	86,000
	15 "	9,600	4,600	7,100	500 "	176,000	58,000	97,000
	20 "	14,000	5,400	11,000	600 "	202,000	66,000	111,000
	30 "	20,000	6,400	15,000	750 "	237,000	78,000	131,000
	40 "	26,000	8,600	20,000	900 "	280,000	92,000	154,000
	60 "	31,000	10,000	24,000	1,100 "	330,000	109,000	182,000
80 "	37,000	12,000	27,000	1,500 "	416,000	137,000	229,000	
100 "	57,000	19,000	32,000	1,500kmこえるもの	502,000	166,000	276,000	
機械専用料(月額)								

C-2

品目	C-2 (200ビット/秒交流符号伝送) [専用および特定通信回線サービス]			用途	データ伝送			
端末機器	直営に限るもの	変復調装置	直営・自営いずれでもよいもの	自営によるもの	電子計算機 符号伝送機器 データ伝送装置			
提供条件	①混合使用はできない。 ②引込線はケーブル区間において使用する場合は2線式構成、搬送区間において使用する場合は4線式構成である。 ③分岐についての条件は220ページのとおりである。							
新規架設費	端末機器等	課金単位	債券	設備料	取付料			
	引込線2線式 4線式 変復調装置2線式 4線式	1引込線ごとに " 1台ごとに "	- - 270,000円 240,000円	20,000円 40,000円 - -	- - 5,000円 5,000円			
回線専用料 (月額)	距離区分	一般	警察・消防	新聞・放送	距離区分	一般	警察・消防	新聞・放送
	1kmまでのもの	900円	900円	300円	120kmまでのもの	82,000円	27,000円	45,000円
	2 "	1,600	1,600	1,600	160 "	96,000	32,000	53,000
	3 "	2,300	2,300	2,300	200 "	114,000	38,000	63,000
	4 "	2,900	2,900	2,900	240 "	133,000	44,000	73,000
	5 "	3,600	3,600	3,600	300 "	153,000	50,000	84,000
	7 "	4,300	4,300	4,300	360 "	175,000	58,000	96,000
	10 "	7,700	5,000	5,900	420 "	197,000	65,000	108,000
	15 "	12,000	5,900	9,000	500 "	222,000	73,000	122,000
	20 "	18,000	6,800	14,000	600 "	254,000	84,000	140,000
	30 "	25,000	8,000	19,000	750 "	299,000	99,000	165,000
	40 "	33,000	11,000	25,000	900 "	353,000	117,000	194,000
	60 "	40,000	13,000	30,000	1,100 "	416,000	137,000	229,000
	80 "	46,000	15,000	35,000	1,500 "	524,000	173,000	288,000
100 "	72,000	24,000	40,000	1,500kmこえるもの	632,000	209,000	348,000	
機機専用料 (月額)	変復調装置2線式 4線式	1台ごとに "	6,500円 6,000円					

D-1

品目	D-1 (帯域使用) [専用および特定通信回線サービス]			用途	使用方法を特に指定しない			
端末機器	直営に限るもの	変復調装置	直営・自営いずれでもよいもの	自営によるもの	変復調装置 電子計算機 符号伝送機器 データ伝送装置 遠隔制御装置 遠方監視装置			
提供条件	①周波数帯域が3.4キロヘルツの回線を提供する。 ②端末機器は自営に限る。 ③回線保護装置を設置する。 ④分岐についての条件は220ページのとおりである。							
新規架設費	端末機器等	課金単位	債券	設備料	取付料			
	引込線2線式 4線式 回線保護装置	1引込線ごとに " 1台ごとに	- - -	20,000円 40,000円 -	- - 5,500円			
回線専用料 (月額)	距離区分	一般	警察・消防	新聞・放送	距離区分	一般	警察・消防	新聞・放送
	1kmまでのもの	2,000円	2,000円	2,000円	120kmまでのもの	182,000円	60,000円	100,000円
	2 "	3,500	3,500	3,500	160 "	213,000	70,000	117,000
	3 "	5,000	5,000	5,000	200 "	254,000	84,000	140,000
	4 "	6,500	6,500	6,500	240 "	296,000	98,000	163,000
	5 "	8,000	8,000	8,000	300 "	340,000	112,000	187,000
	7 "	9,500	9,500	9,500	360 "	389,000	128,000	214,000
	10 "	17,000	11,000	13,000	420 "	437,000	144,000	240,000
	15 "	27,000	13,000	20,000	500 "	493,000	163,000	271,000
	20 "	40,000	15,000	30,000	600 "	565,000	186,000	311,000
	30 "	55,000	18,000	41,000	750 "	665,000	219,000	366,000
	40 "	73,000	24,000	55,000	900 "	785,000	259,000	432,000
	60 "	88,000	29,000	66,000	1,100 "	925,000	305,000	509,000
	80 "	103,000	34,000	77,000	1,500 "	1,165,000	384,000	641,000
100 "	161,000	53,000	89,000	1,500kmこえるもの	1,405,000	464,000	773,000	
機機専用料 (月額)	D規格の時間専用にかかる専用料は次のとおりである。(以下D規格において同じ) ①基本回線専用料…加入電話により待時通話を行なった場合の通話料の3倍 ②端末回線専用料…1引込線ごとに1,000円							

D-2

品目	D-2 (音声伝送) [専用回線サービス]			用途	通話			
端末機器	直営に限るもの	セントレックス専用回線自動交換機	直営・自営いずれでもよいもの	電話機 P B X	自営によるもの			
提供条件	① 端末機器がセントレックスまたは P B X の場合は、受付台に収容するか、あるいは内線電話機に直接接続(トルダイヤル接続)することができる。 ② 変復調装置を設置したデータ伝送との、または分割使用による混合使用はできない。 ③ 分岐についての条件は220ページのとおりである。							
新規架設費	端末機器等	課金単位	債券	設備料	取付料			
	引込線 2 線式 4 線式	1 引込線ごとに "	- -	20,000円 40,000円	- -			
電話機	1 台ごとに	10,000円	-	-	-			
専用回線自動交換機(注)	1 回線ごとに	別に定める額	-	-	別に定める額			
トルダイヤル装置	1 装置ごとに	-	28,000円	-	-			
(注) 自動交換機によりダイヤル接続を行なう場合に用いる。								
回線専用料 (月額)	距離区分	一般	警察・消防	新聞・放送	距離区分	一般	警察・消防	新聞・放送
	1kmまでのもの	2,000円	2,000円	2,000円	120kmまでのもの	182,000円	60,000円	100,000円
	2 "	3,500	3,500	3,500	160 "	213,000	70,000	117,000
	3 "	5,000	5,000	5,000	200 "	254,000	84,000	140,000
	4 "	6,500	6,500	6,500	240 "	296,000	98,000	163,000
	5 "	8,000	8,000	8,000	300 "	340,000	112,000	187,000
	7 "	9,500	9,500	9,500	360 "	389,000	128,000	214,000
	10 "	17,000	11,000	13,000	420 "	437,000	144,000	240,000
	15 "	27,000	13,000	20,000	500 "	493,000	163,000	271,000
	20 "	40,000	15,000	30,000	600 "	565,000	186,000	311,000
	30 "	55,000	18,000	41,000	750 "	665,000	219,000	366,000
	40 "	73,000	24,000	55,000	900 "	785,000	259,000	432,000
	60 "	88,000	29,000	66,000	1,100 "	925,000	305,000	509,000
80 "	103,000	34,000	77,000	1,500 "	1,185,000	384,000	641,000	
100 "	161,000	53,000	89,000	1,500以上	1,405,000	464,000	773,000	
機械専用料 (月額)	電話機	1 台ごとに	200円					
専用回線自動交換機	1 回線ごとに	別に定める額						

D-3

品目	D-3 (模写伝送) [専用回線サービス]			用途	模写伝送			
端末機器	直営に限るもの	専用回線自動交換機	直営・自営いずれでもよいもの	模写伝送機 (直営のものは銀行行為替用に限る)	自営によるもの			
提供条件	① 搬送区間において使用する場合は引込線は4線式構成とする方が伝送品質上よい。 ② 変復調装置を設置したデータ伝送との、または分割使用による混合使用はできない。 ③ 回線保護装置を設置する。(端末機器が自営の場合に限る。) ④ 分岐についての条件は220ページのとおりである。							
新規架設費	端末機器等	課金単位	債券	設備料	取付料			
	引込線 2 線式 4 線式	1 引込線ごとに "	- -	20,000円 40,000円	- -			
模写伝送装置送信機	1 台ごとに	310,000円	-	-	実費			
模写伝送装置受信機	"	430,000円	-	-	"			
専用回線自動交換機	1 回線ごとに	別に定める額	-	-	別に定める額			
回線保護装置	1 台ごとに	-	-	-	5,500円			
回線専用料 (月額)	距離区分	一般	警察・消防	新聞・放送	距離区分	一般	警察・消防	新聞・放送
	1kmまでのもの	2,000円	2,000円	2,000円	120kmまでのもの	182,000円	60,000円	100,000円
	2 "	3,500	3,500	3,500	160 "	213,000	70,000	117,000
	3 "	5,000	5,000	5,000	200 "	254,000	84,000	140,000
	4 "	6,500	6,500	6,500	240 "	296,000	98,000	163,000
	5 "	8,000	8,000	8,000	300 "	340,000	112,000	187,000
	7 "	9,500	9,500	9,500	360 "	389,000	128,000	214,000
	10 "	17,000	11,000	13,000	420 "	437,000	144,000	240,000
	15 "	27,000	13,000	20,000	500 "	493,000	163,000	271,000
	20 "	40,000	15,000	30,000	600 "	565,000	186,000	311,000
	30 "	55,000	18,000	41,000	750 "	665,000	219,000	366,000
	40 "	73,000	24,000	55,000	900 "	785,000	259,000	432,000
	60 "	88,000	29,000	66,000	1,100 "	925,000	305,000	509,000
80 "	103,000	34,000	77,000	1,500 "	1,185,000	384,000	641,000	
100 "	161,000	53,000	89,000	1,500以上	1,405,000	464,000	773,000	
機械専用料 (月額)	模写伝送装置送信機	1 台ごとに	7,500円					
模写伝送装置受信機	"	10,500円						

D-5

品目	D-5 (1,200ビット/秒交流符号伝送) [専用および特定通信回線サービス]			用途	データ伝送					
端末機器	直営に限るもの 変復調装置	直営・自営いず れでもよいもの	自営によるもの	電子計算機 符号伝送機器 データ伝送装置						
提供条件	①分岐についての条件は221ページのとおりである。									
新規架設費	端末機器等		課金単位	債券	設備料	取付料				
	引込線2線式 4線式	1引込線ごとに "	—	—	20,000円 40,000円	—				
	変復調装置2線式 4線式	1台ごとに "	290,000円 280,000円	—	—	5,000円 5,000円				
回線専用料 (月額)	距離区分		一般	警察・消防	新聞・放送	距離区分		一般	警察・消防	新聞・放送
	1kmまでのもの		2,000円	2,000円	2,000円	120kmまでのもの		182,000円	60,000円	100,000円
	2	"	3,500	3,500	3,500	160	"	213,000	70,000	117,000
	3	"	5,000	5,000	5,000	200	"	254,000	84,000	140,000
	4	"	6,500	6,500	6,500	240	"	296,000	98,000	163,000
	5	"	8,000	8,000	8,000	300	"	340,000	112,000	187,000
	7	"	9,500	9,500	9,500	360	"	389,000	128,000	214,000
	10	"	17,000	11,000	13,000	420	"	437,000	144,000	240,000
	15	"	27,000	13,000	20,000	500	"	493,000	163,000	271,000
	20	"	40,000	15,000	30,000	600	"	565,000	186,000	311,000
	30	"	55,000	18,000	41,000	750	"	665,000	219,000	366,000
	40	"	73,000	24,000	55,000	900	"	785,000	259,000	432,000
	60	"	88,000	29,000	66,000	1,100	"	925,000	305,000	509,000
	80	"	103,000	34,000	77,000	1,500	"	1,165,000	384,000	641,000
100	"	161,000	53,000	89,000	1,500	こえるもの	1,405,000	464,000	773,000	
機橋専用料 (月額)	変復調装置2線式		1台ごとに	7,000円						
	4線式		"	6,500円						

D-7

品目	D-7 (2,400ビット/秒交流符号伝送) [専用および特定通信回線サービス]			用途	データ伝送					
端末機器	直営に限るもの 変復調装置	直営・自営いず れでもよいもの	自営によるもの	電子計算機 符号伝送機器 データ伝送装置						
提供条件	①引込線は4線式構成である。 ②分岐についての条件は221ページのとおりである。									
新規架設費	端末機器等		課金単位	債券	設備料	取付料				
	引込線4線式 変復調装置	1引込線ごとに 1台ごとに	—	—	40,000円	—				
			450,000円	—	—	5,000円				
回線専用料 (月額)	距離区分		一般	警察・消防	新聞・放送	距離区分		一般	警察・消防	新聞・放送
	1kmまでのもの		2,700円	2,700円	2,700円	120kmまでのもの		242,000円	80,000円	133,000円
	2	"	4,700	4,700	4,700	160	"	283,000	93,000	156,000
	3	"	6,500	6,500	6,500	200	"	338,000	112,000	186,000
	4	"	8,500	8,500	8,500	240	"	394,000	130,000	217,000
	5	"	11,000	11,000	11,000	300	"	452,000	149,000	249,000
	7	"	13,000	13,000	13,000	360	"	517,000	170,000	285,000
	10	"	23,000	15,000	17,000	420	"	581,000	192,000	319,000
	15	"	36,000	17,000	27,000	500	"	656,000	217,000	360,000
	20	"	53,000	20,000	40,000	600	"	751,000	247,000	414,000
	30	"	73,000	24,000	55,000	750	"	884,000	291,000	487,000
	40	"	97,000	32,000	73,000	900	"	1,044,000	344,000	575,000
	60	"	117,000	39,000	88,000	1,100	"	1,230,000	406,000	677,000
	80	"	137,000	45,000	102,000	1,500	"	1,549,000	511,000	853,000
100	"	214,000	70,000	118,000	1,500	こえるもの	1,869,000	617,000	1,028,000	
機橋専用料 (月額)	変復調装置		1台ごとに	10,600円						

D-10

品目	D-10(写真伝送) [専用回線サービス]			用途	写真伝送			
端末機器	直営に限るもの		直営・自営いずれでもよいもの		自営によるもの 写真伝送装置			
提供条件	①搬送区間において使用する場合は引込線は4線式構成とする方が伝送品質上よい。 ②変復調装置を設置したデータ伝送との、または分割使用による混合使用はできない。 ③回線保護装置を設置する。 ④分岐についての条件は220ページのとおりでである。							
新規架設費	端末機器等	課金単位	價 券	設 備 料	取 付 料			
	引込線2線式 4線式 回線保護装置	1引込線ごとに " 1台ごとに	— — —	20,000円 40,000円 —	— — 5,500円			
回線専用料(月額)	距離区分	一般	警察・消防	新聞・放送	距離区分	一般	警察・消防	新聞・放送
	1kmまでのもの	2,000円	2,000円	2,000円	120kmまでのもの	182,000円	60,000円	100,000円
	2 "	3,500	3,500	3,500	160 "	213,000	70,000	117,000
	3 "	5,000	5,000	5,000	200 "	254,000	84,000	140,000
	4 "	6,500	6,500	6,500	240 "	296,000	98,000	163,000
	5 "	8,000	8,000	8,000	300 "	340,000	112,000	187,000
	7 "	9,500	9,500	9,500	360 "	389,000	128,000	214,000
	10 "	17,000	11,000	13,000	420 "	437,000	144,000	240,000
	15 "	27,000	13,000	20,000	500 "	493,000	163,000	271,000
	20 "	40,000	15,000	30,000	600 "	565,000	186,000	311,000
	30 "	55,000	18,000	41,000	750 "	665,000	219,000	366,000
40 "	73,000	24,000	55,000	900 "	785,000	259,000	432,000	
60 "	88,000	29,000	66,000	1,100 "	925,000	305,000	509,000	
80 "	103,000	34,000	77,000	1,500 "	1,165,000	384,000	641,000	
100 "	161,000	53,000	89,000	1,500kmこえるもの	1,405,000	464,000	773,000	
機械専用料(月額)								

I-1

品目	I-1 (48キロヘルツ) [帯域使用 専用および特定通信回線サービス]		用途	使用方法を特に指定しない	
端末機器	直営に限るもの	直営・自営いずれでもよいもの	自営によるもの	分割装置 符号伝送装置 データ伝送装置 複写伝送装置	
提供条件	①国の機関、新聞社、通信社および放送事業者に限り販売する。 ②所属専用取扱局から端末機器の設置場所までの間(端末回線)は、特殊なケーブルまたは無線回線を専用者負担により設置する。 ③分岐についての条件は221ページのとおりでである。				
新規架設費	端末機器等	課金単位	價 券	設 備 費	取 付 料
	端末回線		—	—	実費
回線専用料(月額)	終日専用	中継回線の部分	基本料	1端局につき	325,000円
			累加料	10キロメートルごとに	32,000円
	(注) 1. 基本料は、中継回線の両端末における端局(その中継回線が他の中継回線に接続されているときは、その接続地における端局を除く。)の数により算定する。 2. 累加料は、中継回線の両端末における端局およびそれらの端局を接続するすべての中継局の間の直線距離の合計により算定する。				
		端末回線の部分	有線による場合	関係線路 100メートルまでごとに	1,000円
		無線による場合		100,000円	
(注) 「関係線路」とは、端末回線の長さという。					
時間専用	中継回線の部分 (1時間ごとに)	午前7時から午後8時までの間におけるもの	基本料	1端局につき	37,500円
			累加料	10キロメートルまでごとに	3,500円
		午後8時から翌日午前7時までの間におけるもの	基本料	1端局につき	21,500円
			累加料	10キロメートルまでごとに	2,000円
端末回線の部分	終日専用と同じ				
機械専用料(月額)					

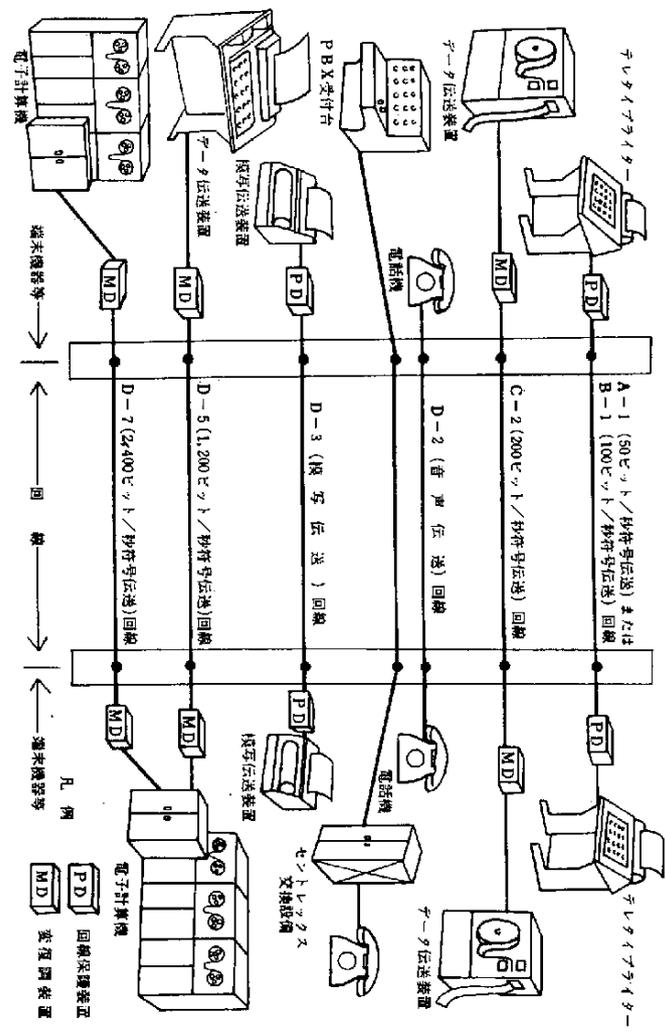
I-2

品目	I-2 (48キロヘルツ) [写真・複写伝送] [専用回線サービス]		用途	新聞紙面伝送、複写伝送、 写真伝送		
端末機器	直営に限るもの	直営・自営いず	分割装置	自営によるもの	新聞ファクシミリ 伝送装置 複写伝送装置	
提供条件	①国の機関、新聞社、通信社および放送事業者に限り販売する。 ②所属専用取扱局から端末機器の設置場所までの間(端末回線)は、 特殊なケーブルまたは無線回線を専用者負担により設置する。 ③分岐についての条件は221ページのとおりである。					
新規架設費	端末機器等	課金単位	債 券	設 備 費	取 付 料	
	端末回線 分割装置	1装置ごとに	別に定める 額	実費	別に定める 額	
回線専用料(月額)	終日専用	中継回線の部分		基本料	1端局につき	325,000円
		累加料		10キロメートル までごとに		32,000円
	(注)1. 基本料は、中継回線の両端末における端局(その中継回線が他の 中継回線に接続されているときは、その接続地における端局を 除く。)の数により算定する。 2. 累加料は、中継回線の両端末における端局およびそれらの端局 を接続するすべての中継局の間の直線距離の合計により算定する。					
	端末回線の部分		有線による場合	関係線路 100メ ートルまでごとに		1,000円
			無線による場合			100,000円
(注)「関係線路」とは、端末回線の長さをいう。						
時間専用	中継回線の部分 (1時間ごとに)	午前7時から午後8時ま での間におけるもの	基本料	1端局につき	37,500円	
			累加料	10キロメートルまでごとに	3,500円	
	端末回線の部分	午後8時から翌日午前7 時までの間におけるもの	基本料	1端局につき	21,500円	
			累加料	10キロメートルまでごとに	2,000円	
端末回線の部分 終日専用と同じ						
機械専用料(月額)	分割装置	1装置ごとに	別に定める額			

J-1

品目	J-1 (240キロヘルツ) [帯域使用] [専用および特定通信回線サービス]		用途	使用方法を特に指定しない		
端末機器	直営に限るもの	直営・自営いず	分割装置	自営によるもの	符号伝送装置 データ伝送装置 複写伝送装置	
提供条件	①国の機関、新聞社、通信社および放送事業者に限り販売する。 ②所属専用取扱局から端末機器の設置場所までの間(端末回線)は、 特殊なケーブルまたは無線回線を専用者負担により設置する。 ③分岐は行なわない。					
新規架設費	端末機器等	課金単位	債 券	設 備 費	取 付 料	
	端末回線		—	実費	—	
回線専用料(月額)	終日専用	中継回線の部分		基本料	1端局につき	926,000円
		累加料		10キロメートル までごとに		91,000円
	(注)1. 基本料は、中継回線の両端末における端局(その中継回線が他の 中継回線に接続されているときは、その接続地における端局を 除く。)の数により算定する。 2. 累加料は、中継回線の両端末における端局およびそれらの端局 を接続するすべての中継局の間の直線距離の合計により算定する。					
	端末回線の部分		有線による場合	関係線路 100メ ートルまでごとに		3,000円
			無線による場合			360,000円
(注)「関係線路」とは、端末回線の長さをいう。						
機械専用料(月額)						

専用回線・特定通信回線の用途例



J-2				
品目	J-2 (240キロヘルツ) 写真・模写伝送 [専用回線サービス]		用途	新聞紙面伝送、模写伝送 写真伝送
端末機器	直管に限るもの	直管・自営いす れでもよいもの	分割装置	新聞ファクシミリ 伝送装置 模写伝送装置
提供条件	①国の機関、新聞社、通信社および放送事業者に限り販売する。 ②所属専用取扱局から端末機器の設置場所までの間(端末回線)は、 特殊なケーブルまたは無線回線を専用者負担により設置する。 ③分岐は行なわない。			
新規架設費	端末機器等	課金単位	債券	取付料
	端末回線 分割装置	1装置ごとに	別に定める 額	実費 別に定める 額
回線専用料 (月額)	中継回線の部分		基本料	1端局につき 925,000円
			累加料	10キロメートル までごとに 91,000円
機械専用料 (月額)	端末回線の部分		有線による場合	3,000円
			無線による場合	360,000円
(注)「関係線路」とは、端末回線の長さをいう。				
分割装置	1装置ごとに	別に定める額		

(試行サービス) 12キロヘルツ用高速模写伝送

品目	12キロヘルツ用高速模写伝送 [専用回線サービス]		用途	高速模写伝送	
	直営に限るもの	回線終端装置 高速模写回線自動交換機		直営・自営いも ず	自営によるもの
端末機器					
提供条件	①提供しうる範囲は、回線の経過線路距離にしておおむね35キロメートルまでである。 ②回線および回線終端装置までは直営により提供し、模写送受信装置は自営設置である。 ③伝送方向は1方向であるため、同一場所において送受信を行なう場合には2回線必要となる。 ④使用期間が1年未満のものについては申込みに応じない。				
新規架設費	端末機器等	課金単位	債 券	設 備 料	取 付 料
	引込線	1引込線ごとに	—	20,000円	—
	回線終端装置送信装置	1台ごとに	40,000円	—	5,800円
	回線終端装置受信装置	"	70,000円	—	5,800円
	高速模写用回線自動交換機	"	別に定める額	—	別に定める額
回線使用料(月額)	1回線	1キロメートルまでごとに			1,600円
	(注) 回線距離は、両端末における端局およびそれらの端局を接続するすべての中継局間の直線距離の合計とする。				
機械専用料等(月額)	回線終端装置送信装置	1台ごとに			900円
	回線終端装置受信装置	"			1,500円
	高速模写用回線自動交換機	"			別に定める額

(試行サービス) 4メガヘルツ用映像伝送

品目	4メガヘルツ用映像伝送 [専用回線サービス]		用途	産業用テレビ伝送			
	直営に限るもの	映像送信装置 映像受信装置 端末制御装置		直営・自営いも ず	自営によるもの	テレビカメラ テレビ受像機	
端末機器							
提供条件	①提供しうる範囲は、回線の経過線路距離にしておおむね20キロメートルまでである。 ②回線、映像送・受信装置および端末制御装置までは直営により提供し、テレビカメラおよびテレビ受像機は自営設置である。 ③伝送方向は1方向であるため同一場所において送・受信を行なう場合には2回線必要となる。 ④テレビカメラを遠隔制御する場合には別に制御用回線を必要とする。 ⑤使用期間が1年未満のものについては申込みに応じない。						
新規架設費	端末機器等	課金単位	債 券		設 備 料	取 付 料	
	引込線	1引込線ごとに	白黒伝送	カラー伝送	設 備 料	白黒伝送	カラー伝送
	映像送信装置	1台ごとに	—	—	20,000円	—	—
	映像受信装置	"	320,000円	360,000円	—	21,000円	24,000円
	端末制御装置	"	450,000円	510,000円	—	30,000円	34,000円
		"	210,000円	210,000円	—	7,000円	7,000円
回線使用料(月額)	1回線 500メートルまでごとに		白黒伝送		8,000円		
			カラー伝送		11,000円		
	(注) 回線使用料算定のための距離は次によることとする。 ①端末機器にかかる回線を収容する局が一つの場合 当該取扱局と各端末との間の直線距離の合計したもの ②端末機器にかかる回線を直接収容する局が2以上の場合 当該取扱局相互間(中継局がある場合はその中継局経由)の直線距離に、各端末を直接収容する局と当該端末との間の直線距離とを合計したもの						
映像使用料(受信料)	映像送信装置	1台ごとに	(白黒伝送)		(カラー伝送)		
	映像受信装置	"	6,500円		7,500円		
	端末制御装置	"	9,200円		11,000円		
			5,800円		5,800円		

専用回線・特定通信回線の分岐

規格種別	条 件			
	搬送接続 区 間 数	1の分岐箇 所における 分岐回線の 数の限度	1の専用回 線において 分岐しうる 分岐回線の 数の限度	そ の 他
A 規格 (120ヘルツ)	A - 1 (50ビット /秒直流符 号伝送)	2	2	1. 直管の分岐増幅 装置は設置しない (分岐料の支払い を要しない)。 2. 分岐回線は分岐 箇所においてルー プ構成とする。 3. 分岐箇所から反 方向へ同時に異な る通信ができない 端末機器であること。
B 規格 (240ヘルツ)	B - 1 (100ビット /秒直流符 号伝送)	2	2	同 上
C 規格 (400ヘルツ)	C - 2 (200ビット /秒交流符 号伝送)	3	2	1. 分岐回線は4線 式とする。 2. 直管の分岐増幅 装置を設置する。
D 規格 (3.4キロ ヘルツ)	D - 1 (帯域使用)	特に制限しない		直管の分岐増幅装置 を設置する。
	D伝送 2)および D伝送1)10 D)写真 3真伝送 写)	四 線 式 回 線	ただし、2 5線式により 分岐回線を 構成した場 合には、回 線の設計規 格にもとづ きそのつど 決定する。	5 同 左
	二R 線/式D 回方線 式	4	3	3 1. 直管の分岐増幅 装置を設置する。 2. 分岐回線は2線 式とする。

規格種別	条 件				
	搬送接続 区 間 数	1の分岐箇 所における 分岐回線の 数の限度	1の専用回 線において 分岐しうる 分岐回線の 数の限度	そ の 他	
D 規格 (3.4キロ ヘルツ)				回線の設計規格にもとづき、そのつど 決定する。	
	その 場合 他各			直管の分岐増幅装置 を設置する。	
	D - 5 (1,200ピッ ト/秒交流 符号伝送)	3	2	5	1. 分岐回線は4線 式とする。 2. 直管の分岐増幅 装置を設置する。
	D - 7 (2,400ピッ ト/秒交流 符号伝送)	2	2	5	同 上
	D - 11 (音楽放送)	回線の設計規格にもとづき、そのつど 決定する。		直管の分岐増幅装置 を設置する。	
E 規格 (5キロ ヘルツ)	E - 1 (AM放送)	同	上	同 上	
F 規格 (10キロ ヘルツ)	F - 1 (AM放送)	同	上	同 上	
I 規格 (48キロ ヘルツ)	I - 1 (帯域使用)	5	1	4	1. 中継回線の終端 にある専用取扱局 における分岐は行 なわない。
	I - 2 (写真・模 写伝送)	5	1	4	2. 直管の分岐増幅 装置を設置する。
J 規格 (240キロ ヘルツ)	J - 1 (帯域使用)	分岐は行なわない		-	
	J - 2 (写真・模 写伝送)	同	上	-	
L 規格 (4メガ ヘルツ)	L - 1 (白黒映像伝送) および	特に制限しない。			
	L - 2 (カラー映像伝送)				

I 規格及び J 規格の回線専用料（昭和48年11月1日）

終日専用の基本回線専用料

（1回線ごとに月額，単位円）

距離区分	I 規格		J 規格		
	一般	新聞社など	一般	新聞社など	
局 間 距 離	15km まで	200,000	200,000	600,000	600,000
	30km まで	400,000	400,000	1,100,000	1,100,000
	60km まで	800,000	600,000	2,300,000	1,700,000
	120km まで	1,100,000	800,000	3,100,000	2,300,000
	240km まで	1,500,000	1,100,000	4,300,000	3,100,000
	420km まで	2,100,000	1,600,000	6,000,000	4,600,000
	750km まで	3,200,000	2,400,000	9,100,000	6,800,000
	750km 以上	4,400,000	3,300,000	12,500,000	9,400,000

時間専用（I 規格のものに限る）の基本回線専用料

（1回線につき1時間ごとに月額，単位円）

距離区分	午前7時から午後8時まで	午前8時から翌日の午前7時まで	
局 間 距 離	15 km まで	90,000	50,000
	30 km まで	170,000	100,000
	60 km まで	350,000	200,000
	120 km まで	480,000	280,000
	240 km まで	650,000	380,000
	420 km まで	910,000	530,000
	750 km まで	1,390,000	800,000
	750 km 以上	1,910,000	1,100,000

又 I 規格 J 規格の利用者範囲の制限が廃止された。

I 規格に新たに I-3（48Kbit/秒 交流符号伝送）の品目が設けられ高速データ伝送に利用でき、基本回線専用料は I 規格と同額である。

料金等の基本的事項

申込みを承諾した場合の料金等

区 分	内 容
債 券	端末機器が直営の場合に引受けを要する。 (ただし、臨時専用にかかるものを除く。)
設 備 料	引込線の工事費である。 (ただし、臨時専用にかかるものについては取付料の支払いを要する。)
取 付 料	1. 直営端末機器の取付工事費 2. 臨時にかかる引込線の工事費であって引込線1回線ごとに5,000円である。 3. 端末機器が自営であって直営の復調装置を用いる場合、または通話の用にのみ供する場合、回線に危険電圧を送出するおそれがあったくない場合等を除き、公社は回線に回線保護装置を設置する。臨時にかかるものについては1台ごとに1,300円である。 (機械専用料は課金しない。)
線 路 設 置 費	端末機器の設置場所が電話加入区域外であり、新たに回線の設置を要する場合について、回線距離100メートルごとに9,000円(4線式については18,000円)の支払いを要する。
設 備 費	申込みに応じるために新たに局間の回線を設置する場合、または特別な設備を設置する場合には、これにかかる実費額の支払いを要する。

(注) ①本欄に記載のない料金等の額は、品目別概要欄に記載してある。
②本欄は、専用回線および特定通信回線ともI規格、J規格およびL規格については適用しない。

▲映像伝送サービスおよび高速模写伝送サービスの料金等を定める件(昭和45年日本電信電話公社公示第130号)

公示 昭和45年2月18日
施行 昭和45年2月18日

事務管理、生産管理の向上、教育訓練活動の合理化効率化および行政事務の刷新のための公衆電気通信設備として、映像伝送サービスおよび高速模写伝送サービスを公衆電気通信法(昭和28年法律第97号)第12条の2により、試行的に提供することとし、その料金等を次のとおり定め、昭和45年2月18日から実施することとしたから公示します。

第1 映像伝送サービス

1 定義

映像伝送サービスとは、もつばらテレビジョンの白黒またはカラーの映像伝送(放送事業者が行なう放送以外の目的のものに限る。)の用に供するため、通常4メガヘルツ以下の周波数帯域の回線を用いるもので、その伝送可能距離が一定の範囲内に限定される公衆電気通信設備をいいます。

2 使用期間

映像伝送サービスの使用期間は1年以上のものに限ります。

3 伝送可能距離

映像伝送サービスの伝送可能距離は、線路距離にしておおむね20キロメートルまでとします。

4 料金等

映像伝送サービスに関する料金等の額は、別表1のとおりとします。

5 回線終端装置の設置

回線終端装置(映像送信装置、映像受信装置および端末制御装置をいいます。)については、利用者による設置を認めないものとします。

6 技術的条件

利用者により設置を認める端末機器等の技術的条件は次のとおりとします。

- (1) 端末機器等の送出レベル、周波数帯域および特性インピーダンスは、専用設備端末機器等の技術基準のテレビジョン中継専用の映像端末の例によります。
- (2) 上記以外の技術的条件については、専用設備端末機器等の技術基準によります。

7 その他

その他の事項については、D規格の専用設備(臨時専用設備を除きます。)を終日専用する場合の例によります。

第2 高速模写伝送サービス

1 定義

高速模写伝送サービスとは、もつばら模写伝送の用に供するため、通常12キロヘルツの周波数帯域の回線を用いるもので、その伝送可能距離が一定の範囲内に限定される公衆電気通信設備をいいます。

2 使用期間

高速模写伝送サービスの使用期間は1年以上のものに限ります。

3 伝送可能距離

高速模写伝送サービスの伝送可能距離は、線路距離にしておおむね35キロメートルまでとします。

4 料金等

高速模写伝送サービスに関する料金等の額は別表2のとおりとします。

5 回線終端装置の設置

回線終端装置(模写送信装置および模写受信装置をいいます。)については、利用

- 者による設置を認めないものとします。
- 6 技術的条件
- 利用者により設置を認める端末機器等の技術的条件は次のとおりとします。
- (1) 端末機器等に使用する周波数帯域は、複写電信端末にあつては、13キロヘルツから23キロヘルツの、また、複写電信端末に付随する制御端末にあつては、300ヘルツから2,700ヘルツの回線で使用可能なものとします。
 - (2) 端末機器等の回線側端子の特性インピーダンスは、600オームとし、その回路は平衡回路とします。
 - (3) 端末機器等の送出レベルは、専用設備端末機器等の技術基準の市内専用の例によります。
 - (4) 上記以外の技術的条件については、専用設備端末機器等の技術基準によります。

7 補償金

高速複写伝送用自動交換設備の設置または増設の日から5年以内に利用者がその利用契約を解除したとき、または日本電信電話公社（以下「公社」といいます。）がその交換設備の変更の請求に応じ、もしくは利用契約を解除したときは、その交換設備の撤去に要する費用の額以内において公社が定める額を補償金として支払わなければならない。

8 その他

その他の事項については、D規格の専用設備（臨時専用設備を除きます。）を終日専用する場合の例によります。

別表1 映像伝送サービスに関する債券および料金

料 金 種 別	単 位	料 金 額	
		白黒映像伝送	カラー映像伝送
1 債券（払込額）			
回線終端装置 （設置または増設の場合）	1装置ごとに		
映像送信装置		320,000円	360,000円
映像受信装置		450,000円	510,000円
端末制御装置		210,000円	210,000円
2 設備料			
引込線	1回線ごとに	20,000円	20,000円
3 取付料			
回線終端装置 （設置または増設の場合）	1装置ごとに		
映像送信装置		21,000円	24,000円
映像受信装置		30,000円	34,000円
端末制御装置		7,000円	7,000円
4 移転料			
(1) 引込線	1回線ごとに		
ア 移転工事 （ア）次のいずれかに該当する場合		5,000円	5,000円
① 引込柱の移転を要するとき。			
② 引込柱の変更（同一の建物内またはその建物の所在場所のある敷地			

内における移転工事に伴うものを除きます。）を要するとき。			
(イ)（ア以外の場合一時撤去（利用者が設置する端末機器にかかる引込線にかかるものに限ります。）	1,200円 400円	1,200円 400円	
ウ 再取付（利用者が設置する端末機器にかかる引込線にかかるものに限ります。）	400円	400円	
(2) 回線終端装置（移転または一時撤去の場合）	1装置ごとに		
映像送信装置		21,000円	24,000円
映像受信装置		30,000円	34,000円
端末制御装置		7,000円	7,000円
5 回線使用料	1回線500メートルまでごとに月額	8,000円	11,000円
6 回線終端装置使用料	1装置ごとに月額		
映像送信装置		6,500円	7,500円
映像受信装置		9,200円	11,000円
端末制御装置		5,800円	5,800円

備考

- 1 売出しの方法により発行される1の銘柄の債券を当該債券の売出期間中であつてその売出期間の満了の日の属する月以外の月に引き受ける場合における当該債券の払込額は、1の規定にかかわらず1による額から、それぞれ、その額にその引受けの月からその売出期間満了の日の属する月までの期間を基準として、電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律施行令第2項の割引率を定める件（昭和37年郵政省告示第838号）に規定する割引率と同率の割引率を乗じて得た額を差引いて得た額とします。
- 2 回線使用料算定のための距離は次によることとします。
 - (1) 端末機器にかかる回線を直接収容する取扱局が1つの場合
当該取扱局と各端末との間の直線距離を合計した距離とします。
 - (2) 端末機器にかかる回線を直接収容する取扱局が2以上の場合
当該取扱局相互間（中継局がある場合は、その中継局経由）の直線距離に、各端末にかかる回線を直接収容する取扱局と当該端末との間の直線距離を合計した距離とします。

別表2 高速複写伝送サービスに関する債券および料金

料 金 種 別	料 金 額
1 債券（払込額）	
(1) 複写伝送設備	
回線終端装置（設置の場合）	1装置ごとに
複写送信装置	40,000円

模写受信装置	70,000円	
(2) 高速模写伝送用自動交換設備（設置または増設の場合）	交換機等の価額にその調達に要する費用を加えた額	
2 模写伝送設備		
(1) 設備料		
引込線	1 回線ごとに	20,000円
(2) 取付料		
回線終端装置（設置の場合）	1 装置ごとに	5,800円
模写送信装置		5,800円
模写受信装置		
(3) 移転料		
ア 引込線	1 回線ごと	
イ 移転工事		5,000円
① 次のいずれかに該当する場合		
⑦ 引込柱の移転を要するとき。		
⑧ 引込柱の変更（同一の建物内またはその建物の所在場所のある敷地内における移転工事に伴うものを除きます。）を要するとき。		1,200円
② ①以外の場合		400円
(イ) 一時撤去（利用者が設置する端末機器にかかる引込線にかかるものに限ります。）		
(ロ) 再取付（利用者が設置する端末機器にかかる引込線にかかるものに限ります。）		400円
イ 回線終端装置（移転または一時撤去の場合）	1 装置ごとに	
模写送信装置		5,800円
模写受信装置		5,800円
(4) 回線使用料	1 回線 1 キロメートルまでごとに 月額	1,600円
(5) 回線終端装置使用料	1 装置ごとに月額	900円
模写送信装置		1,500円
模写受信装置		
3 高速模写伝送用自動交換設備		
(1) 取付料（設置または増設の場合）		実 費
(2) 移転料（移転または一時撤去の場合）		実 費
(3) 種類変更料（種類変更または一部改造の場合）		実 費
(4) 機械使用料		実 費
備考		
1 売出しの方法により発行される1の銘柄の債券を当該債券の売出期間中であつてその売出期間の満了の日の属する月以外の月に引き受ける場合における当該債券の払込額は、1の規定にかかわらず、1による額から、それぞれ、		

その額にその引受けの月からその売出期間満了の日の属する月までの期間を基準として、電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律施行令第2項の割引率を定める件（昭和37年郵政省告示第838号）に規定する割引率と同率の割引率を乗じて得た額を差引いて得た額とします。

2 回線使用料算定のための距離は、中継局経由の回線の両端末間の直線距離の合計とします。

付 則（昭和46年9月1日電電公示第66号）

- この改正規定は、昭和46年9月1日から実施します。
- この改正規定実施前に支払い、または支払うべきであつた公衆電気通信役務の料金は、なお従前の例によります。

改正公示文（昭和46年10月1日電電公示第90号）（抄）

昭和46年10月1日から実施します。

付 則（昭和47年4月21日電電公示第20号）

- この改正規定は、昭和47年5月1日から実施します。
- この改正規定実施前に支払い、または支払わなければならない公衆電気通信サービスの料金については、なお従前のとおりとします。

付 則（昭和47年8月22日電電公示第89号）

この改正規定は、昭和47年8月22日から実施します。

付 則（昭和48年4月21日電電公示第26号）

- この改正規定は、昭和48年4月21日から実施します。
- この改正規定実施前に支払い、または支払わなければならない公衆電気通信サービスの料金については、なお従前のとおりとします。

専用サービスの特殊な契約形態

区 分	認められる場合
共同専用	1. 国の機関、地方公共団体相互間が使用する場合 2. 共同して同一の業務を行なう者相互間が使用する場合 3. 資本金について10分の1をこえる出資の所有関係がある者相互間が使用する場合 4. 業務上の依存関係が10分の2をこえる者相互間が使用する場合 5. 業務の一部について継続的な業務提携をしている者相互間が使用する場合
他人使用	1. 音楽放送のために供する場合 2. 株式市況、道路情報、気象情報、またはニュースの提供のために供する場合 3. 防災、公害防止、防犯、または警備のための警報のために供する場合 4. 気象、地象または水象の自動計測、自動読取り等のために供する場合 5. 法律上他人使用を認められている者（警察機関、消防機関等）が使用する場合 （注）1.～4.については1方向伝送に限る。

特定通信回線サービスの特殊な契約形態

区 分	認められる場合
共同使用	1. 基準認可となるもの ① 国の機関、地方公共団体相互間が使用する場合 ② 共同して同一の業務を行なう者相互間が使用する場合 ③ 災害対策基本法等法律に基づいて共同で使用する場合 ④ 生産、在庫、販売管理システムを共同で運用する製造業者、卸売業者、小売業者相互間が使用する場合 ⑤ 預金の受入払渡について、業務委託契約を締結した銀行相互間が使用する場合 ⑥ 座席予約について業務委託契約を締結した旅客運送事業者、旅行業者相互が使用する場合 ⑦ 電子計算機と入出力装置間に終始するデータ伝送の用に共同で使用する場合 2. 個別認可となるもの 前記1.の各項に該当しないが個別に郵政大臣の認可を受けた場合 （注）1.の①～⑥についてはメッセージ交換を行なうものは除かれる。
他人使用	1. 電子計算機と入出力装置間に終始するデータ伝送の用に供する場合 2. 法律上他人使用を認められている者（警察機関、消防機関等）が使用する場合

契約上の手続

提出書類

専用回線申込書 特定通信回線	1契約ごとに1通を原則とする。 適合審査用調書は申込書の写をもってこれに代える。
自 営 届 書	専用回線に自営の端末機器を接続する場合に用いる。

(注) 自営用品認定申請書は廃止された。

専用回線・特定通信回線(データ通信)取扱局

区 分		受 付 局	契約締結局
専用サービスおよび特定通信回線サービス	A規格	1の電話加入区域内に終始するもの。	当該電話取扱局 同 左
	B規格	回線区間が1の通信部等管内に終始するもの。	当該通信部等 同 左
	C規格	回線区間が1の通信局管内に終始するもの。	当該通信局または設置場所を管轄する通信部等 当該通信局
	D規格	回線区間が2以上の通信局にわたるもの。ただし、東京と関東通信局間に終始するものを除く。	設置場所を管轄する通信局 料金支払責任者が所在する場所を管轄する通信局
	E規格		
	F規格	東京と関東通信局間に終始するもの。	東京および関東通信局 関東通信局
	I規格・J規格		設置場所を管轄する通信局 料金支払責任者が所在する場所を管轄する通信局
L規格(臨時専用を除く)		関東通信局	同 左
無線専用サービス		設置場所を管轄する通信局	同 左
試行サービス	高速模写伝送サービス	設置場所を管轄する通信局	同 左
	映像伝送サービス	設置場所を管轄する通信局	同 左

3-2 電波の割当てに関する法規等

電波法の抜萃はすでに第4章3.4に記されている。ここでは電波法と政令以外の法文の抜萃を載せる。その項目は次の通りであり、中には一部省略したのものもある。

(1) 電波法施行規則(目次)

「技術基準」関係

- (2) 無線設備規則
- (3) 無線機器型式検定規則第一章
- (4) 電波法による伝搬障害の防止に関する規則 省略
- (5) 地方電波監理局で行なう技術審査基準(目次)

「周波数の割当て」関係

- (6) 電波法施行規則第二節
- (7) 地方委任局の電波の型式、周波数、空中線電力等の指定基準 5条後半以降省略
- (8) 800MHz帯の電波を使用するI T V無線局の免許申請に対する処理について
- (9) 周波数の公開について(通達) 省略
- (10) 周波数割当ての原則 省略

「無線局開設の根本的基準」関係

- (11) 無線局開設の根本的基準
- (12) 無線局の開設の根本的基準に関する規則第4条及び第8条に該当する固定業務用無線局の免許申請に対する処理方針について

「その他」

- (13) 電波法令集
- (14) 電波関係告示集
- (15) 通達集
- (16) 事務規程集

昭和48年2月9日

地方電波監理局で行なう無線局に関する技術審査基準

目次

第1章 総則 (第1条—第3条)

第2章 固定局の技術審査基準

第1節 無線設備の設置場所 (第4条・第5条)

第2節 国内通信を行なう固定局の工事設計 (第6条—第19条)

第3節 国際通信を行なう固定局の工事設計 (第20条)

第4節 電波の型式、周波数、空中線電力等 (第21条—第24条)

第5節 伝送の質 (第25条)

第6節 混信 (第26条)

第7節 無線設備のその他の技術審査基準等 (第27条—第30条)

第3章 放送局の技術審査基準

第1節 微小電力テレビジョン放送局の技術審査基準 (第31条—第33条)

第4章 海岸局の技術審査基準 (第34条—第39条)

第5章 船舶局の技術審査基準 (第40条—第43条)

第6章 遭難自動通報局の技術審査基準 (第44条—第45条)

第7章 航空局の技術審査基準 (第46条—第49条)

第8章 航空機局の技術審査基準 (第50条—第53条)

第9章 陸上移動業務の局の技術審査基準

第1節 放送事業用陸上移動業務の局以外の陸上移動業務の局の技術審査基準 (第54条—第58条)

第2節 放送事業用陸上移動業務の局の技術審査基準 (第59条—第65条)

第10章 携帯移動業務の局の技術審査基準 (第66条)

第11章 信号報知業務の局の技術審査基準

第1節 専用信号報知局の技術審査基準 (第67条—第71条)

第2節 一般の利用に供するために関設する信号報告局の技術審査基準 (第72条—第75条)

第12章 無線航行業務の局の技術審査基準

第1節 無線航行陸上局の技術審査基準 (第76条)

第2節 無線航行移動局の技術審査基準 (第77条—第79条)

第13章 無線標定業務の局の技術審査基準

第1節 無線標定陸上局の技術審査基準 (第80条)

第2節 無線標定移動局の技術審査基準 (第81条—第85条)

第14章 非常局の技術審査基準 (第86条—第90条)

第15章 簡易無線局の技術審査基準 (第91条—第95条)

第16章 気象援助局の技術審査基準 (第96条—第99条)

第17章 実用化試験局に適用する規定 (第100条)

第18章 実験局 (電波伝搬試験用実験局を除く。)の技術審査基準 (第101条—第104条)

第19章 電波伝搬試験用実験局の技術審査基準 (第105条)

第20章 アマチュア局の技術審査基準 (第106条—第107条)

附則

電波法施行規則 第三章 第二節

(周波数の公開)

第十七條 法第二十六條の規定による周波数の公開は、第十九條から第二十一條までに規定するところによつて行うものとする。

第十八條 削除

(周波数表の内容及)

第十九條 周波数表には、左の各号に掲げる事項を記載する。

- 一 附屬規則に規定する周波数分配表のうち、全世界及び第一地域に分配せられた業務別周波数帯
- 二 附屬規則において及び通信条約に基づく国際会議において日本に分配せられた周波数及びこれらの周波数以外の周波数のうち日本が利用することができるものであつて、郵政大臣が業務別に分配しているもの
- 三 前号の周波数のうち、割り当てた周波数及びその発射の場所
- 四 第二号の周波数のうち、前号の周波数及び発射の場所以外において割り当てることが可能であるもの
- 五 その他必要と認める事項

(周波数の現状)

第二十條 郵政省に備える周波数原簿は、周波数の毎日の現状を表示するものとする。

- 2 郵政大臣は、毎奇数月の一日現在における周波数の状況を表す周波数表を作成するものとする。

(閲覧の場所)

第二十一條 周波数表は、左の場所において公衆の閲覧に供する。

- 一 郵政省電波監理局
- 二 地方電波監理局(沖縄郵政管理事務所を含む。以下同じ。)

- (2) 空中線電力は1キロワット未満はW、1キロワット以上はkWで表示すること。
- (3) 簡易無線局および気象援助局の空中線電力は、規格電力(Pr)で表示すること。

附 則

この達は、昭和47年5月15日から施行する。

付録第1号(第4条参照)

固 定 局 の 指 定 電 波 一 覧 表

周波数	電波の型式	占有周波数の値 帯域の値 (kc)	最大 空中線電力 (W)	用 途	使 用 地 域	免 許 人	備 考
(kc)							
1753.5	A3J、A3H	3	10	消防用	全 国	地方公共団体	同報用
1755	A3	6	3	"	"	"	"
1756.5	A3J、A3H	3	10	"	"	"	"
1901.5	A3J	"	"	水防用	信越管内	新潟県	
2053.5	"	"	"	電気事業用	北陸、北海道管内	北陸、北海道電力	
2056.5	"	"	5	"	四国管内	四国電力	
2118.5	A3J、A3H	"	10	消防用	全 国	地方公共団体	同報用
2120	A3	6	3	"	"	"	"
2121.5	A3J、A3H	3	10	"	"	"	"
2240	A1	0.5	50	国有鉄道用	北海道管内	日本国有鉄道	
2291.5	A3J	3	"	地方行政用	"	北海道庁	
2295	A1	0.5	100	警察用	九州管内	警察庁	
2371.5	A3J	3	50	海上保安用	九州、北海道管内	海上保安庁	
2410	A1	0.5	100	警察用	東北管内	警察庁	
2425	"	"	5	海上保安用	全 国	海上保安庁	灯火監視用
2455	"	"	100	警察用	四国管内	警察庁	
2473.5	A3J	3	50	官庁用	北海道管内	北海道開発庁	
2476.5	"	"	"	水防用	東北管内	建設省	
2485	A1	0.5	100	警察用	北海道管内	警察庁	
2492.5	"	"	"	"	中国管内	"	
2546.5	A3J	3	5	地方鉄道用	東海管内	地方鉄道事業者	
2556.25	"	"	50	水防用	東北管内	青森県	

昭和47年5月13日

地方委任局の電波の型式、周波数、空中線電力等の
指定基準

(目的)

第1条 この達は、地方委任局（電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第51条の2第1項第1号(1)に掲げる無線局および「郵政省職務規程第20条の2第5号および6号に掲げる別に定める無線局について（依命通達）」（郵波総第210号昭和47年5月13日）下記第1および2に掲げる無線局をいう。以下同じ。）の電波の型式、周波数、占有周波数帯幅の許容値および空中線電力（以下「電波の型式、周波数等」という。）の指定の基準を定めることを目的とする。

(関連する達)

第2条 この達は、次の達に関連する。

- (1) 電波関係の達に関する規程（昭和35年9月電波監理局達1-1）
- (2) 略語の意義（昭和29年3月電波監理局達1-2）
- (3) 地方電波監理局（沖縄郵政管理事務所を含む。）で行なう無線局に関する申請書および届書等の事務処理手続規程（昭和48年2月電波監理局達4-1）
- (4) 地方委任局の審査基準（昭和45年3月電波監理局達4-2）
- (5) 地方電波監理局（沖縄郵政管理事務所を含む。）で行なう無線局に関する技術審査基準（昭和48年2月電波監理局達4-3）

(指定の根拠)

第3条 地方委任局の電波の型式、周波数等の指定は、別に局長が定めるもののほか、この達の定めるところにより行なうものとする。

(電波の型式、周波数等の指定)

第4条 電波の型式、周波数等の指定は、地方委任局の審査基準および地方電波監理局（沖縄郵政管理事務所を含む。）で行なう無線局に関する技術審査基準による審査の結果に基づき、付録第1号から付録第18号までに掲げる指定電波等一覧表により行なう。ただし、指定電波等一覧表に定めのないものについては、次の各号によるものとする。

- (1) 地方電波監理局（沖縄郵政管理事務所を含む。）で行なう無線局に関する申請書および届書等の事務処理手続規程第11条第2項の規定により局長の指示を要しないものを除き、局長の指示を受けるものとする。
- (2) 付録第1号、第2号、第7号、第10号、第11号および第14号において無線設備規則の一部を改正する省令（昭和44年郵政省令第9号）付則第2項の規定の適用を受ける無線設備に係る占有周波数帯幅の許容値は、昭和49年3月31日までは54Mcをこえ68Mc以下の周波数については26kc、142Mcをこえ162.0375Mc以下または335.4Mcをこえ470Mc以下の周波数については30kcとすることができる。

(周波数および空中線電力の表示)

第5条 周波数および空中線電力の指定を行なう場合において、周波数および空中線電力の表示は、次の各号によるものとする。

- (1) 周波数は、28,000kc以下はkc、28,000kcをこえ10,000Mc以下はMc、10,000McをこえるものはGcで表示すること。

◎800Mc帯の電波を使用するITV用 無線局の免許申請に対する処理に ついて

郵波陸第518号
昭和43年10月11日

地方電波監理局長

電波監理局長

800 Mc 帯の電波を使用するITV用無線局の免許
申請に対する処理について（通達）

郵波周第22号（43.8.26）関連

上記のことについては、さきに関連通達により、産業用テレビジョン（以下「ITV」という。）の局に対する周波数帯として890Mcから920Mcまでを充当されることとなったが、これに基づき、この周波数を使用するITV用無線局の免許申請に対しては、下記の基準により処理することとなったから、了知されたい。

なお、これに伴い現に免許を受けている830Mcから920Mcまでの周波数帯のITV用無線局（昭和44年3月31日までの間において、同日までに限定して再免許するものを含む。）については、新基準にかかわらず昭和44年3月31日までは、なお従前の例によることとなったから、関係免許人に対する周知方よろしく取り計らわれたい。

また、「ITV用無線局の免許申請に対する処理について」（通達）（郵波陸第559号）（34.7.17）は、廃止する。

記

1 周波数について

映像信号（当該無線局の運用に必要な音声および信号（以下「補助信号」という。）を付加する場合を含む。）の送出行なう無線局（以下「ITV局」という。）およびITV局の監視および制御（打合せを含む。）等を行なうことを目的とする無線局（以下「監視制御局」という。）の割当周波数および基準周波数は、別表1のとおりとする。

2 電波の質等について

- (1) ITV局および監視制御局の許容偏差および占有周波数帯幅の許容値は、別表2のとおりとする（付図参照）。
- (2) 映像信号の周波数幅は、原則として200kc以上とする。

3 空中線について

- (1) 人口10万人以上の市制施行地域に設置する固定局（同報通信方式のものを除く。）の空中線は、原則として開口面積3平方メートル以上のパラボラ空中線またはこれと同等以上の指向特性を有するものとし、その他の地域に設置するものは、原則として8素子八木空中線以上の指向特性を有するものとする。
- (2) 同報通信方式の固定局の空中線は、できる限り指向特性の尖鋭なものとする。
- (3) 移動局の空中線は、原則として8素子八木空中線以上の指向特性を有するものとする。

別表 1

割当周波数および基準周波数

チャンネル 番号	I T V 局			監視制御局 割当周波数
	割当周波数	基準周波数		
		映像信号	補助信号	
1	892.5		892,930	918.65
2	893.5	映	893,930	918.75
3	894.5	像	894,930	918.85
4	895.5	信	895,930	918.95
5	896.5	号	896,930	919.05
6	897.5	搬	897,930	919.15
7	898.5	送	898,930	919.25
8	899.5	波	899,930	919.35
9	900.5	の	900,930	919.45
10	901.5	周	901,930	919.55
11	902.5	波	902,930	919.65
12	903.5	数	903,930	919.75
13	904.5	と	904,930	919.85
14	905.5	す	905,930	890.15
15	906.5	る。	906,930	890.25
16	907.5		907,930	890.35
17	908.5		908,930	890.45
18	909.5		909,930	890.55
19	910.5		910,930	890.65

20	911.5		911,930	890.75
21	912.5		912,930	890.85
22	913.5		913,930	890.95
23	914.5		914,930	891.05
24	915.5		915,930	891.15
25	916.5		916,930	891.25
26	917.5		917,930	891.35

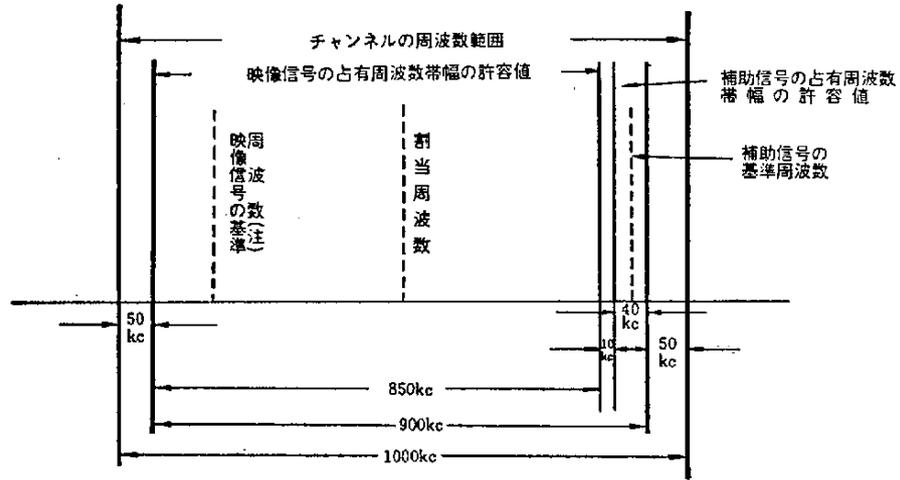
注 固定業務用は、低い周波数から順次高い周波数に、また、移動業務用は、高い周波数から順次低い周波数にそれぞれ割り当ててを原則とする。

別表 2

許容偏差および占有周波数帯幅の許容値の表

区 別	信号の 種類	周波数の 許容偏差	占有周波数帯 幅の許容値
I T V 局	映像信号 のみの局		50×10^{-6} 900kc
	補助信号 を付加す る局	映像信号	50×10^{-6} 850kc
		補助信号	50×10^{-6} 40kc
監視制御局		20×10^{-6} 80kc	

付図



(注) 映像信号搬送波の周波数とする。

無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準

（目的）

第一条 この規則は、無線局（放送試験局及び放送を行なう実用化試験局を含む。以下同じ。）を置く（の開設の根本的基準を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第二条 この規則中の左に掲げる用語の意義は、本条に示す通りとする。

一 「根本的基準」とは、無線局（放送局を除く。）の開設の免許に関する基本的方針をいう。

二 「公衆通信業務用無線局」とは、公衆の一般的利用に供する無線通信の業務を行うことを目的として開設する無線局（放送局を除く。）をいう。

三 「公共業務用無線局」とは、人命及び財産の保護、治安の維持、気象通報その他これに準ずる公共の業務を遂行するために開設する無線局をいう。

四 「漁業用海洋局」とは、漁船の船舶局との間に漁業に関する通信を行うために陸上に開設する移動しない無線局（漁業の指導監督用のものを除く。）をいう。

五 「簡易無線業務用無線局」とは、簡易な無線通信業務であつて、且つ、アマチュア業務に該当しない業務を行うために開設する無線局をいう。

（公衆通信業務用無線局）

第三条 公衆通信業務用無線局は、左の各号の条件を満たすものでなければならない。

一 その局を開設することが公共の利益、利便及び必要に合致するものであること。この場合、公共の利益、利便及び必要は、少なくとも次に掲げる事項を含むものとする。

(1) その局を開設することが電気通信業務の健全な発達と円滑な運営とに寄与すること。

(2) その局を開設することが既設の無線局（予備免許を受けているものを含む。）若しくは法第五十六条第一項に規定する指定を受けている受信設備（以下「既設の無線局等」という。）の運用又は電波の監視（郵政大臣がその公示する場所において行なうものに限る。以下同じ。）に支障を与えないこと。

(3) その局を開設する目的を達成するには、電気通信業務の他の手段に比較して能率的かつ経済的であること。

二 その局が八九〇MHz以上の周波数の電波による特定の固定地点間の無線通信を行なうもの（その局の無線通信については法第二百二条の二第一項の規定による伝搬障害防止区域の指定の必要がないものを除く。）であるときは、当該無線通信の電波伝送路における当該電波が法第二百二条の三第一項各号の一に該当する行為により伝搬障害を生ずる見込みのあるものでないこと。

（公共業務用無線局）

第四条 公共業務用無線局は、左の各号の条件を満たすものでなければならない。

一 その局は、所掌事務の遂行のために開設するものであつて、免許人以外の者の使用に供するものでないこと。

二 その局を運用することがその局の免許を受けようとする者の所掌事務の円滑な運営に必要不可欠であること。

三 通信の相手方及び通信事項は、その局の免許を受けようとする者の所掌事務の遂行上必要不可欠のものに限ることとする。

四 その局を開設することが既設の無線局等の運用又は電波の監視に支障を与えないこと。

五 その局を開設することが他の各種の電気通信手段に比較して、能率的且つ経済的であること。

六 その局が八九〇MHz以上の周波数の電波による特定の固定地点間の無線通信で法第二百二条の二第一項第三号から第六

号までの一に掲げるものを行なうもの（その局の無線通信について同条同項の規定による伝搬障害防止区域の指定の必要がないものを除く。）であるときは、当該無線通信の電波伝送路における当該電波が法第二百二条の三第一項各号の一に該当する行為により伝搬障害を生ずる見込みのあるものでないこと。

（実験局）

第六条 実験局は、左の各号の条件を満たすものでなければならない。

一 その局は、免許人以外の者の使用に供するものでないこと。

二 その局の免許を受けようとする者がその実験を遂行する適当な能力をもっていること。

三 実験の目的及び内容が法令に違反せず、且つ、公共の福祉を害しないものであること。

四 実験の目的及び内容が電波科学若しくは技術の進歩発達又は科学知識の普及に貢献する合理的な見込みのあるものであること。

五 その局の免許を受けようとする者がその実験の目的を達するため電波の発射を必要とし、且つ、合理的な実験の計画及びこれを実行するための適当な設備をもっていること。

六 その局を開設することが既設の無線局等の運用又は電波の監視に支障を与えないこと。

（アマチュア局）

第六條の二 アマチュア局は、左の各号の条件を満たすものでなければならない。

一 その局の免許を受けようとする者は、次のいずれかに該当するものであること。

(1) アマチュア局の無線設備の操作を行うことができる無線従事者（以下「従事者」という。）の資格を有する者

(2) アマチュア業務の健全な普及発達を図ることを目的とする社団であつて、次の要件を満たすもの

(一) 営利を目的としないこと。
(二) 目的、名称、事務所、資産、理事の任免及び社員資格の取得に関する事項を明示した定款が作成され、適当と認められる代表者が選任されているものであること。

(三) アマチュア業務に興味を有し、かつ、従事者の資格を有する者（施行規則第三十三条第五号の二に規定する者を含む。）により構成されるものであること。

二 その局の無線設備は、免許を受けようとする者が個人であるときはその者の操作することができるもの、社団であるときはそのすべての構成員がそのいずれかの無線設備につき操作をすることができるものであること。但し、移動するアマチュア局の無線設備は、空中線電力が五〇ワット以下のものであること。

三 その局は、免許人以外の者の使用に供するものでないこと。

四 その局を開設する目的、通信の相手方の選定及び通信事項が法令に違反せず、且つ、公共の福祉を害しないものであること。

五 その局を開設することが既設の無線局等の運用又は電波の監視に支障を与えないこと。

（操播局）

第六條の三 操播局は、左の各号の条件を満たすものでなければならない。

一 その局は、左に掲げる条件のいずれかに該当するものであること。

(1) 地上若しくは海上又はそれらの上空のいづれかの二以上の区域にわたり、随時移動して運用することを目的とするものであり、且つ、当該船舶又は航空機の航行の安全を目的としないものであること。

(2) 一の船舶又は航空機において運用するものでなく、船舶相互間又は航空機相互間においてのみ随時移動して運用するものであり、且つ、当該船舶又は航空機の航行の安全を目的としないものであること。

(3) 船舶以外の移動体であつて海上若しくは航行又は浮遊するもの、又は航空機以外の移動体であつて上空を航行又は飛翔するものにおいて運用するものであること。

二 その局の移動範囲は、海上において運用する場合は日本周辺の海域、上空において運用する場合は日本領土及び日本周辺の海域の上空に限るものであること。

三 その局の無線設備は、別に法令に規定があるものの外、次の条件に適合するものであること。

(1) 容易に持運びできるものであること。

(2) 航空機に搭載するものについては、その空中線電力は、五ワット（五四期から六八期まで及び一四八期から一六二期までの周波数の電波を使用するものにあつては一ワット）以下であること。

四 通信の相手方及び通信事項は、その局の免許を受けようとする者の事業又は業務の遂行上必要であつて、最少限のものであること。

五 その局は、免許人以外の者の使用に供するものでないこと。

六 その局を開設する目的及び通信事項が法令に違反せず、且つ、公共の福祉を害しないものであること。

七 その局を開設することが既設の無線局等の運用又は電波の監視に支障を与えないこと。

(簡易無線業務用無線局)

第七条 簡易無線業務用無線局は、左の各号の条件を満たすものでなければならぬ。

一 その局は、免許人以外の者の使用に供するものでないこと。

二 その局を開設する目的、通信の相手方の選定及び通信事項が法令に違反せず、且つ、公共の福祉を害しないものであること。

三 その局を開設することが既設の無線局等の運用又は電波の監視に支障を与えないこと。

(その他の一般無線局)

第八条 第三条から前条までに規定する無線局以外の無線局（放送局を除く）は、左の各号の条件を満たすものでなければならぬ。

一 その局は、免許人以外の者の使用に供するものでないこと。

二 その局を開設する目的、通信の相手方の選定及び通信事項が法令に違反せず、且つ、公共の福祉を害しないものであること。

三 その局を運用することがその局を使用する事業又は業務の遂行のために必要であつて、且つ、それにより公共の福祉を増進することができること。

四 通信の相手方及び通信事項は、その局を使用する事業又は業務の遂行上必要であつて、最少限のものであること。

五 その局を開設することが既設の無線局等の運用又は電波の監視に支障を与えないこと。

六 その局を開設する目的を達成するには、公衆通信施設を利用することが不可能であるか又は不適当であること。

七 その局を開設する目的を達成するには、無線設備以外の設備によることが不可能であるか又は不適当であること。

八 その局が八九〇MHz以上の周波数の電波による特定の固定地点間の無線通信（法第二百二条の二第二項第二号に掲げるものを除く）の（その局の無線通信について）同条同項の規定による伝搬障害防止区域の指定の必要がないものを除く）であるときは、当該無線通信の電波伝播路における当該電波が法第二百二条の三第一項各号の一に該当する行為により伝搬障害を生ずる見込みのあるものでないこと。

(適用除外)

第九条 第三条第二号、第四条第六号及び第八条第八号の規定は、再免許については適用しない。

無線局（放送局を除く）の開設の根本的基準に関する規則第四条及び第八条に該当する固定業務用無線局の免許申請に対する処理方針について

無線局（放送局を除く）の開設の根本的基準に関する規則第四条及び第八条に該当する固定業務用無線局の免許申請に対する処理方針について

無線局の免許については、電波法及びその関係省令によつて処理されてきたところであり、また、将来もこれらによつて行われるものであるが、近來無線局開設申請増加のす、勢にかんがみ、電波利用に対する需給の見とおしを立てること及びこれに対応する周波数割当計画を確立することから喫緊の要務とみなされるに至つたので、その解決についてあらゆる方途を講じつつあるところである。しかして、その方途の一つとして、無線局開設申請に対する公衆通信業務利用の適否を審査する上の参考に資するため、かねて日本電信電話公社に対し、公社施設利用の可能性ないし公社の要入態勢に関する最近の情勢について、一般的に照会中であつたが、最近公社は入る範囲の私設無線設備提供の用意があることを明らかにした。一方、無線局免許人等からは、これらの動きに対し種々希望、意見等もひき寄せられた。

よつて、当局においてこれらの事情を種々検討した結果、今回無線局（放送局を除く）の開設の根本的基準第四条及び第八条に該当する固定業務用無線局の免許申請に対する処理方針を別紙一のとおり定め、左記とともに了知された。

記

一 別紙一的第一項中「特に適当と認められるとき」とは、たとへば多重通信方式による無線局を開設しようとする場合、その目的を達成しうる公衆電気通信役務を直ちに提供しうるか、又は近い将来提供しうる場合であつてそれを利用することが国家的見地から明らかに有利である場合をいう。

二 無線局（放送局を除く）の開設の根本的基準第八条の審査を行うものについては、原則として今後別紙二の要領による資料を申請人及び日本電信電話公社双方から徴することとする。

(別紙一)

無線局（放送局を除く）の開設の根本的基準に関する規則第四条及び第八条に該当する固定業務用無線局の免許申請に対する処理方針 (一九、七、二〇)

一 左の各号の一に該当する無線局は、公共業務用無線局と認めらるべきものであつて本来公衆電気通信役務（現存の役務及び将来提供される予定のもの）であつて申請人が希望する時

までには完成の見込のある役務を含む。以下同じ。との關係を考慮することなく免許しうるものであるが、公衆電気通信役務を利用することが特に適当と認められるときは、これを利用するよう勸奨する。

- 1 防衛用、海上保安用、警察用、検査用、気象用、消防用及び水防用として開設するもの
- 2 船舶及び航空機の安全運航を確保することを主たる目的として開設するもの
- 3 鉄道用又は軌道用貨客車の安全運行を確保することを主たる目的として開設するもの
- 4 送配電線の保全を確保することを主たる目的として開設するもの
- 5 もつぱら天災地変その他の非常時に際し、人命財産の保全、治安の維持を確保することを直接の目的として開設するもの

6 前各号に準ずるもの

二 左の各号の一に該当する無線局については、その公益的性格にかんがみ申請人の希望及び意見を十分尊重するが、公衆電気通信役務を利用しうるときは、なるべくこれを利用するよう指導する。

- 1 ガス管、水道管の保全を確保することを主たる目的として開設するもの
 - 2 自動車の安全運行を確保することを主たる目的として開設するもの
 - 3 日本放送協会が放送中継業務を行うことを主たる目的として開設するもの
 - 4 公益的性格の強い同報通信業務を行うことを目的として開設するもの
 - 5 国家又は地方公共団体がその所掌事務遂行上特に必要な通信を行うことを目的として開設するもの
 - 6 前各号に準ずるもの
- 三 前各号に該当しない無線局については、公衆電気通信役務を利用しうるときは、特に不適当と認められる場合を除き、これを利用せしめる。

(別紙二)

一 電気通信設備の施設状況及び公衆通信を通状況調査(日本電信電話公社に対するもの)

- 1 電 信
 - Ⅰ 通信方式別回線数
 - Ⅱ 一日平均取扱通数
 - Ⅲ 電報種類別平均所要時分及び最高所要時分
 - Ⅳ 障害状況
 - Ⅴ 将来の回線改善の具体的計画
 - Ⅵ その他の参考となる事項
- 2 電 話
 - Ⅰ 回線数
 - Ⅱ 一日平均受付数
 - Ⅲ 一日当り一回線平均通話時数
 - Ⅳ 昼間における通話種類別最高待合時分
 - Ⅴ 障害状況
 - Ⅵ 免許申請にかかる区間の専用線貸与の見込の有無、もし見込があるときは貸与の時期
 - Ⅶ 将来の回線改善の具体的計画
 - Ⅷ 専用線を貸与する場合の設備負担金、月間専用料その他の料金額
 - Ⅷ その他の参考となる事項

二 公衆通信施設の利用状況調査(申請人に対するもの)

- Ⅰ 予約、定時及び専用通信制度利用の有無及び利用している場合の利用の内容
 - Ⅱ 昼間における通話種類別最高待合時分
 - Ⅲ 一日平均通話度数及び通話数並びに電報通数
 - Ⅳ 電 信、電 話別月間通信料金
 - Ⅴ 通信利用確保につき現在までに行つた努力及び対策
- 注 Ⅳ及びⅤについては、できれば過去一箇年間の実績を月別に調査統計すること。

電波関係法規の体系

① 法律

電波法
放送法

有線テレビジョン放送法

有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律

郵政省設置法

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う

電波法の特例に関する法律

沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(抄)

政令

電波法第四条第二項の公衆通信業務の範囲等を定める政令

無線従事者操作範囲令

電波法第五十条第一項の第三種局甲に係る船舶の範囲を定める政令

電波法による旅費等の額を定める政令

電波法による伝搬障害防止区域の指定に関する政令

電波法関係手数料令

放送法施行令

有線テレビジョン放送法施行令

沖繩の復帰に伴う郵政省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(抄)

郵政省設置法第六条第一項第十号の職員の範囲を定める政令

郵政省組織令

電波技術審議会令

規則

電波法施行規則

無線局免許手続規則

無線従事者国家試験及び免許規則

無線局運用規則

無線設備規則

超短波放送に関する送信の標準方式

テレビジョン放送に関する送信の標準方式

無線機器型式検定規則

電波法による伝搬障害の防止に関する規則

放送法施行規則

郵政大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令

無線局(放送局を除く。)の開設の根本的基準

放送局の開設の根本的基準

電波監理審議会聴聞規則

- 有線テレビジョン放送法施行規則
- 有線テレビジョン放送の施設及び業務に関する届出の特例
- 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律を施行する規則
- 有線ラジオ放送の設備及び業務に関する届出の特例
- 電波監理審議会議事規則
- 有線放送審議会規則
- 沖縄の復帰に伴う郵政省関係法令の適用の特別措置等に関する省令(抄)
- 郵政省組織規程

② 告示

法律・政令関係

- 電波天文業務の用に供する受信設備……………(電波法第五六条・施行規則第五〇条の六)
- 無線局検査職員の証票……………(電波法第七三条)
- 郵政大臣の施設する無線方位測定装置の設置場所……………(電波法第一〇二条)
- NHKが放送受信機の修理業務を行なうことができる場所……………(放送法第九条)
- 有線ラジオ放送業務監査職員の証票……………(有線ラジオ放送規正法第六条)
- 標準電波の周波数及び標準時の偏差の算出……………(設置法第四条)
- 機器の性能試験及び校正の委託手続並びにその手数料……………(設置法第四条)
- 委託測定の手続、測定方法及び手数料等……………(設置法第四条)
- 型式検定手続の一部省略……………(手数料令第五条)
- 第二級無線技術士の操作の範囲に属する無線設備……………(操作範囲令第一条)
- 聴聞に出席を求められた参考人の受ける旅費等の額……………(電波法による旅費等の額を定める政令第三条及び第四条)

電波法による伝搬障害防止区域……………(電波法第一〇二条の二・伝搬障害防止区域の指定に関する政令第一条)

電波法施行規則関係

- 免許を要しない無線局……………(施行規則第六条)
- 免許を要しない無線局の用途及び電波……………(施行規則第六条)
- 工事設計の軽微な事項……………(施行規則第一〇条)
- 短波帯の船舶無線電信局の具備すべき電波……………(施行規則第十二条)
- 航空機局の具備すべき電波……………(施行規則第十二条)
- 二六Mc帯及び二七Mc帯の電波を使用する簡易無線局の周波数及び空中線電力……………(施行規則第十三条)
- アマチュア局が動作することを許される周波数帯……………(施行規則第十三条の二)
- 単側波帯の使用を強制されない無線局……………(施行規則第十三条の四)
- 型式検定を要しない機器……………(施行規則第十五条)
- 義務船舶局の無線設備の設置場所の条件の特例……………(施行規則第二八条)
- 遭難通信の通信方法に関する事項……………(施行規則第二八条の二)
- 緊急自動電鍵装置を備えなければならない海岸局等……………(施行規則第二九条の三)
- 計器の備えつけを省略できる送信設備等……………(施行規則第三〇条)
- 予備品の備えつけを要しない無線設備……………(施行規則第三一条)
- 通信操作について、無線従事者の資格を要しない無線電話……………(施行規則第三三条)

技術操作について、無線従事者の資格を要しない無線設備……………(施行規則第三三条)
外国人がアマチュア局の無線設備の操作を行なうための手続等……………(施行規則第三三条)
無線従事者の資格を要しない場合……………(施行規則第三三条)
目的外等通信として認められる治安維持通信……………(施行規則第三七条)
認定された抄録……………(施行規則第三八条)
認定された局名録……………(施行規則第三八条)
陸上移動局又は携帯局の証票……………(施行規則第三八条)
郵政大臣の認定する抄録を備えつけることができる無線局……………(施行規則第三八条)
時計、業務書類等の省略……………(施行規則第三八条)

(施行規則第三八条の二、第三八条の三)

廃止した無線局の無線設備を継続使用する無線局の検査簿を

継続して使用する無線局……………(施行規則第三九条)

無線業務日誌の抄録の提出が免除される無線局……………(施行規則第四一条)

安全通報の発信に関する報告の手続……………(施行規則第四二条)

放送局の事業計画の変更の届出に関する事項……………(施行規則第四三条の三)

誘導式通信設備から発射される周波数の特例……………(施行規則第四四条)

電子レンジの型式についての指定の申請書及び添付書類の様式

(施行規則第四五条の二及び四)

無線設備の設置場所の変更検査を受けることを要しないアマチュア局……………(施行規則別表第二号)
変更検査を受けることを要しない選択呼出装置……………(施行規則別表第二号)

無線局運用規則関係

遭難自動通報局の無線設備の機能試験の方法……………(運用規則第八条の二)

固定業務において使用することができる略符号……………(運用規則第一三条)

航空移動業務及び航空固定業務の無線通信において使用する略符号

(運用規則第一三条、第一四条、別表第二号)

昼間及び夜間を区別する時間

(運用規則第一七条)

通信方法の特例

(運用規則第一八条の二)

入港中の船舶の船舶局の運用

(運用規則第四〇条)

常時運用しない海岸局

(運用規則第四五条)

海岸局の通信圏

(運用規則第四六条)

海上移動業務に使用する電波の使用区別

(運用規則第五六条)

識別装置を装置しなければならない無線標定業務の無線局及び

同装置の技術的条件……………(設備規則第九条の二)

海上移動業務の無線局及び当該無線局が装置する選択呼出装置

の技術的条件……………(設備規則第九条の二第三項)

無線設備の空中線電力の測定及び算出方法……………(設備規則第一三条)

海上移動業務の無線局の無線電話の送信と受信との切換装置で

その切換操作を音声により行なうものの技術的条件……………(設備規則第一九条)

超短波放送を行なう放送局の送信装置の総合周波数特性……………(設備規則第三六条の三)

- A二電波又はA二H電波を使用する送信装置で変調波の
電鍵開閉操作によらないで電波を放射できるもの……………(設備規則第四〇条)
- 無線設備規則の規定を適用しない船舶に設置する
無線航行のためのレーダー……………(設備規則第四八条)
- F三電波を使用する海上移動業務の国内通信等を行なう
無線局の受信装置の条件……………(設備規則第五八条の二)
- 高周波利用設備の高周波出力の測定及び算出方法……………(設備規則第五九条の三)
- 電力線搬送及び誘導式通信設備から放射される周波数の許容偏差……………(設備規則第五九条)
- 通信設備以外の高周波利用設備の電界強度の最大許容値の特例……………(設備規則第六五条)
- 無線設備規則の規定の適用について従前の例によること
ができる無線局の無線設備……………(昭和四四年省令第九号の
附則第二、九、第一七項)

その他

- 委託による無線機器の検定手数料……………(検定規則第一五条)
- 航空機用選択呼出装置……………(検定規則別表)
- 郵政大臣が行なう電波の監視の場所……………(電波法第百条・無線局根本
基準第三条・放送局根本基
準第八条)
- 標準放送を行なう放送局の放送区域……………(放送局根本基準第二条)
- テレビジョン放送を行なう放送局の放送区域……………(放送局根本基準第二条)
- 超短波放送を行なう放送局の地上波電界強度の値……………(放送局根本基準第二条)
- 他国とのアマチュア通信を禁止又は制限している国……………(付属無線通信規則第四一条)

③ 通 達

総務関係

- 無線従事者の処分に関する事務の分掌について……………(郵波総第八二九号)
- 電波監視業務実施規程の一部改正に伴う予備免許中の無線局に係る電波法令
違反に関する事務処理について……………(郵波総第五八二号)
- 電波監理局事務分任規程第六条の規定による委任事項の処理状況の報告手続
について……………(郵波総第一六一号)
- 電波監理局事務分任規程及び電波監理局の局議事規程の実施について……………(郵波総第一三三四号)
- 九月二十九日以降における電波監理委員会達、電波監理総局達等の効力について
……………(郵波総第一七〇九号)
- 行政不服審査法の施行に伴う告示について……………(郵波総第一七九五号)
- 電波監理局達四一、四二及び四一三の一部改正に伴う無線局免許状の訂
正に関する事務取扱について……………(郵波総第五一一号)

登録免許税関係の事務処理について……………	(郵波総第三四四号)
地方電波監理局自家用電気工作物の保安について……………	(郵波総第三三一号)
人事記録の整備について……………	(郵人第三四九号)
在籍専従制度の改正に伴う人事院規則等の改正について……………	(郵波総第五二四号)
職員の休職の取扱いについて……………	(郵波総第三六一号)
現給経過期間中の勤務成績通報書について……………	(郵波総第三七一号)
国家公務員採用中級試験合格者に対する取扱いについて……………	(郵波総第二〇八号)
普通昇給の実施基準について……………	(郵波総第一五八六号)
長期療養者の休職発令の取扱いについて……………	(郵波総第一六一八号)
郵政省職員採用規程の運用について……………	(郵波総第五五四号)
非常勤職員の任用に関する取扱いについて……………	(郵波総第五〇三号)
役付職員の人事異動等に関する報告様式について……………	(波総第七一八号)
永年勤続者退職時のこう労について……………	(郵人人第一五九号)
職員の懲戒処分等について……………	(郵波総第一二三七号)
勤務時間内職場大会等非違行為の調査報告について……………	(郵波総第一四〇五号)
職員の海外渡航について……………	(郵人人第一〇〇七号)
勤務時間について……………	(波人第六八四号)
職員の勤務について……………	(郵人第四号)
宿日直勤務について……………	(郵波総第三二一号)
休暇等の取扱いについて……………	(郵波総第二二五九号)
郵政省電波研修所研修規程の取扱いについて……………	(郵波総第四三八号)
非常勤職員の雇用および給与等について……………	(郵波総第七八五号)
退職者の部内医務機関の利用について……………	(波総第九五六号)
退職者等の医務機関の利用について……………	(郵波総第一一八〇号)
り災職員に対する見舞金について……………	(郵人厚第一八七号)
弔慰料等の贈与について……………	(波総第一六九九号)
合同宿舍の取扱いについて……………	(蔵管第一九〇号)
宿舍設置計画の変更の取扱いについて……………	(波総第四七二号)
無料宿舍の取扱いについて……………	(波総第四七五号)
公務員宿舍の事務取扱いについて……………	(郵波総第一三二六号)
国家公務員宿舍法施行令第一四条かつて書きに規定する大蔵大臣が定める場 合の取扱いについて……………	(波総第三三三三号)
国家公務員の有料宿舍の使用料の算定について……………	(波総第四九二号)
改築した公務員宿舍の使用料を減額する場合の経年の始期について……………	(郵波総第一三二七号)
国の財産を住居の用に供するもの使用料徴収について……………	(郵波総第一五三三三号)

- 合同宿舍の被貸与者にかかる転任等の通報事務の取扱について……………(波総第五五九号)
- 用途変更等予算を伴わない宿舍の設置要求の取扱について……………(郵波総第一九九三号)
- 国家公務員宿舍の現況に関する記録の作成について……………(波総第七九四号)
- 国家公務員宿舍の現況は握に関する電子計算システム関係事務取扱要領の制定について……………(波総第七九一号)
- 国家公務員宿舍関係法令等に規定する行政職俸給表(一)の職務の等級に属する職員に準ずる職員の取扱について……………(郵波総第六一六号)
- 宿舍使用料の徴収等について……………(蔵管第四四号)
- 合同宿舍を貸与する者の選定について……………(郵波総第一四九三号)
- 国の財産を住居の用に供するものの使用料の徴収について……………(蔵管第三二二八号)
- 国設宿舍の貸与を受けた者が国家公務員でなくなった場合等において引き続き国設宿舍に入居している場合の取扱について……………(郵波総第一一五八号)
- 国家公務員宿舍法第七条の規定に基づく宿舍の設置等に関する事務の委任について……………(郵波総第八一号)
- 文書の取扱及び公印の制定管理等について(依命通達)……………(郵文第五一七号)
- 文書の写の送付について……………(郵波総第六八二号)
- 通達文書写の収集、保存等について……………(郵波総第一〇一一号)
- 後納郵便物の発送時限について……………(郵波総第八四六号)
- 電波資料室の運営について……………(波総第一一七五号)
- 統計に関する報告類について……………(郵波総第一〇六〇号)
- 電波統計月報資料の提出方について……………(郵波総第一一四五号)
- 電波法令集等の取扱について……………(郵波総第一六五六号)
- 業務概要の作成について……………(郵波総第五三六号)
- 資料類の所在調査について……………(郵波総第一九六号)
- 資料のほん訳及び印刷について……………(波文第八四二八号)

経 理 関 係

- 会計帳簿及び書類の金額の記載について……………(郵波経第二〇七号)
- 会計事務取扱手続の運用について……………(波経第二五六号)
- 会計事務簡素化のための法令の実施等について……………(波経第一一三号)
- 国の債権の管理等に関する法律及びこれに基く命令の実施について……………(蔵計第一〇五号)
- 債権管理官が、公正証書の作成を囑託する場合における公証人法の規定による囑託人の確認方法について……………(郵波経第六〇一号)
- 継続的不法行為による損害賠償金債権に係る納入告知の方法について……………(郵波経第五六五号)

- 国家公務員宿舍法第十八条第三項に規定する損害賠償法の取扱いについて…………… (波経第二二四号)
- 合同宿舍使用料債権に係る取扱い事務について…………… (波経第二七一号)
- 生計調査に対する謝礼金等に対する所得税の取扱いについて…………… (郵会第八五六号)
- 国庫金送金関係の手續について…………… (波経第四三号)
- 外国送金請求書への送金目的の記載について…………… (郵波経第九九号)
- 支払遅延報告書の提出について…………… (郵波経第三九六号)
- 日本銀行の振替印の制定について…………… (郵会第八二一号)
- 各種会議に要する経費支出方の特例について…………… (郵波経第二一七号)
- 政府契約の支払遅延防止等に関する法律の運用について…………… (郵会第三〇九号)
- 契約書等の作成を省略することができる場合について…………… (郵波経第二一七号)
- 物品管理法等の改正に伴う物品管理事務の処理方について…………… (郵波経第一九六号)
- 庁舎の移転に伴い物品を運送する物品管理簿等の特例について…………… (郵波経第一七〇号)
- 物品管理法第三十二条等の規定による物品の亡失又は損傷の通知に係る調査等について…………… (郵波経第六六四号)
- 物品管理簿に記載された価格の改正等について…………… (郵波経第三七〇号)
- 業者直送物品の処理手續について…………… (郵波経第三二六号)
- 物品番号表の制定について…………… (郵波経第五〇八号)
- 帳簿および式紙類の物品整理番号の制定について…………… (波経第一〇三号)
- 国有財産台帳等の整理について…………… (郵波経第五〇九号)
- 国有財産の現況に関する記録の整備について…………… (郵波経第四一三号)
- 国有財産法施行令中大蔵大臣の定めるものまたは定める場合について…………… (波経第三六六号)
- 国有財産の取得等の計画について…………… (波経第四一九号)
- 国の所有に属する自動車等の交換に関する法律の一部改正に伴う事務処理について…………… (郵波経第一一号)
- 土地の取得にあたり特に留意すべき事項について…………… (波経第四二八号)
- 国有財産法施行令第十一条第十二号の大蔵大臣が定める場合について…………… (郵波経第四一七号)
- 国有財産法施行令第五条の規定による通知事務の取扱いについて…………… (郵波経第四四三号)
- 国有財産法施行令第十三条及び第十四条の規定による通知について…………… (蔵管第三六一号)
- 特定国有財産整備計画の策定及び実施要領について…………… (蔵理第二一五七号)
- 土地又は建物を取得しようとするときの協議書に記載を要する事項及び添付を要する書類について…………… (郵波経第六九九号)
- 要する書類について…………… (郵波経第三〇号)
- 修繕、模様替の取扱いについて…………… (郵波経第三〇号)
- 屋根のふき替えをしたときの台帳整理について…………… (郵波経第一七四号)

- 庁舎、倉庫等と宿舍とが一敷地を共有している場合の国有財産台帳の整理について………(郵波経第二二二五号)
- 国有財産の所管換、引継、引受等について………(郵波経第二二二六号)
- 競売入札により建物を新築しようとする場合の協議書に記載する建物価格について………(郵波経第二六九号)
- 国の財産を住居の用に供するものの使用料の徴収について………(蔵管第二六三三五号)
- 国有地上の芝生の取扱いについて………(郵波経第四六一号)
- 浮さん橋を国有財産台帳に登録する場合の区分及び種目について………(郵波経第一〇六号)
- 国有財産の修繕に伴う増減の取扱いについて………(郵波経第三一五号)
- 国が地方公共団体から寄付を受ける場合の取扱いについて………(郵波経第四〇三号)
- 国有財産法施行細則の一部改正に伴う事務取扱いについて………(波経第三五三号)
- 国有財産法施行細則の一部改正に伴う国有財産増減事由用語の適用について………(郵波経第五三六号)
- 官庁、学校等と宿舍とが一の敷地を供用している場合の国有財産台帳整理について………(郵波経第六七七号)
- 国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準について………(蔵管第一一〇号)
- 行政財産の使用又は収益を許可する期間の取扱いについて………(蔵理第八二二号)
- 国有財産の交換にかかる取得の協議先等について………(波経第四二八号)
- 建物の移築等を条件とした交換の取扱いについて………(郵波経第一六号)
- 国有資産等所在市町村交付金の交付の客体となる財産について………(郵波経第九九号)
- 工作物等を取りこわし後、他の部局に移設する場合の国有財産上の取扱いについて………(郵波経第二六四号)
- 国有財産増減及び現在額報告書等の審査資料について………(郵波経第二四九号)
- 国有財産台帳取扱要領について………(郵波経第三一二号)
- 建物の面積算出基準について………(郵波経第四七一号)
- 国有財産を国家公務員共済組合の利用に供させる場合の取扱いについて………(郵波経第三三五号)
- 取りこわしの目的をもって建物等を用途廃止する場合の取扱いについて………(郵波経第一八四号)
- 国有財産法等の一部改正に伴う国有財産の管理および処分の取扱いについて………(波経第三一三三号)
- 寄附された国有財産の調査について………(郵波経第四六〇号)
- 郵政省庁舎管理規程の取扱いについて………(郵官秘第二六二二号)
- 電波監理局電話設置基準の制定について………(郵波経第四九号)
- 郵政省関係の計算証明に関する指定について………(檢第一〇三三号)
- 会計検査院の実地検査の際提出する調書等について………(波経第一八一号)

計算証明規則の一部改正に伴う証拠書類の提出方について……………(郵波経第二三八号)
 郵政省旅費規程の公布に伴う事務処理について……………(郵会第六七〇号)
 郵政省旅費規程の実施について……………(郵会第五八八号)
 郵政省旅費規程の運用について……………(郵波経第一一四号)
 郵政省旅費規程第十四条に掲げる在勤地の指定について……………(郵波経第三八〇号)
 同時に多数の者が同一用務で同一目的地に旅行する場合の旅行命令簿等について……………(波経第一三四号)

………(波経第一三四号)
 国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴う旅費の取扱いについて……………(郵波経第五六号)
 特別車両料金の取扱いについて……………(郵波経第一〇九号)
 電波研修所研修生に対して支給する日額旅費について……………(郵波経第五四六号)
 小笠原諸島へ旅行する場合の旅費について……………(波経第四一七号)
 会計法第四十六条の規定による報告の徴収及び予算の使用状況の監査の権限の委任について……………(通査第三一六号)

予算執行職員等の責任に関する法律の解釈及び運用について……………(郵会第五二三号)
 会計法第四十二条の規定による現金亡失の通知について……………(蔵計第一三四八号)
 物品管理法第三十二条の規定による物品の亡失、損傷等の通知について(蔵計第一三四九号)
 会計法第四十二条、物品管理法第三十二条または会計検査院法第二十七条の規定による本院に対する通知または報告について……………(四〇普第五〇七号)
 国有財産増減事由別調書の調製について……………(郵波経第二〇七号)
 国有財産台帳に登録する立木竹の取扱いについて……………(郵波経第二九四号)

技術調査関係

地方電波監理局の測定器等の校正実施要領について……………(郵波技第一七九号)
 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令第四号第二項第十号に定める特別の用務の遂行について……………(郵波技第三六七号)
 型式検定を受ける機器に関する指導について……………(郵波技第八二号)
 無線設備の機能に障害を与える雑音に対する措置について……………(郵波技第六三一号)
 電波監理用機器要求書の提出について……………(波技第三六〇号)
 電波監理用機器(電波の監視に使用するものを除く)の保守に関する報告について……………(波技第三六八号)

法規関係

電波法及び電波監理委員会規則の解釈について……………(波法第三五七号)
 電波法第十六条の適用について……………(郵波法第二七〇号)
 有線放送における「政治的公平」等について……………(郵波法第四七号)

- 電波法第一百一条の解釈について……………(波法第一二〇号)
- 電波法及び電波監理委員会規則の解釈について……………(波法第一三七号)
- 電波法及び電波監理委員会規則の解釈について……………(波法第一三八号)
- 免許の有効期間一年以下の無線局の定期検査について……………(波法第三二四号)
- 電波速度計の操作資格について……………(郵波法第三三七号)
- 電波法関係手数料令の適用について……………(郵波法第三一八号)
- 改正電波法第四十条の二の運用の基準について……………(郵波法第四四九号)
- 電波法施行規則第三十一条第一項の解釈について……………(郵波法第一五五号)
- 電波の型式、周波数、空中線電力等の指定事項の制限について……………(郵波法第一四二号)
- 無線設備規則第五十五条第二号(四)に規定する「ホイップ型」の解釈について……………(郵波法第三七六号)
- 無線設備の変更工事の許可と変更検査との関係について……………(郵波法第三五号)
- 船舶局の検査に伴う措置について……………(波法第四三二号)
- 船舶局の設置場所変更の解釈に関する委員会会議における修正について……………(波法第二八三号)
- 公職選挙法の一部改正に伴う放送法及び有線放送業務の運用の規正に関する法律に関する解釈について……………(郵波法第三三三号)
- 予備免許を受けた者に対する電波法の適用について……………(郵波法第一〇四号)
- 電波法第九十九条の十一第一項第三号の解釈について……………(郵波法第一〇五号)
- 無線局(固定局)の運用について……………(郵波法第一〇七号)
- 電波法第八十三条の規定に基づく異議の申立が地方電波監理局を経由して提起せられた場合の取扱について……………(郵波法第六一号)
- 無線局の再免許における始期付免許等について……………(郵波法第一〇〇号)
- 無能力者の無線局の免許申請等について……………(郵波法第一五五号)
- 地方電波監理局における異議の申立書の受付等の取扱いについて……………(郵波法第五六七号)
- 刑の執行猶予の言渡を受けた者に対する電波法第五条第三項第一号の規定の適用について……………(郵波法第二八二号)
- 電波法第一百六条の解釈について……………(郵波法第二〇二号)
- 手数料の還付について……………(郵波法第六八号)
- 航空機に開設した外国の無線局の免許について……………(郵波法第二一四号)
- 無線局の免許の承継について……………(郵波法第四八三号)
- 実用化試験局に対する電波法関係手数料令の適用について……………(郵波法第一八九号)
- 通信の秘密に関する疑義について……………(郵波法第五五号)
- 公職選挙法の一部改正に伴う放送法及び有線放送業務の運用の規正に関する法律に関する解釈について……………(郵波法第一三八号)
- 公職選挙法等による選挙に関する放送および有線放送の規正について……………(郵波法第三一五号)

土地収用法の解釈について……………(波法第三一五号)

周波数関係

周波数の公開について……………(郵波周第一九二号)
沖繩VOA中継局の放送時間の変更等に関する手続について……………(郵波周第二一八号)

無線通信・航空海上関係

無線方位測定器校正用小型発振器について……………(波海第三四七号)
施行規則第二十六条に規定する空中線等の保安施設及び設備規則第十九条に規定するブレイクインリレーについて……………(郵波航第一一四三号)
無線局の無線設備の設置場所について……………(郵波航第二四五号)
警備隊の使用する移動局の取扱について……………(郵波航第七二七号)
海上保安庁所属無線局の無線業務日誌及び抄録の記載事項の省略等について……………(郵波航第二六四号)

在日米軍から移管される航空無線局の取扱について……………(郵波航第七五八号)

在日米軍から移管される航空無線局の取扱について……………(郵波航第九九二号)

航空機局において共通使用する送信装置又は受信装置の取扱について……………(郵波航第一〇七二号)

航空機局に関する法令の解釈等について……………(郵波航第一一八号)

レーダサイト関係無線局に対する電波法の適用について……………(郵波航第七七二号)

レーダサイト関係無線局の申請書等の処理について……………(郵波航第五四号)

二七、五〇kc以上の周波数のみを使用する漁業用海岸局について……………(郵波航第一一四三号)

遭難自動通報設備の取扱いについて……………(郵波航第二一八号)

遭難自動通報設備を装置する無線局の取扱について……………(郵波航第二七号)

遭難自動通報設備の検査について……………(郵波航第三三六号)

漁業局の統計資料について……………(郵波航第五号)

漁業用短波帯電話用周波数の割当てについて……………(郵波航第一九号)

遭難自動通報設備を装置する無線局の取扱い等について……………(郵波航第七九〇号)

義務船舶局の補助設備について……………(郵波航第三三六号)

季節的に無線局を開設する漁船の船舶局の取扱について……………(郵波航第一二四五号)

漁業用の選択呼出装置付きラジオ・ブイの局等の免許について……………(郵波航第七九号)

漁業用選択呼出装置付きラジオ・ブイの局等および識別装置付きラジオ・

ブイの局等の工事設計書の様式ならびに検査実施要領について……………(郵波航第八〇号)

漁船の船舶局における無線業務日誌の記載事項の一部省略について……………(郵波航第二九号)

漁業用27Mc帯(26Mc帯を含む。)を含む周波数の指定について……………(郵波航第一三七号)

漁業用短波帯電信周波数の混信対策波について……………(郵波航第二二三号)

- 水産庁所属漁業指導用海岸局が行なう漁業指導通信の受信について……………(波航第一七四号)
- 漁業用の海岸局が使用する短波電信周波数の空中線電力について……………(郵波航第一〇二号)
- 船舶局の指定変更について……………(郵波航第六一九号)
- 外国船舶に対する安全無線電信証書等の発給手続について……………(郵波航第八九五号)
- 船舶内無線電報取扱所に関する事務処理について……………(波無第六五一号)
- 漁艇に使用する予備送信機の取扱について……………(郵波航第一三八七号)
- 補助設備の空中線等について……………(郵波航第九六〇号)
- 漁業用固定局の免許について……………(郵波航第九九五号)
- 漁船の船舶局に対する漁業用周波数の指定について……………(郵波航第二八二号)
- ラスパルマス沖合における買魚事業に従事する船舶の船舶局に対する周波数の指定について……………(郵波航第三四四号)
- 外国において取得した船舶の無線局の免許手続について……………(郵波航第一〇三七号)
- 抄録の提出の免除について……………(郵波航第六一二号)
- 漁業用海岸局における受信機施設漁船向通報の取扱について……………(郵波航第八九四号)
- 電波法関係郵政省令の一部改正について……………(郵波航第二八九号)
- 新設漁業用海岸局の免許申請の審査について……………(郵波航第四一八号)
- 漁業用海岸局に対する短波の指定について……………(郵波航第六六六号)
- 中央漁業用海岸局における「CQ」等の送信について……………(郵波航第五二七号)
- 船舶に設置する可搬型無線電話の免許について……………(郵波航第一五一九号)
- レーダーの実験局の所管の決定について……………(郵波航第一二二一号)
- 陸上移動局、携帯局および船舶局の種類について……………(郵波航第九九九号)
- 契約により相互に使用される航空機の航空機局の免許について……………(郵波航第六四四号)
- 漁船の船舶局の無線業務日誌の記載について……………(郵波航第一〇八二号)
- 航空機局における無線業務日誌及び日誌抄録の記載事項の一部省略について……………(郵波航第一二〇二号)
- 海上保安庁所属無線局が海上保安業務に関する通信を外国の無線局との間に行なうことについて……………(郵波航第九四九号)
- 外国製の航空機用無線通信機器について……………(郵波航第一二四九号)
- 運輸省所属航空交通管制のための航空局及びGCAの無線業務日誌の記載について……………(郵波航第一九五号)
- 運輸省所属航空交通管制のための航空局及びGCAの無線業務日誌の記載について……………(郵波航第一二六号)
- 運輸省所属航空交通管制のための航空局(東京、福岡および札幌管制部ならびに東京国際、大阪国際、名古屋、仙台、高松、宮崎および鹿児島空港の各航空局)における無線業務日誌の記載の省略について……………(波航第二〇五号)
- VHF全方向式無線標識局(VOR)の監理について……………(郵波航第七五六号)

- 船舶局の免許の有効期間等について……………(郵波航第二二九号)
- 漁業用無線局の通信の相手方について……………(波無第五八七号)
- 回転式無線標識局の空中線電力の測定方法について……………(郵波航第五七五号)
- 無線方向探知局の新設について……………(郵波航第二八六号)
- 無線方向探知局の新設について……………(郵波航第三四四号)
- 日本漁船が中国に緊急寄港する場合の無線通信について……………(郵波航第一〇九六号)
- 日本漁船が中国に緊急寄港する場合の無線通信について……………(郵波航第一二二四号)
- 通信長の業務従事経歴について……………(郵波航第六七六号)
- 船舶局の申請書届書等の処理手続規程と検査規程の統一について……………(郵波航第九六八号)
- さんま漁業調整通信のありかたについて……………(郵波航第七九七号)
- 漁業用海岸局に対するA三J三三〇三・五kcの指定について……………(郵波航第二八六号)
- 漁業用中短波帯無線電話周波数の再編成について……………(郵波航第四二八号)
- 漁業用中短波帯無線電話周波数の一部変更について……………(郵波航第六〇号)
- 日韓漁業協定に基づく共同規制水域へ出漁する漁船の正午位置報告等について……………(郵波航第六四九号)
- 漁業用中短波帯無線電話周波数の一部変更について……………(郵波航第一九六号)
- 船舶の米国管轄下にある太平洋諸島への緊急入域及び漁船の米国管轄下にある地域を除く外国の領海への緊急入域の許可申請手続について……………(郵波航第一〇九四号)
- 無線電話による通信方法について……………(波海第四八四号)
- 外国の船舶局に対する無線局証明書の発給について……………(郵波航第六二六号)
- 緊急通信及び安全通信の実施について……………(郵波航第八四〇号)
- 船舶局の手数料の徴収について……………(郵波航第二三九号)
- 船舶局の航行中運用について……………(郵波航第八三三号)
- 船舶局に配置すべき無線従事者の資格員数について……………(郵波航第七四五号)
- 輸出船等の無線設備の性能証明について……………(郵波航第九二三号)
- 後回受信証による通報の送信について……………(郵波航第八四五号)
- 後回受信証による通報の送信を行なう一般海岸局の告示について……………(郵波航第二三五号)
- 無線局(放送局を除く)に関する電波関係法令違反の調査及び報告について……………(波無第二八一号)
- 無線局(放送局を除く)に関する電波関係法令違反の調査及び報告について……………(波無第七一六号)
- 漁業用海岸局の聴守義務について……………(郵波航第一二三号)
- 新農山漁村建設総合対策の特別助成事業に指定された先達漁船に開設する船舶局の免許について……………(郵波航第四四号)
- 以西底びき漁船特殊通信取扱要綱について……………(郵波航第一七一号)

無線業務日誌の記載事項の一部省略および日誌抄録の提出の免除について

..... (郵波航第九〇〇号)

無線設備規則第四十二条の周波数切換装置について

..... (郵波航第一三六一号)

船舶局の検査について

..... (郵波航第二六八号)

一般海岸局における「CQ」等の送信について

..... (郵波航第三〇七号)

漁業用海岸局の適正な運用の確保について

..... (郵波航第八九号)

遭難、緊急符号を冠しない救助依頼通信の取扱いについて

..... (郵波航第九二八号)

補助設備の電源を退船警報に利用する件について

..... (郵波航第二七二号)

レーダーに関する無線業務日誌等について

..... (郵波航第一〇号)

船舶用大形SSB無線電話装置について

..... (郵波航第二五九号)

操船援助用の携帯局の取扱いについて

..... (郵波航第二八五号)

海上移動業務用緊急自動電話装置および聴守用ろ波器付無線電話受信装置の

性能調査について

..... (郵波航第二号)

船舶局の空中線電力の算出について

..... (郵波航第八〇四号)

未納の定期検査手数料徴収に関する措置について

..... (郵波航第一三〇三号)

国際海上移動業務用超短波無線電話周波数を使用して国内公衆通話業務を行なう

船舶局の取扱いについて

..... (郵波航第二四八号)

無線局運用規則第四十一条第四項の規定に基づき郵政大臣が船舶局の運用義務

時間を指定する場合の事務処理について

..... (郵波航第一三七号)

国際海上移動業務用VHFを使用する港湾通信業務について

..... (郵波航第四九号)

日本沿岸海域(港湾内を含む)で運用する無線局の取扱いについて

..... (郵波航第二二〇号)

日本沿岸海域(港湾内を含む)で運用する無線局の取扱いについて..... (郵波航第一八〇号)

無線通信・陸上関係

電波伝搬障害防止に係る法令の実施について

..... (郵波陸第七〇五号)

電波伝搬障害判定の実施要領について

..... (郵波陸第七〇六号)

マイクロ波により重要無線通信を行なう無線局の免許の申請等に対する電波の

伝搬障害防止のための審査等について

..... (郵波陸第五一三号)

無線局免許手続規則第十五条の四第三号の規定に基づく簡易な免許手続を

行なうことのできる無線局に関する告示について

..... (郵波陸第一四三号)

無線局の通信事項について

..... (郵波陸第三三二二号)

無線局の免許の単位について

..... (波無第五二二号)

無線局の通信の相手方について

..... (波無第三九一号)

無線局の通信の相手方について

..... (郵波陸第三四二八号)

異なる免許人間通信を目的とした固定局等の開設を認める基準について

..... (郵波陸第五八六号)

異免許人間に通信を行なうことを目的とする無線局の免許等の申請について……

……(郵波陸第四四八号)

無線局(放送局を除く)の開設の根本的基準に関する規則第四条および第八条に

該当する固定業務用無線局の免許申請に対する処理方針について……(郵波陸第二〇九九号)

都道府県の防災行政用無線局の免許方針等について……(郵波陸第一二一九号)

八〇MHz帯の電波を使用するITV用無線局の免許申請に対する処理について……

……(郵波陸第五一八号)

地方公共団体が開設する広報用の同報無線局について……(郵波陸第三一五号)

消防用または水防用無線局が受信設備を通信の相手方とする場合の取扱いについて……

(郵波陸第六〇号)

型式検定に合格した型式の送信機を給電線にそう入する減衰器によってその

空中線電力を低下して使用する無線局の検査手数料の徴収について……(郵波陸第七〇九号)

無線局の免許の申請等に対する電波天文業務の用に供する受信設備の保護のための

審査等について……(郵波陸第六九一号)

四〇MHz帯(多重)公衆通信用陸上移動局の取扱いについて……(郵波陸第六四三号)

国際公衆通信業務用無線局の受信周波数等について……(郵波陸第一八七号)

市町村の消防、救急業務用の陸上移動業務および携帯移動業務の局の免許方針

について……(郵波陸第四八三号)

地方公共団体が開設する消防及び水防業務併用の無線局の取扱いについて(郵波陸第一七八九号)

二六MHz帯および二七MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局の免許等について……

……(郵波陸第五九六号)

不法に無線局を開設して告発された者の申請に係るアマチュア局の免許等について……

……(郵波陸第一八〇二号)

アマチュア局の免許について……(郵波陸第二六五五号)

アマチュア局の取扱いについて……(郵波陸第一六四七号)

アマチュア無線局に関する申請書及び届書等の事務処理手続について……(郵波陸第一一三一号)

異なる免許人間通信を目的とした固定局等の開設を認める基準について……(郵波陸第二二二八号)

小笠原諸島復帰に伴うアマチュア局の取扱い等について……(郵波陸第九五号)

外国人が行なうアマチュア局の無線設備の操作のための登録事務処理手続等

について……(郵波陸第四七九号)

アマチュア局の違反通告について……(郵波陸第一一三三号)

無線電話の局に指定されている電波の型式について……(波内第一四〇四号)

無線局の無線設備共用による変更申請の取扱いならびに検査手数料の算出について……

……(波陸第六〇号)

陸上移動局に備えつけを要する時計について……(波内第二〇四号)

無線従事者の選任方法の特例等について……………	(郵波陸第二二四六号)
法第五十二条各号の通信を行なう場合の使用周波数について……………	(郵波陸第八号)
非常通信の運用中電波を変更するにあたり呼出符号を通知する必要がある場合の 通信方法について……………	(郵波陸第三三八号)
列車の運行管理の通信における通信方法の特例について……………	(郵波陸第一七五号)
特定地域に開設する公衆通信業務用無線局について……………	(郵波陸第一三五九号)
無線設備の技術操作の特例について……………	(郵波陸第一八九六号)
公衆通信業務用無線局の取扱について……………	(郵波陸第三四四号)
国際回線の混信処理手続について……………	(郵波陸第二七五九号)
無線局における有線電話線に使用する制御器の取扱について……………	(郵波陸第八五四号)
無線局における有線電話線に使用する制御器の取扱について……………	(郵波陸第三四二七号)
国有鉄道用七Gc帯(多重)陸上移動局の取扱について……………	(郵波陸第二二六号)
アマチュア局の取扱について……………	(郵波陸第二六一号)
移動するアマチュア局等の取扱について……………	(郵波陸第二二四一号)
極東軍の補助軍用無線局について……………	(郵波陸第二七二六号)
電波法令違反に対する処分について……………	(郵波陸第一九八八号)
無線局事項書(免許規則別表第二号第一)および工事設計書(同規則別表第三号 第一)の記載要領等について……………	(郵波陸第九二七号)
非常災害時における臨機の措置について……………	(郵波陸第三三三三号)
電気事業用無線局における無線業務日誌及び抄録の記載事項の一部省略等について……………	(郵波陸第二〇五八号)
無線局の現状を示す書類の証明について……………	(郵波陸第三三四号)

無線通信・検定関係

無線従事者の養成課程の認定制度の実施に伴う養成機関の指導および養成 課程に対する講師の派遣について……………	(郵波検第一二二二号)
無線従事者の養成課程に係る業務の実施について……………	(郵波検第九号)
沖縄関係無線従事者国家試験および免許事務の処理について……………	(郵波検第四七号)
学校等の認定申請及び認定学校卒業者の国家試験に関する事務処理要領等について……………	(郵波検第二六号)
学校等の認定申請書類の記載要領について……………	(郵波検第五二二号)
認定学校に対する定期的調査について……………	(郵波検第一号)
無線従事者免許証の免許の有効期間に関する事項の訂正等について……………	(郵波検第一六三三号)
無線従事者免許証の免許の有効期間に関する事項の訂正の事務処理について……………	(郵波検第八六号)

無線従事者国家試験及び免許規則の全部改正に伴う検定事務の処理要領について……

……(郵波検第二三三号)

無線従事者国家試験の科目合格者に対する免除について……………(郵波検第五六号)

特殊無線技士等の養成講習に対する講師の派遣について……………(郵波検第四四号)

無線従事者免許申請者の赤緑色盲について……………(郵波検第五七一号)

本籍が沖繩にある者に対し交付する免許証等の本籍地の表示について……………(波検第一一五号)

心身に著しい欠陥があつて無線従事者に適しない者について……………(郵波検第三九四号)

心身に著しい欠陥があつて無線従事者に適しない者について……………(郵波検第二二五号)

心身に著しい欠陥があつて無線従事者に適しない者について……………(郵波検第五七九号)

無線従事者の免許に関する欠格事由について……………(郵波検第一〇号)

無線従事者免許証の交付について……………(郵波検第五八四号)

無線従事者養成課程に係る改正従事者規則の施行に伴う業務の実施について……………

……………(郵波検第一二〇号)

学校等による無線従事者養成課程の実施について……………(郵波検第一七六号)

無線従事者の養成課程に係る業務の実施について……………(郵波検第四一〇号)

無線従事者の養成課程に係る業務の実施について……………(郵波検第九〇号)

無線従事者の養成課程に係る業務の実施について……………(郵波検第二三三号)

無線従事者養成課程修了者に係る識別カードについて……………(波検第二三六号)

特殊無線技士(無線電話甲)の資格の養成課程の授業時間軽減のための

選抜試験について……………(郵波検第一〇四号)

無線従事者の需給状況の調査について……………(郵波検第二一一号)

放送・企画関係

テレビジョン放送を行なう放送局に対する周波数の割当について……………(郵放企第一〇九号)

放送・業務関係

放送番組を他に提供するためFPU(陸上移動局)等を使用することの可否

について……………(郵放業第三九八号)

放送法施行令第四条の規定による資料の提出について……………(郵放業第八〇一号)

国内短波放送を行なう一般放送事業者に対する根本基準第九条の適用の方針

について……………(郵放業第三三二号)

一般放送事業者に対する根本基準第九条の適用の方針等について……………(郵放業第一一六四号)

実用化試験局に対する標準放送用の精密同一周波数割当方針について……………(郵放業第八九六号)

放送局に設置する予備送信機及び代替送信機等の取扱いについて……………(郵放業第五〇六号)

一般放送局の放送事項別放送時間の報告について……………(郵放業第一二二五号)

- 有線放送業務の届出等について……………(波送第九五八号)
- 非常災害時における放送局の運用について……………(郵放業第七六五号)
- 有線放送における広告放送および政治的公平について……………(郵放業第六八八号)
- 高周波利用設備のテレビ聴視妨害の事務処理について……………(郵放業第四一三号)
- 有線放送受信契約者数の報告について……………(波送第二四七号)
- 放送法施行令第四条の規定による資料の提出について……………(郵放業第六五七号)
- 呼出符号又は呼出名称の放送を省略することができる放送局について……………(郵放業第一〇二二号)
- 放送局の検査を受けるために必要な準備行為としての電波発射の方法について……………(郵放業第一四八四号)

日本放送協会が放送受信機器の修理業務を行なうことができる場所の指定に

- 関する調査ならびに同実施状況報告について……………(郵放業第一三〇号)
- 放送局の無線従事者の常駐を要しない場合について……………(郵放業第一四四号)
- 物品税特殊用途免税物品購入者の証明について……………(郵放業第九一七号)

放送・技術関係

- 放送局の演奏設備の取扱いについて……………(郵放技第三二二号)
- 標準放送を行なう放送局の周波数の使用に関する昼間及び夜間の区別について……………(波放第四三八号)
- テレビジョン放送局の音声空中線電力(実効ふく射電力)の指定等について……………(郵放技第二四号)
- 高周波利用設備の許可に関する事務処理について……………(郵放技第三九号)
- 屋内配線に高周波電流を通ずるインタホーンの取扱いについて……………(郵放技第一七号)
- 通信設備以外の高周波利用設備の電界強度の測定方法について……………(郵放技第三〇号)
- 放送局の工事設計書添付図面について……………(郵放技第三一号)
- テレビジョン放送局における制御信号等の使用について……………(郵放技第二七号)

監視・監視業務関係

- 担当電波の割当て等について……………(郵監業第三号)
- 無線局の局数調査の提出について……………(監業第五九号)
- 電波監視業務の実施に関する報告について……………(監業第二九号)
- 新電波監視業務実施規程の実施について……………(郵監業第五六四号)
- 当省専用の日本電信電話公社無線施設(監視業務用)の電波法等に基づく措置の
委任および事務処理要領の変更の承認について……………(郵監業第一二二号)
- 電波監視業務実施規程の一部改正に伴う業務の実施について……………(郵監業第五一号)
- 委託測定における測定値および測定精度の表示方法について……………(監業第一六五号)

監視業務用無線局に係る電波法令に基づく申請または届出等の事務の実施に

関する報告について……………(郵監業第五二一号)

定期便に就航する航空機の航空機局の監査について……………(監業第二四一号)

アマチュア局の電波法令違反の場合の適用条項について……………(監業第四一号)

電波監視業務実施規程の施行に伴う業務の実施について……………(郵監業第三六九号)

防衛庁所属無線局の監視結果の措置について……………(郵監業第四一一号)

アマチュア局の発射電波の許容周波数帯逸脱の判定基準について……………(監業第九五号)

アマチュア局の運用に係る許容周波数帯逸脱および指定外周波数使用の判定

について……………(郵監業第一四号)

無線局監査等の備付について……………(郵監業第二四五号)

電波の質の監査に関する業務の実施細目について……………(監業第一六六号)

周波数スペクトラム記録装置による三〇MHz以上の周波数の電波の発射状況の

調査の実施細目について……………(監業第八一号)

以西底びき漁船特殊通信に関する監視規正について……………(郵監業第五八一号)

地方電波監理局監視部とFEN放送局間における直接連絡について……………(監業第五七号)

無線局(放送局を除く)に関する電波関係法令違反の調査について……………(郵監業第二一八号)

無線電話のアマチュア局におけるモールス符号の送信について……………(郵監業第二二八号)

アマチュア局の規正について……………(郵監業第四一号)

電波監視業務に必要な記号、符号および無線局の用途別分類等について……………(郵監業第一八四号)

電波の運用の監査に関する業務の実施について……………(監業第三二二号)

外国無線局の運用違反に対する処理基準について……………(郵監業第一四号)

漁船局の通信相手方相違の容疑について……………(郵監業第三九七号)

船舶の衝突予防のためにする無線標識通信の取扱について……………(郵監業第一〇八号)

不法アマチュア局の開設防止に関する周知について……………(郵監業第一五四号)

国際監視について……………(郵監業第七号)

監視無線通信の周波数の使用等について……………(郵監業第四八六号)

無線局に電波の発射を命じて行なう検査の事務処理要領について……………(郵監業第一二二号)

監視・監視技術関係

電波監視用機器の整理記号について……………(郵監技第八〇号)

電波監視施設整備要求の改正について……………(監技第六〇号)

④ 事務規程

一の系列 総則的事項

- 1 電波関係の達に関する規程（電波監理局達一一一）
- 2 略語の意義（電波監理局達一一二）
- 3 電波監理局事務分任規程（電波監理局達一一三）
- 4 電波監理局局議規程（電波監理局達一一四）
- 5 監視第一課、監視第二課、監視第三課および監視第四課の分掌を定める達（電波監理局達一一六）
- 6 電波関係事務調査委員会規程（電波監理局達一一九）

二の系列 条約、協定及び国際会議に関する事項

- 1 国際電気通信会議対策委員会規程（電波監理局達二一一）

四の系列 無線局の免許に関する事項

- 1 地方電波監理局で行なう無線局に関する申請書および届書等の事務処理手続規程（電波監理局達四一一）
- 2 地方委任局の審査基準（電波監理局達四一二）
- 3 地方電波監理局で行なう無線局に関する技術審査基準（電波監理局達四一三）
- 4 地方委任局の電波の型式、周波数、空中線電力等の指定基準（電波監理局達四一四）
- 5 呼出符号、呼出名称および標識符号の指定基準（電波監理局達四一五）
- 6 高周波利用設備に関する申請書および届書等の事務処理手続規程（電波監理局達四一六）
- 7 高周波利用設備に関する審査基準（電波監理局達四一七）

五の系列 無線局の運用及び検査その他の監督に関する事項

- 1 地方電波監理局（沖縄郵政管理事務所を含む。）で行なう有線放送業務の運用の規正に関する届出書等の事務処理手続規程（電波監理局達五一）
- 2 船舶局及び航空機局（船舶又は航空機に開設した外国の無線局を除く。）の検査に伴う措置に関する事務規程（電波監理局達五一二）
- 3 船舶に開設した外国の無線局の検査及び検査に伴う措置に関する事務規程（電波監理局達五一三）
- 4 無線局（放送局、船舶局及び航空機局を除く。）の検査並びに検査に伴う措置に関する事務規程（電波監理局達五一四）
- 5 無線検査職員証票に関する事務規程（電波監理局達五一五）
- 6 有線ラジオ放送業務監査職員証票および有線テレビジョン放送施設検査職員証明書に関する事務規程（電波監理局達五一六）
- 7 放送局の検査及び検査に伴う措置に関する事務規程（電波監理局達五一七）
- 8 高周波利用設備の検査及び検査に伴う措置に関する事務規程（電波監理局達五一八）

9 地方電波監理局（沖繩郵政管理事務所を含む。）で行なう電波伝搬障害防止に
関する事務処理手続規程（電波監理局達五一九）

六の系列 無線従事者の国家試験及び免許に関する事項

1 無線従事者国家試験および免許事務処理手続規程（電波監理局達六一一）

八の系列 技術基準及び型式検定並びに仕様に関する事項

1 地方電波監理局（沖繩郵政管理事務所を含む。）の測定器等の校正実施規程
（電波監理局達八一）

2 地方電波監理局（沖繩郵政管理事務所を含む。）で行なう電波監理用機器の保守実施規程
（電波監理局達八一）

九の系列 電波の監視及び標準電波に関する事項

1 電波監視業務実施規程（電波監理局達九一一）

2 委託測定事務処理規程（電波監理局達九一二）

3 監視無線通信実施細則（電波監理局達九一三）

4 周波数測定実施規程（電波監理局達九一五）

一五の系列 文書及び図書並びに統計資料に関する事項

1 電報取扱規程（電波監理局達一五一）

2 郵便物発送事務処理手続（電波監理局達一五一一）

3 手数料関係文書の処理手続規程（電波監理局達一五一一）

4 文書取扱事務手続規程（電波監理局達一五一四）

附録

1 郵政省附属機関組織規程（抜すい）

2 地方郵政監察局、地方郵政局、地方電波監理局及び沖繩郵政管理事務所

組織規程（抜すい）

3 郵政省分掌規程（抜すい）

4 電波監理事務機械化企画室設置規程

5 宇宙通信連絡室設置規程

6 宇宙開発企画室設置規程

7 職員訓練所及び電波研究所における係の設置基準

8 地方郵政監察局、地方郵政局、地方電波監理局及び沖繩郵政管理事務所

における係の設置基準

9 郵政省職務規程（抜すい）

10 郵政省所管に属する電波技術に関する国有の特許権及び実用新案権の実施規程

11 郵政省職員勤務管理規程

12 無線従事者国家試験運営協議会等設置規程

13 郵政省文書管理規程

14 電波研修所分掌規程

15 電波研究所分掌規程

16 電波研究所分掌規程

付録 4 救急業務および災害救助に関する法規等

○消防法（抜粋）

第一章 総 則

〔用語の意義〕

第二条 この法律の用語は左の例による。

⑨ 救急業務とは、災害により生じた事故若しくは屋外若しくは公衆の出入する場所において生じた事故（以下この項において「災害による事故等」という。）又は政令で定める場合における災害による事故等に準ずる事故で政令に定めるものによる傷病者で医療機関を他の場所へ緊急に搬送する必要があるものを、救急隊によって、医療機関（厚生省令で定める医療機関をいう。）その他の場所に搬送することをいう。

第七章の二 救急業務

〔救急業務〕

第三十五条の五 政令で定める市町村は、救急業務を行なわなければならない。

注 1項―政令で定める市町村 施行令四

三条 救急業務の用語の意義の 二条

⑨

第三十五条の六 都道府県知事は、救急業務を行なっていない市町村の区域に係る道路の間で交通事故の発生が頻繁であると認められるものについて当該交通事故により必要とされる救急業務を、関係市町村の意見をきいて救急業務を行なっている他の市町村に実施するよう要請することができる。この場合において、その要請を受けた市町村は、当該要請に係る救急業務を行なうことができる。

⑩ 都道府県は、救急業務を行なっていない市町村の区域に係る高速自動車国道又は一般国道のうち交通事故により必要とされる救急業務が特に必要な区間として政令で定める区間（前項の要請により救急業務が行なわれている道路の区間を除く。）について、当該救急業務を行なっていない市町村の意見をきいて、

当該救急業務を行なうものとする。この場合において、当該救急業務に従事する吏員その他の職員は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の適用については、消防職員とする。

〔協力要請等〕

第三十五条の七 救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場附近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。

⑪ 救急隊員は、救急業務の実施に際しては、常に警察官と密接な連絡をとるものとする。

注 協力者の災害補償 三六条の二

〔準 用〕

第三十五条の八 第二十七条の規定は、救急隊について準用する。この場合において、「火災の現場に到着する」とあるのは、「救急業務を実施する」と読み替えるものとする。

⑫ 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十一条の規定は、第三十五条の六第二項の規定により都道府県が救急業務を行なう場合について準用する。この場合において、同法第二十一条中「市町村」とあるのは「市町村及び都道府県」と、「消防」とあるのは「救急業務」と、「市町村長」とあるのは「市町村長及び都道府県知事」と読み替えるものとする。

〔政令への委任〕

第三十五条の九 この章に規定するもののほか、救急隊の編成及び装備の基準その他救急業務の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

注 政令―施行令四四条（救急隊の編成及び装備の基準）

○消防法施行令（抜粋）

昭和三十六年三月二十五日
政 令 第三十七号

最終改正 昭和四七年二月一日

政令 第四一一号

(災害による事故等に準ずる事故の範囲等)

第四十二条 法第二条第九項の災害による事故等に準ずる事故で政令で定めるものは、屋内において生じた事故とし、同項の政令で定める場合は、当該事故による傷病者を医療機関その他の場所に迅速に搬送するための適当な手段がない場合とする。

(救急業務を行なわなければならない市町村)

第四十三条 法第三十五条の五の政令で定める市町村は、自治大臣が当該市町村の人口、交通事故の発生件数等を考慮して指定する市町村とする。

(救急隊の編成及び装備の基準)

第四十四条 救急隊は、救急自動車一台及び救急隊員三人以上をもって編成しなければならない。

2 前項の救急自動車には、傷病者を搬送するに適した設備をするとともに、救急業務を実施するために必要な器具及び材料を備えなければならない。

○消防法の一部を改正する法律の施行について

(抄)

第一 総則に関する事項

救急業務の定義に関する規定が消防法(以下「法」という。)第二条に規定された。従来消防機関の行なう救急業務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の規定に基づき、一部町村が任意に、条例若しくは規則を制定し、又は単に訓令により、実施してきたところである。この業務は、今まで必ずしも十分な体制のもとに行なわれていたとはいえないが、実情にあったにもかかわらず、一般にきわめて高くその実績を評価され、近時、特に交通事故を含む各種災害ないし事故の急激な増加に伴って、人命尊重の見地からその制度の確立が当面の急務と考えられるに至った。

このような機運に即応して、この際、消防機関の行なう救急業務を法律制度化し、救急体制を全国的に整備するため、消防法中に新たに救急業務に関する規定が設けられ、その実施に関する準拠基準が示されることとなったものである。

なお、ここにいる救急業務とは、火災その他の災害に際しその現場において人命を救助する消防固有の業務たる救出業務(Rescue Service)とは一応区分された搬送業務(Ambulance Service)を意味するものであるが、今回の改正は、必ずしも他の機関又は団体が行なう搬送業務を排除する趣旨によるものではないことに特に注意を要するものである。

法第二条の定義に関する改正事項の内容は、次のとおりである。

1 救急業務を法律上明文をもって消防機関の任務に追加するに際し、その業務の対象についてはすべての事故をとりあげることは必ずしも適切でないと考えられるので、原則として重点的に処理しなければならない事故の範囲を例示するとともに、これらの事故に準ずるもので政令で定めるものもあわせて処理するものとされたこと。

2 業務の内容は、1の事故による傷病者を救急隊によって医療機関その他の場所へ搬送するいわゆる搬送業務であるとされたこと。なお、医療機関については、医療上の諸条件を考慮して厚生省令で定めるものとされていること。

第二(第五(略))

第六 救急業務に関する事項

第一章総則中に規定された定義による救急業務につき、市町村の義務、実施に関する基準、緊急時における権限等について基本的事項が定められたものであるが、なお業務実施上の細目については、いずれ政令により定められることとされている。

今回の改正法律に規定された内容は、次のとおりである。

1 消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第八十九条）による改正後の消防組織法第十条の政令で定める市町村であつて、政令で定める基準に該当する市町村については、救急業務を行なう義務があることが規定されたこと（法第三十五条の五第一項）。これと同時に、これに準ずる市町村は、救急業務を行なうようにつとめなければならないものとされたこと（法第三十五条の五第二項）。

2 救急業務に関し、現場附近にある者に対する協力要請権が認められたこと。この場合、消火活動に対する従事命令の場合と同様の趣旨に基づき、災害補償の対象とされるものであること（法第三十五条の七第一項、第三十六条の二）。

なお、今回の改正法の附則第十二条により、消防団員等公務災害補償責任共済基金法（昭和三十一年法律第七号）の一部が改正され、救急業務に協力した者に係る療養補償等に要する経費が基金の支払対象として追加されたこと。

3 救急業務の対象とされる事故のうちには、交通事故、傷害事故等の現場保存を必要とする事故が少なくないので、救急業務の実施については、常に警察官と密接な連絡をとるものとされたこと（法第三十五条の七第二項）。

4 救急隊について、消防隊の場合と同様の緊急通行権が認められたこと（法第三十五条の八）。

5 救急隊の編成、装備の基準その他救急業務の処理について必要な事項は、政令で定めるものとされたこと（法第三十五条の九）。

○消防法及び消防組織法の一部を改正する法律の施行について（通達）〔抜粋〕

昭和四十二年八月十五日

自消乙総発第二十九号

各都道府県知事あて消防庁次長

最近における交通事故の激増に対処し、人命救護の徹底を期するため、救急業務の実施体制を整備するほか、社会経済の進展に対処し、液化石油ガス等に対する予防措置の強化、消防救護の充実等を図るため、別添のとおり消防法及び消防組織法の一部の改正が行なわれた。

この消防法及び消防組織法の一部を改正する法律は、昭和四十二年法律第八十号として七月二十五日に公布され、一部を除き同日施行されたので、下記事項に留意のうえ、その運用に遺憾のないように措置されたい。

なお、管下市町村に対してもその旨示達のうち、趣旨の徹底を図るとともに、その実施についてよろしく御指導願いたい。

記

第一 消防法関係

一 救急業務実施体制強化のための措置

(一) 救急業務を行なっていない市町村の区域のうち交通事故の発生が頻繁であると認められる道路の区間に係る救急業務の実施を、現に救急業務を行なっている他の市町村に都道府県知事が要請することができることとし、要請を受けた市町村は要請に係る救急業務を行なう権能をもつこととされたこと（第三十五条の六第一項）。

当該市町村が、単独で又は相互応援協定、事務の委託若しくは一部事務組合による共同処理方式によつて処理することが適当であると判断される場合には、これらの方法によることが望ましいので、都道府県知事が他市町村に要請しようとする場合には、これらの方法によることの適否について、あらかじめ関係市町村の意見をきいて、よく検討されたいこと。なお都道府県知事の要請によつて行なわれる救急業務に要する経費については、特別交付税による措置が考慮される予定であること。

(一) 救急業務を行っていない市町村に係

る高速自動車国道又は一般国道のうち交通事故故により必要とされる救急業務が特に必要な区間として政令で定める区間については、都道府県が当該救急業務を行なうものとされたこと(第三十五条の六第二項)。

これは、市町村が救急業務を行なうこととの困難な場合における補完的な措置であるから、適用の対象となる道路の種類及び区間が限定されており、また都道府県知事の要請により他の市町村に行なわせる場合が除外されていることに留意されたいこと。

なお、区間指定の政令を立案するにあたっては、関係都道府県知事の意向を十分に尊重する方針であること。

四 消防組織法第二十一条の規定を都道府県の行なう救急業務についても準用し、都道府県相互に又は都道府県と市町村との間の相互応援ができることとされたこと(第三十五条の八第二項)。

○消防法の一部を改正する法律の施行について

(抜粋)

昭和四十六年七月二十七日消防予第五号
各都道府県知事あて消防庁長官

第三 救急業務に関すること

従来、消防本部を置かなければならない市町村で政令で定める基準に該当するものは、救急業務を行なわなければならないものとされてきたが、今回の改正により、救急業務を行なわなければならない市町村は、政令で指定するものとされたこと(法第三十五条の五)。

本改正は、最近における救急需要の急増に対処し、今後さらに実施体制の整備を促進するためには、従来「政令で定める基準に該当するもの」という方式では、真に合理的な義務づけが期しがたいので、実態に応じた義務づけができるよう個別指定方式に改めたも

のであること。

○消防法施行令の一部を改正する政令等の公布
について(抜粋)

昭和三十八年十二月二十八日
自消乙予発第十九号

都道府県消防主管部長あて消防庁次長

第五 救急業務に関する事項

一 政令で定める事故の範囲

屋内において生じた事故を救急業務の対象としてとらえ、これらの事故のすべてをとりあげるとは必ずしも適切でないの二に掲げる場合に該当するものについてのみ救急業務として処理することとされたこと(令第四十二条)。

二 政令で定める場合

屋内において生じた事故のうち医療機関その他の場所へ迅速に搬送する必要がある傷病者で、かつ、救急自動車により搬送することが傷病者にとって最良の方法である場合又は救急自動車によるほか、他に適当な搬送手段がない場合とされたこと(令第四十二条)

三 救急業務を行なわなければならない市町村の基準

市町村のうち救急業務を行なわなければならないものは、当該市町村の人口が十万以上で、かつ、人口集中地区の人口が五万以上のものとし、これら市町村の人口は、国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口とされたこと。ただし、官報に公示された国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果以降において市町村の廃置分合若しくは境界変更等があった場合は、都道府県知事の告示した人口によるものとされたこと(令第四十三条第一項及び第二項)。

四 自治大臣の告示

三に該当する市町村は、自治大臣が告示するものとし、おおむね百五十市がこれに該

当するものと考えられるが、事務手続としては、告示前に当該市町村に通知する予定であること（令第四十三条第三項）。

五 救急隊の編成の基準

救急隊は、救急自動車一台につき救急隊員三人以上をもって編成しなければならぬものとし、当然救急自動車の運転者一人を含むものであること（令第四十四条第一項）。

六 救急隊の装備の基準

救急自動車は、傷病者を搬送するに適した自動車であるとともに救急業務を実施するために必要な設備、器具及び材料を備えなければならないものとされたこと。

なお、救急業務の実施について必要な事項は、別に指示する予定であること（令第四十四条第二項）。

○消防法施行令の一部改正について（抜粋）

昭和四十六年六月一日消防法第二六号

〔各都道府県知事あて消防庁長官〕

- 1 消防法第三十五条の五の規定に基づき、救急業務を行わなければならない市町村を、自治大臣が当該市町村の人口、交通事故の発生件数等を考慮して指定する市町村としたこと（消防法施行令第四十三条）。

- 2 1により救急業務を行わなければならない市町村は、昭和四十六年六月一日自治省告示第百十一号により告示（別記）された市町村であること。

なお、これにより救急業務義務実施市町村は九百二十二市町村になるものであること。

- 3 新たに追加された市町村は、消防本部および消防署を置かなければならない市町村（消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十条に規定する市町村をいう。）で、次の各号のいずれかに該当する市町村であること。
 - (1) 人口三万以上の市町村であること。
 - (2) 原則として、人口二万以上三万未満の市町村で、かつ、当該市町村の区域内におけ

る交通事故の発生件数（交通安全対策特別交付金に関する政令（昭和四十三年政令第六十六号）第二条第四項第三号に規定する交通事故の発生件数をいう。）が人口（最近の国勢調査による人口をいう。）一百万当たりおおむね五十件以上であること。

- (3) 上記(1)または(2)に準ずる要件を備えている救急業務に関する一部事務組合を構成する市町村であること。

- 4 新たに救急業務の実施を義務づけられた市町村のうち、救急業務未実施市町村にあっては、すみやかに、救急自動車の配置、救急隊員の教育訓練等、救急体制の整備を図られたこと。

○救急業務実施基準について

昭和三十九年三月三日自消甲教発第六号

〔各都道府県知事あて消防庁長官〕

市町村の消防機関が行なう救急業務の実施基準を別紙のとおり定めたので、下記事項に御留意のうえ、貴管下市町村をよろしく御指導願いたい。

記

- 1 基準第三条第二項にいう「立地条件その他の事情」を例示すれば次のとおりである。
 - (1) 幹線道路等の沿線に所在し、通過交通量が著しく多いこと。
 - (2) 特殊な工場、事業所等が所在し、産業災害等の発生率が高いこと。
 - (3) 観光地等であって、常時多数の滞在人口を有すること。
 - (4) 昼夜間人口の差が著しく大きいこと
- 2 基準第五条第五号に掲げる救急業務を実施するために必要な学識経験を有すると認められる者は、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 外国で医師の免許を得た者
 - (2) 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定による衛生管理者の資格を有する者
 - (3) 医学、歯学その他保健衛生に関する旧専

門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）
に基づく旧専門学校卒業者

3 基準第十八条にいう医師の診断結果に基づく所要の措置は、伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）第五条に定める清潔方法及び消毒方法をいう。

4 基準第二十条にいう救急記録票等に記入すべき所要事項は、救急事故発生年月日、覚知時刻、発生場所、発生原因、傷病者の住所、氏名、性別、傷病の部位、程度、医療機関名及び医師等とする。

5 基準第二十五条に定める消毒実施表には、消毒実施年月日、消毒方法、消毒薬品名及び施行者名等を記入するものとする。

6 基準第二十七条に定める救急業務計画は、救急隊一隊のみでは処理できない集団災害発生時等における計画をし、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二十二号）第四十二條に定める市町村地域防災計画に基づき、かつ、おおむね次に掲げる事項に重点をおき作成するものとする。

- (1) 救急現場本部の編成
- (2) 非番職員の招集
- (3) 指揮系統
- (4) 応急救急隊の編成
- (5) 出場計画
- (6) 医療機関等の連絡
- (7) 医師等の派遣
- (8) 医療機関以外で傷病者を収容できる「その他の場所」への搬送計画
- (9) 救急資器材の需給に関する事
- (10) 救急情報
- (11) 通信連絡系統
- (12) 訓練計画
- (13) その他必要と認められる事項

救急業務実施基準

第一章 総則（第一条—第二条）

第二章 救急隊等（第三条—第八条）

第三章 救急自動車等（第九条—第十一条）

第四章 救急活動（第十二条—第二十一条）

第五章 医療機関等（第二十二条—第二十三条）

第六章 救急自動車の取扱い（第二十四条—第二十六条）

第七章 救急業務計画等（第二十七条—第二十八条）

第八章 雑則（第二十九条）

第一章 総則

（目的）

第一条 この基準は、市町村の消防機関が行なう救急業務について、必要な事項を定め、救急業務の能率的運営を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第二条 この基準における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

一 救急業務とは、消防法（昭和二十三年法律第八十六号。以下「法」という。）に定める救急業務をいう。

二 救急事故とは、法及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）に定める救急業務の対象である事故をいう。

三 救急自動車とは、救急業務を行なう自動車をいう。

第二章 救急隊等

（救急隊の数）

第三条 令第四十三条に定める基準に該当する市町村に置く救急隊の数は、人口十万について一とし、十万をこえ十万を増すごとに一を加えた数とする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該市町村の立地条件その他の事情により必要があると認めるときは、救急隊の数を増加するものとする。

（医師等）

第四条 市町村長は、救急業務を行なうため医師又は看護婦を配置し、若しくは救急自動車にとり乗させるようつとめるものとする。

（救急隊員）

第五条 消防長は、消防職員のうち次の各号のいずれかに該当する者のうちから救急隊員

(以下「隊員」という。)を任命するものとする。

一 別表(第一)に定める基準により、消防庁長官若しくは都道府県知事又は市町村長が行なう救急業務に関する講習の課程を修了した者

二 医師、歯科医師、薬剤士及び獣医師

三 保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦

四 医学士、歯学士及び衛生看護学士

五 前各号に掲げる者のほか、特に救急業務を実施するために必要な学識経験を有すると認められる者

(救急隊長)

第六条 隊員のうち一人は、救急隊長(以下

「隊長」という。)とする。

2 隊長は、上司の命を受け、隊員を指揮監督し、救急業務を円滑に行なうようにつとめなければならない。

(隊員の訓練)

第七条 消防長は、隊員に対し、救急業務を行なうに必要な学術及び技能を習得させるため、常に教育訓練を行なうようつとめなければならない。

(隊員の服装)

第八条 隊員は、救急業務を実施する場合は、白衣を着用するものとする。

第三章 救急自動車

(救急自動車の要件)

第九条 救急自動車は、道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)に定める緊急自動車の基準に適合するものほか、次の各号に掲げる構造及び設備を有するものとする。

一 隊員三人以上及び傷病者二人以上を収容し、かつ第十一条に定めるものを積載できる構造のものであること。

二 四輪自動車であること。

三 傷病者を収容する部分の大きさは、次のとおりであること。

イ 長さ一・九メートル、中〇・五メートル

ル以上のベッド一台以上及び担架二台以上を収納し、かつ、隊員が業務を行なうことができる容積を有するものであること。

ロ 室内の高さは、隊員が業務を行なうに支障のないものであること。

四 十分な緩衝装置を有するものであること。

五 適当な防音、換気及び保温のための装置を有するものであること。

(救急自動車の標示)

第十条 救急自動車の側面には、当該市町村の消防本部名又は消防署名若しくは救急隊名を標示するものとする。

(救急自動車に備える器具等)

第十一条 救急自動車には、別表第二に掲げる救急器具及び材料を備えるものとする。

第四章 救急活動

(救急隊の出動)

第十二条 消防長又は消防署長は、救急事故が発生した旨の通報を受けたとき又は救急事故が発生したことを知ったときは、当該事故の発生場所、傷病者の数及び傷病の程度等を確かめ、直ちに所要の救急隊を出動させなければならない。

(運送を拒んだ者の取扱い)

第十三条 隊員は、救急業務の実施に際し、傷病者又はその関係者が搬送を拒んだ場合は、これを搬送しないものとする。

(搬送の制限)

第十四条 隊員は、傷病者を搬送することが傷病の程度を悪化させ又は生命に重大な影響をおよぼすと認めるときは、医師に診断を依頼し、その結果により行動するものとする。

(死亡者の取扱い)

第十五条 隊員は、傷病者が明らかに死亡している場合又は医師が死亡していると診断した場合、これを搬送しないものとする。

(関係者の同乗)

第十六条 隊員は、救急業務の実施に際し、傷病者の関係者又は警察官が同乗を求めたとき

は、つとめてこれに応ずるものとする。

(災害救助法における救助との関係)

第十七条 市町村の消防機関が行なう救急業務は、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用される場合においては、同法の規定に基づき救助に協力する関係において実施するものとする。

(法定伝染病と疑われる者の取扱い)

第十八条 隊長は、法定伝染病と疑われる傷病者を搬送した場合は、隊員及び救急自動車等の汚染に留意し、直ちに所定の消毒を行ない、この旨を消防長に報告するとともに、当該傷病者に対する医師の診断結果を確認し、所要の措置を講ずるものとする。

(要保護者等の取扱い)

第十九条 消防長は、傷病者が生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に定める被保護者又は要保護者と認められる場合においては、同法第十九条各項に定める機関に通知するものとする。

(傷病者の引渡し)

第二十条 隊員は、傷病者を搬送し医療機関に引渡した場合は、救急記録票等に所要事項を記入し、かつ、これに医師の記名又は押印を受けるものとする。

(家族等への連絡)

第二十一条 隊員は、傷病者の傷病の状況により必要があると認めるときはその者の家族に対し、傷病の程度又は状況等を連絡するようつとめるものとする。

第五章 医療機関等

(医療機関との連絡)

第二十二条 消防長は、当該市町村の区域内の医療機関と救急業務の実施について、常に密接な連絡をとるものとする。

(団体等との連絡)

第二十三条 消防長は、当該市町村の区域内で救急に関する事務を行なっている団体等と救急業務の実施について情報を交換し、密接な連絡をとるものとする。

第六章 救急自動車の取扱い

(消毒)

第二十四条 消防長は、次の各号に定めるところにより、救急自動車及び積載品の消毒を行なうものとする。

- 一 定期消毒 月一回
- 二 使用後消毒 毎使用後

(消毒の標示)

第二十五条 消防長は、前条第一号による消毒をしたときは、その旨を消毒実施表に記入し、救急自動車の見やすい場所に標示しておくものとする。

(救急自動車の整備)

第二十六条 消防長は、自動車点検基準(昭和二十六年運輸省令第七十条)に定めるところにより、救急自動車の整備を行なわなければならない。

第七章 救急業務計画等

(救急業務計画)

第二十七条 消防長は、特殊な救急事故の発生した場合における救急業務の実施についての計画を作成しておくものとする。

(救急調査)

第二十八条 消防長は、救急業務の円滑な実施を図るため、当該市町村の区域について、次の各号に定めるところにより調査を行なうものとする。

- 一 地勢及び交通の状況
- 二 救急事故が発生するおそれのある対象物の位置及び構造
- 三 医療機関等の位置及びその他必要な事項
- 四 その他消防長が必要と認める事項

第八章 雑則

(適用の除外)

第二十九条 令第四十三条に定める基準に該当する市町村以外の市町村が救急業務を行なう場合は、第九条及び第十一条の規定の一部を適用しないことができる。

○救急業務の推進について

昭和四十年四月二日自消丙教発第三十八号
各都道府県消防主管部長あて消防庁教養課長

改正消防法に基づく救急制度が発足以来約一年間を経過しているが、一部都市においては消防法第三十五条の二第一項に基づく救急隊の業務設置に指定されたにもかかわらず未だ未設置のところもあることは遺憾とするところである。

救急業務を強力に推進するには、救急自動車の整備と有能な救急隊員の養成及び救急病院の協力が必要であることはすでに御承知のとおりである。

当庁においては、救急体制の整備拡充のため救急自動車の整備に係る国庫補助を大幅に増額する等の措置を講じ、強力にその施策の推進を図っているところであるが、貴職におかれても、救急業務の重要性の増大している現状にかんがみ、当該業務の強力な実施について万全を期すよう管下市町村をよろしく御指導願いたい。

記

1 救急自動車の整備

救急自動車は、救急業務の根幹をなすものであり、その構造及び設備は傷病者の安全輸送に適したものでなければならず、したがってこれらの点が十分考慮された専用の救急自動車を整備すべきものであること。

2 救急隊員の教育訓練の徹底

救急隊員は、その職務上特別な知識及び技能を要求されたものであり、これがための教育訓練の徹底を図る必要があるので各都道府県においても救急業務実施基準（昭和三十九年三月三日自消甲教発第六号）に基づいて講習を実施して隊員の資質の向上につとめ、とくに専任救急隊員の養成を図りたいこと。

3 広域にわたる救急業務の推進

名神高速道路をはじめとする高速自動車道路の出現により救急業務も市町村が単独で処理できない広域行政処理の必要性も生じているのでこれら広域にわたる救急体制について

は、各都道府県は積極的に連絡協調及び指導をなすとともに集団的に発生する救急事故に対する応援体制の確立を図りたいこと。

4 救急病院の確保について

救急病院等に関する知事告示については、衛生主管部の行なう認定事務に加わり、円滑な救急業務の推進を図るため、受人機関である救急病院等の確保を図りたいこと。

（なお救急病院が告示された場合はその都度直ちに報告されたいこと。）

5 民間の協力が得られるような措置を講ずること。

○救急隊員の教育訓練の徹底について

昭和四十三年一月五日消防防第二号
各都道府県消防主管部長あて

消防庁防災救急課長

最近における交通事故をはじめ救急事故件数の激増に対処するため、救急業務の実施体制の整備に努めてきたが、これに伴ない救急隊員の養成は急を要するものがある。救急隊員は人命の救護という重要な業務に従事するものであるので、その教育訓練については、特に徹底を図り、資質の向上に努めなければならないことはいうまでもないが、その実態はまだ十分とはいえない状況である。

については、下記事項に基づき、各都道府県消防学校におかれて教育訓練の徹底を図られる等各都道府県の実状に即した方法により救急隊員の教育訓練に万全を期せられるとともに、教育訓練を受けずに救急業務に従事する隊員が存在しないよう、貴管下市町村を指導されたい。

なお参考テキスト「救急処置」を別途配布するので、救急隊員の教育を行なううえにおいて一助とされたい。

記

1 教育訓練の内容の充実について

救急業務はこと人命に関することであるので、救急隊員の教育訓練の内容については、特に充実を図る必要があり、短時日の講習に

終ることなく救急業務実施基準（昭和三十九年三月三日自消甲教発第六号）別表第一に定める救急実務講習科目および時間にのっとりて行なうようにされたこと。

2 教育訓練の確保について

各消防学校において救急隊員の教育訓練を行なうよう努力されたいこと。もし講師の不足、教育訓練を受ける救急隊員が僅少である等の理由により単独で実施することが困難又は不適当なところにあつては、近隣都道府県が協議してブロック講習を行なうか又は現に救急隊員養成コースを有している消防学校に教育訓練を委託するかあるいはその地域の自衛隊の衛生隊の協力を得る等の方法により、救急隊員の教育訓練に欠けることがないようにすること。

3 講師のあつせん等について

都道府県において適当な講師がいないたため、救急隊員の教育訓練が困難な場合には、できる限り当庁において講師のあつせん等の労をとるものであること。

○消防組織法（抜粋）

昭和二十二年十二月二十三日
法律 第二百二十六号

〔消防庁長官〕

第三条 消防庁の長は消防庁長官とする。

参照 国家行政組織法六条、一〇条、一二

条、一三条、一四條、国家公務員法
五五條

〔消防庁の事務〕

第四条 消防庁は、左に掲げる事務を掌る。

一 消防制度及び消防準則の研究及び立案に
関する事項

二 消防に関する市街地の等級化に関する事
項（都道府県の所掌に係るものを除く。）

三 防火査察（放火及び失火の調査を含む。）
防火管理その他火災予防の制度の確立に關
する事項

四 放火及び失火の調査技術の研究並びに調

査員の訓練に関する事項

五 消防職員（第十二条第一項に規定する消防
職員をいう。第四条の四第二項において同じ）
及び消防団員の教養訓練の基準の研究及び立
案に関する事項

六 消防技術及び火災予防に関する出版に關
する事項

七 消防統計及び消防情報に関する事項

八 消防指導員の養成に関する事項

九 消防の用に供する設備、機械器具及び資材
の検定に関する事項

十 消防に関する試験研究に関する事項

十一 消防施設の強化拡充の指導及び助成に關
する事項

十二 消防思想の普及宣伝に関する事項

十三 危険物取扱主任者試験及び消防設備士試
験の基準の作成に関する事項

十四 市町村の消防に必要な人員及び施設の基
準の研究及び立案に関する事項

十五 防災計画に基づく消防に関する計画（以
下第十八条の二において「消防計画」という。）
の基準の研究及び立案に関する事項

十六 救急業務の基準の研究及び立案に關する
事項

十七 消防団員等公務災害補償等共済基金法
（昭和三十一年法律第七七号）の施行に關す
る事項

十八 日本消防検定協会の監督に関する事項

十九 非常勤消防団員が退職した場合における
報償の実施に関する事項

二十 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二
百二十三号）に基づく地方公共団体の事務で
消防に係るものに関する国と地方公共団体及
び地方公共団体相互間の連絡に関する事項

二十一 石油パイプライン事業法（昭和四十七
年法律第五五号）第五条第二項第二号に規定
する事業用施設についての工事の計画及び検
査その他保安に関する事項

二十二 前各号に掲げるものの外、法律（法律
に基く命令を含む。）に基きその権限に属す

る事項

第三章 自治体の機関

(市町村の消防責任)

第六条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

参照 地方自治法二条②③

(市町村消防の管理)

第七条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

参照 (条例) 地方自治法一四条

(費用負担)

第八条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

参照 地方財政法九条

第九条 市町村は、その消防事務を処理するため、左に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

一 消防本部

二 消防署

三 消防団

参照 (消防本部) 一〇条、一一條、一二條、一三条

一四條

(消防署) 一〇條、一一條、一二條、一四條

(消防団) 一五條

(消防本部及び消防署を置かなければならぬ市町村)

第十条 政令で定める市町村は、前条の規定にかかわらず、消防本部及び消防署を置かなければならない。

参照 (政令) 消防本部及び消防署を置かなければならぬ市町村を定める政令

(消防本部及び消防署の設置)

第十一条 消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域は、条例で定める。

② 消防本部の組織は市町村の規則で定め、消防署の組織は市町村長の承認を得て消防長が定める。

参照 (規則) 地方自治法一五條

(消防職員)

第十二条 消防本部及び消防署に適當な階級の消防吏員及びその他の職員(以下「消防職員」という。)を置く。

② 消防職員の定員は、条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

参照 (消防吏員) 地方自治法一五三條

(消防職員) 地方公務員法三條②、

五二條③

(階級) 消防吏員の階級準則

(消防長)

第十三条 消防本部の長は、消防長とする。

② 消防長は、消防本部の事務を統括し、消防職員を指揮監督する。

参照 (消防長) 一一條、一二條、一四條

の三

(消防署長)

第十四条 消防署の長は、消防署長とする。

② 消防署長は、消防長の指揮監督を受け、消防署の事務を統括し、所屬の消防職員を指揮監督する。

参照 (消防署長) 一二條、一四條の三

(消防職員の職務)

第十四条の二 消防職員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

参照 (上司の指揮監督) 地方公務員法三

二條

(消防長及び消防職員の任命等)

第十四条の三 消防長は、市町村長が任命し、消防長以外の消防職員は、市町村長の承認を得て消防長が任命する。

② 消防長及び消防署長は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

参照 地方公務員法八條

(政令) 市町村の消防長及び消防署

長の任命資格を定める政令

(消防職員の身分取扱等)

第十四条の四 消防職員に関する任用、給与、

分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに關しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる。

- ② 消防吏員の階級並びに訓練、礼式及び服制に關する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

参照 「基準」消防吏員の階級準則、消防訓練礼式の基準、消防操法の準則、消防用器具操法の準則、消防吏員服制準則

〔消防団〕

- 第十五条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

- ② 消防団の組織は、市町村の規則で定める。
③ 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

参照 「消防団の設置」九条

〔消防団員〕

- 第十五条の二 消防団に消防団員を置く。

- ② 消防団員の定員は、条例で定める。

参照 「消防団員」一五条の四、一五条の六、一五条の八、地方公務員法三条

③ V

〔消防団長〕

- 第十五条の三 消防団の長は、消防団長とする。

- ② 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

参照 「消防団長」一五条の五

〔消防団員の職務〕

- 第十五条の四 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

〔消防団長及び消防団員の任命〕

- 第十五条の五 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

〔消防団員の身分取扱等〕

- 第十五条の六 消防団員に關する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに關しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

- ② 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に關する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

〔都道府県の消防事務〕

- 第十八条の二 都道府県は、市町村の消防が十分に行なわれるよう消防に關する当該都道府県と市町村との連絡及び市町村相互間の連絡協調を図るほか、消防に關し、左に掲げる事務を掌る。

- 一 消防職員及び消防団員の教育訓練に關する事項
- 二 市町村相互間における消防職員の人事交流のあつせんに関する事項
- 三 消防統計及び消防情報に關する事項
- 四 消防施設の強化拡充の指導及び助成に關する事項
- 五 消防思想の普及宣伝に關する事項
- 六 消防の用に供する設備、機械器具及び資材の性能試験に關する事項
- 七 市町村の消防計画の作成の指導に關する事項
- 八 市町村の消防の相互応援に關する計画の作成の指導に關する事項
- 九 市町村の行なう救急業務の指導に關する事項
- 十 消防に關する市街地の等級化に關する事項（消防庁長官が指定する市に係るものを除く。）
- 十一 前各号に掲げるものの外、法律（法律に基く命令を含む。）に基きその権限に關する事項

参照 四条 地方自治法二条⑦、別表一

第四章 雜則

〔市町村消防の原則〕

第十九条 市町村の消防は、消防庁長官又は都道府県知事の運営管理又は行政管理に服することはない。

参照 六条

〔消防庁長官の助言等〕

第二十条 消防庁長官は、必要に応じ、消防に關する事項について都道府県又は市町村に対して助言を与え、勧告し、又は指導を行なうことができる。

〔都道府県知事の勧告等〕

第二十条之二 都道府県知事は、必要に応じ、消防に關する事項について、市町村に勧告し、市町村長又は市町村の消防長から要求があった場合は、消防に關する事項について指導し又は助言を与えることができる。この場合における勧告、指導及び助言は、消防庁長官の行う勧告、指導及び助言の趣旨に沿うものでなければならない。

参照 二〇条

〔相互応援協定〕

第二十一条 市町村は、必要に応じ、消防に關し相互に応援するように努めなければならない。

② 市町村長は、消防の相互応援に關して協定することができる。

参照 二四条の四

〔消防統計及び消防情報〕

第二十二条 市町村長は、消防庁の定める形式及び方法により、消防統計及び消防情報を、都道府県知事を通じて、消防庁に報告しなければならない。

参照 災害対策基本法五三条

〔形式及び方法〕火災報告等取扱要領、救急事故等報告要領等

〔警察通信施設の利用〕

第二十三条 消防庁及び地方公共団体は、消防事務のため警察通信施設を使用することができる。

〔消防及び警察の協力〕

第二十四条 消防庁及び警察は、国民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力をしなければならない。

○消防施設強化促進法〔抜粋〕

昭和二十八年七月二十七日

法律 第八十七号

沿革 昭和三年六月三〇日法律第一一三

号改正（イ）

（目的）

第一条 この法律は、市町村の消防の用に供する施設の強化を促進し、もつて社会公共の福祉を増進することに寄与することを目的とする。

（国の補助）

第二条 国は、消防の用に供する施設（以下「消防施設」という。）を購入し、又は設置しようとする市町村に対し、その費用の一部を補助することができる。

（補助の対象）

第三条 この法律の規定により国が補助を行うことができる消防施設は、消防の用に供する機械器具及び設備で政令で定めるものとする。

（基準額及び補助率）

第四条 前条の規定により国が行う補助は、予算の範囲内で、基準額の三分の一以内とする。

2 前項の基準額は、消防施設の種類及び規格ごとに、自治大臣が定める。（イ）

第五条 市町村長は、当該市町村が購入し、又は設置しようとする消防施設に要する費用について国の補助を受けようとする場合においては、自治省令で定めるところにより、当該市町村を包括する都道府県の知事を経由して、自治大臣に補助金の交付申請書を提出しなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、必要な意見を附することができる。（イ）

○消防施設等整備費補助金及び消防吏員待機宿舎施設整備費補助金交付要綱について

〔昭和四十八年四月二十七日消防第五一〇号〕
都道府県知事宛消防庁長官

標記の件について、別紙のとおり定められたので、今後これにより取扱われたい。

なお、改正の要旨は下記のとおりであるので、貴管下市町村にもこの旨通知のうえ、ご指導願いたい。

記

1 従来、交付要綱については、各年度ごとに通知してきたところであるが、今後はこの要綱により取り扱うものであること。なお、改正事項があればその都度通知するものであること。

2 補助金交付申請書の様式等が省令から消防庁長官に委任された（昭和四十八年四月一〇日自治省令第一〇号）ことにより、様式を簡略化してこの交付要綱に定めたこと。

3 従来、実績報告書の様式、補助事業により取得した財産の制限および補助金交付調書については、別の通達により処理していたが、所要の整備を図りこの交付要綱に一本化したこと。

4 補助金事務の一部を都道府県知事に委任したことに伴い、補助事業の遂行の監督、検査及び補助事業完了後の管理等に関する規定を加えたこと。

5 消防吏員待機宿舎施設整備費補助金の交付要綱が従来欠けていたが、この交付要綱に一本化したこと。

6 救急指令装置および救急自動車について認定制度がないので、型式認定の規定を削除したこと。

7 予算補助として、昭和四八年度に屈折放水塔車が増えられたので規格を追加したこと。

8 小型動力ポンプ積載車、救助工作車、消防艇、および消防吏員待機宿舎について、実態に照らし若干の整備を図ったこと。

9 消防専用無線電話装置については、消防庁が認定したものとなっていたのを、屈出制に改め、基準額告示に定める規格に適合する旨消防長官が確認したものに変更したこと。

10 以上により、「消防施設整備費補助事業実績報告書について（昭和三十五年七月二五日、自消甲総発第一四号各都道府県知事あて、消防庁長官通知）」、「消防施設整備費補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分の変更の承認申請、補助事業の中止又は廃止の承認申請並びに補助事業の完了予定口の延期等の報告について（昭和三十五年七月三〇日自消乙総発第二三三号 各都道府県主管部長あて 消防庁総務課長通知）」および「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間の設定について（昭和四一年二月一八日 自消甲総発第二三三号 各都道府県知事あて 消防庁長官通知）」は廃止することであること。

（別添）

市町村消防施設等整備費補助金交付要綱（通則）

第一条 市町村消防施設等整備費補助金（消防施設等整備費補助金（林野火災対策特別地域分を除く。）及び消防吏員待機宿舎施設整備費補助金という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三〇年法律第一七九号以下「適正化法」という。）、同法施行令（昭和三〇年政令第二五五号以下「適正化法施行令」という。）、消防施設強化促進法（昭和二八年法律第八七号）、国の補助の対象となる消防施設を定める政令（昭和二八年政令第一二四号）、消防施設強化促進法第五条の規定に基く補助金の交付申請書の提出に関する総理府令第三九号。以下「総理府令」という。）、及び国が行う補助の対象となる消防施設の基準額（昭和二九年総理府告示第四八七号。以下「基準額告示」という。）に定めるもののほか、この要綱に

定めるところによる。

(補助金の目的)

第二条 この補助金は、市町村の消防施設の強化を促進するとともに消防吏員待機宿舍の整備をはかることを目的とする。

(補助対象施設)

第三条 この補助金の交付の対象となる消防施設等は、国の補助の対象となる消防施設を定める政令に掲げるもの(以下「政令対象施設」という。)のほか、小型動力ポンプ積載車、救助工作車、高発泡車、消防艇、ヘリコプター、屈折放水塔車、救急指令装置及び救急自動車(以下「積載車等」という。)並びに消防吏員待機宿舍とする。(別表第一参照)

別表第一

施設の種別	補助基準額	備考
小型動力ポンプ積載車	七五〇千円または八一〇千円	小型動力ポンプが、B三級の場合は、七五〇千円、B二級の場合は、八一〇千円
救助工作車	四、五〇〇千円	
高発泡車	三、〇〇〇千円	
消防艇	九〇〇千円	
ヘリコプター	一、〇〇〇千円	
屈折放水塔車	一、〇〇〇千円	
救急指令装置	一、〇〇〇千円	
救急自動車	A型 四、〇〇〇千円 B型 三、〇〇〇千円 C型 二、〇〇〇千円 D型 一、〇〇〇千円	
消防吏員待機宿舍	世帯用 一戸当たりの基準単価 四〇〇、二二五円 一戸当たりの基準面積 三九・〇㎡ 独身用 一戸当たりの基準単価 四〇〇、二二五円 一戸当たりの基準面積 三九・〇㎡	(参考) 一戸当たり四〇〇、二二五円 ×三九・〇㎡ =一、五六八、七五円
	一戸当たりの基準面積 一三・二㎡	一戸当たり四〇〇、二二五円 ×一三・二㎡ =五、三〇〇、九七〇円

的又は通信の相手方若しくは通信事項(放送をする無線局については放送事項)の範囲をこえて運用してはならない。但し、左に掲げる通信については、この限りでない。

四 非常通信(地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救済、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。以下同じ。)

○電波法施行規則(抜粋)

第三十七条第二十一 人命の救助又は人の生命、身体若しくは財産に重大な危害を及ぼす犯罪の捜査若しくはこれらの犯罪の現行犯人若しくは被疑者の逮捕に緊急を要する通信(他の電気通信系統によっては当該通信の目的を達することが困難である場合に限る。)

○公衆電気通信法(抜粋)

第七十条 公社は、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、左の公衆電気通信役務の料金を減免することができる。
三 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合における人命財産の危険を通報する電報
七 消防機関に火災を報知し、又は人命の救護を求める通話。(昭三六法一四九・一部改正)

○電波法(抜粋)

第五章 運用

第一節 通則

(目的外使用の禁止等)

第五十二条 無線局は、免許状に記載された目

◎救急病院等を定める省令

【昭和三十一年二月二十日
厚生省令第八号】

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第九項の規定に基づき、救急病院等を定める省令を次のように定める。

救急病院等を定める省令

（医療機関）

第一条 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関は、次の基準に該当する病院又は診療所であつて、その開設者から都道府県知事に対して救急業務に關し協力する旨の申出のあつたもの（以下「救急病院」又は「救急診療所」という。）とする。ただし、疾病又は負傷の程度が軽易であると診断された傷病者及びただちに応急的な診療を受ける必要があると認められた傷病者に関する医療を担当する医療機関は、病院又は診療所とする。

一 事故による傷病者に関する医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること。

二 手術室、麻酔器、エックス線装置、輸血及び輸液のための設備その他前号の医療を行なうために必要な施設及び設備を有すること。

三 救急隊による傷病者の搬送に容易な場所に所在し、かつ、傷病者の搬入に適した構造設備を有すること。

四 事故による傷病者のための専用病床その他救急隊によつて搬入される傷病者のために優先的に使用される病床を有すること。

（告示）

第二条 都道府県知事は、前条の申出のあつた病院又は診療所であつて、前条各号に該当すると認められたものについて、救急病院又は救急診療所である旨並びにその名称及び所在地を告示するものとする。救急病院又は救急診療所が前条各号に該当しなくなつたとき、又は前条の申出が撤回されたときも、同様とする。

附則
この省令は、昭和二十九年四月十日から施行する。

○救急病院等を定める省令の施行について

【昭和三十一年三月十一日 厚生省救急隊第五号】
【各都道府県知事宛 厚生省救急隊第五号】

事故による傷病者に対しては、事故発生直後の初期診療から社会復帰に至るまでの総合的な対策を講じる必要があるが、今般救急病院等を定める省令（昭和二十九年厚生省令第八号）が定められ、本年二月二十日公布された四月十日から施行されることとなつて、この面における措置が行なわれることとなつた。

この省令は、消防法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第九十号）の制定によつて消防機関の行なう救急業務に関する規定が整備されたことに伴つて、救急隊が傷病者を搬送する医療機関を定めて、事故による傷病者に対する適正な医療を確保することをその趣旨とするものであるが、その施行にあつては特に次の事項に留意のうえ、遺憾のないよう配慮されたく、通達する。

一 この省令は、救急隊が傷病者を搬送する医療機関として、もつぱら初期診療を担当する病院診療所と初期診療にあわせ本格的な救急医療を行なう救急病院、救急診療所を定め、これらの機関の間における緊密な連携によつて、事故による傷病者に対し適正な医療を確保することとしたものであること。

二 事故による傷病者に対しては、すみやかに初期診療が行なわれる必要があるため、すべての病院又は診療所で初期診療が受けられるよう都道府県医師会等の関係団体の十分な理解と協力を得ることに配慮すること。

三 救急医療を確保するためには、救急病院及び救急診療所が、地域における事故発生の際に際して、定められることが望ましく、この趣旨にしたがつて、この省令第一条の基準に該当する医療機関の申出が行なわれるよう配慮するとともに、公的医療機関については、その設置の目的にかんがみて、申出を随行するよう指導すること。

四 この制度の円滑な運営を図るためには、医療関係者の協力のみでなく、消防、警察、交通等関係機関との緊密な連携が心要であるので、この点について十分配慮すること。

○救急病院等を定める省令の施行について

【昭和三十一年三月十一日 厚生省救急隊第五号】
【各都道府県知事宛 厚生省救急隊第五号】

標記については、別添厚生事務次官から通知されたところであるが、病院の開設者からの申出の取扱い等については次にすることとしたので、御丁知のうえ追憶のないよう努力願いたい。

なお、今後救急病院の運営その他救急医療の実施に關し検討改善を図るべき点も多いと考えられるので貴職においても格段の御尽力を願わした。

一 救急病院等を定める省令（昭和二十九年厚生省令第八号、以下「省令」という。）第一条の申出は、救急業務に協力する旨及び前条各号に該当することを明らかにした書面に当該病院又は診療所に関する必要な事項を記載した書類を添付して行なうものとする。

二 申出は、当該病院又は診療所の所在地を管轄する保健所長を経由して行なうこと。この場合、保健所長は、市町村の消防機関の意見をきいて、都道府県知事に進達すること。

三 省令第一条の申出があつたときは、同条各号に該当することを認めるため審査を行なうものであるが、この審査にあつては、次の事項に留意すること。

(1) 省令第一条第一号は、事故による傷病者に対して迅速適確に本格的診療を行なうよう救急病院及び救急診療所における医師に關して規定したものであること。

事故による傷病者に関する医療について相当の知識及び経験を有する医師とは、救急医療に關し必要な知識及び経験を修得するのに適した医療機関において免許取得後相当期間外科診療に従事した経歴を有するもの、又はこれと同程度以上の知識及び経験を有する者とするが、別に指示するところに従つて行なわれる救急医療を担当する医師に対する研修課程を修了した医師は、これに該当するものとする。

また、常時診療に従事するとは、同号に規定する医師が病院又は診療所において常時待機の状態にあることを原則とするが、搬入された傷病者の診療をすみやかに行なうよう、施設構内又は近接した自宅等において待機の状態にあることもこれに含まれるものであること。

(2) 第一条第二号は、事故による傷病者の多様な傷病に即応して適確な診療が行なわれるよう救急病院及び救急診療所の施設設備に關して規定したものであること。

したがつて、麻酔器とはガス麻酔器、エックス線装置とは透視及び直接撮影の用に供しうる装置とし、輸血及び輸液のための設

備とは輸血のための血液検査に必要な機械器具を含むものとする
こと。なお、その他前号の医療を行なうために必要な施設及び設
備とは、酸素吸入装置、人工呼吸器等であること。

(3) 省令第一号第三号は、救急隊によつて搬送される傷病者を迅速
かつ、円滑に救急病院又は救急診療所に搬入しよう、その所
在地の状況、建物の構造等について定めたものであること。

傷病者の搬送に容易な場所に所在するとは、救急車が通行可能
な道路に而して居る等救急車による搬送が容易な場所に所在する
ことであり、また傷病者の搬入に適した構造設備とは、病院又は
診療所内に於いて傷病者を担架等に容易に運ぶことのできる
構造設備を意味するものであること。

(4) 省令第一号第四号は、救急隊によつて搬入された傷病者が、優
先的に収容せらるるよう、救急病院又は救急診療所の収容能力に
ついて規定したものであること。

専用病床を有するとは、いわゆる救急病室又はこれに準ずる病
室を有することであり、優先的に使用される病床とは、救急病室
等は有していないが、救急隊により搬入される傷病者のために一
定数の病床が確保されている状態を意味するものであること。
この規定は、通常、救急隊により搬入された傷病者を実際に収
容しうることを期待する趣旨であるから、たまたま直ちに収容し
て診療を行なう必要がある他の患者があるため、救急隊の搬入し
た傷病者を収容しえない場合があつても、同号の規定に該当する
ものと考へられること。この場合においては、あらかじめ、関係
消防機関に傷病者を収容しえない状態にあることを連絡するよう
指導すること。

四 三に示す審査に当つては、都道府県の消防主管部局、警察本部及
び医師会ならびに学識経験者等の意見を聞いて行なうよう配慮す
ること。

五 申出について審査の結果、省令第一号各号に該当すると認められ
たときは、省令第二号により、すみやかに告示するとともに、当該
病院又は診療所、関係市町村、都道府県医師会等に対し、その旨を
通知すること。

六 救急病院及び救急診療所が第一号各号に該当しなくなつたとき同
条の申出が撤回されたときは、第二号の規定により告示すること
となるので、救急病院及び救急診療所の状況に努めるとともに
救急病院又は救急診療所側からの申出を求めると認められる
ものについては、省令施行前において、救急業務に關し市町村に協力を行なつてい
た病院又は診療所であつて、省令第一号各号に該当すると認められ
るものについては、省令施行後においても引續いて協力が受けられ
るよう省令第一号による申出をするよう指導すること。

〇救急病院等を定める省令の基準について

昭和三十三年十月十四日 昭三十四年七月七日
各都道府県衛生主管部 (各) 長 宛 厚生省
区衛生局長 宛 消防局長 宛
標記の件に關し、広島県からの照会(別紙一)に対し、別紙等の通
り回答したから御了解ありたい。

(別紙一)

昭和三十三年七月七日 昭三十四年七月七日
厚生省区衛生局長 宛 消防局長 宛 広島県衛生部長 宛

このことについて関係団体から照会があつたので、貴職の見解を折
返して回報したまひ。

救急病院等を定める省令第一号に規定する基準のうち、第一号にお
いて「事故による傷病者に關する医療について相当の知識及び経験を
有する医師が常時診療に従事していること」となつて居るが、その医
師が常時診療に従事しているとの解釈は、これを義務づけられたものかど
うか。

なお、これを義務づけられていないものと解釈した場合において、
当該病院又は診療所で医師不在等のことがあつて、搬送された傷病者
を他の救急病院又は救急診療所に搬送し換へる等のことから時間を要
し、治療措置が遅れ、ひいては、その傷病者に万一重大な影響を与え
るような事態を生ずるようなことがあつたとしても、当該病院又は診
療所としては道義上の立場からの責任は一応存在するものとしても、
それ以上何等の責は負われないものと解釈してよいか。

おつて、これが義務づけられているものである場合には、協力の申
出等に相当の影響があるものと考へられるので申添えます。

別紙一

昭和三十三年十月十四日 昭三十四年七月七日
広島県衛生部長 宛 厚生省区衛生局長 宛 消防局長 宛 広島県衛生部長 宛

昭和三十三年七月七日 昭三十四年七月七日
昭三十四年七月七日 昭三十四年七月七日

記

1 救急病院等を定める省令第二号の規定に基づいて告示された病院
又は診療所の開設者は、そのことによる特別の義務を患者に対して
有することにはならないが、都道府県知事に対して所定の要件を保
持することを要請されることとなるものと考へられる。

2 医師の不在等の場合に、あらかじめ搬送機関にその旨を通知する
等の適切な措置がなされれば不在の責めは問われないと考へられ
る。

なお、救急病院・救急診療所は、不時の事故に対応することが要
請されているが、必ずしも全ての施設がたゞ診療に従事することが
を要請されているものではなく、地域の実情に応じて輪番制の採用
等を配慮することが適当と考へる。

〇救急業務実施基準について

昭和三十三年三月三日 自治省消防局長 宛

市町村の消防機関が行なう救急業務の実施基準を別紙のとおり定め
たので、左記事項に御留意のうえ、貴管下市町村をよろしく御指導願
いたい。

記

- 1 基準第三号第二項にいう「立地条件その他の事情」を例示すれば
次のとおりである。
 - (1) 幹線道路等の沿線に所在し、通過交通量が著しく多いこと。
 - (2) 特殊な工場、事業所等が所在し、産業災害等の発生率が高いこ
と。
 - (3) 観光地等であつて、常時多数の潜在人口を有すること。
 - (4) 昼夜間人口の差が著しく大きいこと。
- 2 基準第五号第五号に掲げる救急業務を実施するために必要な学識
経験を有すると認められる者は、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 外国で医師の免許を得た者
 - (2) 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の規定による衛生
管理者の資格を有する者
 - (3) 医学、歯科その他保健衛生に關する旧専門学校令(明治三十六
年勅令第六十一号)に基づく旧専門学校卒業生

3 基準第十八条にいう医師の診断結果に基づき所要の措置は、伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）第五条に定める消毒方法及び消毒方法をいう。

4 基準第二十条にいう救急記録票等に記入すべき所要事項は、救急事故発生年月日覚知時刻、発生場所、発生原因、傷病者の住所、氏名、年齢、性別、傷病の部位、程度、医療機関名及び医師名等とする。

5 基準第二十五条に定める消毒実施表には、消毒実施年月日、消毒方法、消毒薬品名及び旅行者名等を記入するものとする。

6 基準第二十七条に定める救急業務計画は、救急隊一隊のみでは処理できない集団災害発生時等における計画をし、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十二条に定める市町村地域防災計画に基づき、かつ、おおむね次に掲げる事項に重点をおき作成するものとする。

- (1) 救急現場本部の編成
- (2) 非番職員の招集
- (3) 指揮系統
- (4) 応急救急隊の編成
- (5) 出場計画
- (6) 医療機関等の連絡
- (7) 医師等の派遣
- (8) 医療機関以外で傷病者を収容できる「その他の場所」への搬送計画
- (9) 救急資器材の供給に関する事
- (10) 救急情報
- (11) 通信連絡系統
- (12) 訓練計画
- (13) その他必要と認められる事項

別紙

救急業務実施基準

目次

- 第一章 総則（第一条―第二条）
- 第二章 救急隊等（第三条―第八条）
- 第三章 救急自動車等（第九条―第十一条）
- 第四章 救急活動（第十二条―第二十一条）
- 第五章 医療機関等（第二十二条―第二十三条）
- 第六章 救急自動車の取扱い（第二十四条―第二十六条）
- 第七章 救急業務計画等（第二十七条―第二十八条）
- 第八章 雑則（第二十九条）

第一章 総則

（目的）
第一条 この基準は、市町村の消防機関が行なう救急業務について、必要な事項を定め、救急業務の能率的運営を図ることを目的とする。

（用語の意義）
第二条 この基準における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 救急業務とは、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）以下「法」というに定める救急業務をいう。
- 二 救急事故とは、法及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号、以下「令」という）に定める救急業務の対象である事故をいう。
- 三 救急自動車とは、救急業務を行なう自動車をいう。

第二章 救急隊等

（救急隊の数）

第三条 令第四十三条に定める基準に該当する市町村に置く救急隊の数は、人口十万について一とし、十万をこえ十万を増すごとに一を加えた数とする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該市町村の立地条件その他の事情により必要があると認めるときは、救急隊の数を増加するものとする。

（医師等）

第四条 市町村長は、救急業務を行なうために医師又は看護婦を配置し、若しくは救急自動車にとり乗させるようにつとめるものとする。

（救急隊員）

第五条 消防長は、消防職員のうち次の各号のいずれかに該当する者のうちから救急隊員（以下「隊員」という。）を任命するものとする。

- 一 別表第一に定める基準により、消防庁長官若しくは都道府県知事又は市町村長が行なう救急業務に関する講習の課程を修了した者
- 二 医師、歯科医師、薬剤師及び獣医師
- 三 保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦
- 四 医学士、歯学士及び衛生看護士
- 五 前各号に掲げる者のほか、特に救急業務を実施するために必要な学識経験を有すると認められる者

（救急隊長）

第六条 隊員のうち一人は、救急隊長（以下「隊長」という。）とする。

2 隊長は、上司の命を受け、隊員を指揮監督し、救急業務を円滑に行なうようにつとめなければならない。

（隊員の訓練）

第七条 消防長は、隊員に対し、救急業務を行なうに必要な学術及び技能を習得させるため、常に教育訓練を行なうようにつとめなければならない。

（隊員の服装）

第八条 隊員は、救急業務を実施する場合は、白衣を着用するものとする。

第三章 救急自動車等

（救急自動車の要件）

第九条 救急自動車は、道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）に定める緊急自動車の基準に適合するものほか、次の各号に掲げる構造及び設備を有するものとする。

- 一 隊員三人以上及び傷病者一人以上を収容し、かつ、第十一条に定めるものを積載できる構造のものであること。
- 二 四輪自動車であること。

イ 長さ一・九メートル、巾〇・五メートル以上のベッド一台以上及び担架二台以上を収納し、かつ、隊員が業務を行なうことができる容積を有するものであること。

ロ 室内の高さは、隊員が業務を行なうに支障のないものであること。

四 十分な緩衝装置を有するものであること。

五 適当な防音、換気及び保温のための装置を有するものであること。

（救急自動車の標示）

第十条 救急自動車の側面には、当該市町村の消防本部名又は消防署名若しくは救急隊名を標示するものとする。

(救急自動車に備える器具等)

第十一条 救急自動車には、別表第二に掲げる救急器具及び材料を備えるものとする。

第四章 救急活動

(救急隊の出動)

第十二条 消防長又は消防署長は、救急事故が、発生した旨の通報を受けたとき又は救急事故が発生したことを知ったときは、当該事故の発生場所、傷病者の数及び傷病の程度等を確かめ、直ちに所要の救急隊を出動させなければならない。

(運送を拒んだ者の取扱い)

第十三条 隊員は、救急業務の実施に際し、傷病者又はその関係者が搬送を拒んだ場合は、これを搬送しないものとする。

(搬送の制限)

第十四条 隊員は、傷病者を搬送することが傷病の程度を悪化させ又は生命に重大な影響をおよぼすと認めるときは、医師に診断を依頼し、その結果により行動するものとする。

(死亡者の取扱い)

第十五条 隊員は、傷病者が明らかに死亡している場合又は医師が死亡していると診断した場合は、これを搬送しないものとする。

(関係者の同乗)

第十六条 隊員は、救急業務の実施に際し、傷病者の関係者又は警察官が同乗を求めたときは、つとめてこれに応ずるものとする。

(災害救助法における救助との関係)

第十七条 市町村の消防機関が行なう救急業務は、災害救助法(昭和二十二年法律第十八号)が適用される場合においては、同法の規定に基づき救助に協力する関係において実施するものとする。

(法定伝染病と疑われる者の取扱い)

第十八条 隊長は、法定伝染病と疑われる傷病者を搬送した場合は、隊員及び救急自動車等の汚染に留意し、直ちに所定の消毒を行ない、この旨を消防長に報告するとともに、当該傷病者に対する医師の診断結果を確認し、所要の措置を講ずるものとする。

(要保護者等の取扱い)

第十九条 消防長は、傷病者が生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)に定める被保護者又は要保護者と認められる場合においては、同法第十九条各項に定める機関に通知するものとする。

(傷病者の引渡し)

第二十条 隊員は、傷病者を搬送し医療機関に引き渡した場合は、救急記録票等に所要事項を記入し、かつ、これに医師の記名又は押印を受けるものとする。

(家族等への連絡)

第二十一条 隊長は、傷病者の傷病の状況により必要があると認めるときはその者の家族等に対し、傷病の程度又は状況等を連絡するようつとめるものとする。

第五章 医療機関等

(医療機関との連絡)

第二十二条 消防長は、当該市町村の区域内の医療機関と救急業務の実施について、常に密接な連絡をとるものとする。

(団体等との連絡)

第二十三条 消防長は、当該市町村の区域内で救急に関する事務を行なっている団体等と救急業務の実施について情報を交換し、緊密な連絡をとるものとする。

第六章 救急自動車の取扱い

(消毒)

第二十四条 消防長は、次の各号に定めるところにより、救急自動車及び積載品の消毒を行なうものとする。

- 一 定期消毒 月一回
- 二 使用後消毒 毎使用後

(消毒の標示)

第二十五条 消防長は、前条第一号による消毒をしたときは、その旨を消毒実施表に記入し、救急自動車の見やすい場所に標示しておくものとする。

(救急自動車の整備)

第二十六条 消防長は、自動車点検基準(昭和二十六年運輸省令第七十号)に定めるところにより、救急自動車の整備を行なわなければならない。

第七章 救急業務計画等

(救急業務計画)

第二十七条 消防長は、特殊な救急事故の発生した場合における救急業務の実施についての計画を作成しておくものとする。

2 消防長は、毎年一回以上前項に定める計画に基づく訓練を行なうものとする。

(救急調査)

第二十八条 消防長は、救急業務の円滑な実施を図るため、当該市町村の区域について、次の各号に定めるところにより調査を行なうものとする。

- 一 地勢及び交通の状況
- 二 救急事故が発生するおそれのある対象物の位置及び構造
- 三 医療機関等の位置及びその他必要な事項
- 四 その他消防長が必要と認める事項

第八章 雑則

(適用の除外)

第二十九条 令第四十三条に定める基準に該当する市町村以外の市町村が救急業務を行なう場合は、第九条及び第十一条の規定の一部を適用しないことができる。

○道路交通法(昭和三十一年六月二十五日法律第百五号)

(緊急自動車の通行区分等)

第三十九条 緊急自動車(消防自動車、救急自動車その他政令で定める自動車)で、当該緊急業務のため、政令で定めるところにより、運転中のものをいう。以下同じ)は、第十七条第四項に規定する場合のほか、追越しをするためその他やむを得ない必要があるときは、同条第三項の規定にかかわらず、道路の右側部分にその全部又は一部をはみ出して通行することができる。

2 緊急自動車は、法令の規定により停止しなければならない場合においても、停止することを要しない。この場合においては、他の交通に注意して徐行しなければならない。

(緊急自動車の優先)

第四十条 交差点又はその附近において、緊急自動車が接近してきたときは、路面電車は交差点を避けて、車両(緊急自動車を除く。以下この条において同じ)は交差点を避け、かつ、道路の左側(一方通行となっている道路においてその左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることとなる場合にあっては、道路の右側、次項において同じ)に寄つて一時停止しなければならない。

(昭和三十一年六月二十五日法律第百五号)

2 前項以外の場所において、緊急自動車が接近してきたときは、車両は、道路の左側に寄つて、これに進路を譲らなければならない。

(罰則 第五十二条第一項第二号)

(昭三十八年九〇、昭四十五年八六、昭四十六年八八、昭四十七年五一、一、昭四七)

(緊急自動車等の特別)

第四十一条 緊急自動車については、第八條第一項、第十七條第五項、第十八條、第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十五条第一項及び第二項、第二十五条の二第二項、第二十六条の二第三項、第二十九条第一項、第三十条、第三十二条第一項、第二項及び第四項、第三十五条第一項並びに第三十八條第一項前段及び第三項の規定は、適用しない。

2 前項に規定するもののほか、第二十二條の規定に違反する車両等を取り締まる場合における緊急自動車については、同條の規定は、適用しない。

3 もつばら交通の取締りに従事する自動車で総理府令で定めるものについては、第十八條第一項、第二十条第一項及び第二項、第二十条の二並びに第二十五条の二第二項の規定は、適用しない。

4 政令で定めるところにより道路の維持、修繕等のための作業に従事している場合における道路維持作業用自動車(もつばら道路の維持、修繕等のために使用する自動車)については、第十七條第三項及び第五項、第十八條第一項、第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十三條並びに第二十五条の二第二項の規定は、適用しない。

(緊急自動車の要件)
第十四條 消防自動車、救急自動車又は前条第一項各号に掲げる自動車は、緊急の業務のため運転するときは、道路運送車両法第三條及びこれに基づく命令の規定(道路運送車両法の規定が適用されない自衛隊用自動車については、自衛隊法第一百四條第二項の規定による防衛庁長官の定め。以下「車両の保安基準」に関する規定」という。)により設けられるサイレンを鳴らし、かつ、赤色の警光灯をつけなければならない。ただし、警察用自動車(法第二十二條の規定に違反する車両又は路面電車(以下「車両等」という。))を取り締まる場合において、特に必要があると認めるときは、サイレンを鳴らすことを要しない。

○道路交通法施行令

(昭和三十五年十月十一日)
(政令第二百五十七号)

(道路維持作業用自動車)
第十四條の二 法第四十一条第四項の政令で定める自動車は、次の各号に掲げるものとする。
一 道路を維持し、若しくは修繕し、又は道路標示を設置するため必要な特別の構造又は装置を有する自動車
二 道路の管理者が道路の損傷箇所等を発見するため使用する自動車(総理府令で定めるところにより、その車体を紫色したものに限る。)で、当該道路の管理者の申請に基づき公安委員会が指定したものである。

(昭三八政二〇五、二〇七)
第十四條の三 道路維持作業用自動車は、道路の維持、修繕等のための作業に従事するときは、車両の保安基準に関する規定により設けられる黄色の灯火をつけなければならない。

(消防用車両の要件)

第十四條の四 消防自動車以外の消防の用に供する車両は、消防業務のため運転するときは、サイレン又は鐘を鳴らし、かつ、夜間及び第十九條に規定する場合にあつては、総理府令で定める赤色の灯火をつけなければならない。

(昭三八政二〇五、二〇七)

(路側帯が設けられている場所における停車及び駐車)

第十四條の五 法第四十七條第三項の政令で定めるものは、歩行者の通行の用に供する路側帯で、員員が〇・七五メートル以下のものとする。

2 車両は、路側帯に入つて停車し、又は駐車するときは、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める方法によらなければならない。
一 歩行者の通行の用に供する路側帯に入つて停車し、又は駐車する場合、当該路側帯を区画している道路標示と平行になり、かつ、当該車両の左側に歩行者の通行の用に供するため〇・七五メートルの余地をとること。この場合において、当該路側帯に当該車両の全部が入つた場合においてもその左側に〇・七五メートルをこえる余地をとることができるときは、当該道路標示に沿ふこと。

二 歩行者の通行の用に供しない路側帯に入つて停車し、又は駐車する場合、当該路側帯の左側側に沿ふこと。

○災害救助法

(昭和二十二年十月十八日)
(法律 第一百十八号)

改正 昭和三十六年六月一日法律第五十七号
昭和三十七年五月三十一日同 第一五七号
昭和三十七年五月三十一日同 第一五七号
昭和三十七年七月二日同 第二一九号
昭和三十七年三月二日同 第二一九号
昭和三十七年三月二日同 第二一九号
昭和三十七年八月三日同 第二六六号
昭和三十七年五月一日同 第二〇一七号
昭和三十七年五月一日同 第二〇一七号
昭和三十七年五月八日同 第二〇一九号

災害救助法をここに公布する。

第一章 総則

第一条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかつた者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

(昭三十七年一〇九、一、昭改正)

第二条 この法律による救助(以下「救助」という。)は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村(特別区を含む。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区域とする。)内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して、これを行なう。

(昭三十七年一〇九、一、昭改正)

第三条から第二十一條まで 削除 (昭三十七年一〇七)

第二章 救助

第二十二条 都道府県知事は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の確保に努めなければならない。

(昭三十七年一〇九、一、昭改正)

第二十三條 救助の種類は、左の通りとする。

- 一 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与
- 二 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- 四 医療及び助産
 - 五 災害にかかった者の救出
 - 六 災害にかかった住宅の応急修理
 - 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 - 八 学用品の給与
 - 九 埋葬
 - 十 前各号に規定するものの外、命令で定めるもの
- ② 救助は、都道府県知事が必要があると認められた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれをなすことができる。
- ③ 救助の程度、方法及び期間に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

(昭和三十八年六月一日改正)

- 第二十三條の二 指定行政機関の長（災害対策基本法（昭和二十六年法律第二百二十三号）第二条第三号に規定する指定行政機関の長をい）当該指定行政機関が國家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の委員会である場合にあつては、当該指定行政機関とす。以下次条において同じ。）及び指定地方行政機関の長（災害対策基本法第二条第四号に規定する指定地方行政機関の長をい。以下次条において同じ。）は、防災業務計画（同法同条第九号に規定する防災業務計画をい。）の定めるところにより、救助を行なうため特に必要があると認めるときは、救助に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を要とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は救助に必要な物資を収用することができる。
- ② 前項の場合においては、公用令書を交付しなければならない。
- ③ 第一項の処分を行なう場合においては、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(昭和三十八年六月一日改正)

- 第二十三條の三 前条第一項の規定により物資の保管を命じ、又は物資を収用する場合は、必要があるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、当該官吏に物資を保管させる場所又は物資の所在する場所に立ち入り検査をさせることができる。
- ② 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前条第一項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を取り、又は当該官吏に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

- ③ 前二項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。
- ④ 当該官吏が第一項又は第二項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

(昭和三十八年六月一日改正)

- 第二十四條 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、土木建築工事又は輸送関係者を、第三十一条の規定に基く主任大臣の命令を実施するため、必要があると認めるときは、医療又は土木建築工事関係者を、救助に關する業務に従事させることができる。
- ② 陸運局長又は海運局長は、都道府県知事が第三十一条の規定に基く主任大臣の命令を実施するため、必要があると認めるときは、輸送関係者を救助に關する業務に従事させることができる。
- ③ 第一項及び第二項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、命令でこれを定める。
- ④ 第二十三條の二第二項の規定は、第一項及び第二項の場合に、これを準用する。

- ⑤ 第一項又は第二項の規定により救助に従事させる場合においては、その実施を弁償しなければならない。

(昭和三十八年六月一日改正)

- 第二十五條 都道府県知事は、救助を要する者及びその近隣の者を救助に關する業務に協力させることができる。
- 第二十六條 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるとき、又は第三十一条の規定に基く主任大臣の命令を実施するため、必要があると認めるときは、病院、診療所、旅館その他の命令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を要とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。

- ② 第二十三條の二第二項及び第三項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

(昭和三十八年六月一日改正)

- 第二十七條 前条第一項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該官吏に施設、土地、家屋、物資の所在する場所に立ち入り物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。
- ② 都道府県知事は、前条第一項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を取り、又は当該官吏に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

- ③ 前二項の規定により立ち入る場合においては、予めその旨をその施設、土地、家屋又は場所の管理者に通知しなければならない。
- ④ 当該官吏が第一項又は第二項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

- 第二十八條 厚生大臣、都道府県知事は、第三十条の規定により救助の実施に關する都道府県の職権の一部を委任された市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又はこれらの者の命を受けた者は、非常災害が発生し、現に応急的な救助を行う必要がある場合には、その業務に關し緊急を要する運荷のため、公衆電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第三項第三号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

(昭和三十八年六月一日改正)

- 第二十九條 第二十四條又は第二十五條の規定により、救助に關する業務に従事し、又は協力する者が、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、命令の定めるところにより扶助金を支給する。
- 第三十條 都道府県知事は、救助を迅速に行うため、必要があると認めるときは、救助の実施に關するその職権の一部を市町村長に委任することができる。

- 第三十一條 主任大臣は、都道府県知事が行う救助につき、他の都道府県知事に対して、応援をなすべきことを命ずることができる。
- 第三十一条の二 日本赤十字社は、その使命にかんがみ、救助に協力しなければならない。
- ② 政府は、日本赤十字社に、政府の指揮監督の下に、救助に關し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力（第二十五條の規定による協力を除く。）の連絡調整を行なわせることができる。

(昭和三十八年六月一日改正)

- 第三十二條 都道府県知事は、救助又はその応援の実施に關して必要な事項を日本赤十字社に委託することができる。

第三項 費用

第三十三條 第二十三條の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む）は、救助の行われた地の都道府県が、これを支弁する。

② 第二十四條第五項の規定による実費弁償及び第二十九條の規定による扶助金の支給で、第二十四條第一項の規定による従事命令又は第二十五條の規定による協力命令によつて救助に關する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用は、その従事命令又は協力命令を發した都道府県知事の統轄する都道府県が、第二十四條第二項の規定による従事命令によつて救助に關する業務に従事した者に係るものに要する費用は、同項の規定による要求をなした都道府県知事の統轄する都道府県が、これを支弁する。

③ 第二十六條第二項の規定により準用する第二十三條の第二項の規定による損失補償に要する費用は、管理、使用若しくは收用を行い、又は保管を命じた都道府県知事の統轄する都道府県が、これを支弁する。

第三十四條 都道府県は、当該都道府県知事が第三十二條の規定により委託した事項を実施するため、日本赤十字社が支弁した費用に対し、その費用のための寄附金その他の収入を控除した額を補償する。
（昭和三十八年六月八日法律第一〇九号改正）

第三十五條 都道府県は、他の都道府県において行われた救助につきなした応援のため支弁した費用について、救助の行われた地の都道府県に対して、求償することができる。
（昭和三十八年六月八日法律第一〇九号改正）

第三十六條 国庫は、都道府県が第三十三條の規定により支弁した費用及び第三十四條の規定による補償に要した費用（前條の規定により求償することができるものを除く）並びに前條の規定による求償に対する支払に要した費用の合計額が政令で定める額以上となる場合において、当該合計額が、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める当該都道府県の普通税（法定外普通税を除く。以下同じ）について同法第一條第五号にいう標準税率（標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする）をもつて算定した当該年度の収入見込額（以下この条において「収入見込額」という）の百分の二以下であるときであつては当該合計額についてその百分の五十を負担するものとし、収入見込額の百分の二をこえるときにあつては左の区分に従つて負担するものとする。この場合において、収入見込額の算定方法については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四條の定めるところによるものとする。

- 一 収入見込額の百分の二以下の部分については、その額の百分の五十
- 二 収入見込額の百分の二をこえ、百分の四以下の部分については、その額の百分の八十
- 三 収入見込額の百分の四をこえる部分については、その額の百分の九十

第三十七條 都道府県は、前條に規定する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てて置かなければならない。
（昭和三十八年六月八日法律第一〇九号改正）

第三十八條 災害救助基金の各年度における最少額は当該都道府県の当該年度の前年度の前三年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当する額とし、災害

救助基金がその最少額に達していない場合は、都道府県は、政令で定める金額を、当該年度において、積み立てなければならぬ。

② 前項の規定により算定した各年度における災害救助基金の最少額は、五百万円に満たないときは、当該年度における災害救助基金の最少額は、五百万円とする。
（昭和三十八年六月八日法律第一〇九号改正）

第三十九條 災害救助基金から生ずる収入は、すべて災害救助基金に繰り入れなければならない。

第四十條 第三十六條の規定による国庫の負担額が、同条に規定する費用を支弁するために災害救助基金以外の財源から支出された額を超過するときは、その超過額は、これを災害救助基金に繰り入れなければならない。
（昭和三十八年六月八日法律第一〇九号改正）

第四十一條 災害救助基金の運用は、左の方法によらなければならない。

- 一 資金運用部への預託又は確実な銀行への預金
- 二 國債証券、地方債証券、勲業債券その他確実な債券の応募又は買入
- 三 第二十三條第一項に規定する給与品の事前購入

第四十二條 災害救助基金の管理に要する費用は、災害救助基金から、これを支出することができる。

第四十三條 災害救助基金が第三十八條の規定による最少額以上積み立てられている都道府県は、区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ）が災害救助の資金を貯蓄しているときは、同条の規定による最少額を超える部分の金額の範囲内において、災害救助基金から補助することができる。
（昭和三十八年六月八日法律第一〇九号改正）

第四十四條 都道府県知事は、第三十條の規定により救助の実施に關するその職権の一部を市町村長に委任した場合は、都道府県が救助に要する費用を支弁する暇がない場合においては、救助を必要とする者の所在地の市町村に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。
（昭和三十八年六月八日法律第一〇九号改正）

第四十五條 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十四條第一項又は第二項の規定による従事命令に従わな
- 二 第二十三條の第二項又は第二十六條第一項の規定による保

護命令に従わない者
第四十六條 詐偽その他不正の手段により救助を受け、又は受けさせた者は、これを六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。その刑法に正条があるものは、刑法による。

第四十七條 第二十三條の第三項、第二項若しくは第二十七條第一項、第二項の規定による当該官署若しくは吏員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第二十三條の第三項若しくは第二十七條第二項の規定による報告をなさず、若しくは虚偽の報告をなした者は、これを三万円以下の罰金に処する。
（昭和三十八年六月八日法律第一〇九号改正）

第四十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し第四十五條又は前條の違反行為をなしたときは、行為者を罰するの外、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。

附則

- ① この法律は、昭和二十二年十月二十日から、これを施行する。
- ② 罹災救助基金法は、これを廃止する。
- ③ この法律施行の際、現に存する旧法による罹災救助基金は、この法律による災害救助基金とする。
- ④ 旧法第十七條第一項第一号の規定による貸出金は、その貸出期間満了の日まで、なお従前の規定によりこれを存続させることができる。

附則 (昭和二十四年五月三十一日法律第一五七号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附則 (昭和二十四年五月三十一日法律第一六八号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十六年三月三十一日法律第二〇二号)

この法律は、資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)施行の日から施行する。

(施行期日)

この法律は、昭和二十八年八月三十一日法律第一六六号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。但し、第三十三條及び第三十六條の改正規定は、昭和二十八年四月一日から適用する。

附則 (昭和三十七年五月八日法律第一〇九号)

- 1 この法律は、災害対策基本法の施行の日から施行する。ただし、第三條中災害救助法第三十六條の改正規定は、公布の日から施行し、昭和三十七年度分の国庫負担金から適用する。
(施行期日昭和三十七年七月一〇日)

- 2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○自衛隊法

(災害派遣)

第八十三条 都道府県知事その他政令で定める

者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を長官又はその指定する者に要請することができる。

2 長官又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

3 庁舎、営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。

4 第一項の要請の手続は、政令で定める。

二項：一部改正（昭和三十七年五月法律一三二号二条）

註 一・四項の「政令」―本法施行令一〇五条・一〇六条、一・二項の「指定」

―自衛隊の災害派遣に関する訓令二条（防衛出動時における物資の収用等）

第百三条 第七十六条第一項（防衛出動）の規定により自衛隊が出動を命ぜられ、当該自衛隊の行動に係る地域において自衛隊の任務遂行上必要があると認められる場合には、都道府県知事は、長官又は政令で定める者の要請に基づき、病院、診療所その他政令で定める施設（以下本条中「施設」という。）を管理し、土地、家屋若しくは物資（以下本条中「土地等」という。）を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対してその取り扱う物資の保管を命じ、又はこれらの物資を収用することができる。ただし、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、長官又は政令で定める者は、都道府県知事に通知した上で、自らこれらの権限を行うことができる。

2 第七十六条第一項の規定により自衛隊が出動を命ぜられた場合においては、当該自衛隊の行動に係る地域以外の地域においても、都道府県知事は、長官又は政令で定める者の要請に基づき、自衛隊の任務遂行上特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣が告示して定めた地域内に限り、前項の規定の例により、施設の管理、土地等の使用若しくは物資の収用を行い、又は取扱物資の保管命令を発し、また、当該地域内にある医療、土木建築工事又は輸送を業とする者に対して、当該地域内においてこれらの者が現に従事している医療、土木建築工事又は輸送の業務と同種の業務で長官又は政令で定める者が指定したものに従事することを命ずることができる。

3 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二十三条の第二項（公用令書の交付）及び第三項（損失の補償）並びに第二十三条の三（立入検査）の規定は、前二項の規定により施設を管理し、土地等を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用する場合について同法第二十三条の第二項、第二十四条第五項（実費の弁償）及び第二十九条（扶助金の支給）の規定は、前項の規定により医療、土木建築工事又は輸送に従事する者を長官又は政令で定める者の指定した業務に従事させる場合について準用する。

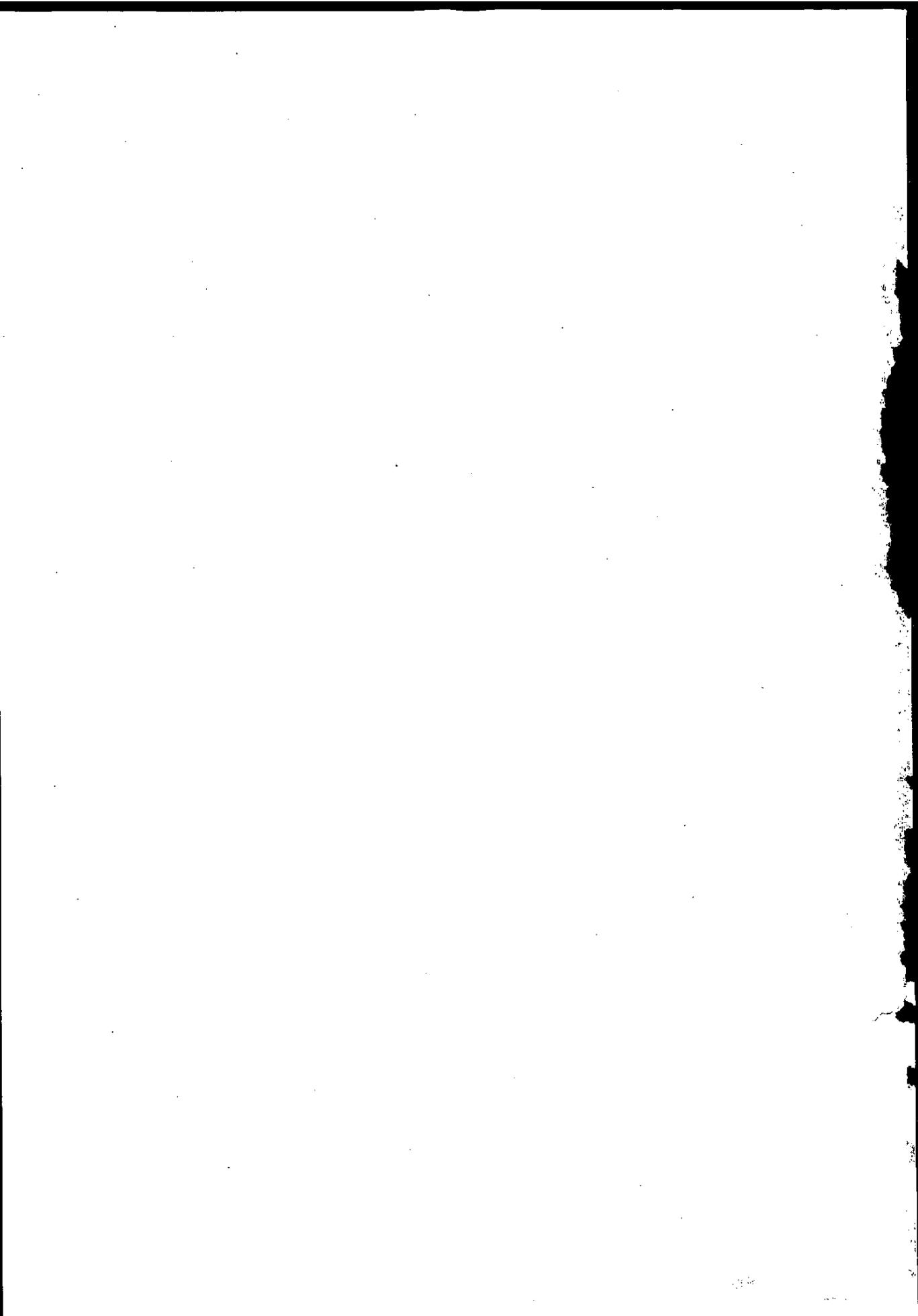
4 第二項に規定する医療、土木建築工事又は輸送に従事する者の範囲は、政令で定める。

5 前四項に定めるものは、第七十六条第一項の規定により自衛隊が出動を命ぜられた場合における施設の管理、土地等の使用、物資の保管命令、物資の収用又は業務従事命令について必要な手続は、政令で定める。

6 第一項又は第二項の規定による処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。

三項：一部改正（昭和三十七年五月法律一〇九号八条）、五項：一部改正（昭和三十七年五月法律一三二号二条）、六項：追加（昭和三十七年九月法律一六一号一四号）

註 一・二・三・四・五項の「政令」―なし



—— 禁無断転載 ——

昭和 49 年 6 月 発行

発行所 財団法人 日本情報処理開発センター

東京都港区芝公園3丁目5番8号

機械振興会館内

TEL (434) 8211(代表)

印刷所 ㈱ 三州社

東京都港区芝大門1丁目1番21号

TEL (433) 1481(代表)

48-R007

